
博士研究論文

財務省主導の日本政府による ASEAN+3 地域金融協
力政策に関する考察

**A Study of the Japanese Government's Policy on ASEAN+3
Financial Cooperation Led by Ministry of Finance (MOF)**

陸 長栄

Lu Chang Rong

2015/1/27

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程
Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University

目次	
序章	1
第1節 問題意識	1
第2節 研究背景：東アジア地域金融協力の推進プロセス	1
2-1 地域金融市場の不安定な動き	2
2-2 ドルペッグ制と言う要素	4
2-3 地域金融協力体制の形成・強化	7
第3節 先行研究における「地域」と「政策」の視座	8
3-1 地域協力の視点：国益と地域益の関係	9
3-2 地域金融協力の視点：地域公共財	13
3-3 地域金融協力政策の視点：対外政策過程分析	19
第4節 本論文の位置づけと分析視角	22
4-1 「地域公共財」に基づく国際公共政策の視点	23
4-2 「国益と地域益の合致」における「国家間レベル」の視座	23
4-3 地域金融協力政策における「2つの側面」の視座	23
第5節 使用した資料と本論文の構成	24
5-1 本論文で使用した資料	24
5-2 本論文の構成	26
第1部 日本政府における東アジア金融協力政策観の形成	29
第1章 日本政府の東アジア金融協力に対する政策観の変遷：二国間主義から ASEAN+3 体制へ（1980 - 2012 年）	29
はじめに	29
第1節 二国間 ODA を中心とした対アジア経済協力モデル（1980—1997 年）	29
1-1 経済外交と開発金融政策	29
1-2 「開かれた地域主義」に基づく二国間協力	33
第2節 1997 年アジア危機救済：地域金融協力意識の醸成（1997—1999 年）	35
2-1 1997 年アジア通貨・金融危機と日本経済の悪化	36
2-2 日本政府による危機支援のマルチ化	37
2-3 地域金融協力における 1997 年アジア通貨・金融危機の位置づけ	46
第3節 地域金融協力における日本政府の政策観の転換：二国間支援から多国間協力へ（1999—2003 年）	50
3-1 域内の多国間協力意識の向上	50
3-2 「日本・ASEAN パートナシップ」から「ASEAN+3」へ	52
3-3 ASEAN+3 金融協力における日本政府の推進戦略	54
第4節 地域金融協力における日本政府の「二面性」政策方針（2003—2012 年）	56
4-1 EAS を巡る小泉構想及び地域経済協力の主導権	57
4-2 鳩山路線から見る民主党政権の推進姿勢と戦略	61
おわりに	66

第2部 財務省主導下の ASEAN+3 金融協力を巡る政策過程	68
第2章 ASEAN+3 金融協力体制と具体的な協力の仕組に関する検討	68
はじめに.....	68
第1節 東アジア金融協力の進展と ASEAN+3 体制の構築.....	69
1-1 1997年通貨・金融危機以前における地域金融協力の検討.....	69
1-2 通貨・金融危機と地域金融協力の欠如.....	69
1-3 ASEAN+3 における財務大臣会議体制の形成.....	70
第2節 課題1：緊急時の流動性支援体制の整備：（メカニズム1：チェンマイ・イニシア タイプ）.....	75
2-1 メカニズム1：チェンマイ・イニシアタイプ（CMI）.....	75
2-2 チェンマイ・イニシアタイプのマルチ化（CMIM）に向けた経緯.....	75
2-3 CMI マルチ化（CMIM）と通貨スワップ取極の深化.....	77
2-4 CMI の発動実績に関する分析.....	79
第3節 課題2：ASEAN+3 地域金融サーベイランスの機能強化（メカニズム2：ERPD と メカニズム3：AMRO）.....	81
3-1 メカニズム2：ASEAN+3 経済レビュー・政策対話.....	81
3-2 メカニズム3：マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）.....	82
第4節 課題3：ASEAN+3 債券市場の育成（メカニズム4：ABMI）.....	84
4-1 ABMI の提案と2つのロードマップ.....	84
4-2 ABMI の協力実績.....	89
4-3 ABMI の深化：3つのサブ・メカニズムの構築.....	92
おわりに.....	95
第3章 財務省を中心とした ASEAN+3 金融協力政策と協力活動を巡る考察	96
はじめに.....	96
第1節 財務省を中心とした ASEAN+3 金融協力体制.....	96
1-1 財務省を中心とした組織構造の一体化.....	96
1-2 ASEAN+3 金融協力政策を巡る予算体制.....	100
1-3 政策金融改革による公的金融機関の機能向上.....	104
第2節 ASEAN+3 金融協力における日本政府の推進活動.....	105
2-1 ASEAN+3 財務大臣会議体制（AFMM+3）の推進.....	105
2-2 CMI による通貨スワップの促進.....	106
2-3 アジア債券市場育成における日本政府の協力活動.....	112
2-4 リサーチ・グループを中心とする知的協力支援.....	115
第3節 国際金融機関との連携による推進活動と実績.....	118
3-1 日本特別基金（Japan Special Fund：JSF）による金融技術支援.....	118
3-2 途上国銀行資本増強ファンド（Bank Recapitalization Fund：BRF）.....	121
おわりに.....	122
第4章 ASEAN+3 金融協力政策における公的金融機関の協力体制と事業活動	125

はじめに.....	125
第1節 ASEAN+3 金融協力政策における公的金融機関の位置づけ	125
1-1 公的金融機関とは.....	126
1-2 公的金融機関における資金調達構造.....	126
第2節 日本国際協力銀行（JBIC）の協力体制と事業活動.....	127
2-1 日本国際協力銀行（JBIC）組織構造の変化.....	127
2-2 ASEAN+3 金融協力における JBIC の機能.....	134
2-3 地域債券市場育成（ABMI）を中心とした JBIC の協力活動	135
第3節 日本貿易保険（NEXI）の協力体制と事業活動	144
3-1 日本貿易保険（NEXI）の機能.....	145
3-2 海外事業資金貸付保険を中心とした地域金融協力機能.....	146
3-3 地域債券保険を中心とした NEXI の地域金融協力体制	147
第4節 日本国際協力機構（JICA）の協力体制と事業活動.....	150
4-1 日本国際協力機構（JICA）の機能	151
4-2 地域金融協力における JICA の協力機能	152
4-3 地域金融協力における JICA の事業活動	157
おわりに.....	163
第3部「円の国際化」の再推進に基づく ASEAN+3 金融協力政策の意図と効果.....	166
第5章 ASEAN+3 金融協力政策における「円の国際化」の位置づけ.....	166
はじめに.....	166
第1節 通貨の国際化について.....	166
1-1 「通貨国際化」の定義.....	166
1-2 国際通貨に関する4つの機能.....	167
1-3 「円の国際化」の概説.....	168
第2節 1970年代後半から1997年までの「円の国際化」政策の形成・推進	169
2-1 1970年代後半以降「円の国際化」を巡る日本政府の動き	169
2-2 1980年代以降「円の国際化」の政策過程.....	171
2-3 「円の国際化」政策実施の効果.....	175
2-4 「円の国際化」政策の停滞と原因.....	178
第3節 1997年アジア危機以降の「円の国際化」政策の再構築.....	186
3-1 「円の国際化」再推進構想を促進した2つの出来事.....	186
3-2 「円の国際化」政策の再構築に関する諸動向.....	188
第4節 東アジア金融協力に基づく「円の国際化」の再構築.....	191
4-1 「円の国際化」における東アジア地域の重要性.....	191
4-2 地域金融協力における「円の国際化」の戦略転換.....	194
第5節 「円の国際化」再推進の焦点と日本政府の戦略目標.....	195
5-1 金融・資本取引と貿易取引の円建て化の比較.....	196
5-2 地域貿易取引における円資金の供給.....	197

5-3	金融・資本面における円資金の供給.....	202
5-4	「円の国際化」再推進における日本政府の戦略目標.....	206
	おわりに.....	206
第6章	ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」推進策の実施と効果分析	208
	はじめに.....	208
第1節	ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」再推進の4つの経路.....	208
1-1	日本の公的円資金の供給.....	208
1-2	通貨スワップ取極体制の構築.....	209
1-3	域内債券市場の育成.....	209
1-4	通貨バスケット制の導入の構想.....	211
第2節	地域金融協力による「円の国際化」再推進策への効果分析.....	213
2-1	ODA 円借款による円資金供給の限界.....	214
2-2	チェンマイ・イニシアティブ (CMI) による直接取引の拡大.....	215
2-3	域内債券市場育成 (ABMI) からの視点.....	218
2-4	地域通貨協力構想.....	221
第3節	「円の国際化」を巡る政策選好の転換と今後の推進針路.....	225
3-1	円と東アジア通貨間の強まる連関性.....	225
3-2	今後の政策選好に関する5つのシナリオ.....	227
3-3	地域金融協力における円・元通貨国際化の連携論.....	229
3-4	「円の地域的な使用拡大」と「人民元のアジア化」の協力政策の針路.....	234
	おわりに.....	237
終章	240
第1節	総括.....	240
第2節	ASEAN+3 金融協力政策を巡る3層の乖離構造.....	244
2-1	ASEAN+3 金融協力政策と「円の国際化」の再推進の効果との乖離.....	244
2-2	日本と他メンバー国における政策選好を巡る乖離.....	245
2-3	「地域主義」原理と日本政府における政策方向性の乖離.....	245
第3節	結論：東アジア金融協力政策への展望.....	246
3-1	東アジア地域における米ドル依存体制からの離脱.....	246
3-2	地域金融協力における「開かれた国益」と言う視点の必要性.....	248
3-3	地域公共財構造の下で日本の金融協力政策における日中連携の可能性.....	249
参考文献	252

序章

第1節 問題意識

1980年代後半以降、国境を越えた国際システムは、より豊富な意味を持たせるようになった。世界経済では、グローバリゼーションの急速な進展により世界各国における経済関係の緊密化が進む一方で、特定地域における経済の緊密度が増大したことで、地域経済統合も進行した¹。特に東アジアでは、その進展が著しく早かった²。このような地域構造の変動に従い、「地域化」の推進によって、多国間協力を初めとして、地域主義の潮流が生まれた。地域主義の隆興は、旧来型の地域政策モデルに深刻な影響を与えた。新たな地域秩序の編成の下で、従来の ODA 開発援助や、雁行型経済モデルを中心に二国間協力を推進してきた日本政府によって、①いかに地域協力のトレンドに対応してきたか、②またどんな地域政策が求められているのかと言う、冷戦後日本政府の地域政策のあり方や今後の進むべき道における最も根本的な課題として浮上した。

地域主義者の視点によれば、集团的利益である「地域益」は、地域秩序を規範とする最も重要な要素である。しかし一方で、現在の国際社会は多数の国家から構成されている以上、主権国家が地域社会の主体として、各国が自らの利益を追求することは、依然として国際関係の主流である。つまり「国益」は、国家行動を律する根本的な要素と言えよう。では、地域主義・地域協力の下で「国益」と「地域益」と言う2つの要素が、主権国家の対外行動を主導・制約する最も肝心な要素として、どのように国家政府の協力政策や活動に影響を与えているかと言う疑問を巡って、すなわち、地域構造の変動に伴い地域公共財供給構造の下で、国家単位がいかに「国益」と「地域益」の互いのバランスを取りながら政策を調整するかを明らかにすることは、本研究の最も根本的な目的とする。

本論文では、日本政府の東アジア地域金融協力（ASEAN+3）の方針と政策の変遷を分析事例として取り上げて、財務省と公的金融機関を中心とした ASEAN+3 協力政策の作成と実施を考察する上で、1997年危機以降に構築された財務省を中心とした日本政府の地域金融協力政策を巡る全体像を把握することを目的とする。その中で、特に「ASEAN+3 協力政策に基づく『円の国際化』の再推進」に対しての効果分析を通じて、国際公共政策分析の視座から、日本政府の ASEAN+3 金融協力政策の意図を明らかにしたい。

第2節 研究背景：東アジア地域金融協力の推進プロセス

¹ 浦田秀次郎「日本の通商戦略の課題と将来展望」、『日本の通商戦略の課題と将来展望（報告書）』（21世紀政策研究所）、2012年、7月、6頁。

² 本論文での「東アジア」、「ASEAN+3」と「地域」は、シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、日本、中国、韓国の13カ国で構成される ASEAN+3 メンバー国を指す。

冷戦以降、東アジア（ASEAN+3）地域においては、①域内分業生産・貿易構造の形成、②制度面における様々な二国間、③多国間の FTA/EPA が締結されている。それによって、域内外の多国籍企業が直接投資を通じて生産工程を分散立地させる工程間分業体制（フラグメンテーション）³を敷いており、これらを下に東アジア地域では、企業による国際的な生産・流通ネットワークが形成され、デファクト経済統合が進んでいる。地域における実体経済分野の政府間協力も急速に発展している。それに比べると、金融面での地域政府間協力の進展が極めて遅れている。「米ドル本位制」を中心とした世界的金融不安の下で、分業生産・域内貿易・直接投資の3つの柱を中心に、東アジア地域経済依存は着実に進化しているものの、国際資本流動に対しての地域レベルの監督・協調体制が欠如したため、地域諸国金融・通貨市場は、ヘッジファンドによる国際的投機行為に攻撃され易かった。1997年のアジア通貨・金融危機を契機に、各国政府間の合意により、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議制度（以下は AFMM+3）を中心に ASEAN+3 協力体制が構築された。

2-1 地域金融市場の不安定な動き

2-1-1 資本取引自由化による国際的資本流動の加速

1980年代後半から1990年代にかけて、世界経済はグローバル化が顕著になり、国際金融市場においても、膨大かつ瞬時に移動する資本取引が為替相場や実体経済に大きな影響を与えるようになった⁴。冷戦後、資本取引の自由化の深化により、先進国経済体を中心とした各国では、大規模な蓄積・投資に伴って巨額な金融資産が生成された。世界の名目 GDP の伸び率や輸出の伸び率を上回る速度で、金融資産の成長率が急速に伸びている（図表1）。各国間で国境を越えた資産の持替が可能となったため、国際的資本流動が頻繁に起こっている。こうした金融グローバル化は、民間資本の新興市場への投資規模を拡大させた。1997年のアジア通貨・金融危機が発生した直後の1997年9月に、マレーシアのマハティール・ビン・モハマド（Mahathir bin Mohamad）首相（当時）は、ウォール・ストリート・ジャーナル（Wall Street Journal）紙への投稿文で、「昨今の資本取引の多くはもはや実体経済を反映するものではなく、通貨自体が1つのコモディティとして取引されている。その取引額は世界の貿易額の20倍に相当する」と述べた⁵。国境を越えた資本の流動は、特に21世紀に入ってから、IT・株価バブル崩壊後の世界的な過剰流動性を背景に活発化した。益々多くの資本が、直接投資・株式・社債の証券投資といった様々な形態で

³ フラグメンテーション（fragmentation）とは、元々一箇所で行われていた生産活動を複数の生産ブロックに分けて、それぞれの活動に適した立地条件のところに分散立地させ、それらを組み立て作り上げる一連の生産工程である。その定義は、木村福成「国際貿易理論の新たな潮流と東アジア」（『開発金融研究所報』、2003年1月（第14号）、107頁）を参照。また、フラグメンテーションの理論について具体的な内容は、Jones and Kierzkowski（1990）、Deardorff（2001）、Cheng and Kierzkowski（2001）等を参照。

⁴ 資本移動には、直接投資（海外に子会社を設立し、M&Aが目的ではない株式取得等の間接金融）、銀行の貸付、政府開発援助（ODA）等の内容が含まれている。飯田幸裕・大野裕之・寺崎克志著『国際公共経済学』、創成社、2010年、154頁。

⁵ Mahathir Mohamad, “Highwaymen of the Global Economy”, *Wall Street Journal*, 9/23/1997.

国境を越えて迅速に流動している。

図表1：1973-2007年 国際資本市場及び実体経済の成長率比（単位：％）

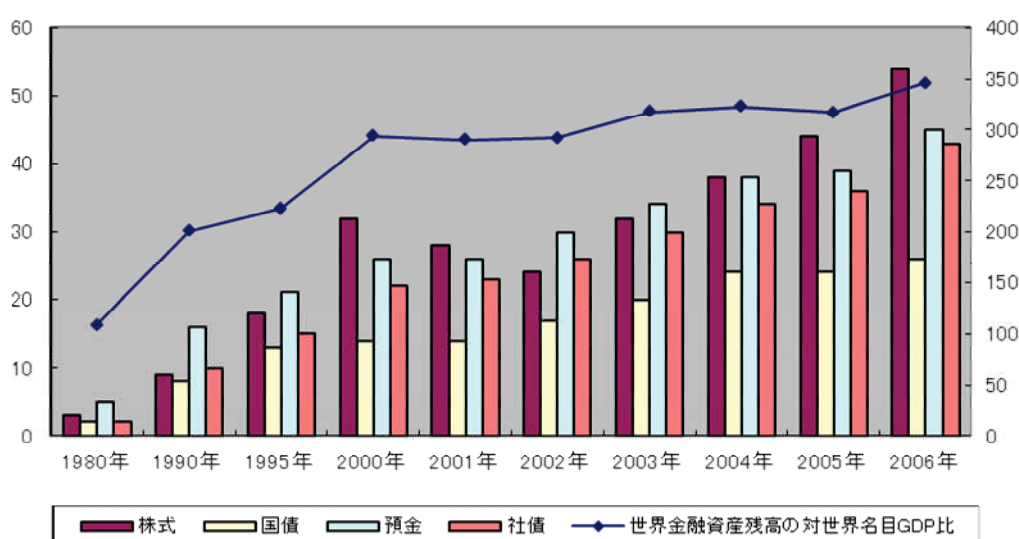
	1973-1982年	1983-1995年	1996-2007年
債券発行	12.2	10.1	16.6
貸出増加	16.5	5.5	8.5
貸出と債券総額	14.4	8.2	13.6
世界平均GDP	3.4	3.4	5.3
世界輸出総額	4.1	6.0	7.3

出所：IMF, International Capital Markets 1997&2001より筆者作成。

2000年に入ると、世界中において金融資産の流通が一層加速した。世界の金融資産の推移を見れば（図表2）、1980年の120億ドルから2006年には1670億ドルへと約14倍増大した。具体的な項目を検討すると、1996年から2006年にかけて、世界の株式・社債・国債・預金の年平均伸び率は、それぞれ10.4%、10.7%、6.8%、7.8%であり、金融資産全体合計9.1%である（図表2）。また、ケネス・ロゴフ（Kenneth S. Rogoff）の試算によると、2000年から2007年まで7年間に国際金融資産の増幅は、貿易サービスや一般商品よりも50%を超えた⁶。更に、ヘッジファンドや企業債券・信用による資金移動も加わるならば、より大きな金額が世界中で動いている。しかし、こうした膨大な金融資産の成長に伴い世界的な金融負債も増加しており、金融危機の発生率が同時に急上昇している。

図表2：1980-2006年 世界の金融資産残高の推移

（単位：10億ドル；％）



出所：経済産業省『通商白書 2008年版』、図表 1-1-24 より筆者作成。

⁶ Reinhart, Carmen M., and Kenneth S. Rogoff, “The Aftermath of Financial Crises”, *American Economic Review*, Vol. 99, 2009, pp. 470-472.

2-1-2 東アジアにおける金融市場の不安定

東アジア地域では、1980年代後半以降、ASEAN（5カ国）を初めとした東アジア各国は、IMF8条国に移行してから早い時期に、1990年を前後して積極的にIMFの提案する為替管理撤廃・国際的金融資本取引の自由化に関する奨励・推進政策を採用した結果、海外から潤沢な資本を流入させ、急速な経済成長を遂げた。1990年代前半を通じて流動性の高い短期の民間銀行貸出やポートフォリオ投資は、大量に東アジアへ流入した⁷。しかし一方で、国際金融市場において多額の資金が取引されるようになって以降、急激な金融・資本取引の自由化は、高い金融リスクを伴い、金融市場に以前では想定されなかった金融不安の要素をもたらした。諸国政府が金融・資本自由化政策を実施した際に、国内と地域レベルの資本流動に対する監督や協調体制が欠如していたため、各国金融体制の脆弱性は、短期的国際金融資本からの攻撃を受け易かった。その一例として、デリバティブ（金融派生商品）を対象に分析する。1980年代半ば以降、国際金融取引の自由化を契機に、東アジア各国の経済急成長への期待は、域外からの資本流入を増大させ、様々な資金還流は、アジア通貨危機を引き起こす結果となった。急激な国際資金流動によって、国際貿易、直接・間接投資、金融機関の貸付のような一般的な取引ばかりでなく、為替リスク・金融変動リスクの回避を目的に、ヘッジファンドやデリバティブのような短期的利益を狙った投機資金も飛躍的に急増した⁸。グローバル金融資本主義時代の新たな金融商品として、資金投機行為は、金融市場に大きなマイナスの影響を与え、いわゆる資本主義の「カジノ化」（あるいは「カジノ資本主義」）を生じさせている。わずかな資金で、数十倍の先物やオプション取引で現物価格に影響を与えており、実体経済の成長と発展のリスク化を加速させることは珍しくない⁹。本来はリスク・ヘッジのための先物市場で、実際の手持資金の数十倍の先物買い投機が行われ、先物価格が高騰し、それを受けた裁定取引によって、現物価格も上昇を余儀なくされた¹⁰。ヘッジファンドによる金融投機は、金融市場におけるリスクを高めるため、金融的不安を招くのである。

2-2 ドルペッグ制と言う要素

2-2-1 東アジア地域におけるドルペッグ制

多くの研究者によって指摘されたように、東アジア地域金融市場では、ドルペッグ制や

⁷ 1990年代に入って、特に東アジアの新興市場では、国際的銀行から短期の銀行借入が増大し、大きな比重を占めた。福田慎一「東アジアの経済危機に対する銀行貸出のインパクト」（『開発金融研究所報』、2004年4月（第2号）、70頁）を参照。

⁸ BISは、世界の主要外国為替市場で4月のある1日におけるデリバティブの規模を調査している。1995-2007年の統計によると、その期間に世界のデリバティブ取引総額は、8800億ドルから41980億ドルへと規模が急拡大し、年平均成長率1.7倍である。関連データは、BIS, Foreign Exchange and Derivatives Market Activity in 2004 and 2007を参照。

⁹ Susan Strange, *Mad Money: From the Author of Casino Capitalism*, Manchester University Press, 1998.

¹⁰ 中條誠一・塩見英治等編『東アジア地域協力と経済・通貨統合』、中央大学出版社2011年、15頁。

実質的なドルペッグ制と言う存在が非常に重要な要素である。

戦後以来、国際金融制度は米ドルに支配されている。1970年代、ブレトンウッズ協定に基づき米国政府は、ダブル・フック体制（Double hook system）を通じて米ドルの国際的流通を促進し、米ドルを中心とした国際通貨システムを構築した。それによって、金・ドル交換停止と変動相場制への移行後も、米ドルが国際通貨として流通し続け、「米ドル本位制」により構築された国際通貨システムは長期間に維持されてきたと言える。例えば、図表3に示しているように、2008年のリーマンショックの発生直前、米国は基軸通貨を持ちながら、通貨面の優位性を享受している。米国は、国際金融市場で強大な地位を保持してきており、経常収支の赤字累積額が7兆ドルを超えてきているにもかかわらず、対外純債務残高は3.5兆ドル弱にとどまり、かつ債務国でありながら所得収支は若干の黒字を維持している¹¹。

図表3：米国の経常収支赤字累積額と対外純債務残高（単位：10億ドル）

	経常収支赤字累積額 (1985年以降)	対外純債務残高
2000年	△2262	△1331
2005年	△4983	△1925
2006年	△5771	△2184
2007年	△6497	△2139
2008年	△7203	△3469

出所：中條誠一、塩見英治等著『東アジアの地域協力と経済・通貨統合』、30頁より。

原資料：Survey of Current Business (BEA).

米ドル基軸通貨化の深化によって、1970年代以降東アジアを初めとした新興市場の政府は、外国為替市場に介入することで米ドルと自国通貨の為替レートをほぼ一定に固定し、ドルペッグ制を採用し始めた。1980年代後半から1990年代にかけて東アジア新興市場は、多様な対外経済関係を持った地域であるにもかかわらず、通貨面ではドル資金に過剰依存し、ドルペッグ制によりドルとの為替レートが固定されていた。1997年7月2日のタイバートの暴落以降、タイを初めとした東アジア諸国政府（マレーシアを除く）は、米ドルペッグ制の放棄に追い込まれ、変動相場制を採用せざるを得なかった¹²。しかし、危機の

¹¹ 2010年の所得収支では、投資で利益を得ることが多い。海外からの対米投資への利子等の支払に比べ、米国の対外証券投資収益（2385億ドル）、銀行・証券ブローカーの利子収益（1058億ドル）が大きい。サービス収支として、世界に対する金融サービスの手数料収益（709億ドル）を得ており、黒字を維持できるのである。出所：Jeffrey R. Bogen and Jessica M. Hanson, *Annual Revision of the U.S. International Transactions Accounts 2011*, Survey of Current Business (BEA) 2012/6を参照。

¹² 危機諸国の内唯一、危機に際してIMF緊急支援を要請しなかったマレーシア政府は、他の新興市場とは異なり、短期資本の国際移動規制を実施し、同時に固定相場制を再導入した。マレーシア政府は固定相場制を1998年9月から2005年7月まで継続したが、その以降は変動相場制となった。

収束に伴い各国通貨は、米ドルとの連動性が再び強まった。2002 年以降、大多数の各国政府は、実質的なドルペッグ政策に戻った。東アジア域内取引に関する表示・契約通貨と決済手段も米ドルに依存し、資本取引ではドル資金が圧倒的であり、諸国間の直接的融通はすくなく、米欧金融市場を経由して取引されたと言うのが事実であった。例えば、2003 年の統計データによると、東アジア諸国の米国証券投資は、シンガポールの 47%を除き、中国と韓国が 98%以上、タイ 97%、インドネシア 90%、香港 73%、日本 61%は、共に米国債と米国政府機関債に集中していた（図表 4）。

図表 4：2003 年主要東アジア諸国（地区）の米国金融資産投資構成（単位：10 億米ドル）

	普通株	その他株式	米国国債 (B)	米国機関債 (C)	社債・地方債	合計 (A)	B+C/A%
中国	0.9	0.49	71	19.6	0.15	92	98%
日本	128.1	16.3	221.2	42.6	22.2	430.5	61%
韓国	0.37	0.2	23.7	14.6	0.09	39	98%
香港	16.1	2.1	38.1	17.6	2.1	76.2	73%
シンガポール	33.8	3.4	34.2	4.6	6.0	82.2	47%
タイ	0.25	0.17	10.97	0.09	0.014	11.4	97%
マレーシア	0.32	0.18	2.3	0.02	0.1	3.0	77%
フィリピン	0.64	0.27	3.0	1.53	0.13	5.62	80%
インドネシア	0.27	0.24	8.9	0.13	0.27	10	90%

出所：伊東和久「東アジア通貨危機後の東アジアの国際金融協力」、『国際貿易と投資』、2003 年冬（No.54）、78 頁の表 7 を参照。

2-2-2 ドルペッグ制の落とし穴と「21 世紀型通貨・金融危機」の形成

国際市場にとっては、貿易や国際金融取引等の通貨交換を伴う取引で為替変動リスクに備える必要がないため、ドルを用いた通商を促進するというメリットがある。反面、米国の通商政策や経済状態に影響を被りやすいという問題点があり、また中長期的には、米国との不均衡的発展は、「固定された為替レートにより、双方の経済実態を反映する水準から乖離させる危険性を伴っている¹³。

東アジア地域では、ドル安はアジア新興市場の通貨安と同義であり、対日輸出で有利な貿易環境が続いた。しかし、輸出産業が拡大した一方、通貨安により、消費財・中間財・資本財の輸入が伸びたために、経常収支全体では経済バブルが生じた。1995 年 4 月以降の日米協調介入によるドル安是正の政策は、輸出産業に強い影響を与え、急激に円安ドル高へと反転した。その影響で、ASEAN や韓国を中心とした東アジア新興市場への短期投資は急成長した。日米政府による円安ドル高誘導への強い意志を反映し、低金利で価値が

¹³ 石原洋介「東アジアにおける金融安定化への課題」、『地研年報』、2008 年 3 月、34 頁。

下落傾向にある円建て資金を調達し、米国に投資する円キャリートレードが急増した。米国への投資は、米国の経常収支赤字を補填するだけでなく、その資金はまた米国から世界的な投資・投機の流れを生じさせた。それらの多くの資金がバブル経済の絶頂にあった東アジア新興市場に流入した。しかし、1997年危機の直前に、経済状況や政策運営に対する信認の低下を契機に、東アジア新興市場の経済発展に対する悲観的な論調は金融市場に広がっていたために、東アジア市場から大量の資本流出をもたらした¹⁴。そのために、大量の短期資本が急速に流出し、米ドルを初めとした外貨準備の枯渇を招いた。

それについて、張明は、次のように解釈している。「金本位制の下では、ドル発行を制約するのは金とドルのリンクであり、ドルが過度に発行されると、他国の政府は米通貨当局に対してドルと金の交換を求めることができた。しかし、この制約によって、個別の国の通貨が現通貨体制の下では機能しなくなった。この体制の下では、通貨の過度な発行に対する有効な制約がないため、世界の通貨体制における流動性の過剰及び資産価格の周期的な膨張と崩壊が常態化してしまうのである」¹⁵。典型的な事例として、1994年のメキシコ通貨危機の時に、IMF専務理事 M・カムデシュ (M. Camdessus) に称された「21世紀型通貨・金融危機」という新型金融危機形態が形成された¹⁶。従来の経常収支赤字に起因する危機とは異なり、それは、1980年以降の金融工学の成長に伴う証券化の拡大を契機に、市場の信認の低下による短期資本の急激な流出と言う「資本主義危機」である¹⁷。1997年アジア通貨・金融危機と2008年のサブプライム・ローン危機は、その典型的な例として挙げられる。こうした新たな危機形態は、地域諸国の金融・経済に大きな影響を与えただけでなく、東アジア域内における通貨・金融協力体制を形作る上で重要な要因となった。

2-3 地域金融協力体制の形成・強化

1997年の危機以降、ASEAN+3諸国は、金融危機の経験からいくつかの重要な教訓を得た。その教訓により、各国政府は、米ドルを中心とする国際資本流動の不安定性と東アジア金融の脆弱性を認識し、金融危機の再発を防ぐためには域内の金融協力が不可欠だと痛感した。また、先進国の危機の影響がアジアにも及ぶことを考慮すれば、危機への備えを十分に行わなければならないために、金融危機以後、東アジア諸国では、銀行部門の改革

¹⁴ 危機前、東アジア市場における投資資本の内訳については、新自由主義的グローバル化につれて長期投資である直接投資よりも、短期投資であるポートフォリオ投資（有価証券投資）や短期銀行融資の規模がはるかに大きかった。しかし、ヘッジファンドを中心とした短期投機行為によって、先物市場での空売りを初め、通貨攻撃が繰り返すようになったため、短期投資や短期銀行融資の規模は急に縮小した。具体的な「資本流出入」については、石原洋介「東アジアにおける金融安定化への課題」(『地研年報』、2008年3月、図表4-1)を参照。

¹⁵ 張明「世界的金融危機の中の中国の新しい国際金融戦略」、『季刊中国資本市場研究 2009 Summer』、5頁。

¹⁶ Asian Development Bank, *Post-Crisis Development Paradigms in Asia*, 2003, pp. 66-67.

¹⁷ 「資本主義危機」についての詳細な論説は、吉富・ADB説による解釈（鳥谷一生『国際通貨体制と東アジア』、ミネルヴァ書房、2010年1月、142-144頁）を参照。

を中心とした国内金融機関の構造改革に取り組む一方、各国政府の推進に基づき、地域的な金融協力体制を形成した。1997年危機後15年間をかけて、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議制度を中心とする金融協力体制が構築された。特に、2008年のサブプライム・ローン危機と2010年の欧州債務危機の勃発後、その影響で資産価格の変動と実体経済の収縮が明らかであった。その変動と影響を受けた結果、東アジア域内の通貨が大きく変動し、東アジア諸国は大きな損害を被った。1997年のアジア危機後の経験を踏まえ、東アジア各国政府は、銀行部門の改革に取り組むと共に、自国通貨建てへの切り替えを進め、再発防止と再起を図った¹⁸。一方、2008年の危機以降、自国の金融システムの安定性を維持するために、ASEAN+3各国政府や通貨当局では、メンバー各国との関係を一層強める必要があるという認識が高まり、域内金融協力の持つ意義を唱えた。ASEAN+3諸国は、政策協調で金融安定化に向け努力を重ねており、既存の地域金融協力体制を一層強化しようとした。

第3節 先行研究における「地域」と「政策」の視座

では、以上のような地域金融秩序の変遷に直面する際、日本政府がいかに対応してきたか、と言う基本的な問いが現れる。1997年の危機以降、日本政府にとって、東アジア地域は重要な協力相手となった。地域の一員として日本の貢献とその影響力の発揮を模索する必要性が、財務省や外務省を中心とした各省庁の政策報告書に度々指摘されている。金融分野から見ると、東アジア地域協力体制の強化は、日本政府にとって国益に基づく大きな戦略的目標となった¹⁹。このような戦略的目標の下で、ASEAN+3金融協力における日本政府の協力政策の位置づけをいかに認識すべきか、と言うことは、東アジア金融秩序の変遷における日本政府による対応過程の全体像を把握するために、最も明らかにされるべき課題であろう。

既存の研究では、日本政府による ASEAN+3 金融協力政策を巡る全般的な考察は、現在までのところほとんど存在しない。しかし、「地域研究」と「政策研究」と言う2つのより具体的な分析視座に立てば、その課題は、次のような3つのアプローチに分けて検討できる。第1は、地域協力における最も根本的な動機である「国益」と「地域益」の関係と言う視点からである。第2は、地域公共財の機能性原理を踏まえた金融分野からの視点である。第3は、国際公共政策の分析モデルを整理した上で、地域金融協力政策からの視点である。以上の3つのアプローチは相互につながっており、各々のカテゴリーを巡る従来の研究は豊富であり、本課題を展開する重要な先行研究となる。以下では、3つのアプロ

¹⁸ 吉岡孝昭「ASEAN+3における金融システムの安定性と金融協力体制」、『国際公共政策研究』第13巻第2号、2009年3月、36頁。

¹⁹ 内閣府財団法人日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって：我が国の国益の考え方」、『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000年3月、4頁。

一ちの下で、それぞれの理論的分野や実証的分野の先行研究を整理し、本研究の分析視角を抽出する。

3-1 地域協力の視点：国益と地域益の関係

3-1-1 外交と国益

(1) 国益の概念と原理

伝統的な国際関係論の研究者によると、国際政治・経済システムの構造は、国際システム、国家（政府）、国内社会と言う3つの異なる要素により構成されている²⁰。第2次世界大戦後、エドワード・ハレット・カー（Edward Hallett Carr）やハンス・モーゲンソー（Hans Morgenthau）に代表される国際関係現実主義は、無秩序の国際社会において国家の対外行動や外交政策の核心を国益の追求や拡大として検討する。モーゲンソーは、国益を国際政治学の基本的な概念と位置づけ、利益は政治行動を判断し方向づける永久的基準であると主張した²¹。また高柳によると、国益の概念は、「対外政策を構成する価値の複合体を最も包括的に表現するものとして、一国の対外行動によりどころや目的、その適合性を認識、記述、説明、評価するのに用いられ、またある政策の正当化や非難の道具として利用されている」と言うことである²²。

以上の概念によれば、国益は、主権国家の対外行動や外交政策の最も基本的な要素や基準となる。国益の存在は、対外政策のみならず、国家や政府全体の総合的な政策にも影響を与えるものと考えられる²³。国益がいかに国際社会での二国間や多国間の行動様式や範囲を規範するかは、国際関係論を下に国際秩序構築を決定する最も基本的な課題となっている。その上で、新現実主義者は、勢力均衡を基本としつつ、主権国家は自らの国益を実現すると同時に、同じように自分の利益の実現を望む別の国家といかに向き合うかを検討しながら、外交を通じた「調整による国益の合致」を提唱している。それに対して自由主義者によれば、国益への追求は、経済的相互依存関係を前提に考慮すべきものである。冷戦以降、特にグローバル化の深化によって、以上のような現実・自由主義両学派の視点・主張が接近していることは注目されている。

(2) 日本の国益

戦後の日本では、国防に代わって経済的利益が国益の最も重要かつ中心的な位置を占めている²⁴。しかし、侵略や戦争を招来した国家主義の復活を恐れながら、国益と言う言葉

²⁰ J. D. Singer, *The Level of Analysis Problem in International Relations, The International System*, Princeton: Princeton U. P., 1961, p.78.

²¹ Hans J. Morgenthau, *In Defense of the National Interest: A Critical Examination of American Foreign Policy*, Alfred A Knopf, 1st edition, 1951、内閣府財団法人日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって：我が国の国益の考え方」（『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000年3月、2頁）を参照。

²² 高柳先男『パワー・ポリティクス』、有信堂高文社、1991年7月、95頁。

²³内閣府財団法人日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって：我が国の国益の考え方」（『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000年3月、2-3頁）を参照。

²⁴ 同上、4頁を参照。

はあまり使われなかった。戦後以来、日本の国益を巡る専門的な研究も少なかった。しかし1990年代以降、国益、日本の利益、国家の利益という言葉は、国会やマスコミに登場する数が増加した。それによって、近年学界内において国益への関心は高まっている。『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』(以下は『報告書』)によれば、「東アジア・コミュニティ」の構築は、日本外交戦略一環として位置づけられている。それは、東アジア諸国間における経済制度を調和のとれたものにするための基礎づくりと言う意味から考えても、日本にとって非常に重要な政策課題、また国家戦略である²⁵。以上の論点は、本論で展開される国益と地域益の関係性を巡る立論に対して、重要な参考的価値がある。

3-1-2 地域協力と「地域益」

冷戦後の国際社会における国家（中央政府）の対外行動を規範するもう1つの要素は、「地域益」である。それに関係する概念として、地域、地域化、地域主義、地域協力が挙げられる。次に、国際関係論における地域課題の関連する原理を中心に、「地域秩序」と「国家」の対外行動との関係を巡る先行研究を整理する。

(1) 地域概念

1980年代後半以降、域内において越境的諸問題が存在し、一国でもまた国際機関でも対応が困難か不効率的な課題が少なくない。それによって、「地域」と言う新たなガバナンス領域が各国政府に注目されている。しかし、ジェームス・ハロルド (James Harold) が指摘したように、「地域を規定するものは、経済以外特に政治的要素によって決定されることが多い」ので、地域という言葉はどこで区切るかと言う問題は簡単ではない²⁶。地域の役割については、早くからカール・ドイッチュ (K. W. Deutsch) によって論じられていた。ドイッチュは、第2次世界大戦以降、政治的な統合がされていないものの、価値観のレベルでの統合が進んでいることに注目し、それを「地域」の持つ特徴の1つとして強調した。また、地域においてはいくつかの政治単位 (国家) が存在するものの、それらの間には、基本的な価値が共有されているため、紛争が起きても武力に訴えることは考えられない状態にあると強調した²⁷。一方、クリストファー・M・デント (Christopher M. Dent) によると、グローバル時代に「地域」概念は、越境的な経済と政治的な空間と言う特徴がありながら、国家単位と国際単位間のサブシステム (sub-system) となっている²⁸。簡単に言うと、リージョナル (地域)・ガバナンスは、ナショナル・ガバナンスとグローバル・ガバナンスにおける空白領域を埋めているのである。

²⁵ 内閣府財団法人 日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって：我が国の国益の考え方」、『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査』報告書、2000年3月、4頁。

²⁶ James Harold, *International Monetary Cooperation Since Bretton Woods*, Washington D.C.: International Monetary Fund (IMF), 1996, pp. 470-471.

²⁷ K. W. Deutsch, S. A. Burrell, et al., *Political Community and the North Atlantic Area*, Princeton: Princeton U. P., 1957, pp. 35-36.

²⁸ Christopher M. Dent, *East Asian Regionalism*, Routledge 2008/1/24, p.27.

(2) 地域に関する2つの側面：地域化と地域主義

一般的には、国際関係論の枠組の下で地域的課題を論じる際に、「地域化」と「地域主義」と言う二元的な概念は、対比して共に検討することが多い。この2つの概念は、地域秩序や地域協力を全面的に理解するための出発点である。

1) 地域化 (regionalization)

まず地域化の原理を整理する。アンドリュー・ハレル (Andrew Hurrell) によれば、地域化は、「域内での社会的統合の進展であり、しばしば政策的意図がなくとも進行する社会的、経済的相互作用の過程である」と定義づけられる²⁹。地域化の過程においては、政府の行政主体ではなく、多国籍企業やNGO等の非国家行為体による越境的相互作用の増加に伴い、域内社会と言う新たな国際単位が浮上した。つまり地域化は、政治的意思の含まない経済的・社会的な傾向として認識される³⁰。東アジア地域の経済統合は、典型的な例として挙げられる。例えば、日本企業を初めとした域内の多国籍企業により東アジア諸国への直接投資、また現地生産による実体経済面での相互依存率の向上は、東アジア「地域化」が深化していると説明できる。以上のことによって、地域空間の構造変動における地域化の認識は深まっていると考えられる。

2) 地域主義 (regionalism)

一方で、地域形成から、国家や地方(自治体)政府主体の機能性を切り離すことは、極めて難しいであろう。地域変動における行政府の機能は、政治的要素によって上から下まで政策を通じて地域統合を促進することである。近年の先行研究から見れば、地域主義を巡る定義が非常に豊富である。例えば、ミヒャエル・シュルツ (Michael Shulz) によると、地域主義とは、ある特定の領域内で「安全保障および富を作り出すことであり、もしくは秩序を維持する具体的目的、思想、価値の体系を現すものである」と定義する³¹。アンドリュー・ギャンプル (Andrew Gamble) とアンソニー・ペイン (Anthony Payne) によれば、地域主義は、「経済および政治的に規定されたある特定の地域を再構築する国家主導型の計画である」と、より明晰な主張を提出された³²。それに加えて、森川では、地域形成と言う概念を解釈する時に、その鍵概念となる地域主義を、「国家主体によって新しい国際単位を生み出そうとする哲学・思想を含めた意図的志向である」と説明している³³。

²⁹ ハレル (Hurrell) は、多義的な概念である地域主義の要素を、地域化、地域的覚醒とアイデンティティ、国家主導の地域統合、地域的凝集性の4つを列挙し、この内地域化は社会の統合として定義され地域統合の最も初歩的な形態とする。Louse Fawcett and Andrew Hurrell, *Regionalisms in World Politics: Regional Order*, Oxford, 1995、坊野成寛「東アジアを巡る地域主義と国際地域統合理論の考察」、『政策科学 12-2』、2005年1月、70頁を参照。

³⁰ Louse Fawcett and Andrew Hurrell, *Regionalisms in World Politics: Regional Order*, Oxford, 1995.

³¹ Shulz, Michael., Soderbaum, Fredrik., and Ojendal, Joakim., *Regionalization in a Globalizing World: A Comparative Perspective on Forms, Actors and Processes*, London: Zed Books, 2001.

³² Gamble, Andrew., and Payne, Anthony., *Regionalism and World Order*, London: Macmillan, 1996, p. 2.

³³ 森川祐二『東アジア地域形成の新たな政治力学—リージョナリズムの空間論的分析』、国際書院、2012年5月、21頁。

以上の定義を参考にして、本研究では、地域主義を以下のように整理する。①地域変動による「地域化」の深化に対する共同認識を有する、②「地域化」の成果を基礎にして、各国政府が政治的意思により新たな空間の構成を促進するための意図的な政策行為を指す、と言う2つの要素である。その解析によって、地域主義は、地域空間の構造変動における地域の政治分野を表す地域協力 (regional cooperation) と言うイデオロギーとして認識できる。

(3) 地域協力に関する従来の視点

冷戦後、国際関係論の視点によって地域協力を巡る検討は、主に新機能主義者、新現実主義、新自由主義の3つの派を中心に展開されている。

最初に地域主義の概念を国際関係論に導入したのは、デイヴィッド・ミトラニー (David Mitrany) を中心とした機能主義 (Functionalism) である。エルンスト・ハース (Ernst B. Haas) 等の新機能主義の学者は、機能主義のアプローチを踏まえて地域主義の研究を深化させた。新機能主義の解釈を引用すると、地域協力とは、経済・社会・文化の活動領域における地域組織による技術的・機能的な協力を通じて、地域の平和や地域レジームの安定を実現するための地域構造である。その過程は、国家間制度化の拡大と考えられる³⁴。その核心的なアプローチは、経済・環境・資源のローポリティックスから始まった各協力課題は、スピル・オーバー (波及効果) により、最終的に軍事や政治分野のハイポリティックス領域にも波及し、全面的な「地域統合」を達成するという捉え方である。この理論は、ヨーロッパの統合を事例として研究されており、また経済学者のベラ・バラッサ (Bela Balassa) に代表される「経済統合4段階論」モデルも非常に有名である³⁵。しかし、1960年代以降、欧州統合の現状との乖離によって、新機能主義の核心的な理論である「政治的波及効果」の信憑性は急速に低下した。新機能主義論者の代表的論者であるハース自身は、新機能主義的モデルに関する研究から事実上の撤退を表明した。新機能主義的視角によるヨーロッパ研究と地域主義に関する研究は衰退した³⁶。これらの研究は、経済的相互依存や複合的相互依存によるレジームの有効性に関する研究へ移行していった。

新現実主義者 (neo-realism) の代表であるアンドリュー・モラフチーク (Andrew Moravcsik) の考えによれば、国力 (パワー) が国際体制における唯一の調整ファクターであり、国家利益に対する追求は、地域協力を推進していく根本的な動機である。従って、地域協力の体制は、「国家利益の集合」として重要視されている。更に覇権安定論を下に、新現実主義の内に構造的現実主義 (structural realism) の代表者であるケネス・ニール・ウ

³⁴ E. B. Haas, *Beyond the Nation-State: Functionalism and International Organization*, Stanford: Stanford U. P., 1964, pp.5-6.

³⁵ バラッサ等に代表されるモデルは、自由貿易協定に始まり、関税同盟、共同市場、通貨同盟/経済同盟を経て、最終的に政治同盟へ発展するという直線的なモデルである。出所: Béca Balassa, *The Theory of Economic Integration*, Richaed D. Irwin, 1961. を参照。

³⁶ 坊野成寛「東アジアを巡る地域主義と国際地域統合理論の考察」、『政策科学 12-2』、2005年1月、73頁を参照。

オルツ (Kenneth Neal Waltz) によれば、地域協力は、主権国家が自らの利益を最大化させるための重要な道筋だと解釈できる³⁷。現実主義者の視点から見ると、新たな国際空間が形成したとしても主権国家アクターが国家利益を追求していくことは、地域構造の変動における最も核心的な要素と考えられる。また、地域協力体制における各国政府は、合理的に政策編成・実施を行う。つまり、「国益を最大化するに値するとみなした場合には、その機構ないしは協力体と行動を共にする。逆に、機構そのものが国益を縮小させる、または損なう場合は、機構や協力体への参加を拒否するか、参加していても積極的に行動をとらない」という政策基準が想定されている³⁸。

それに対して、新自由主義者 (neo-liberalism) の視点では、新機能主義者と新現実主義者の複数の論点を組み合わせた上で、地域の形成における経済的相互依存関係の要素は、国家アクターに最も影響を与えるものと考えられている。地域協力研究における新自由主義の主張は、最初に新機能主義者に影響されていた。1960年代以降、ハースのような新機能主義者は、従来成果の実効性に対して疑問を抱きながら、経済的相互依存・複合的相互依存と地域レジームに関する研究へと注目点を転換した。新自由主義の基本的視点によれば、主権国家が国際社会での最も基本的政治主体として認められる点は、現実主義者の主張にも一致している。しかし、新現実主義に比べると新自由主義者は、経済的相互依存関係と言う現象に重心を置いている。

3-1-3 先行研究の旨点：地域金融協力における国益と地域益の合致

以上の原理をまとめると、相互依存関係の深化によって、対外政策と国内政策の間に線引きが消えつつあるように、国益と集团的利益は、はっきり分別できなくなる。国家間の協力や協調は、互いの主張や立場の接点を見出すことにより、相互の利益を維持・増進することを可能とする国家の合理的行動である。つまり、地域協力の原理では、「公共的利益」に国益を見出し、自らの国益を地域益化していく国際公共政策 (対外政策) が必要とされている。しかし、旧来の地域研究では、「国益と地域益の合致」の原理をどのように地域金融協力の論題に活用していくかについて考察は少ない。以上の旨点は、本研究の考察を通じて補っていく。

3-2 地域金融協力の視点：地域公共財

現在、地域構造の変動における主権国家が「国益と地域益の合致」に基づき、いかに自国の利益を求めていくかは、地域政策を巡る考察領域での基本的な課題となった。その下で、国家政府がなぜ地域協力の方向性を主導できるかと言う根本的な質問が同時に引き出された。その課題を解明していくために、地域構造における国益実現の場として「地域公共財」という概念を引用した上で、従来の関連する研究を整理しなければならない。また、

³⁷ Kenneth Neal Waltz, *Theory of International Politics*, Addison-Wesley Pub. Co., 1979.

³⁸ 坊野成寛「東アジアを巡る地域主義と国際地域統合理論の考察」、『政策科学 12-2』、2005年1月、74頁。

国家の地域政策形成との関連で、国家政府による対内外へ供給された「公共財」とは何か、また国家政策がいかに関与して「公共財」の供給に影響を及ぼすか、という課題に答えるために、以下のような原理を提起する。

3-2-1 国際公共財

(1) 国際公共財の性格

公共財 (public goods) とは、特定の地域において、社会的に必要なものであるが、市場を通じては供給され得ないために、公的機関が専ら供給する財・サービスである³⁹。これは、以下のように分類されている。①一国内部での地方住民に関わる地方公共財 (local public goods)、②当該国民に関わる国レベルでの公共財 (national public goods)、③国際社会での全ての国に関わる地球規模の公共財 (global public goods)、④国際社会での一部の地域に関わる地域公共財 (regional public goods) である⁴⁰。一般的には、利用者が増えても追加的な費用がかからないと言う非競合性 (non-rivalry) や、対価を支払わない利用者を排除困難 (排除することができない) と言う非排除性 (non-excludability) と言う2つの特性を有している⁴¹。①非競合とは、経済主体が需要を供給すると、他の全ての経済主体も同量を需要可能となる。あるいは、ある経済主体が需要することによって他の全ての経済主体の需要量が減少することはない。②非排除性とは、特定の経済主体をその財の需要から物理的・技術的に排除することはできないか、あるいは、ある経済主体は他の経済主体が供給した財のコストを負担しなくても需要することができることを意味する。言い換えれば、公共財は、対価を支払った人のみに限定して財・サービスが提供されると言う排除原則を事実上適用できないような財・サービスを指し、例えば、一般道、国防、警察、消防がそれにあたる⁴²。

以上のような「国内公共財」の定義のアナロジーとして国際的な枠組の中で考えると、「国際公共財」の概念は、国際システムにおいて複数の国が同時に消費できる財・サービスで、ある国の支出 (政策、行動) が国際的な関係の中で領域内の諸国に便益を及ぼすと言うものである⁴³。国際公共財は、通常、「非競争性」と「非排除性」と言う「公共財」原理の本来の特徴を持っている以上、更に本研究では第3の要素として、「リスク分散」機能に着目して、特に国際金融・通貨分野における公共財供与の性格を加えたい。要するに、事後に経済的に恵まれない国を主な対象とする経済援助が、事前的にはリスク回避的な嗜好する全ての国にとって便益をもたらすのである⁴⁴。災害やテロ等のように、完全にラン

³⁹ Corens, R and T. Sandler, *The Theory of Externalities, Public Goods, and Club Goods 2nd*, Cambridge University Press, 1996. 藤本茂「国際公共財としての IMF・世界銀行」、『海外事情』2000年1月号、6頁。

⁴⁰ 河合正弘「序文」、『ファイナンシャル・レビュー (特集：国際公共財の財政学)』、2005年2月、2頁。

⁴¹ 貝塚啓明、『財政学』、東京大学出版会、2003年。

⁴² 寺崎克志「国際公共財概念に関する一考察」、『総合科学研究 (目白大学)』、2006年2月、33頁。

⁴³ Kindleberger, International Public Goods without International Government, *American Economic Review*, March 1986, p.76 を参照。

⁴⁴ 同上。

ダムに生じるのではなくて、リスクが生じる可能性が国際間で異なるとしても、事前的には、どの国も自国が絶対に不幸な事態に遭遇しないとは言えない⁴⁵。不幸な国を救済する仕組みを事前的に構築することは、全ての国にとって、程度の差はあるにしても、リスク分散の観点から望ましい⁴⁶。不確実な状況では、全ての国は、国際公共財の供給の負担を受け入れる。

(2) 国際公共財を巡る先行研究

国際公共財に関する議論の過程を大別すると、国際関係・国際政治経済学の分野におけるものと、国際経済学の分野におけるものの2つの分野が含まれる。国際関係・国際政治経済学の分野では、国際レジームや国際機関としての公共財機能を巡る検討が数多い⁴⁷。国際公共財に関する様々な論点の中で、古くは、公共財の概念を国際関係に持ち込んだのは、1960年代にマンサー・オルソン (M.Olson) が初めてである⁴⁸。1971年に、ブルース・ラセット (Bruce Russett) とジョン・サリバン (John Sullivan) は、国際機関を公共財の一種として捉えている⁴⁹。その視点に従って、1978年にT・サンドラー (Todd Sandler) 等は、公共悪 (public bads) である国際汚染を除去することについて論じた際に、国内公共財の概念を引用した上で除去費用をどこから拠出し、またいかに使用するかについて検討した。しかし、その公共財は、国際公共財 (international public goods) と明確に定義されなかった⁵⁰。以上の議論と同様に、1993年にマーク・A・ボイヤー (Mark .A. Boyer) が国際安全保障を供給する軍事同盟 (Western Alliance) を公共財 (public goods) として分析しているが、国際を冠しなかった⁵¹。

「国際公共財」 (international public goods) ⁵²を概念化して国際政治経済学に汎用し、また最初に国際金融・通貨制度を国際公共財と規定した国際関係論の研究者は、チャールズ・キンドルバーガー (Charles P. Kindleberger) である。国際公共財の概念は、1985年にキンドルバーガーが行った講演で「国際公共財」として初めて提出された。しかし、キンドルバーガーは、相互に依存した国際政治経済体制と言う国際公共財をパック・スアメリカ

⁴⁵ 井堀利宏「安全保障の経済分析」、『ファイナンシャル・レビュー』、2009年12月、38頁。

⁴⁶ 井堀利宏「国際公共財の供給と各国の経済厚生」、『ファイナンシャル・レビュー』、2005年2月、36頁。

⁴⁷ 近年、国際公共財の総供給量の多寡に関する分析が高まっている。重要な成果は、例えば清水寛文「国際公共財の供給に関する理論分析」、『防衛大学校紀要』2006年3月、しかし、こうした研究課題は、国際経済学の分野で行われているため、本論文の検討外となる。

⁴⁸ Mancur Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Harvard University Press, 2nd ed. 1971. 依田博・森脇俊雅訳『集合行為論：公共財と集団理論』、ミネルヴァ書房、1996年（新装版）を参照。

⁴⁹ Bruce Russett and John Sullivan, Collective Goods and International Organization, *International Organization* Vol. 25, No. 4 (Autumn, 1971), pp. 845-865.

⁵⁰ Sandler, Loehr, and Cauley, *The political economy of public goods and international cooperation*, University of Denver 1978.

⁵¹ Mark.A. Boyer, *International Cooperation and Public Goods, Opportunities for the Western Alliance*, Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1993, p, 33.

⁵² Kindleberger, International Public Goods without International Government, *American Economic Review*, March 1986.

カーナ（覇権安定論の一種）と呼んでいた⁵³。そのような覇権安定論に対して、ロバート・コヘイン（Robert Keohane）は、『覇権後の国際政治経済学（*After Hegemony*）』の中で、キンドルバーガーと異なる主張を表明した。そこでは、国際秩序の樹立のプロセスには覇権国の公共財の供給がいるものの、国際システム（国際機構等）が創設された以降、その運営・保持の規則・慣行が固まっていれば、覇権国による公共財の供給は必要なく、主要メンバー国の協力で十分であるとした⁵⁴。その視点を踏まえ、吉田和男の論文では、パックスアメリカナの崩壊に伴い、新たな世界的合意形成システムの創造こそが、今後の国際公共財の供給に必須であると指摘された⁵⁵。

冷戦後、国際公共財を巡る研究が一層盛んになった。ジェームズ・M・ブキャナン（James M. Buchanan）等によると、国際公共財の「財」とは、単に財貨・サービスの供給と言う目に見える分野に限らず、ルール・理念・秩序・政策枠組の設定や制度設計も重要な要素として「国際公共財」の視野に入っている⁵⁶。例えば、多国間の安全保障システム、国際通貨システム、自由貿易システムは、国際社会が円滑に機能するために不可欠な財・サービスであり、いずれも公的な性格を強く持ったものである⁵⁷。また、インゲ・カウル（Inge Kaul）、イザベル・グルンベルグ（Isabelle Grunberg）、マーク・A・スターン（Mark A. Stern）は、地球公共財という言葉を用いて、国際公共財に類似した議論を展開している⁵⁸。地域協力を巡る議論のブームの出現に伴い、「地域公共財」原理の検討を巡る動きが広がりつつある。

3-2-2 地域公共財（regional public goods）

（1）地域公共財の性格

一方、近年金融資本市場のグローバル化に伴い、「国際公共財」のガバナンスの補完として国際通貨制度の一部の機能が「地域空間」に移行されたことが顕著になってきた。森

⁵³ キンドルバーガーは、国際社会の仕組や規則を決めるのは、主要国、特に覇権国の影響が大きいと述べている。彼は、国際金融における覇権国の役割を重視し、国際公共財を供給したことが国際金融制度の安定につながったことを指摘し、国際システム安定のために単一の覇権国による公共財の供給が必要とすると強調した。Glipin, Wallerstein も類似な論説を持っている。出所：Kindleberger, *The World in Depression: 1929-1939*, University of California Press, 1973.

⁵⁴ R.O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton University Press, 1984.（石黒馨・小林誠訳『覇権後の国際政治経済学』、晃洋書房、1998年）

⁵⁵ 吉田和男「国際公共財試論：パックス＝アメリカナから国際協調時代へ」、『ファイナンシャル・レビュー』、1989年12月、18頁。

⁵⁶ 佐野晋一・白石乗義・田谷禎三共訳『国際化時代の自由秩序：モンペルラン・ソサエテエの提言』（ミルトン・フリードマン、ジェームズ・M・ブキャナン著）、春秋社1991年を参照。

⁵⁷ 従来の国際公共財を巡る研究は、基本的に国際システムにおける国際機関の活動を研究対象として行われているのである。例えば、国際連合の経費（PKO活動）に関する考察（猪又忠徳：「国際連合の経費に関する再考察：国際公共財の形成に向けて」、『国際協力論集』第8巻第3号）、また国際公共財としてのIMF、世界銀行の協調機能（藤本茂「国際公共財としてのIMF・世界銀行」、『海外事情』、2000年1月号）の研究成果が挙げられる。しかし、地域協力レベルにおける国際公共財の供給構造、供給機能についての考察がまだ少ない。

⁵⁸ Kaul 等によると、地球公共財とは、全ての国・集団・世代に便益をもたらす普遍性をもつ財であり、少なくともその便益は複数の国にと、いかなる集団や世代、現在や未来等の時間における差別がないと言う基準を満たしている必要があると定義されている。Kaul, Grunberg and Stern, *Global public goods: international cooperation in the 21st century*, Oxford Univ Pr on Demand 1999, p.16.

川は、キンドルバーガーの「グループ財」の概念を引用し、「国際秩序が流動的な状況下での地域的対応の探求であり、地域内諸国が新たな公共財を構築する」と述べている⁵⁹。本研究の核心とする地域金融協力体制を考察する場合、「地域公共財」の特徴と供与構造が従来の「国際公共財」（国際通貨制度）とはいかに異なるか、と言う疑問が浮上した。同じく森川の理論研究によると、メンバー特定の地域公共財を国際公共財とは異なる集合財概念として分類できると読み取られており、排他主義と言う「地域公共財」の特殊的な性格も確認できるのである⁶⁰。

「公共財の分類」の図式から見ると、金融・通貨を例として、各公共財の位置づけが明らかとなる（図表5）。排他性（excludability）と競争性（rivalry）の有無を変数として、公共財の供給構造は全て4つの領域に分離される。一般的には、排他性はないが競争性のないコモンズ（commons）は、秩序不在の混沌状況を意味する。金融・通貨では、「流動国民通貨」は、本来国家政府や金融当局によって管理されており、また国境によって流通範囲が限定されているものである。そのため、排他性と競争性が明らかであり、図式で分類すれば、純粋な私有財（c）に該当する。グローバルな金融通貨制度は、排他性・競争性をもたない場合は（a）国際公共財（純公共財）と見られるが、メンバーを特定の地域に限定し排他性を有するものは（b）地域財に該当する。⁶¹

以上の原理から考えれば、地域公共財は、国際通貨制度を代表とする国際公共財と違い、財供給や享有のメンバーを限定して行われているために、財の提供者（主導国）に公共財の提供による「自己利益の追求」と言う強い政治的性格を持たせると認識できる。要するに、国際公共財に比べると、メンバー限定で排他的性格を持つため、地域公共財秩序では主権国家は、利己主義（egoism）に基づき自らの利益を目的だとしても、地域協力において主導的な役割を果たすことは可能となるであろう。その見解は、日本政府のASEAN+3金融協力体制と政策過程を理解するために、非常に重要な意義を持つ。

⁵⁹ 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012年5月、328頁。

⁶⁰ 同上、329—331頁。

⁶¹ 図式と解釈は、森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」（『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012年5月、290頁）を参照。

図表5：各公共財供給モデルの特徴とその位置づけ

		競争性 (rivalry)	
		有	無
排他性 (excludability)	有	(c)私有財 private goods (国民通貨)	(b)地域財 regional goods (地域通貨)
	無	無秩序 (commons)	(a)世界財 global goods (国際金融制度)

出所：森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、図8-1、291頁。

(2) 地域公共財とする東アジア金融協力体制を巡る先行研究

地域金融協力体制を対象とした既存研究は数多い。日本語の場合は、星野富一「東アジア共同体構築と地域金融協力の進展」、柏原千英編『アジア域内金融協力再考：進展と課題 (JETRO調査研究報告書)』、清水聡「アジア金融統合の現在：金融の安定化と域内内需の促進」、李暁・丁一兵「世界金融不安下の東アジア金融協力：政策の選択と提言」、福地亜地「グローバル金融危機下で進展するアジアの金融協力強化」、中川利香「アジア地域金融協力の取り組み」、柏原千英「東アジア地域における金融協力フレームワークの進展と課題：ASEAN+3における取組みを中心として」、白井早由里「東アジアの通貨・金融協力：東アジア共同体とヒューマンセキュリティの発展に向けて」、伊東和久「アジア通貨危機後の東アジアの国際金融協力」が挙げられる。英文の場合では、Jee-young Jung, *Regional Financial Cooperation in Asia: Challenges and Path to Development* (2008)、Giovanni Capannelli, *Financial Integration and Cooperation in Asia and the Global Crisis* (2009)、Haruhiko Kuroda, Masahiro Kawai, *Strengthening Regional Financial Cooperation In East Asia* (2003) 等の代表的な文献がある。

以上の先行研究を検討すると、大きく2つの視点に分けることができる。1つは、星野富一、福地亜地、中川利香、Jee-young Jungによって、地域金融協力の現状と進展を中心に行われた研究である。もう1つは、国宗浩三、柏原千英、白井早由里、伊東和久による研究である。彼らは、地域金融協力の今後進むべき方向についての指針を多く論じている。具体的には、柏原千英は、地域金融協力の現状を検討した上で、ASEAN+3金融協力の場で選択された「段階的、柔軟的なアプローチ」が、全体協力の組織化により「地域金融協力フレームワークにおける東アジア・モデル」の構築を進展すべきと強調した⁶²。国宗浩

⁶² 柏原千英「東アジア地域における金融協力フレームワークの進展と課題：ASEAN+3 における取組み

三は、欧州財務危機が東アジア地域金融協力にチャンスを与えたかについて分析した⁶³。また清水は、不安定な国際金融情勢が続く中で、多様な危機対策を強化することが求められているために、日本の金融部門が、各国の金融資本市場の整備を支援すべきことを提言した⁶⁴。伊東和久の研究では、地域通貨・金融面の協力は、単に危機管理・防止の側面からだけでなく、更に金融資本市場の地域的拡大を目指すべきと主張した⁶⁵。

しかし、東アジア金融協力体制についての分析は多く存在しているものの、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の位置づけに集中し、一般的に日本政府の金融協力政策を考察する研究領域はまだ空白である。特に、本論文で注目したい視点である日本政府の ASEAN+3 金融協力政策の構造を巡る長期間の考察は、現在までのところ存在しない。従来の資料を参照すると、片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」と、篠原興「地域協力としてのアジア通貨機構：構想実現へ求められる日本のリーダーシップ」は、最も参考価値がある内容である。この2つの研究の注目点として、地域金融協力と日本政府の外交や政策の関係に立ち、篠原の論文は、1997年の危機後に日本政府によって提出された「アジア通貨機構構想」を巡り、日本政府が外貨準備の有効利用を通じて新宮澤構想の第2段階の実施により、アジア通貨機構（仮）にコミットし再提案すべきと主張した⁶⁶。また、片田の論文では、地域金融協力における日本の政策行動を規定していく要因を明らかにし、日本政府が地域金融協力の発展を日本の経済外交政策の転換の下で考えるべきと述べた⁶⁷。それによって、日本政府の協力政策のあり方に対して1つの問題提起が見られる。同論文は、1997年危機と2008年以降のサブプライム・ローン危機を契機として、日本政府の経済外交政策がどのように変化したかに焦点を当て、主に外交分野の下で日本政府の協力政策の沿革を巡る分析となっている。しかし、一連の協力政策がいかに作成され、特に実施されたかについての検討は、依然として欠如している。

3-3 地域金融協力政策の視点：対外政策過程分析

最後は、対外政策過程分析を巡る従来の研究を整理した上で、地域における金融協力政策の視点に立ち、本研究に関する3つ目のアプローチを引き出したい。

3-3-1 対外政策分析を巡る先行研究

を中心として」、『東アジアの挑戦 ―経済統合・構造改革・制度構築』（平塚大祐編）、アジア経済研究所、2006年、427頁。

⁶³ 国宗浩三「激動する国際金融情勢と東アジアの地域金融協力」、柏原千英編『アジア域内金融協力再考：進展と課題（JETRO 調査研究報告書）』、アジア経済研究所、2012年、57頁。

⁶⁴ 清水聡「アジア金融統合の現在：金融の安定化と域内内需の促進」、『環太平洋ビジネス情報 RIM Vol.12』、2012年12月、79-82頁。

⁶⁵ 伊東和久「アジア通貨危機後の東アジアの国際金融協力」、『国際貿易と投資』、2003年（No.54）、86頁。

⁶⁶ 篠原興「地域協力としてのアジア通貨機構：構想実現へ求められる日本のリーダーシップ」、『日本経済研究センター会報』、1999年12月、9頁。

⁶⁷ 片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」、『アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と日本の外交』、日本国際問題所、2011年3月、87-111頁。

戦後、二国間関係を中心に外交分野における対外政策過程についての分析は多い。リチャード・スナイダー (Richard. Snyder) とジェームズ・ローズノウ (James N. Rosenau) は、実証研究によって対外政策形成過程における最高政策決定者の役割を中心に分析した⁶⁸。その後、グレアム・T・アリソン (Graham T. Allison) は、キューバ危機を分析するために「合理的行為者モデル」、「組織過程モデル」、「政府内官僚政治モデル」と言う3つの「概念レンズ」を提出した⁶⁹。アリソンの分析モデルは、これまでに「実証対象となる相互関係性の不明」と言う欠陥を修正しながら、政策決定に関わるそれぞれの要素 (アクター) 間の相互作用や利害関係を明らかにした⁷⁰。以上の分析アプローチは、その後の実証研究に大きな影響を及ぼしたが、キューバ危機後、アリソン分析モデルに対する疑問の声が殺到した。黄偉修の研究を参考した上で、その批判は、主に以下のような3点に集中している⁷¹。第1に、アリソンの「政府内政治モデル」におけるトップリーダーの役割が分析の主軸に置かれたが、国会や世論の役割は、ほとんど言及されていない。第2に、「組織過程モデル」と「政府内政治モデル」の相異なる部分が明確に説明されていない。第3に、アリソンの分析モデルには、米国以外の事例への含意が十分ではない。以上の「概念レンズ」に基づき、その後にアリソンの分析モデルから派生された分析枠組は、多く見られる。

3-3-2 日本政府の対外政策過程分析を巡る先行研究

日本では、政府政策過程モデルを中心に行われた先行研究は豊富である。具体的には、以下のように、2つの理論的側面から整理できる。

(1) アクター間の相互作用の側面

まず、細谷や中野等の研究者によると、日本政府の政策過程は、与党・官僚・財界による三脚柱モデルを中心に行われている⁷²。その視点を踏まえた上で、辻を代表とした「官僚優位論」と、村松を代表とした「政党優位論」との間に、激しい論争が度々展開されている⁷³。更に、日本の政策過程では、官僚と政党以外の特定分野における族議員の影響力の存在も常に指摘されている⁷⁴。以上の整理から見ると、日本政府の政策とその過程における各々の要素 (アクター) の相互の影響力関係を巡る考察が豊富であると判明できる。しかし、以上の内容は、ほとんどが日本の国内政策モデルにしか留まっていなく、対外政

⁶⁸ Richard C. Snyder, *The Most-Favored-Nation Clause*, King's Crown Press, Columbia University, 1948. & James N. Rosenau, *The Scientific Study of Foreign Policy*, Free Press, 1971.

⁶⁹ Graham T. Allison, *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*, Little, Brown, 1971.

⁷⁰ Graham T. Allison, Conceptual Models and the Cuban Missile Crisis, *American Political Science Review*, Vol. 63, No.3, 1969.9, pp. 696-698.

⁷¹ 黄偉修の研究には、アリソンを巡る批判は4点に集約すると指摘されているが、本研究ではその中の3つだけを強調したい。黄偉修「李登輝初代直接民選総統時代の大陸政策決定過程：政策過程ネットワークからの分析」、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文2010年、15頁を参照。

⁷² 以下の文献に基づいて整理した。細谷船博「対三極外交をいかに進めるか：東アジア安全共同体の提唱」、『中央公論』1973年6月、89-115頁。中野実編著『日本型政策決定の変容』、東洋経済新報社、1986年6月。

⁷³ 「官僚優位論」の詳しい説明は、辻清明『日本官僚制の研究』、東京大学出版会1969年を、また「政党優位論」の説明は、村松岐夫『戦後日本の官僚制』、東洋経済新報社、1981年を参照。

⁷⁴ 猪口孝・岩井康信『「族議員」の研究』、日本経済新聞、1987年。

策過程を巡る検討は行われていない。

そのため、対外政策過程における理論的發展として、長尾は、日本の国内政策過程の分析の成果に基づき、アリソン分析モデルを参考とし、日本政府の対外政策過程分析を、「政府間政治モデル」、「組織間政治モデル」、「政府内政治モデル」、「国内政治モデル」、「トランスナショナル・ポリティクス・モデル」と言う5つのモデルに細分化している⁷⁵。長尾は、各モデルの下で、政策過程の分析の要素、分析の基本単位、分析の焦点、有効な問題領域に分析の焦点を置き、対外政策の性格の抽出とその適用性を探索した。具体的には、分析の要素と分析の単位は、個人（指導者）や決定組織（政府省庁）に大きく分けられている。分析の焦点と有効な問題領域については、政策決定者の個人的なリーダーシップ、各省庁の役割、二国間の指導者・官僚間の利害等に分類されている。その分析モデルの構築によって、アリソンを初めとした従来の分析モデルに包括された分析要素（アクター）とその範囲は、一層広がった。

(2) 政策プロセスの側面

一方、政策プロセス側面では、大畠・文正によると、政策過程をいくつかの選択肢から、政策課題の選出、政策の作成・策定、政策評価の段階の3つの部分に分解できる⁷⁶。同様に、多賀は、対外関係における国家の政策決定の過程を、次のように、知識・認識・意識と言う3つの要素に分解している⁷⁷。それに基づいて森川は、多賀のモデルを踏まえて、「政策観」－「政策認識」－「政策選好」の3段階論を提唱した⁷⁸。具体的には、以下のように述べられる。① 知識要素は、情勢判断（状況把握）が準拠する政策理念や知識である。この要素には、現象を捉える政策主体の「政策観」が含まれる。② 認識要素とは、政策目的の設定に対応する理念や政策効果に対する認識である。つまり、状況把握に基づき、目的と合致する状態を作り出そうとする情報選別の過程である。状況把握の調整の中で、目的を達成するために、政策主体が予め設定した国際関係モデルに照応させながら、政策認識を獲得する作業である。③ 意識要素は、認識要素に基づく政策選好の変化についての考察（政策目標の優先順位のつけ方・政策視野の変動）である。この段階は、政策選択の具体的な傾向（政策選好）が確定される。以上で整理した内容、大畠と文正によって構築

⁷⁵ 長尾悟「国際政治学における政策決定アプローチの現状と課題：日本の外交政策に関する一試案」、『公共政策研究 1』、2001年10月、80頁。

⁷⁶ 具体的には、大畠と文正は、「対外政策3過程モデル」の枠組の下で、国家の対外政策構築を、「政策決定過程」－「相互作用過程」－「フィードバック過程」に三分している。また各過程は、更に細分化できる。過程1は、「認知の選択」、「目的の選択」、「手段の選択」と言う3つの段階に分解できる。過程2は、対外行動において自国政府と相手国との相互作用を強調している。過程3は、相互作用の結果を踏まえて、所期の目標達成度（満足度）に関する評価とその後の軌道修正を中心に展開されている。大畠英樹・文正仁『『テボドン問題』と三国間協調』、『日韓国際政治学の新天地：安全保障と国際協力』、慶応義塾大学出版会2005年、159－160頁を参照。

⁷⁷ 多賀秀敏「社会現象の記述・分析・予測のパターン」（早稲田大学21世紀COEシンポジウム、2007年2月）の配布資料を参照。

⁷⁸ 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012年5月、293頁。

された「対外政策3過程モデル」と、森川により提唱された「政策分析3段階論」は、本研究の展開を支える重要な参考となった。

3-3-3 二国間協力ODAを中心とした既存の実証研究

しかし、従来日本政府の対東アジア地域政策についての実証研究は、主にODAを中心として、また二国間関係に偏重されている。井堀によると、日本政府が供与した国際公共財は、①政府開発援助（ODA）を中心とした「準公共財」の拠出、②国際機関と言う第三者機関を通じて行われる支出（経済協力費、国際機関への拠出金）、③地球環境保全のような世界全体の便益になる支出と言う「純粋公共財」により構成されていると考えられる⁷⁹。井堀の論文では、日本財務省は、以上の3つの公共財における政策の担当者として、また地域的な国際公共財の提供者として、役割を担っていると主張している⁸⁰。また、日本政府のODAに関する諸研究には、廣野良吉の著作が豊富で、その研究分野の集大成のような成果とも言える。具体的には、以下のような成果が挙げられる。まず、2001年に発表された「わが国ODA政策の展開：半世紀の総合評価の一試論」では、廣野は、戦後外交政策との戦略でのODA戦略性について議論し、外交協力の一環としてのODA政策の戦略的位置づけを強調した⁸¹。また、『国際問題』（2005年11月号）に発表された「日本の外交政策とODA：半世紀の経験と将来への展望」には、廣野良吉が過去50年間における日本外交政策の変遷を基軸に、ODA政策の実施過程・体制・成果について評価を行い、外交政策の一環としてODAの供与動機、またODAと日本外交政策の整合性を検証した⁸²。しかし、以上で言及したように、対地域協力政策を巡る既存の考察は、ほとんど二国間協力主義に基づくODA政策を中心に行われ、多国間関係を中心とした地域協力政策過程の考察はほぼないと言える。具体的には、地域協力体制の下で、日本政府の政策過程におけるアクター間の相互作用の側面や、また政策プロセスの側面を巡る分析は必ずしも十分に行われなかった。そのため本論文は、その「2つの側面」に焦点を当て、政策の分析視角によって日本政府のASEAN+3金融協力政策を巡る一連の考察を行いたい。

第4節 本論文の位置づけと分析視角

先行研究の概観や3つのアプローチから見ると、従来の研究では、地域協力原理、地域金融協力プロセス、日本政府の外交政策過程を巡る分析は存在しているものの、日本政府の地域金融協力政策を全般的に考察するものは、空白と言っても過言ではない。先行研究に鑑み、本研究は、財務省を中心とした日本政府の ASEAN+3 金融協力政策過程を研究対象とし、①東アジア金融秩序の変遷に伴う日本政府の全般的な政策対応、②地域金融協力

⁷⁹ 井堀利宏「国際公共財の明確化と日本の役割」、『日本経済研究センター会報』、1993年5月。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 廣野良吉「わが国ODA政策の展開：半世紀の総合評価の一試論」、『都市問題研究』、2001年10月号。

⁸² 廣野良吉「日本の外交政策とODA：半世紀の経験と将来への展望」、『国際問題』、2005年11月号。

政策編成・実施における諸要素（アクター）の相互作用・関係と機能、③地域金融協力体制における政策意図の3点を解明した。その上で、「日本政府の金融協力政策の位置づけ」を巡って、先行研究で見過ごされていた視点に立てば、本論文は、以下の3つの新たな視座から考察を行うことにする。それによって、本研究の主な論点を抽出することができる。

4-1 「地域公共財」に基づく国際公共政策の視点

まず、福田の定義によると、国際公共政策は、越境的な規模の諸課題に対して、その解決や制御を試みるための処方箋であり、体系化された政府の一連の行動案を指すものである⁸³。以上の解釈によって、国際公共政策の立案や実施の主体は、大きく2つの部分から構成されている。第1は、各種の国際機関であり、第2は、国際機関に加盟する国家行政機関である。本論文での主な研究対象となる国家の行政機関に焦点を合わせれば、国家行政機関は、管轄権を有する政策領域に対応したいくつかの国際機関との機能的な連携関係を維持し、領域ごとに国際協力を展開する性格を持っている。そのため、伝統的な対外政策過程と異なり、地域協力政策を巡る考察は、「地域公共財」の原理に基づき、国内の政策機関と国際機関との相互関係に注目し、また国内政策がいかに国際機関の運営に影響を及ぼすかと言う課題に集中して展開されるものである。

4-2 「国益と地域益の合致」における「国家間レベル」の視座

また、国際公共政策を巡る従来の研究では、対外政策過程を巡る検討は、主に「国内レベル」に偏重されている。それに比べると、長尾が強調したように、「国家間レベル」の次元を中心に行われたケーススタディは少ない。国際秩序における国際公共政策を検討するために、「国内レベル」だけではなく、外部関係国への影響も無視できない。相互依存関係の下で、地域協力を巡る政策過程では、関係国の政府指導者や官僚間の利害認識に対する合致が極めて重要な要素である。それは、当該政策の実行効果を評価するための必要不可欠な基準と考えられる。以上のことによって、本論文は「地域における国益と地域益の合致」を出発点として推進された地域協力政策に対して、①「政策変容」の視座を合わせて、ASEAN+3の他メンバー諸国がいかに反発・受容を示したか、②更にその反響がいかに日本政府の地域金融協力政策に影響を与えているか、と言う先行研究の少ない視点に立つ。

4-3 地域金融協力政策における「2つの側面」の視座

政策分析の視座によると、上述で整理した「アクター間の相互作用」と「政策プロセス」と言う2つの側面を巡る先行研究は、日本政府による地域金融協力政策を巡る考察を展開させる上で重要な理論的支えとなった。

4-3-1 地域金融協力政策における財務省の「中心的な位置づけ」

日本の地域協力政策の議論を行う際には、以上で論じた地域協力原理を合わせて、地域

⁸³ 福田耕治『国際行政学：国際公益と国際公共政策』、有斐閣ブックス、2012年、134頁。

公共財の特殊的な位置づけを視野に置く必要がある。以下の文脈で常に現れるAFMM+3体制では、財務省を中心にメンバー各国の金融当局は中心的な役割を果たしており、トップリーダーより強い影響力を持っている行政組織要素（アクター）と考えられる。日本政府の場合では、財務省は一連の協力政策過程において上述した長尾モデルで強調された「決定的組織」として主導的な機能を発揮している。一方、財務省だけでなく、日本政府の地域金融協力政策における財務省と他省庁、公的金融機関の関係、つまり「財務省と他アクター間の相互作用」を巡る考察も非常に重要な課題である。以上の点を下にして、本研究は、日本政府の地域金融政策における財務省の主導的地位とその政策における各アクターの関係構造を考察したい。

4-3-2 「政策観—政策過程—政策意図」と言う3つの政策の仕組

一方、上述での整理によると、大畠・文正の「対外政策3過程モデル」、森川に提出された「政策分析3段階論」が、本論文で「地域政策研究」を行う際に重要な参考となった。以下の考察は、森川の「政策分析3段階論」を下にして、森川が定義した「政策認識」を「政策観」と統一させ、その上で大畠・文正のモデルで強調された「政策の作成・策定」を「政策過程」として自分の考察モデルに加える。要するに、本研究では、以上の2つの政策分析モデルを参照し、「政策観—政策認識—政策意図」と言う新たな分析構造を巡って、3つの側面から財務省を中心とした日本政府の地域金融協力を考察する。

第5節 使用した資料と本論文の構成

5-1 本論文で使用した資料

本研究は、政策分析であるので、研究方法としては、日本財務省・日本外務省・日本公的金融機関の公開資料と情報公開資料の一次資料を中心に文献研究を行う。使用した資料は、具体的には、以下のように、4つの部分から構成される。

第1は、日本財務省に保存されている関連資料である。具体的には、財務省のホームページに掲載されている公開資料と、財務省国際局に保存されている情報公開資料に分けられる。財務省のホームページで検索できる資料とデータは、以下のように考えられる。①政府共同声明：ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議に関連する共同声明（1999—2012年）、「宮澤大蔵大臣・タリン大蔵大臣による共同声明」、「第3回ASEM財務大臣会議議長声明」。②政策評価書・議事録と報告書：2000年以降の各年度の財務省政策評価書、「外国為替等審議会アジア金融・資本市場専門部会」、「アジア諸国との金融協力に関する専門部会」、「円の国際化専門部会」を巡る議事録と報告書。③年度予算・決算と他統計データ：「政府予算一般会計」、「外国為替資金特別会計」、「公的金融機関予算」、「国際収支統計」。一方、情報公開制度を通して獲得した資料は、①域内債券市場の整備・育成を中心とした新宮澤構想（1999—2001年度）に関する報告書、②ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会

議に関連する報告書を包括する。以上の資料は、債券市場育成を初めとして、ASEAN+3体制に対して、財務省を中心に日本政府がどのような姿勢を取ってきたかを解読するために必要不可欠な資料である。また予算統計から見ると、1999年以降の地域金融協力に向けた推進政策の軌跡はその一部が明らかとなる。

第2は、JBIC・NEXI・JICAに保存されている日本の公的金融機関に関する資料である。従来、3つの公的金融機関の運営状況と、また事業構造に関する資料が存在しているものの、ASEAN+3金融協力の下でJBIC・NEXI・JICAの協力機能を整理されたものは少ない。そのため、公的金融機関に関する資料の中から、ASEAN+3金融協力の推進に関わる部分の内容を抽出するのは、本研究の重要な作業である。具体的には、それぞれの運営状況と事業構造を検討するために、以下のような資料を参考する。①JBICの場合は、「株式会社国際協力銀行法」、『株式会社国際協力銀行年次報告書』、「国際協力銀行経営責任者定例会見概要」。②NEXIでは、「輸出補償法関係法規」、『NEXI年次報告書』。③JICAでは、『外務省政策評価書』、『JICA業務実績報告書』、JICA（公共政策部）の「課題別指針（金融）最終版」に着目する。一方、地域金融協力におけるJICAの具体的な事業活動は、JICAデータベース（ナレッジサイドマップ）、「ベトナムにおける石川プロジェクトを事例として」、「日越共同研究の自己評価中間報告（JICA）」を含めて、JICA事業報告書（情報公開資料）によって整理する。

第3に、財務省以外、外務省、経産省等の省庁に保存されている資料も、本研究で利用した資料の中の重要な一部となる。外務省に保存されている資料は、3つの分野を含む。1つは、二国間経済開発援助（ODA）を中心とした従来の政策分析するための政策文献である。それは、主に『ODA白書』、『外交フォーラム特集ODA50周年：外交戦略としての経済協力』、『外交青書』（1990-2000年まで）の資料を中心とする。2つについて、1997年アジア危機救済策や支援活動に関わる文献資料は、ほとんど外務省に保存されている。それは、二国間主義から地域主義への政策転換の軌跡を検討するためのものである。

『ODA白書：わが国の政府開発援助（上巻）』、外務省（委託）『アジア通貨危機支援評価最終報告書』、「国際情勢の激変、アジア通貨危機への対応（1991年度—1999年度）」、「1997年アジア危機に外務省外交記録」（情報公開資料）等の公的資料が挙げられる。3つ目については、ASEAN+3体制が構築された以降に日本政府の政策方針を示す資料である。

ASEAN+3金融協力体制に関わる直接的な資料がないものの、日本政府の戦略目標を照らす政策文献として、「日本国政府作成の論点ペーパー」が小泉内閣とその以降の歴代内閣の政策方針を分析する上で不可欠な資料である。外務省以外で、内閣府と経産省の資料も参考する。内閣府の資料に関しては、主にホームページに掲載されている3つの演説を参考する。具体的には、「小泉総理大臣のASEAN諸国訪問における政策演説」、「麻生外務大臣演説：わたくしのアジア戦略」、「鳩山総理によるアジア政策講演：アジアへの新しいコ

ミットメント—東アジア共同体構想の実現に向けて」が挙げられる。経産省の場合は、『通商白書』を中心に、「アジア経済倍増へ向けた成長構想」、「新成長戦略実現2011について」、「日本再生戦略」を参考しながら、民主党時代の地域金融協力における政策方針を解明する。

第4は、『官報』や国会会議録検索を通して、国会での総理大臣（小泉以降）と財務大臣（宮澤を中心に）の公式発言である。以上の資料を整理することによって、ASEAN+3金融協力の推進に最も関わる日本政府の指導者と政策担当者の政策方針を明らかにすることができる。

5-2 本論文の構成

全体的には、本論文は、次の通り「政策観」、「政策過程（編成・実施）」、「政策意図」と言う3つの部分で、全6章により構成される。

第1部は、「日本政府における東アジア金融協力政策観の形成」である。第1章により構成される。その概要は、分析視座1である「政策観」を中心に、冷戦以降、日本政府における東アジア金融協力政策観がいかに変遷し、形成されてきたかについての考察である。

第1章は、歴史的な文脈によって、地域経済・金融協力における日本政府の対応方針と、戦略上の変遷を中心に、日本政府の地域金融協力に対する認識がいかに段階的に変貌を遂げてきたか、その歴史段階的沿革を明らかにするものである。具体的には、日本政府の地域金融協力政策の変遷を整理し、ODAを中心とする二国間協力主義（bilateralism）から ASEAN+3 という多角的・多国間主義（multilateralism）の協力方針の転換に焦点を合わせて見る。その中で、中心的な作業としては、1997年のアジア危機後の救済・支援活動を契機として、開発援助に基づく従来の二国間関係を重視する協力モデルがいかに多国間協力を積極的に促す姿勢へ転換していたか、と言う政策認識の軌跡を把握できる。その上で、特に小泉政権と鳩山時代の推進方針を中心に、地域金融協力における「二面性」、つまり表（EAS）の推進目標が裏（ASEAN+3）の政策実施により完成させたと言う政策構造について検討する。

第2部は、分析視座2である「政策過程」を下にして、「財務省主導の ASEAN+3 金融協力を巡る政策過程（政策編成・政策実施）の検討である」。その構成は、第2章、第3章と第4章により構成される。

まず、第2章では、第1章の検討を下に、ASEAN+3金融協力体制における日本政府の金融協力政策がどのように機能しているかを考察する。そのために、まず ASEAN+3金融協力構造を整理し、分析することによって、第3章とその以降の更なる考察に対して基本的情報を提供していく。本章は、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（AFMM+3）を中心とした ASEAN+3金融協力体制と、その体制に基づく具体的なメカニズムを巡り考察し、日本政府（財務省）の最も関心を持つ協力領域を抽出する。具体的には、地域金融協力を

実質的に推進する仕組として、「チェンマイ・イニシアティブ (CMI)」、「経済レビュー・政策対話 (ERPD)」、「マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO)」、「アジア債券市場育成 (ABMI)」と言う日本政府の協力策に最も関わっている4つのメカニズムを中心に検討する。

第3章では、財務省を研究対象として、日本政府の金融協力政策過程（政策作成・政策実施）を巡って、日本政府の推進協力体制・機能を検討する。具体的には、ASEAN+3金融協力における日本政府の政策編成・実施機能と推進活動等を対象として、①財務省を中心とした組織構造の編成、②地域金融協力に関する予算案の作成、③政策金融改革の推進を通じ、金融協力の体制がいかに構築されたかについて検討する。また、CMIとABMIを中心に、金融協力政策における財務省の具体的な推進活動を整理する。

第4章では、日本の公的金融機関を研究対象として、日本国際協力銀行 (JBIC)、国際協力機構 (JICA)、日本貿易保険 (NEXI) という3つの公的金融機関の組織構造や協力仕組を巡って、日本の公的金融機関がいかに従来の事業活動を活用させた上で地域金融協力機能を発揮したかと言う、日本政府の地域金融協力政策における公的金融機関の位置づけを考察する。具体的には、以下の3点を中心に展開していく。第1には、日本政府のASEAN+3金融協力政策における公的金融機関の位置づけに加えて、金融協力政策における公的金融機関の役割について分析する。第2には、JBIC・NEXI・JICAの3つの代表的な公的金融機関を研究対象にして、地域金融協力における公的金融機関がいかに機能しているかを検討する。第3には、具体的な協力案件を巡り実績分析を通じ、公的金融機関がどのように日本政府の推進策に基づき、地域債券市場育成 (ABMI) を中心にASEAN+3地域金融協力体制を推進したかについて考察する。

第3部は、『「円の国際化」の再推進に基づく ASEAN+3金融協力政策の意図と効果』である。具体的には、分析視座3である「政策意図」を巡って、「円の国際化」の再推進に基づく ASEAN+3金融協力の政策意図を考察する上で、第2部で検討された一連の政策実施の効果を検証する。その構成は、第5章と第6章により構成される。

第5章では、「円の国際化」を中心に、地域金融協力における日本政府の政策意図を主眼点に置く。具体的には、「通貨の国際化」原理における国際的通貨の4つの機能の下に、「円の国際化」構想と地域金融秩序の変遷との関係を整理する。本章の文脈は、「通貨の国際化」原理における国際的通貨の4つの機能を下、旧大蔵省と後の財務省を中心とした日本政府の「円の国際化」に対する姿勢の変化を3段階に分れる。第1段階は、1970年代の消極的な時期である。第2段階は、1980年代から1997年アジア通貨・金融危機にかけて、受動的に「円の国際化」を推進する時期である。第3段階は、1997年危機以降「地域化」に基づき、積極的に推進する時期である。最後では、「円の国際化」再推進政策が東アジア地域金融協力プロセスにどう関与し、また日本政府のASEAN+3金融協力政策にどのよ

うに位置づけるか、つまり「円の国際化」とASEAN+3金融協力政策過程との関係を明らかにする。

第6章では、ASEAN+金融協力に基づく「円の国際化」再推進策とその効果を考察する。具体的には、「円の国際化」再発足への効果を巡って、日本政府の主導下でASEAN+3金融協力体制の推進が、東アジア通貨秩序の再編成や円の地域的利用の拡大と言う政策目標にどのように影響を与えたについて詳しく分析する。本章で主張したいのは、日本政府と他のメンバー国政府の間に、ASEAN+3体制における政策選好の乖離構造が最も注目すべき要素であるということである。最後に、従来のASEAN+3金融協力に基づく「円の国際化」再推進策を再検討した上で、今後の針路として、単独の「円の国際化」を再発足させるだけではなく、中国政府による「人民元の国際化」が財務省の政策選好を決める重要な要素として、ASEAN+3金融協力策を巡る新たな検討要素として追加する必要があることを提言する。

なお最後の終章では、まず、第1章から第6章まで各章の要点を総括する。また、序章で掲げた本論文の問題意識について、日本政府におけるASEAN+3金融協力政策とその限界を論結する。最後に今後の課題に関する筆者の意見を述べ、本論文の結論としたい。

第1部 日本政府における東アジア金融協力政策観の形成

第1章 日本政府の東アジア金融協力に対する政策観の変遷： 二国間主義から ASEAN+3 体制へ（1980 - 2012 年）

はじめに

本章は、歴史的沿革により東アジア金融協力における日本政府の対応方針や、また戦略の変遷を中心に、地域金融協力における政策観の変化を整理する。時間系列に従って、その変遷過程は4つの段階に分けられる。簡単に説明を加えると、第1段階（1980—1997年）は、日本政府が開発金融モデルを中心に、経済外交の下で二国間協力を推進した時期である。第2段階（1997—1999年）は、アジア危機における日本政府による一連の危機救済と言う時期である。第3段階（1999—2003年）は、危機救済方針の延長に、日本政府が「日本・ASEAN パートナシップ」の場で育てられてきた二国間協力意識を「ASEAN+3」協力体制へと拡大した時期である。第4段階（2003—2012年）は、地域協力に対する日本政府（小泉政権を代表に）の政策方針が急速に転換された時期である。以下の考察によって、地域金融協力における日本政府の基本方針がどのように変遷してきたかと言う軌跡を明らかにする。

第1節 二国間 ODA を中心とした対アジア経済協力モデル（1980—1997 年）

本節の目的は、1980年代後半から1997年アジア危機の勃発まで、日本政府の経済協力における二国間経済協力モデルを論じることである。戦後、日本政府の経済協力戦略は、経済戦略の一部となり、また重要な国際公共政策として位置づけられてきた⁸⁴。従来日本政府の経済協力モデルは、以下の2つの点に注目する。まず、1980年以降、日本政府は、地域経済協力を重要な課題として、ODAの経験を活かし、様々な協力構想を提唱した上で、他国の提案も支持した。しかし、日本の外交政策は、常に米国の動向に左右されていたので、地域協力における日本政府の態度や位置づけを明確にできず、各省庁の内部においても、協力戦略の制定から施策に至るまで矛盾や衝突が少なくなかった。また日本政府は「開かれた地域主義」を標榜し、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ等が含まれるアジア太平洋地域協力の構築を提唱する一方、中国や韓国等との経済関係は、二国間協力に制限する方針が伝統的な経済協力方針であったと考えられる。

1-1 経済外交と開発金融政策

1-1-1 経済外交

⁸⁴ 日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって：我が国の国益の考え方」、『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000年3月、18頁。

戦後、日本政府の外交方針は、「国連中心」、「自由主義諸国との協調（日米同盟重視）」、「アジアの一員としての立場の堅持」と言う3つの原則を貫き、海外との関係を維持してきた。『外交青書』では、対アジア政策が「日本外交政策上の優先課題や重点地域」として論じられている。その中で最も注目すべき内容は、開発援助を手段とした経済外交である。

日本政府が海外諸国への経済協力を積極的に関与したのは、戦争賠償を通じて展開された。1953年12月に、「東南アジア経済協力の具体策」の発表により戦後日本の経済協力基調が定着し、また1954年の対ビルマ（現在ミャンマー）経済・技術協力協定を端緒に、第1件目の協力案件が採択された⁸⁵。戦争賠償協定は、その後、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナムとも次々に締結されており、日本政府の協力活動は活発になった。それによって、戦後日本政府の経済協力政策が、戦後直後から東アジア地域諸国と深く係わったことが明らかである。

戦争賠償が一段落した後、日本政府は、1960年代半ば、国交正常化により韓国に向けた経済協力、またインドネシアに対する経済援助を経て、日本の地域諸国への経済協力は規模が飛躍的に拡大した⁸⁶。また、高度経済成長期（1970年以降）に入ってから日本政府は、戦争賠償の経験を活かした上で、開発金融（ODAを中心に）を外交政策の一環として位置づけ、東南アジア諸国の経済成長を支援することによって対東アジア経済外交を一層展開した⁸⁷。1970—1990年のオイル・ショック（1973年）の経済的不安にも関わらず、ODAを中心とした経済外交に関する予算は削減されず、逆に日本の経済力の拡大に伴って援助規模全体は飛躍的に拡大した⁸⁸。その中でも1980年代は、米国との経済・貿易摩擦が激化し、「黒字減らし」や「資金還流」と言うスローガンの下で経済外交政策を巡り計画的・量的な予算拡充が行われ、結果として1989年には日本が米国を抜いて世界最大のODA供与国となった⁸⁹。しかし、1990年代の半ば以降、膨大な財政赤字があったために「援助疲れ（Aid Fatigue）」に直面し、従来の経済外交政策を見直されなければならな

⁸⁵ 戦後、占領下の米国政府対日賠償調査団の報告によると、第1次世界大戦後の対独賠償計画の大失敗の反省に基づき、現金での支払いではなく、戦後日本と被賠償国の経済復興にも資するように現物・役務供与と言う形で行うべきであると強調した。それによって、1954年に、日本政府はコロンボ・プランへ加盟し、最初に技術協力を提供した。廣野良吉「わが国 ODA 政策の展開：半世紀の総合評価の一試論」、『都市問題研究』、2001年10月号、36頁。

⁸⁶ 1960年代の対韓国、と対インドネシア経済協力（援助）に関する具体的な内容は、日本総合研究所『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000年3月、26頁を参照。

⁸⁷ 1973年に、外務省により発表された「対外経済援助実施五原則」は、第3原則で「経済協力援助は外交上の手段である」と経済外交の役割を重視し、日本の国益追求の一手段として ODA を国家戦略と位置づけた。一方、戦後日本政府 ODA 政策の変遷について、詳しい分析は、廣野良吉「日本 ODA 政策の展開：半世紀の総合評価の一試論」、『都市問題研究』、2001年10月を参照。

⁸⁸ 1974—1990年度、日本 ODA の総額が 112,280 万ドルから 92 億 5280 万ドルへと上昇した。出所：国際協力事業団編『国際協力事業団 25 年史』、1999年、10頁。

⁸⁹ 外務省「外交戦略としての経済協力：日本の ODA は何を指しているか」、『外交フォーラム特集 ODA50 周年：外交戦略としての経済協力』、都市出版、2004年10月、11頁。

かった⁹⁰。

1-1-2 開発金融政策

経済外交の実施手段として、開発金融政策は、日本の海外経済協力において極めて重要な役割を果たした。次は、日本の対アジア経済協力モデルにおける開発金融政策の位置づけを分析する。

(1) 開発金融について

開発金融とは、国内における特定の事業または重点分野に対して集中的に投じられる公的な金融制度を指すものである。従来、開発金融政策は、政府開発援助（ODA）と国際金融業務（OOF）により構成されていた。融資資金源は、主として国家歳入である税金による一般会計（ODA予算）からの出資金・交付金・財政投融资予算（OOF予算）により構成されている⁹¹。これらは、先進国援助機関か、または国際開発援助機関である「公的機関」から供与されたものであるため、市場より条件（「譲許的条件」）が緩和されている。具体的には、低金利や長期返済可能のメリットが含まれており、融資の諸条件が商業金融に比較して利用しやすいと言う利点が挙げられる。また、通常の民間融資と根本的に異なっているのは、資金供与の対象を開発事業に限定されていることである。「公的機関」が商業銀行のような一般的民間金融機構と異なっていることは明らかである⁹²。

日本では第2次世界大戦後の復興期に、日本開発銀行は、開発金融の主体となり、資金調達の円滑化を目的として、鉄鋼、自動車等特定の産業、道路、電力のインフラ整備の優遇金融政策を実施した。日本政府により主導された開発金融策は、日本経済の高度成長期に端を発し、OECFや輸銀の開発仕組を通じて、日本のプラント輸出や海外投融资の需要を支えることによって、日本の高度経済成長を推進するための不可欠な存在となった。1950年代末期から70年代末期にかけて、ODAを中心とした開発援助の増加に基づき、相手国のインフラ整備、ソーシャル・ネットワークの分野を重点として、開発金融の範囲は、国内から東アジア地域を中心に海外援助へと拡大した。特に1985年のプラザ合意以降ドル安円高によって、日本企業の海外への進出が盛んになるにつれ、日系企業の海外事業を支援していくことも、日本政府の開発金融における重要な政策の1つとなった。

(2) 日本開発金融の仕組と限界

図表1によれば、日本の開発金融体制は、資金供与の流れと言う面から見れば、政府開発援助（Official Development Assistance : ODA）、その他の政府資金（Other Official Flows :

⁹⁰ しかし、1997年アジア通貨・金融危機の際に、新宮澤構想の下で、経済構造改革のための特別円借款の新設を初めとして、大幅のODA予算増額が行われた。

⁹¹ 今井正幸『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』、亜紀書房、2001年、47頁。

⁹² 開発金融の視点から金融協力を考える既存の研究成果は、『国際通貨論の立場から開発金融を見る』（片岡伊著 1994年）、『世界経済と開発金融』（神沢正典著 1995年）、『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』（今井正幸 2001年）等の著作が挙げられる。

OOF)、民間資金 (Private Flows : PF)、民間非営利団体の4つのルートに分類できる⁹³。日本政府の開発金融の仕組みを考えて見れば、日本の行政レベルの協力体制は、単一の行政主体による総合的協力方式ではなく、複数の機関により運営されており、いわゆる「複数の分権的援助機関型」と捉える必要がある⁹⁴。開発金融政策に関わる意思決定・指導・監督は、主に大蔵省 (当時、2001年1月以降は財務省)、外務省、通産省 (2001年1月以降は経産省)、経済企画庁 (2001年1月以降は内閣府に編入) からなる、いわゆる監督官庁4省庁を中心に行われていた⁹⁵。また、開発金融政策は (1999年迄)、海外経済協力基金 (OECF)、国際協力事業団 (旧JICA)、日本輸出入銀行 (旧輸銀) の3つの公的金融機関により実施されていた。その中で、開発金融に関わる円借款案件 (ODA) は旧海外経済協力基金 (OECF)⁹⁶、また技術支援案件と無償協力資金は国際協力事業団 (JICA)⁹⁷によりそれぞれ管轄されており、またOOFに属する開発金融協力では、旧輸銀が主な役割を果たした⁹⁸。

⁹³ 国際間の合意によると、GE (資金の譲許性を表す数値) が 25%以上となる援助資金を「政府開発援助」(ODA)、それ以下のものを「その他の公的資金」(OOF) に分けられる。また、ODA の内には、有償資金協力 (円借款) と、無償資金協力 (技術協力を含む) の 2 形態の支援が含まれる。無償援助の場合は、一般予算上の制約があるため、1 件の金額は限られている。出所：財務省「政府開発援助 (ODA) の概観」、http://www.mof.go.jp/international_policy/economic_assistance/oda/oda.html (閲覧日：2013/8/4)

⁹⁴ 要するに、開発金融支援における日本の援助行政システムは、援助業務を専断的に所掌する省庁をもち、各々異なる権能に基づきながらも、同種の特権を分有する関係省庁の協議を通じた合意形成によって運営されており、援助計画全体を一元的に取り扱う単一の省庁を有していない。後藤一美「援助対応を中心とした日本の国際運営の課題」、『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』、アジア経済研究所、1992年、63-65頁を参照。

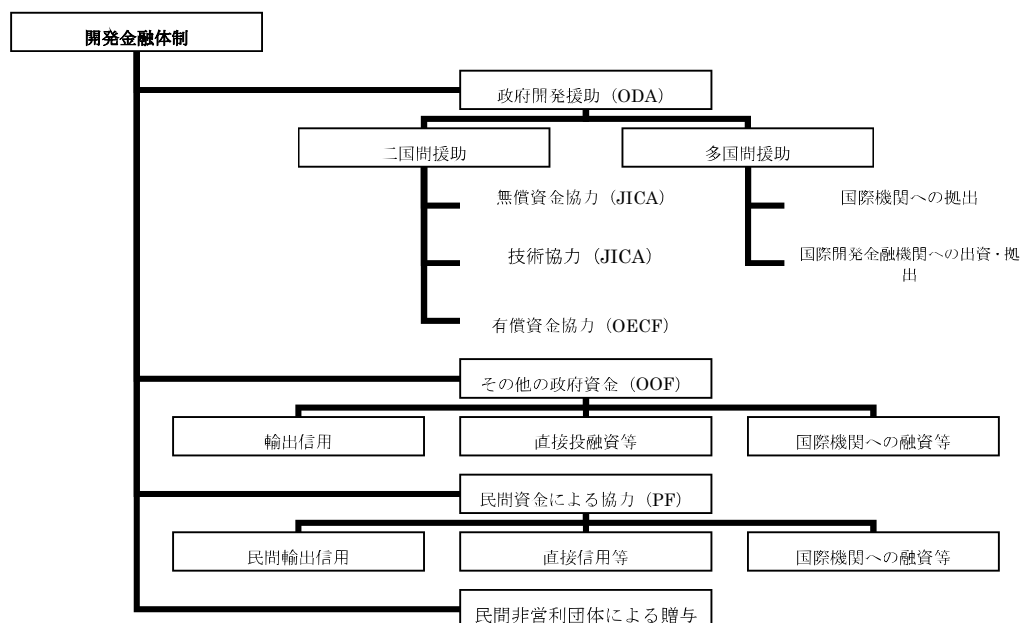
⁹⁵ 1999年まで日本政府の具体的な援助形態別を考えると、二国間ベースの協力の内の無償資金協力については、外務省が大蔵省との協議に基づき所掌していた。また無償ベースによる技術協力については、外務省、大蔵省、通商産業省、他の関係省庁が各々所掌していた。さらに多国間ベースの援助については、外務省が国連機関を、また大蔵省が国際禁輸期間を各々所掌していた。政策の総合調整については、概ね外務省にゆだねられていた反面、大蔵省は予算と執行の両面で大きな影響力を有していた。後藤一美「援助対応を中心とした日本の国際運営の課題」、『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』、アジア経済研究所、1992年、65頁。

⁹⁶ OECF は、1960年12月27日に「海外経済協力基金法」により設立された。日本政府が二国間援助における円借款の有償資金援助をおこなう際の主要な機関であり、1999年まで、日本政府における二国間政府開発援助の約80%を実施していた。OECFにおけるODAの資金供与は、金利の付けない政府の一般会計から出資されている。詳細の内容は、今井正幸『国際開発金融—途上国への公的融資の仕組みと実施機関』(亜紀書房、2001年、52頁)を参照。

⁹⁷ 国際協力事業団 (JICA) は、OECF と並ぶ ODA 実施機関であり、無償協力と技術協力を主に実施している。

⁹⁸ 旧日本輸出入銀行 (輸銀) は、国際金融協力のカテゴリーにおいて「その他の公的資金 (OOF)」を実施する政府系金融機関である。OOF は、上述の通りに融資条件が Grant・Element (GE) で 25%未滿であり、ODA より厳しい条件をつけるものの、民間の金融条件よりは緩和の融資である。従来、輸銀の金融支援は、日本のプラント輸出や海外投融资が増加した 1970 年代と 1980 年代を通じて多く用いられた金融であり、日本の輸出振興のバックアップと言う役割を演じていた。商業金融は、原則として市場原理に基づき対象が選択されるが、輸銀の金融は、開発に位置づけられるものに対象を限っており、輸銀の役割は、資金面で日本企業の貿易・投資活動を支援することに集中し、途上国の開発金融事業を中心としていた。詳細の内容は、今井正幸『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』(亜紀書房、2001年、96頁)を参照。

図表1：国際開発金融（経済協力）における日本の援助体制



出所：財務省「政府開発援助（ODA）の概観」より

次に、国際開発金融における伝統的な協力行政手順について概観する。従来、日本政府は「要請主義」に従って、先に述べた監督官庁4省庁の合意に基づき、OECF・JICA・旧輸銀を中心に補完的な調査を行うため、第1弾として政府調査団を派遣した。その後、相手国政府との協議を経て、両機関の審査ミッションとして、相手国政府や実施機関との協議と現場調査を行った。その後、審査ミッションの結果と判断を踏まえた上で、4省庁によって借款供与額・条件に係る協議や決定が行われ、その結論が相手国政府に通報される。最後に、政府間で交換公文が締結され、それを受けてOECF・JICA・旧輸銀と相手国借入人との間で借款契約の調印が行われた。⁹⁹しかし、このような支援手順によれば、相手国がその年の分をまとめて融資候補案件として申請していかなければならず、実務的にはOECFの融資ルートを通じた監督官庁4省庁の合意を必要とするので、国内の意思決定に非常に時間がかかる。これは、1997年アジア危機後の救済支援としては大きな問題となった。

1-2 「開かれた地域主義」に基づく二国間協力

従来の地域経済協力についてのもう1つの戦略は、「開かれた地域主義」に基づく二国間協力モデルである。従来、日本政府が提唱・支持していた地域協力の構想は、主にオーストラリア、ニュージーランド、アメリカが含まれるアジア太平洋地域協力の構築である。

⁹⁹ 以上の内容はJBIC「国際協力銀行（JBIC）が実施する円借款の概要と実績（資料編）」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/01_hakusho/ODA2001/html/siryousr30200.htm（閲覧日：2012/5/9）に基づき筆者整理。

その原則は、「開かれた地域主義」と言うものである。一方、中国や韓国との経済関係は、二国間協力を制限させる方針が伝統的な経済協力方針であった。

1-2-1 「環太平洋連帯構想」

「環太平洋連帯構想」は、2つの要素が挙げられる。1つは、「開かれた地域主義」原則で、もう1つは、日米同盟関係と言う存在である。まず、大平内閣の下で、日本政府は「環太平洋経済協力構想」を皮切りに、アジア太平洋を中心とした地域協力を積極的に進めようとした。1980年1月に、時の首相大平正芳はオーストラリアを訪問し、日本政府における「環太平洋連帯構想」を提唱した。大平は、この構想において「開かれた連帯」、「ゆるやかな連帯」のコミュニティを作る理念が重要だと強調し、地域協力における「開かれた連帯」と言う日本政府の基本理念を国際社会に示した¹⁰⁰。こうした「開かれた地域主義」の本質は、地域協力の参加者と非参加者の間に引かれる境界線を薄めることである。大平正芳政権は、多国間の経済協力に関心を持っているものの、欧州連合のような「閉鎖的集団化地域」の構築、特にアメリカを排除する地域協力を消極的な姿勢を示した。次は、日米関係を巡って「開かれた地域主義」を一層検討する。1970年代以降、米ソ対立関係の緩和や自国の覇権の相対的な低下は、米国にアジア太平洋国家とする外交戦略を促した。「閉鎖」的な東アジア地域協力の構築によって、アジア地域における米国の優位が揺らぐ可能性があるため、アメリカは自国抜きで東アジア地域協力を認められるわけにはいかなかった。そのために、日本政府は、米国を排除することを免れるために「開放的地域主義」を唱え、日米協調と日本型の地域主義とのバランスを取ろうとした。その理念の具体化として、太平洋経済協力会議（Pacific Economic Cooperation Council : PECC）やアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation : APEC）の協力体制が形成された。

1-2-2 協力の方向性における政府内での論争

1980年代後半、日本政府は、早々にオーストラリア政府が提唱した APEC 設立に支持を示した政府である。しかし、APEC の設立に対して、最初は日本政府内で2つの対立があった。まず、APEC を高く評価したのは通産省と大蔵省である。両省は戦略上、対米経済の依存から脱却することを目指していた省庁である。それに対して外務省は、日米関係を基軸とする従来の方針の下で対米依存からの離脱を懸念し、APEC に対して消極的であった。その後、外務省の態度が積極的に APEC を支持するという方向性へ転換されたにも関わらず、APEC を巡る政府内部の論争は、従来、地域協力における日本政府の戦略の矛盾や施策中の戸惑いが明るみに出たと考える。その矛盾と戸惑いは、その後大蔵省（財務省）に主導されている「ASEAN+3」（AFMM+3）と、外務省に推進されている「ASEAN+6」（EAS、RCEP 等）の論争にも見られる。

¹⁰⁰大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 伝記編』、大平正芳回想録刊行会 1982年6月、571頁、と大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 資料編』、「昭和55年1月17日、フレーザー豪州首相主催午餐会で行った演説：太平洋時代の創造的協力関係」、大平正芳回想録刊行会、1982年6月、320頁を参照。

1-2-3 「雁行型経済モデル」に基づく二国間協力

アメリカ抜きに対東アジア地域関係について、日本政府の戦略的路線は、「雁行型経済モデル」を維持することであった。それは、主に二国間関係の下で政府開発援助の経済協力活動を中心に行われたものである。1985年の「プラザ合意」以降、急激な円高による輸出の困難や日本と先進諸国との貿易トラブルに対応するために、日本政府は、ASEANや中国に向けた開発援助を続ける上で、日本企業の進出をサポートする形で、現地でのインフラ整備や金融市場の育成を巡って二国間経済協力の姿勢を強化しようとした。

一方、地域ブロックを目標とした「東アジア経済グループ（East Asia Economic Group : EAEG）」構想に対して、日本政府が関心をほとんど示さなかった。1990年12月に、中国の李鵬首相がマレーシアに訪問した際に、マレーシア首相マハディールは EAEG の構築を提唱した。アメリカは、EAEG が東アジアにおける自国の利益を損なうと懸念を示したが、日本政府は、その構想に興味を持っていた。しかし、米国は真っ向から反対で、日本政府の態度が急転した。その後、1991年10月のクアラルンプールでの経済閣僚会議で、マハディールは、インドネシアやシンガポールの支持を得て、EAEG を保護主義的な経済ブロックの印象を薄めた「東アジア経済協議体」（East Asia Economic Caucus : EAEC）に名称を変更した。それにもかかわらず、EAEC に対して日本政府は依然として消極であった。1994年9月の「日・ASEAN 経済大臣会議（第3回）」で、翌年に ASEAN と日中韓13カ国経済大臣級の協力会議を開催するようタイ副総理が提案した。それに対して日本政府は、そのメンバーが EAEC 構想に一致するので、一貫して消極的姿勢を示し、会議を欠席した。その代わりに、日本政府は、以上の13カ国だけでなく、オーストラリアやニュージーランドも参加すべきと言う日本型の協力提案を提出した。結局、以上のような分岐があることで13カ国会議開催の提案は頓挫した。

第2節 1997年アジア危機救済：地域金融協力意識の醸成（1997-1999年）

以上の分析の通り、日本政府は、戦後の長きにわたって冷戦構造と言う特殊な環境の下において、公式的にマルチ（多国間）外交を展開できなかった¹⁰¹。1997年のアジア危機の勃発まで、日本政府が「アジア外交主義」を外交の看板に掲げていたものの、当時の地域経済協力は、依然として二国間関係の下で開発金融政策により推進されていたと言う特徴が明らかである。しかし、1997年のアジア通貨・金融危機は、東アジア全域において日本政府が果たすべき役割は何かと言う従来の疑問を問い直す結果となった¹⁰²。アジア危機後の救済策を通じ、地域協力における日本政府の方針は、大きな変化が見られた。要するに、日本政府の対東アジア政策は、政府開発援助を中心とした二国間協力への偏重から

¹⁰¹ 神余隆博『国際危機と日本外交』、信山社、2005年2月、17頁。

¹⁰² 井上寿一『NHK さかのぼり日本史外交篇「1」戦後：経済外交の軌跡』、NHK出版、2012年、48頁。

多国間協力を重視する姿勢へと転換した。次に、1997 年のアジア危機以降における金融面での救済政策・活動の全体像を合わせて、東アジア地域金融協力における日本政府の戦略が、いかに二国間協力から多国間主義へと変遷していたかについて詳しく述べる。

2-1 1997 年アジア通貨・金融危機と日本経済の悪化

1997 年 7 月 2 日に、タイバーツが通貨バスケット制（事実上のドルペッグ制）からフロート制に移行（タイバーツの切下げ）されたことに端を発し、域外から大量の国際的短期資金が急速に引き揚げられた。その後、タイ、インドネシア、韓国の通貨と株式下落を初めとして、数ヵ月間で通貨危機が地域全体に伝播し、またその危機は金融面だけでなく、実物経済をも巻き込んだことにより、かつてない経済危機へと拡大した。危機が勃発した直後、①巨額の資本流出に伴う信用収縮、②大幅な為替下落に伴う金融機関・企業の外貨建て債務返済負担の急増、③金融機関における貸し渋りの発生により、地域諸国の経済発展への未曾有のデフレ圧力に対応するために、緊縮的財政金融政策が求められた¹⁰³。1998 年の各国の経済成長率を参照すると、インドネシアで-13.7%、タイで-10.0%、韓国で-5.8%と、各国は共に大幅なマイナス成長に陥った¹⁰⁴。通貨危機に見舞われた地域諸国は、企業の金融機関への依存が強いため、金融機関の能力低下により、輸出関連企業の資金繰りが悪化した。従って、中間財・資本財の輸入に支障を来した。

これらの国における緊縮財政・金融政策の下での内需停滞・信用収縮が深刻化したにもかかわらず、1997 年の危機は、国境を越えて日本経済・金融市場、特に現地企業の不振を加速させ、伝染（Contagion）効果により日本経済に停滞をもたらした。通貨・金融危機の深刻化により、日本経済は、1997 秋以降極めて厳しい状況に陥り、実質 GDP 成長率が減速した。また、ASEAN 諸国に向けた直接投資の規模が多かったため、現地法人への影響は大きく、通貨・金融危機が日本企業へ打撃を与えた¹⁰⁵。一方、危機を受けた各国において、金融機関のデフォルトの危険性に伴い日本国内の金融状態も急激に悪化し、1997-1998 年当時の三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行が相次いで破綻したことは典型的な事例である。以上のことから、日本政府にとって、1997 年の危機に見舞われたアジア経済再生は、経済政策上だけでなく、日本外交上の最優先課題の 1 つとなった¹⁰⁶。そのために、危機後、日本政府は、各国政府や国際金融機関との協調を図りつつ、危機からの再建を目的とした短期的支援、更に通貨危機予防を目的とした緊急的支援を提供した。

¹⁰³ JICA「第四章 国際情勢の激変、アジア通貨危機への対応（1991 年度-1999 年度）」、『海外経済協力基金史』、2003 年 3 月、80 頁。

¹⁰⁴ 同上、72 頁。

¹⁰⁵ 1997 年度直接投資は 3085 億円、資料：経済企画庁『平成 10 年度年次経済報告』、1999 年、103 頁。

¹⁰⁶ 外務省経済協力局編『ODA 白書：わが国の政府開発援助（上巻）』、財団法人国際協力推進協会、1998 年、61 頁。

2-2 日本政府による危機支援のマルチ化

日本政府が 1997 年の危機に対応した一連の緊急支援政策は、主に従来の開発金融の機能に基づき実施されていた。1997 年のアジア危機金融支援における具体的な支援方法については、1997 年の危機勃発から 2000 年初頭に至るまで、深刻な二重危機に対応するため、国際金融機構と協力しながら、日本政府は、短期間に一連の緊急支援策を表明した。従来の開発金融体制の援助手段や特別措置に従い、日本政府は 1997 年の危機以降、最大の救済国として、旧輸銀、OECD、JICA 等の公的機関を通じ、ODA や OOF の資金ルートにより、各国政府、金融機関、現地日系企業に対して流動性支援を提供した¹⁰⁷。1997 年 8 月以降、国際的援助枠組に基づく金融支援に加え、日本政府は、独自の金融支援を実施した（図表 2 を参照）。

図表 2： 1997 年アジア通貨・金融危機における日本政府の緊急支援（経済・金融分野）
（1997-2000 年度）

支援政策レベル	支援政策名	発表時期	支援手法	支援総額	支援内容及び資金ルート		
					ODA 枠資金	OOF 枠資金	通貨スワップ (旧大蔵省)
IMF を中心とする国際的枠組 中での二国間支援		1997.8	二国間支援 (資金支援)	タイ：40億ドル インドネシア50億 ドル (第2線準備) 韓国100億ドル(第2 線準備) 総額：190億ドル		タイ支援：輸銀ア ンタイトローン (40 億ドル)	
		1997.11					
		1997.12					
その他の国際金 融機関を通じた 支援	日本特別基 金を通じた 支援	1998.4.3	世銀、アジア開発銀 行が実施した危機 各国における金融 セクター改革等に 係る技術支援に対 する資金供与	世銀：15 億円 (約 1150 万ドル) ADB：15 億円 (約 1150 万ドル) 総額：2300 万ドル AGRP：50 億ドル			
日本政府独自の 支援策	東南アジア 経済安定化 等のための 緊急支援策	1998.2.20	ツー・ステップ・ロ ーン、 緊急無償援助 (ODA)、 セクター・プログラ ム・ローン (ODA 円借款)、 貿易保険	175 億ドル	インドネシアにお ける人材育成、失業 者対策約 5 億 8000 万ドル(700 億円)；	輸銀融資枠の保 証 (25 億ドル) 貿易保険関係の 運用 (130 億ドル) (注 1)	
	「総合経済 対策」にお けるアジア 支援策 (注 2)	1998.4.24	ツー・ステップ ローン (ODA 円借款)	7000 億円程度(約 58 億ドル)	円借款の活用等に よる経済改革支援 (既存施設の回収 や環境分野へ 500 億円) (約 4.1 億ド ル) 人材育成等環境整 備	貿易金融の円滑 化等の支援 (6500 億円) (注 3)	
	「緊急経済 対策」にお けるアジア 支援策	1998.11.16	有償資金協力(ODA 円借款)、輸銀融資	1.2 兆円程度(約 102 億ドル)	特別円借款の供与 (6000 億円：約 50 億ドル) 無償資金協力等の 活用による経済・社 会基盤の整備、社会 的弱者救済等の諸 問題への対処	短期、中長期融 資：82 億ドルア ジアの現地日系 企業等に対する 支援	
	新宮澤構想 第一ステー ジ	1998.10.3	特別円借款、融資 保証供与	300 億ドル (短期 150 億ドル、	短期、中長期融資 (特別円借款)：51	アジア通貨危機 支援資金による 利子補給 (275 億 円) 対マレーシア、フ	短期金融ファシ リティ 25 億ドル

¹⁰⁷ 当時、危機支援を効率化させるため、2つの特別な措置が行われた。1つ目の措置は、基本的に個別の開発プロジェクト、特定のセクター、特定の国家を評価の対象としてきた基準を一国単位に限定せず、効率的に支援手順が行われたことである。旧輸銀融資に関する具体的な手順については、日本企業が申請してから、その承認を相手国実施金融機関に伝えるだけであった。以上の有利性を持っていたため、1997 年危機後、日本政府は旧輸銀の融資供与機能に偏った。

				中長期支援 150 億 ドル含む)	億5000万ドル	イリピン、タイ等 輸銀保証・貿易保 険 (3600 億円； 約：22 億 6000 万 ドル)	(対タイ、マレ ーシア) (注 4)
	新宮澤構想 第二ステー ジ	1999.5.15	融資保証供与	2 兆円程度 (165 億ドル)		諸国の金融市場 の資金調達に対 する支援 アジアの民間企 業を対象とする エクイティ・フ ァンドやデット・ ファンド等に対 して、日本輸出入 銀行が融資、出 資、保証により支 援	
総計 (注 5)				800 億ドル	111.4 億ドル	688.6 億ドル	25 億ドル

注 1：貿易保険の場合は、前年引受実績・短期貿易保険の引受維持を通じて、10 億ドル（インドネシア、海外事業資金貸付保険）、10 億ドル（タイ、海外事業資金貸付保険）の内容が含まれる。

注 2：『総合経済対策』における円借款内容は、以下の通りである。①経済構造改革支援のための円借款供与、②アジア通貨・金融危機に対応する金利引下げ措置、③中小企業、裾野産業育成、農業・農村支援、ローカルコスト、支援、④既存施設の改修や環境分野への供与促進。

注 3：インドネシアに対するツー・ステップ・ローンの 10 億ドルも含まれる。

注 4：『海外経済協力基金史』（2003）によると、2003 年まで、「新宮澤構想」において「新宮澤構想における短期金融ファシリティ」（1999.7.6）を通じて 75 億ドルの通貨スワップ案件が行われた。

注 5：支援金額の総計は、日本政府の独自の支援策のみを計算した結果である。一方、本統計における ODA 円借款支援の部分では、「円借款による経済構造改革支援」のみを対象として計算した。「円借款によるインフラ整備及び農業・農村等支援」が統計外である。

出所：株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（外務省委託）『アジア通貨危機支援評価最終報告書』（2002 年（平成 14 年）3 月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/asia_tuka/th99_01_0201.html 閲覧日：2013/09/17）と、外務省「アジア経済危機に対する我が国の支援」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiakeizai/a_k/shien.html 閲覧日：2013/11/17）より筆者作成。

2-2-1 国際的協力枠組を通じた支援

(1) IMF プログラムを中心とする二国間支援

1997 年危機の最初の段階（1997 年 8 月－12 月）では、短期的資金の流動性不足を緩和するため、日本政府は、IMF を中心とした国際金融機関との協調を強化しながら、経済再建を目的とした二国間支援を実施した。他方、危機直後 IMF はスタンバイ・アレンジメント・プログラム（SAP）を初めとする一連の支援プログラムを行った。その中で、コンディショナリティによるマクロ経済政策の見直しや、金融構造改革が行われた。具体的には、①市場経済効率の促進、②企業・政府間の関係の見直し、③企業や国の会計・金融・経済データ開示にかかわる透明性改善のプログラム内容が含まれていた。しかし、こうした IMF 支援プログラムの実施にもかかわらず、市場の信認は当初の期待通りに得られず、資本流出と為替の下落は続いた。また、金融・財政の引締めにより、各国の経済は、予想

を上回る厳しいリセッションに陥った¹⁰⁸。それに対して、1997年8月11日に東京で国際通貨基金（IMF）主催の支援国会合の後、同年8月、11月、12月にタイ、韓国、インドネシアに対して大規模な融資支援策が決定された。その支援枠に関しては、IMFは401億ドルを融資し、世界銀行とアジア開発銀行（ADB）は、それぞれ269億ドルの資金支援を提供した。一方、国際機関の支援枠を補完する形として、二国間金融支援の仕組みでは総額583億ドルが供与された。国別支援金の額は、タイに対して172億ドル、インドネシアに対して497億ドル、韓国に対して580億ドルであった。その内で、日本政府は、タイに向けて40億ドル、インドネシアに対して50億ドル（第2線準備）、韓国向け100億ドルの支援政策（第2線準備）を分担した。図表3に示した通り、日本はIMFを中心とした国際的安定支援枠組の中で、最大の二国間支援国（総額190億ドル）となった¹⁰⁹。

図表3：1997年アジア通貨・金融危機における国際的な安定支援（単位：億ドル）

	タイ	インドネシア	韓国
IMF (401)	40	100	210
世界銀行 (269)	15	45	100
アジア開発銀行 (269)	12	35	40
二国間支援 (583)	105	-	-
日本 (輸銀)	40	-	-
中国	10	-	-
オーストラリア	10	-	-
香港	10	-	-
マレーシア	10	-	-
シンガポール	5	-	-
韓国	5	-	-
インドネシア	5	-	-
ブルネイ			
インドネシア政府緊急準備金	-	50	-
小計	172	230	350
第二線準備 (注1)	-	162	230
日本	-	50 (注2)	100
米国	-	30	50
シンガポール	-	50	-
その他	-	32	80
合計	172	497	584

注1：二国間支援については、多国間の援助が全て実行された後に、更に必要ならば支援する際に第2線準備の資金を使える。

注2：その内10億ドルは、貿易金融円滑化支援。

出所：外国為替等審議会アジア金融・資本市場専門部会（1998年5月19日）「アジア通貨危機に学ぶ：短期資金移動のリスクと21世紀型通貨危機」、『外国為替等審議会報告書』、1998年を参照し、著者作成。

(2) 他の国際金融機関を通じた支援

¹⁰⁸JICA「第四章 国際情勢の激変、アジア通貨危機への対応（1991年度－1999年度）」、『海外経済協力基金史』、2003年3月、74頁を参照。

¹⁰⁹外国為替等審議会アジア金融・資本市場専門部会（平成10年5月19日）「アジア通貨危機に学ぶ：短期資金移動のリスクと21世紀型通貨危機」、『外国為替等審議会報告書』、1998年。

1998年4月3日のアジア欧州会合（Asia-Europe Meeting：ASEM）第2回首脳会議（ロンドン）において、1997年のアジア危機対応を巡る「アジア金融・経済情勢に関する声明」がメンバー諸国の合意で発表された。声明には、日本政府が「日本特別基金」を設立し、世界銀行とADBとの役割分担を通じ、危機諸国を支援していくことが盛り込まれた。具体的には、世界銀行とADB主導で、危機諸国における金融セクター改革や輸銀融資（人材育成）に向けた金融技術支援を推進するため、日本政府は、世界銀行とADBにそれぞれ約1150万ドル（15億円）、総計30億円（約2300万ドル）の資金支援を提供するというものである（図表3を参照）。

一方、危機後、東アジア地域の民間企業向けの生産と雇用を維持するために必要な当面の運転資本や貿易金融の不足は、危機諸国政府によって認識された。1998年11月に、地域における民間企業・金融機関のリストラクチャリングの加速や、新たな民間資本の動員を支援するために、日本政府は、二国間支援イニシアティブであった「アジアの成長と経済回復のためのプログラム（AGRP）」に基づき、世界銀行とADBと協調することによって、当プログラムの4つの支援分野に対して50億ドルの支援資金を負担した¹¹⁰。

2-2-2 IMF 危機支援体制への不満及び独自の支援体制の構築

以上の分析によって、1997年のアジア危機発生後、日本政府は、IMF・世界銀行・ADBの国際的支援取組みの補完機能と言う役割を果たし、危機諸国に対して資金支援と技術支援を提供したことが分かる。一方で日本政府は、危機救済におけるIMFの増資難や対応

¹¹⁰参加者は、日本以外、世界銀行、アジア開発銀行、米国が含まれた。具体的な支援分野は、以下の通りである。

①金融機関・民間企業のリストラクチャリングの促進：金融機関の資本基盤の強化のための十分な資金調達及び債務処理にあたり債権者と債務者が建設的な役割を果たすようなインセンティブにより支えられた、金融機関・民間企業のリストラクチャリングに向けた支援。

②貿易及び運転資本へのファイナンス：国際開発金融機関に対し、深刻に必要とされている運転資本と貿易金融の、域内諸国の民間企業に対する供与の促進のための方策について検討するよう求める。

③民間資本再流入の促進：アジアの民間企業・金融機関のリストラクチャリングの成功にはまた、バランス・シートの改善と業務・金融の必要なリストラクチャリングの実施を支援する、新たな民間資本の大規模な注入が必要である。

④技術支援：各国が直面している金融及び企業のリストラクチャリングに関する複雑な課題を克服するために必要な専門知識を供与し、金融、法制、会計の専門的知識の供与を支援するものである。

また、本金融支援プログラムの政策枠組では、以下の要素を含む金融機関・民間企業のリストラクチャリングプログラムを支援するために活用することが可能である。

(1)債権者・債務者間の争いに係る拘束力のある決定と仲裁に関する信頼性のあるメカニズムと、リストラクチャリングのために不適切な法律、規制、及び税制上の障害の除去。

(2)民間企業・金融機関のディスクロージャーと透明性要件の強化、民間企業統治の強化策、及び監督・規制基準の改善の実施促進。

(3)株主と債権者の適正なバードン・シェアリング。

(4)金融・業務のリストラクチャリング・プロセスにおける各段階の迅速な完了を促すための効果的なインセンティブ。

(5)リストラクチャリング・プロセスの一環として、公的部門が取得する不良債権や株式を適時に処分するための信頼性のある戦略。

(6)リストラクチャリングの促進を補完し、危機により、特に貧困層と失業者にもたらされる社会的悪影響を緩和するための強化されたソーシャル・セーフティー・ネット・プログラム。

出所：財務省「アジアの成長と経済回復のためのイニシアティブ（1998/11）」（<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/daijin/1e050.htm> 閲覧日：2012/5/9）を参照。

策の優先順位を巡る不協和音に対して不満を示した¹¹¹。日本の国益に関わる国内経済の回復を目指して、1998年に入ると、日本政府は一連の国内金融システムの安定化対策と共に、東アジア各国と日本国内における貸し渋りに対して、企業の事業活動を支援する観点から独自の支援活動を行った¹¹²。

『アジア通貨危機支援評価最終報告書（外務省委託）』（以下は『報告書』）によれば、日本政府の行った独自の金融支援対策は、3つの時期に分類することができる¹¹³。第1は、1998年2月以降、経済対策閣僚会議を通じて表明された一連のアジア危機支援策である。第2は、1998年8月に発表された、今後5年間程度の政府開発援助の方針を規定する「政府開発援助に関する中期政策」の「アジア通貨・経済危機の克服等経済構造改革支援」である。第3には、「新宮沢構想（特別円借款を含む）」に関する2段階の支援政策である。しかし、『報告書』は、金融分野だけでなく、貧困支援、社会投資、輸出促進、財政改善、経済構造改革等の事業も含まれる全体的な経済支援策を分析するものである。そのため、例えば『報告書』に強調された第二時期である「アジア通貨・経済危機の克服等経済構造改革支援」は、金融分野の内容が言及されず、本研究の対象から外れるものである。以上のことによって、本稿は、『報告書』の第一時期と第三時期を参照した上で、金融面におけるアジア危機支援策を以下のように、①「新宮沢構想」以前の政策と、②「新宮沢構想」支援策に関する二段階を巡って整理する。

(1) 「新宮沢構想」以前の政策

1) 東南アジア経済安定化等のための緊急対策（1998.2）

1998年に、日本政府独自の一連の危機支援策が、政府経済対策閣僚会議で発表された。1998年2月20日の閣議の合意を経た「東南アジア経済安定化等のための緊急対策」が発表されたが、それは自民党「東南アジア経済・金融調査団（2月8日－14日にASEAN派遣）」の提言に基づき作成された最初の独自の支援政策であった。これにより日本政府は、

¹¹¹ 1998年10月4日に、当時の宮澤大蔵大臣は、「米国議会がIMF増資に対する資金拠出の承認できないということは、米国が危機を克服するために十分な努力を果たしていないことになる示唆した」と述べ、米国に主導されたIMFの危機救済の非効率性に対する不満を示した。また、NYT（New York Times）紙のコメントによると、当時IMFには、各国が優先的取り組むべき課題が異なっていた中で、諸国間の分岐が顕在化しており、共通の優先順位付けは困難になっていたと考えられる。（外務省情報公開資料「G7蔵相・中銀総裁会議：米紙報道振りど気付きの点」、2012-00710-0002）を参照。

¹¹² 危機支援の対象は、危機諸国の政府や企業の他に、東アジアに進出済みの日系企業も重要な一部であった。危機後、危機諸国では、大量の資金流入を仲介した銀行に多額の不良債権を発生させ、日系企業は多額の債務を残した。①現地での資金繰りの改善、②生産活動の維持と当該国の輸出主導の経済回復、③日本金融機関の海外融資活動を支持するため、日本政府は、現地日系企業に対して投資金融を中心に金融支援を行った。具体的には、1998年2月、4月、11月に、3回の閣議決定により、東アジアに進出していた日系企業に投資金融支援が行われた。

¹¹³ 株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（外務省委託）「2. アジア通貨危機支援の全体像」（『アジア通貨危機支援評価最終報告書』、2002年（平成14年）3月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/asia_tuka/th99_01_0201.html 閲覧日：2013/09/17）を参照。

ASEAN 危機諸国における貿易融資の確保を中心に、旧輸銀を通じて 3000 億円を出資した¹¹⁴。

そこでは第 1 に、輸銀融資枠の確保では、現地における流動性不足と各国の輸入拡大要請を踏まえ、弾力条項の発動を含めて、財政投融資の適切な活用を図ることとした。東アジア諸国において貸し渋りが進行している中で企業の事業活動を支援するため、日本企業を対象とする財政投融資を活用し、ツー・ステップ・ローン（旧輸銀）による現地企業への資金供給 25 億ドルの支援活動が行われた¹¹⁵。第 2 に、貿易保険を積極的に運用するために、①インドネシア、タイの輸出産業に対して、それぞれ 10 億ドルの「海外事業資金貸付保険」を提供する、②危機諸国の貿易保険機関の人材育成のために、総計 120 億ドルの支援政策を実施することが発表された。

2) 「総合経済対策」に基づく支援策（1998.4）

1998 年 4 月 24 日の経済対策閣僚会議において、「総合経済対策」が発表された。「総合経済対策」の一環として、「アジア支援策」に基づき、アジア危機支援政策が表明された¹¹⁶。金融分野の政策については、以下の通り、3 つにまとめられる。

①東アジア諸国の金融システム構造改革を支援するため、日本政府は、政策支援アドバイザー、専門家チームの派遣・研修員受入を含んだ金融面での技術協力を供与した。その支援活動は、ODA 支援の資金枠を通じて実施された。②自国通貨価値が大きく下落した政府には、当時の為替レートで計算した所得水準に基づく円借款金利を適用した。同時に、危機における金利引下げに対応するため、ODA 円借款機能を更に活用し、経済改革支援（5000 億円）が行われた¹¹⁷。③貿易金融の円滑化を進めるために、危機に直面する各国企業や現地日系企業を対象として、ツー・ステップ・ローン（旧輸銀）と、投資金融・輸入金融を通じた「東南アジア経済安定化等のための緊急対策」が実行された。更に総計 6500 億円程度の支援対策も実行された¹¹⁸。

3) 緊急経済対策（1998.11）

¹¹⁴ 「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」に伴い、日本輸出入銀行、日本開発銀行、北海道東北開発公庫に対して、日本政府（旧大蔵省）は、弾力条項に基づいて総額 4700 億円の追加を行った（財務省「財政投資レポート（平成 9 年度）」、1998 年を参照）。

¹¹⁵ 1997 年危機後、日本政府は、初めて危機各国の現地日系企業を対象として大規模な投融資活動支援を行った。

¹¹⁶ 「総合経済対策」には、①貿易金融の円滑化等を支援すること、②円借款の活用により、社会的弱者にも配慮しつつ経済構造改革を支援すること、③アジア諸国の長期的経済発展や雇用確保等に資するため、人材育成の支援を強化すること、④食糧・医療品等の生活必需品確保のための支援を行うことの 4 項目が支援分野が含まれた。出所：内閣府「総合経済対策（平成 10 年 4 月 24 日）」、「v.アジア支援策」、1998 年を参照。

¹¹⁷ 5000 億円の円借款の支援枠には、アジア通貨・金融危機における金利引下げだけでなく、経済構造改革支援のための円借款供与、中小企業、裾野産業育成、農業・農村支援、ローカルコスト、既存施設の改修や環境分野への供与促進の支援分野も含まれた。

¹¹⁸ 当支援策の内、現地日系企業に対して 1595 億円のツー・ステップ・ローン融資が実施された。

上記の金融支援の他に、1998年11月16日の経済対策閣僚会議後、日本政府は総計23.9兆円を超えた「緊急経済対策」を発表した。それにより、アジア通貨危機支援資金の設立、利子補給、また融資保証の新たな危機対応策が行われた¹¹⁹。「緊急経済対策」の下で、「アジア現地日系企業等に対する支援」が呈示された。また同年12月1日に、日本中小企業金融公庫・国民金融公庫（現在の日本政策金融公庫）による複数の親企業経由で、東アジア諸国の現地子会社向け融資制度が創設された。その制度の創設によって、貸付が実行され、アジア等へ進出している日本中小企業の現地子会社の資金繰りが円滑になった¹²⁰。それにより、旧輸銀、海外経済協力基金（OECF）、貿易保険（旧通産省）のような政府関係金融機関は、現地日系企業に対して5928億円の支援の実施を決定した¹²¹。一方、同年12月に、危機諸国の民間投資に必要なインフラ整備等のための資金供与として、総計6000億円（3年間）の「経済構造改革支援のための特別円借款」が新たに創設された¹²²。

(2) 「新宮澤構想」支援策に関する二段階（ステージ）

これまでの支援対策や資金枠とは別に、1998年10月3日に、日本政府は、G7会議において、最も深刻な危機に見舞われたタイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、韓国を支援対象として「新宮澤構想」を発表した¹²³。それは、1997年の危機後、日本政府が行った一連の危機支援策の中で最も中核をなす政策である。「新宮澤構想」政策を通じて日本政府は、危機諸国に対して短期的資金支援や中長期の資金・技術支援スキームを提供した。その内の2点は注目に値する。第1点は、既に表明・実施された3つのアジア危機支援政策を継承し、日本政府は、旧輸銀を通じて円借款を供与することにより危機諸国政府に対して、大規模な公的融資を供与したことである。もう1点は、日本政府が金融保

¹¹⁹ 内閣府「緊急経済対策」平成10年（1998年）11月16日。「アジア通貨危機支援資金」に関する具体的な内容は、下記の「新宮澤構想」において論じる。

¹²⁰ 1998年度で、以上の3つの「中小企業対策」予算（一般）は、合計10152億円であったが、実際の支出済歳出額は9790億円で、残りの分について、258億円が「不要額」となり、102億円が「翌年度繰越額」となった。出所：財務省「平成10年度一般会計決算の概要」、http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy1998/gai01.htm（閲覧日：2014/1/12）。

¹²¹ 内閣府「緊急経済対策の進捗状況と今後の予定（表）」（平成11年4月23日）、<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/1999/19990423b-followup2.html>（閲覧日：2012/5/9）。

¹²² 具体的な内容は、当面金利1%、償還期間40年とし、金利水準の動向に応じて機動的に見直し、国際ルール上タイドが可能となる水準に自動的に・機械的に決定された。また融資比率は、事業実施を円滑に進めるため、総事業費の85%までを円借款の融資対象となる。対象分野は、主に物流の効率化（道路、港湾、空港、橋梁、鉄道）、生産基盤強化（発電所、灌漑、天然ガスパイプライン、上水道）に集中する。その後、1999年11月11日に発表された「経済新生対策」を踏まえ、特別円借款の対象国と対象分野は拡大された。詳しいことは、財務省「経済構造改革支援のための特別円借款の概要（1998/12）」、http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.dosite.jp/j/inter/aid_yen2.html（閲覧日：2012/5/9）を参照せよ。

¹²³ 新宮澤構想における対象国については、外務省の方針では、「当面タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア及び韓国の5カ国を想定している。それ以外の国であっても、アジア通貨危機の影響により困難に直面しているアジア諸国より支援の要請があれば、今後、我が国としての対応を検討していきたい」と指摘した。また、1998年10月7日のブルネイ外務次官との照会の際に、当時日本駐ブルネイ大使は、「大臣発米宛電報4449号」を通じ、「新宮澤構想の対象国は、ASEAN5プラス韓国に限定されることなく、柔軟に対応」と日本政府の立場を明確に示した。外務省外交記録「アジア通貨危機支援に関する宮沢新構想」（情報公開：2012-00710-0003）と、外務省外交記録「我が国のアジア支援」（情報公開：2012-00710-0004）を参照せよ。

証や貿易保険の機能を活用し、危機各国の輸出企業に対して、国際金融市場から資金を調達しようとしたことである。

更に、1999年5月15日に、日本政府は、「アジアの民間資金活用構想」と言う「新宮澤構想」第2ステージを発表した。当支援策の狙いは、地域民間資金の動員を図るため、将来的に通貨危機に陥りにくい安定的かつ強靱な金融システムを東アジア域内で構築させようとするものである¹²⁴。特筆すべきは、日本政府が活発な民間資金を通じ、短期的には国際市場における危機諸国の資金調達を再開させると共に、中長期的な面では、危機再発を防止するために、域内における資金調達メカニズムを構築しようとしたことである。

1) 新宮澤構想第1ステージ (1998年10月)

「アジア通貨危機支援に関する新構想」(新宮澤構想第1ステージ)に示した4つの政策内容は、①民間企業債務のリストラ策と金融システム安定化・健全化対策、②景気対策、③社会的弱者対策、④貸し渋り対応策である。金融分野での支援活動は、主に、①の民間企業債務のリストラ策と金融システム安定化・健全化対策と、④の貸し渋り対策を中心に実行された。特に、資金供給余力を持たない日系金融機関や、資金不足でビジネスを生み出せない東アジア地域のその他の日系企業の信用収縮に歯止めをかける資金還流源の問題を巡って、同構想の実施で解決に向かうのではないかと日本政府(財務省)は強い期待を寄せた¹²⁵。

以上の政策では、①危機諸国が経済改革を推進していく過程で短期資金需要(特に貿易面)が生じた場合に資金スワップ等を用いた総額150億ドルの短期資金と、②経済回復のために中長期の資金支援として150億ドル、総計300億ドルが用意された¹²⁶。短期支援政策は、日本政府(当時の大蔵省)が保有した米ドルと、支援対象国の中銀が保有した現地通貨との通貨スワップを通じて行われた¹²⁷。中長期的金融支援の点では、①民間企業債務のリストラ策と金融システム安定化・健全化対策、②貸し渋り対策(貿易金融の円滑化支援、中小企業支援)を中心に、公的な資金供与(国際金融機関との協調資金支援を含む)、保証機能の活用、利子補給・保証供与(「アジア通貨支援資金」による30億ドルの国債供与)、金融技術支援(「日本特別基金」)のアプローチ(ODA円借款、輸銀融資)が行われた(図表4を参照)。

¹²⁴ 財務省「アジアの民間資金活用構想(新宮澤構想の第2ステージ)」、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/asian_currency_crisis/new_miyazawa_initiative/index.html(閲覧日:2013/09/17)を参照。

¹²⁵ 外務省外交記録「新宮澤新構想(意見具申)」(情報公開:2012-00710-0032)を参照。

¹²⁶ 財務省「アジア通貨危機支援に関する新構想:新宮澤構想(1998年10月3日)」を参照。

¹²⁷ 外務省情報公開資料2012-00710-0033を参照。

図表 4：新宮澤構想第一ステージにおける日本政府の金融支援政策

	金融支援に関する政策	支援の方法	支援金額
短期の資金支援政策	短期資金スワップ政策	経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合に備えてスワップ等を活用（注1）	150 億ドル
中長期の金融支援政策	1. 民間企業債務等のリストラ策及び金融システム安定化・健全化対策	1. 技術支援：日本特別基金を活用し、東アジア諸国が民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化のための総合的な対策を実施するため、これら諸国に対して必要な技術支援を行うよう世界銀行及びアジア開発銀行に要請する（注2） 2. 国際開発金融機関（MDBs）との協調による資金支援：アジア諸国政府が抱える資金需要に対し、特に民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化に向けての取組に日本政府が世界銀行及びアジア開発銀行と協調して資金支援を行う。 3. 日本政府からの直接的な公的資金協力による支援 ①東アジア諸国への輸銀融資の供与（OOF） ②東アジア諸国の発行するソブリン債の輸銀による取得（OOF） ③東アジア諸国への円借款の供与（ODA）	150 億ドル
	2. 貸し渋り対策（保証支援、中小企業における資金調達支援）	4. アジア諸国が国際金融資本市場から円滑に資金調達できるようにするための支援 (1) 保証機能の活用 ①輸銀の保証機能を活用する アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して輸銀が保証を行い、アジア諸国が発行するソブリン債を輸銀が保証する（輸銀による外国債発行への保証は法律改正が必要） ②アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して貿易保険を適用する ③世界銀行及びアジア開発銀行に対し、危機諸国の借入及び債券発行による資金調達に対して積極的に金融保証を行う (2) 利子補給 「アジア通貨危機支援資金」（注3）を通じ、ADB 融資又は輸銀と ADB との協調融資（公的機関及び民間金融機関）に対する利子補給を行う（注4）	
総計		1. 金融技術支援 2. 国際開発金融機関との協調による資金支援 3. 我が国からの直接的な公的資金協力による支援 4. 金融保証・貿易保険支援	340 億ドル （「アジア通貨危機支援資金」を含む）

注1：当政策における短期資金支援は、中長期支援と共に貿易金融円滑化支援に用いられた。

注2：加盟国の経済再構築支援、新規投資の範囲拡大を目的として、1988年に日本政府とADBとの協定によって設立され、技術協力に係る無償資金援助ファシリティである。1997年危機以降、「日本特別基金（JSF）」によりADBが実施する通貨危機支援関連の技術援助は、具体的には、人材育成、銀行再建、企業義務再建、公的・民間セクターのガバナンスの改善、金融分野の監督・法制度の整備の分野が含まれた。

注3：「新宮澤構想」の一環として、1999年3月23日に、日本政府は、「アジア通貨危機支援資金（Asian Currency Crisis Support Facility：ACCSF）」を創設し、2002年3月までの3年間を支援の承認期間として決めた。それは、日本政府が資金を拠出し、ADB理事会で承認された上でADBによって管理・運営される。また、支援対象国がADBから融資を受け、更なるその融資との協調融資の形で輸銀か民間金融機関から融資を受ける場合は、それらの融資に対して同資金から利子補給を行った。主な案件は、①技術支援、②融資、③債券発行に対する利子補給・保証供与の3つの援助が含まれた。具体的には、1998—2002年度ACCSF資金枠には、日本政府は、利子補給2件（約89百万ドル）と技術援助分44件（43.8万ドル）として、保証分として3600億円（拠出国債）を1998—2002年度（2002年3月業務終了）に拠出することにして、インドネシア、タイ、フィリピンの金融セクター改革、金融・証券市場の整備に対して275億円の支援を行った。

注 4: 公的機関と協調融資の対象案件は、原則として社会や環境目的を有するものに限る。
 出所: 財務省「アジア通貨危機支援に関する新構想: 新宮澤構想」、財務省「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価 (外部評価)」、『平成 14 年度総合評価書』(2002 年 6 月、5-7 頁) より筆者作成。

2) 新宮澤構想第 2 ステージ (1999 年 5 月): アジアの民間資金活用構想

1999 年 5 月の APEC 財務大臣会議で、宮澤は、「東アジア地域を越えて」をテーマとして演説した。この演説の意味するところは、日本政府が引き続き資金調達支援により危機諸国を国際金融市場へ復帰させることを目的とする一方で、危機防止における長期的な政策として、東アジア諸国の豊富な外貨準備を活用しながら地域的な金融システムを構築するというものである。具体的な目標として、宮澤は、アジアの民間資金活用構想 (新宮澤構想第 2 ステージ) を提唱し、総計 2 兆円相当程度の支援策も発表した。第 1 ステージに比べると、新宮澤構想第 2 ステージには、日本政府が、①融資保証枠を中心に民間資金の活用と動員、②地域金融分野の専門人材育成、③金融構造改革への支持、④域内債券市場の整備・育成等に重点を置く技術面の金融支援策を表明し、より市場との関係を重視した支援を強化することとした (図表 5 を参照)。

図表 5: 新宮澤構想第 2 ステージにおける日本政府の金融支援政策

民間資金活用のための支援策	安定的な地域金融システムの構築
1. アジア諸国に与えた資金調達支援 (1) 日本輸出入銀行 (旧輸銀) による支援 ① アジア諸国が民間金融機関からの借入に対する保証 ② アジア諸国が発行する公債に対する保証 (1999 年 10 月から) ③ アジア諸国が発行する公債の取得 (取得対象の拡大、取得比率の引上げ等を実施) (2) 「アジア通貨危機支援資金」による支援 アジア諸国の市場における資金調達に対する保証・利子補給	1. アジア域内の債券市場の整備、育成 (1) アジア各国における検討課題 ① 間接金融、直接金融の機能分担のあり方 ② 国債・社債市場におけるベンチマークの形成及び商品の多様化 ③ ディスクローチャーの促進 ④ 格付機関の強化・拡充 ⑤ 資金・証券決済システムの改善 (2) 域内諸国全体における検討課題 ① 域内国際債発行市場の活性化 ② 域内流通市場の整備
2. アジアの民間企業向けエクイティ・ファンド等に対する支援 (注 1)	2. 金融技術支援の強化 日本金融部門のノウハウを活かしつつ、上記システム構築を実施していく上で必要な技術・人材支援を目的に、金融システムや金融市場のソフト、インフラ面での参画をより強め、ノウハウの移転等が行われる。

注: アジアの民間企業を対象とするエクイティ・ファンドやデット・ファンドに対して、日本輸出入銀行が融資・出資・保証により支援や、民間企業のリストラ支援のためのワーキング・キャピタルに関する支援を含む。

出所: 財務省「アジアの民間資金活用構想 (Resource Mobilization Plan for Asia): 新宮澤構想の第 2 ステージ」より。

2-3 地域金融協力における 1997 年アジア通貨・金融危機の位置づけ

以上は、1997 年アジア通貨・金融危機後金融分野に着目して、日本政府による 2 つの

レベルの支援対策と活動を整理し、検討した。財務省の「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価（外部評価）」によると、日本政府による独自の支援対策の効果については、1997年危機の収束に極めて重要な役割を果たした¹²⁸。一方、次の考察によって、その独自の支援策は、1997年の日本政府によるアジア通貨危機支援が地域金融協力の促進にどのように寄与したのかを巡って、その後の多国間協力体制に対する金融協力政策がいかに従来の開発金融体制の下で構築されたか、と言う重要な戦略的意義を持っている。

2-3-1 1997年アジア通貨・金融危機対策の効果

1997年の危機勃発から2000年初頭に至るまで、深刻な二重危機に対応するため、日本政府は、旧輸銀・OECF・JICA等の公的機関を通じてODAとOOFの開発金融ルートによって、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイの中央政府と現地日系企業に対して、総額800億ドルの危機支援策を実施した。具体的には、第1に、国際収支の改善を見ると、新宮澤構想支援を中心とした日本政府の独自支援は、財政支出の拡大に貢献するだけでなく、各国政府に追加的な外貨資金を提供することにより、危機諸国の国際収支の改善に大きな役割を果たした¹²⁹。そこでは、短期対外債務・債券の構造も大きく変化し、フィリピンを初めとした危機諸国の短期対外債務の改善が見られた¹³⁰。第2に、貸し渋り対応の点では、日本政府は、旧輸銀融資によりマレーシアとフィリピンの銀行部門の不良債権の処理に資金を供与することにより、両国政府の拡張的金融政策を補完する役割を果たした¹³¹。第3に、新宮澤構想（第2ステージを中心に）を中心とした保証・保険制度（諸国国債発行等）の活用によって、危機諸国における資金調達の再開が実現された。例えば、韓国では、①公的部門と民間部門の内に各金融機関による国際債の発行と、②シンジケート・ローン借入による資金調達手段の増加により、1998年第4四半期以降、国際金融市場から本格的な資金調達が再開された。またマレーシアでは、1999年第1四半期以降、マレーシアの公的部門の国際金融市場における資金調達が再開され、新宮澤構想

¹²⁸ 2001-2003年、国際通貨研究所では、学識経験者からなる委員会と、国際通貨研究所研究員と若手研究者からなる作業部会が設けられた。その作業部会は、資料の収集と分析を行い、委員会が分析結果を審議する形で危機支援における日本政府の政策を巡る評価が実施された。以下の内容は、その最終報告書である、(財務省「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価（外部評価）」、『平成14年度総合評価書』2003年6月)を用いて筆者が整理した。

¹²⁹ フィリピンでは、1998年末の外貨準備残高の約18.1%に当たり、1999年の国際収支黒字幅の約75%に当たる。

¹³⁰ フィリピンの短期債務残高は、1998年末、1999年末に、それぞれ前年比でマイナス15%、マイナス20%と大きく減少し、対外債務残高に占める割合は11%まで低下した。外貨準備による短期債務のカバー率は、1997年末の1.02倍から1999年末には2.59倍に大きく改善した。

¹³¹ 日本政府による支援の効果として、1999年の第3不良債権処理四半期のマレーシアの株価は、第2四半期から20%も上昇した。マレーシアにおける貸出残高は、2000年には5.7%と大幅に増加し、2001年も3.6%の上昇を示した。また、フィリピンの場合は、フィリピン商業銀行の貸出残高は、1999年から2000年にかけて減少傾向に歯止めが掛かった。1999年末の商業銀行貸出残高は前年同月比2.6%増の1兆5828億ペソ、2000年末は前年同月比2.8%増の1兆6282億ペソとなり、緩やかながらも増加基調となった。以上のデータは、それぞれ国際通貨研究所(財務省委嘱調査)『フィリピンの金融問題(1998-2000)』、国際通貨研究所(財務省委嘱調査)『マレーシアの金融問題(1998-2000)』と、国際通貨研究所(財務省委嘱調査)『タイの金融問題(1998-2000)』を参照。

の第 2 ステージでの支援により、国際金融市場からの資金調達が顕著に回復した¹³²。

2-3-2 地域金融協力戦略の転換：二国間経済協力から域内多国間協力へ

日本政府が 1997 年の危機（金融分野を含む）に対応した一連の危機支援政策は、主に従来の開発金融の機能に基づく二国間協力モデルを中心に実施されたものである。しかし、1997 年のアジア通貨・金融危機支援政策の編成・実行は、日本政府にとって新しい協力の形を模索するいい契機になった¹³³。それによって、経済協力における日本政府の基本方針は、二国間連携から域内多国間協力へと転換した。要するに、一九九七年以降の政策軌跡を見れば、危機支援策が、その以降の財務省を中心とした地域金融協力政策の発端となったと言っても過言ではない。

1997 年のアジア危機以前、東アジア諸国との連携は、二国間協力支援体制に限定されていた。要するに、日本政府（外務省を中心に）は、年に何回かの国際会議に参加する際に各国の大臣、次官と対話するものの、それ以上に定常的にコンタクトする協力枠組は存在していなかった。1997 年に ASEAN と韓国に向けた危機支援を契機に、大蔵省（当時）を中心に、日本政府は、通貨危機に陥った諸外国に対する緊急的融資支援等を実施するものの、長期的安定的な金融体制を構築するために危機予防・管理や、国際的な流動性を迅速に供給するスキームの域内メカニズムを、より重視するようになった。すなわち、「アドホックではなく、事前に地域金融協力の枠組を作っておこうと言う地域金融協力の枠組が構築されるようになった」¹³⁴のである。そのために、日本政府は、単なる二国間の関係ではなく、地域多国間における金融協力体制の形成が不可欠であることを認識した。これが、新宮澤構想を初めとする日本政府の独自のアジア支援政策が持つ戦略的意義の芽生えである。それ以降、東アジア地域金融協力構想の具体化に向けて、日本政府は積極的に関与するようになった。

2-3-3 開発金融体制の限界と新たな協力型の構築

1997 年の危機支援における日本政府の具体的な支援活動は、主に 4 つの部分に分けられる。①金融分野における融資援助（IMF、世銀、ADB との協調融資を含む）、②資金調達の円滑化を目的とした保証・保険機能の活用、③人材育成を中心とした金融技術協力、④その他の金融支援である。4 つの支援活動を分析すると、1997 年のアジア危機支援政策を契機に、日本政府の経済協力政策とその協力形態は大きく変化した。

従来の開発金融を中心とした経済協力政策は、OECD と旧輸銀を実施主体として、ODA

¹³²新宮澤構想の第 2 ステージに基づく日本円建て債券の発行は、マレーシアの国際金融市場への復帰に重要な触媒の役割を果たしたと評価された。財務省「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価」（外部評価）、『平成 14 年度総合評価書』、2002 年 6 月を参照。

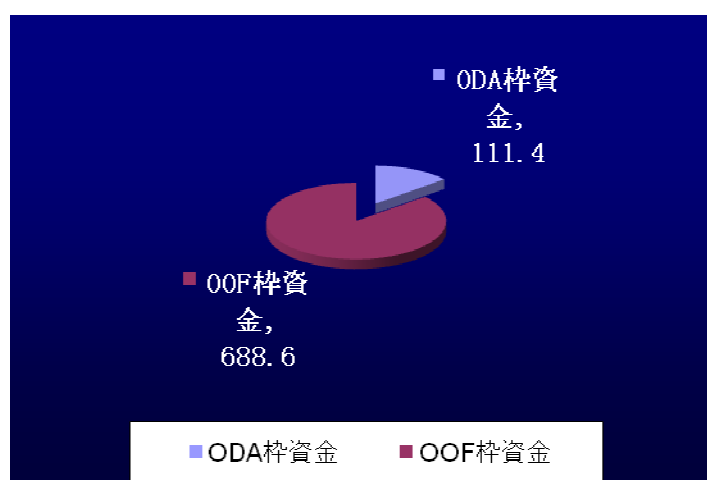
¹³³ 財務省井戸国際局次長「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会第 19 回議事録」、2003 年（平成 15 年）5 月 22 日、27 頁。

¹³⁴ 財務省「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価」（外部評価）、『平成 14 年度総合評価書』、2002 年 6 月、論点 4 を参照。

を中心とした「資金供与型」に偏った特徴を持っていることが明らかとなった。しかし、上述の通り、従来のような ODA 支援手順によれば、相手国がその年の分をまとめて融資候補案件として申請しなければならず、実務的には OECF の融資ルートを通じた監督官庁 4 省庁の合意を必要とするので、国内の意思決定に非常に時間がかかる。そのために、危機支援を効率化させるために、旧輸銀に基づく OOF を中心に 2 つの特別な措置が当時取られた。1 つ目の措置は、従来の個別の開発プロジェクト、特定のセクター、特定の国家を評価の対象としてきた基準を一国単位に限定せず、効率的に支援手順が行われるようになった。2 つ目の措置について、従来に旧輸銀の融資は 4 省庁の合意がなければ開発金融の支援ルートによって実施される前例があったため、それを参考した上で、1997 年の危機後の緊急措置として旧輸銀の開発金融によりその融資機能が活用された。1997 年の危機支援資金の内訳を考察すると、一層明らかである。図表 6 に示しているように、資金枠の内円借款案件 (ODA) は、約 111.4 億ドルになる。それに対して、旧輸銀と貿易保険 (旧通産省保険課) を中心とした資金枠 (OOF) では、総資金枠 688.6 億ドルの危機支援 (金融面を中心に) が行われた¹³⁵。以上のことによって、1997 年の危機支援政策は、OECF を中心とした円借款 (ODA) の機能ではなく、旧輸銀を中心とした OOF 資金に基づく協力機能に偏重したと認識できる。上述の変化から見れば、日本政府による地域政策では、従来の二国間主義に基づく「資金給与型」と異なり、資金調達の円滑化のための保証・保険機能の活用と、人材育成を中心とした「技術協力型」が形成された。そして、地域協力方式の転換に伴い、域内多国間金融協力における日本政府による協力体制も構築された。

図表 6 : 1997 年危機以降分野支援における日本政府の資金枠 (実施部分 : 2000 年迄)

単位 : 億ドル



¹³⁵ 株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル (外務省委託) 『アジア通貨危機支援評価最終報告書』(2002 年 (平成 14 年) 3 月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/asia_tuka/th99_01_0201.html、閲覧日 : 2013/09/17) を参照。

出所：株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（外務省委託）『アジア通貨危機支援評価最終報告書』（2002年（平成14年）3月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/asia_tuka/th99_01_0201.html 閲覧日：2013/09/17）より筆者作成。

2-3-4 地域債券市場を中心とした支援政策の重心

危機救済が地域金融協力の促進にどのように寄与したのかと言う視点から、これまでの ASEAN+3 金融協力体制の進展における日本政府の推進策を振り返ると、1997年の危機対応策と、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の支援の重点との間に一貫性が見られる。

金融協力の分野を見ると、1997年のアジア危機支援政策での重点的な分野は、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府が最も注目し、また協力活動の実績が最も多い協力分野と一致している。それらは、日本政府支援策における3つの支援方法である、①短期金融ファシリティ（短期通貨スワップ）、②保証機能の活用による協力スキーム、③地域債券市場の育成である。強調したいのは、以上の支援方法が、①ASEAN+3 金融協力体制に基づくチェンマイ・イニシアティブ（CMI）、②信用保証・投資ファシリティ（CGIF）、地域債券市場育成（ABMI）と言う2つのメカニズムの機能と一致していると言う点である。要するに、後に続く ASEAN+3 金融協力体制は、1997年の日本政府の支援政策と活動に基づき構築されたと言っても過言ではない。それに加えて、「新宮澤構想（第2ステージ）」に基づく円建て債券に向けた保証機能を取り上げたことで、円の国際化の好機となることは言うまでもなく、その政策は、東京市場の活性化にも大きく資するのである¹³⁶。その狙いは、「アジアの民間資金活用構想」（新宮澤構想第2ステージ）の下で、地域債券市場の育成における東アジア民間資本の還流体制を整備することへとつながった。

第3節 地域金融協力における日本政府の政策観の転換：二国間支援から多国間協力へ（1999-2003年）

3-1 域内の多国間協力意識の向上

1997年のアジア通貨・金融危機後、東アジア諸国の経済回復につれて、危機再発を防止することは、危機諸国を中心とした東アジア諸国政府の共通目標となった。有事の際に短期流動性不足を救済するため、事前に域内通貨スワップ取極のネットワークを構築することが不可欠であると各国政府は認識した。

¹³⁶ 当時の日本政府は、「関心のある国の中で話し合っ決めていくべきものであろうか、例えば、新たな国際機関を設置し、そこに参加各国が出資を行い、当該出資を保証原資として、参加各国の国際金融資本市場からの資金調達を保証することが考えられる」と述べた。外務省情報公開資料「新宮澤構想について」、2012-00710-0085を参照。

3-1-1 「日本-ASEAN 首脳会議」の提案に基づく「ASEAN+3 首脳会議」の開催

1997 年のアジア危機の直前の 1 月に、橋本龍太郎元首相が東南アジア諸国を歴訪した際に、日本・ASEAN 首脳会議を定例に開催することを提案した¹³⁷。ASEAN 側は、日本だけと首脳会議を開催するのならば中国や韓国とのバランスに欠けるので、日本政府のガイドラインを見直した上で、ASEAN と日中韓 3 カ国首脳会議を逆提案した¹³⁸。それに対して、日本政府は、応答に留保を付したものの、ASEAN 側の意見にも強い反対の意を表明しなかった。このようにして、1997 年 12 月中旬の ASEAN 30 周年記念の首脳会議には日中韓の首脳を招く形で、ASEAN+3 首脳会議が開かれた。ASEAN+3 首脳会議の開催は、1997 年の危機後の救済活動に大きく関わった。危機に陥った各国政府は、「APEC 協力モデル」と「IMF 関与モデル」の国際支援体制が危機の収束に果たす役割に限られていたと認識し、13 カ国で構成される「東アジアにおける自助・支援メカニズム」の構築が不可欠であることで合意した¹³⁹。東アジア地域において唯一の先進国として、日本政府は、危機諸国からの期待を無視することができなかった。1997 年危機の救済活動を通じて、日本政府は、域内における「多国間協力アレンジメント」の構築に関心を持つようになった。そこで、日本政府の政策観は、国際収支問題に対して IMF が中心的役割を果たすべきであると強調すると同時に、二国間関係を中心としたこれまでの日本の対アジア外交方針から大きく逸脱されたと考えられる。

3-1-2 地域多国間協力体制の創設の試金石：AMF 構想の挫折とその反省

一方、ASEAN+3 首脳会議が開催する直前に、1997 年危機の勃発を契機に、日本政府は金融分野での地域多国間協力体制の創設を推進しようと試みた。1997 年 8 月に、東京で開かれた緊急会議の際に、日本政府は、東アジア地域通貨・金融市場の安定化に焦点を当て、IMF を参照としてアジア通貨基金（AMF）構想を提出した。同年 9 月 2 日に香港で開かれた G7 財務大臣会議で、大蔵省（当時）が公式的に AMF 構想を提案した¹⁴⁰。当時、タイ、韓国、インドネシア等の政府は、日本政府に対して、資金要求の規模を急速に拡大させた。危機の伝播を防ぐための融資の緊急性に応じるために、これらの政府は、日本と共に AMF 構想の可能性を検討し始めた。しかし結果的には、①アメリカは、自国のヘゲモニーに対する日本の挑戦を懸念し、②IMF の場合は、両機関の機能の重複を懸念し、③中国等の強い反発を受け、AMF 構想は同年 11 月に頓挫した¹⁴¹。日本政府が AMF 構想を

¹³⁷ 外務省『外交青書 1998』（第 1 部）、1999 年、188 頁を参照。

¹³⁸ 藤木剛康・河崎信樹「東アジア共同体構想と小泉外交」、『研究年報（和歌山大学経済学会）』、2006 年（第 10 号）、31 頁。

¹³⁹ 外務省「東アジアにおける協力に関する共同声明」、1999 年 11 月 28 日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_obuchi/arc_99/asean99/kyodo.html（閲覧日：2011/12/3）を参照。

¹⁴⁰ AMF 構想についての詳細な経緯は、中達啓示「東アジア金融統合の国際政治」（『国際政治 158：東アジア新秩序への道程』、2009 年 12 月、58-60 頁）を参照。

¹⁴¹ 米国や IMF 等猛烈な反対の理由についての解析は、財務省政策評価によると、①AMF と IMF の機能と組織が重複することが問題視されたこと、②AMF が供与する資金の融資条件が IMF より緩やかであ

断念せざるを得なかった理由は、元大蔵省財務官の榊原英資によると、米国や中国に対する根回しの時間が十分でなかったということである¹⁴²。しかし、当時の地域情勢から検討すると、もっと重要な理由は、1997年のアジア通貨・金融危機が域内に広がっていた段階で、「当時資金が出せるような国がどれくらいあったかを考えると、危機直後、日本以外ほとんどの政府は、AMFに出資する余地が存在せず、共通基金と言う形で進めるのは極めて困難だったからだ」と考えられる¹⁴³。要するに、当時 AMF 構想の提案が実現されたとしても、その本質は、域内多国間協力ではなく、従来の日本政府の政策認識に基づく二国間支援だと理解さざるを得ないであろう。その後、日本政府が地域金融協力体制の創設を放棄したのではなく、AMF 構想の挫折とその構造的原因を分析した上で、ODA を中心とした伝統的な二国間支援モデルから脱却しようとした。それは、日本政府が ASEAN+3 首脳会議の開催と ASEAN+3 協力体制の創設を積極的に推進していく理由の1つでもあった。

3-2 「日本・ASEAN パートナーシップ」から「ASEAN+3」へ¹⁴⁴

ASEAN+3 首脳会議の開催に伴い、日本政府は、危機支援活動を通じて韓国との経済・金融関係を強化させる一方、更に「日本・ASEAN パートナーシップ」の場で育てられてきた二国間協力の意識を「ASEAN+3」協力体制へ拡大しようとした。この新たな枠組における日本政府の一連の推進政策は、ASEAN との協力関係を強化することを目指した日本政府の従来のバイラテラル協力関係の強化と言う思惑から生まれたものと言っても良い。

3-2-1 「日本・ASEAN」協力関係の強化から「ASEAN+3」の推進戦略へ

「日本・ASEAN 協力関係（パートナーシップ）」の構築は、東アジア地域のバランスを維持するために、1960年代の ASEAN の創設以降、日本政府の伝統的な外交政策の一環となっていた。谷口によると、「日本・ASEAN パートナーシップ」は、戦後の初めての対東アジア外交方針の提唱とも考えられる¹⁴⁵。早くも1977年の「福田ドクトリン」の

る場合、安易な資金供給はモラルハザードに繋がるとして批判され、融資と引き換えに支援国の政策調整を促す IMF 融資の機能を損なう可能性があること、③アジアでの米国のヘゲモニー（覇権）に対する日本の挑戦と受け取られたことが挙げられる。一方、11月5日に AMF に対抗する米国の提案に基づく日米 IMF 三者合意が形成された。その主旨は、財源面で IMF の不十分さを認めた上で、AMF 設立に動くのではなく、IMF の強化と言う選択肢を選ぶべきことである。それによって、1997年11月に、韓国は日本に対して AMF 融資を申し入れたが、榊原英資大蔵省財務官は米国の反対のためこれを拒否し、イム・チャンリョル経済副総理が三塚博大蔵大臣への AMF による融資と言う請求も同様に拒否された。出所：財務省「平成14年度政策評価書（2003年）」。また中達啓示「東アジア金融統合の国際政治」、『国際政治158：東アジア新秩序への道程』2009年12月、61頁。

¹⁴² 榊原英資「国際マネーの攻防 榊原英資前財務官の回想記」、<http://homepage2.nifty.com/sugjpn/sakakibarafile/money7.htm>（閲覧日：2013/12/02）を参照。

¹⁴³ 井戸清人（元財務省国際局次長）「最近のアジア経済の状況と地域金融協力の現状について」（『アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会 第19回議事録』、2003年（平成15年）5月22日）を参照。

¹⁴⁴ 以下の2に関する歴史的事実は、主に山影進編「序：東アジア地域主義と日本・ASEAN パートナーシップ」と『東アジア地域主義と日本外交』（日本国際問題研究所、2003年7月、3-6頁）を参照。

¹⁴⁵ 谷口誠（元国連大使）とのインタビューにより筆者整理、2014年8月14日（インタビュー日）。

提唱以降、日本政府と ASEAN の間には、パートナーシップと言う緊密な関係が徐々に結ばれて行った。1997 年のアジア危機後、「日本も危機的状態にあったにも関わらず、経済的、外交的に関係深い ASEAN 諸国で起こった変事が日本に及ぼす影響も深刻になる可能性がある」¹⁴⁶と判断した上で、日本政府は、一連の金融支援・協力を迅速に行った。支援活動を契機に日本政府は、ASEAN との伝統的な関係を一層強化しようと考えた。1998 年 2 月の ASEAN+3 首脳会議の折に開かれた日本・ASEAN 首脳会議で、小渕恵三（当時）首相は、「21 世紀に向けた日・ASEAN 協力のためのイニシアティブ」を通じ、4 つの協力分野を掲げた¹⁴⁷。その後、小渕の提案により、「ビジョン 2020—日・ASEAN 協議会」が設置されると言う重要な成果が得られた。「ビジョン 2020—日・ASEAN 協議会」の最終報告には、「日本・ASEAN ニュー・パートナーシップ」に関する 5 つの原則が立てられており、「日本・ASEAN パートナーシップ」の強化は、「日本の第 3 の開国」として位置づけられた¹⁴⁸。

3-2-2 奥田ミッション

一方、ASEAN+3 首脳会議の開催によって、日本政府は、「日本・ASEAN パートナーシップ」の強化を巡る一連の協力政策を東アジア地域の他国へ拡大させようとした。しかし、この時期の協力政策は、基本的にまだ日本政府と相手国政府の二国間危機支援システムに留まった。1999 年 6 月に小渕首相（当時）は、日本経済新聞社主催で開かれた「アジアの未来シンポジウム」の晩餐会で、アジア危機から早急に脱出し、また東アジア諸国の経済再生と安定的発展に向けた課題を巡る日本政府の支援活動の一環として、「経済再生ミッション」派遣を発表した。派遣先は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの ASEAN 諸国だけでなく、韓国も含まれた。同年 7 月には、事務方の事前ミッションを行った上で、8 月末から 9 月初旬にかけて本ミッション派遣団が上記の諸国を歴訪した。この「アジア経済再生ミッション」は、団長が奥田日本経済連合会会長（当時）であったため、「奥田ミッション」と通称されている。当ミッションの目的は、以下の通りである。

①1997 年危機発生後 2 年以上を経て、回復の兆しが見える東アジア諸国の抱える課題や援助ニーズを調査すること、②新宮澤構想（第 1 ステージ）を初めとした日本政府支援策の効果を検証すること、③通貨危機の教訓を踏まえ、21 世紀の東アジアの繁栄のために取り組むべき課題と日本の役割が何であるかを検討することの内容が挙げられる¹⁴⁹。ミッ

¹⁴⁶ 財務省経済協力局編「ODA 白書：わが国の政府開発援助（上巻）」、財団法人国際協力推進協会、1998 年、5 頁。

¹⁴⁷ 具体的には、①21 世紀に向けての対話と協力の促進、②アジア危機克服のための協力、③人間の安全保障のための協力、④知的対話と文化交流の促進の 4 つの協力内容を指す。小渕恵三「ヴェトナム国際関係学院における小渕総理大臣政策演説：アジアの明るい未来の創造に向けて」（『外交青書 42 号』、246—251 頁を参照）。

¹⁴⁸ 日本国際問題研究所『ビジョン 2020：日・ASEAN 協議会（賢人会議）』、2000 年 10 月、4—5 頁。

¹⁴⁹ 小渕恵三「ヴェトナム国際関係学院における小渕総理大臣政策演説：アジアの明るい未来の創造に向けて」（『外交青書 42 号』、246—251 頁を参照）

ションに関する実施報告書（『アジア経済再生ミッション』報告書）は、11月に小渕首相（当時）に提出された。その内容については、まず、ヒト・モノ・カネ・情報の流れの4分野の円滑化を目標として、東アジア地域経済の再生を考えるための基本的要素が提言された。また、訪問先での日本に対する期待を踏まえ、東アジアと日本の繁栄には「日本の第三の開国」が戦略として必要となることも再び言及された¹⁵⁰。

3-2-3 小渕プラン

1999年11月末の日本・ASEAN首脳会議において、奥田ミッションの報告書を下敷きとしながら、小渕政権は、「日本・ASEANパートナーシップ」の強化を強調する一方、「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」を通じて地域全体との協力をより重視すべきであると、地域協力における日本政府の政策方針を表明した¹⁵¹。この新しい方針は、会議の議長であったフィリピンのエストラダ大統領（当時）によって「小渕プラン」と呼ばれた。「小渕プラン」は、3分野にかけて合計10項目にわたる総合的なプログラムから構成される¹⁵²。その内で、特に金融協力の分野は、「金融分野と高等教育分野における専門性の高い人材育成の拡充」と言う第1項目に集中されている。「小渕プラン」表明の数日後のASEAN+3首脳会議では、日本政府は、本プランに示された人材育成に関する政策内容を13ヵ国首脳に表明し、各国首脳の合意で「アジア金融分野の人材育成のためのプラン」に基づく人材育成開発基金の設立が「東アジアにおける協力に関する共同声明」に記された¹⁵³。共同声明が公表された直後、『神戸リサーチ・プロジェクト報告書』を通じて、アジア債券市場育成とそのための金融人材育成における日本政府の具体的提案を初めとして、地域金融協力体制の創設に対する日本政府の推進戦略が一層鮮明になった。従って、日本政府の対東アジア経済・金融面の協力方針は、ODAを中心とした二国間支援からASEAN+3に基づく地域多国間協力体制の創設を主導することへと転換した。

3-3 ASEAN+3 金融協力における日本政府の推進戦略

ASEAN+3地域金融協力における日本政府の推進戦略は、以下の2つのことが見られる。1つは、神戸リサーチ・プロジェクトにおける日本政府の提案であり、もう1つは、アジア債券市場の育成における日本政府の提言である。

3-3-1 神戸リサーチ・プロジェクト

2001年1月に、第3回ASEM財務大臣会議が神戸で開催された。その際に、日本政府は、東アジア金融協力の深化を目指す東アジアと欧州の専門家が共同研究を行う「神戸リサーチ・プロジェクト」を重要な提案として提出した。会議中、2001年度のASEAN+3

¹⁵⁰ 外務省『アジア経済再生ミッション』報告書（1999年11月）、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiak_eizai/saisei/1-1.html#8（閲覧日：2013/5/9）

¹⁵¹ 内閣府『経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針（報告書）』、54-55頁。

¹⁵² 日本学術会議『日本の展望：学術からの提言2010（報告書）』、4頁。

¹⁵³ 外務省「東アジアにおける協力に関する共同声明」、1999年11月28日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_obuchi/arc_99/asean99/kyodo.html（閲覧日：2011/12/3）。

財務大臣会議で、プロジェクトの開始について ASEAN+3 諸国政府間で合意された¹⁵⁴。同プロジェクトは、ASEAN+3 金融協力体制を構築するために、為替相場制度や公的債務管理の課題を巡り、ヨーロッパでの金融協力の経験を学ぶためのものであった。神戸リサーチ・プロジェクトの成果として、2002年7月の第4回 ASEM 財務大臣会議では、15本の報告書を基礎に、日本国際通貨研究所により作成された最終報告書 (Executive Summary of Research Papers and Suggestions of Kobe Research Project) が提出された。塩川財務大臣 (当時) は、日本側が担当した項目①と③の研究結果を報告した¹⁵⁵。塩川財務大臣が日本政府の提案と言う形を避けようとしたものの、同研究 (日本側の課題) が日本のシンクタンクを中心に行われたため、最終報告書には地域金融協力における日本政府の推進戦略が十分に反映されたと考えられる。『神戸リサーチ・プロジェクト報告書 (2002年6月)』における研究結果①を分析すると、日本側の研究の重心 (提言) は、為替相場制度の研究 (三極通貨バスケット制の導入) である。また、同報告書における研究結果 (3) を分析すると、日本側の研究の中心点 (提言) は、地域金融サーベイランスの研究と考えられる。

紙幅の制約上、本研究では、本報告書に関する詳細な内容を触れないものの、以下は、神戸リサーチ・プロジェクトにおける日本側の研究成果と日本政府の金融協力戦略との関係性を論じる。1つ目は、為替相場制度の研究として、日本側が東アジア通貨の三極通貨バスケット制の導入と、これに基づく更なる為替政策の協調を提言したことである¹⁵⁶。それによって、東アジアの最適通貨体制には日本円が含まれるべきと日本政府によって主張された。こうした戦略の裏には、財務省に主導されている「円の国際化」推進策の再構築と言う要素が存在している (第5章、第6章で詳しく述べる)。2つ目は、地域金融協力とサーベイランスの研究である。それは、地域金融協力の土台が ASEAN+3 協力体制を下にして構築されるべきだと言う提言である。3つ目では、金融分野の協力を中心に、独立した常設の事務局を ASEAN+3 に早急に設置すべきと言う提言である¹⁵⁷。

3-3-2 アジア債券市場の育成に対する提言

以上のような神戸リサーチ・プロジェクトの提言に加え、2003年1月に塩川元財務大臣 (当時) がマレーシアでマハティールと会談した際に、アジア債券市場の育成をテーマ

¹⁵⁴ 財務省「第3回 ASEM 財務大臣会議議長声明 (仮訳) 2001年1月13-14日」、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asem/asem_kobe_2001/asem03j.htm (閲覧日: 2013/07/24) を参照。

¹⁵⁵ 「神戸リサーチ・プロジェクト報告書」は2002年6月に作成された。その内、具体的な研究項目は、①「東アジア諸国と EU 加盟候補国の為替相場制度」、②「欧州・アジアの金融システムについて: スペイン及び中国の事例」、③「地域金融協力とサーベイランス」、④「通貨制度の成功条件」、⑤「地域的な通貨制度の枠組の下での中国」、⑥「地域モニタリング及び統合の強化」の6つのグループに分けられ、合計15の報告書によって構成された。この内項目①と項目③の課題は、日本の学者、シンクタンクを中心に行われた。財務省「神戸リサーチプロジェクト」、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asem/kobe.htm (閲覧日: 2013/07/24) を参照。

¹⁵⁶ 財務省「神戸リサーチプロジェクト」(http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asem/kobe.htm、閲覧日: 2013/07/24) を参照。

¹⁵⁷ その内容は、福居信幸「神戸リサーチ・プロジェクト」(『国際金融トピックス (No.29)』、2002年6月) を参照した上で筆者が整理したものである。

として日本政府は推進姿勢を示した¹⁵⁸。その後、同年3月に日本財務省とタイ財務省の間、アジア域内債券市場の創設へ向けて共同行動をとることが大筋合意された¹⁵⁹。2003年2月末から3月初頭にかけて、東京では、ASEAN+3 諸国の財務省と中央銀行からの代表を中心に、東アジアにおける債券市場の育成を巡り ASEAN+3 の非公式会議が開催された。重要な成果として、この会議において日本と ASEAN の間では、東アジア地域の有力企業が域内で債券発行する際に、公的機関が信用保証をつける制度を共同で設ける方針が確認され、2年後をめどに信用保証を行う「アジア債券保証機構」という新たな機構を設立することで合意した¹⁶⁰。更に、2004年2月に、ASEAN+3 非公式財務大臣会議で、谷口財務副大臣（当時）は、アジア債券市場の育成にむけて具体的な協力案を提唱した。同年8月に、谷口は、東南アジア諸国を歴訪し、首相・財務大臣・中央銀行総裁と意見交換会を開いた上で、地域債券市場の育成において日本政府が主導的な役割を果たすべきことを強く表明した¹⁶¹。

神戸リサーチ・プロジェクトとアジア債券市場の育成で示された日本政府の推進姿勢によって、ASEAN+3 金融協力における日本政府の戦略が明らかとなった。1997年の危機後から2003年の域内債券市場育成を巡り ASEAN+3 非公式会合の開催にかけて、従来の日本・ASEAN パートナシップを強化すると共に、「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」に基づく人材育成開発基金の提案が提出された。従って、日本政府は、多国間協力体制における域内全体との金融協力を重視しようとした。特に、神戸リサーチ・プロジェクトに掲げられている日本政府の3つの提案と、「アジア債券保証機構」の創設を中心とした地域債券市場育成における日本政府の構想によって、地域金融協力における日本政府の戦略的思考が明らかとなった。

第4節 地域金融協力における日本政府の「二面性」政策方針（2003－2012年）

神戸リサーチ・プロジェクトによる提言と、域内債券市場の育成を中心に、ASEAN+3 金融協力体制において日本政府が主導的な役割を果たすべきという宣言が発表された一方、小泉政権の発足以降の日本政府は、ASEAN+3 枠外で「東アジア共同体（以下はEAS）」という新たな協力体制の構築を通じて、地域協力の主導権を握ろうとした。小泉は、アジア地域協力を「経済面で米国の役割は必要不可欠」と公言しながら、強まっている中国・ASEAN 関係にくさびを打ち、急成長する中国を牽制しようとした¹⁶²。EAS 推進を巡る日

¹⁵⁸ 山影進編「通貨・金融協力とFTAに見る日本の東アジア地域形成戦略」、『東アジア地域主義と日本外交』、日本国際問題研究所2003年7月、166頁。

¹⁵⁹ 『朝日新聞』、2003年2月16日付。

¹⁶⁰ 山影進編「通貨・金融協力とFTAに見る日本の東アジア地域形成戦略」（『東アジア地域主義と日本外交』、日本国際問題研究所2003年7月、166頁）と、『日本経済新聞』（2003年2月17日付）を参照。

¹⁶¹ 財務省・近畿財務局「多極的な国際金融センターの育成に関するシンポジウム」（議事録）、2003年（平成15年）9月10日。

¹⁶² 首相官邸「小泉総理大臣のASEAN 諸国訪問における政策演説（平成14年1月14日）」、<http://www.k>

本政府の一連の動向から見ると、日本政府は、再びアジア太平洋地域に顔を向けていく傾向は明らかになった。特に下記で述べる「東京宣言」は、東アジア地域協力における日本政府の戦略姿勢の転換点と見てよい。しかし、その一方、地域金融協力における日本政府の推進策と具体的な活動は、依然として ASEAN+3 協力体制の下で検討されていた。このようにして、小泉政権以降、地域金融協力における日本政府の推進方針は、大まかに見れば、EAS 構築に対する日本政府の立場に基づき示されているものの、実際に ASEAN+3 金融協力体制の深化に伴い、具体的な協力政策が実施されている。すなわち、小泉政権以降、表（EAS）の推進目標は、裏（ASEAN+3）の政策実施によって完成させると言う「二面性」が日本政府の推進方針の重要な特徴となっている。次は、EAS 構想に基づく金融分野の提案と各内閣の方針を中心に、小泉政権とその以降の地域金融協力における日本政府の姿勢を分析する。

4-1 EAS を巡る小泉構想及び地域経済協力の主導権

小泉政権以降、東アジア経済協力における日本政府の推進姿勢は、ASEAN+3 から東アジア共同体（EAS）へと転じた。では、小泉構想に基づく EAS を巡る自民党政権の関心は、いかに新たな地域協力の創設により地域経済協力の主導権を握ろうとしていたかと言う疑問が現れる。また、この新たな政策観が ASEAN+3 における日本政府の政策観とはどのような関連性があるか、以上の諸問題を巡って、次は、小泉政権以降の地域協力における日本政府の政策観を考察する。

4-1-1 小泉演説による「ASEAN+6」への重視表明

EAS は、韓国政府の提案により形成された。1999 年に、韓国の金大中大統領（当時）の提案に基づき、ASEAN+3 の民間有識者により構成される東アジア・ヴィジョン・グループ（East Asia Vision Group : EAVG）が発足した。2001 年 11 月の ASEAN+3 首脳会議において、『東アジア共同体の設立に向けて』と題する EAVG 報告書が発表された。報告書は、EAS の建設を東アジア協力の長期的目標として取り扱うべきと指摘した。これを契機に、ASEAN+3 各レベルの会合においても、EAS を巡る検討が頻繁になった。

EAS における日本政府の構想が初めて示されたのは、2002 年 1 月のシンガポールでの小泉元総理の演説であった。小泉演説は、東アジア経済協力における日本政府の政策方針が変換し始めたことを示す最初の信号と考えられる。2002 年 1 月当時の小泉政権は、ASEAN 諸国（シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシアの ASEAN5 ヵ国）を訪問し、1 月 14 日に最終地であるシンガポールで、「東アジアの中の日本と ASEAN：率直なパートナーシップを求めて」と題する東アジア外交政策について演説を行った¹⁶³。小泉

antei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/14speech.html（閲覧日：2013/07/15）を参照。

¹⁶³ 当講演は、シンガポールで最も権威のある講演会である。それは、同国の東南アジア研究所（the Institute of Southeast Asian Studies, ISAS）の主催により、ゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）元首相を含む 1300 名以上の聴衆の前で 40 分間にわたって行われた。

首相（当時）は、「日本は今後東アジアに積極的に関わっていく、長期的に共に歩みともに進むコミュニティ」を東アジア地域に作りたい¹⁶⁴と謳いながら、日本とASEANとの「日本・ASEAN包括的経済連携協定（EPA）」を初めとする5つの構想を提案した。それによって、地域協力に対する日本政府の積極的な支持姿勢が見られた。大庭によると、小泉の提案には、ASEAN+3の枠組を活用しつつ日・ASEAN間のEPAを初めとする日本とASEANの連携強化と共に、ASEAN+6経済連携に向けた動きを重視すると言う図式が見られる¹⁶⁵。しかし、講演中の表現から見れば、小泉は故意に「ASEAN+3」を言及せず、代わりにEAVG報告書での表現を引用し、「東アジア共同体」というよりあいまいな言葉を選んだ。1999年にASEAN+3が設立された以降の地域協力に関する日本政府の一貫した態度に比べると、小泉講演では大きな差異が現れた。小泉演説により新たな政策動向が示された。すなわち、いずれは中国や韓国を加えたASEAN+3の経済協力を目指すと述べた上で、更にオーストラリアやニュージーランドを加えたアジア太平洋地域協力の構築を目指すべきと宣言し、東アジア地域協力における日本政府の目線がASEAN+3体制にだけ留まらないとした。小泉は、日本・ASEAN包括的経済連携協定（EPA）を基礎として、ASEANと連携しながら従来の政策姿勢を「ASEAN+3+3」、あるいはEAS構築を推進することへと変遷させようとした。その後の日本労働党の評論によると、小泉の東南アジア訪問は単なる「アジア重視」のキャンペーンにすぎず、経済協力よりも政治的狙いが明白であると評価した¹⁶⁶。

4-1-2 「東京宣言」¹⁶⁷とEAS構築に向けた政策観の展開

2003年12月に開催された日本・ASEAN首脳会議で発した「東京宣言」は一層画期であった。この宣言では、「東アジア共同体の構築に向けた東アジア協力の深化」が記され、それに基づき、小泉首相は2004年9月の第59回国連総会において、ASEAN+3を基礎に、「東アジア共同体」を構築していくことを公式に提唱した¹⁶⁸。それによって、「東アジア共同体」構築に向けた日本政府の基本的な政策観が形成された。「東京宣言」を通じて小泉政権は、EASと言う新しい協力体制の創設に一層関心を表明した。2003年12月11日－12日に、日・ASEAN協力関係形成30周年を契機に、日本政府は、ASEAN加盟各国の首脳を招き、東京で「日本・ASEAN特別首脳会議」を開いた。福島は、日本・ASEAN首脳会議の東京宣言が、「東アジア共同体づくりに全力をあげることを正式に国際公約した画期的宣言」と評価したが¹⁶⁹、その目的は、「東アジア共同体」の創設を通じ、新しい協力体制で日本

¹⁶⁴ 首相官邸「小泉総理大臣の ASEAN 諸国訪問における政策演説（2002年1月14日）」、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/14speech.html>（閲覧日：2013/07/15）を参照。

¹⁶⁵ 山影進編「通貨・金融協力とFTAに見る日本の東アジア地域形成戦略」、『東アジア地域主義と日本外交』、日本国際問題研究所、2003年7月、179頁。

¹⁶⁶ 日本労働党中央委員会「ペテン的な小泉政権のASEAN外交：米国追従脱し、アジアとの真の共生を」、『労働新聞』、2002年2月を参照。

¹⁶⁷ 正式名は「新千年紀のASEANと日本のダイナミックで永続的な協力のための東京宣言」である。

¹⁶⁸ 松井一彦「東アジア共同体と日本」、『立法と調査』、2006年4月、3頁。

¹⁶⁹ 福島清彦「東アジアの統合と復興」、『知的資産創造』、2004年9月号、5頁。

が中心的な役割を果たすことによって、東アジア地域協力でのプロセスの主導権を握ろうとした。

「東京宣言」の発表以降、小泉政権は、国内と海外で同時にEAS構築を巡る推進活動を加速させた。まず国内に向け、2005年1月に開催された第162通常国会の国会施政方針所信演説で、「多様性を含みながら経済的繁栄を共有し、開かれた『東アジア共同体』の構築に積極的な役割を果たしていきます」と発言した¹⁷⁰。国際的では、2004年9月の国連総会一般討論演説（第59回）で、小泉は、「ASEAN+3の基礎の上に立って、私は『東アジア共同体』構想を提唱しています」と日本政府の意思を国際社会に示した¹⁷¹。同年11月のASEAN+3首脳会議において、小泉は、「東アジア共同体の構築を促すことが、有益な国際環境形成に資する」と述べ、EASの創設に対する支持の姿勢を地域各国に表明した。また、東アジア地域では、同年7月のASEAN+3外務大臣会議において、EAS推進の方向性を具体化させるために、日本政府はEAS創設の目標として論点ペーパーを提出した。東アジア共同体の形成に向けた日本政府の協力政策は、一層明確になった。「東京宣言」に基づくEASにおいて「日本が主導的な役割を果たすべきだ」と言う推進方針は、麻生内閣とその以降の自民党政権にも継承された¹⁷²。また同会議においては、『日本国政府作成の論点ペーパー』（外務省：3件、以下は『論点ペーパー』と略す）が提出され、金融分野を含め地域協力体制と今後EASをいかに構築するかを巡って、「機能的アプローチ」と言う日本政府の基本的立場が示された¹⁷³。論点ペーパーの公表は、新たな地域協力体制の創設を中心に日本政府の地域政策観が転向されたことを明示している。以下は、論点ペーパーでの金融分野に関する内容を巡って、日本政府の新たな地域政策観を一層考察する。

4-1-3 新政策観の定着と「二面性」政策の形成

2004年7月の第5回ASEAN+3外務大臣会議の際には、日本政府が唱えた「アジア共同体」構想は、13カ国によって賛同を得られ、東アジア地域協力を巡る検討は、地域コミュニティ形成のために具体的な協力をいかに推進していくかへと移った。『論点ペーパー1』によ

¹⁷⁰ 「平成十七年一月二十一日 衆議院会議録第一号（一）、小泉内閣総理大臣の施政方針に関する演説」、『官報（号外）』、2005年、3頁。

¹⁷¹ 宋均營：《鳩山“东亚共同体”构想评析》，《全球视野理论月刊》2010年第6期，140頁。

¹⁷² 2005年12月7日、当時の麻生太郎外相は、「わたくしのアジア戦略：日本はアジアの実践的先駆者」をテーマとしてスピーチした。その際に、「19世紀中葉以来、アジアにおいて政治経済、社会の近代化を最も早く経験した国として、民主主義と市場経済の建設において、日本はアジア諸国にあって比類なく豊かな経験を積んできたからにほかならない。日本は、アジアの実践的先駆者（ソート・リーダー）として、その経験を隣邦諸国に伝道していくべきである」と述べた。その演説の内容から見ると、麻生は、日本は地域協力におけるリーダーたる資格をもち、その力と経験を生かして東アジア地域協力（EAS）で主導的な役割を一層果たすべきと強調しようとした。外務省「麻生外務大臣演説：わたくしのアジア戦略」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/17/easo_1207.html（閲覧日：2013/07/29）を参照。

¹⁷³ 『東アジアにおける地域統合に関する日本国政府作成の論点ペーパー』（2004年6月）。各論点ペーパーのタイトルは、①「東アジア・コミュニティ」について（6頁）、②「機能的協力」について（2頁）、③「東アジア首脳会議」について（4頁）、である。全て3本によって構成される。佐藤によると、『論点ペーパー』の作成を主導したのは、外務省アジア地域政策課（山田滝雄課長、2004年当時）である。ペーパーは、EASG、EAVGの最終報告書を踏まえ、ASEAN諸国の意図を汲んで、作成したものである。佐藤考一「東アジア共同体構想と日本」、『アジア研究 VOL52』、2006年7月、6頁を参照。

ると、EASの形成へのアプローチは、①幅広い事項における機能的協力の促進（「機能的アプローチ」）、②地域的規模の制度的取り決めの将来的導入（「制度的アプローチ」）、③共同体意識形成、の3つのカテゴリーに分類されている。その内で、特に「機能的アプローチ」については、「機能的協力は東アジアにおいて際だって重要な役割を果たしている。それは東アジアにおけるコミュニティ意識の醸成に不可欠なものである」と述べている¹⁷⁴。また『論点ペーパー2』では、日本政府は、「貿易と投資、金融、開発支援、エネルギー等様々な分野で機能的協力の推進に関する論点を整理した上で、今後制度的な取り決めに議論する必要がある」と述べ、いずれも東アジア協力において、特に重要視されている「機能的協力」の様々な側面を強調している¹⁷⁵。

一方、『論点ペーパー3』では、日本政府は、EASの参加国の範囲について、「オーストラリアとニュージーランドは地域協力の不可欠なパートナーであり、インドも参加国の範囲に入れるべきである」と言う考え方を示した¹⁷⁶。それゆえに、日本政府は、オーストラリア、ニュージーランド、インド等のパートナーによる関与の必要性を指摘し、東アジア地域協力における開放性と多層性を主張した。その理念の裏では、上記の3カ国の参加により、主に中国の影響力を牽制するためであるが、同時に、ASEAN+3協力体制に対する米国の警戒感を和らげるためでもある¹⁷⁷。更に日本政府は、「EASに関するコンセプトを提言する用意がある」¹⁷⁸と宣言し、今後の地域協力推進の主導権を握ろうとした。

2005年12月14日に、EASの役割についての検討結果があいまいなまま、第9回ASEAN+3首脳会議の直後、第1回東アジア・サミット（EAS）首脳会議が開催された。結果として、日本を含む東アジア諸国政府の間には、「東アジア共同体EASは地域における共同体の形成に重要な役割を果たしうる、地域・国際平和と安全と繁栄に貢献する東アジア共同体を長期目標として実現していく共通の決意が表明された他、ASEAN+3が引き続き共同体形成の主要な手段である」¹⁷⁹と言う文言上の合意にすぎなかった。その後、地域金融協力における日本の動きを考えると、日本政府が主張した「機能的アプローチ」の協力方針・目標は、EASの枠組でなく、依然としてASEAN+3協力体制を通じて検討・施策されたので

¹⁷⁴ 外務省「日本国政府作成の論点ペーパー（仮訳）」、www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/jpn_01.pdf（閲覧日：2013/07/20）、5頁。

¹⁷⁵ 同上、1頁。

¹⁷⁶ 同上、6頁。

¹⁷⁷ 参議院第1特別調査室調査員の松井一彦の分析によると、「今後も中国経済が順調に発展し、共同体が中国の影響下に置かれるかどうかは不明である。もし東アジアで共同体が構築されない場合、結果としてこの地域に中華経済圏が形成されてしまい、日本の利益が損なわれるおそれがある」と言うことである。以上の見方は、小泉政権以降、日本政府の考え方にも一致するのではないかと考える。松井一彦「東アジア共同体と日本」、『立法と調査』、2006年4月を参照。

¹⁷⁸ 同上、10頁。

¹⁷⁹ 外務省「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言（仮訳）」、2005年12月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean05/eas_y.html（閲覧日：2013/07/21）と、「ASEAN+3首脳会議に関するクアラルンプール宣言（骨子）」、2005年12月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean05/kossi.html（閲覧日：2013/07/21）を参照。

ある。

4-2 鳩山路線から見る民主党政権の推進姿勢と戦略

2009年8月31日の第45回衆議院の総選挙で、自民党は惨敗し、民主党は308議席を獲得して圧勝した。政権交代後、民主党政権は鳩山路線を打ち出し、「東アジア共同体」の構築を日本政府のアジア外交の柱として推進した¹⁸⁰。同年9月16日に、アジア地域への依存を強化するために、東アジア共同体の創設を擁護することが望ましいと強調した鳩山代表（当時）が首相に就任した。東アジア地域協力の推進方針を考えると、民主党政権時代、特に鳩山内閣の地域協力政策である鳩山路線には、2004年の「創憲案」を踏まえた上で、民主党が独自に育成した要素が存在し、また小泉以降に自民党の推進政策に基づき継承した部分もある。全般的には、鳩山内閣を中心とした民主党の地域協力政策は、小泉政権以降の自民党の地域協力政策の延長線上にあるとも言える。

4-2-1 自民党政策への継承及び補完

鳩山路線が自民党の協力戦略をいかに継承し、発展していくかと言う問題を巡り、鳩山路線と小泉構想を中心とした自民党戦略との共通点と相違点は、以下のように分析できる。

まず、共通点について、第1に、自民党政権の地域協力の目標を反映したのは、外務省を中心に作成されたEAS論点ペーパーと言うものである。論点ペーパーに最も強調されている点は、先で述べたように、機能的アプローチと開かれた地域主義と言う2点である。その協力目標は、鳩山路線を中心とした民主党の地域協力政策にも反映されている。第2に、鳩山路線とそれ以降の民主党の地域協力方針は、小泉政権とその以降の自民党の方針（EAS）を継承し、「アジア太平洋地域」を東アジア共同体の範囲として、ASEAN+3ではなく、ASEAN+6を中心に検討している。また、自民党政策との相違点については、第1に、鳩山の「私の政治哲学」と「日本の新しい道」によれば、「日本・ASEANの主導的役割」と言う自民党政権の見解と異なり、鳩山路線は、日中韓がEASにおいて中心的な役割を果たすべきと主張し、「友愛外交」により、中国や韓国政府と一層連携すべきと強調した点が挙げられる。第2に、鳩山路線が、リーマンショックを契機に、アメリカの市場原理主義や金融資本主義に対して不信を示した点である。第3に、鳩山は、「補完性原理」に基づき地域的な通貨統合、いわゆる「アジア共通通貨」を提唱することにより、自民党の方針を発展させようとした。以下では、東アジア地域協力を巡る鳩山路線を中心に民主党時代の推進方向性を検討する。

4-2-2 鳩山路線における民主党政権の協力方向性

(1) 「友愛外交」によるアジア外交強化

「友愛外交」理念は、鳩山路線の基本的な方針の1つである。その理念の具体的な内容

¹⁸⁰ 首相官邸「鳩山総理によるアジア政策講演：アジアへの新しいコミットメント：東アジア共同体構想の実現に向けて」、2009年11月15日、<http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200911/15singapore.html>（閲覧日：2013/5/9）を参照。

について、以下の2つの鳩山論文を通して解釈する。

鳩山就任前の2009年8月27日に、『ニューヨーク・タイムズ』電子版で「日本の新しい道 (A New Path for Japan)」をタイトルとした論文が掲載された¹⁸¹。その後、月刊誌『Voice』9月号に、「私の政治哲学」と言う論文が掲載され¹⁸²、「友愛外交」と言う鳩山個人の理念が世に示されている。この理念は、その後の民主党鳩山内閣における鳩山路線の基本的な方針の1つとなった。鳩山は、「友愛外交」の理念により、日本と価値観の異なる国に対して互いの立場を認め合いながら共存共栄をしていくと主張し、日本と価値観が異なる国家体制を尊重しながら「友愛が導く国家目標」として「東アジア共同体」を創設し、アジア共通通貨の実現を訴えた¹⁸³。以上の「東アジア共同体」構想の声明を通じて鳩山は、自分のアジア外交強化の方向性を示した。

2009年9月に首相に就任した直後に、鳩山政権は、アジア外交の強化の目標を打ち出した。アジア外交の姿勢を強化する枠組として、最も注目されたのは、鳩山首相が提案している「東アジア共同体」である。それについては、民主党のマニフェスト（政権公約）に書き込まれた内容から見れば、その主要な内容を把握できる。「民主党政策集INDEX2009」によれば、①中国、韓国等のアジア諸国との信頼関係強化、②東アジア共同体の構築を目指し、通商・金融、エネルギー、環境、感染症対策の各分野におけるアジア太平洋地域の域内協力体制の確立、③投資、労働、知的財産分野を含むEPA交渉の推進等を通じて、民主党政権が「東アジア共同体」構築に向けて積極的に取り組んでいたことが分かった¹⁸⁴。

(2) グローバル金融資本主義に対する不信感

鳩山路線に関するもう1つの注目すべき点は、アメリカの市場原理主義や金融資本主義に対する不信である。鳩山論文「日本の新しい道」では、以下のように述べられている。「冷戦後の日本は、グローバリゼーションと呼ばれるアメリカ主導の市場原理主義に翻弄され続け、資本主義が原理的に追求されていく中で人間は目的ではなく手段におとめられて、人間の尊厳は失われた。（中略）今回（2008年）の世界経済危機は、冷戦終焉後アメリカが押し進めてきた市場原理主義、金融資本主義の破綻によってもたらされたものである」¹⁸⁵。要するに、鳩山は、リーマンショックを契機に、米ドルに対する不信感を表明した。米国の市場原理主義や金融資本主義に対処するため、「私の政治哲学」では、鳩山は、「友愛」理念を通じ「グローバル化する現代資本主義の行き過ぎを正すべきである」

¹⁸¹ Yukio Hatoyama, "New Path for Japan", *The New York Times (on line)*, 2009/8/26, http://www.nytimes.com/2009/08/27/opinion/27iht-edhatoyama.html?pagewanted=all&_r=0 (閲覧日 2013/8/1)

¹⁸² 鳩山由紀夫「私の政治哲学」、『Voice (2009年9月号)』、2009年8月、132頁。

¹⁸³ ウィキペディア「友愛外交」を参照。

¹⁸⁴ 「民主党政策集 INDEX2009」、<http://archive.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf> (閲覧日：2013/07/31) を参照。

¹⁸⁵ Yukio Hatoyama, "New Path for Japan", *The New York Times (on line)*, 2009/8/26, http://www.nytimes.com/2009/08/27/opinion/27iht-edhatoyama.html?pagewanted=all&_r=0 (閲覧日 2013/8/1)

と論じた¹⁸⁶。その手段として、鳩山が友愛主義を強調しながら「補完性原理」に基づき「アジア共通通貨」を提唱した。

(3) 補完性原理と「アジア共通通貨」の提唱

「補完性原理」は、東アジア地域協力における鳩山路線の理論的存在と言える。リーマンショックを契機に、米ドル主導の市場原理主義や金融資本主義の欠陥を修正するために、鳩山政権は、「補完性原理」に従って、東アジアにおいて超国家機関の創設をめざす努力が欠かせないと主張した。

「私の政治哲学」によれば、「補完性の原理は、今日では、単に自治体優先の原則と言うだけでなく、国家と超国家機関との関係にまで援用される原則となっている」¹⁸⁷と言う。鳩山は、「補完性原理」を地域協力の理論として採用し、「新たな国際協力の枠組の構築をめざす中で、各国の過剰なナショナリズムを克服し、経済協力と安全保障のルールを創り上げていく道を進むべきであろう」と主張した¹⁸⁸。そのために「補完性原理」に従って、「アジア太平洋地域に恒久的で普遍的な経済社会協力及び集団的安全保障の制度の確立」を鳩山は提案し、東アジア共同体を創造することを提唱した¹⁸⁹。更に鳩山は、日本が先行し、韓国・台湾・香港に続き、ASEANと中国が果たした高度経済成長の延長線上に地域的な通貨統合である「アジア共通通貨」の実現を視野に入れるべきと強調した¹⁹⁰。以上のような「東アジア共同体」論は、「アジアに位置する国家としてのアイデンティティ」を強調し、地域において普遍的な経済・金融協力の制度を確立していくためのポリシーと考えられる。それは、1997年以降、日本政府が初めて公式的に地域通貨統合の推進を主張した構想であり、地域金融協力にとって画期的な意義があると言えるであろう。

4-2-3 鳩山路線に基づく2つの金融協力戦略

(1) 「新成長戦略」(2009-2010年)

2009年12月30日に、鳩山政権の政策として、民主党政権は「新成長戦略：輝きのある日本へ」を発表した。また、2010年6月18日に、鳩山路線の延長で菅直人政権は、「新成長戦略」を再編し、「新成長戦略一元気な日本復活のシナリオ」をスローガンに、「新成長戦略」を巡る施策を閣議で決定した¹⁹¹。両政策を併せて分析すると、民主党の「新成長戦略」は、小泉構想、特に麻生政権の「アジア経済倍増へ向けた成長構想(2009年)」を継承した上で、鳩山路線で主張された。以上で分析した3つの推進方向を果たすための具現化を目標とし、鳩山政権は、アジア地域市場の更なる開発を謳っている。「新成長戦略」に関する7

¹⁸⁶ 鳩山由紀夫「私の政治哲学」、『Voice』9月号、2009年8月、132頁。

¹⁸⁷ 同上、138頁。

¹⁸⁸ 同上、139-140頁。

¹⁸⁹ 同上、138頁。

¹⁹⁰ 同上、142頁。

¹⁹¹ 主な進化について、以下の2点が挙げられる。1つ目は、鳩山時代は、6つの戦略分野が提示されたが、菅政権では、7つの分野に拡大された。2つ目は、新たな「新成長戦略」には、施策に関する重要な工程表として、「成長戦略実行計画」が作成され、加入された。

つの戦略分野の中で、地域金融協力の深化と関連するのは、「アジア経済戦略」と「金融戦略」である¹⁹²。以下で、「アジア経済戦略」と「金融戦略」を中心に、鳩山路線がいかに東アジア地域金融協力（ASEAN+3）を推進したかを、より深く検討する。

閣議決定に関する資料（『新成長戦略：元気な日本復活のシナリオ』）を参考にすると、同戦略では金融分野の地域協力に対して、以下の通り述べられている。「金融分野における国家戦略のプロジェクトでは、成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役として、そのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として、経済をリードすることの2点である。要するに、2020年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融体制を実現し、実体経済と金融との新たなWin-Winの関係を目指す¹⁹³」ということである。

こうした鳩山政権（路線）の基本方針に沿って、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資に活用することをめざす「アジア債券市場の構築」が重要な協力策の1つとして発表された。更に、日本政府（当時の鳩山政権）は、アジア債券市場の育成を通じ、日系企業（中堅・中小企業）の現地通貨での資金調達の円滑化を戦略目標とした。2つ目の政策目標は、カネの流れの倍増である。「新成長戦略（閣議決定）」では、アジアの主たる市場（メイン・マーケット）として、また主たる参加者（メイン・プレーヤー）としての地位を確立するため、日本金融機関のアジア域内での活動を一層拡大させる必要があると指摘した¹⁹⁴。具体的な施策項目については、①政府系金融機関・財政投融资の活用によるリスクマネー供給の促進、②成長戦略分野への重点的な資金供給、③貿易保険の効率化（付保率の引上）による現地通貨為替リスク対応強化の内容が「成長戦略実行計画（工程表）」に入れられた¹⁹⁵。「新成長戦略」の方向性は、「日本円の国際化」戦略における日本政府の動機とも一致している。従って、「新成長戦略」における鳩山政権の狙いは、従来の「円の国際化」戦略の延長線上でのものとして考えられる¹⁹⁶。

(2) 「日本再生戦略」（2012年）

「新成長戦略」の基本方針を踏まえ、特に2010年6月に策定した「新成長戦略」の修正・発展版として、2012年7月30日に、野田佳彦（当時首相）は、第8回国家戦略会議で「日本再生戦略」を打出し、翌31日に閣議で決定された¹⁹⁷。当戦略では、2020年までの目標と、

¹⁹² それについて、「アジア経済戦略」と「金融戦略」以外の残りは、「環境・エネルギー大国戦略」、「健康大国戦略」、「観光・地域活性化戦略」、「科学・技術・情報通信立国戦略」、「雇用・人材戦略」が挙げられる。首相官邸「新成長戦略について（平成22年6月18日）」、www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf（閲覧日：2013/08/04）を参照。

¹⁹³ 首相官邸「新成長戦略について（平成22年6月18日）」、www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf（閲覧日：2013/08/04）。

¹⁹⁴ 首相官邸「新成長戦略について（平成22年6月18日）」、www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf（閲覧日：2013/08/04）、65頁。

¹⁹⁵ 同上、「成長戦略実行計画（別表）」、55頁。

¹⁹⁶ 「円の国際化」については、第5章、第6章で詳しく分析する。

¹⁹⁷ 具体策としては、新成長戦略で7つあった戦略分野を11に拡充した。すなわち、①グリーン成長戦

2015年までの中間目標が改めて設定された。東アジア地域金融協力の面では、「アジア債券市場規模50%増（2011年比）（ASEAN6カ国）」という中間目標が制定された。一方、金融面での重点施策として、「アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立」が掲げられ、アジアの金融センターとしての地位の確立が示された¹⁹⁸。また、日本に東アジアトップの統合的取引所の構築と共に、国内外の資金循環の中核となることを目指すとしている。その目標を実現するため、政府関係機関の活用等を通じ、日系企業のアジア進出を支援すると共に、海外進出企業のニーズが高まっている現地通貨建てファイナンスや海外拠点の取引支援に向けた制度金融の実現が必要不可欠とされた¹⁹⁹。

「日本再生に向けた改革工程表（別表）」には、地域金融協力に関わる具体的な政策内容によって、以下の3つが挙げられる²⁰⁰。第1に、「政府系金融機関等の活用」（金融戦略）について、円高対応緊急ファシリティの活用促進策が提示された。第2に、「アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上」のための2つの政策項目が挙げられる。1つ目は、「アジア債券市場の整備」（金融戦略）を巡って、①「域内債券共通発行プログラム」の策定と、②域内債券決済システムに係る議論の推進が、2015年の中期目標までの実施すべき事項として定められた。2つ目は、サムライ債市場の活性化を目標として、アジア諸国における金融・資本市場や金融業の規制緩和、法制度、決済システムの整備に向けた日本の技術支援の2点、具体的な例は、アジアの金融インフラ整備支援（損害保険料率算出制度、電子記録債権）の実施が工程表に示された²⁰¹。第3に、「公的ファイナンス支援の強化」（アジア太平洋経済戦略）には、JBIC・JICA（出融資、ODA等）の活用と、貿易保険の仕組・機能性の見直し（2013年に貿易保険の改正を目標）の2点も2013-2014年に実施すべき政策項目として決められた。²⁰²

以上のような野田政権の「日本再生戦略」で策定された金融分野の政策内容は、鳩山政権以降、鳩山路線の方向性と強く関わっている。長期間の戦略視点から見ると、鳩山路線

略、②ライフ成長戦略、③科学技術イノベーション・情報通信戦略、④中小企業戦略、⑤金融戦略、⑥食農再生戦略、⑦観光立国戦略、⑧アジア太平洋経済戦略、⑨生活・雇用戦略、⑩人材育成戦略、⑪国土・地域活力戦略の11である。更に38の重点施策を列挙し、2020年までの目標と2015年度の中間目標を明記し、工程表を策定した。日本総研（調査部）「日本再生戦略の評価と課題」（『政策観測』、2012年8月）を参照。

¹⁹⁸ 内閣府「日本再生戦略について（平成24年7月31日）」、http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2012/2/10.20120918_5.pdf（閲覧日：2013/08/05）、3頁を参照。

¹⁹⁹ 同上、1頁を参照。

²⁰⁰ 同上、「日本再生に向けた改革工程表（別表）」を参照。

²⁰¹ 当政策目標を巡って、2013年2月まで、ASEAN諸国（ベトナム、ミャンマー、インドネシア）の金融行政担当者を対象としたセミナーが開かれた（2件）。また、法制度整備支援等の技術支援と金融インフラ整備を行うための委託調査が行われた（2件）。本協力事業における予算額は、3198.3万円である（一般予算）。詳しい内容は、金融庁「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート、また本論文の第5章を参照。

²⁰² 当政策目標が発表された前、2012年5月10日に、経済産業省は、産業構造審議会のインフラ・システム輸出部会を開き、日本企業が借り入れだけでなく、外貨建て債券を発行した場合も貿易保険の適用対象とすることを確認した。日本経済新聞「貿易保険、外貨建て債券発行にも付与 経産省」、2012年5月10日付。

における地域金融協力の基本方針は、1999年以降財務省に主導されてきた「円の国際化」再推進とも同調している。それは、民主党政権が地域金融協力を推進する上の重要な政策目標となった。以上の政策方針をまとめると、鳩山以降の民主党政権は、「アジア債券市場育成」を基軸に、東アジア地域金融協力を推進した。日本政府の政策目標は、以下の通りである。第1に、日本政府は、実体経済と企業のバックアップ役として、政府系金融機関の役割を活用させることにより現地調達環境の整備（保証機能の活用・現地通貨建て債券発行制度等）を図り、日系企業（中小企業を中心に）の地域展開事業を政策的に支援する。第2に、金融自身が成長産業として経済をリードするという視点から、日本金融機関のアジア域内での活動を一層拡大させることで、円建て債券市場（サムライ債）の整備を通じて、日本の公的な準備や民間の金融資産を域内で活用させる。その狙いは、円建ての金融・資本取引（企業によるサムライ債の起債等）を拡大していくことであり、このようにして、鳩山路線を中心に、地域金融協力における民主党政権の政策方針は、正に自民党時代に作成された『論点ペーパー』に示される「機能的協力」という協力目標に基づき決定された。その面から見ると、小泉政権以降、日本政府による「二面性」政策方針の促進は、地域金融協力における第4段階（2003—2012年）の中で非常に顕著な特徴として現れている。

おわりに

以上、本章は1980年代以降、東アジア金融秩序の変遷に対する日本政府の政策方針がどう変化し、また金融分野での協力戦略がどのように二国間主義（bilateralism）から多角的・多国間主義（multilateralism）へと転換されたかと言う、日本政府の政策観の沿革を整理した。

上述で分類した4つの段階から見ると、以下のような結論を得られる。1980年以降、日本政府は「開かれた地域主義」を標榜したものの、二国間経済協力モデルに基づき、アジア太平洋地域協力の構築を提唱する一方、周辺地帯との経済関係について、二国間協力を制限させる政策方針を採用した。1997年のアジア通貨・金融危機と独自の危機支援体制の形成は、経済協力政策における重要な転回点となった。1997年のアジア危機の勃発を契機に、東アジア各国政府は、既存の通貨・金融制度を再調整すると共に、日本政府内の有識者はIMFを中心とした国際的協力・支援体制に示された硬直性を意識し始め、従来の開発金融枠組が抱えた限界を乗り越えるために、「新宮澤構想」を代表とした新たな支援体制を構築することに取り組んだ。それは、日本政府の地域金融協力政策過程にとって、以下のような2つの大きな意義を有する。第1は、独自の救済活動の延長線上に、危機後に創設されたASEAN+3金融協力体制において、日本政府は、主導的な役割を果たすことを促進させ、域内集团的金融協力に対して消極的な対応から積極的姿勢へと政策の基本方針を大

大きく変化したことである。第2に、ASEAN+3金融協力における日本政府のこれまでの推進策をレビューすると、1997年の危機対応策は、ASEAN+3金融協力体制における日本政府の協力方針と重点的な分野を確立させた。従って、危機後の日本政府は、「奥田ミッション」、「小淵プラン」、「神戸リサーチ・プロジェクト」の下で推進し、アジア債券市場の育成を中心とするASEAN+3金融協力における日本の戦略目標を提出した。一方、小泉政権の発足以降、日本政府は、「東京宣言」の公表を初め、ASEAN+3の枠外でEASと言う新たな協力体制の構築を通じ、強まっている中国・ASEAN関係にくさびを打ち、急成長する中国を牽制しようとした。興味深い点は、日本政府が再びアジア太平洋地域に向けていく傾向は明らかになったものの、『論点ペーパー』に掲げられた「機能的協力」の目標を考察すれば、EASを中心とした小泉政権以降の日本は、地域金融協力策の推進が、実際にEASではなく、依然としてASEAN+3協力体制の下で行われたことが明らかとなった。すなわち、表（EAS）の戦略的方向が裏（ASEAN+3）の協力政策過程によって実現させると言う「二面性」の協力体制が、小泉政権以降の推進方針の中で最も注意すべき特徴である。特に、政権交代以降、自民党政権の方針を継承し、補完した上で提出された鳩山路線、またそれに基づく2つの協力戦略の発表は、「新宮澤構想」、「神戸リサーチ・プロジェクト」、『論点ペーパー』に強調された現地通貨建て、利用拡大を基軸とした日本政府の政策方針を一層明らかにした。以上の検討によって、日本政府の地域金融協力を巡る政策観の変遷では、実際に政策の「二重性」と「一致性」が同時に存在したことが明らかになった。特に小泉政権以降、地域金融協力を巡るこうした「二面性」の政策現象において、財務省が中心的な役割を果たしている。そのため、その政策過程における財務省の位置づけを考察することは必要不可欠である。

第2部 財務省主導下の ASEAN+3 金融協力を巡る政策過程

第2章 ASEAN+3 金融協力体制と具体的な協力の仕組みに関する検討

はじめに

第1章の検討によって、1997年以降、日本政府の地域金融協力の推進方針と政策は、主に1999年に創設したASEAN+3金融協力体制を中心に展開されたことが明らかとなった。次に、本章では、ASEAN+3金融協力体制の構造を分析する。それによって、第3章以降の財務省を中心とした日本政府によるASEAN+3金融協力策を巡る考察を行う前に、ASEAN+3金融協力体制がどんなものか、またその協力体制がいかに運営されているかの2点を検討する。

ASEAN+3財務大臣会議（以下はAFMM+3）を中心とする金融協力体制は、1990年代後半より進んでいるASEAN+3協力における重要な一部である。その協力体制の構築は、この10数年にわたって地域金融安定と資本市場の拡大に重要な役割を發揮している。そのため、ASEAN+3地域協力プロセスを分析するためにも不可欠な研究である。先行研究として、東アジア金融協力に関する議論は少なくないが、主にCMIやABMI等の地域金融における協力メカニズムの形成経緯と、またそれらについての簡単な説明に留まっている。AFMM+3体制を対象として、諸国間のコンセンサスに基づき具体的なメカニズムがいかに構築され、地域金融協力がいかに推進されるかに関する研究は数少ない²⁰³。AFMM+3の中心的な役割とその機能を明らかにすることは、1997年の危機後の東アジア金融協力プロセスの全体像を理解するためには意義のあることであり、本章を展開する上での問題意識となっている。その問題意識とは、具体的に、①1997年アジア危機を契機に、ASEAN+3諸国間の金融協力がいかに形成されたか、②AFMM+3体制がいかに中核的な役割を果たしているか、③ASEAN+3金融協力体制を推進するための具体的な取組みはいかなるものか、と言う3点である。

以上3つの問題意識によって、本章は、財務省報告書等の資料に基づく研究として、

²⁰³ 1999年以降、AFMM+3体制とそのメカニズムに関する資料は、主に日本財務省に集中している。資料は2種類がある。まず、財務省の広報誌である『ファイナンシャル・レビュー』には、2000年以降、「ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議」（国際会議の概要）で、当年度のAFMM+3の会議概要、検討議題、協力進捗の内容が記されている。また、財務省の研究会として、「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」では、2001年以降、毎回で当年度のAFMM+3を1つの議題にして、地域金融協力の進展を検討している。会議を巡る配布資料と議事録も既に公開されている。以上の2種類の資料には、AFMM+3体制が構築された時から現在まで、財務大臣会議を中心とするASEAN+3金融協力体制の発展プロセスを把握することができる。これらは、AFMM+3体制についての研究を行なうために不可欠な参考資料である。以上の資料は、あくまでもレポートの形として、財務大臣会議をよりよく認識するために作成されたものである。しかし、学術的な視点から、AFMM+3体制がいかに推進されているか、またAFMM+3体制と具体的なメカニズムの関係についての分析が欠如しており、更にAFMM+3と枠組の達成した貢献についての考察も少ない。

AFMM+3会議と、その体制を巡る具体的なメカニズムの発展プロセスを巡り、様々な歴史的事実を分析する。その内容を通じて、地域金融協力におけるAFMM+3の位置と、13年間に、その協力システムがいかに進化してきたかに関する経緯も把握する。

第1節 東アジア金融協力の進展と ASEAN+3 体制の構築

1-1 1997年通貨・金融危機以前における地域金融協力の検討

1997年のアジア危機以前に、地域全体として金融・通貨の実質的な協力体制は形成されていなかった。冷戦後、東アジア地域協力の構想が初めて正式に唱えられたのは、1990年12月にマレーシアのマハティール元首相によって提唱された東アジア経済グループ(EAEG)構想であった²⁰⁴。その後、1991年10月に開催されたASEAN経済大臣会合(AEM)において、排他的な経済ブロックとしてのイメージを変え、協議中心の地域集合体を目指すという意図から、東アジア経済協議体(EAEC)という名称に変更された。また、東アジア地域においては、2つの金融協力フレームワークが既に存在していた。1つ目は、1977年設立されたASEANスワップ協定(ASEAN Swap Arrangement: ASA)であり、もう1つは、1991年から発足した東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks: EMEAP)²⁰⁵である。前者は、一時的な外貨不足に陥った国に対して市場介入に必要な外貨の融通を行うもので、域内通貨の安定化を図り通貨危機を未然に防ぐことを狙っていた。それによってメンバー各国は、金融担保がなくても緊急時期に融資が提供される。とは言え、ASAメンバーは、東南アジアの数少ない国のみをメンバーとしていたため、枠組の規模と効果が限られていた。EMEAPの場合には、協力分野(情報交流、人材育成、為替レート協調)は幅広いが、明確な金融協力メカニズムや地域金融制度化は検討されていなかった。

1-2 通貨・金融危機と地域金融協力の欠如

序章で繰り返して強調したように、従来の東アジア地域では、金融救済と金融監督に関する協力体制が欠如していた。ASEAN+3金融協力体制の形成には、1997年のアジア通貨・金融危機の勃発が重要な契機を提供した。金融危機後、国内金融秩序の再編・改革が推進されているものの、ASEAN+3諸国が独自に国際金融市場へアプローチすることは困難であった。ASEAN+3の13カ国において、東アジア諸国を構成する地域全体の金融協力体制を構築することが、危機再来の防止に不可欠だと考えられた²⁰⁶。更に、IMFのよ

²⁰⁴ EAEGは、GATT(WTO前身)のウルグアイラウンド交渉が決裂した直後に発表された。同構想は、先進諸国の利害関係によって多国間貿易交渉が大きく影響される状況の中で、発展途上国の意向が反映されていないことへの不満が顕在化したものであった。

²⁰⁵ EMEAPとは、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイの11カ国・地域の中央銀行・通貨当局から構成されるアジア太平洋地域を範囲とする会合仕組である。

²⁰⁶ 片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」(『平成22年度外務省国際問題調査研究・提言事業 報告書』、2011年3月、91頁)を参照。

うな国際的金融機構からの救済援助が遅れており、緊急措置の実効性も限られていた。IMF の救済措置の遅れは、ASEAN+3 金融協力を一層刺激する 1 つの外部要因となりえた。

IMF は、1997 年の危機に対して救済方策を誤った。当初 IMF は、ソルベンシー (solvency : 構造的資金不足) 問題でなく、リクイディティ (liquidity : 短期的流動性不足) 問題と言う、伝統的な通貨危機が原因であると判断した²⁰⁷。近年の研究結果によると、従来の危機構造に比べると、1997 年の危機の勃発原因は大きく異なっており、IMF はその根本的な差異を見逃していた²⁰⁸。伝統的な経常収支問題による短期的流動性不足であれば、IMF の対応が適切であったが、東アジア危機の実質はそうではなく、資本収支危機であった。そのため、一般的な危機に当たる援助の 10 倍以上を上回る資金が必要だったと判断できる。しかし、IMF はそのような大量の資金を準備できず、構造的通貨・金融危機諸国に対する救済能力が足りなかったと言える²⁰⁹。13 カ国政府は、重大な通貨・金融危機を契機に、ASEAN+3 政府間における金融協力システムの欠如を意識した。そのため、金融危機後、各国政府は ASEAN+3 において、①金融救済システム、②国内金融機関に対する監督、③規制、審査の制度を取り上げ、とりわけ、ダブル・ミスマッチを解消するために、資金調達手段の多様化をいかに促進させるかのような課題に、注目するようになった。

1-3 ASEAN+3 における財務大臣会議体制の形成²¹⁰

危機後の域内援助、事態の再発を防ぐために、ASEAN+3 首脳会議の促進により、1999 年 4 月以降、13 カ国の財務大臣の間で、年次会議体制が形成された。また、財務大臣会議の下に、財務大臣代理、中央銀行総裁代理会議、様々なイニシアティブの作業部会が重

²⁰⁷ 小浜裕久「アジア通貨危機と IMF」、『IMF と開発途上国調査研究報告書』、アジア経済研究所、2007 年、54 頁。

²⁰⁸ 伝統的な金融危機は、経常収支赤字が拡大し、持続不可能になることから発生する。経常収支の赤字の背景には、経常財政赤字、インフレ、低貯蓄と言う問題が存在する。典型的なパターンとしては、経常収支赤字が拡大し、外貨準備が底をつき、危機が発生すると IMF に救済を求めると言うことである。IMF は、インフレ抑制、財政赤字の縮小を中心とした融資条件を付けて融資を行う。橋本優子『アジア通貨危機を超えて：危機の背景と影響、協力体制への模索』、財団法人三菱経済研究所、2006 年、16 頁を参照。

²⁰⁹ IMF 救済方策のメリットとは、援助を提供する国家にとって、救済資金の安全性と収益性が保障される。IMF のコンディショナリティは、短期の国際収支の困難を解決することに限られず、健全な経済政策や持続的な経済成長をより重視するものである（例えば、要請国の物価、貿易の自由化、金融市場の健康的発展と政府管理構造の進化等）。援助国には、援助資金が利用される時のモラルハザードを減少させることが求められる。また、厳しい救済条件があり、要請国は IMF の政策提案を受け入れなければならない。しかし、上述の IMF コンディショナリティは、東アジアの主な発展途上国にとって、国内財政・金融の現状に適していない。更に、IMF 援助策を拒否したマレーシアと比べると、IMF 援助を受けたインドネシア、韓国、フィリピンとタイの方は、決して良い効果が見られたとは言えない。IMF コンディショナリティについて、詳しい内容は、IMF (guidelines on conditionality) , <http://www.imf.org/external/np/pdr/cond/2002/eng/guid/092302.htm> (閲覧日：2012/7/12) を参照。

²¹⁰ 便宜上、「ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議」と「ASEAN+3 財務大臣代理・中央銀行副総裁会議」を 2 つの内容に分けている。以下に言及した「ASEAN+3 財務大臣会議」は、代理会議、課長級レベルと中銀副総裁 (2012 年から総裁も加入) も含まれる。2012 年より、財務大臣会議へ中央銀行総裁が参加し、「ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議」とすることになった。中央銀行は、2012 年まで、代理レベルでの会議までの参加に留まり、財務大臣と中央銀行総裁が一堂に会して議論する場はなかった。

層的に設置されており、これらを併せて「ASEAN+3 財務大臣会議体制」と称している。その政府間会合を中心として、3つの協力枠組と2つの常設機関が構築されており、地域金融協力体制は、実質的な段階に入った。

1-3-1 ASEAN+3 財務大臣会議プロセス

1997年12月15日のASEAN成立30周年の祝賀会を契機として、同会議に日中韓政府+3首脳が招待される形で、第1回ASEAN+3首脳会議（非公式的）が開催された。13カ国の間には、経済、金融、貿易、環境の16の分野で、政府首脳レベルと閣僚レベル等のハイレベル・トーク・システム（HTS）が形成された²¹¹。1999年11月のASEAN+3第1共同宣言（「東アジアにおける協力に関する共同声明」）の発表は、東アジアにおける政府間協力の定例化の実現を意味している。金融分野では、まず、通貨・経済危機の教訓を踏まえ、東アジアにおける地域協力推進の方策に基づいて議論が行われた。また、域内における金融危機の再発を防止するために、①当面マクロ経済上のリスク管理、②地域資本移動のモニタリング、③銀行・金融システムの強化、④国際金融システムの改革、⑤対話・協力のメカニズムを通じた「東アジアにおける自助・支援メカニズム」の強化に焦点が当てられた²¹²。

1998年12月に開催された第2回ASEAN+3非公式首脳会議において、中国政府により「東アジア諸国間で金融問題に関する協議を大蔵省次官・中央銀行副総裁レベルで行う」との提案がなされた。この提案を受け、1999年4月にベトナム・ハノイにおいて、ASEAN財務大臣会議の開催に併せて、ASEAN+3財務大臣代理・中央銀行総裁代理会議が開催された。その後、ASEAN側の議長国であったベトナムは、ADB年次総会の開催に併せて「ASEAN+3蔵相会議を開きたい」と提案した。その提案を受け、同年4月から「ASEAN+3財務大臣会議」メカニズムが創設された。それは、第15回目（2012年5月）以降、「ASEAN+3財務大臣会議・中央銀行総裁会議」に改編された²¹³。

1-3-2 ASEAN+3 財務大臣会議（AFMM+3）の構成

²¹¹1998年12月のハノイでの第6回ASEAN首脳会議において、ASEAN・中国・日本・韓国の首脳が、首脳会議を定期的開催することを決定した。2010年12月まで、17分野で48の協議体がある。

²¹²「東アジアにおける協力に関する共同声明」の「経済・分野（2）」によると、通貨・金融分野の協力において、各国首脳は、当面マクロ経済上のリスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化、地域の資本移動のモニタリング、銀行・金融システムの強化、国際金融システムの改革、既存のASEAN+3蔵相会議と蔵相代理・中銀副総裁会議といった対話・協力のメカニズムを含めたASEAN+3の枠組を通じて東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化に焦点を当てながら、利益を共有する金融・通貨・財政問題に関する政策対話・調整・協力を強化することにつき意見の一致を見た。詳しい内容は、財務省「東アジアにおける協力に関する共同声明」、1999年11月28日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_obuchi/arc_99/asean99/kyodo.html（閲覧日：2011/12/3）を参照。

²¹³ASEAN+3諸国では、外貨準備の運用や、広く為替政策や金融監督等について、日本以外のほとんどの国は中央銀行が担当している。そのため、2012年の会議より、中央銀行総裁も財務大臣会議に参加し、「ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議」と改編される。その改編を受け、今後、域内の金融サーベイランスについての討議が強化される見通しがある。第14回ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議共同声明と第15回ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議共同声明、日本財務省のホームページ、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asean_plus_3/index.htm（閲覧日：2011/12/6）を参照。

同会議には、財務大臣会議、財務大臣会議・中銀代理会議、課長級会議の3つのレベルでの議論の場が設置された。以下、それぞれの会議の仕組みを詳述する。

(1) 財務大臣会議体制

ASEAN+3 財務大臣会議に関しては、1999年4月の第1回会議（マニラ）開催以降、原則として、ADB 年次会議に合わせて、毎年5月に年1回開催されるという定例制度が定着した。その会議は、13カ国の財務大臣とアジア開発銀行総裁が、また2012年以降は、ASEAN 事務課長と AMRO 事務長に加えて、より組織化した大臣会議が行われた²¹⁴。1999-2007年の第10回会議まで、毎年1カ国の議長国を設置したが、2008年の第11回会議より、ASEAN 側から1カ国（原則アルファベット順）、また日中韓3カ国の中から各々1カ国が、暦年ベースで輪番制を採用している。会議日程や議題の設定等は、共同議長が担当する。会議中、各国財務大臣は、東アジア地域における実体経済・金融経済の現状と課題を中心に、最近の世界・地域経済の情勢と政策運営について意見交換を行い、既存の金融協力の過去1年間の進展と大臣代理レベルへの指示事項を巡る議論を行い、会議後に「共同宣言」を発表する。

(2) 財務大臣・中央銀行総裁代理会議体制

また、2002年（第5回）の ASEAN+3 財務大臣会議で、13カ国の財務大臣代理と中央銀行総裁代理、香港金融管理課長官代理の27名なる「ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁代理会議」が設けられた。その定例会議は、4月上旬と11月下旬の年2回開催される。春季は ASEAN 側の共同議長国により、秋季は日中韓3カ国側の共同議長国によって開催される²¹⁵。その機能は、主に以下の通りである。まず、財務大臣会議の前日に大臣会議開催の準備が行われる。次は、大臣会議の指示を受け、代理会議とタスクフォース会議で議論した後、内容を整理してから大臣会議に報告を提出する。また、大臣会議後の意見交換・指示事項、協力成果の確認と、今後の推進分野等の内容を確認する。²¹⁶3番目は、年2回の代理会議時に、域内経済と各国経済のサーベイランスを行なうセッションである ERPD と AMRO について検討を行う体制である。最後に、金融協力メカニズムの執行事項の決定・執行も、代理会議レベルに重要な機能である。例えば、CMI における通貨スワップ取極の資金引出の承認、引出更新の承認、債務不履行事由、CMI 危機予防機能の強化は、該当代理級の代表者なる執行レベル決定会議で、3分の2以上の多数決で決められる。

(3) 課長級会議体制

財務大臣代理会議の下で、課長レベル会議も設置されており、CMI マルチ化を目標としたタスクフォース、ABMI ワーキング・グループ会合、ASEAN+3 リサーチ・グループ

²¹⁴ 2012年から、アジア開発銀行（ADB）総裁、ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）事務課長、ASEAN 事務局次長も参加することになった。

²¹⁵ 栗原毅「ASEAN+3 地域金融協力：10年の成果と今後の課題」、『国際金融』1228号、2011年、2頁。

²¹⁶ 具体的なメカニズムは、例えば「経済レビュー・政策対話」（ERPD）、マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）の進捗が含まれる。

の協力課題を巡って、課長級レベルの会議は、年 5 回前後開催され、そこで技術的な論点を中心に検討が行われている²¹⁷。

以上で、地域財務大臣会議のプロセスとその体制に関する機能を説明した。同会議のプロセスを改めて整理して見ると、1997 年危機後、ASEAN 首脳会議に日中韓の首脳が招待されて開始されたが、2013 年現在まで、ASEAN 側と日中韓側による共同議長国制度が導入されることで、メカニズムのシステム化が徐々に進み、ASEAN+3 全体のコンセンサス形成が見られるようになり、求心力の高い会議プロセスになった²¹⁸。

1-3-3 ASEAN+3 財務大臣会議における具体的な枠組

ASEAN+3 の 13 カ国政府は、1999 年 11 月に公表された ASEAN+3 第 1 共同宣言に基づき、「経済・分野 2」での「東アジアにおける自助・支援メカニズム」を基本方針とした。以下の図表 1 を見ると、ASEAN+3 金融協力は、「緊急時に流動性支援体制の整備」、「経済・金融サーベイランスの具体化」、「ASEAN+3 債券市場（特に現地通貨建て）育成」の 3 つの課題に分けられる。各々の課題に対応するため、「チェンマイ・イニシアティブ（CMI）」、「ASEAN+3 経済レビュー・政策対話(ERPD)」、「ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」、「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）」等のメカニズムが構築されている。以下、財務大臣会議に基づく 3 つの枠組に関する制度設計・機能等に焦点を当て、既存の ASEAN+3 金融協力体制を検討する。

図表 1：1999 - 2012 年 ASEAN+3 財務大臣会議における金融協力の動き
(共同声明と枠組構築)

開催日	緊急時の流動性支援体制の整備	経済・金融サーベイランスの具体化	域内債券市場（特に現地通貨建て）の育成	その他
1999.4.30 (第 1 回)	共同声明なし	共同声明なし	共同声明なし	共同声明なし
2000.5.6 (第 2 回)	域内の自助・支援メカニズム強化を目的とする「チェンマイ・イニシアティブ（CMI）」に合意	資本フローのモニタリングに ASEAN+3 の枠組利用を合意 域内サーベイランス促進のためのネットワーク作りに合意		
2000.9.25 (第 3 回)	共同声明なし	共同声明なし	共同声明なし	
2001.5.9 (第 4 回)	3 年以内に CMI の 2 カ国スワップとレボ取極（BSA）の基本原則に合意	2 国間資本フローに関する自発的情報交換に合意 経済レビュー・政策対話（ERPD）を高めるための方策について議論するための検討部会を設置することに合意 早期警戒システムのモデル（Early Warning System: EWS）の開発に合意		
2002.5.10 (第 5 回)	CMI 具体化 2 国間通貨スワップの進展（BSA 計 6 件、総額 170 億ドル）を発表	経済レビュー・政策対話（ERPD）発足 2 国間資本フロー監視に 7 カ国合意		財務大臣代理・中央銀行総裁代理会議実施に合意
2003.8.7 (第 6 回)	CMI 具体化 2 国間通貨スワップの進展（BSA 計 12 件、総額 315 億ドル）を発表	経済レビュー・政策対話（ERPD）のための金融協力基金の設立に合意	域内債券市場育成（ABMI）の立上げに合意	

²¹⁷ 栗原毅「ASEAN+3 地域金融協力：10 年の成果と今後の課題」、『国際金融』1228 号、2011 年、2 頁。

²¹⁸ 同上、11 頁。

	表			
2004.5.15 (第7回)	CMI 二国間通貨スワップ取極ネットワークの拡大 (BSA 計 16 件、総額 365 億ドル) を発表		ABMI に 6 作業グループ (WG) と WG 調整のためのフォーカル・グループが設立することに合意 「信用保証と決済メカニズムに関する調査」への支援を表明 アジア・ボンド・ウェブサイト (ABW) 立上げ	第1回 ASEAN+3 リサーチ・グループ会合に続き 4 つの研究テーマに合意 (日本・ASEAN 金融技術協力基金の整備等)
2005.5.4 (第8回)	IMF プログラムなしに発動可能なスワップ額の上限を現在の 10% から 20% に引上げ CMI 発動プロセスの明確化と集团的意識決定メカニズムの確立 (マルチ化方策の検討開始)	域内経済サーベイランスの CMI の枠組への統合と強化	ABMI バスケット通貨建て債券の研究の開始に合意 (アジア・ボンド・スタンダードの検討)	ASEAN+3 リサーチ・グループについては、経済サーベイランス、域内経済・金融統合等の研究の強化
2006.5.4 (第9回)	CMI 緊急時に複数の二国間通貨スワップ取極 (BSA) を迅速かつ同時に発動できるように集团的意識決定手続きの確立 CMI のマルチに向け、可能な選択肢を検討するためのタスクフォース設置	金融サーベイランス機能の強化	ABMI: 現地通貨建て債券発行等多様化と規模拡大を歓迎 資産担保型アジア通貨バスケット建て債券の研究開始に合意	地域通貨統合に関する共同リサーチに参加することに合意
2007.5.5 (第10回)	CMI 二国間通貨スワップ取極ネットワークの拡大 (BSA 計 16 件、総額 800 億ドル) を発表 CMIM に向けた具体方策: 一本の契約のもとで外貨準備をプールする形態が適当と認識; サーベイランス、外貨準備としての適格性、資金コミット規模、借入限度額等の検討		ABMI: インフラ資金調達に資する新たな債券の開発、現地通貨建て債券の発行体・種類の多様化、貸付債権等の証券化の一層の促進、信用保証、投資メカニズム、決済システム、格付機関の構想等の検討	
2008.5.4 (第11回)	CMIM の総額は 800 億ドルと決定、ASEAN と日中韓の拠出割合は 20 対 80 CMIM に向け、発動メカニズム、借入約款の内容等全ての要素についての合意に向けて作業を加速することにコミット	ERPД 「域内経済情勢に関する政策対話」を強化するため、政策対話の頻度の増加、提供される必要な情報・データの定型化といった具体的な方策を実施していくことを合意 地域サーベイランス能力の向上に資する、「早期警戒システムに係る作業部会」や「専門家グループ」の進捗を歓迎	ABMI の更なる発展のための新ロードマップを承認: (1) 現地通貨建て債券発行の促進 (2) 現地通貨建て債券の需要の促進 (3) 規制枠組の改善、及び (4) 債券市場関連インフラの改善、と言う 4 つの主要分野に焦点。 上記 4 つのタスクフォースの活動をモニターし調整するためステアリング・グループを創設	
2009.2.22 (臨時)		地域金融強力の具体的な強化策について、独立した域内のサーベイランス・ユニットの設立に合意		
2009.5. (第12回)	CMIM: 総額 1200 億ドルには日中韓と ASEAN の割合がそれぞれ 32%、32%、16% と 20% と決定		ABMI: 域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し規制を調和化するための「ASEAN+3 債券市場フォーラム (ABMF: ASEAN+3 Bond Market Forum)」の設置が承認	
2010.5. (第13回)	CMIM が正式的に発足 (同年 3 月 24 日)		ABMI: CGIF を ADB の信託基金として設立することに合意 ABMF の設置が承認され、発足 CGIF: 信用保証・投資ファシリティ設立	
2011.5.4 (第14回)	CMIM 契約に基づき実施される通貨スワップの実務マニュアルである「CMIM 有効性向上のための実務ガイドライン」を承認	AMRO の法的地位を国際機関へ強化するための研究開始を指示	AMRO: ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス発足 ASEAN+3 各国の債券市場についての報告書作成 ABMI: ワーキング・グループでの域内決済機関 (RSI) に係る法的及び規制面からの実現可能性の再評価を認識	リサーチ・グループ: 「地域通貨単位」、「急激な資本移動」、「気候変動が財政金融に与える影響」に関する取り組みを評価
2012/05/3 (第15回)	CMIM: 資金規模を現行の 1,200 億ドルから 2,400 億ドルへ倍増; IMF デイリンク割合を 2012 年に 30% へ引き上げ、一定の条件のレビューを前提として、2014 年に 40% へ引き上げ 満期及び最大支援期間について、IMF リンク部分は、各々現行の 90 日から 1 年、現行の 2 年から 3 年へ延長、IMF デイリンク部分は、各々現行の 90 日から 6 か月、現行の 1 年から 2 年へ延長	AMRO の組織能力強化策の検討を要請	ABMI: ABMI New Roadmap が発効 域内で初めての包括的な「ASEAN+3 債券市場ガイド」の発行を歓迎 RSI 設立に係る法的及び規制面からの実現可能性の再評価についての研究の進捗を認識 東京プロボンド市場への ADB 債券の上場 (上記(vi)関連)、マレーシア及びタイにおける証券化 (上記(vii)関連)、アジア格付機関連合 (ACRAA) との連携 (上記(viii)関連) における進捗を留意	リサーチ・グループ: 2011/2012 年の研究トピックに対して、「東アジアにおけるコモディティ価格変動への対応」、「ASEAN+3 地域の金融システムにおける銀行セクターの役割と機能」、「グローバル・アーキテクチャーにおける地域金融セーフティネットの役割」に関する研究への取り組みを評価 2012/2013 年の研究トピックとして、「格付け機関に関する国際的な議論及び ASEAN+3 域内における地域の格付け能力の強化のためのインフラの向上」を承認

出所: 日本財務省「ASEAN+3 財務大臣会議共同声明」(http://www.mof.go.jp/international_polic)

y/convention/asean_plus_3/as3_240503.htm、閲覧日：2011/12/9)、また『みずほ総論集』(2008年IV号、26頁)より筆者作成。

第2節 課題1：緊急時の流動性支援体制の整備：(メカニズム1：チェンマイ・イニシアティブ)

本節は、財務大臣会議の下での緊急時に流動性支援体制の整備課題に基づき、構築されたメカニズム1つであるチェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative: CMI) に焦点を当てる。CMIは、金融危機後、ASEAN+3金融協力体制の欠如、IMFの支援制限からの反省により生まれたものである。CMIには、2つの中心的な目的が存在する。第1の目的は、短期の流動性問題へ対応すること、第2の目的は、既存の国際的な枠組の補完である。CMIは、事実上で、ASEAN+3金融協力の最初の一步だと言える。

2-1 メカニズム1：チェンマイ・イニシアティブ (CMI)

2000年5月の第2回AFMM+3で、ASEAN+3諸国は、CMIを締結し、経常収支上の困難や短期資金流動問題による通貨・金融危機に対応する資金供給メカニズムを導入した。その中の中核となる二国間通貨スワップ取極 (Bilateral Swap Agreement: BSA) は、外貨資金流動性不足による貿易面の決済不能の有事の際に、該当国の現地通貨の激減を防止することを目的にしている。それは、ASEAN通貨スワップ協定 (ASA) を基盤として、協定を締結した相手国が、互いの外貨準備の中から短期的な外貨資金を融通し合う枠組である²¹⁹。それにより、ASEAN+3メンバー国の間に外貨 (米ドルを中心に) を借り入れることが可能となる。

CMIの進捗は、主にAFMM+3の推進に基づき行われていたと言える。締結後、2001年5月の第4回会議では、3年以内にCMIの2カ国スワップ、またレポ取極 (BSA) の基本原則を確定することで一致した。従って、2003年末に、日中韓とASEAN5原加盟国の間で、BSAのネットワークが形成された。その後、BSAの規模が徐々に拡大した。2002年の第5回会議で、BSAはまだ総計6件、総額170億ドルの規模に留まったが、2009年10月30日 (2000年CMI契約の最終期限) まで、域内8カ国間 (ASEAN+3) で16件の二国間協定が結ばれた。こうして、名目上は合計1240億ドル、実質上は合計810億ドルのBSA網が形成された。その内で、諸国間での締結総額の20%までしかIMFの関与なしで支援供給できないようになっており、残りの80%は、IMFと当事国の間でコンディショナリティの合意によって発動される。

2-2 チェンマイ・イニシアティブのマルチ化 (CMIM) に向けた経緯

AFMM+3体制の推進によって、ASEAN+3における自助的救済メカニズムが構築された。

²¹⁹ 通貨取極協定によって一部の協定は、米ドルではなく、相手国の現地通貨であった。

しかし、この仕組は、機能的な欠陥が存在していることが否認できないであろう²²⁰。それに対して、2005年5月4日の第8回AFMM+3で、CMIの有効性を強化する方策を検討するために、以下の合意内容が確認された²²¹。

- ① ASEAN+3経済サーベイランスのCMIの枠組への統合と強化
- ② スワップ発動プロセスの明確化と集団的意思決定メカニズムの確立²²²
- ③ スワップ規模の大幅な拡大
- ④ スワップ引出しメカニズムの改善を行うことに合意（CMIに基づく二国間スワップ取極の基本的原則の修正等）。

以上の合意内容を契機として、その内で、地域全体で共有できるマルチ化の議論が最も注目されている。CMIマルチ化に向けた諸議論は、2つの部会を中心に検討された。

まず、第8回会議で提出されたCMIの有効性の強化方策によると、CMIマルチ化向けルート設計を巡る第2段階のワーキング・グループ（WG）が設置され、全部で5回の会議が開かれた。また、2006年の第9回AFMM+3では、WGの成果に基づき、集団的意思決定手続の導入を検討するため、各国政府が、「ポストCMI」に向けて、新たな検討部会（タスクフォース）を設けることを財務大臣代理に指示した²²³。同部会での検討結果を受け、2007年7月の第10回財務大臣会議では、ASEAN+3共同管理により、既存のBSA取極（二国間契約）を新たに準備プール制度（SRPA）に改編することで合意された。2008年のリーマンショックを契機に、CMIマルチ化が大きく進展し、第11回AFMM+3では、マルチ化の実現を目指すために、諸国の外貨準備を第三者である「共同基金」で保管することが決定された。2009年5月の「アジア地域における経済・金融の安定回復のための行動計画」により、第12回AFMM+3で、CMIマルチ化を巡る各国の貢献額、借入乗数、投票権、引き出し割り当て等の主要要素が決められた。同年12月に、メンバー国全員（香港も含む）はCMIマルチ化契約に署名し、2010年3月24日に、香港を含め、14カ国の政府・金融当局により構成されているチェンマイ・イニシアティブマルチ化（Chiang Mai Initiative Multilateralisation : CMIM）が発足した。

²²⁰ 主に3つの欠陥があると考えられる。第1には、CMIは、国際通貨基金（IMF）の補完として位置づけられたため、その発動に一定の歯止めが掛けられた。第2には、CMIが規定している規模は、投機的金融攻撃に対抗するにはまだ小さいと言える。CMIは、短期流動性の供給を通じて危機管理を行うと言う目的を持つものの、金融危機に対応する予防策が欠如している。橋本優子『アジア通貨危機を超えて：危機の背景と影響、協力体制への模索』、財団法人三菱経済研究所、2006年、75頁。

²²¹ 財務省「ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議」和文（ポイント）、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asean_plus_3/index.htm（閲覧日：2013/9/1）を参照。

²²² 1つの重要な項目として、CMIの参加国は、金融危機発生後2日以内に会議を開催しなければならない、また危機に見舞われた国に支援を提供するかどうか2週間以内に決定しなければならない、が挙げられる。Anthony Rowley, “Chiang Mai Initiative Reform Expected Today: ADB President Welcome Move as It Makes Asia Safer in the Long Run”, *The Business Times Singapore*, 2007/5.

²²³ CMIタスクフォースは、日・中・韓、またタイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピンのASEAN 5カ国を加えた8カ国によって行われ、2006年11月から2009年11月まで、前後16回の会議が開催された。

2-3 CMI マルチ化 (CMIM) と通貨スワップ取極の深化

CMI に比べると、CMIM は次のように深化されたと考える。

2-3-1 通貨スワップ取極に関する支援事項の明確化

2009 年 5 月まで、CMI 二国間通貨スワップ (BSA) の実施項目が一部しか公表されていなかったが、CMI マルチ化契約の締結によって、メンバー諸国の CMI に対する貢献額、借入乗数、投票権、有事の際の明確な引出手順等の詳細な条件も決められた。それにより、有事の際に CMI を通じて流動性の供給に関するルール作りが具体化された (図表 2 を参照)。

 図表2：CMIMにおける各国の貢献額と借入可能総額²²⁴

	貢献額 (億ドル)		全体に占める割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル) (注①)	IMF デイリンク借入可能額 (億ドル) (注②)	合計投票権		合計投票権	投票権率
	基礎票	貢献額票									
日中韓	1920.0		(80)			1,173.0	351.90	9.60	192.00	201.60	71.59
日本	768.0		32		0.5	384.0	115.2	3.20	76.80	80.00	28.41
中国 (香港を除く)	768.0	684.0	32	28.5	0.5	342.0	102.6	3.20	68.40	71.60	25.43
		84.0		3.5	2.5	63.0	63.0 (注3)	0.00	8.40	8.40	2.98
韓国	384.0		(16.0)		1	384.0	115.2	3.20	38.40	41.60	14.77
ASEAN	480.0		(20)			1262.0	378.6	32.00	48.00	80.00	28.41
インドネシア	91.04		(3.793)		2.5	227.6	68.28	3.20	9.104	12.304	4.369
タイ	91.04		(3.793)		2.5	227.6	68.28	3.20	9.104	12.304	4.369
マレーシア	91.04		(3.793)		2.5	227.6	68.28	3.20	9.104	12.304	4.369
シンガポール	91.04		(3.793)		2.5	227.6	68.28	3.20	9.104	12.304	4.369
フィリピン	91.04		(3.793)		2.5	227.6	68.28	3.20	9.104	12.304	4.369
ベトナム	20.0		(0.833)		5	100.0	30.00	3.20	2.00	5.20	1.847
カンボジア	2.4		(0.100)		5	12.0	3.60	3.20	0.24	3.44	1.222
ミャンマー	1.2		(0.050)		5	6.0	1.80	3.20	0.12	3.32	1.179
ブルネイ	0.6		(0.025)		5	3.0	0.9	3.20	0.06	3.26	1.158
ラオス	0.6		(0.025)		5	3.0	0.9	3.20	0.06	3.26	1.158
合計	2400		(100)			2435.0	730.5	41.60	240.00	281.60	100.00

(注) ①借入可能総額=貢献額 (拠出資金) *借入乗数

②IMF デイリンク借入可能総額=貢献額 (拠出資金) *借入乗数*30%; ③香港は IMF の加盟国ではなく、IMF 融資リンクして支援を受ける部分がないため、借入乗数は 2.5 となっているが、借入上限額は 63 億ドルとなる。財務省「ASEAN+3 財務大臣会議共同声明 (2012 年 5 月)」を参照。

2-3-2 CMI 発動の機動性の向上

従来、CMI に基づく BSA は、ただ IMF 機能を補完する機能として位置づけられたため、有事の際に、発動の機能性が低いと指摘されていた。2005 年以降、財務大臣会議「共同声明」により、IMF の 関与なしで救済金額が 2 回増加された²²⁵。また、2005 年の AFMM+3

²²⁴ 財務省「CMI のマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額」 (http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/CMI_2104.pdf、閲覧日：2012/6/8) を参照。

²²⁵ 財務省「第 8 回 ASEAN+3 財務大臣会議共同声明 (2005.5)」を参照。

では、IMF のコンディショナリティを伴わずに発動できる部分が取極枠の 10%から 20%に引き上げられた。更に、2012 年の会合後、デイリンク部分を 20%から 30%に引き上げ、また 2014 年までには 40%へと引き上げることに合意された。IMF デイリンク割合の引き上げによって、ASEAN+3 において流動性緊急支援システムは、IMF にリンクしている。しかし、その発動の自主性と機動性は強まった（図表 2）。

2-3-3 域内集团的意思決定の強化

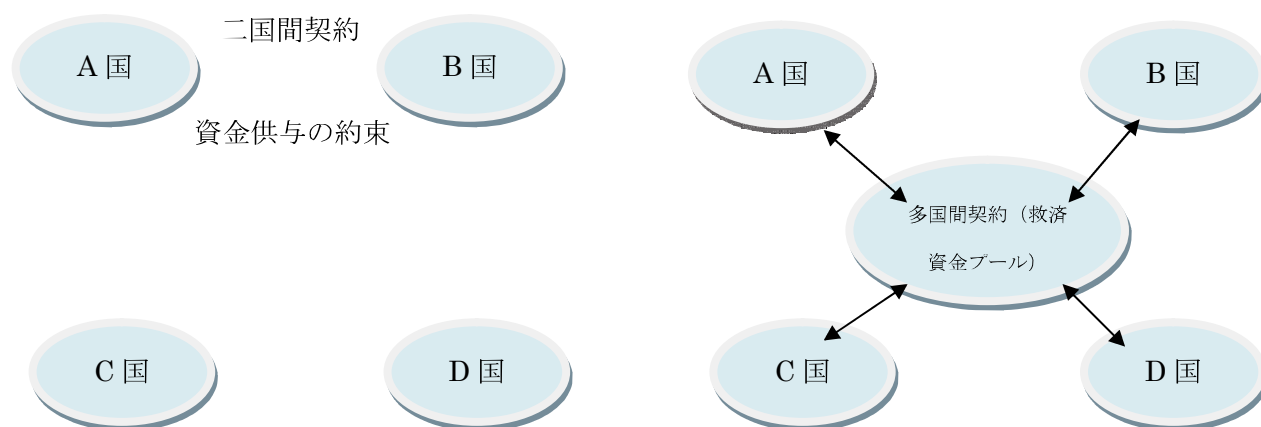
CMI マルチ化における最も構造的な進展を分析すると、ASEAN+3 における「集团的共同意思決定（コンセンサス）」体制の創設に注目する必要がある。

従来の制度設計を考えると、CMI に基づく BSA を通じて支援を行う際に、基本は複雑な二国間交渉を行わねばならなかった。こうして、大規模な経済危機が生じた際に多額の援助金を必要とする場合においても、協定を結んでいる一国一国に対して援助を要請していくため、危機救済の実効性が求められなかった。2007 年の AFMM+3 の合意に基づいて、複数の二国間契約（BSA）から ASEAN+3 地域 SRPA へとの転換が始まった。また、これまで CMI のネットワークに参加していなかった ASEAN 新規加盟国（ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、そのメカニズムに加入し、全ての ASEAN 加盟国と日中韓が参加することとなった。更に、CMI マルチ化の締結後、「コンセンサス」が導入された。それによって、1 つの要請に対して複数の取極を発動するという金融協力の集団化が確立された（図表 2 を参照）。マルチ化後、資金引出を実施する際に、その承認は ASEAN+3 財務代理大臣レベル会合による投票権ベースで 3 分の 2 以上の賛成が必要である。日本・中国・韓国は、それぞれ 3 分の 1 未満とされており、いずれも拒否権がなく、域内集団意思決定によって行わなければならない（図表 3）。

図表 3 : CMI と CMI マルチ化 (CMIM) の比較図

CMI メカニズム (2010 年 5 月まで)	CMIM メカニズム
従来のチェンマイ・イニシアティブ (CMI)	チェンマイ・イニシアティブ・マルチ化 (CMIM)
複数の二国間通貨スワップ取極 (8 ヶ国間、2010 年まで 16 本の取極) に基づく	一本の多国通貨スワップ取極に基づく
発動時には、二国間で各国の外貨準備を融通	発動時には、多国間契約を通じて救済・支援
支援金額上限の 2 割以下は、メンバー各国政府が一国一國で支援の可否を判断する仕組みであるため、手続きが複雑で時間がかかる	支援金額上限の 3 割以下は、ASEAN+3 の枠組で一体的に支援の可否を判断するため、迅速な支援が可能。
残りの 8 割は、IMF 融資条件にリンクする	残りの 7 割は、IMF 融資条件にリンクする
参加国は、ASEAN5 (シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ)、日本、中国、韓国	参加国は、ASEAN+3 (13 ヶ国) 全体参加 (香港を含む)

図表 3 続く



(出所) 財務省「東アジアにおける地域金融協力 (2011 年 7 月 26 日)」より筆者作成。

2-4 CMI の発動実績に関する分析

CMI 枠組の整備・深化によって、上述の分析の通り、CMI の危機対応の機能は強化されているものの、いまだに発動された実績は見当たらない。その理由としては、以下の 2 点が考えられる。

2-4-1 CMI における IMF 関与の制限

2000 年の締結以降、協定内容に定められているように、CMI の 100%発動は、IMF コンディショナリティの存在が条件である。このように、IMF の関与が CMI の機能発揮を制限させた 1 つの理由である。

2008 年の米国発のリーマンショック後に、韓国政府の反応を事例として、CMI の機能制限を分析できる。2008 年秋以降、金融収縮のため、韓国に対する海外投資家の投資資金は回収された。それによって、韓国は、外貨準備の枯渇が懸念される事態に陥った。深刻な危機を避けるため、韓国政府は、CMI に支援を要請しようと考えた。当時、韓国への救済規模は、必要資金全額が 300 億ドル前後を要した。しかし、CMI マルチ化以前、CMI における BSA スワップ全額は既に 300 億ドルを超えていた。その時 CMI 枠の 20% 以上を引き出すと IMF による関与が必要であった。交渉で、韓国政府は CMI 以外の BSA 枠組を通じて、日本、中国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアの 6 カ国から確保できる取極総額は 185 億ドルしかなかった²²⁶。最終的に、韓国政府は CMI を発動することを断念した。

2-4-2 諸国が保有の豊富な外貨準備残高

もう 1 つの理由は、ASEAN+3 諸国が外貨準備を急増させたことである。1997 年の危機以降、金融改革の一環として、タイ・インドネシア・韓国の為替制度は、変動相場制へと

²²⁶安達啓祐・大津健「アジア通貨基金 (AMF) 構想について」、ISFJ 政策フォーラム発表論文、2009 年 12 月、8 頁。

移行した。1999年4月末から2011年4月末にかけて、世界の外貨準備高に占める東アジア13カ国全体の割合は、39%から70%に上昇した²²⁷。リーマンショックの勃発後、2008年12月でのASEAN+3の外貨準備高の規模は、中国が2,132,773（百万ドル）、日本は1,010,691（百万ドル）、韓国は201,169（百万ドル）、ASEAN5カ国（シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）は457,181（百万ドル）と言う水準に至った。その後の5年間、ASEAN+3地域諸国（日本を除く）の外貨準備は更にそれぞれ平均2倍で増加し、現在（2013年末）では、必要以上の外貨準備高とも言える高い水準に達している²²⁸（図表4）。

図表4によれば、リーマンショック当時、ASEAN+3諸国から流出した資本額は、いずれも外貨準備の枠内に収まっていたことが分かる。更に、対外債務のリスクと言う指標を加えても、中国を初め、流動性不足を引き起こす対外債務（B）や、または資本流出額（C）に対する外貨準備高（A）の比率は、いずれも100%を超えて、通貨スワップ取極を使用せずに対応できた。このような結論は、以上のデータ分析によって一目瞭然であろう。

図表4：

 2008年危機後 ASEAN+3 一部国家の外貨準備残高、対外債務残高と資本流出額
 （単位：億米ドル）

	外貨準備 (A)	対外債務残高 (B)	対外債務に短期債務 の割合	資本流出額 (C)	A/ (B-C)
中国	21328	769.8	-	- 6035	35.55
日本	10107	3070	-	723	4.3
韓国	2012	840	-	83.5	2.66
インドネシア	493	358	13%	-30.3	1.27
マレーシア	912	236	34%	-420.2	1.39
タイ	1083	136	41%	46.7	12.13
フィリピン	330	193	11%	-61.7	1.30

（注）①リーマンショック時の資本流出額は、2008年と2009年の合計値。計算式は、「資本収支—直接投資収支」の値である、②資本流出額のデータは、「危機耐性高めるアジア金融セーフティネット」（神尾2012）を参照。

（出所）IFS、世銀データベース、「中国国際収支平衡表2008」、『財務金融統計月報（国際収支特集）2008』等より筆者作成。

²²⁷ データ出所：IFS（2000-2012）を参照。

²²⁸ ASEAN諸国における外貨準備の内訳について、タイは108,317（百万ドル、以下同）、インドネシアは49,339、シンガポールは173,437、マレーシアは91,212、フィリピンは33,047と言う規模に達成した。世銀データベース（2014）を参照。

第3節 課題2：ASEAN+3 地域金融サーベイランスの機能強化（メカニズム2：ERPD とメカニズム3：AMRO）

本節は、財務大臣会議の下で検討された2つ目の課題を論じる。この課題には、次の2つの協力メカニズムが存在している。以下、サーベイランス機能の強化と言う課題、また ERPD（経済レビュー・政策対話）と AMRO（マクロ経済リサーチ・オフィス）と言う2つのメカニズムを分析する。

CMI に基づく通貨スワップ取極は、「通貨危機管理システム」と位置づけられている。それは、危機発生後、外貨流動性不足問題に対して緊急資金支援を行うことである。すなわち、大幅な財政赤字の構造的な債務支払い能力の低下を抱える場合は、流動性供給によって一時的に事態を収めることができても、通貨・金融危機を未然に防止するには役に立たない。そのために、サーベイランスは、危機発生を予防するために、加盟国との対話を維持すると言う責務に基づき、普段の経済活動を監視し、地域全体のマクロ経済と金融市場を安定化させる機能を持っている。集団的なサーベイランスの機能強化を巡る検討・分析は、13カ国政府に重視され、「諸国が従来の枠組の活性化や危機以降の新たな枠組の創設により、域内のサーベイランス・メカニズムを強化しようとしてきている」²²⁹。

3-1 メカニズム2：ASEAN+3 経済レビュー・政策対話

CMI の締結によって、ASEAN+3 における危機対応メカニズムの構築と共に、「域内金融監督」も、定例会議において重要なアジェンダとして認識されるようになった。

2000年5月に、第2回 ASEAN 財務大臣会議の合意に基づき、「ASEAN+3 経済レビュー・政策対話（Economic Review and Policy Dialogue: ERPD）」と呼ばれる金融・経済政策対話イニシアティブが設置された。翌年5月に開催された AFMM+3 での合意に基づき、ERPD の強化を目指す事務レベルの検討部会が設置された。ERPD の運営は、年に1回行われる AFMM+3 に加え、年2回、財務大臣・中央銀行総裁代理会議開催時においても行われている。ERPD は、ASP を手本に、拡大された地域早期危機予防システム（EWS）であるため、メカニズムの目的と原則が ASP とほとんど変わらない。要するに、それは「ASEAN+3 金融における脆弱性と変則に与えられる危機リスクの早期発見に努力し、迅速に政策的な措置に寄与する」と考えられる²³⁰。ERPD は、諸国間の情報・意見交換での共同作業を促進することに集中し、近年、主に ASEAN+3 域内の大規模な資金フローやインフラ圧力を中心に特定のテーマに焦点を絞って議論を行ってきた²³¹。ここには、以下のような機能が含まれる。①ASEAN+3 諸国のマクロ経済状況と、また諸国経済・地域金融の潜在的リスクと構造的脆弱性を検討・報告し、危機予防機能を発揮する、②地域の

²²⁹ 福居信幸「東アジアにおける地域サーベイランス・メカニズムの現状と将来像」、『国際経済金融論考』（財）国際通貨研究所、2002年、1頁。

²³⁰ Masahiro Kawai&Cindy Houser, *Evolving ASEAN +3 ERPD: Towards Peer Reviews or Due Diligence*, ADB Institute 2007/9, p.5.

²³¹ 栗原毅「ASEAN+3 地域金融協力：10年の成果と今後の課題」、『国際金融』1228号、2011年、6頁。

資本フロー（特に短期的）、通貨・金融市場を監視する²³²、③諸国の金融改革を促進し、金融・銀行システムを強化する、④緊急時の短期流動性供給のための融資条件を決定する際の判断材料を提出する。

2005年に「域内経済サーベイランスのCMIの枠組への統合と強化」の検討が開始された後、ASEAN+3サーベイランス体制において、2つの大きな深化が見られる。まず、効率的なサーベイランス方策を検討するため、大臣会議の下に、新たに「専門化グループ（GOE: Group of Experts）」や「経済・金融の監視に関するテクニカル・ワーキンググループ（ETWG: Working group on Economic and Financial Monitoring）」と言う2つの部会が設置され、課長レベルを中心に域内サーベイランスを巡る一連の 이슈が推進された。2006年5月のASEAN+3財務大臣代理会議におけるサーベイランスは、CMIの枠組に統合・強化された。次に、ASEAN+3経済・金融監督の機能は、より高度化された。それは、2012年4月以降、その政策を実施する独立機構AMRO（ASEAN+3 Macroeconomic Research Office）の発足によって達成されたものである。

3-2 メカニズム3：マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）

AMROとは、ASEAN+3経済・資本フローを監督・分析し、早期危機発生の検知・警告に貢献し、CMIMの発動を巡る融資条件を判断するメカニズムである²³³。2008年12月中旬に開催したASEAN+3首脳会議の場で、常設機関を創設することを検討した。それは、各国のマクロ経済や為替を調査・監視するためであった。翌年2月の臨時会議の際に、独立した地域サーベイランス・ユニットを設立することで合意した。2010年の第13回AFMM+3で、AMROに関する全ての主要項目が決定された。2011年4月に独立のメカニズムとして、ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）がシンガポール法人名義（AMRO Limited）として、シンガポールで設立された²³⁴。その運営構造は、3つの部分によって構成される。まず、①ASEAN+3財務大臣代理会議メンバーと13カ国中銀総裁代理（2012年から）を基盤に形成された執行委員会（EC: Executive Committee）である。次に、②6人に構成される独立の諮問団（Advisory Panel）である²³⁵。最後に、③AMRO管理者（AMRO Director）と事務員に構成される事務局である²³⁶。その内で、執行委員会（EC）は、AMROで最高意思決定を行う組織であり、その下に、諮問団と事務局は、そ

²³² ERPDの推進によって、2001年ボランティアベースで短期資本フローのデータ交換を行う仕組が導入され、現在、財務省によれば、日本は、韓国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、ブルネイの6カ国にデータを提供している。財務省「アジア域内における金融協力」、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/chiiki-kyoryoku.html>（閲覧日：2012/12/6）を参照。

²³³ AMRO website, www.amro-asia.org/about-amro/overview/what-we-do/（閲覧日：2011/11/4）を参照。

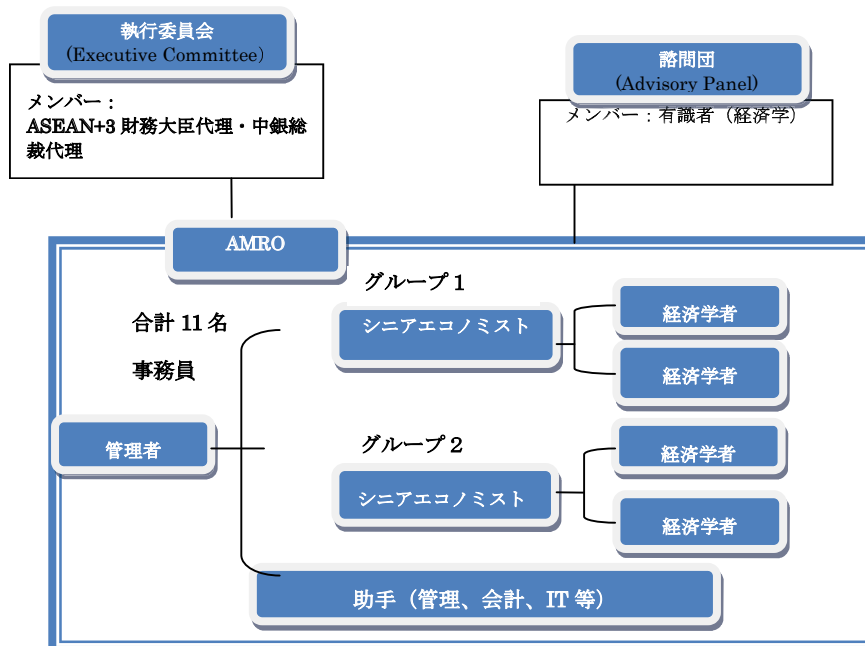
²³⁴ AMROは、Companies Act, Cap. 50と言うシンガポールの会社の担保によって完成した。その正式名称は、ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO Limited）である。

²³⁵ そのメンバーは、ECによって選出される。具体的には、ASEANから3人、中国・日本・韓国の場合、それぞれ1人で、期間は2年である（2011年5月17日から）。

²³⁶ AMRO Directorは、Advisory Panelと同様に、ECによって選出され、ECに対する責任がある。

それぞれ技術的・戦略的な提言を行い、日常的な事務を行っている（図表 5）。

図表 5：AMRO の組織構造について（2011 年末）



（出所）AMRO website, <http://www.amro-asia.org/organisation/organisational-structure/> より（閲覧日：2011/11/4）

2011 年 5 月の AFMM+3 において AMRO を巡る詳細事項が決定された。具体的には、①ASEAN+3 年次協議、ASEAN 事務局、ADB、IMF、民間研究機構等から得られた情報を下に、ASEAN+3 マクロ経済と金融状況をモニタリング・分析して報告書（四半期 1 回）を提出する。②ASEAN+3 諸国の経済・金融面の脆弱性を予想・評価した上で、危険を緩和するために、適時の政策提言と援助を行う。③有事の際に、CMIM の下で救済要請国の経済・金融状況を分析し、金融危機に直面した国に外貨を融通する通貨交換協定を発動する際の判断材料を提供する。また AMRO は、スワップ取極の救済（貸付）契約の履行を保証するという役割がある。²³⁷AMRO の創設によって、従来 ERPD が担った機能の一部が分担され、ASEAN+3 サーベイランス機能の強化が図られた。近年によく指摘されている「地域金融監督の未整備」と言う欠陥は、単に政策協議を通じて諸国の経済情勢を検討することに留まらない。正常には、あらゆる統計・情報を駆使し、マクロ経済・金融市場の状況を把握、また外貨流動不足に繋がる政策要因を分析し、有事の際に執行委員会の指示・勧告によって、速やかに是正措置の勧告を行う。また、緊急支援が要請される時には、融資条件を設定、効率的な救済を実施することが可能となる。更に、独立法人の地位を持つ常設機関 AMRO は、財務大臣会議に法制度的な機能を与えており、ASEAN+3 金融協

²³⁷AMRO, www.amro-asia.org/about-amro/overview/what-we-do/（閲覧日：2011/11/4）を参照。

力を制度化・効率化させていくと言う極めて重要な意義を持っている。

第4節 課題3：ASEAN+3 債券市場の育成（メカニズム4：ABMI）

本節は、財務大臣会議の下に検討された3つ目の課題であるアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）メカニズムを分析する。1997年のアジア通貨・金融危機の勃発に際して、潜在的な要因の1つに、「通貨・満期ダブル・ミスマッチ」と言う金融構造リスクが指摘されている。それは、地域の民間部門が海外から短期資金を過度に取り入れたからである。融資制度の構造的脆弱性に加えて、域内の資金を活用することが不可能となり、金融バランスシートが悪化することによって資金の流動性に関する危機が生じた²³⁸。1997年の危機後、流動性の高い債券市場の育成を目指し、民間貯蓄を ASEAN+3 域内に活用させようとする資金還流システムの重要性が、各国政府に認識されるようになった。以上の認識の下に、従来のようなリスクの高い米ドル短期資本を中心とした外資誘導政策を修正し、東アジア域内の資金を域内の長期投資に充てる域内債券市場を整備すると言う課題が浮上した。

4-1 ABMI の提案と2つのロードマップ

4-1-1 アジア・ボンド・スタンダードと ABMI 提案

ASEAN+3 のアジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Market Initiative: ABMI）は、ASEAN+3 現地通貨建て域内債券市場育成における協力メカニズムである。国際通貨研究所の報告書によると、主に2つの目標を持っている²³⁹。それは、①地域の債券市場における発行者を多様化し、発行される債券の多様化を図っていくこと、②地域の債券市場の市場インフラを強化していくことである。2003年の第6回 AFMM+3 で、日本側に提案される「アジア債券市場育成イニシアティブ」（2002年11月 ASEAN+3 非正式セッションにおいて韓国の提案に基づく）が承認され、プレスリリースが公表された²⁴⁰。アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）は、会議においてその推進が合意された。この取組は、できる限り発行主体の拡大・現地通貨建て債券の発行促進によって、域内に多様な通貨・期間の債券を大量に発行して市場に厚みを増加することを目指している。環境整備の面では保証・格付機関・決済システムを整備し、債券発行体・投資家双方にとって使いやすい高い流動性の債券市場を育成するための様々な取組からなっている²⁴¹。2005年

²³⁸ 2000年代に入ってから、域内諸国にける中長期融資があまり伸びておらず、短期融資が急増しているのが実情である。

²³⁹ 森純『ベトナムの国債市場整備にかかわる技術協力』、国際通貨研究所（財務省委託調査）、2004年、48頁。

²⁴⁰ 日本政府が、ABMI の創設を提案する前の2002年11月に、ASEAN+3 非公式財務大臣代理・中央銀行総裁代理会議において、韓国政府が、ASEAN+3 債券市場の育成を既に提案した。従って、2003年2月末から3月初めに東京で開催された「アジアにおける債券市場の育成にかかる ASEAN+3 非公式財務大臣代理会合及びハイレベル・セミナー」において、日本政府が ABMI 構想を提案すると共に、地域債券市場育成に含まれている主要な検討項目に即して意見交換が行われた。

²⁴¹ 陳虹「東アジア債券市場の育成について：日本の経験を中心として」、日本貿易振興機構アジア経済研究所 Series No.410、2006年3月、2頁。

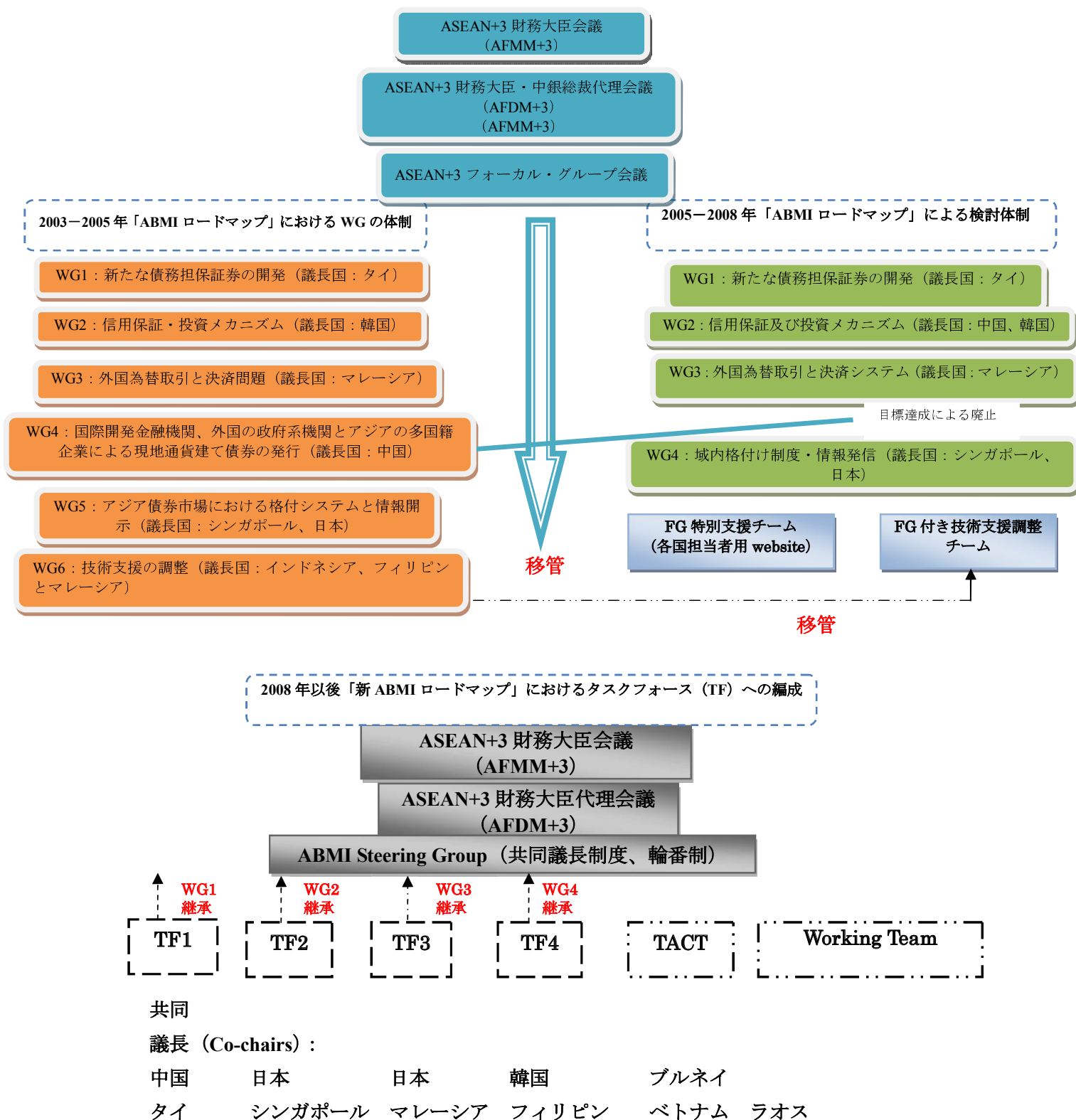
に、韓国政府の提案により作成されたアジア・ボンド・スタンダード (Asian Bond Standard) は、東アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) に関する目標・課題を明確にした²⁴²。

4-1-2 ABMI に関する 2 つのロードマップ

ABMI は、年に 2 回開催されるタスクフォースとステアリング・グループ (課長級) の定例会議を通じて推進されており、毎年開催される財務大臣会議共同声明に盛り込まれる。会合の出席者は、ASEAN+3 各国政府、中央銀行と金融当局に加えて、ADB や ASEAN 事務局も含まれている。以下、ABMI の活動体制と展開を、2 つの時期 (ロードマップ) に分けて論じる (図表 6 を参照)。

²⁴² 主たる 3 つの具体的なアプローチに分けられる。第 1 には、域内融資に対する信用保証供与と投資メカニズムの整備 (Credit Guarantee and Investment Mechanisms) である。域内融資の信用増強を目指すため、低い信用格付けのもつ域内会社に債券発行を可能にさせ、域内投資メカニズムを整える。第 2 には、証券化された債券手段の作成 (Securitized Debt Instruments) である。多様化の視角から、域内現地通貨建て債券の発行 (通貨バスケット建て債券等) することが挙げられる。第 3 には、自己評価システムの創設 (Self-Assessment Report System) である。ASEAN+3 メンバー国による定期的な自己審査、申告の実施が行われている。清水聡『アジアの域内金融協力：金融「地産地消」モデルの模索』、東洋経済新聞社 2009 年、109 頁を参照。

図表 6：2003-2012 年 ABMI における協力体制の改編・進捗（3 段階）²⁴³



²⁴³ ①2003 年発足の WG は、WG1 と WG2 は 2003 年 2 月より開始、残りの WG3-WG5 は同年 6 月よりスタートした。②2005 年の WG2 については、中国が担当した「2003 年 WG4」の目標達成によって韓国と共同議長国となった。③「WG4：域内格付け制度・情報発信」は、旧ワーキング・グループ 5「アジア債券市場における格付システムと情報開示」を継承した。なお、「情報発信」部分は、特別支援チームへ移管した。

出所：ASEAN 事務局資料『ASEAN+3 New ABMI Roadmap』、柏原千英「ASEAN+3 における金融協力フレームワークの進展と課題：ASEAN+3 における取組みを中心として」、平塚大祐編『東アジアの挑戦：経済統合・構造改革・制度構築』、アジア経済研究所 2006 年、416 頁等より筆者作成。

(1) ABMI ロードマップ (2003-2008 年)

2003 年 8 月の AFMM+3 第 6 回会議で、ABMI における 6 つのワーキング・グループに向けた検討を進めていくことが確認された²⁴⁴。その上で、同年第 1 回目の ABMI 定例会議の方針によって、多様かつ実務的なワーキング・グループ (WG：作業部会) と、また各 WG において議長国が設置されており、債券市場育成を巡る諸課題に基づき、「複数通貨建て債券を含む新商品の開発 (ABS 等) (WG1)」、「域内信用保証制度」(WG2)、「外国為替取引・決済システム」(WG3)、「国際開発金融機関による現地通貨建て債券の発行」(WG4)、「現場の格付け制度」(WG5)、「技術支援」(WG6) という 6 つのワーキング・グループが設置された²⁴⁵。2005 年の AFMM+3 では、以上の 6 つのワーキング・グループの協力成果を踏まえ、4 つのワーキング・グループと 2 つの部会 (チーム) に改編することが合意された (図表 6 を参照)。

(2) ABMI 新ロードマップ (2008 年-)

ABMI の発足 5 周年を迎えた 2008 年の第 11 回財務大臣会議で、従来の ABMI 体制の見直しが実施され、「ABMI 新ロードマップ」という新たな活動体制が示されてきた。既存のワーキング・グループ (WG) は、「現地通貨建て債券発行の促進」(TF1)、「現地通貨建て債券の需要の促進」(TF2)、「規制枠組の改善」(TF3)、「債券市場関連インフラの改善」(TF4) という 4 つのタスクフォース (TF) と、「技術支援調整チーム」(TACT) に再改編された。また、それぞれの課題を担当する 4 つの TF と、それらのモニタリングを全体の調整を行うステアリング (Steering Group) が設立された。以上の一連の改編によって、ABMI の仕組が簡素化された (図表 6)。

水野謙吾の分析によると、TF1 では、ASEAN+3 域内企業が発行する社債に保証を供与する信用補完メカニズムを検討し、2010 年後半 CGIF の設立が成果として挙げられる。また、ASEAN+3 域内インフラ資金調達も TF1 で検討された。TF2 では、ADB が運営する ABO (Asian Bond Online) の充実による情報発信の強化、現地通貨建て債券への投資家陣

²⁴⁴ その以前の 2003 年 2 月 28 日に、アジアにおける債券市場の育成にかかる ASEAN+3 非公式会合、また 2 日後の ASEAN+3 ハイレベル・セミナーにおいて、①新たな債務担保証券の開発について (担当：タイ) と、②信用保証メカニズムに関する (担当：韓国) 2 つのワーキング・グループが設立された。2003 年 4 月に、上記 2 つのワーキング・グループはソウルで開催された。それは、ABMI におけるワーキング・グループ (WG) 体制のスタートと考えられる。その規模は、後に 2003 年の AFMM+3 の会議後、6 つの WG へと拡大された。

²⁴⁵ メンバー諸国に対する債券市場育成のための技術支援やセミナー等が実施されていた。2005 年 5 月以降、「技術支援調整チーム」に変更した。

の拡大等について検討された。TF3 では、域内のクロスボーダー債券取引を促進することを目的として、クロスボーダー債券取引に関わる法制度や基準の明確化が検討された。TF4 では、ASEAN+3 域内決済機関の実現可能性や政府債の流動性向上策について検討した（図表7）。

図表7：2008年以降「新ロードマップ」における各TFの検討項目

タスクフォース	主な検討項目（注）
現地通貨建て債券発行の促進（供給面での取組） （TF1）	<ul style="list-style-type: none"> ① 信用保証及び投資メカニズム（1） ② アジア版Medium-term Note Programmeの促進（1） ③ 債券の発行促進： インフラ関連債券（1）；証券化商品（2）；通貨バスケット証券（3） ④ デリバティブ・スワップ市場の整備（2） ⑤ 地域の引受業者の育成（2）
現地通貨建て債券の需要の促進（需要面での取組） （TF2）	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間年金基金等の機関投資家育成のための投資環境整備（1） ② 個人投資家の投資環境の整備（2） ③ レボ・証券貸借市場の整備（2） ④ クロスボーダー取引の強化（資本取引規制・為替規制、非居住者関連税制等）（3） ⑤ 域内の機関投資家向けの広報活動（1）（注2）
規制枠組の改善（各市場の法制度や基準、市場慣行の調和化に向けた方策を検討）（TF3）	<ul style="list-style-type: none"> ① 証券規制・監督枠組の整備・強化 IOSCO原則の適用促進（1）；債券発行、上場、開示に関する透明な法制度の促進（3）； 規制監督者の能力構築（1） ② 自主規制機関間の協力の円滑化： 域内の証券業協会、自主規制機関間の協力の円滑化（1）；アジア・ボンド・スタンダード の深化（2） ③ 会計監査の国際基準の整備（2） ④ 破産手続きの改善（3）
「債券市場関連インフラの改善」（TF4）	<ul style="list-style-type: none"> ① 証券決済インフラ： 域内決済システムに関する専門家グループ等が発足（1）；民間部門の参加者による議論 促進（1） ② 債券市場の流動性の増進： ベンチマーク・イールド・カーブの整備（1）；国際のプライマリー・ディーラー制度の採 用強化（1）；取引プラットフォームの改善（2）流通市場の情報開示の整備（3） ③ クレジット・カルチャーの涵養： 債券市場関連のデータ整備（2）；信用リスクデータベースの整備（2）；地域格付け機関 の信頼性強化（2）
「技術支援調整チーム」（TACT）	未定

（注）①1、2、3は、設定された取り組み優先順位を示す（1番は最も短期的な、3番は最も長期的課題）、②2012年4月4日のABMFには、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の促進に向け、ASEAN+3各国市場の規制と取引慣行に関する調査が実施され、『ASEAN+3債券市場ガイド』が公表された。このガイドラインは、「ASEAN+3の機関投資家向けの広報活動」（TF2の詳細内容）の実質的な推進の一環として、域内債券市場に関する市場インフラ、規制枠組、市場慣行等の債券市場関連情報が詳細に調査されており、その結果を基にABO（Asian Bond Online）に掲載された。

(出所) 水野謙吾「アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) の進展と課題」、『「アジア域内金融協力」再考：進展と課題』調査研究報告書、アジア経済研究所2012年、16頁より筆者作成。

4-2 ABMI の協力実績

2003 年創設以降、ASEAN+3 の 13 カ国財務大臣と金融当局者の推進によって、ABMI 協力体制は急速に成長した。CMI の「実績の欠如」に比べると、ABMI は、各段階に様々なワーキング・グループで議論が行われ、着々と具体化された。最も進展している「現地通貨建て債券発行の促進 (TF1)」では、国際機関や政府関係機関による起債が実施されている。それにもかかわらず、ASEAN+3 諸国の民間による現地通貨建て債券発行にも支援している。その成果は、図表 8 にまとめた通り、2004 年から 2009 年まで、中国、韓国、タイ、インドネシア、マレーシアを対象に、ADB と JBIC の主導で行われた、外資系有力企業による現地通貨建て債券発行、政府系金融機関による現地通貨建て債券への保証の供与等の 18 協力案件が挙げられる。以下、それらの一部を ABMI の協力成果として列記する。

4-2-1 ASEAN+3 現地通貨建て債券発行

ABMI に関する 1 つ目の協力成果は、ASEAN+3 現地通貨建て債券発行である。ABMI ワーキング・グループ (WG : 国際開発金融機関、外国政府系機関とアジアの多国籍企業による現地通貨建て債券の発行) の検討によって、債券発行が ADB や JBIC 等により実施された。その実績について、2 件の協力案件が挙げられる。1 件目としては、ABMI における初の通貨建て債券発行として、2005 年 8 月の JBIC 債 (30 億バーツ) がバンコクにおける日本の金融機関の支店を通じ、タイの現地企業に対して、設備投資や長期運転に必要な資金を融資したことである。もう 1 件は、2005 年 10 月から 2006 年 9 月まで、ADB が合計 20 億ドル相当現地通貨建ての債券発行プログラムをシンガポール、中国、マレーシア、タイの金融市場で実行したものである。ADB によると、これは初の複数通貨による債券発行プログラムであり、英国法に準拠した同一の枠組により、同一のタイミングで複数市場での発行が可能である²⁴⁶とすることである。

4-2-2 現地通貨建て債券発行に対する保証供与

もう 1 つの ABMI ワーキング・グループ (WG : 「新たな債務担保証券の開発」) の成果として、2004 年以降、JBIC を中心に 7 つの信用保証協力が行なわれ、それらが全ての現地通貨建て社債の案件と言う形で現れた。これは、注目すべきであろう。

現地通貨建て社債に対する保証の案件 1 号として、JBIC は、2004 年 6 月に、三菱商事

²⁴⁶清水聡「アジア諸国における社債発行促進の必要性と課題」、『環太平洋ビジネス情報 RIM』No24、2007 年、112 頁。

といすゞ自動車のタイの合弁現地法人 TIS が発行するパーツ建社債に対する保証契約に調印した。その保証案件は、TIS が発行する 35 億パーツの社債を日本の親会社である三菱商事が保証するものに対して、JBIC による再保証を提供した。得られた資金は、現地での TIS の製造・販売に必要な長期資金に充てられた。その後、同じ協力スキームに沿って、2008 年 8 月のタイの ATS 発行した 10 億パーツの社債、2006 年 1 月と 2007 年 10 月にそれぞれマレーシア OLM のリング建 3.5 億の債券、また 2006 年 3 月と 2007 年 3 月にインドネシア SOF ルピア建て債券等に対して信用保証を供与した（図表 8）。

ABMI に基づく支援第 2 号として、2004 年 12 月に、韓国の社債を担保として発行された 77 億円（3 年物変動利付債）の債券担保証券に対して JBIC が保証を供与した。日韓両国の政府系金融機関である JBIC と IBK（韓国中小企業銀行）が協調して各々保証を付すことにより、クロスボーダーの債券担保証券（CBO）と言う新たな形態の金融商品が生まれ、ASEAN+3 域内経済の重要な牽引力である中小企業向けの融資ルートが拡大された。

図表8：ABMIにおける現地通貨債券市場育成の実績

対象国	発行／供与体	協力形態	発行時期	債券発行／供与金額	期間
中国	ADB	債券発行	2005年10月	10億元	10年
	IFC	債券発行	2005年10月	11.3億元	10年
タイ	ADB	債券発行	2005年5月	40億パーツ	5年
	JBIC	債券発行	2005年8月	30億パーツ	5年
	ADB	債券発行	2006年9月	65億パーツ	5年（55億パーツ） 10年（10億パーツ）
	JBIC	信用供与	2004年6月	35億パーツ	
	JBIC	信用供与	2008年8月	10億パーツ	
マレーシア	ADB	債券発行	2004年11月	4億リング	5年
	IFC	債券発行	2004年12月	5億リング	3年イスラム債
	世銀	債券発行	2005年5月	7.6億リング	5年、イスラム債
	ADB	債券発行	2006年4月	5億リング	5年、MTN
	JBIC	信用供与	2006年1月	1.5億リング	
	JBIC	信用供与	2007年10月	2億リング	
インドネシア	JBIC	信用供与	2006年3月	1兆ルピア	
	JBIC	信用供与	2007年3月	1兆ルピア	
フィリピン	ADB	債券発行	2005年10月	25億ペソ	5年
シンガポール	ADB	債券発行	2004年6月	2億シンガポールドル	3年
韓国	JBIC	信用供与	2004年6月	77億円	CBO優先債（全体の80%）を対象

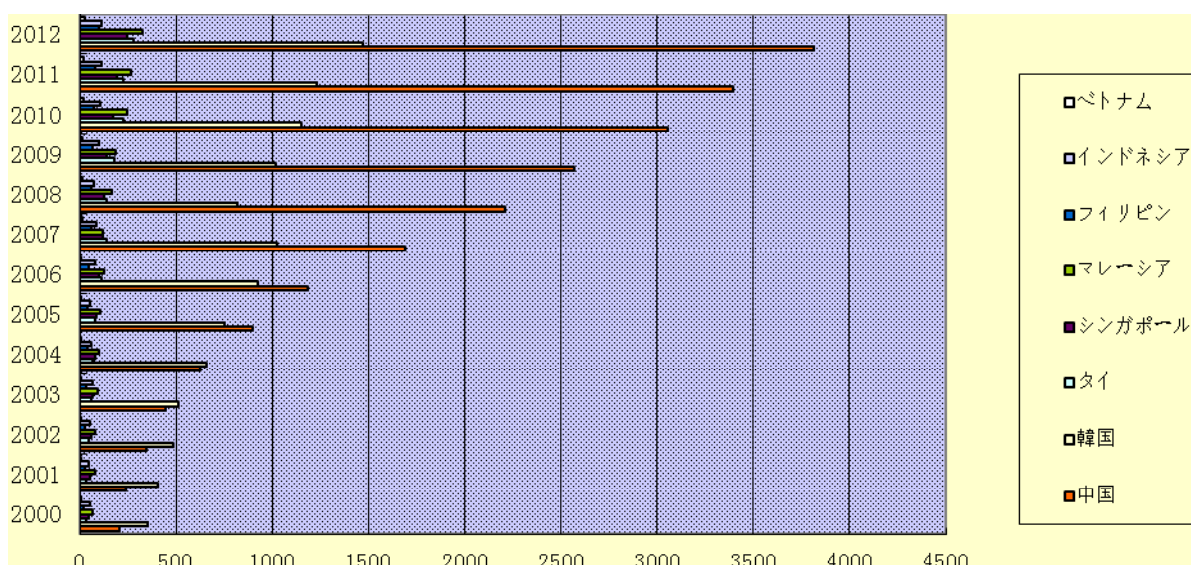
（出所）JBIC、ADBデータより筆者作成。

以上述べた通り、2002年以降、ABMIの協力成果として、ASEAN+3の途上国における資本商品開発や制度面の整備等が大きく進んでいる。一方、ABMIが構築されて以降、東アジア債券市場の成長を考えると、2012年12月に、中国を初めとして、ASEAN+3の主要な新興国において現地通貨建て債券市場の規模は、2000年12月の数値に比べると、国債・社債の発行残高が大幅に拡大した。下記の図表9に示した通り、中国は19倍、ベトナムは279倍、タイは9倍、残りの5カ国も総計で4倍以上と成長した。特に、発展の遅れていた社債市場では、1997年危機後、政府政策で社債市場の拡大を強化した韓国やマレーシア等とはもかく、元々社債市場が未発達な中国、インドネシア、フィリピン、ベトナムでは、2012

年末、社債発行残高の全体市場規模に占めた割合は、2000年より顕著に増加した。中国は、2000年の1.7%から2012年の27%へ、インドネシアは、2000年の4%から2012年の17%へ、フィリピンの場合、2000年の0.7%から2012年の13%へ、ベトナムは、2000年の0%から2012年の4%へと、それぞれの国内社債市場が大きく成長した（図表8）。その成果は、各国の政府による推進策との関係が緊密だと言えるものの、以上のようなJBICやADB等を中心としたABMIに基づく日本財務省の支援策が極めて重要な役割を演じたと考えられる。以上の協力実績について、詳しくは第4章で検討する。

図表9：

2000-2012年 ASEAN+3諸国（日本を除く）における現地通貨建て債券市場規模
（単位：億米ドル）



図表9続く

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
中国													
国債	198.83	233.88	333.57	435.21	599.46	835.18	1078.65	1531.74	1956.65	2112.72	2407.77	2540.22	2771.77
社債	3.49	4.48	8.74	13.25	24.29	64.07	105.56	156.57	255.98	454.36	644.27	851.93	1039.56
合計	202.31	238.36	342.3	448.46	623.76	899.24	1184.22	1688.3	2212.64	2567.08	3052.04	3392.15	3811.34
韓国													
国債	122.38	135.61	163.07	205.69	318.7	392.93	480.63	498.32	368.46	444.1	492.2	509.62	572.19
社債	232.6	268.57	323.11	307.95	338.02	360.75	441.17	529.06	448.24	572.15	656.94	719.39	898.79
合計	354.99	404.19	486.18	513.64	656.72	753.68	921.8	1027.38	816.7	1016.25	1149.15	1229.01	1470.97
シンガポール													
国債	24.93	29.06	33.47	37.1	44.25	46.9	55.79	68.12	73.14	88.05	103.09	118.39	141.51
社債	19.6	25.85	27.67	30.01	35.73	36.2	43.37	53.54	54.4	52.74	66.07	72.27	101.59
合計	44.53	54.91	61.14	67.11	79.97	83.1	99.17	121.66	127.54	140.79	169.16	190.65	243.1
マレーシア													

国債	35.68	39.94	44.36	53.33	57.51	61.34	71.02	94.9	90.19	101.23	145.44	157.5	195.79
社債	33.02	38.16	34.47	40.38	39.27	45.63	53.67	69.61	75.92	84.17	101.11	105.69	131.14
合計	68.71	78.1	78.82	93.71	96.78	106.96	124.68	164.51	166.11	185.4	246.55	263.19	326.93
タイ													
国債	25.89	30.12	40.41	46.5	54.43	64.93	87	111.48	112.11	141.2	182.94	182.02	220.98
社債	5.16	5.69	6.5	11.55	12.22	14.06	24.52	27.72	28.83	35.66	41.7	43.33	57.55
合計	31.05	35.81	46.92	58.05	66.65	78.99	111.52	139.19	140.94	176.86	224.63	225.34	278.53
インドネシア													
国債	50.84	47.22	53.3	59.09	54.28	48.27	69.87	77.26	63.47	89.5	93.86	93.38	92.17
社債	1.95	1.81	2.4	5.39	6.34	5.88	6.84	8.42	6.57	9.41	12.76	16.21	19.14
合計	52.79	49.03	55.7	64.48	60.62	54.14	76.71	85.67	70.04	98.9	106.62	109.59	111.31
フィリピン													
国債	20.83	23.77	27.31	30.66	35.47	41.13	45.03	54.5	52.25	55.47	64.34	67.37	86.29
社債	0.15	0.07	0.09	0.2	0.63	1	2.14	3.49	4.44	7.61	8.77	9.94	12.83
合計	20.98	23.84	27.41	30.85	36.1	42.13	47.17	58	56.69	63.08	73.11	77.31	99.12
ベトナム													
国債	0.09	0.19	0.28	0.85	1.59	2.64	5.02	9.65	12.82	10.95	13.71	15.36	24.04
社債	0	0	0	0	0	0	0.01	0.35	0.68	1.47	2.3	2.03	1.07
合計	0.09	0.19	0.28	0.85	1.59	2.64	5.03	10	13.5	12.42	16.02	17.39	25.12

(注) 統計値は、2000-2012年まで、毎年12月時点諸国の国債と社債の発行残高の合計。

(出所) データはAsian Bond Onlineより筆者作成。

4-3 ABMI の深化 : 3 つのサブ・メカニズムの構築

ABMI の発足以降、最も注目された組織面の実績は、①2004年に立ち上げられたアジア・ボンド・オンライン (ABO)、②2010年にスタートした ASEAN+3 債券市場ウォークラム (ABMF)、③2010年に設立された常設機関である信用保証・投資ファシリティ (CGIF) の3つの枠組の創設である。

4-3-1 Asian Bonds Online (ABO)

ABO は、ASEAN+3 域内資本市場に係る情報を収集するウェブサイトであり、2003年8月の日本政府の提案により構築が合意され、2004年に ADB の支援を得て立ち上げられたものである。ABO は、ADB によって管理・運営されている。ASEAN+3 債券市場に関する情報 (法規制、税制、債券格付等) と ABMI のそれぞれのワーキング・グループを通じて、政府部門・金融当局・民間有識者等に関する情報を広く公開し、常時更新している。また ADB は、定期的四半期に1回の割合で『アジア・ボンド・モニター』も刊行し、ASEAN+3 債券市場 (特に現地通貨建て債券) について情報を定期的に調査・分析している²⁴⁷。そ

²⁴⁷ 財務省「東アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) について」(第20回アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会配布資料、2005年5月20日)を参照。

れによって、地域金融市場の発展に欠かせない情報インフラ面の進展が見られた。

4-3-2 ASEAN+3 債券市場ウォーラム (ABMF)

ABMF (ASEAN+3 Bond Market Forum) は、「通貨建て債券の需要の促進 (TF2)」に関する具体的な協力枠組である。ABMF は、①域内のクロスボーダー債券取引を促進すること、②債券市場慣行を標準化し、規制枠組を改善することと言う2つの目的を有するプラットフォームである。ABMF は、2010年5月の第13回 AFMM+3 で承認された。ABMF というフォーラムは、官民複合のテクニカル・ワーキンググループとして機能しており、参加者メンバーは、①ASEAN+3 各国の当局 (財務省、中央銀行、規制監督機関)、②域内の民間市場専門家 (GOE : Group of Experts)、③自主規制機関等によって構成されている²⁴⁸。

ABMF には、2つの協力内容が含まれる。まず、民間専門家により構成される「ASEAN+3 クロスボーダー決済システムに係る民間検討グループ (GOE)」(TF4 の成果) によって行われる定例会議を見てみよう。2010年9月の第1回 ABMF 会合は、ASEAN+3 域内諸国の業界団体、自主規制機関、各国財務省、中央銀行の金融当局の参加を得て、東京で開かれた。それ以来、2011年まで、既に6回の定例会合が開催された。議題は、クロスボーダー債券取引の障害を中心に、①規制上の障害 (資本、為替規制、税制等)、②決済上の障害 (取引メッセージ様式や国際証券コードの共通化)、③オフショア市場としてのプロ向け私募債市場の設立である。²⁴⁹

次に、ABMF では、①ASEAN+3 各国市場の規制と市場慣行に関する情報収集、②取引慣行と決済上のメッセージ・フォーマットの調和化の2つのサブ・フォーラム (SF) が設置された²⁵⁰。毎年末までに ASEAN+3 各国、域内債券市場に関連する報告書である『ASEAN+3 債券市場ガイド』を作成し、諸国の金融当局、財務大臣に報告するというシステムがとられている。2012年に最初に作成された報告書によれば、例えば域内で標準化された債券発行プログラム等 (AMBIP : Asian Multi-Currency Bond Issuance Program) の導入が既に検討されていた²⁵¹。

4-3-3 信用保証・投資ファシリティ (CGIF)

信用保証・投資ファシリティ (Credit Guarantee and Investment Facility : CGIF) とは、

²⁴⁸後者の場合、具体的には、メンバー各国の業界団体、証券取引所、シンクタンク、証券集中保管機関 (CSD)、金融機関によって構成される。例えば、日本の場合は、東京証券取引所、日本証券業協会、証券保管振替機構、民間銀行・証券会社が参加している。財務省『ASEAN+3 債券市場フォーラム (ABMF) による「ASEAN+3 債券市場ガイド」が公表されました (報道発表)』、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/abmi/abmf20120404.htm (閲覧日 : 2012/4/1) を参照。

²⁴⁹財務省国際局「東アジアにおける地域金融協力」、『関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会 (第22回アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会) 配布資料』、2007年6月8日を参照。

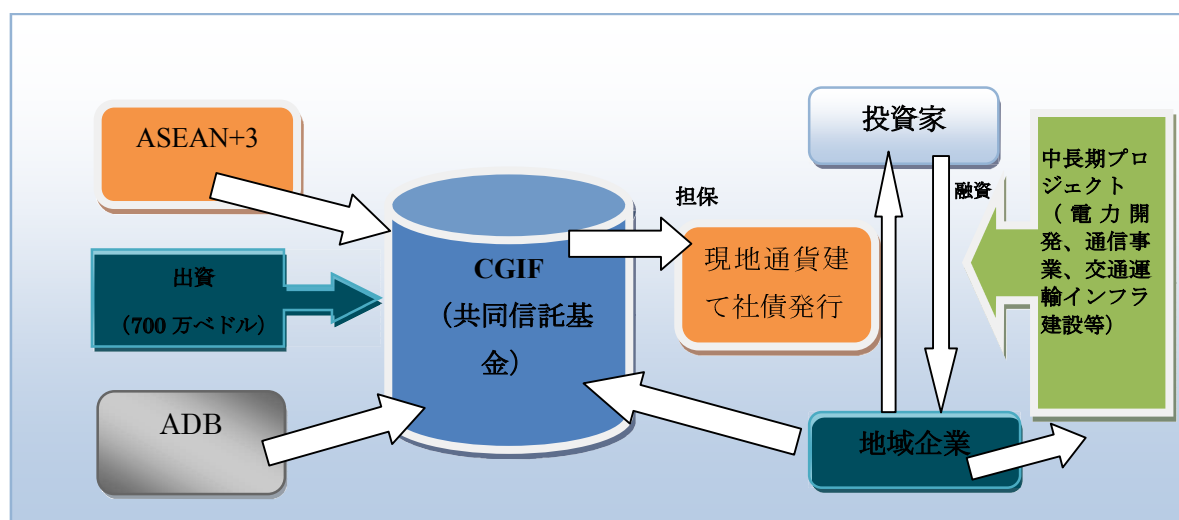
²⁵⁰ 大飼重仁「ASEAN+3 債券市場創設に向けた議論の進展と課題」、『日立総研 (vol.8-4) 号』、2014年03月、21頁。

²⁵¹ Asian Development Bank, ASEAN+3 Bond Market Guide, 2012, p21.

ASEAN+3 の企業が発行する社債（特に現地通貨建て債券）に保証を供与する常設機関である²⁵²。CGIF は、「信用保証および投資メカニズムに関する WG（議長国：韓国、中国）」が達成した成果を踏まえた上で、2005 年 10 月に、ASEAN+3 の信用保証機関の設立を提案する報告書（中国政府提案）が提出されたことによって創設された。2010 年の第 13 回 AFMM+3 で合意された内容によって、同年 10 月に CGIF の仕組が構築された。CGIF の運営・管理については、全ての出資国・機関で構成される「理事会」（日中各 2 名、韓国・ADB 各 1 名、ASEAN1 名）が設立され、また、日常の運営・管理を監督する CEO（Chief Executive Officer）、リスク判断を担当する CRO（Chief Risk Officer）、約 20 名のスタッフにより構成された。

その事業展開を巡る具体的な仕組は、以下の図表 10 が示している。ADB の信託資金として、ASEAN+3 諸国政府・輸出信用機関・ADB がそれぞれ出資し、総額 7 億ドルの「信託資金（Trust Fund）」²⁵³を設立した。CGIF は、ASEAN+3 の企業に現地通貨建ての社債発行（local currency bond）を保証し、より多くの投資家の融資を吸収することによって、ASEAN+3 中長期プロジェクトに対して支援を行うというシステムである。それは、2012 年第 2 四半期までに CGIF 自身の信用格付けを取得し、同年第 3 四半期に最初の保証を提供した²⁵⁴。対象となる債券は、ASEAN5（シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）における信用補完の必要な社債や、ASEAN+3 クロスボーダー発行案件である。それらの債券は、2012 年末に検討に入れられるようになった。

図表 10：信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の事業展開



²⁵²CGIF の具体的な機能・役割は、まず、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、債券発行を円滑化する。また、中小企業やインフラ・サービス事業者が、銀行を中心とした間接金融への依存から脱却し、信用収縮の影響を受けにくくなると考えられる。JBIC「ASEAN+3 CGIF 設立総会開催」、www.jbic.go.jp/ja/about/press/2010/1125-02/index.html（閲覧日：2012/3/2）を参照。

²⁵³出資の内枠を見ると、総額 7 億ドルの中で、日本と中国が 2 億ドル、韓国が 1 億ドル、ASEAN が 7000 万ドルをそれぞれ出資している。また、ADB は 1 億 3000 万ドルを出している。

²⁵⁴水野謙吾「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の進展と課題」、『「アジア域内金融協力」再考：進展と課題』調査研究報告書、アジア経済研究所、2012 年、19 頁。

(出所) 財務省 (アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会) : 「東アジアにおける地域金融協力」より筆者作成。

おわりに

本章では、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議 (AFMM+3) の協力体制、またAFMM+3に基づく3つの課題と4つの協力メカニズムを紹介することによって、ASEAN+3金融協力体制を全般的に検討した。3つの課題とは、「緊急時に流動性支援体制の整備」、「経済・金融サーベイランスの具体化」、「ASEAN+3債券市場 (特に現地通貨建てを中心に) の育成」の3つである。従って、13カ国政府の推進により、上記の課題に対応するために、金融協力を実質的に推進する形として、「チェンマイ・イニシアティブ (CMI)」、「経済レビュー・政策対話 (ERPD)」、「マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO)」、「アジア債券市場育成 (ABMI)」の4つの具体的メカニズムが構築された。また、ABMIの深化により、その下で「Asian Bonds Online (ABO)」、「ASEAN+3債券市場ウォークラム (ABMF)」、「信用保証・投資ファシリティ (CGIF)」と言う3つのサブ・メカニズムが立ち上げられた。AFMM+3の発足により、13カ国金融当局間会議の定例化・組織化が形成され、ASEAN+3における「集団的意思決定 (コンセンサス)」と言う協力の基本原則が確立された。一方、1999年の創設以降、地域金融協力に対する政策方針の転換に伴い、日本政府 (財務省) は、1997年のアジア危機救済の経験を下に、CMIとABMIを中心にASEAN+3金融協力体制において主導的役割を果たそうとした。第1章での結果を合わせて見れば、以上で検討した4つのメカニズムにおける協力の方向性は、『論点ペーパー』で強調された「機能的協力」と言う日本政府の協力目標とも一致していると認識できる。次の第3章と第4章は、財務省と日本の公的金融機関がどうASEAN+3金融協力体制の深化の下で、金融協力政策の編成、実施を通じて協力活動を推進してきたか、を巡って、日本政府における金融協力の政策機能とその政策過程を考察する。

第3章 財務省を中心とした ASEAN+3 金融協力政策と協力活動を巡る考察

はじめに

1997年以降、「新宮澤構想」を中心とした金融支援策と一連の救済活動は、日本政府にとって初めての地域協力の形態を模索する経験であった。これまでの検討によって、日本政府は、各国政府への財政援助を初めとして、通貨危機に陥った各国政府と現地日本企業等に対して緊急的な資金援助だけでなく、危機予防を初めとした地域金融協力推進体制の協力スキームの構築にも歯車のような機能を果たそうとした。1997年の危機以降、外交・金融の新動向に関して、地域金融協力政策における組織構造の一体化に伴い、財務省を中心に、政府内での ASEAN+3 金融協力体制が形成された。1997年の危機救済の経験を踏まえた上で、日本は国内金融資本市場の整備に焦点を当て、特に域内において円の地域的使用を高めるために、日本を含めた ASEAN+3 金融協力体制に全力を挙げて取り組んだ。そうした中で、2000年の CMI の締結に基づき、日本・地域各国の二国間通貨スワップ取極体制が構築されており、サムライ債の発行・保証を初めとして、東アジア債券市場の育成が進展した。それに加えて、リサーチ・グループの発足を契機として、日本政府の金融技術協力を巡る議論も一層盛んになった。次は本章で、財務省を中心とした金融協力政策における組織構造、政策編成、政策実行を巡る考察によって、日本政府における ASEAN+3 金融協力政策の全体像を捉える。

第1節 財務省を中心とした ASEAN+3 金融協力体制

1997年のアジア通貨・金融危機を契機に、従来の開発金融を中心とした日本政府の金融協力機能は強化された。それを下にして、1999年に、ASEAN+3 財務大臣会議体制（AFMM+3）の創設によって、東アジア地域金融協力の具体化に向け、1997年の危機支援体制を基礎とした財務省中心の協力組織体制が構築された。以下では、組織構造、予算体制、政策金融改革を巡って、財務省を中心とした日本政府の ASEAN+3 金融協力を巡る推進体制を検討する。

1-1 財務省を中心とした組織構造の一体化

上述で少し言及したように、組織構造については、従来、日本政府の各省庁に、地域金融協力を推進するための専門的・統一的な管轄機関は構築されていなかった。日本政府内の開発金融（経済協力事業と国際金融業務）を巡る総務と人事に関連する事項は、旧経済企画庁と旧大蔵省の共管により監督されていた。その中の国際金融業務は、旧大蔵省によって、また海外経済協力事業は旧経済企画庁によりそれぞれ管轄されており、金融協力を巡る役割分担は明確ではなかった。2000年以降、ASEAN+3 金融協力体制において主導的な役割を果たすため、日本政府は、1997年のアジア危機支援体制を参照した上で統一的

な機能を持つ新たな金融協力組織の設立を検討した。AFMM+3 の創設によって、地域金融協力に関する政策編成と推進活動は、主に財務省（旧大蔵省）を中心に行われている。

一方、第 1 章で触れたが、金融分野を含め、地域協力戦略上で、小泉以降の歴代内閣は、ASEAN+3 体制ではなく、EAS の構築に基づいて地域協力を推進しようとしていたものの、実際の政策作成・実施から見ると、金融協力における日本政府の推進方針は、依然として ASEAN+3 枠を中心に展開された。このような政策ジレンマの存在は、地域金融協力の政策立案の仕組に影響されていた。

1-1-1 「財務省政策評価」から見る財務省の位置づけ

1997 年のアジア危機の収束以来、毎年度（2000 年以降）に実施される「財務省政策評価」では、東アジア地域金融協力を巡る政策の策定と政策の実施が重点的な課題として位置づけられている²⁵⁵。2001 年に、中央省庁再編によって旧大蔵省は分割された。その後、旧大蔵省の主な機能を引き継いだ新たな財務省は、「財務省政策評価」の「総合目標 5」（2002 年度以降）に示されたように、「ASEAN+3 財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組」を重点的に進めるべき課題として積極的に推進している²⁵⁶。それに加えて、「財務省政策評価」の「総合目標 5」に続いて、より詳細な「政策目標 6」（2002 年度以降）では、「アジアにおける地域金融協力の推進（施策 6-1-3）」という目標を通じて、財務省を中心とした日本政府の地域金融協力政策が編成されている²⁵⁷。その「政策目標」に関する基本方針は、以下の通り述べられる。

「世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えると共に、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっている他の国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。中でも、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の 1 つとして、平成 20 年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組の実現に向けた検討を更に進めていきます」²⁵⁸

²⁵⁵財務省政策評価とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号、以下「法」と言う）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果に関して、測定やまた分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供することであり、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものである。財務省の主要な政策について、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、事後評価の実施に関する計画において、「政策の目標」（総合目標、政策目標と組織運営）の方針が作成されている。財務省『政策評価の実施要領』を参照。

²⁵⁶財務省『平成 23 年度政策評価書』、2012 年（平成 24 年）6 月、99 頁。

²⁵⁷同上、301 頁。

²⁵⁸財務省『平成 20 年度政策評価書』、2009 年（平成 21 年）6 月、115 頁。

一方、「政策目標 7」（2002 年度以降）においては、財務省が政府関係金融機関（JBIC、JICA 等）の所管省庁として、政府関係金融機関の適正かつ効率的な運営等を確保すべきことが明示されている²⁵⁹。また、地域金融協力政策の実施については、「政策目標 7」（2002 年度以降）によれば、主務大臣（財務大臣）に対し、融資残高の推移、貸付の実績の国際金融業務状況等についての報告が必要である。政策目的の実現と適正な業務運営の確保と言う観点から見ると、各機関の法令の遵守態勢に関して、引き続き効果的・効率的な検査を行うことも重要である²⁶⁰。

1-1-2 「地域協力課」の中心的役割

一方、財務省を中心とした地域金融支援と金融協力政策における主体的な役割を担ったのは、国際局下の地域協力課である。地域金融協力政策における中核的な政府機関として、ASEAN+3 財務大臣会議（以下は AFMM+3）の定例化により、地域協力課は、主に AFMM+3 での日本政府の政策編成と言う役割を担当している。特に 2001 年以降、地域協力課は、4 つの具体的なメカニズムに基づく諸政策の実施に関する予算編成等を担当している。次は、大久保が主張した「日本のコア・エグゼクティブ」に基づき、地域協力課により推進されている政策過程を検討する²⁶¹。

地域金融協力を巡る一連の政策過程は、財務省国際局の地域協力課での「議題設定」から始まる。地域協力課は、「議題設定」の担当課として、国際局の主導下の「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」と「アジア諸国との金融協力等に関する専門部会」の審議会を通じ、外部の有識者から政策について幅広く意見・情報を聴取する²⁶²。次には、審議会での政策提言に基づき、地域協力課は、国際金融機関や地域金融機関への出向者や、各国大使館勤務の財務官僚から、国際金融や為替市場の情報を収集し、専門部会での議論に加わる。また、以上の審議会での検討は、地域協力課の議題説明と、それに対する審議会の委員として招集されている国際金融政策の専門家である学者や金融業界の関係者等の質疑応答・意見交換を中心に行われる。地域協力課は、特定の問題に関して詳しい情報・知識を持つ専門家を招き、公聴会を行うこともある。以上のようなプロセスを何度か繰り返した後に、地域協力課は、政策の原案として中間報告や最終報告書を作成し、財務大臣に提出する。ちなみに、地域協力課が最終報告書を下にした政策原案について、国際局総

²⁵⁹ 財務省『平成 15 年度政策評価書』、2004 年（平成 16 年）6 月、477—478 頁。

²⁶⁰ 2003 年度以降、政府関係金融機関リスク管理分野に関する検査は、金融庁に委任されたのである。

²⁶¹ 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」』2010 年 10 月。

²⁶² 検討・審議制度を通じて日本政府における地域金融協力政策の作成を効率化させるため、2001 年 1 月に、財務省定例審議会である外国為替等分科会の下に、「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」が設置された。当専門部会においては、地域金融協力における検討的プラットフォームとして、東アジア各国と地域が持続的な成長を確保する上での危機後の諸国金融システムの構造調整、各国債券市場の育成について、地域通貨危機の再発を防止するための方策を中心として、協力政策が検討・審議されている。2011 年末まで、既に 26 回の専門部会が行われた。

務課長、国際局副局長、国際局長、官房長、財務官の順番で了承を取り付けていく²⁶³。

1-1-3 地域金融協力政策における内閣、他の政府省庁の影響

以上のことによって、地域金融協力政策の作成は、財務省（地域協力課）を中心に進んでいることが分かった。一方、内閣や他の省庁が当政策の編成に何か影響を与えるかについても、検討する必要がある。

(1) 与党と内閣の影響

戦後以来、与党と内閣は、日本の政策作成と立案プロセスで重要な役割を果たしてきた。まず、与党による関与について分析する。1955 年以降、自民党の長期政権化の下で、重要な政策は、各省庁から内閣へ提出されるまでの間に、自民党政府調査会部会での「与党事前審査」による関与が必須であった²⁶⁴。特に、1985 年以降、予算のシーリングが「概算要求基準」や「事前査定」への改訂によって、作成された予算案を事実上与党・自民党が事後審査していたのに対して、予算提出以前に自民党が事前に審議を行うと言う方式が確定された²⁶⁵。それは、従来の旧大蔵省の「独占事項」とした予算案編成に与党・自民党が積極的に関与することに他ならなかったと説明できる。しかし、国際金融・通貨政策は、常に例外的に、与党内での事前審査を必要としなかった²⁶⁶。一方で、政党内では金融政策に関わる「族議員」、いわゆる「大蔵族（財務族）議員」は、財務省（旧大蔵省）の政策作成・立案過程において言うまでもなく強い影響力を持っていたが、彼らは財政に連関する政策にしか興味を持っていないので、地域金融協力政策に無関心であり、また内閣では、地域金融協力政策に関与するのは、財務大臣だけである。また、内閣総理大臣、内閣官房長官等の閣僚は、「財務省及び財務大臣の決定した方針を追認する以上の政治的意思を示すことはほとんどない」と指摘されている²⁶⁷。従って、財務省に主導されている地域金融協力政策では、与党や内閣からの影響は小さかったと言える。

(2) 国際金融政策に関心を示す関係省庁

内閣以外の日本政府内の他の省庁が、財務省主導下の地域金融協力政策に影響を与えるかどうかについて、まず金融庁から考える。かつて、旧大蔵省には、大きく分別すると、国内金融部局と国際金融部局と言う 2 つの政策部門があった。国際局（旧国際金融局）を中心に担当された地域金融政策の編成には、銀行局と証券局等の国内金融部局の参加も必要不可欠であった。しかし、金融庁の発足以降、金融市場の検査・監督の国内金融に関する

²⁶³ 以上の内容は、大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」』、2010 年 10 月、5 頁の研究に基づいて筆者整理。

²⁶⁴ 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」』2010 年 10 月、6 頁。

²⁶⁵ 中野実『日本型政策決定の変容』、東洋経済新報社、1986 年 6 月、31 頁。

²⁶⁶ 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」』2010 年 10 月、6 頁。

²⁶⁷ 同上。

る業務は全て金融庁に担当され、それに対して、金融庁は国際金融政策の関与から脱却するようになった。そのために、金融機関の意向を受けた国内金融当局は、国際金融政策に直接的にかかわらず、地域金融協力政策にも影響を及ぼすことは少なくなった。

(3) 外務省等との連携

一方、主務省である財務省以外に、全般的に地域協力政策を担当する外務省は、重要な役割を果たしている。2つの省の間には、連携的な関係が築かれるようになった。1997年のアジア危機を契機に、外務省は、ASEAN 諸国に向けた財政・金融分野の無償資金支援で技術協力を推進している。具体的な手法として、ODA により長期・短期的専門家が派遣された。また、地域金融協力政策に関わる資金融資を巡って、財務省、外務省、経済産業省等の政府省庁がどう分担するかを巡る議論が行われた。有償資金と無償資金（技術協力）の有機的な連携を図るために、外務省は、同省での資金協力会議（無償資金協力実施適正会議）を中心に、経産省・財務省・公的金融機関の専門家を同じ場で協議させる体制を構築した。それによって、外務省は、積極的に金融技術協力を推進することで、日本政府の地域金融協力政策に重要な役割を果たしている。

以上の検討によって、ASEAN+3 金融協力の政策過程では、財務省は、与党、内閣、国内金融担当省庁から十分な独立性を持っている。1997年のアジア危機以降、地域金融協力における政策編成は、財務省、特に国際局地域協力課に操舵されている。「財務省政策評価」によると、財務省の政策の重心は、EAS ではなく、ASEAN+3 体制を中心としているため、地域金融協力における日本政府の推進方針は、主に財務省の政策目標と一致している。

1-2 ASEAN+3 金融協力政策巡る予算体制

以上で論じた地域金融協力における財務省の一元的な政策体制に基づき、金融協力の推進体制を一層分析するために、1999年の創設以降、AFMM+3 を中心とした ASEAN+3 金融協力体制に供与された毎年度の政府予算への考察も欠かせない。以下は、ASEAN+3 金融協力に関する政府予算案の編成を中心に、地域金融協力における日本政府の政策体制を考察する。

1-2-1 ASEAN+3 金融協力に関する予算案の編成

ASEAN+3 金融協力における日本政府の予算編成は、ほぼ全額が財務省により行われており、また予算案提出とその成立後の実施も、財務省によって実行されている。ASEAN+3 金融協力政策での資金の性格を考えて見ると、1997年のアジア危機支援で学んだ経験を生かした上で、財務省は、ASEAN 事務局への拠出金、公的金融機関への資金支援、財務省の経費（研究費・会議費を中心に）の3つの部分を主な予算項目とし、予算案を編成し国会に提出している。このような予算案編成の仕組は、金融協力における日本政府の重要

な協力体制である²⁶⁸。

ASEAN+3 金融協力策を巡る予算資金源は、開発金融体制に基づく 1997 年のアジア危機資金を継承し、政府開発援助資金（ODA）とその他の政府資金（OOF）によって構成されている。その中で、ODA 枠の予算資金は、主に、①ASEAN+3 地域諸国に対する金融面での技術協力（JICA 出資経費）、②ASEAN 事務局の拠出金、③ASEAN+3 信用投資ファシリティ（CGIF）の地域機構への拠出金「一般会計経済協力費」として運用されている。一方、OOF 枠の場合では、「公的金融機関予算」（JBIC 向け）と「特別会計予算」（財政投融资等）（NEXI 向け）を通じ、日本政府の ASEAN+3 地域金融協力策を実施している国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）の公的金融機関に資金支援が供与される。OOF の予算編成によって、両機関の業務運営と金融協力のための膨大な資金は確保されている。

1-2-2 ASEAN+3 金融協力を巡る予算案の作成

次に、財務省を中心とした予算編成に従う予算案の作成過程を見ると、他省庁の予算案と同様に、以下のような 5 つの手順からなっている。第 1 に、予算成立の前年度 9 月下旬に、「概算要求に係る作業についての閣議決定」に基づき、財務省等は、概算要求書を作成した上で、予算案を閣議に提出する。第 2 に、重要な課題である金融協力における予算案を検討するため、政府・与党会議が設置され、両者一体となって予算編成に取り組む。第 3 に、政府・与党会議の下で、実務者会議体制が設置される。外務省や経産省等の他省とのヒアリングにより、実務的論点から ASEAN+3 地域金融協力における上記の予算案を巡り検討を行い、結果を政府・与党会議に報告する。第 4 に、政府・与党会議で議論された結果により、予算の配分が最終的に閣議により決定される。最後に、他の省庁の予算案と共に、翌年の 1 月下旬に ASEAN+3 金融協力を巡る 5 つの予算案は国会に提出され、国会審議を経て成立する。

1-2-3 ASEAN+3 地域金融協力における予算の詳細項目

ASEAN+3 地域金融協力における日本政府の具体的な予算項目には、以下のように、毎年度の事業費用が供与されている。

(1) ASEAN+3 財務大臣会議（AFMM+3）の会議費（一般会計）

まず、AFMM+3 の会議費である。当予算項目には、AFMM+3 を巡る事前交渉、国内と

²⁶⁸ 1997 年の通貨・金融危機後、日本政府が実施した金融支援は、第 1 章で述べた通り、主に ODA を中心に行われた。しかし、ODA に関するこれまでの役割・機能は、開発途上国において電力、ガス、運輸、通信等のインフラ整備、貧困層拡大や、環境汚染の社会問題を解決することを目標としていたもので、2003 年 8 月に閣議決定された日本政府の『政府開発援助（ODA）大綱』において、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げており、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野に限定されている。そのことによって、ポスト危機時代には、日本政府と政府系金融機関は ODA ルートではなく、その他の政府資金（OOF）を通じて金融協力を実施したと転換された。外務省国際協力局『政府開発援助（ODA）国別データブック 2013』、2014 年 3 月、216 頁を参照。

外国出張の際に必要な経費、行政官長期在外研究員等に関わる経費が含まれる²⁶⁹。

(2) 東アジア経済に関する研究費（一般会計）

また、その予算項目には、アジア経済・金融の諸問題に関する財務省内の協議会、研究部会・審議会に関わる経費も入る。具体的には、外国為替等分科会の下の「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」、「アジアにおける債券市場研究会」、「我が国金融・資本市場の国際化のための研究会」、「アジア諸国との金融協力等に関する専門部会」を主な対象として出資されている。

(3) 財務省経済協力費による ASEAN 事務局向け拠出金（一般会計）

3 番目は、ASEAN 事務局への拠出金である。同項目の予算は「財務省政策評価」での「財務省政策目標 6-1-3」に基づき作成されており、ASEAN 事務局拠出金、日本・ASEAN 金融技術支援基金（JAFTA）により構成される。まず、ASEAN 事務局拠出金は、政府開発援助（ODA）枠での一般会計経済協力費として、AFMM+3 を中心とした ASEAN+3 金融協力体制の創設以降、域内債券市場育成における金融技術支援、リサーチ・グループ支援、ASEAN+3 金融協力基金、AMRO、ASEAN 信用情報機関（中小企業データペース）整備技術協力の項目を対象として、ASEAN 事務局を通じて ASEAN+3 金融協力を資金援助を供与している。また、2001 年以降、日本政府は ASEAN に向けた金融技術支援を強化するために、ODA 予算の一部を利用し、ASEAN 事務局に日本・ASEAN 金融技術支援基金（Japan-ASEAN Finance Technical Assistance: JAFTA）を設立した。年度別金額の推移は、図表 1 の通りである。

図表 1：一般会計経済協力費における ASEAN 事務局への拠出金（単位：千円）

年度	金額
1999 年度	339,603
2000 年度	339,956
2001 年度	329,419
2007 年度	316,886
2008 年度	343,880
2009 年度	315,746
2010 年度	339,603
2011 年度	339,956
2012 年度	340,000

出所：当データは、国際機関等への拠出金・出資金等一覧表（外務省）、財務省平成 22—25 年度歳出概算要求書、財務省平成 21—24 年度行政事業レビューシートより筆者作成。

²⁶⁹ その部分は、財務省データの性格で、「ASEAN+3 財務大臣会議」のような明確な明細金額が存在せず、全部「国際会議経費」として、OECD・IMF・ADB の他の国際会議と共に同じ出資項目に示されているので、当会議に関する具体的な内訳は算出できない。

(4) 公的金融機関の運営に必要な経費（一般、特別、公的金融機関予算）

4 番目の予算項目は、「財務省政策評価」での「財務省政策目標 7」に基づき、日本政府が、公的金融機関予算と言う資金枠を通じ、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA 技術支援）、また日本貿易保険（NEXI）を中心とした公的金融機関に出資するものである²⁷⁰。2000 年から 2013 年にかけて、政府予算案を通じて日本政府が JBIC に融資した資金総額であるが、2013 年の予算は、2000 年の予算より 4 倍拡大した（図表 2）。以下では、JBIC を対象として、公的金融機関における予算項目を詳しく分析する。

まず一般会計予算（ODA 枠出資）では、2008 年（平成 20 年度）に至るまで、日本政府は年平均で 1960 億円を JBIC へ資金援助していたものの、金額は次第に減少しつつあった。更に、2009 年度には、一般会計予算による JBIC への融資支援が停止された²⁷¹。一方、財政融資・投資資金（財政投融資特別会計）、外国為替資金（特別会計借入金）、政府保証外債、財政投融資機関債を通じた JBIC の資金調達では、特別会計予算（OOF 枠貸付）が重要な役割を果たしている。この 2 つの特別会計借入金における金額規模は、総額の 3 分の 1 を占めた。特に、2008 年リーマンショック以降、国際金融秩序の混乱の下で、日本政府への地域金融協力を巡る融資の需要が増加した。そのため、2013 年末に至って 2 つの特別会計の予算金額は、日本政府の JBIC に対する資金調達全体の 7 割以上を占める（図表 2 を参照）。これらの予算案による出資や借入の出費以外に、JBIC 事業の長期運営を確保するための政府保証付きの JBIC 外債発行、また 2001 年の財政投融資改革後、財政投融資（財投）機関債を中心とした政府保証支援の融資も非常に重要となっている。

以上のことによって、ポストアジア危機時代（2000 年以降）に、日本政府は、一般会計の ODA 出費を通じた JBIC の公的金融機関に対する資金支援の機能を弱めた。その一方で、特別会計借入金や政府保証による JBIC の融資への支援等の間接的な協力機能は補強された（図表 2）。その変化の裏には、日本の産業構造の変化や政策金融改革等の影響が大きい。第 1 章で論じたように、その変遷は、日本政府の戦略的なポジショニングを反映したものである。日本政府が JBIC の海外業務を通じてどのように ASEAN+3 金融協力を推進していくかについては、後の第 4 章で詳しく分析する。

²⁷⁰ 外務省所管の国際協力機構（JICA）は、技術協力（金融分野）や海外投融資協力を中心とするチャンネルを通じて地域金融協力に取り組んでいるものの、JICA が発展途上国向けの開発事業に視点を置いているため、貧困削減と持続的経済成長に資する支援を推進する中で、「金融協力」と言う意識より「資金支援」によって業務を促していると言う方が妥当と考える。全般的に考えれば、JICA の下に金融分野の協力実績は少なく、また投融資の主な案件は、製造業や企業合併に対する出費に集中し、JICA の業務展開は、地域金融協力を推進するための効果は限られていると言わざるを得ない。以上のことによって、本論文で述べる政府系金融機関における金融協力は、JICA の資金支援は含まれていない。

²⁷¹ 財務省「平成 20 年度公的金融機関予算（第 169 回国会提出）」、http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2008/index.htm（閲覧日：2013/5/16）を参照。

図表 2：2000—2013 年度日本政府の JBIC への資金調達規模（単位：億円）

予算区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
一般会計出資金	3063	2845	2191	2003	1866	1744	1659	1591	675	—	—	—	—	—
財政投融资特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	300	200	355	200	—	—
投資勘定出資金														
財政投融资資金借入金（注1）	846	13132	10432	9224	8326	8301	8490	7702	8587	9066	6934	7000	4000	6000
外国為替資金借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	4903	9874	3235	—	13439	12231
JBIC 社債	2415	3461	4400	5084	4820	5275	5000	4600	2500			7600	2615	6800
政府保証外債									1800	6263	4633			
財投機関債	—	1000	2000	1200	3600	2200	1400	2000	700	700	1000	500		
合計	6324	19438	17023	16311	15012	15320	15149	13893	16965	26103	15647	14800	20054	25031

出所：以上のデータは、2000 年以降の毎年度の「公的金融機関予算」より筆者作成。

注記：本予算の区分は、2000 年まで、旧財政融資資金における簡易生命保険借入金によって出資されていたものの、2001 年 5 月以降、「資金運用部資金法」の改正により、翌年 4 月に設置された「財政投融资資金」という新しい仕組みによって借入支援を続けている。

(5) CMI 通貨スワップ取極への貢献額（特別会計）

同項目の予算編成は、CMI 通貨スワップにおける貢献額として、日本政府が「外為特会（外国為替資金特別会計）」を通じて確保する資金である。この予算は、外貨準備に加え、外国為替市場への介入資金として知られており、財務大臣により管理されている²⁷²。同予算項目は、「財務省政策目標 6-1-3」に基づき、外為特会で保有する外貨資産を活用し、CMI・BSA や CMI マルチ化の契約を対象として、2012 年末までに総額 1368 億ドルに達した。しかし、同予算は、BSA や CMI マルチ化の契約に従い用意されているものの、他の予算編成と異なり、CMI における通貨スワップの発動実績がまだなので、予算編成を通じて、実質的な支出はまだ発生していない。

1-3 政策金融改革による公的金融機関の機能向上

2000 年以降、このように財務省を中心に、日本政府は、政府予算案の作成・提出を通じ、資金面から AFMM+3 を中心とした ASEAN+3 金融協力体制の構築・発展を積極的に推進した。更に、国内行政改革の面では、公的金融機関が地域金融協力の推進において極めて重要な意味を持つと認識した上で、日本政府は金融行政改革を促進しながら、政策面のサポートにより JBIC 等の機関機能を強化しようとした。

1997 年のアジア危機支援以降、日本政府の財政負担が膨張することによって、財務省

²⁷² 為替の介入とは、財務省所管の外為特会を通じ、その限度枠内で実施される。円売り介入の資金は、政府短期証券の一種である外国為替資金証券を発行して調達する。介入で得たドルは外貨準備となり、米国債で運用される。要するに、円で資金調達をして、外貨を資産として保有・運用しているという機能が見られる。財務省『外国為替資金特別会計平成 17 年度財務書類』を参照。

主導の地域金融協力における資金支援体制の維持は徐々に困難になった。財政負担のみならず、日本政府による公的な資金供給にモラルハザードの懸念と言う協力モデルの欠陥も常に指摘されていた²⁷³。更に、政府の全面的なコミットに対して慎重になる意見もあり、更なる幅広い分野で日本政府を通して金融協力事業を展開する余地は非常に限定的であると言わざるを得ない。そのため、公的金融機関の活用を促進する視点が極めて重要である。特に、公的金融機関による域内債務保証・保険や債券市場の活用は、新たな支援手段として ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の推進政策の 1 つとなった。公的金融機関とは、日本政府の出資によって、特別の法律に基づき設立・維持される特殊法人で、政府省庁とは独立した法人格を持つ金融機関を指している（詳しい内容は、第 4 章を参照）。これら公的金融機関の財源は、一般会計経済協力費、財政融資資金特別会計借入金、自己資金（国内外での債券発行による資金と回収金）の 3 つにより構成されている。1999 年から現在に至るまで、3 つの行政（政策金融）改革を通じ、財務省の代わりに、公的金融機関で地域金融協力政策を実行する機能が強化されている。こうした政策金融改革を中心とした公的金融機関の育成は、ASEAN+3 金融協力における日本政府の協力機能の 1 つとも言える。ASEAN+3 金融協力体制における公的金融機関の役割と具体的な協力活動は、後の第 4 章で論じる。

第 2 節 ASEAN+3 金融協力における日本政府の推進活動

1999 年の ASEAN+3 財務大臣会議体制（AFMM+3）の設立後、協力機能を発揮しながら日本政府は、AFMM+3 と 4 つの協力メカニズムを拠点として、ASEAN+3 地域金融協力に関する一連の協力政策を実施している。日本政府の推進活動は、1997 年のアジア危機支援の基本方針に沿い、主に資金面と技術面と言う 2 つの分野に分別できる。具体的には、資金面では、第 1 節で述べたように、財務省を中心とした政府予算案を通じ、ASEAN+3 金融協力基金や AMRO 拠出金の公的資金支援体制の設置と、また通貨スワップ体制の拠出金が含まれる。技術面では、ODA 枠の下で日本政府は、JICA 経由で専門家を派遣し、また JBIC を通じて現地建て債券発行や融資信用供与に技術支援を提供することである。このような金融技術面の協力活動にも、注目する必要がある。以下では、ASEAN+3 財務大臣会議体制（AFMM+3）と、また AFMM+3 に基づく枠組の中で、日本政府が資金面と技術面の協力活動により ASEAN+3 地域金融協力における推進政策をいかに実施しているかを考察する。

2-1 ASEAN+3 財務大臣会議体制（AFMM+3）の推進

AFMM+3 の創設以来、日本政府は重要なメンバーとして、AFMM+3 の運営に必要な経

²⁷³ 岩田一政監修「世界経済・金融の安定に向けた日本の対応に関する提言」、『エグゼクティブ・サマリー』（日経・CSIS バーチャル・シンクタンク国際金融危機対応タスクフォース）、2012 年 5 月、13 頁を参照。

費を分担している。AFMM+3 の正常な運営を維持するために、2002 年の「ヤンゴン協定」で設立された ASEAN+3 金融協力基金（ASEAN+3 Finance Cooperation Fund : APTCF）に対して、日本政府は年間 4 万ドル（4 百万円相当）を出資している。その出資金は、中国、韓国、ASEAN のメンバー国の拠出金と共に、ASEAN 事務局で管理されている²⁷⁴。具体的には、①経済レビュー・政治対話（ERPD）の推進、②財務大臣会議や財務大臣代理会議の開催、③会議運営に必要な会議場・機材・役務の事務経費の 3 項目が含まれる。以上で述べた通り、一般会計予算経済協力費の一部が財源となっている。

2-2 CMI による通貨スワップの促進

2-2-1 AMF の挫折から CMI の創設へ

第 1 節で論じられたように、1997 年のアジア通貨・金融危機を契機に、1997 年 8 月に、東京で開かれた緊急会議の際に、日本政府は、地域通貨・金融市場の安定化に焦点を当て、IMF を参照し、アジア通貨基金（AMF）構想を提案した。しかし、結果的には、アメリカは自国のヘゲモニーに対する日本の挑戦を懸念し、また IMF の場合は、両機関の機能の重複と、更に中国の強い反発もあり、AMF 構想は同年 11 月に棚上げとなった。しかし、1997 年の危機後、域内諸国の経済回復につれ、危機再発を防止することは、危機諸国を中心とした東アジア各国政府の共通目標となった。各国政府の間には、有事の際に短期流動性不足を救済するため、事前に域内通貨スワップ取極のネットワークを構築することが不可欠と認識された。このような認識に従い、2000 年のチャンマイ・イニシアティブ（CMI）の創設は、AMF の「再生」と言っても良い²⁷⁵。それによって、AMF 構想における一部の機能が実現された。CMI の構築において、新宮澤構想を初めとした日本政府の協力策と協力活動は、欠かせない要素である。

2-2-2 ASEAN+3 通貨スワップ取極における日本政府の動き

財務省のデータによると、2012 年の年末まで、ASEAN+3 通貨スワップ取極の規模（CMIM）は、総額 2400 億ドルに達した。その内で日本政府の貢献額は全体の 32% を占め、総額 768 億ドルのスワップ資金（外貨準備プール）を提供している。一方、CMI における二国間通貨スワップ取極（BSA）の場合では、日本政府は、二国間通貨スワップ取極の契約に基づき、2012 年末まで、中国、韓国、インドネシア、シンガポール、マレー

²⁷⁴ ASEAN 事務局は、同協定に従って、本年度の会議ホスト国への資金を支出すると言う義務がある。ホスト国の方は、少なくとも会議開始前の 30 日間以内、レビューと承認のために、ASEAN 事務局会議の前に予算案の写しを提出する必要がある。また、ASEAN +3 財務大臣・中央銀行総裁代理の会計年度の終了後 90 日以内に、基金の金融取引をまとめた年次報告書に提出することも要求される。詳細な内容は、ASEAN Secretariat 「Agreement On The Establishment Of The ASEAN+3 Finance Cooperation Fund (2002)」、<http://www.asean.org/news/item/agreement-on-the-establishment-of-the-asean3-finance-cooperation-fund>（閲覧日：2013/9/8）を参照。

²⁷⁵ しかし CMI が AMF 構想と同種のもので誤解され IMF や米国から反発を招くことを注意深く避けようとするため、当時日本政府（宮澤）は、「いかなる意味においてもこれは以前の構想（AMF）の延長線上にあるものではない」と語った。谷口誠『東アジア共同体：経済統合のゆくえと日本』、岩波新書、2007 年、187 頁、また Thomas Crampton, “East Asia Unites to Fight Speculators”, *International Herald Tribune*, 2000/5 を参照。

シア、フィリピン、タイの域内7カ国と、それぞれ片方向性・双方向性の通貨スワップ取極を締結した。以上のBSA契約により、危機の際に自国通貨を外貨（米ドルを中心に）に融通することが可能となったが、CMI枠組以外、日本政府は中国や韓国との間にも通貨スワップ取極を結んだ。日本財務省と中央銀行による各国政府・中央銀行との交渉・合意を巡る具体的な協力プロセスは、以下の通りである。

(1) BSAの方向性における日本政府の推進方針

CMIが締結されて以降、CMIに基づき諸国政府（財務省と中央銀行）の間で、BSAの規模は迅速に拡大した。2002年の第5回会議で、BSAの総計はまだ6件に留まったものの、2009年10月30日（2000年CMI契約の最終期限）までに、域内8カ国間（ASEAN+3）で16件の二国間協定が結ばれた。その内で、最初の4件は、全て日本政府の主導で締結された契約であった。また2009年10月30日までに、日本政府がASEAN+3の残りの国と締結したBSAの規模は、ASEAN+3地域において最も大きかった²⁷⁶。

しかし、諸国政府とそれぞれBSAを結んだものの、内容は「一方的にアジア各国に資金を融通する」と言う片務的で、援助的な色彩が濃い政策しか実施しなかった²⁷⁷。図表3に示された通り、CMIが結ばれた初期、CMIに基づき、日本と韓国・マレーシア・タイ・フィリピン政府（或いは中央銀行）と締結した取極は、いずれもドル対現地通貨のスワップであったため、有事の際に日本から相手国へ向けた流動性支援であった。以上の対象国に向けたBSA政策選択は、「新宮澤構想（第1ステージ）」に基づく通貨スワップ取極（韓国、マレーシアを中心に）に引き継がれたものである。つまり、基本的には、日本からの片方向の支援であった。AFMM+3においては、CMIにおける運営改善と、また取極の一本化の検討が進むことによって、BSAにおける日本政府の推進方針が徐々に片方向から双方向へと進展していった。2009年末のCMIマルチ化（CMIM）の締結まで、CMIの進捗に伴い、日本政府の中国・韓国・ASEAN5カ国とのBSA総額は、715億ドルに達した。

(2) CMIマルチ化における日本政府の位置づけ

2005年のASEAN+3財務大臣会議で、日本政府の提案に沿い、CMI発動の迅速化・円滑化を図る観点から、域内スワップ発動における集団的意思決定メカニズムの創設が合意された²⁷⁸。それによって、緊急時に複数の二国間通貨スワップ取極を迅速かつ同時に発動することを検討できるようになった。2009年12月に、諸国政府間では、既存のASEAN+3諸国間の二国間通貨スワップ取極のネットワークを保留すると同時に、域内における一本

²⁷⁶ 当時、日本政府と相手国と締結されたBSA契約の数は7件であり、一番多かった。中国と韓国は、それぞれ6件であった。財務省国際局「チェンマイ・イニシアティブ（CMI）の枠組における二国間通貨スワップ取極の現状（2009年4月）」、『関税・外国為替等審議会外国為替等分科会アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会配布資料』（第23回）を参照。

²⁷⁷ 吉岡孝昭「ASEAN+3における金融システムの安定性と金融協力体制」、『国際公共政策研究』第13巻第2号、2009年3月、43頁。

²⁷⁸ 井戸清人（元財務省国際局次長）「財務省アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会第19回議事録」（2003年3月）を参照。

の通貨スワップ取極、いわゆる CMI マルチ化の契約を締結することが合意された²⁷⁹。2010年3月24日に CMI マルチ化 (CMIM) が開始した。2012 年末まで、CMI マルチ化には、総額 2400 億ドルの金融セーフティネット資金が用意されている。その内で日本政府の貢献額は全体の 32%を占め、総額 768 億ドルのスワップ資金 (外貨準備プール) を提供している。

(3) 通貨スワップ取極における日本独自の協力活動

2009 年の ASEAN+3 財務大臣会議において、日本独自の協力活動として、CMI マルチ化や CMI・BSA 体制以外、危機時に円を融通するために、総額 6 兆円規模の新たな二国間スワップ取極を東アジア諸国に提供していくことが日本政府によって発表された²⁸⁰。2012 年末までの円スワップ取極と CMI マルチ化への貢献額を併せると、日本政府は、総額 1368 億ドル相当規模の通貨スワップによる流動性支援を行うことになった。注目すべきは、2013 年 5 月に開催された日・ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本政府が単独で ASEAN 諸国との通貨スワップ取極 (BSA) を拡大したことである。インドネシアやフィリピンとは、既存の CMI 型バイスワップの増額と新たに CMI 型以外のバイスワップが結ばれており、マレーシア・シンガポール・タイでは、CMI 型バイスワップが再締結された²⁸¹。

2-2-3 CMI における日本政府の BSA 締結経緯 (以下の内容は、図表 3 を参照)

(1) 日本・中国の BSA 締結

国別での BSA 締結における日本政府の協力活動を見ると、まず、日・中間では、従来、円を対価とするスワップの相手通貨は、ドルやユーロを使ったものしか存在しなかったものの、2002 年 3 月 28 日に、CMI の枠組に従い、日本銀行と中国人民銀行は、30 億ドル相当の円と人民元を互いに融通し合う円対人民元のスワップ取極を締結した。これは、ASEAN+3 地域諸国通貨との初めての出来事である。

(2) 日本・タイの BSA 締結

日・タイ間では、総計 3 回の二国間通貨スワップ取極 (BSA) が結ばれた²⁸²。2001 年 7 月に、日銀・タイ中銀の間で、日本からタイに片務的に短期流動性を供給する上限 30 億ドルのドル・バーツ取極が締結された。その後、タイ政府からの要請により、2005 年 3 月に、双方向性に基づく第 2 次 BSA が締結された。2007 年 7 月にも双方向の第 3 次 BSA が締結されており、通貨当局間でそれぞれの自国通貨 (タイバーツ又は日本円) を米ドル

²⁷⁹ CMI に基づく 2 国間の通貨スワップ取極は、なくなったわけではなく、CMIM を補完する役割として、各国間の BSA 契約によって存在している。

²⁸⁰ 西山香織 (地域協力課企画係長) 「アジアの地域金融協力」、『ファイナンス』2009 年 6 月、17 頁。

²⁸¹ 財務省 「日本と ASEAN 各国との二国間金融協力について」、2013 年 5 月、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/bilateral_financial_cooperation/20130503_cover.htm (閲覧日: 2012/11/12) を参照。

²⁸² 締結双方について、日本の場合は、財務省と日本銀行で、タイの方は、タイ財務省とタイ銀行であった。

に交換することが可能となった。その上限額については、日本からタイへスワップする際には60億ドルで、タイから日本へスワップする際には30億ドルまでそれぞれ拡大された。2013年4月に、「2国間通貨スワップの再締結」が掲げられたことにより、日本財務省は、タイ政府とのCMI・BSA再締結を検討し始めた。

(3) 日本・韓国のBSA締結

他の政府と異なり、日本政府と韓国政府との間では、2000年以降に、重層的な二国間通貨スワップ体制が構築された。

1) 自国通貨・米ドルBSA通貨スワップ取極

まず2001年7月に、「新宮澤構想（第2ステージ）」で発表された「短期金融ファシリティ」の実績を踏まえ、CMIに基づき、二国間スワップとレポ取極の構築が二国間政府間で合意された。これによって、日・韓政府のドル・ウォン間（片方向）の通貨スワップ取極50億ドルに、更に20億ドルが追加された。その後、第8回AFMM+3において、CMI強化策における合意により、2006年2月24日に、日本銀行と韓国銀行は、従来の実績に従い、片方向のBSAでは韓国だけが引出するのが可能であったに対して、双方向スワップ取極の締結により、日本側は100億ドル、また韓国側は50億ドルをスワップの金額として提供し、それぞれの自国通貨を米ドルにスワップすることが可能となった²⁸³。

2) 円・ウォンBSA通貨スワップ取極

2005年5月に、日本銀行と韓国銀行の間に、上限30億ドル相当の円・ウォン間のスワップ取極（双方向）が締結された²⁸⁴。当取極は、米ドルを基軸通貨としたのではなく、それぞれの自国通貨を用いた相手国の通貨とのスワップ協定を実現するものであった。リーマンショック後、東アジア通貨・金融危機の再来を防ぐため、2008年12月に、韓国政府の要請により、両国政府は、財務省・韓国銀行の100億ドルの二国間スワップに加え、従来の引出限度額を200億ドル相当へ増額することで合意した。その増額策は、2009年4月末までの時限措置であったものの、数次の期限延長を経て、2010年4月末に時限とする増額措置として更新された。ヨーロッパ債務危機の深刻化によって、2011年10月19日に、日韓首脳会談の合意を踏まえ、本取極の引出限度額（30億米ドル相当の両国通貨）は、財務省・韓国銀行の下での100億ドルの二国間スワップに加え、300億ドル相当円・ウォンへ増額することに合意され、2012年10月末までに時限措置を再延長することが決められた。いくつかの新設・補完を経て、CMIの下での財務省（外為特会予算）と韓国銀行間の通貨スワップ100億ドルとを併せ、円・ウォン通貨スワップの規模は、増額前の

²⁸³ それによって、日韓間の既存の新宮澤構想に基づく50億ドルのBSA（1999年6月締結）は廃止された。

²⁸⁴ 日本銀行と韓国銀行は、2005年5月に本取極を締結した後、2007年7月の期限到来時に、2010年7月3日まで3年間の期限延長を実施し、また2010年6月22日のスワップ取極の期限を更に3年間延長し、2013年7月3日とすることで合意した。

130 億ドルから総額 700 億ドルにまで拡大された²⁸⁵。

(4) 日本・フィリピンの BSA 締結²⁸⁶

日・フィリピン BSA の締結は、主に日本財務省とフィリピン中銀を中心として進んだ。2001 年 8 月に、30 億ドルを上限とする日本からフィリピンへの片方向 BSA 契約が締結された。その後、CMI・セカンドステージ（2005 年 5 月 AFMM+3 の成果）に従い、2001 年の契約では、片方向から双方向へと変化した。これにより、両国の通貨当局は、それぞれの自国通貨を米ドルにスワップすることが可能となった。BSA の規模だが、日本からフィリピンへの流動性支援の上限額は、30 億ドルから 60 億ドルへと拡大された。フィリピンから日本への支援は、5 億ドルの上限額が新たに設定された。

(5) 日本・シンガポールの BSA の締結²⁸⁷

日本・シンガポール BSA の進捗は、2003 年 11 月に日本銀行とシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）が、CMI に基づく上限 10 億ドルのドル・シンガポールドルの片方向スワップ取極を締結したことから始まる。日本・フィリピンの BSA と同様に、2005 年 11 月 9 日に、CMI・セカンドステージ（2005 年 5 月 AFMM+3 の成果）に基づく 2003 年の BSA 契約は、片方向から双方向へと変化した。それによって、日本からシンガポールへの流動性支援の発動上限額は、10 億ドルから 30 億ドルに拡大され、シンガポールから日本へ流動性支援の発動上限額は、10 億ドルとして設定された。2011 年 11 月に、上記の BSA 契約が失効したものの、2013 年 3 月に、BSA 契約の再締結を、日銀と MAS は 2005 年の協議に基づき検討し始めた。

(6) 日本・インドネシアの BSA 締結²⁸⁸

日・インドネシア BSA については、2003 年 2 月に CMI に基づく 30 億ドルを上限とした片方向の第 1 回の日・インドネシア BSA が締結された。その後、CMI セカンドステージに沿い、同年 8 月 31 日に、日本財務省とインドネシア中央銀行は、上限 60 億ドルのドル・ルピア間の片方向スワップ取極を締結した。2009 年 4 月に、サブプライム・ローン危機に伴う世界経済の減速が深刻になる中で、BSA の増額に係る協定が締結された。これで、インドネシア・ルピアが米ドルにスワップされる場合では、上限額は 60 億米ドルから 120 億米ドルへと倍増された。ASEAN5 の他のメンバー国と同様に、2013 年 4 月以

²⁸⁵ しかし、2012 年 10 月 31 日に、限的な増額部分が予定通り終了した。引出限度額を 300 億ドル相当から 30 億ドル相当に戻す。それに対して、両国政府は、「韓国経済の信認の改善と金融市場の安定により、通貨スワップの経済的価値がなくなったため」と説明したが、一部の韓国メディアは、竹島問題等と関連して、日本の経済報復の脅威、韓国の国民感情、経済外の要因が複合的に作用した結果との見方を示した。このような行動は、韓国国内から、政府の「政経分離」の原則をより深く理解し、地域経済協力の枠組で、より成熟した姿勢を見せなければならないと言う批判を招いた。出所：中央日報「日韓通貨スワップ縮小、日本は経済大国にあるまじき態度」、2012 年 10 月 10 日付を参照。

²⁸⁶ 以下の内容は、財務省「我が国の CMI に基づく二国間通貨スワップ取極」、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pcmi.htm（閲覧日：2013/10/03）を参照。

²⁸⁷ 同上。

²⁸⁸ 同上。

降、財務省はインドネシア金融当局との間に「危機時における通貨・金融市場のセーフティネットの強化」を締結した。既存の BSA 規模は、増額される方向性が見られるようになった。

(7) 日本・マレーシアの BSA 締結²⁸⁹

日本・マレーシアの BSA 締結については、韓国と同様に、「短期金融ファシリティ」（「新宮澤構想（第 2 ステージ）」）に基づく上限 25 億ドルの片方向 BSA を下に、CMI の発足後、上限 10 億ドルのドル・リング間の片方向 BSA が締結された。2007 年 10 月に、その契約は失効した。ASEAN5 における他のメンバー国（タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン）と同様に、2013 年 4 月に、日銀・マレーシア中銀は、二国通貨スワップ取極の再締結を検討し始めた。

図表 3： CMI 枠組における日本の二国間通貨スワップ取極の締結実績

相手国	契約当事者	BSA 規模	方向性	スワップ通貨	契約時期	現在の状態
韓国	財務省・韓国銀行	①日→韓 70 億ドル（注 1）	一方向	米ドル・ウォン 米ドル・相手国 通貨	2001.7—2006.2	有効
		②日→韓 100 億ドル 韓→日 50 億ド	双方向		2006.2—	
	日本銀行・韓国銀行	①日⇄韓 30 億相当 ②日⇄韓 200 億相当（注 2） ③日⇄韓 300 億相当（注 3）	双方向	円・ウォン	2005.5— 2008.12—2010.4 2011.10—2012.10	有効 失効 失効
中国	財務省・韓国銀行	日⇄中 300 億ドル	双方向	米ドル・相手国 通貨	2011.10—2012.10	失効
中国	日本銀行・人民銀行	日⇄中 30 億ドル相当	双方向	円・元	2002.3—	有効
インドネシア	財務省・インドネシア中銀	①日→印 30 億ドル ②日→印 60 億ドル ③日→印 120 億ドル	一方向	米ドル・ルピア	2003.2—2005.8 2005.8—2009.4 2009.4—	有効
マレーシア	日銀・マレーシア中銀	日→マ 35 億ドル（注 4）	一方向	米ドル・リング	2001.10—2007.10	失効
タイ	日銀・タイ中銀	①日→タイ 30 億ドル	一方向	米ドル・バーツ 米ドル・相手国 通貨	2001.7—2005.3	失効
②日⇄タイ 30 億ドル ③日→タイ 60 億ド タイ→日 30 億ドル		双方向 双方向	2005.3—2007.7 2007.7—2010.7			
シンガポール	日銀・MAS	①日→シン 10 億ドル	一方向	米ドル・シンガ ポールドル 米ドル・相手国 通貨	2003.11—2005.11	失効
②シン→日 10 億ドル 日→シン 30 億ドル		双方向	2005.11—2011.11			
フィリピン	財務省・フィ中銀	①日→比 30 億ドル ②日→比 60 億ドル 日→比 30 億ドル	一方向 双方向	米ドル・ペソ	2001.8—2005.5 2005.5—	有効

注 1：「新宮澤構想第 2 ステージ」における通貨スワップの契約内容も含まれた。

注 2：その内容は、時限的措置による増額。

注 3：その内容は、時限的措置による増額。

注 4：「新宮澤構想第 2 ステージ」における通貨スワップの契約内容も含まれた。

注 5：全ての契約締結、拡大について、日本政府側は外務省と財務省両省庁によって決定。

（出所）財務省「我が国の CMI に基づく二国間通貨スワップ取極」、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pcmi.htm（閲覧日：2013/10/03）より

²⁸⁹ 同上。

筆者作成。

2-2-4 通貨スワップ取極における日本政府の推進方針

2001年以降 CMI の整備（CMI・セカンドステージ）に従い、日本政府は、支援の方向と、また通貨の種類2つの要素を中心に、域内他国政府と締結された BSA 契約を深化させた。これまでに述べた7つの事例では、日本政府と相手国政府の BSA は、一般的に片方向性から双方向性へと変化しており、また米ドルを中心としたスワップ体制から現地通貨間のスワップ体制へと進んでいるのが見て取れる。

現在 CMI の発動は、まだ IMF 関与（コンデションナリティ）に限られているため、日本政府が CMIM や CMI・BSA に慎重になっていると判断できる。一方で、2013年以降、日本政府は、ASEAN 諸国政府と CMI 型以外の BSA を締結しようとしている。具体的な契約はまだ結ばれておらず、安倍内閣と他国政府は、CMI 通貨スワップにおける以上のような推進方針、即ち「片方向から双方向へ、米ドル中心から域内通貨へ」を巡り検討項目として意見交換を行った。それは、IMF プログラムの発動の有無にかかわらず、二国間の BSA 協議のみで用いることができるからである。CMI 以外の BSA 契約を機動的に発動することは、ASEAN+3 地域の流動性不足支援体制を強固にしていく新たな手段と認識できよう。以上の推進方針から見ると、ASEAN+3 における政策対話や CMI に基づく二国間スワップ取極のネットワークの構築が大きく進展していることを踏まえ、CMI に基づく通貨スワップ取極の中でも、日中間のスワップ取極の締結は、円・元間の直接取引の開始を促した（詳しい内容は、第6章を参照）。

2-3 アジア債券市場育成における日本政府の協力活動

2-3-1 域内債券市場育成を巡る2つの提案

ABMI に対して日本政府は、アジア地域債券育成に関する諸議論の初期から、現地通貨建て債券を発行することに焦点を当てながら、同時に、地域債券市場創設に興味を示した。1997年のアジア危機に対応するための新宮澤構想第1ステージ（1998年10月）の発表以降、当時の大蔵省は、自国の貯蓄をターゲットとして、海外資本に過剰に依存しない形で地元型債券市場創設をサポートすることを主張した²⁹⁰。具体的には、以下の3つの内容が挙げられる。

ABMI の構築について第2章で言及したように、まず、2002年11月の ASEAN+3 非公式財務大臣代理・中央銀行総裁代理会議において韓国に示された ASEAN+3 で債券市場の育成提案（アジア・ボンド・スタンダード）を参照した上で、同年12月に、ASEAN+3 非公式セッション（チェンマイ）において、日本政府が「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）」の創設を提案した。また、2003年1月中旬、マハティールとの会談の際

²⁹⁰片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」、『平成22年度外務省国際問題調査研究・提言事業報告書』、2011年3月、94頁。

に、ASEAN+3 加盟国の間でアジア通貨建て債券市場を育成しようとする日本政府の協力量針が示された。具体的な推進策として、2003年2月末に ASEAN+3 非公式会議（正式名称：アジアにおける債券市場の育成にかかる ASEAN+3 非公式財務大臣代理会議とハイレベル・セミナー）において、日本政府は自国通貨建て債券市場の発展を促すべく、域内の有力企業による社債発行の際に元利払いに対する保証を付けることで格付けを引き上げる「アジア保証機構」の設立を提唱した²⁹¹。2003年8月の第6回 ASEAN+3 財務大臣会議において、メンバー各国財務大臣の合意により、これは ABMI における1つの検討課題として取り上げられた。

2-3-2 3つの協力活動における日本政府の位置づけ

(1) ワーキング・グループ（WG）と日本の役割

ABMI ワーキング・グループ（WG）を設置する具体的提案と、また検討作業等を巡り、2003年2月に東京、4月ソウル、6月東京と言う順番で会議が開かれた結果、8月に「ABMI に関する議長プレリリース」の発表として6つの協力項目と ABMI ワーキング・グループ（WG）の設置が決められた。それぞれの項目と WG は、担当議長国によって協力活動が行われた。日本は2003年から2005年にかけて地域の格付制度と情報発信開示を巡り、シンガポールと共に議長国（WG5）を担当した。具体的な協力プロセスと協力活動は、以下の通りである。

第1に、域内の格付けの調和と格付機関の機能向上に関わる課題を中心に、両政府が「The Asian Credit Rating Board 設立」を提案し、2004年からアジア格付け機関協会（Association of Credit Rating Agencies in Asia : ACRAA）を通じて域内の国内格付け機関の能力強化や格付手法・基準の統一化に関する技術支援を実施した²⁹²。第2に、2004年5月に域内格付会社と連携しながら、両政府に主導された「Asian Bonds Online Website」が立ち上げられた。それによって、域内債券市場に関わる情報やデータが提供されている。また、域内債券市場における情報公開を目指すため、「The Asian Bond Monitor」は、2004年11月以降、定例的に発表を開始した。第3に、WG3である「外国為替取引と決済システム（議長国：マレーシア）」におけるクロスボーダー債券取引の障害を巡る検討で、2005年に日本銀行は、バンク・ネガラ・マレーシア（BNM）と共に共同報告書を提出した。また、同報告書に基づき、2010年4月に新たな報告書が発表された。第4に、企業の適切な情報発信²⁹³を強化するため、WG5（議長国：日本、シンガポール）は、域内格付会社のベスト・プラクティス・チェックリストと格付機関に係る倫理規定（Code of Ethics）を策定した。

²⁹¹ 経済産業省「第4章 我が国の対外経済政策の課題と挑戦」、『通商白書2003』を参照。

²⁹² 水野謙吾「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の進展と課題」、『アジア域内金融協力再考：進展と課題』調査研究報告書、アジア経済研究所、2012年、16頁。

²⁹³ 2005年5月以降、情報発信は「特別支援チーム」に移行した。

(2) TF での協力活動による ABMF 創設

2008 年の「新 ABMI ロードマップ」の発表によって ABMI による新たな協力体制が構築された。これまでの 6 つの WG（作業部会）は、4 つのタスク・フォース（TF）と「技術支援調整チーム」（TACT）に再改編された。日本政府は、マレーシアと共に TF3 の議長国として、地域市場慣行の調和化を目標として、①証券規制・監督枠組の整備・強化、②自主規制機関間の協力の円滑化、③会計監査の国際基準の整備、④破産手続きの改善の 4 つの課題を検討した²⁹⁴。TF の協力活動によって、域内における官民一体の ABMF が創設されると言う成果が達成された²⁹⁵。以上の活動を通じて、日本政府は、域内債券市場育成における官民のコミットメントを一層強化することを目指した。

(3) CGIF への出資

これらの活動以外に、日本政府の信用保証・投資ファシリティ（CGIF）への出資も注目する必要がある。ABMI における常設の信用保証機関である CGIF（信用保証・投資ファシリティ）では、日本政府は、国際協力銀行（JBIC）を通じて、CGIF の資本総額 7 億米ドルの内の 2 億米ドルを出資し、中国政府と並んで、CGIF の最大の出資国となった。国際協力銀行（JBIC）による具体的な協力活動については、第 4 章で詳しく述べる。

2-3-3 JAFTAによる技術協力

最後に、ABMIにおける財務省の協力政策に関するもう1つの焦点は、「日本・ASEAN 金融技術支援基金（JAFTA）」による技術協力である。2001年に、ASEAN+3金融協力体制における金融技術支援を図るため、日本政府は、ODA経済協力費によるASEAN事務局への拠出金の一部を利用し、ASEANとの合意での下に、日本・ASEAN金融技術支援基金（JAFTA）を創設した。同基金は、日本政府がASEAN事務局に資金支援を提供し、またASEAN事務局で管理されている。具体的な成果として、2001年から2010年まで、JAFTAにより日本政府は、①ASEAN各国の短期資本フロー監視システムの強化、②マクロ経済統計支援整備、③東アジア（ASEAN+3）における地域金融アーキテクチャーや為替相場制度の調整、④域内金融市場の自由化と資本市場の発展に向けた政策処置の域内協調に関わる研究の4つの資金支援政策を実施した²⁹⁶。図表4に示したように、2001年のJAFTAの設立以降、2001—2010年に日本政府は、同基金を通じて総計24.8億円の資金支援を提供した²⁹⁷。

JAFTA協力における1つの具体的な事例として、ベトナム財務省は、2004年以降、JAFTAを通じASEAN事務局から金融技術支援を受けており、私募社債の発行基盤の整備（発行許可基準や情報開示制度の検討、発行体・投資家向け情報発信等）を推進した。同政策に

²⁹⁴ 同上。

²⁹⁵ 同上。

²⁹⁶ 財務省「日本・ASEAN 金融技術支援基金」、『政府予算一般会計』（平成 2002—2010 年度）を参照。

²⁹⁷ 同上資料の計算による結果。

に基づき、ベトナム政府は、2006年に「首相令第52号」を發布した。これにより、事業者（国営企業、民間企業）によるベトナム私募社債の発行規則を規定し、公募債より簡易な手続きと情報開示で社債を発行するようになり、ベトナム債券市場における社債の発行は急増した。

図表4を一層分析すると、2001－2005年に、JAFTAの支援規模は、急速に拡大している。2006以降、JAFTAの支援金額は減少した。JAFTAにおけるこのような趨勢は、ABMIにおける日本政府の協力方針と一致している。2003年のABMIの創設以降、ABMIの重要な課題の1つとして、ASEAN地域における国内債券市場の設立とインフラ整備の資金調達手段に関する需要が急増していた。それに対して日本政府は、アジア債券市場育成に対する官民分担体制（PPP：Public-Private Partnership）を一層強化しようとしている。JAFTAを中心に、諸国の債券市場インフラ整備等に対して金融技術面の資金支援を継続する一方、日本の投資家を含む域内の民間投資家を育成しようとしている。そのために、ABMIにおける日本政府の資金援助を中心とした機能は、諸国の債券市場の設立とインフラ整備の推進につれて減少した。その代わりに、ABMIの推進政策における公的金融機関の重要性は高まっている。

図表4：2001－2010年 日本・ASEAN金融技術支援基金（JAFTA）の支援実績

単位：(千円)



出所：財務省「日本・ASEAN金融技術支援基金」、『政府予算一般会計』（平成2002－2012年度）より筆者作成。

2-4 リサーチ・グループを中心とする知的協力支援

2-4-1 金融協力に関する研究の推進

まず、知的金融支援における組織面では、日本政府の提案に基づき、第6回 ASEAN+3 財務大臣会議において、「ASEAN+3 リサーチ・グループ (RG)」の設置が合意された。また資金面では、2003年の創設以降、日本政府が「ASEAN+3 財務大臣会議リサーチ・グループ支援資金（一般会計経済協力費）」を通じ、年間32万ドル（32百万円相当）をリサ

一チ・グループ研究・調査等の費用として出資している²⁹⁸。具体的には、東アジアにおける地域金融アーキテクチャー、為替政策の協調、経済の監視と政策対話、資本市場発展に向けた政策的措置、地域通貨単位、信用保証制度の整備、地域通貨での貿易決済促進のための方法に関する研究である。研究実績の面では、日本政府は、JICA 研究機構（JICA Research Institute）や日本総合研究所（Japan Research Institute）を中心に、最終報告（Final Report）を ASEAN+3 リサーチ・グループの成果の一部として財務大臣会議に提出した²⁹⁹。

2-4-2 人材育成における知的活動

ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の協力政策のもう 1 つの活動は、日本政府により、従来の経済協力の経験に基づき、研究機構等の知見や金融ノウハウを活用して、金融分野の人材を育成するという活動である。

『財務省政策評価』の 6-2-4 によると、東アジア地域の開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、金融分野における適切な制度の構築が必要となる。そのため、地域諸国の政策担当者らを対象に、政府金融政策等に関する研修・セミナーや、開発途上国の金融市場や地域金融協力についての研究調査・セミナーを行い、日本の経験やノウハウを提供することが重要であり、人材育成を積極的に支援していくことが必要となる³⁰⁰。2001 年以降、国際局地域協力課を中心として財務省は、ASEAN 諸国を中心に、人材育成セミナーの開催と専門家派遣等の活動を行った。その内の一部の協力活動は、JICA 技術協力事業の一環として、財務省が JICA と連携し実施されている。10 年間の支援実績を全般的に見ると、2001 年以降、特に ABMI 枠組の構築と深化に従い、財務省における知的金融協力は、国内と域内債券市場を中心とした地域資本市場の育成に集中している。重点的な内容として、ASEAN+3 諸国政府・金融当局に対して「市場型金融システム」の構築に不可欠な保険制度・証券市場・信用債権管理に関する人材育成の活動等、合計 12 件の協力プロジェクトが実施された（図表 5）。

図表5：2002-2011年（平成14年—23年度）財務省の知的金融協力の実績

協力案件	実施スキーム	予算の種類（補正後予算額）	担当部門	実施時期	当事者	協力目的	事業概要
タイ向け預金保険制度創設支援	専門家派遣、人材育成セミナー	一般会計経済協力費	国際局（地域協力課）	2002 年度	タイ財務省及び中央銀行監督担当者	預金保険制度の創設	預金保険制度法案の策定作業を進め、当該法案作成に際し、日本の預金保険制度を紹介し、実務的な協議・助言を行うため、専門家を現地に派遣し、セミナーを実施した。
タイ公的債務管理セミナー	人材育成セミナー	一般会計経済協力費	国際局、財務総合政策研究所	2002 年度	タイ財務省職員	公的債務管理制度の改善	アジア危機以降財政赤字補填のために国債を発行しているタイ財務省に対

²⁹⁸ 財務省情報公開資料「ASEAN+3 財務大臣会議リサーチ・グループ支援資金（一般会計経済協力費）」のデータ（2003—2009）を参照。

²⁹⁹ ASEAN「東アジア地域における気候変化と政策課題の財政・金融的影響」2011 年（英文）、「ASEAN+3 金融システムにおける銀行・金融部門の役割及び機能」（2012 年英文）の内容が挙げられる。

³⁰⁰ 財務省『平成 21 年度政策評価書』、2010 年（平成 23 年）6 月、406 頁。

財務省主導の日本政府による ASEAN+3 地域金融協力政策に関する考察

							し、専門性を有する財務省職員による、同分野での日本の経験に関するセミナーを現地で実施した。
インドシナ諸国金融セクター向け融資審査研修	研修コース	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2002—2004 年度	カンボジア及びベトナム金融セクター（国営銀行）の実務担当者等	金融セクターの金融仲介機能を活性化させること	政策金融の専門家を派遣し、金融セクターの実務担当者に対して現地研修を行い、対象機関の融資審査能力を高めることにより、当該国の国営銀行等における融資審査業務の指導者を育成した。
タイ向け政策金融に関するセミナー	人材育成セミナー、専門家派遣	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2002—2004 年度	同国財務省等政府関係者	タイにおける財政金融分野の政策策定及び制度改革を支援すること	住宅金融、農業金融、地域開発金融及び中小企業金融の各政策金融分野のセミナーを開催した。また、日本における各制度を紹介すると共に実務的な協議・助言を行った。
ラオス証券市場設立に係る技術協力	人材育成セミナー	一般会計経済協力費 (270 億ドル)	国際局 (地域協力課)	2007—2010 年度	ラオス政府関係者、金融機関、産業界、投資家	平成 22 年 10 月に証券取引所を設立することを目標としており、証券市場設立に携わるラオス金融当局関係者の能力向上、株式上場促進を図る。	ラオス政府当局に対する証券市場設立準備に係る制度・法令に関する調査及び助言を行う。証券市場の規制・監督に関する知的支援を実施する。日本の証券市場の規制・制度及び証券市場の監視・監督機関をテーマとした人材育成セミナーや、金融当局、金融機関・投資家等を対象にした証券市場の制度や証券投資に係る基本的な知識を広めるためのセミナーを日本及び現地で実施した。
アジア諸国の証券自主規制機関育成研修	研修コース	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2008 年度	地域諸国の自主規制機関の実務担当者	アジア債券市場イニシアティブにかかる技術支援	公正な取引を担保するための市場の規制・監督や自主規制のあり方・関係機関の役割分担等に関する日本の経験や、証券市場に係る実務について、研修を実施した。
ベトナム社会政策銀行に対する小規模企業金融セミナー	人材育成セミナー	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2003—2006 年度	ベトナム社会政策銀行の支店長、取引所長、計画投資省の幹部・実務等	創業融資及び債権管理等	平成15年6月に、知的支援プロジェクトとして、国民生活金融公庫の協力の下、ベトナム社会政策銀行の支店長等16名を対象にまた、同行取引所長等138名を対象に、現地3都市で小規模企業融資等に関するセミナーを実施した。
インドネシアに対する財政金融分野の技術協力	専門家派遣	一般会計経済協力費	国際局（地域協力課）	2009 年度	インドネシア財務省、中央銀行の職員等	経済活動の非対称性問題に対処し、中小企業の信用情報のインフラ整備	日本政府からインドネシアに専門家を派遣し、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行なった。
ベトナム社会政策銀行に対する政策金融セミナー	人材育成セミナー	一般会計経済協力費	財務総合政策研究所	2009—2011 年度	ベトナム社会政策銀行の職員	小企業向け融資審査手法の改善	小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウを伝授するためのセミナーを現地（ハノイ）にて実施し、専門家を派遣しながらヒアリングを行い、同行が実施した新人職員研修における小企業融資審査講座の達成度等に関して調査・意見交換を実施した。また、同行職員を日本に招聘し、セミナーを実施した。
マレーシア中小企業銀行に対する政策金融セミナー	専門家派遣	一般会計経済協力費	財務総合政策研究所	2009—2011 年度	マレーシア中小企業銀行の職員	小零細企業を中心とする中小企業向けへの融資審査手法の改善	マレーシア中小企業銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトについて、現地に専門家を派遣し、本プロジェクトを通じ

							て改訂した融資審査フォームの運用状況調査及びプロジェクトの効果測定等を実施した。
フィリピンに対する財政金融分野の技術協力	専門家派遣	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2010 年度	フィリピン財務省、中央銀行の職員等	経済活動の非対称性問題に対処し、中小企業の信用情報のインフラ整備	日本政府からインドネシアに専門家を派遣し、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行なった。
ラオス開発銀行支援 (中小企業金融分野)	金融調査プロジェクト	一般会計経済協力費	国際局 (地域協力課)	2010-2011 年度	ラオス開発銀行の職員等	ラオス中小企業金融分野に関する技術協力支援	ラオス開発銀行に対する中小企業金融に関する支援ニーズの調査を実施した。また、同調査において判明した支援ニーズを踏まえ、現地に専門家を派遣し、信用調査や債権管理手法についてセミナーを実施した他、技術協力に関する協議及びフィージビリティ調査を実施した。

出所：財務省 「政策目標 6：国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進」(2001-2011 年度)、『財務省政策評価書』を基に筆者作成。

第 3 節 国際金融機関との連携による推進活動と実績

一方、以上で述べた日本政府の独自の推進体制と協力活動の他に、日本政府は、日本特別基金 (Japan Special Fund: JSF) と途上国銀行資本増強ファンド (IFC) を通じて、国際金融機関と連携する形で ASEAN+3 金融協力を推進している。

3-1 日本特別基金 (Japan Special Fund : JSF) による金融技術支援

1997 年のアジア危機以降、アジア開発銀行 (ADB) は、「持続可能な成長(Sustainable Growth)」と言う方針を掲げ、地域金融協力を、①東アジア貧困削減と、②地域成長の 2 つを実現するための戦略的目標として位置づけ、地域金融協力の動向に強い関心を示した³⁰¹。ADB は、金融技術協力による民間金融セクターの開発を優先分野とし、メンバー諸国に無償資金支援を提供している。この支援の実行は、1988 年に設置された JSF を中心に行われている。JSF 資金の性格は、上述の JAFTA と類似しており、日本が独自で出資した基金である。また、ADB との協定により管理されるアンタイト「特別基金」でもある³⁰²。

金融分野における技術支援の実績を分析すると、1988 年から 2000 年末まで、JSF による資金供与は合計 63 件、総額 400 万ドルに達したものの、全案件の 5%しか占めていな

³⁰¹ Haruhiko Kuroda, "Emerging Asia in the Global Economy: Prospects and Challenges", *Wall Street Journal*, 2006.2.17, http://www.cfr.org/publication/9928/emerging_asia_in_the_global_economy.html (閲覧日：2013/10/20)。

³⁰² 2009 年に ADB と日本政府は、JSF プログラムを見直し、JSF が提供していた技術協力を次項で述べる貧困削減日本基金 (JFPR) のプログラムの中に組み入れることを決定した。これにより、現在 JSF では、既存プロジェクトのみが実施されており、新規の技術協力案件のプロポーザルは、JFPR プログラムにおいて受け付けられている。長谷川祐輔『日本信託基金の現状と日本のコンサルタント企業への示唆』、一般財団法人国際開発センター、2011 年 3 月、9 頁。

い³⁰³。次いで、2001-2009 年に、ASEAN+3 メンバー国に対して、総計 31 件の金融技術支援が行われた。2009 年末まで、この 10 年間で日本が拠出した出資金額は 1945 万ドルである。金融分野の支援案件が該当年度の JSF 全体にどれだけ占めたかについては、10 年間にわたりその数値は平均 9.8%に達し、1988-2000 年の 5%と比べて 2 倍に増加した³⁰⁴。この統計結果によると、2001-2009 年の金融技術支援の実績は、JSF 設立以来、金融分野における出資規模のピーク時期であった。それは ASEAN+3 金融協力体制の推進過程とも一致している。

図表 6 に示したように、JSF を通じ、①ASEAN+3 金融協力体制の構築、②メンバー各国における金融市場の形成、③地域市場インフラ整備に対して、金融技術支援が行われている。JSF における日本政府の推進の方向性を分析して見ると、2000 年以降、1997 年のアジア危機による影響と、その後遺症が残っていたため、2000 年代初頭（2000-2003 年）の日本政府の支援がまだ危機救済体制の延長線に留まっていた。特に金融市場の発展が最も遅れた諸国に対して、部門開発、法的インフラ整備、開発銀行能力強化等の金融改革事業を中心に、JSF による二国間技術支援金が供与された。ASEAN+3 金融協力体制の発足後、具体的なメカニズム構築のニーズに応じるため、2003 年以降は、二国間のみならず、ASEAN+3 体制を対象として多数の協力案件が行われた。その案件数は、急速に増加している。具体的には、図表 6 の通り、2003-2009 年の金融 TA（技術支援）対象は、東アジアの各国政府が 7 件であった。それに比べると、ASEAN+3 地域を対象とした案件は 17 件であった。案件の内容については、①地域資本市場の育成に係る決済システムの設立、②ABMI におけるインフラ建設の推進、③地域債券市場の情報公開発展（ABO）、④長期的な課題である信用格付機関の育成が挙げられる。以上のことによって、ASEAN+3 金融協力が最も深化した 7 年間に、JSF による技術支援が非常に重要な役割を果たしていたことは明らかである。

図表 6：2001-2009 年 ASEAN+3 地域における JSF 技術協力の実績（金融分野）

TA Country (Year)	TA Title	Grant (1000 dollar)	GOJ Approval	ADB Approval	Objective
Cambodia (2000)	金融セクター開発プログラム	800.0	21-Jun-00	7-Jul-00	法的、規制のフレームワークにおける戦略的分析を含む金融部門開発のためのマスタープランを用意し、地方金融、マクロファイナンス開発、またカンボジア国立銀行の介入能力の強化等
China (2000)	中小企業向け融資政策の推進	700.0	22-Aug-00	10-Nov-00	政策の公式化、支援メカニズムの構築を通じて、中小企業（SME）部門の発展に不可欠な信用システム、資金調達効率性を促進する
China (2000)	中国開発銀行における制度強化の強化	600.0	25-Aug-00	30-Oct-00	ADBと世銀が行なう中国開発銀行への総合的支援計画をサポートし、中国開発銀行を商用法則で管理させ、またADB、世銀による物品の貸与の能力を育成すること等に資金供与を行なう
Lao People's Democratic	金融セクター開発プログラム				国有企業改革のための世銀プログラムに基づき、ラオス政府の銀行業務、また企業のセクター育成を目

³⁰³ データ出所：ADB『日本特別基金年次報告書 2003 年』、9 頁。

³⁰⁴ 1988-2000 年のデータは、1988 年から 2000 年までの当年度の「日本特別基金年次報告書（英文）」を参照。

財務省主導の日本政府による ASEAN+3 地域金融協力政策に関する考察

Republic (2001)	ム	400.0	4-Sep-2001	10-Oct-2001	指す改革計画を支援する。ADBや国連開発計画による地方金融とマイクロファイナンス活動にも繋がっている
CAMBODIA (2002)	金融セクターにおける法的インフラの促進	800.0	09-Apr-02	04-May-02	カンボジアの金融取引システム、銀行間取引市場を巡る法的整備、電子商取引等の間接金融業務、また政府債等の直接金融市場の開発を支援する
PHILIPPINES (2002)	中小企業向け融資政策の推進	400.0	8-Oct-02	19-Dec-02	フィリピンにおいて中小企業融資制度を促進すること
Indonesia (2003)	地方政府金融	600.0		18-Dec-03	地域政府が国内、また国際から融資するフレームワークを構築し、地方金融機関によってリストラを支援する能力向上
Indonesia (2003)	国有企業リストラ	600.0		18-Dec-03	国有企業(MSOE)のための金融アシストによって、国有企業(SOE)の改革を支援すること
Lao People's Democratic Republic (2003)	農村金融開発	150.0		02-Jul-03	ADBにおける農村金融、またマクロ金融開発プロジェクトを支援すること
Viet Nam (2003)	ベトナム金融セクター構築、金融市場発展	780.0		18-Dec-03	第二金融部門ローンにおける政府政策の支援
Regional (2003)	ASEAN+3地域決済システム	300.0		19-Dec-03	債券決済システムにおける密着的なリンクを構築し、地域、またASEAN+3メンバー国債券市場の設立をサポートする
Regional (2003)	ASEAN発展諸国中小企業ネットワークの強化	700.0		05-Dec-03	BIMP-EAGA (ASEAN諸国における最も発展に遅れる)であるマレーシア、フィリピン、ブルネイ、インドネシアのビジネス、中小企業ネットワークの促進、特に、知識転移、また直接貿易を発展させること
Regional (2003)	東アジア重点的に推進される信用格付け機関の構築 (プロセス2)	100.0		08-Aug-03	ADBのサポートに基づき、東アジア各国の国内信用格付け機関のノウハウ制度を強化し、地域資本市場を育成すること
Regional (2004)	東南アジアにおける労働者の送金制度	500.0		17-Dec-04	政策、また制度的な面から送金フローの育成を支援し、また形式上の手段によって送金資金フローとそのチャネリングを促進する地方行動計画をサポートすること
Regional (2004)	太平洋地域における担保付取引改革の調査	870.0		03-Dec-04	各太平洋地域の開発途上加盟国において、正常な担保付取引改革条項上の政府政策設計を支援し、また民間部門信用アクセスを改善するためのインプリメンテーション等をサポートすること
Regional (2004)	東アジア重点的に推進される信用格付け機関の構築 (プロセス3)	300.0		11-Oct-04	東アジア各国の国内信用格付け機関の制度化、ノウハウを強化し、地域資本市場を育成すること
Philippines (2005)	マクロファイナンス開発	500.0			(1) 金融の読み書き能力を強化させ、フィリピン政府の全国金融リテラシー・プログラム開発、特に、貧弱層、またマイクロファイナンス・サービスの利用者を援助する;(2) 小売り配達に対して、マクロ金融サービスを効率的に提供するため、マイクロファイナンス金融機関の構築への支援;(3) 貧困層に向けた金融面の脆弱性、また法律の不健全を改善するために、消費者保護フレームワークを設置すること
Viet Nam (2005)	金融セクター開発プログラムIII	900.0			金融サービスの脆弱性を解消するため、経済成長における資金ニーズを応じ、多様化を持つ金融部門の育成に結びつくことによって金融部門能力の強化
Viet Nam (2005)	反マネーローダリング法令作成の支援	500.0			効率的な政策作成をサポートしており、また当法令により金融制度を強める
Regional (2005)	ASEAN+3地域現地通貨建て債券育成	400.0			国内、また地域債券市場を育成し、東アジア地域において金融面の脆弱性を減少させること
Regional (2006)	地域における重点的に信用格付け機関の育成と能力強化	600.0		18-Dec-06	制度上で、東アジアにおいて各国国内信用格付け機関(DCRA)の技術的能力を強化し、アジア債券市場育成イニシアティブを支援すること
Regional (2006)	ASEAN+3各国における地域金融監督の強化	400.0		12-Sep-06	ASEAN+3協体制における金融監督、また中央銀行の公的な運営能力を強めることを通じて、マクロ経済に対して有効な経済政策を作成されるよう
Regional (2006)	ASEAN+3地域バスケット債券	650.0		30-Aug-06	地域バスケット債券市場の育成によって、金融脆弱性を修正すること
Regional (2006)	ASEAN+3地域における外貨決済リスクの削減	700.0		25-Aug-06	
Regional (2007)	ASEAN事務局における地域経済統合、ASEAN+3政策対話等機能の強化	600.0		02-Apr-07	
Regional (2007)	ASEAN+3各国における金融脆弱性の評価	600.0		29-Mar-07	
Regional (2008)	ASEAN+3証券化市場の育成	700.0		0-Jul-08	
Regional	Asian Bonds Online Website	900.0		24-Jun-08	

(2008)	プロジェクト支援 プロセス2		
Regional (2008)	ASEAN+3地域インフラ建 設における債券市場融資	700.0	16-May-08
Cambodia (2009)	金融セクタープログラム2 におけるサブプログラムの 実行	750.0	18-Dec-09
Regional (2009)	地域貿易金融の開発	2000.0	31-Mar-09
Total: 31 Events		19450.0	

注：以上統計の対象は、ADB の参加国でなく、ASEAN+3 メンバー国のみである。

出所：2001 年から 2009 年までの当該年度の『日本特別基金年次報告書（英文）』より
筆者作成。

3-2 途上国銀行資本増強ファンド（Bank Recapitalization Fund : BRF）

ADB との連携だけでは不十分であるとして、日本政府は、リーマンショックによる危機の拡大を懸念して、2008 年 11 月 14 日（米国東部時間）に、中川財務大臣とゼーリック世界銀行総裁が会談を行った。その結果、株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行（当時）が国際金融公社（ International Finance Corporation : IFC）と連携し、BRF の設立が両国で合意された。IFC は、30 億ドル以上の規模を目指し、その今後 3 年間で自己勘定から 10 億ドル拠出することを発表した。日本政府も JBIC を通じ、20 億ドルを拠出することを表明した³⁰⁵。

これは、IFC が同ファンドを通じて、東アジアを初めとした途上国の銀行に対して融資（投資）を行うと言うものである。IFC の推計によると、同ファンドの投資・劣後融資 30 億ドルに加え、他投資家の共同出資・融資により、全体で 750 億ドル近くの資本増強の効果が生まれる³⁰⁶。投資先の銀行は、顧客に対する融資が増大できると見込める³⁰⁷。ASEAN+3 地域に与えられた影響を分析すると、域内銀行への金融支援により、フィリピンやベトナムの 3 つの銀行（図表 7）は、主な支援対象として受益している。2013 年現在まで、ファンドの融資支援（資本注入、劣後融資）に基づき、フィリピンやベトナムでの 3 つの銀行に対して、他の投資家の協調融資を受けた上で、総計 596 百万米ドルの融資実績が達成された。その実績は、当ファンド総融資額の 4 割以上（46%）を占めている。

³⁰⁵ IFC（国際金融公社）のプレスリリース、http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/multilingual_ext_content/ifc_external_corporate_site/ifc_home_japan/news/news_others_2008_1（閲覧日：2014/12/15）を参照。

³⁰⁶ IFC, IFC EVP & CEO Signs Bank Recapitalization Fund with JBIC, <http://ifcextapps.ifc.org/ifcext/pressroom/ifcpressroom.nsf/0/8D67B05CF03FB9F88525755100783F73?OpenDocument>（閲覧日：2014/12/15）を参照。

³⁰⁷ 同ファンドは、金融危機の影響を受けた海外からの資本流入減少により打撃を蒙る東アジア地域を中心に、発展途上国の有力地場銀行に対して資本注入を行い、また出資や劣後融資を直接行うことにより、その資本基盤を強固なものとし、当該国の金融システムを安定化させることを目的とした。客観的には、当該国の中小企業に支援することによって、新興国における経済回復や雇用創出を加速化することも視野に入れた。

図表 7：2008—2013 年 途上国銀行資本増強ファンドの融資額

投資先	当ファンド投資額					IFC 投資額 (注)	IFC 融資総計
	国/地域	調印日	株式	劣後債	合計	協調融資	-
Banco de Oro (BCO)	Philippines	4/17/2010	127.5	-	127.5	22.5	150
Vietin Bank	Vietnam	1/25/2011	114.0	125.0	239.0	55.6	294.6
RCBC	Philippines	9/3/2011 15/2/2013	51 100	-	151	-	151
The Other Banks	Other Regions	-	353.6	315.0	593.5	53.3	696.3
Total	-	-	746.1	440	1111	131.4	1291.9

出所：IFC のデータを参照して筆者算出。

おわりに

1 財務省を中心とした協力政策過程の形成

1997 年のアジア通貨・金融危機を契機に、従来の経済協力を中心とした日本政府の金融協力機能が強化された。1999 年の ASEAN+3 財務大臣会議体制 (AFMM+3) の創設によって、1997 年の危機支援体制を基礎にして、財務省を中心に ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の協力体制が構築された。具体的には、以下のような 3 つのレベルから、財務省を中心とした ASEAN+3 金融協力政策体制の形成が検証された。

第 1 に、財務省内では、2000 年以降、国際局地域協力課の主導で、地域金融協力政策の作成過程の機能が強化された。また、主務省である財務省は、有償資金と無償資金（技術協力）の有機的な連携を図るために、外務省等の他の政府省庁と協調しながら、金融協力政策機能を一層向上させようとした。第 2 に、財務省による予算案の編成は、ASEAN+3 金融協力体制における財務省を中心とした日本政府のもう 1 つの重要な政策過程と考えられる。従来の開発金融を中心とした経済協力政策の予算から、財務省を中心とした地域金融協力への予算編成の機能が強化された。第 3 に、2000 年以降、3 つの行政改革を通じ、日本政府は、公的金融機関に対して地域金融協力政策を実行する機能を補強した。特に、ABMI を巡り域内民間資金活用を促進する政策手段として、公的金融機関による債務保証・保険や債券市場の活用等も日本政府の協力機能に加えると言う検討段階に入った。

2 ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の独自の推進活動

ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の具体的な活動は、主に第 1 章で論じたように、AFMM+3 と ASEAN+3 金融協力体制の 4 つのメカニズムを中心に行われていた。具体的な協力活動とその実績は、以下のものである。

第 1 に、AFMM+3 体制の正常な運営を維持するために、日本政府は、ASEAN+3 金融協力基金に対して出資し、AFMM+3 の運営経費を分担している。また、AFMM+3 の協力機能を向上させるために、日本政府は、一般会計政府予算を通じ、JAFTA や AMRO 拠出金のような公的資金を設置すると言う独自の資金支援体制を構築した。

第 2 に、チャンマイ・イニシアティブ (CMI) を中心とした域内通貨スワップ取極協力

体制では、日本政府は、「片方向から双方向へ、米ドル中心から域内通貨へ」と言う2つの推進方針を強調した。その方針の下に、CMIにおける日本と他国の二国間現地通貨間の双方向BSA規模は急速に拡大した。日本政府の提案により形成されたCMIマルチ化(CMIM)では、日本の貢献額は中国と共に全体の32%を占め、日本政府が大きな役割を果たした。CMIMやCMI・BSA体制以外でも、日本政府の主導による日本・中国、日本・タイ、日本・韓国、日本・フィリピン、日本・シンガポール、日本・インドネシア、日本・マレーシアの7つの独自通貨スワップ取極体制も構築された。

第3に、「新宮澤構想(第2ステージ)」を発表して以来、地域金融協力における財務省を中心とした日本政府は、当初より「地域民間資金の活用を目指す債券市場」を重点的な分野として積極的に推進した。ASEAN+3金融協力体制が構築されて以降、まず、日本政府は、地域債券市場育成の課題に対してABMIの創設と「アジア保証機構」と言う2つの提案を提出した。また、ABMIメカニズムに基づき、日本政府の主導で、域内の格付機関機能の向上、地域市場慣行の調和、信用保証機能と言う課題を中心に3つの協力活動が行われた。最後には、日本独自の資金支援として、「日本・ASEAN金融技術支援基金(JAFTA)」により日本政府がASEAN地域を主な対象として、ASEAN各国の国内債券市場の設立と金融インフラ整備に向けた金融技術支援を提供した。

第4に、長期金融協力の研究や人材育成を中心とした知的金融支援では、ASEAN+3リサーチ・グループの下で、日本政府は、資金支援を提供しながら、研修・セミナーや、開発途上国の金融市場や地域金融協力についての研究調査・セミナー等の協力活動を行った。特にABMI枠組の構築・深化に従い、日本政府(財務省)における知的金融協力は、国内と域内債券市場を中心とした地域資本市場の育成に集中した。

3 国際金融機関との連携による推進活動

以上で述べたASEAN+3体制における日本政府独自の活動以外で、日本政府は、他の国際金融機関を通じ、日本特別基金(Japan Special Fund: JSF)と途上国銀行資本増強ファンド(IFC)により、ASEAN+3金融協力体制における推進政策の実施と共に、ADBやIFCと連携しながらASEAN+3金融協力を積極的に推進した。上記の内容を整理すると、本章の主な内容と主旨が把握できるであろう。特に強調したいのは、2001年以降、ASEAN+3地域金融協力体制における日本政府の協力政策の構築と協力活動の実施は、基本的に1997年のアジア通貨・金融危機後の日本政府による独自の支援策の延長線上にあると言うことである。1997年のアジア危機支援政策に踏み込んで考えると、日本政府による施策の重心は、3つの金融課題と分野である①短期金融ファシリティ(短期通貨スワップ)、②保証機能の活用による協カスキーム、③地域債券市場の育成にあった。本章の分析によると、2001年以降ASEAN+3金融協力体制における日本政府の政策は、主に、①CMIの下での域内通貨スワップ取極体制の構築、②ABMIによる民間資本の活用体制の整備に集

中されている。以上の 2 つの時期での日本政府の地域金融協力政策を比較すると、ASEAN+3 地域金融協力体制における日本政府の推進政策は、1997 年のアジア危機支援政策を継承したものと考えられる。また、1997 年の危機支援政策を発端として形成された日本政府の政策目標・意図は、ASEAN+3 金融協力体制の創設によって一層明確になった。

第4章 ASEAN+3 金融協力政策における公的金融機関の協力体制と事業活動

はじめに

第3章は、金融協力政策における組織構造と推進活動を巡って、財務省を中心とした日本政府のASEAN+3金融協力政策過程と協力体制を分析した。一方、前章で言及したように、政府財政負担の膨張によって、日本政府を中心とした支援型の地域金融協力を維持することは困難になった。財政問題に与えられた負担のみならず、日本政府による公的な資金供給モデルでは、支援規模の限度やモラルハザードの欠陥は常に指摘されている³⁰⁸。更に、政府という身分が外交問題を起こしうるため、幅広い分野で日本政府による協力事業を展開する余地は限定的である。その内で、域内債券市場育成に向けて公的金融機関の活用を促進しようとする視点がより重要となった。このようにして、政策手段として、公的金融機関による債務保証・保険の機能活用は、日本政府の政策検討に入った。1999年以降、従来財務省に主導されたASEAN+3金融協力体制における日本政府の機能は、3回の行政改革（いわゆる政策金融改革）を通じ、その一部が公的金融機関に譲渡された。日本政府と公的金融機関の関係を考えると、日本政府の主導で推進されているASEAN+3金融協力体制の下で公的金融機関は、財務省の推進策を具現化させるための専門機関と位置づけられている。

本章は、以下の通りに、主たる3つの重要な点を解明する。第1には、日本政府のASEAN+3金融協力政策における公的金融機関の位置づけと、金融協力政策における公的金融機関の役割について分析する。第2には、JBIC・NEXI・JICAの3つの代表的な公的金融機関を研究対象として、地域金融協力における公的金融機関がいかに機能しているかを検討する。第3には、具体的な協力案件を巡り実績分析を通じ、公的金融機関が日本政府の推進策に基づき、地域債券市場育成（ABMI）を中心に、いかにASEAN+3地域金融協力体制を推進しているかについて考察する。

第1節 ASEAN+3 金融協力政策における公的金融機関の位置づけ

1997年のアジア通貨・金融危機以降、大きな財政負担に影響を及ぼされたため、経済協力費を中心とした日本政府の金融協力資金は減少しつつあった。財務省を中心とする日本政府のみでは、適切に対応することが困難となった。政府の協力体制以外で、ASEAN+3金融協力体制を巡る推進政策の実施の効率性を保つために、財務省に主導された政策金融改革の推進により、ASEAN+3金融協力において公的金融機関が果たす役割は強まってい

³⁰⁸ 岩田一政監修「世界経済・金融の安定に向けた日本の対応に関する提言」、『エグゼクティブ・サマリー』（日経・CSIS バーチャル・シンクタンク国際金融危機対応タスクフォース）、2012年5月、13頁を参照。

た³⁰⁹。

1-1 公的金融機関とは

まず公的金融機関は、公共的な目標達成を目的とした金融機関を指す。また日本の公的金融機関とは、日本政府が、経済発展、国際協力、産業の育成、国民生活の安定と言った「一定の政策」を実現することを目的として設置された機関である³¹⁰。日本の公的金融機関の種類には、政策金融機関、特殊法人、独立行政法人が含まれる。日本政府は、公的資金である政府予算を原資として、公的金融機関に融資することにより援助を供与する。また公的金融機関の独特な機能は、民間金融機関の補完として、民間金融機関だけでは対応できない案件に、より機動的かつ積極的に対応するものであり、また日本政府の政策を実施する機能を発揮することにより、金融活動を行うものである。以下は、日本国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、日本貿易保険（NEXI）と言う3つの公的金融機関を研究対象として、それらの協力機能と日本政府の地域金融協力政策におけるの位置づけを考察する。

1-2 公的金融機関における資金調達構造

公的金融機関は、日本政府の全額出資により設立されている。上述の通り、日本政府が、一般会計や特別会計を通じて各公的金融機関に出資を供与している。また、日本政府は、回収金や事業収益等による公的金融機関の事業原資に当てられる他に、借入金の元利返済が行えない際に、累積損失の補填として、事後的に一般会計から補給金・交付金として資金を交付し、不足分を補填する役割も果たしている。一方、公的金融機関は、債券発行等により外部から資金調達を行っている。一般民間企業の事業展開と同様に、公的金融機関が業務を行なう場合、政府出資、事業収益だけでは必要な資金をまかなえないので、株・社債の発行、金融機関からの借入り、市場から融資することも常に見られる。また、国内向け公的金融機関に比べると、海外向けの公的金融機関は、国内市場からの資金調達に加えて外債発行による資金調達が可能であるため、収支相償原則に基づき、基本的に黒字経営で、融資業務に自己資金の比率がより高い水準となっている³¹¹。

³⁰⁹ 政策金融改革とは、2002年12月の経済財政諮問会議に決定された「政策金融改革について」を初めとして、2008年の「株式会社日本政策金融公庫」の設立まで、一連の改革活動を指している。その目標は、資金の流れを公的部門から民間部門へ転換させることにより、市場メカニズムを活かした効率的な資源配分を実現し、「小さくて効率的な政府」の下での民需主導の持続的な経済成長を実現しようとするものである。改革のポイントについては、組織をできる限りスリム化して、政策金融機能を限定しながら、民間金融の力を借りて、天下り先を作らなくても業務拡大できると言う制度設計であった。各省ごとの持っていた政策金融機関を1つに統合して組織のスリム化（各機関が各省事務次官クラスの天下り先だったのを1つにする）し、機能も直接融資から保証等の間接融資にするものである。日本は、従来の政策金融機関が多かったが、この改革の結果、政策金融機関は日本政策金融公庫1つで十分と言う世界の標準になった。しかし、2012年の民主党政権が主導した国際協力銀行の公庫からの離脱は、「JBICは再び財務省の有力な天下り先になるだろう」と言う批判も現れた。高橋洋一「政策金融改革を潰し、天下り金融機関を復活させる菅政権の噴飯」、『現代ビジネス』2011年2月を参照。

³¹⁰ 用語解釈は Ifinance、<http://www.ifinance.ne.jp/glossary/finance/fin170.html>（閲覧日：2013/10/9）より

³¹¹ 参議院調査室「政府系金融機関の問題点の検証」、『経済のプリズム（第26号）』、2006年7月、15頁。

公的金融機関における資金調達構造は、以下のように分析できる。まず、日本政府の公的財政部門からは、当年度の財投計画に基づき、財政融資特別会計や産業投資特別会計から資金を借り受けている。また、市場からは、財投計画に定められた政府保証が付与される「政府保証債」と、財投計画外の債券で自らの信用力に応じて自己調達の「財投機関債」を発行して資金を直接調達している。「政府保証債」について、仮に元金償還が不可能となった場合には、公的金融機関に代わって日本政府が元金償還を行うこととなる³¹²。「財投機関債」は、形式上政府の保証が付与されないものの、市場の「暗黙の政府保証」の評価を前提としており、事実上、日本政府の公的財政部門への依存度の割合が高い³¹³。要するに、日本政府における公的財政部門への関与による出資と、政府保証の経路を介する融資は、公的金融機関にとって資金調達の主たる部分となっていると考えられる。以下は、本章の中心的な研究対象である JBIC・NEXI・JICA の機能と協力体制を巡り、ASEAN+3 金融協力体制における日本の公的金融機関の機能を検討する。

第 2 節 日本国際協力銀行（JBIC）の協力体制と事業活動

国際協力銀行（JBIC）は、財務大臣の監督の下で、日本政府の海外金融政策を実行する公的金融機関である。地域金融協力分野では、JBIC は、日系企業の東アジア地域にある中小企業を対象として、①現地通貨建て債券の発行、②現地通貨建て債券の発行に対する保証付与、③サムライ債の発行を推進している。以上の協力活動により、JBIC は、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府が推進する地域債券市場育成の政策実施において重要な役割を果たしている。

2-1 日本国際協力銀行（JBIC）組織構造の変化

2-1-1 国際協力銀行（JBIC）沿革の全体像

JBIC の発展史とその沿革を整理して見ると、下記の図表 1 の通り、JBIC は 4 つの段階を経たことが分かる。JBIC の前身は、1950 年 12 月 28 日に発足した日本輸出銀行である。翌年 4 月 1 日に、その名称は日本輸出入銀行（旧輸銀）と改称された。1999 年 10 月 1 日に旧輸銀は、1961 年に設立された海外経済業務を中心とした海外経済協力基金（OECF）と合併し、100%日本政府出資の特殊銀行国際協力銀行（JBIC）として発足した。2008 年 10 月 1 日に、政策金融改革の下に、JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫（以下は公庫）に、また JBIC の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構（JICA）にそれぞれ分割された。JBIC は、公庫の国際金融部門として名称を残し、元の業務のままに日本政府の国際金融政策を担うことになった。また、2012 年 4 月 1 日に、2011 年 4 月に成立した「株式会社国際協力銀行法」に従い、JBIC は公庫から分離し、株式会社国

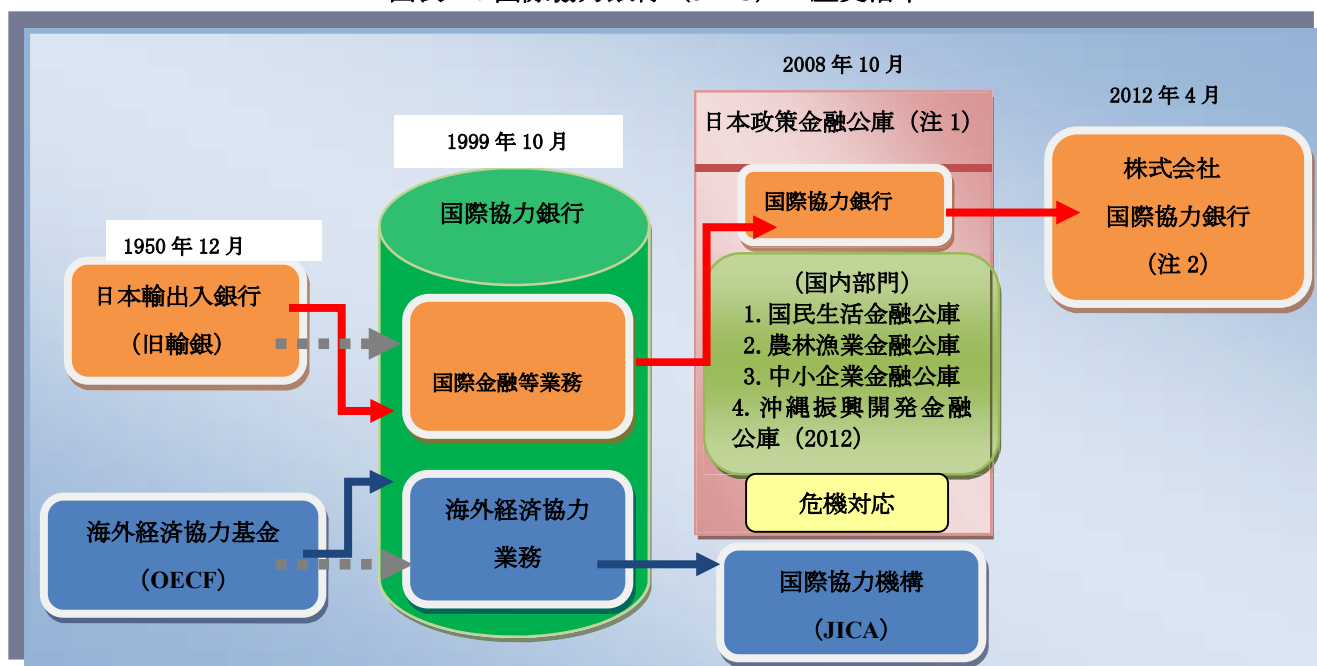
³¹² 同上。

³¹³ 野口卓・佐々木宏夫「特殊法人等が発行する非政府保証債の『暗黙の政府保証』についての一考察」、『フィナンシャル・レビュー』第 49 号、1999 年 3 月、172-173 頁。

際協力銀行として独立した³¹⁴。

1950 年から現在にかけて、日本政府による国際金融政策と経済協力政策を実施する中核的な枠組として、国際協力銀行（旧輸銀を含む）は、以上の 3 つの組織変革と独立化を経験し、特に 1999 年以降、ASEAN+3 地域金融協力体制における日本政府の推進政策を具体化させる重要な存在となったと言える。以下は、1999 年以降、JBIC の仕組と日本政府の金融協力政策との関係を中心に、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の戦略としての JBIC の位置づけを更に考察する。

図表 1：国際協力銀行（JBIC）の歴史沿革



注 1：日本政策金融公庫は、政府が株式の全額を保有する株式会社で、「株式会社日本政策金融公庫法」を下に設立した。2008 年 10 月 1 日に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(JBIC)と言う政府系金融 4 機関が合体する形で設立され、2012 年に沖縄振興開発金融公庫が加入した。

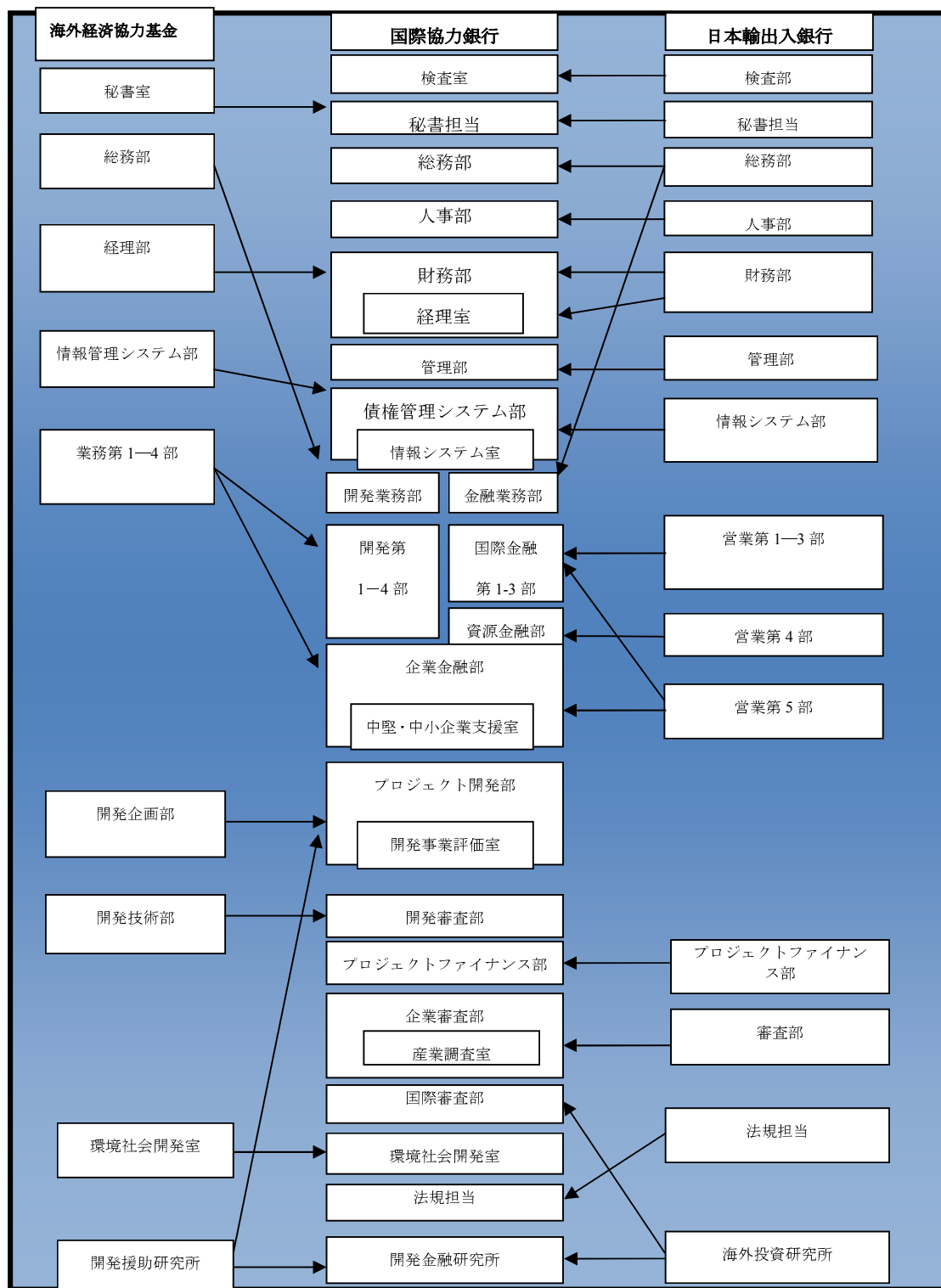
注 2：2011 年 5 月 2 日公布・施行の株式会社国際協力銀行法に基づき、2012 年 4 月 1 日に株式会社国際協力銀行として発足した。

出所：「JBIC TODAY(2008.8)」を参照。

2-1-2 1999 年以降の国際協力銀行（JBIC）の運営構造

³¹⁴ 「株式会社国際協力銀行法」は、2011 年 4 月 28 日午後、参議院本会議で民主・公明両党の賛成多数で可決・設立した。

図表 2 : 1999 年成立した国際協力銀行 (JBIC) 組織図



出所：今井正幸『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』、垂紀書房、2001年、53頁より筆者作成。

(1) 1999 年以降 JBIC の組織構造

「国際協力銀行法」³¹⁵によって、1999年に発足したJBICは、旧輸銀とOECFの合併以前の事業活動をそのまま引き継ぎ、①間接部門に属する総務、②管理部門、③業務支援、調査、研究部門、④支店、海外事務所の3つの部分により構成された³¹⁶。以上の図表2に示した通り、合併後JBICにおいて、元々OECFに存在した開発技術部と、旧輸銀側にあった審査部はそれぞれJBICの下で独立部門となった。また、海外駐在員事務所は、実質的な業務を担当するために、双方からのスタッフが協力してその任に当たることとなった（図表2を参照）³¹⁷。JBICに対する監督の面から見ると、JBICの総務事項は内閣府（旧経済企画庁）と財務省（旧大蔵省）に共管され、国際金融等業務は財務省（旧大蔵省）と内閣府（旧経済企画庁）がそれぞれ管轄している。

以上のことにより、JBICと日本政府の関係は、OECFと旧輸銀の枠組を継承したものとなっている。ところで、旧OECFの下でODA業務を巡る政府関係省庁の間の意見交換の場は、「海外経済協力業務運営協議会」に継承された。

(2) 『海外経済協力に関する検討会報告書』とJBIC組織の再改革

2008年10月に、「政策金融改革」の一環として、1999年に創設された特殊銀行JBICは改組された。以下のような1999年の「国際協力銀行法（平成11年法律第35号）」が規定するJBICの国際金融等業務（第23条第1項）は、新政策金融機関に承継された³¹⁸。

「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものである」。

また、同条第2項が規定する海外経済協力業務は、新しく設立された独立行政法人国際協力機構（JICA）に統合することとされた。

2008年の「政策金融改革」によるJBICの再構成を振り返ると、『海外経済協力に関する検討会報告書（以下は『報告書』）』は重要な存在である。2002年12月13日の経済財政諮問会議では、JBICを初めとした政策金融機関8機関を対象に、組織形態の見直し（集約化・民営化を含む）を実施することが決定された。具体的な内容としては、JBICと他の4つの政策金融機関を併せて1つの政策金融機関に統合すると言うものである。その改

³¹⁵ 上記の『JBIC銀行法』は、1999年4月23日付けで成立・公布されており、全部で7章で、60条と附則34条から構成されている。

³¹⁶ 旧OECF部門には、図表2に示した通り、総務と経理等の管理部門の他に、担当国別の業務部門と、専門分野別にスタッフを擁していた開発部門（開発審査、開発研究を含む）が主軸としてあった。一方、旧輸銀のほうが、総務、財務、情報管理、営業等の4つの部門が中核であった。OOF（その他政府資金）は、旧輸銀を初めとして現在JBICでも行う主な国際金融業務であり、「インフラ建設事業」、「金融危機対応支援」の供与分野において外国政府と日系企業に融資することとなる。

³¹⁷ 今井正幸『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』、亜紀書房、2001年、113頁。

³¹⁸ 松井新介「国際協力銀行改革とODA実施体制の見直し」、『立法と調査』、参議院事務局、2006年5月、66-72頁。

革を推進するために、内閣官房長官の下に有識者を構成員として設置された「海外経済協力に関する検討会」（全9回）において、JBIC と他の援助機関との関係整理と政策金融機能の在り方が議論された。この検討は、主に ODA とその他の政府資金（OOF）を中心に、両者の定義とその境目、海外経済協力における主要な協力対象国に向けた立案・実施体制等を巡って行われた³¹⁹。

その結果として、図表3に示したように、『報告書』では、①国際金融協力銀行を再び2つの機構に分け、国際金融の業務を JBIC に残しながら1つの部門として新しい集約化された組織に統合する、②海外経済協力業務は新しい組織（JICA）に置き、JBIC から独立させる、③JICA が ODA 業務を一元的に実施する、と言う3つの提言が提出された。要するに、『報告書』では、「政策金融改革」により、1997年以降、地域金融協力における3つの主な手段として、①JBIC に実施された有償資金協力（円借款）、②JICA（旧 OECF）に実施された技術協力、③外務省に実施された無償資金協力は、JICA を実施主体として位置付けられるべきだと強調された³²⁰。一方、『報告書』は、JBIC を中心とした国際金融部門については、新政策金融機関において一定の独立性を持たせることや、JICA に統合される海外経済協力部門との有機的な連携が維持されるよう手当てされるべきである、と提言した³²¹。それにより、その後の改革推進法案では、「国際金融の業務を行う部門にあつては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする（5条4号）」と、JBIC の金融業務が明確に規定された³²²。

以上の経緯を踏まえ、2007年2月27日に、日本政府は「株式会社日本政策金融公庫法案」と「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議で決定し、同日に国会に提出した。2007年5月25日には、「株式会社日本政策金融公庫法」（平成19年法律第57号）が公布された。2008年10月1日に、元特殊銀行 JBIC の国際金融部門は株式会社日本政策金融公庫に、また海外経済協力部門は JICA にそれぞれ移った（図表3）³²³。

³¹⁹ 首相官邸『海外経済協力に関する検討会報告書』、2006年2月28日、2頁を参照。

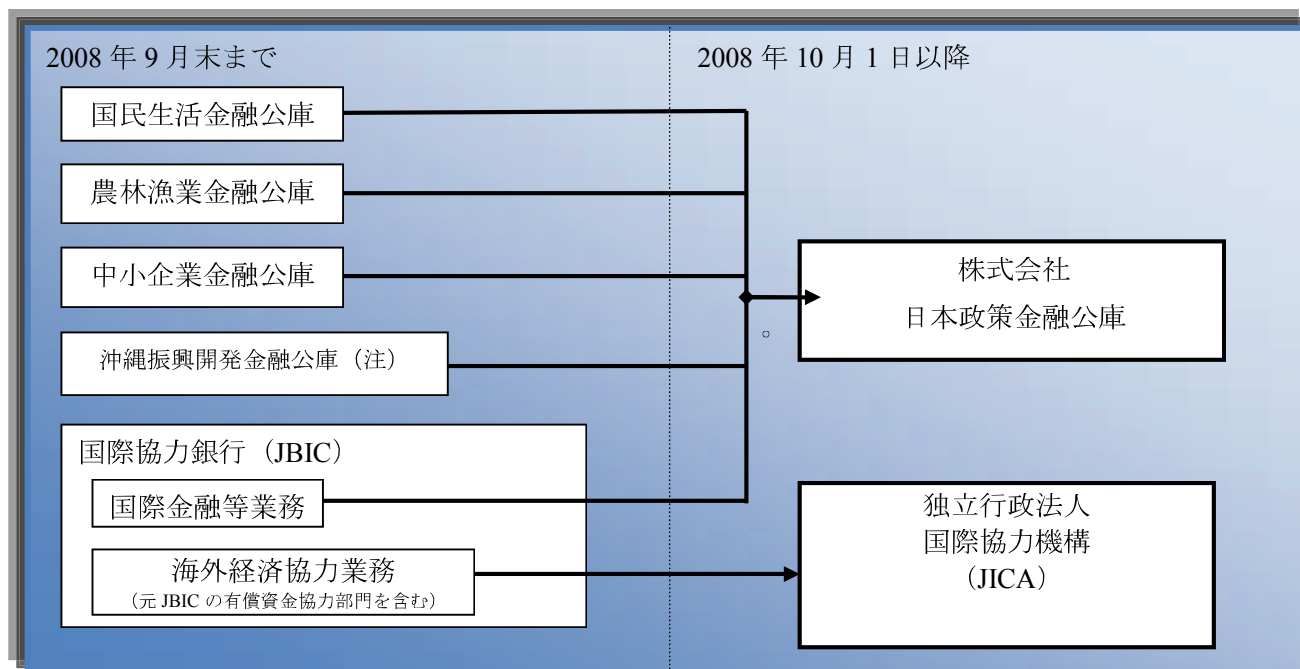
³²⁰ 同上、17頁を参照。

³²¹ 同上、19頁を参照。

³²² 松井新介「国際協力銀行改革と ODA 実施体制の見直し」、『立法と調査』、参議院事務局、2006年5月、66-72頁。

³²³ 政策金融公庫の株式は、国が全額保有するのである。

図表 3：日本政策金融公庫に統合された以降の JBIC の組織改革



出所：武井哲也「JBIC に求められる役割と機能強化の必要性：株式会社日本政策金融公庫法改正案」、『立法と調査』（2010年9月）、25頁より。

(3) JBIC の再独立

自民党政権下での政策金融改革は、組織規模の肥大化による民業圧迫等の問題点が指摘された³²⁴。一方で、統合後の JBIC は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫といった異なる業務を行うため、他の公的金融機関と統合されたことにより独立性が失われた。そのため、再び公庫から分離することを主張する声が出てきた³²⁵。

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、JBIC の在り方について、「機動性、専門性及び対外交渉力を強化する観点から検討する」との文言が盛り込まれた³²⁶。また、民主党政権は、事業仕分けを行うことにより、JBIC の業務内容・支援機能を強化するため、2011年4月28日に日本政策金融公庫の一部門であった国際協力銀行を分離・独立させる「国際協力銀行法案（以下は法案）」を国会に提出した。法案は、国会で可決され、2012年4月1日に、「株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）」に

³²⁴ 組織規模の肥大化による民業圧迫は、滝川好夫「公的金融の入口・出口改革論の再考：官による民への圧迫 VS 私による公への貢献」、『平成23年度 貯蓄・金融・経済研究論文集』、2010年3月、を参照される。

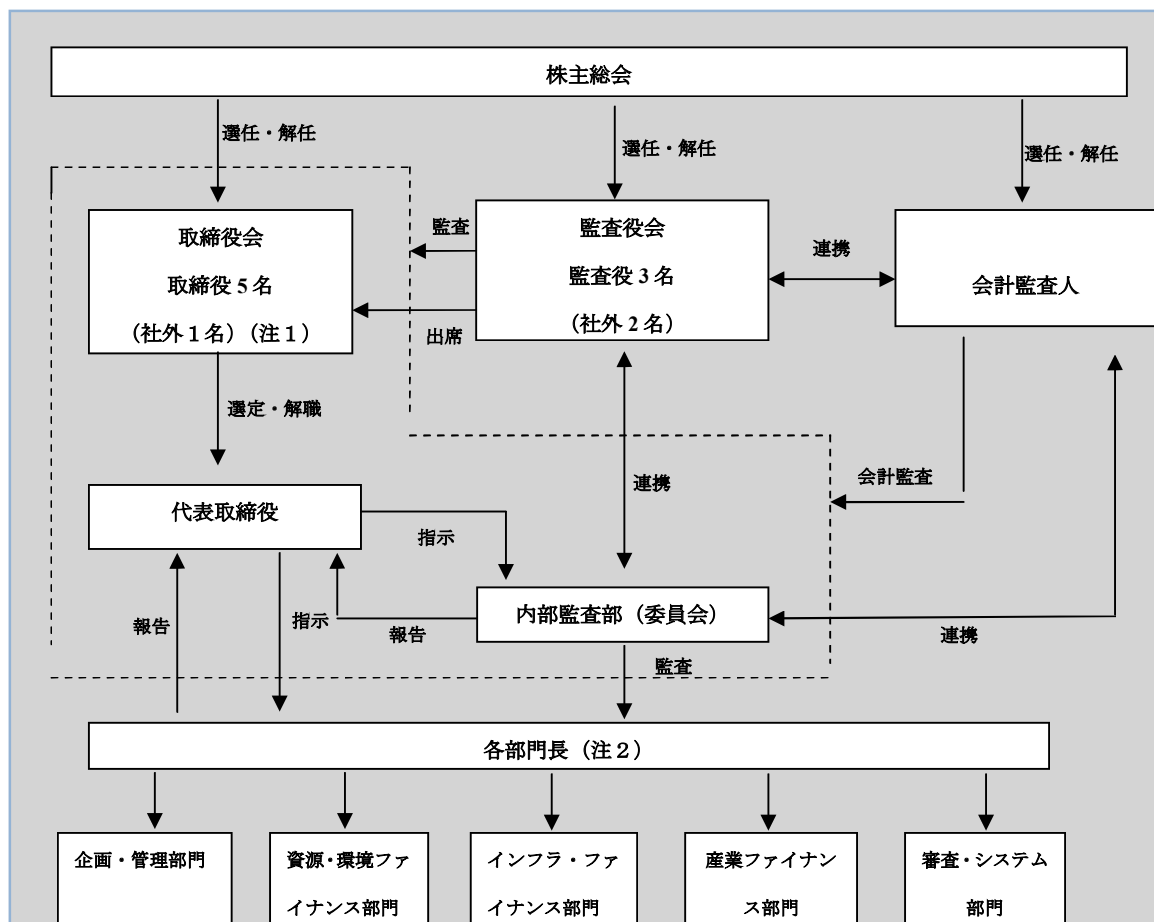
³²⁵ 例えば、第174回衆議院財務金融委員会においては、当時菅直人財務大臣が、政策金融改革や現在の JBIC について、「十数年前、役所ごとに公的金融機関があったものを統廃合していく、その方向性はその時点では必要だったと思うが、JBIC の現状を見ると、余りにも多くのものを一緒にしたために、やや性格もはっきりしていない」と語った。「第174回国会参議院財政金融委員会会議録第4号」、2010年3月19日、11頁、また武井哲也「JBIC に求められる役割と機能強化の必要性：株式会社日本政策金融公庫法改正案」、『立法と調査』、2010年9月を参照。

³²⁶ 内閣府「新成長戦略」、2010年（平成22年）6月18日閣議決定、を参照。

沿い JBIC が公庫から分離され、株式会社国際協力銀行と言う新しい JBIC として独立した（図表 3 を参照）。しかし、公庫からの離脱にもかかわらず、JBIC は依然として日本政府の全額出資の株式会社であるため、主務大臣からの監督、国会による予算の検討、会計検査院と主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査の関与が必要となる。

以下では、独立後の JBIC の組織構造を検討する。2011 年 7 月に部門制の導入により、図表 4 に示した通り、2012 年 4 月以降、業務分野における営業部門（資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門、産業ファイナンス部門等）、企画・管理部門、資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、審査・システム部門の 5 つの部門が JBIC に設置された（図表 4）。各部門においては、担当取締役を置くと同時に、各部門の部門長も設置された。各部門長は、専務取締役か副総裁に対する報告をすることが義務付けられており、2 人からの指示を受けながら当部門の支援活動を行っていく。また、取締役会に選定か解任される代表取締役総裁は、JBIC の総理として銀行の日常運営を統括し、内部監査部へ直接指示を出すことによって、各部門を管理・監督するという仕組が構築された³²⁷。

図表 4 : 2012 年 4 月後 JBIC における組織図



³²⁷ JBIC 「業務運営と管理体制」、『株式会社国際協力銀行年次報告書 2010』、<http://www.jbic.go.jp/ja/about/business/year/2012/index.html>（閲覧日：2013/9/20）、74 頁。

注1：取締役会は、総裁、副総裁、専務取締役、取締役（企画・管理部門長）に加え、会社法に規定する社外取締役（非常勤）1名の全部で5名によって構成されている。主に経営会議（経営会議から委任をうける各種会議を含む）、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザー委員会を中心に会議が行われている。

注2：代表取締役に関する具体的な役割については、代表取締役総裁は、JBICの総理であり監査部の担当と言う役割を果たしている。代表取締役副総裁は、直接に総裁に統領されており、総裁の補佐として審査・システム部門を担当している。副総裁は、取締役（企画・管理部門部長）、執行委員（審査・システム部門長）か代表取締役専務取締役（営業部門担当）を監督している。また専務取締役の下に、残りの3人の執行委員（資源・資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門、産業ファイナンス部門）のポストが設置されている。

出所：JBIC『株式会社国際協力銀行年次報告書2012』、<http://www.jbic.go.jp/ja/about/business/year/2012/index.html>（閲覧日：2013/10/12）、72頁を参照に筆者作成。

2-2 ASEAN+3 金融協力における JBIC の機能

2-2-1 JBIC の主な国際金融業務

従来、日本政府の海外金融政策を実施する拠点として、JBIC（前身の旧輸銀時代から）は、旧輸銀が設立された当初、日本企業の輸出に必要な資金調達を中心とした輸出金融と言う単一的な国際金融業務を提供した。2013年現在、JBICの国際金融業務は、資金の貸付、債券保証、証券化の促進の手段を通じて、輸出金融、輸入金融、投資金融、事業開発、出資、保証、ブリッジローン、調査の全部で8つの業務で構成されている。「株式会社国際協力銀行法」に基づき、JBICは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、①日本にとって重要な資源の海外における開発・取得を促進すること、②日本の産業の国際競争力の維持と向上を図ること、③地球温暖化の防止と言う地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うこと、④地域・国際金融秩序の混乱の防止とその被害への対処に必要な金融を行うことの4つの事業を行っている。

328

2-2-2 地域金融協力に関する JBIC の協力機能

ASEAN+3 地域金融協力体制における JBIC の機能がいかに発揮されているかを分析してみると、上記の②と④の分野が最も注目される。具体的には、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の推進策の下で、地域債券市場の育成と言う協力メカニズムを中心とした信用保証供与、現地通貨建て債券発行等の「地域債券市場育成イニシアティブ (ABMI)」

³²⁸ JBIC「国際協力銀行の役割と機能」、『国際協力銀行年次報告書2013』、1-2頁を参照。

向けの機能設計の2点は、JBICの重点的な取組みである³²⁹。また、リーマンショック後、「アジア経済倍増へ向けた成長構想」と言う政府政策に基づき、サムライ債保証はJBICの協力視野に入った。

2-2-3 地域金融協力におけるJBIC予算と決算

JBIC創設後、関連する運営資金は、全額が政府により出資されている。また、予算をもって定める金額の範囲内においてJBICに係る債務は日本政府によって担保されているため、財務大臣は監督と言う役割を果たしている³³⁰。また、JBICの予算会計に関する必要事項も財務省令で定められている。具体的には、まず毎事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）、JBIC収入と支出の予算は、財務大臣に提出される。財務大臣は、「株式会社国際協力銀行法」第1項の規定により、JBIC予算の提出を受けた後に、閣議で検討して必要な調整を行う。その予算は、国の予算と共に国会に提出する。最後に、政府内閣は、JBICの当年度の予算を巡る国会の議決に従い、財務大臣を経由してその結果をJBICに通知する³³¹。

一方、決算の場合は、まず、「株式会社国際協力銀行法」による「貸借対照表」の提出と共に、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録も含む）が作成される。当該決算報告書は、提出された貸借対照表を添付し、監査役か監査委員会の意見を加えて財務大臣に提出される。財務大臣は、決算報告書に貸借対照表を添付して、内閣に送付する³³²。その後内閣は、JBICの決算報告書の送付を受けた後、貸借対照表を添付して、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付する³³³。最後に、内閣は、会計検査院の検査を経た決算報告書に「株式会社国際協力銀行法」第27条第1項の貸借対照表を添付して、国の歳入歳出決算と共に国会に提出する³³⁴。

2-3 地域債券市場育成（ABMI）を中心としたJBICの協力活動

第2章で既に述べたように、地域債券市場の育成に関する長期的な目的は、東アジア地域の豊富な貯蓄を、中長期的発展に資する投資資金として域内に循環させようと言うものである。最終目標としては、地域の貯蓄を東アジアの民間事業者が長期の資本形成・投資に動員できるように、アジア域内通貨建ての債券の発行を可能とするような債券市場の整備を目指している³³⁵。その目標に対して、日本政府の戦略は、2002年に開催されたASEAN+3金融大臣会議において「アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）」を提唱

³²⁹ 以上の業務では、JBICの融資が民間金融機関との協調融資を原則としているが、これに加えて、民間ファイナンスへの保証の割合も増えている。

³³⁰ 『株式会社国際協力銀行法』第2条第2項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。

³³¹ JBIC「第4章：財務及び会計」、『株式会社国際協力銀行法』、2011年（平成23年）4月28日、を参照。

³³² 同上。

³³³ 同上。

³³⁴ 同上。

³³⁵ 財務省（国際局）「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」第19回部会配布資料2、24頁。

し、JBIC を中心とした公的金融機関を通じて ABMI を推進しようとするものである。2002 年以降、ABMI を巡り JBIC は、債券発行と債券発行信用供与を中心に、「現地通貨建て債券発行」、「現地通貨建て債券への保証」、「債券担保証券（CBO）に対する再保証」、「サムライ債発行に対する信用保証」³³⁶と云う 4 つの協力項目で、総額 500 億円規模の協力活動を行った（図表 5）。JBIC は、日本政府の ABMI 推進政策に基づき、地域債券市場の育成に非常に重要な役割を果たした。

図表 5：2003 年以降 ABMI の下で信用保証供与における JBIC の協力実績

案件契約時期	協力内容
2004 年 06 月	タイの日系企業が発行したパーツ建て債券への保証供与①
2004 年 12 月	韓国の債券担保証券（CBO）への保証供与
2005 年 08 月	タイ市場におけるパーツ建て債券の発行
2006 年 01 月	マレーシアの日系企業が発行したリングgit建て債券への保証供与①
2006 年 03 月	SOF が発行したルピア建て債券への保証供与①
2007 年 03 月	SOF が発行したルピア建て債券への保証供与②
2007 年 10 月	マレーシアの日系企業が発行したリングgit建て債券への保証供与②
2008 年 08 月	タイの日系企業が発行したパーツ建て債券への保証供与②
2009 年 04 月	インドネシア政府サムライ債券発行への保証供与①
2010 年 12 月	フィリピン政府サムライ債券発行への保証供与
2010 年 11 月	インドネシア政府サムライ債券発行への保証供与②
2012 年 07 月	インドネシア政府サムライ債券発行への保証供与③

注：①、②、③の記号は、時間の順番（早期から晩期まで）で各協力プロジェクトにおけるそれぞれの時期を示す。

出所：JBIC 資料より筆者作成。

2-3-1 現地通貨建て債券の発行

ABMI の下での 1 つ目の主な協力項目は、公的金融機関による現地通貨建て債券の発行である。これは、東アジア地域において、債券発行体の多様化と、また投資家層の拡大に係るものと考えられている³³⁷。この協力活動の実施により、該当国において直接投資を行う東アジア地域の企業に対して資金調達の援助が与えられている。

具体的な協力実績として、ABMI が発表されて以降、従来のような国際金融公社（IFC）やアジア開発銀行（ADB）の国際金融機関による債券の起債が行われる一方、日本政府

³³⁶ その業務は、現地日系企業が発行する現地通貨建て社債、日系現地企業の社債発行に対する保証等を中心に、域内諸国に進出している日系現地企業は、為替リスク回避の観点から事業資金を現地通貨建てで調達する必要性が極めて高い。こうした国々の多くでは、債券市場が未発達であるために、これまで債券発行が困難な状況にあり、資金調達手段が限られている。こうした中で、比較的債券市場が発達しているタイにおいても、信用力の高い日本企業であっても現地債券市場における知名度は必ずしも高くないため、円滑な債券発行のためには日本の公的金融機関の補完が求められている。JBIC としては、こうした日本企業のニーズを踏まえ、JBIC の保証機能を活用して現地債券市場における日系企業の債券発行を支援することを通じ、日系企業の資金調達手段多様化と現地債券市場育成に寄与する。出所：JBIC 『2004 年度の業務概況』、2005 年、13-17 頁を参照。

³³⁷ 星文雄「アジアの債券市場育成に向けた国際協力銀行（JBIC）の取組み」（2006 年 10 月 3 日開催第 10 回山本委員会での講演）を参照。

の推進の下で、JBIC を中心とした地域での現地通貨建て債券の発行は規模が拡大した。以下の図表 5 に示した通り、2003 年に ABMI が構築されて以降、日本政府は、JBIC を通じて、タイ、マレーシア、インドネシア等の政府と、また現地日系企業を対象として、「現地通貨建て債券の発行」を推進した。

案件：タイパーツ建て JBIC 債券の発行（2005 年 8 月）

2004 年以降、国際機関によるアジア通貨建て債券発行は活発化している。一方、地域金融協力の一環として、ABMI 作業部会（WG）の成果を踏まえ、2004 年 5 月に、地域各国政府と公的金融機関による債券発行を個別認可とするガイドラインが発表された。それにより、ABMI の下で JBIC による現地通貨建て債券が発行されるようになった。

初めての案件（図表 6 を参照）として、2005 年 8 月 30 日に JBIC は、日本政府の保証の下で、タイ政府とタイパーツ建て固定利付債券発行の調印を行った。これは、タイ市場において非居住者による債券発行の案件である。具体的な内容について、JBIC は、バンコクにおける日本の金融機関（日本の三銀行：東京三菱銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行）の支店を通じてタイでの日系企業に対して、総計 30 億パーツ建て融資を供与した。それにより、日本企業を中心に、為替リスクの低い現地通貨建てにより、現地企業の設備投資や長期運転資金に向けた資金調達の機能が活用された。

図表 6：タイパーツ建て JBIC 債券第 1 号

発行額	30 億タイパーツ（約 80 億円）
市場	タイ金融市場
期間	5 年（2010 年 9 月 7 日期限一括償還）
表面金利	4.78%
発行価格	100%
保証	日本国政府（JBIC）
上場	タイ債券取引所

出所：JBIC 資料より筆者作成。

2-3-2 現地通貨建て債券における信用保証信用供与

もう 1 つの協力体制として、JBIC は、民間金融機関の融資と、またタイ・マレーシア・インドネシアの地域途上国政府や民間企業により発行された現地通貨建て債券の起債（タイパーツ、マレーシア・リンキッド、インドネシア・ルピア建て債券発行）に対して信用保証を提供した。

2003 年から現在までの JBIC による信用保証の実績を見ると、主に現地日系企業の資金調達を中心に行われている。図表 7 に示した通り、この現地通貨建て債券への保証スキームは、長期資金調達を中心に、現地日系企業の親会社と、また日本の民間金融機関の保証

ットサービス（株）が出資しているタイ王国法人 AEON Thana Sinsap (Thailand) Public Company Limited (ATS) が発行したタイバーツ建社債に対して信用保証を提供した。案件1のように、案件2は、ATS が社債発行により行う資金調達を支持するものとして、10億バーツ（約34億円）の社債をみずほコーポレート銀行が保証を提供し、JBIC が再保証を行うと言う仕組みである。JBIC による再保証の対象である社債発行により得られた資金は、ATS が行う日系自動二輪車の販売金融事業に充てられた。

(3) 案件3：マレーシア OLM のリングット建て債券への保証供与（2006年1月、2007年10月）

JBIC は、2006年1月25日に、オリックス(株)が出資するマレーシア国法人 ORIX Leasing Malaysia Berhad（以下 OLM）が発行したリングット建社債に対して保証を提供した。本案件は、従来の案件と同様に、OLM が発行した1億5千万リングット（約45億円）の社債を親会社であるオリックスが保証し、JBIC が三菱東京 UFJ 銀行ラブアン支店と共に再保証を供与すると言うものである。本社債発行により得られた資金は、OLM による日系製品の機器・設備リース事業に充当された。また、2006年1月に発行された社債以外、2007年10月3日に、第1回目の OLM のリングット建て債券に続き、JBIC が2億リングット（約69億円）の社債に対する保証を供与した。

案件4：インドネシア SOF のルピア建て債券に対する保証供与（2006年3月、2007年3月）

以上のような JBIC の協力機能を行行使する形で、2006年3月と2007年3月に、JBIC 信用保証案件4が実行された。JBIC は、2006年3月に、住友商事が出資するインドネシア共和国法人 P.T. Summit Oto Finance（以下 SOF）が発行したルピア建社債に対して保証を実行した。同案件では、SOF が発行する1兆ルピア（約120億円）の社債は、三菱東京 UFJ 銀行により保証が提供され、また JBIC が再保証を供与した。ルピア建て債券の発行により得られた資金は、SOF による日系メーカー製自動二輪車販売金融事業に充当された。また、2006年3月に発行された社債以外に、2007年3月8日に、第1回目の SOF のルピア建て債券に続き、JBIC は SOF が発行する1兆ルピア（約130億円）の社債に対する保証を供与した。

2-3-3 債券担保証券（CBO）に対する再保証の供与

JBIC が実施している3つ目の協力体制は、CBO に対する再保証と言う協力形態である。地域金融・資本市場が育成されてきた段階においては、以上で述べたような現地通貨建て債券のみならず、ABMI の下で、社債担保証券（Collateralized Bond Obligation : CBO）を中心としたクレジット・エンジニアリングと言う高い信用力を生む債務証券化が推進されている。第2章で述べたように、2003-2005年の「ABMI ロードマップ」の下で、「新たな債務担保証券の開発について」と言うワーキング・グループ（WG1）が設置された。

その成果として、地域中小企業を中心に低いコストで資金調達できる域内 CBO 融資体制が形成された。一方、CBO 融資に対して JBIC は、再保証も供与している。以下は、JBIC が実施した韓国債券担保証券への保証供与の案件を通じて JBIC の CBO への再保証と言う地域金融協力活動を分析する。

案件：韓国 CBO への保証供与（2004 年 12 月）

ABMI 協力メカニズムの推進の下で、2004 年 6 月に、日韓両国政府は社債担保証券（CBO）市場育成を推進することに合意し、同年 12 月に、JBIC が韓国の CBO に対する保証契約に調印し、社債を担保として発行される 77 億円（3 年物変動利付債）の債券担保証券に対して JBIC が再保証を供与することになった³⁴¹。日韓両国の公的金融機関である JBIC、韓国中小企業銀行（Industrial Bank of Korea : IBK）、韓国中小企業振興公団（Small Business Corporation : SBC）が各々保証を付すことで、クロスボーダーの CBO により証券発行が実現した。

JBIC 再保証体制に関する具体的な構造は、以下の通りである。図表 8 に示したように、まず、韓国国内において特定目的会社を設立する。また、韓国国内の中小企業 46 社³⁴²が発行した円建て社債を担保として、77 億円の CBO が IBK により供与された。中小企業の倒産確率を分析した上で、CBO は優先債と劣後債に分けられている。具体的には、CBO 優先債（全体の 80%）は、①IBK により供与され、②IBK と SBC の保証が付いた債券を下に、③最後に、シンガポールで JBIC が保証を供与した債券を円建て保証債として発行した³⁴³。一方、劣後部分（全体の 20%）は、SBC が全て買い取った³⁴⁴。同様に、ASEAN+3 メンバー諸国との間で債券発行仕組を構築することも可能である³⁴⁵。

³⁴¹本案件は、ABMI に基づく JBIC 協力活動第 2 号である。

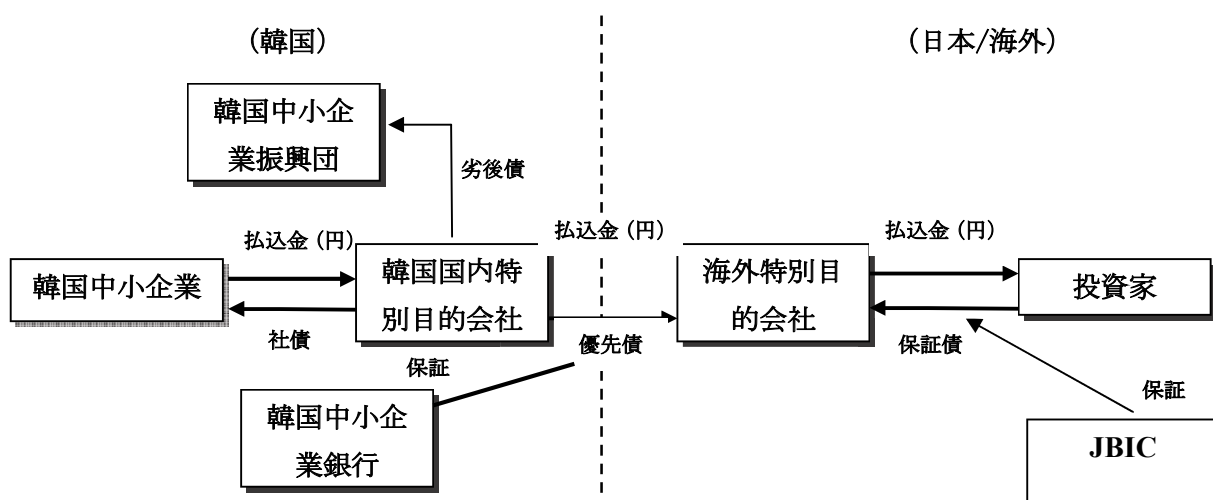
³⁴²韓国中小企業銀行と韓国中小企業振興公団が共同で管理している信用委員会は、46 社の中小企業向け融資チャンネルを提供している。

³⁴³ その債券は、シンガポールで設立した海外特定目的会社買い取り、シンガポール証券取引所に上場した上で、日本を含む地域の機関投資家に販売されている。

³⁴⁴ 星文雄によると、シンガポールに特定目的会社を設立したのは、①税制面で有利であること、②会社設立手続きが容易であること、③英語圏内で言語上の問題が小さいことの 3 つのメリットがある。

³⁴⁵ 竹内淳「アジアの債券市場育成とアジアボンドファンド」、『日本銀行調査季報』10 月号、2005 年、11 頁。

図表 8：韓国債券担保証券（CBO）への保証供与スキーム



出所：JBIC の資料より筆者作成。

2-3-4 「サムライ債発行支援ファシリティ」による保証供与

(1) 「アジア経済倍増へ向けた成長構想」とサムライ債発行の拡大

2008 年のサブプライム・ローン危機と、また 2010 年のヨーロッパソブリン危機（欧州債務危機）の影響で、日本は実体経済と貿易面の急激な収縮に直面すると共に、金融資本市場にも厳しい状態が現れた³⁴⁶。米欧発の金融危機への対応を緊急課題として、2009 年 4 月 10 日に、日本政府は「経済危機対策」により、合計 72.2 億円（国費 15.4 兆円程度・事業費 56.8 兆円程度）の危機支援資金を発表した³⁴⁷。「経済危機対策」発表の前日の日本記者クラブにおいて、当時の麻生総理が「アジア経済倍増へ向けた成長構想」を提出し、金融・経済危機の影響への対応と、また地域の成長力強化と内需拡大を 2 つの目標として、日本政府の支援取組みを域内各国に示した。

地域金融協力の分野を考えると、2008 年度下期から国際債券市場の規模が縮小していた。それに対応するために、日本政府は、サムライ債と言う新たな投資商品の提供を通じ

³⁴⁶ 米欧発金融危機が東アジア経済面に与えた影響に関しては、以下のような研究結果が挙げられる。まず、清水の分析によると、リーマンショックに与えられた影響は、①資本流入が急減し、通貨や株価の下落につながった、②海外でドルの調達がほぼ不可能となり、ドル建て債券のスプレッドも拡大した。国内の流動性にも影響が及んだが、銀行間市場の機能が失われることはなかった、③国内資本市場にも一定の影響があった。特に、株式、証券化、CP、低格付けの社債発行等への影響が大きかった、④雇用情勢、国内消費マインドの成長悪化である。また、白川方明が講演での話しによると、欧州債務問題がアジア経済に与える経路としては、①貿易面を通じた影響、②金融市場の急変動を通じた影響、③欧州金融機関のデレバレッジ（資産圧縮）、の 3 つが想定でき、互いに連関する側面を持っているを指摘されている。清水聡「世界金融危機後のアジア債券市場整備の意義と課題」、『環太平洋ビジネス情報』2010 年 10 月、また白川方明（日本銀行総裁）講演「アジアにおける金融：バンキング・ビジネスと資本市場」、2012 年 2 月 9 日を参照。

³⁴⁷ 西川健士（大臣官房総合政策課課長補佐）「経済危機対策：危機克服と将来の成長力強化に向けて」、『ファイナンス』、2009 年 6 月、7 頁を参照。

て円建て債務市場の拡大を日本政府の金融政策として実施した³⁴⁸。同構想に基づく重要な協力策として、国際債券発行の縮小を踏まえ、金融危機を受けて発行が一時的に困難となっていた東アジア諸国に対し、サムライ債発行の拡大を巡って協力活動が行われた。2009年5月に開催された AFMM+3（タイ）において、与謝野財務大臣（当時）は、2007年以降従来の韓国とインドネシアに対する外債保証体制をその他の域内各国にも広げ、「サムライ債発行支援ファシリティ（Market Access Support Facility : MASF）」政策を発表した。それに基づき、JBICによる東アジア各国政府のサムライ債発行に対する最大5000億円規模のMASFの保証供与体制が構築された³⁴⁹。

MASFについて具体的な体制は、以下の通りに考えられる。要するに、各国がサムライ債を発行する際に、域内各国が発行する「サムライ債」に対して、最大5000億円規模の保証がJBICにより供与されており、各国からの要請（申請期間は2009年度末まで）を踏まえた上で、国毎にサムライ債保証枠を設定する。2010年4月1日に、当ファシリティに規定された2009年度末までの申請期限が変更され、2010年度（2010年4月）までに、引き続きMASFの延長が決定された。更に同年4月15日に、MASFを拡大し、新たなサムライ債発行支援ファシリティ（Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement : GATE）が立ち上げられた（図表9）。GATEは、サムライ債発行の措置を発展・強化させており、従来のJBICの部分保証によるサムライ債発行支援に加え、JBIC自身による債券の一部が取得可能となる。これにより、外国政府と政府金融機関の東京市場から継続的な資金調達を後押しする機能が強化された。東京市場でサムライ債を発行する際に、JBICが保証を供与することにより、地域の発行体、投資家、日本政府にとって、以下のようなメリットが発生すると考えられる。

第1に、域内の発行体にとって、サムライ債市場が代替的な資金調達市場として機能し、より莫大な資金を調達することが可能となる。第2に、サムライ債への投資家にとって、為替リスクを取らずに海外発行体の債券投資ができ、且つ比較的利回りの高い投資オプションとなるというメリットが見込まれる³⁵⁰。第3に、日本政府にとって、サムライ債発行の推進は、資金調達難に悩んでいる地域新興国の発行体に新たな資金調達の手段を提供することで東アジアへの米欧発危機の波及を緩和し、円の国際化を目指す財務省の従来の戦

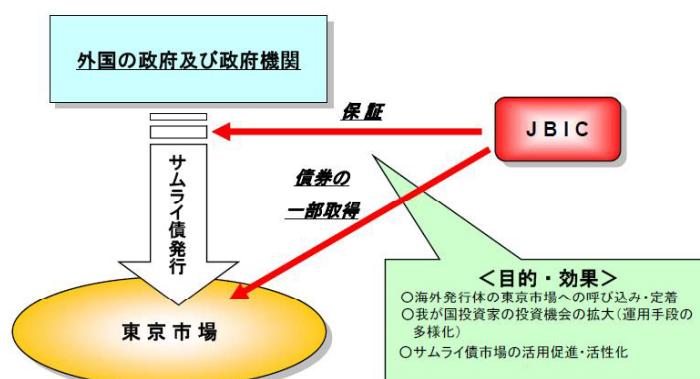
³⁴⁸ 例えば、GATEは、MASFの際より公募債の発行に関心を示したと考え、私募債には保証付与、公募債には一部取得と使い道を分けることでJBICの保証機能を明確させる。MASFの下では、基本的には私募債に保証を付与するスキームであったが、サムライ債市場において公募債市場も拡大することは、発行体としても調達手段の多様化に繋がるため、私募債への保証付与に加えて、公募債については発行額の一部をJBICが取得することにより、資金調達が成功に導く支援を考えている。特に公募債は、大きな金額で一度に発行できるので、信用力の高い途上国においては、公募債の方が活用しやすいと考えられ、最終的には、各発行体が保証なく自身で発行できるようになることが望ましい。同上11頁を参照。

³⁴⁹ JBIC「新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）について」、<http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2010/0415-01/>（2013/5/9）を参照。

³⁵⁰ JBIC「国際協力銀行経営責任者定例会見概要」、2010年8月、<https://www.jbic.go.jp/ja/about/pr-conf>（閲覧日：2013/8/10）、10頁。

略にも一致している。

図表9：サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）の支援スキーム



出所：財務省資料より。

(2) 「サムライ債発行支援ファシリティ」による協力活動

2009年にMASFを設立して以来、インドネシアとフィリピンに向けた4つの案件は注目すべきものである（図表10）。

案件1：インドネシア政府向けサムライ債発行協力①³⁵¹

2009年2月21日に、末松信介財務大臣政務官（当時）とスリ・ムルヤニ・インドラワティ・インドネシア財務大臣は、総額最大15億ドル相当円のプログラム契約と、世銀と共同で実施する融資に関する貸付契約に調印した。それにより、インドネシア政府は、日本で発行するサムライ債への保証供与が提供された。続いて、同年7月27日に、同案件の実施として、インドネシア政府により発行された総額350億円の私募形式の円建て債券に対して、JBICはその元本全額と利息の一部を保証した³⁵²。

案件2：フィリピン政府向けサムライ債発行協力

同政策の下で、2009年6月19日に、日本政府とフィリピン財務省とは、JBICのMASAに基づく保証枠設定の協議を行うと言う覚書を締結した。それに従い、2010年2月25日に、JBICとフィリピン財務省は、フィリピン政府が発行したサムライ債に対する保証の契約に調印した。総額1000億円の私募形式の円建て債券に対して、JBICは、その元本全額と利息の一部の保証を提供した³⁵³。

案件3：インドネシア政府向けサムライ債発行協力②³⁵⁴

³⁵¹ 本件は、インドネシア政府として初めてのサムライ債発行である。

³⁵² 本債券の発行では、アレンジャーとして野村証券株式会社、大和証券エヌエムピーシー株式会社と三菱UFJ証券株式会社、また債券の管理者として株式会社三井住友銀行が参加した。

³⁵³ インドネシアの案件と同じように、本債券の発行にも、アレンジャーとして大和証券キャピタルマーケット株式会社、三菱UFJ証券株式会社と野村証券株式会社、また債券の管理者として株式会社三菱東京UFJ銀行が参加した。

³⁵⁴ 本件は、インドネシア政府にとって2度目のサムライ債発行である。

2010年4月のMASF改編後、案件1のインドネシア政府に向けたサムライ債発行協力①の実績に続き、2010年11月9日に、JBICは、同政府が発行する総額600億円の私募債形式の円建て債券に対する保証に関する諸契約に調印した。同案件は、GATEに基づく保証供与であり、供与金額以外に、詳細な保証内容、アレンジャーと管理者は前回と同様となった。

案件4：インドネシア政府に向けサムライ債発行協力③³⁵⁵

2012年7月18日にJBICとインドネシア政府との間で調印された貸付契約（総額1200億円限度）に基づき、11月19日に、同政府が日本で発行するサムライ債に対する保証に関する契約が締結された。同案件では、GATEの第2号として、総額600億円の私募債形式の円建て債券が発行され、JBICは、その元本全額と利息の一部を保証した³⁵⁶。

図表10：JBICの保証スキーム（MASF、GATE）におけるサムライ債発行支援の実績
（2013年現在まで）

サムライ債券発行体	プログラム契約時期	サムライ債発行時期	保証枠設定金額	発行金額	アレンジャー	債券管理者
インドネシア政府	2009年4月	2009年7月	15億ドル相当円（350億円）	350億円	野村証券 大和証券エスエムビーシー 三菱UFJ証券	三井住友銀行
フィリピン政府	2010年12月	2010年3月	1000億円	1000億円	大和証券キャピタルマーケット 三菱UFJ証券 野村証券	三菱東京UFJ銀行
インドネシア政府	2010年11月	2010年11月	600億円	600億円		
インドネシア政府	2012年7月	2012年11月	600億円	600億円	SMBC みずほ証券	三井住友銀行
合計			2550億円	2550億円		

出所：JBIC 資料より筆者作成。

以上の一連のサムライ債発行の協力活動によって、東アジア域内でのクロスボーダー取引の拡大は期待されている。一方で、日本政府にとって、サムライ債発行の促進に向けた施策は、東アジア地域における円建て資金使用の拡大と言う従来の戦略にもつながっているとすることが徐々に明らかになった。それについて詳細な内容は、第5章で検討する。

第3節 日本貿易保険（NEXI）の協力体制と事業活動

ASEAN+3 地域債券市場の育成を巡り、JBIC 以外に、もう1つの公的金融機関である日本貿易保険（NEXI）も、日本政府の推進策に重要な役割を果たしている。NEXIは、債券購入向けの保険業務（貸付金債権、保証債務等）を中心に、大型プロジェクトや、また借入期間の長期化傾向がある貿易保険に付保された貸付債権の信託流動化を通じ、民間金融

³⁵⁵本件は、インドネシア政府にとって3度目のサムライ債発行である。

³⁵⁶ その政府債の発行には、以前と異なり、アレンジャーとして SMBC 日興証券株式会社とみずほ証券株式会社、また債券の管理者として株式会社三井住友銀行が参加した。

機関が資金を供給しやすい環境の整備に取り組んでいる。その中で、地域金融協力に最も貢献している金融業務は、地域債券保険事業である。

3-1 日本貿易保険（NEXI）の機能

3-1-1 日本貿易保険制度

NEXI の定義によると、貿易保険制度とは、「海上保険では救済することができない、企業が行なう輸出入、海外投資あるいは融資といった対外取引に伴うリスクをカバーする保険事業」を指す³⁵⁷。日本貿易保険制度は、1950 年に輸出振興と言う日本政府の政策の見地から、経産省により創設された。それ以降、日本企業の輸出拡大と海外進出等を後押しするものとして、この制度は日本の海外取引に重要な役割を發揮した。

現行の日本貿易保険制度は、1951 年に制定された「輸出信用保険法（昭和 25 年法律第 67 号）」と「輸出信用保険特別会計法（昭和 25 年法律 68 号）」を起源としている。実際にこの仕組みは、戦前の第 58 回帝国議会において成立した『輸出補償法（昭和 5 年法律第 6 号）』を継承した上で充実・改正したものである³⁵⁸。戦後、海外市場のドル資金不足、市場の悪化、ポンドの切下げの海外取引リスクによって、輸入制限、為替取引の制限、戦争・革命・内乱等の輸出振興上の障害を少なくするために、日本政府は、「通常の保険制度では救済できない輸出貨物の船積み後のリスクを対象とする保険事業を保険会社に行わせ、これによって保険会社に生じた損失を国が填補する」という制度を設けようとし、1950 年 11 月 26 日と 1951 年 3 月 8 日に、「輸出信用保険法案（閣法第 57 号、閣法第 91 号）」と輸出信用保険に関する経理を一般会計と区分するための「輸出信用保険特別会計法案」（閣法第 58 号、閣法第 92 号）を 2 回国会に提出した³⁵⁹。以上の両法案は、1951 年 3 月 31 日に成立し、同日公布された。戦後の貿易保険制度創設から 2013 年現在まで、同制度の拡充と充実を図るために 17 回にわたって法改正が行われた。また、17 回にわたる改正の他に、他の法律の改正に伴う修正も多数行われていた。

本章で最も注目したいのは、第 17 次改正（平成 11 年法律第 202 号）である。JBIC の運営構造の改革と同様に、行政改革の一環として、2001 年 4 月に、経産省が全額出資する組織である独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance: NEXI）が設立された。NEXI は、従来の経産省（貿易保険課）を中心として日本政府の行っていた貿易保険事業（保険の引受、保険金の支払、債権回収等）を継承した。一方、日本政府は、「貿易保険特別会計法」を「貿易再保険特別会計法」（平成 12 年法律第 99 号）に改正し、NEXI から再保険を引き受けた。日本政府と NEXI は、一体化して貿易保険の事業を行っている。

3-1-2 日本貿易保険（NEXI）の構造

³⁵⁷ 貿易保険制度の定義について、詳しくは NEXI、<http://nexi.go.jp/about/>（閲覧日：2013/9/23）を参照。

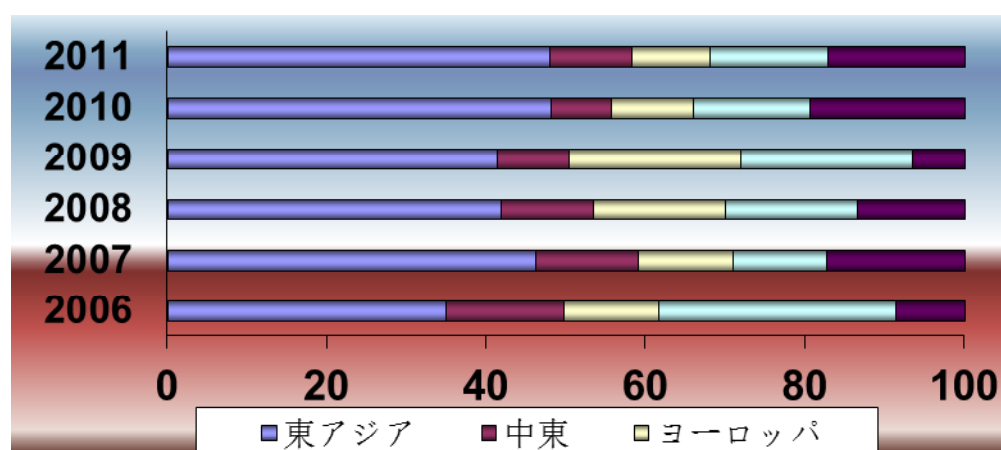
³⁵⁸ 日本商工省貿易局『輸出補償法関係法規（昭和 7 年 4 月）』、1930 年。

³⁵⁹ 藤田昌三「貿易保険制度の変遷と改革の動き」、『立法と調査』、2012 年 7 月、60-61 頁を参照。

2011年のNEXIの年次報告書によると、NEXIの主たる貿易保険事業は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険、限度額設定型貿易保険、中小企業輸出代金保険、簡易通知型包括保険、再保険等である³⁶⁰。その内で、NEXIにおける地域引受の実績を考えると、2006年から2011年にかけて ASEAN+3 を含む東アジア地域が 50%を占めており、日本の海外向け貿易保険事業における最も重要な地域であると考えられる（図表 11）。

図表 11：2006－2011 年 NEXI における地域別引受実績割合（トップ 4）

（単位：％）



出所：NEXI 年次報告書（2006－2011 年）のデータより筆者作成。

3-2 海外事業資金貸付保険を中心とした地域金融協力機能

貿易保険事業が独立して以降、NEXI は、地域債券保険を中心に、現地日系企業を主な対象として、日本政府の地域金融協力政策を実行している。具体的には、短期融資に対する保険付保、債券発行等の新たな資金調達手段に対する支援等の信用保証機能が含まれる。その内で、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の推進策を実行する形として、最も中心的な役割を果たしているのは、海外事業資金貸付保険（以下は海事險）である。以下で、NEXI の海外事業資金貸付保険を中心に、地域金融協力体制を巡り NEXI の協力構造を考察する。海事險については、NEXI のによれば、以下の通り解釈である。

事業資金の融資または債券の購入のための保険として、日本の企業、銀行が、経済開発に資するプロジェクト等のために外国政府や企業に長期の事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合、または外国政府や企業が事業に必要な長期資金を調達するために発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止または外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の

³⁶⁰ 日本貿易保険『NEXI 年次報告書 2011』より筆者整理。

破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券の償還がうけられない損失をカバーする業務である。また、債務の保証に関しては、以上の業務ごとに、日本企業、銀行が、海外子会社や外国政府、企業の長期の事業資金の借入金に対する保証債務を負担した場合は、当該子会社や外国政府、企業が以上のような状況で保証債務を履行したことによる損失も海事険業務に含まれている。また、円建て貸付について、貸付金融機関に金利リスクが発生しないよう変動金利特約付の場合にも付保する。

361

上記の説明によれば、NEXI の他の金融保険業務に比べると、海事険は、NEXI 事業の主要な対象である貿易取引の面にだけ注目するのではなく、債券購入のリスク向けの保険に対しても機能している。更に、それにより、地域債券市場の育成を巡る重要な一部として、債券保険事業の展開は、NEXI の視野に入れられた。政策上、2004 年から 2006 年にかけて日本政府は、ASEAN+3 地域における現地通貨建て債券市場育成を目指すため、日系現地企業を主な対象として「アジア債券保険」政策を実施した³⁶²。法律上、金融機関による貸付のみを保険対象としたものの、社債等の新たなファイナンススキームにより資金調達を行なうことも決められた。

3-3 地域債券保険を中心とした NEXI の地域金融協力体制

以上の検討により、NEXI の地域金融協力体制では海事険が中心的な役割を果たしていることが分かった。また、海事険を巡る貿易保険機能における NEXI の協力体制を見ると、地域債券保険を中心とした NEXI の協力活動については、第2節の検討により、NEXI の地域金融協力体制では海事険が中心的な役割を果たしていることが分かった。また、海事険における NEXI の協力活動は、主に、以下のような2つの協力体制を中心に行われている。

3-3-1 「アジア債券保険」による債券保険

(1) 地域債券保険体制の創設

ABMI に関する観点から分析して見ると、地域諸国は、高い貯蓄率にもかかわらず、長期資金供給機能が脆弱であるため、依然として米ドルを中心とする海外資金へ依存せざるを得ない。そのために、現地通貨建て調達資金と米ドルを中心とする回収資金の間に通貨ギャップを生じさせる可能性が高い。以上の問題を解決するため、ASEAN+3 諸国における地域中小企業を中心とした民事事業法人が発行する現地通貨建て債券やサムライ債に向けた債券保険体制の創設が不可欠と認識された。特に、2008 年のリーマンショック以降、世界的金融危機による信用収縮の発生で、東アジア地域を中心とする発展途上国における

³⁶¹ 日本貿易保険『NEXI 事業・組織案内』、13 頁。

³⁶² 元々、現地通貨建て債券「アジア債券に対する海外事業資金貸付（保証債務）保険」の引受については、2004 年度に限定して運用を行なったが、2005 年 4 月 25 日に、その期限を 2006 年 3 月 31 日まで延長し、また、非常危険の保険料率の一層の割引を行う引受条件も改善することとした。また、2006 年 4 月 3 日に、当業務の営業期限を更に当年 4 月末までと延長された。

貿易金融の円滑な供給に大きな影響があった。金融危機や金融規制強化の影響で、現地通貨建て社債により地域債券市場での融資活動が増えつつある³⁶³。それに対して、2012年5月10日に、経産省は、産業構造審議会のインフラ・システム輸出部会の場で、貿易保険法の改正を通じて、日系企業等の現地通貨建て債券発行を海事険の適用対象に加入させようとした。協力政策として、NEXIが「保証に対する保険」を提供することは、経産省の法案として2013年の通常国会に提出された。

(2) 「アジア債券保険」について

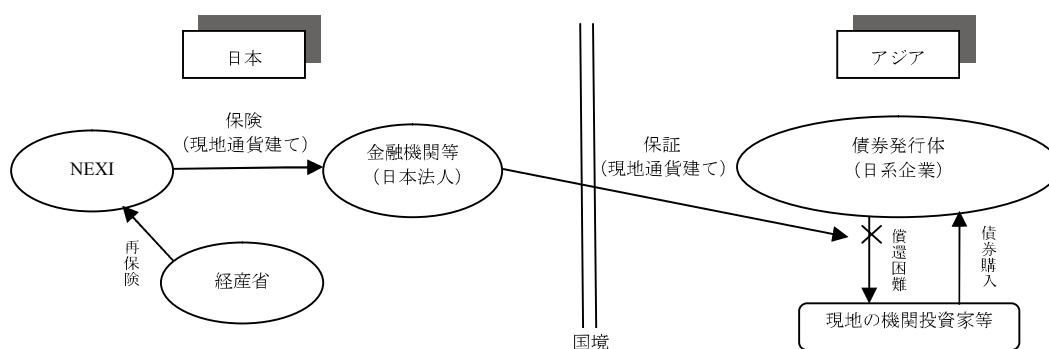
2004年2月に、経済産業省は、現地日系企業を中心とした現地通貨建て債券の発行を支援するという観点から、「アジア債券保険」という貿易保険を活用した債券保険体制を新設した。従来は、外貨建ての引き受けはドル・ユーロに限定していた。アジア通貨債券建ての引受事業は、NEXI創設以来、初の試みである。

「アジア債券保険」体制は、以下のように示すことができる。既に述べたように、JBICの協力活動を通して、日系企業を中心とした地域中小企業は、長期資金を現地通貨建て債券の発行によって調達するようになった。同債券の起債と発行に対して、日系銀行等の日本の金融機関は保証を提供する。それに対して、NEXIは、経産省の政策に基づき、「保証に対する保険」という形で海事険の機能を生かしている。現地通貨建て債券を発行する日系企業は、保証を提供する日本の金融機関との間で保険契約を締結する。それにより、日本の金融機関が債券額面の一定割合の保険料をNEXIに支払うことで、デフォルト・リスクが実質上NEXIに移転されることとなった。つまり、現地の機関投資家等は、債券を市場で自由に売却可能となった。このようにして、現地の資本市場の規模を拡大させることは望ましい（図表12）³⁶⁴。

³⁶³ 様々な業務展開に関する具体的な活動と案件は、以下の第3節で検討する。

³⁶⁴ 経産省の政策解析によると、通常の貸付に対する保険の場合、被保険者＝投資家となるので、被保険者が転々としないうちに投資家は、原則として債券を保有し続ける必要（Buy & Hold）があった。一方、今回は保証に対する保険であるため、被保険者≠投資家となるので、投資家は債券を市場で自由に売却可能となり、流動性が確保されると見られる。また、従来は、投資家は日本国内の機関投資家であったが、今回は現地通貨建ての債券であるので、投資家は現地の機関投資家等となり、アジアの資金をアジアに還流するという政策目的にも合致する。浦出隆行「アジア債券市場育成を巡るこれまでの経緯及び近時の動向について」、『資本市場クォーターリー』2005年（summer）、124頁を参照。

図表12：アジア債券保険体制の仕組（2004年）



出所：経産省「アジア債券保険の創設及び第1号案件の決定について（プレス発表）」より。

（3）「アジア債券保険」における具体的な活動

2004年に創設された「アジア債券保険」の体制の下で、同年3月5日から「アジア債券保険」の申込みが公式に開始された³⁶⁵。2004年以降、具体的な協力実績は、以下の通り、3つの案件において行われた³⁶⁶（図表13）。

案件1：いすゞタイランドが発行するパーツ建て社債に関する保険

NEXIが海事険を付保した協力案件の第1号として、2004年4月7日に、いすゞ自動車のタイ現地法人（ISUZU Thailand社）が、タイで生産しているトン・ピックアップ・トラックの商品開発と生産能力増強のための設備投資資金の一部を調達するために、10億パーツの社債を発行した案件が挙げられる。それに対して、NEXIは、「アジア債券保険」体制を通じて海事険により債券保険を提供した。アドバイザーとして、地場の大手証券会社 Tisco Securities（みずほ出資）が加わり、上記のパーツ建て債券は、Tisco 投資信託を通じてタイの機関投資家等に販売された（図表13）。

案件2：三菱自動車のタイ現地法人が発行するパーツ建て社債に関する保険

第1号案件と同様に、「アジア債券保険」体制を通じて2005年11月30日に、NEXIは、三菱自動車のタイ現地法人が発行したパーツ建て債券に対して海外事業資金貸付（保証債務）保険を付保することを決定した。三菱自動車は、タイで生産するトン・ピックアップ・トラックの商品開発と設備投資資金の一部を調達するため、タイ国内投資家を対象に合計50億パーツ（約145億円）の現地通貨建債券を発行した。東京三菱銀行は、当該債券に対して保証を提供した。その保証に伴い負担する保証債務に対して、NEXIは、東京三菱銀行を保険契約者・被保険者として海外事業資金貸付（保証債務）保険を引受けた（図表13）。

³⁶⁵正式名称は、アジア進出日系企業が発行する現地通貨建て債券に対する海外事業資金貸付保険（保証債務）である。

³⁶⁶日本貿易保険『NEXI年次報告書』（2004—2006年）より筆者整理。

案件 3 : Gulf Cogeneration Company Limited が発行するパーツ建て社債に関する保険

「アジア債券保険」の第 3 号案件として、電源開発株式会社が出資しているタイの発電事業持株会社 Gulf Electric Public Company Limited の子会社 Gulf Cogeneration Company Limited が発行した総額 58 億タイパーツ（約 175 億円相当）の現地通貨建て債券に対して、デプファ・バンク・ピーエルシー銀行東京支店が当該債券に対して債務の保証を行った。それに対して、2006 年 4 月に NEXI は、同銀行と外事業資金貸付（保証債務）保険契約を締結し、債券に対して債券保険を提供した（図表 13）。

図表 13 : 2004-2006 年 NEXI におけるアジア債券保険の実績

社債発行体	被保険者	保険種	保険価額	ファイナンシャル・アドバイザー	填補率	保険責任期間
いすゞタイランド (いすゞ自動車のタイ現地法人)	みずほコーポレート銀行	海外事業資金貸付保険 (保証債務)	元本 10 億パーツ+利子	TISCO Securities Co., Ltd	非常危険 95% 信用危険 95%	3 年契約
Mitsubishi Motors (Thailand) Co., Ltd (三菱自動車のタイ現地法人)	東京三菱銀行	海外事業資金貸付保険 (保証債務)	元本 50 億パーツ+利子	—	非常危険 97.5% 信用危険 95%	3 年契約
Gulf Cogeneration Company Limited (タイ発電事業持株会社の子会社)	デプファ・バンク・ピーエルシー（銀行） 東京支店	海外事業資金貸付保険 (保証債務)	元本 58 億パーツ+利子	—	非常危険 97.5% 信用危険 95%	10 年契約

出所：NEXI 年次報告書（2004—2006 年）より筆者作成。

3-3-2 サムライ債発行におけるNEXIの債券保証

一方、リーマンショック後、サムライ債発行におけるJBICの協力活動の補完として、NEXIは、外国政府や企業債券の購入による損失を負担する「海外事業資金貸付保険（保証債務）」の活動を推進している。この協力スキームは、外国政府や企業によって発行されるサムライ債を対象として、サムライ私募債の元本と利息の一部に対して保険を引き受けると言うものである。現在までの実績を考えると、2008 年にメキシコ国営石油公社が発行した総額640億円のサムライ私募債の元本と利息の一部に対して保険を引き受けた案件が挙げられる³⁶⁷。しかし、同保険スキームは、ASEAN+3地域においてまだ実行されていない。今後、地域債券市場の整備における民間資金活用を促進する政策手段として、NEXIによりサムライ債における保険事業を東アジア地域に広げることが重要な課題である。

第 4 節 日本国際協力機構（JICA）の協力体制と事業活動

日本政府の金融協力政策を実行した3つ目の公的金融機関はJICAである。第3章で述べ

³⁶⁷ 日本貿易保険『NEXI 年次報告書（2008 年）』より筆者整理。

たように、戦後から1980年代まで旧OEFCは、経済政策の紹介を主な内容とする一般的な研修が恒常的に行われていたものの、地域金融協力は行われてこなかった。1990年代に入ると、特にJICAの創設後、「知的支援」を中心とした金融技術協力が重要な協力手段として認識されるようになった。

4-1 日本国際協力機構（JICA）の機能

4-1-1 JICA の実施体制

独立行政法人国際協力機構（JICA）の前身は、1974年8月に設立された国際協力事業団（JICA）である。上述で少し触れたが、JICAは旧海外経済協力基金（OEFC）³⁶⁸の業務を継承し、政府側策定の協力政策を実施する公的金融機関として、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）」により、2003年10月に設立された³⁶⁹。また、2006年11月の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の成立により、2008年以降はJICAの下で、基本的に有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一元的に担うこととなった³⁷⁰。2009年10月1日の「改正機構法」の施行により、JICAは、従来のJBICによって行われていた海外経済協力業務と、外務省によって行われていた無償資金協力業務を継承した。

4-1-2 JICA の組織構造

(1) 組織構造改革

組織構造の面から考えると、JICAの一元的協力体制に注目する必要がある。第1に、JICAの創設により、JICAの企画部による企画立案と事業予算管理が一元化された。第2に、地域別・国別の協力の企画・立案・調整も一元的に実施する体制が形成された。第3に、調達部、評価部、審査部、資金協力支援部、債権管理部等、機能別の部が設けられた。第4に、組織の早期一体化を目指しながら、組織運営・管理の効率性と適正性を確保すべく、総務部、人事部、財務部、資金・管理部等の管理部門を中心に共通する部局の一元化が行われた。また、統合後の組織を一体的に運営・管理するという観点から、組織体制と業務の流れの円滑な定着を図ることを目的に、定期的にモニタリングを行い（統合後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、1年半）、常に改善を行う体制を構築した³⁷¹。

JICAの独立後、従来のJICA協力課題をより効率的に組み合わせることにより、類似のプロジェクトと案件を一元的な管理体制に入れるよう、分野別・スキーム別の案件を越え、協力事業形態を横断的に調整する「国別・課題別アプローチ」の導入が検討に加えられた。

³⁶⁸ 2008年10月に国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫に統合されてから、JBICの業務の中で、円借款（旧海外経済協力基金：OEFC関係）は、独立したJICAに継承された。

³⁶⁹ 32部・室・事務局・研究所を含む。

³⁷⁰ 2010年7月より、外務省においてスキーム課（有償資金協力課及び無償資金・技術協力課）が廃止された。また、3スキームを一体的に運用する国別課体制を強化するため国別開発協力第3課の新設と共に、政策的課題や制度等を総括するために、開発協力総括課を置く体制が整った。外務省『外務省政策評価書（平成22年度）』、2011年、380頁を参照。

³⁷¹ JICA『平成20年度 業務実績報告書』、2009年6月、19頁。

成果として、以下の組織改革が実施された。

2003年10月に、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に基づき、従来の協力組織に関する見直しが行われた。合理化計画による1つの注目点として、スキーム別の一元化と言う改革方針の下で、新たなグループ・チーム制が導入された。この新たな経済開発部（2004年4月以前は経済基盤開発部）の下に、経済政策や民間セクター問題を扱うグループ1と、資源・エネルギー関係の問題を扱うグループ2が設置された。その内の金融協力の推進に繋がっている「経済政策・金融チーム」では、グループ1と、また残りの2つの専門チーム（貿易・投資・観光チームと中小企業チーム）と共に発足した。

また、JICA 協力案件の形成を考えると、JICA と外務省の関係の変化にも注目する必要がある。従来、協力案件を実施する前の JICA は、協力先政府の政策重点課題との整合性、優先順位、緊急性、技術水準の適正度、期待される成果を考慮し、要請された各案件の妥当性を検討した上で、JICA の見解を外務省に提出していた。一方、外務省は、協力対象国の実情に沿い、各国の国別援助計画や援助の重点課題を中心に第三者評価を実施していた。しかし、独立後の JICA は、案件の発掘・形成の段階から情報収集や各国の有する課題の分析を実施するだけでなく、協力対象国政府との対話を通じて具体的な協力案件を作り上げる取組も開始するようになった。

（2）JICA の協力案件

JICA 協力事業の案件については、分野課題別、またスキーム別と言う2種類の性格に分けられる。まず、分野課題別で全ての JICA 協力案件を分類すると、教育、自然環境、都市開発、経済政策、社会保障、貧困削減等、全部で23の 이슈（項目）がある。その中で、経済政策の分野課題は、「市場経済化」、「金融」、「財政（歳入）」、「財政（歳出・公共支出管理）」、「マクロ経済運営基盤整備」、「その他」の6つの小分類によって構成されている。一方、スキーム別では、全部で「有償資金協力」、「無償資金協力」、「技術協力」と言う3つの内容に分けられている。その内の「技術協力」では、プロジェクト作成や開発調査、専門家派遣や研修員受入のスキームが挙げられる。ASEAN+3 金融協力体制における JICA の協力は、上述の「金融」分野での「技術協力」を中心に機能している。以下では、金融面の技術協力を対象として、JICA の金融協力機能を詳細に検討する。

4-2 地域金融協力における JICA の協力機能

4-2-1 金融協力における JICA の組織構造

「JICA 課題別指針（金融）最終版」によると、地域金融協力に関する JICA の事業方針は、以下の通り述べられている。

JICA 金融技術協力の方針は、金融システムの強化を目的として専門人材育成、金融監督能力の向上、金融仲介機能の強化、中小企業金融制度の改善、金融行政機能強化等に関する技術協力を重層的に行うと言うものである。JICA 金融技術協力事業は、専門家派遣、研修員受入、機材供与、技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、援助効率促進等により構成されている。³⁷²

2004 年に課題部体制の発足を契機に、金融面での技術協力課題と案件を統括的経済開発部が担当することになった。それらを推進するために、経済開発部に「経済政策・金融チーム」が設置された³⁷³。1974 年に旧 JICA が発足して以降、金融協力関連の案件管理や、支援・協力活動の企画・立案を一元的に扱う部署が設立されたのは初めてである。高橋は、「これまで各種スキーム毎に異なる部署で所轄されていた案件を、一元的に管轄することになったため、より包括的な視点で当該分野に対する援助方針を検討できるようになった」と評価した³⁷⁴。2004 年から 2013 年現在まで、計 70 件程度の各種案件と研修コースが「経済政策・金融チーム」で実施された。協力分野には、金融制度改革、中小企業金融、地域資本市場育成の多岐に渡る各種案件が含まれている。

4-2-2 地域金融協力に関する目標・課題

課題別指針（金融）では、JICA の協力活動は、「戦略目標」、「中間目標」、「中間目標のサブ目標」に分類され、以下の図表 14 のように示されている。

図表 14：JICA における金融協力課題の体系図

戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の実例	
I 金融システムの整備・安定性・効率化	I-1 統合的な金融制度デザイン	金融制度のフレームワーク策定・改革	市場経済化支援開発政策調査 (ベトナム)	
	I-2 金融機関の整備・安定・強化	A：萌芽的な金融体制整備	基礎的な金融サービスへのアクセス改善	「経済構造調整政策支援調査」におけるマイクロファイナンスの導入 (ミャンマー)
			財政と金融の分化	
			国営銀行整備・国営銀行の民営化	
			ガバナンス・競争制限規制 (参入規制・金利規制等) バランスシート規制 (自己資本比率規制・大口融資規制等) 等	
		金融機関の情報開示 (ディスクロージャー)		
		金融検査・監督能力強化		
		マネーロンダリング対応整備		
		銀行間決済ネットワークの整備		
		B：骨格的な金融仲介機関の体制整備	セーフティネット整備 (預金保険制度等)	「ベトナム開発銀行機能強化プロジェクト」 (ベトナム)
金融機関リストラクチャリング支援				
不良債権の処理				
政府資金による支援				
C：政策金融機関の整備	預金者及び債権者保護	特定のセクター振興を目的とする各種公的金融機関の設置 (開発金融機関、貿易金融機関 (制度整備)、中小企業金融機関、農村・農業金融機関、公的マイクロファイナンス機関、住宅金融機関、その他社会経済政策金融機関等)	公的金融の制度整備に係る提言 (中国)	
	銀行経営能力強化			
D：金融仲介機関の組織的能力強化	金融機関のコーポレート・ガバナンス全社的経営管理 (ALM 等) と信先企業・プロジェクトのリスク審査・信用分析顧客取引・外為等個別オペレーション能力の強化資産自己査定	開発・インフラ銀行を主なカウンターパートとする「インフラ金融融資能力向上プロジェクト」		

³⁷² 具体的な案件発掘と形成のプロセスは、JICA 『2004 年次報告書』、図表 3-1 を参照。

³⁷³ 2008 年 4 月より公共政策部財政・金融課と改編。

³⁷⁴ 高橋宏太郎「JICA における経済政策・金融分野への支援の本格化」、2004 年、8 頁、www.devforum.jp/network/finance/doc/040720DC.pdf (閲覧日：2013/12/10)。

				(マレーシア)
		その他の金融機関 (証券会社・生命保険・リース・年金基金・ ベンチャーキャピタル等)	業態別規制・制度整備能力の向上	注
		I-3 直接金融市場の育成	業務能力の向上 審査能力強化	
			短期金融市場（コール・手形市場等のインターバンク 市場、債券現先等のオープン市場）の整備	ホーチミン証券取引所に対 する「証券取引所機能強化 プロジェクト」 (ベトナム)
			株式・債券市場の整備	
			クレジット市場（貸出債権取引市場、証券化市場等） の整備	証券取引所セミナー (ASEANを中心に)
			外国為替市場の整備	
			商品（コモディティ）市場の整備	ASEAN地域債券市場整備 (インドネシア、ラオス、 ベトナム)
			デリバティブ市場の整備	
		I-4 金融関連インフラ諸側面の整備	各種ファンドへの適切な対応	
			金融市場・金融機関に直接・間接に関わる法制度整備 (銀行法、中央銀行法、証券取引法、商法、企業法、 税法、破産関連法制等)	「経済法・企業法整備プロ ジェクト」 (中国)
			企業会計制度・監査制度（含む金融機関監査・政府等 公的会計・援助会計）の整備	
			金融関連情報機能の整備（金融統計・金融情報システ ム・格付等信用情報等）	「会計法執行支援」 (タイ)
			金融市場の健全な発展促進の為の監督・規則整備	
II 適切な政府金融政策の実施		II-1 中央銀行における金融政策能力向上	適切な金融政策の立案・運営を支えるキャパシティ・ディベロップメント能力強化	インドネシア経済政策支援 の一連のプログラ (2002/2-2009/10) に経済政 策支援の一部として、イン ドネシア中央銀行を対象 に、金融政策実施能力向上 支援（対外債務管理、銀行 監督等）の実施

注：

この「その他の金融機関」を対象にしたJICA の技術協力支援プロジェクトの実績が少ないのは、この区分に属する証券会社の市場プレーヤーは民間金融機関が中心であるため、ODA 事業としての直接的な対象にはなりにくいことが主な背景となっている。

出所：JICA「課題別方針（金融）」（最終版）、2009年（平成21年）12月、11頁より筆者作成。

まず、「金融システムの整備・安定化・効率化」は、基本的な金融制度の構築のみならず、金融システムに内在する金融仲介機関の強化、直接金融市場の育成、インフラ面脆弱性（法制度等）を解消によって、国内金融システムの安定度を向上させており、金融が密接に関係している経済や産業の発展が一層下支えされることになる。2つ目の戦略目標は、「適切なマクロ金融政策の実施」で、その方針は、経済や産業の発展を実現するためには、中央銀行の機能に焦点を当て、金融システムがその機能（資金決済機能、金融仲介機能と信用創造機能）を通じて投資規模を拡大し、投資効率を向上させることに加え、政府政策が適切に実施されることも不可欠な要素であるという視点にたつ。従って、各戦略目標の下には、「中間目標」と「中間目標のサブ目標」がそれぞれ設定されている。以下では、JICA「協力課題別方針（金融）」の解説に基づき、「中間目標」と「サブ目標」に示されている協力量針の具体的な内容を分析する³⁷⁵。

JICA の戦略目標（金融）を見れば、その意義・目的は、「当該国の経済成長・産業発展を促すこと」にはかならない。詳しく言うと、諸外国の金融制度改革に関連する技術協

³⁷⁵ 各目標についての解釈は、JICA「課題別方針（金融）」（最終版）、2009年（平成21年）12月、Vを下にして筆者整理。

力は、東アジア発展途上国における基本的な金融機能の強化を上位目標として、レシピエント諸国の「金融仲介機能」、「資金決済機能」、「信用創造機能」を向上させようとするものである。地域諸国は、経済の発展の度合いが低いため、国内に活用できる資本が乏しく、資金の仲介・融通がそもそも成り立たない。また、様々な法制度や規制、各種のシステムといった複合的な政策基盤が脆弱であり、更に人材のリソースが限られているために、まずは輸出振興の実物セクターの政策に集中せざるを得ず、金融システムの整備・強化策は遅れがちになる不備が挙げられる。

(1) 中間目標 I-1 総合的な金融制度デザイン

同目標は、政府部内の関連省庁と中央銀行を主な対象として、金融政策・行政を担当する政府部内省庁体制、中央銀行の整備、金融システムのグランド・デザイン、金融市場の自由化・対外開放のコントロール、為替管理・資本移動規制に関する政策能力向上が中心的な内容である。その方針に沿って、幅広い金融政策・制度の整備を巡って、①中央銀行から商業銀行機能を分離して国営商業銀行を設立、②商業金融から政策金融機能を分離し政策金融機関を設立、③中央銀行による金利政策、銀行監督、健全な政策金融の確立、不良債権処理等に関する政策的助言を行う。

(2) 中間目標 I-2 金融機関の整備・安定・強化

同目標は、システムの中核となる金融機関を捉え、その体制の整備・安定・強化を目指すものである。直接金融機関、間接金融等の金融機関群の体制が整備され、その金融機関としての仲介機能や資金決済機能を発揮する能力が、安定・強化されるのを目指すことがその目標である。ここには、①信用保証制度を初めとする金融インフラの制度設計、②政策金融機関整備、③金融仲介機関リスク審査強化にかかる3つの課題が含まれる。また、レシピエントは、一般的に間接金融部門の役割が大きく、民間商業銀行に代表される金融仲介機関を中心とした金融システムの整備・安定・強化も課題となる。

具体的に、まず、「萌芽的な金融体制の整備・構築」は、国家としての萌芽的な金融機関体制の整備・構築に関わるものであり、特に市場経済移行国がそれまで財政措置でまかなったモノバンク制度の国営の商業銀行体制への移行、マイクロファイナンスの導入、国営銀行の民営化に関する政策支援である。「骨格的な金融仲介機関の体制整備」は、主に民間商業銀行を中心とした一国の骨格的な金融機関体制の具体的な整備である。危機を予防するセーフティネットと言う観点から、①金融機関規制・制度（インフラ）の整備（ブルーデンシャル政策の強化）、②決済システムの整備、③信用秩序・金融システムの安定性を補完する為のセーフティネット整備（預金保険制度の整備）、④不良債権等で金融部門再構築の4つの内容を巡って提言している。「政策金融機関の整備」の目標では、図表12の通り、開発金融、貿易金融、中小企業分野、住宅金融分野における公的な金融機関や信用保証制度の政策的金融分野が含まれる。民間の金融機関の発展が不十分な場合には、

それを補完する意味で経済発展の基盤作り、重点分野の成長支援措置として一定の役割を果たした。「金融仲介機関の組織的能力強化」の詳細な内容は、公的・民間金融機関³⁷⁶を対象として、金融機関のガバナンスやリスク管理を中心とした経営管理（Asset Liability Management：ALM）、個別の企業・プロジェクトに関わる与信先企業・プロジェクトのリスク審査・信用分析顧客取引・外為等個別オペレーション能力の強化の業務能力において、金融機関の制度構築、組織的な骨格や制度の作成に加え、組織と人材の経営管理能力、資金管理、信用分析能力、モラル、コンプライアンスの実務能力を育成すると言う機能である。また、国内向け金融開発の分野に対しては、インフラ施設建設資金の開発資金の原資増加と関連する金融機関の整備も同目標に位置づけられている。

(3) 中間目標 I-3 金融市場の育成

「間接金融から直接金融への融資構造変革」を前提として、JICA の取組は、政府政策・監督当局への支援、すなわち資本市場監督当局の強化に焦点をあてた支援が基本となる。また近年、中間目標 I-3 の金融市場と中間目標 I-2 の金融機関（体制整備）が密接不可分の関係を持ちながらスパイラル的に発展していくことが JICA の基本的な方針であり、短期金融市場やクレジット市場、更には証券市場を整備・発展させていく協力活動が頻繁に行なわれている。

(4) 中間目標 I-4 金融関連インフラ諸側面の整備

同サブ目標における活動は、前の 3 つのサブ目標を順調に達成させるために必要不可欠な金融インフラの整備を中心に行なわれている。具体的には、①金融取引・金融機関・金融市場に関係する各種の法制度整備、②企業や金融機関や政府の公的組織の会計制度整備や、会計を監査する監査法人に関する制度整備、③金融情報機能の整備、例えば統計の収集・蓄積・分析・流通での人材育成、④金融市場の健全な発展促進のための監督・規則整備等の内容が挙げられる。

(5) 中間目標 II-2 中央銀行における金融政策能力向上

戦略目標「適切な政府金融政策の実施」と言うのは、その中心的な課題が中央銀行金融政策能力の向上にある。従って、具体的な活動領域で適切な政策立案・運営を支えることを目的として、金融経済情勢や金融市場・制度についての調査・分析の手法の技術移転、金融経済の動向や構造変化の的確な把握に向けて統計の整備に関する支援といった活動が実施される。

4-2-3 協力方針の変化：「情報提供協力型」から「金融政策協力型」へ

1980 年から 1990 年にかけて、日本政府の技術協力政策は、外務省により実施された。1990 年代に入ると、開発金融を中心とした経済協力政策の一環として、外務省の代わり

³⁷⁶ 公的な金融機関は別として、民間の金融機関を ODA 事業の直接的な対象にすることはできないため、金融行政担当官庁（あるいは中央銀行）の能力強化を通じた間接的な支援を行なうと考えられる。

に旧 JICA が、日本の専門家の現地への短期派遣や、地域途上国の行政関係者に向けた研修を通じて、日本の金融政策制度を中心とした日本の金融経験・情報と言った「情報提供型協力型」を提供した。しかし、当時、資本市場育成を含めて協力対象国の金融組織の改革に直接的に資する技術協力には取り組んでいなかった³⁷⁷。1997 年のアジア通貨・金融危機を契機に、東アジア地域諸国金融制度の脆弱性や、諸国国内において資本市場発展の欠如が意識される中で、JICA は、地域諸国向けの金融政策協力への関わりを深めた。旧 JICA は、「中長期的な経済成長に資する金融制度構築」を政策実施の目標として、金融技術協力における方針を「情報提供協力型」から「金融政策協力型」へと転向させた³⁷⁸。

「ベトナム市場経済化支援開発政策調査（通称「石川プロジェクト」（1995.8－2001.3）」は、JICA 技術協力がどのように変化していたかを検討するための典型的な案件である。以下で、「石川プロジェクト」を通じた JICA 技術協力の変遷を示す。「石川プロジェクト」は、1995 年から 2001 年にかけて、ベトナムの政府金融政策能力の強化を中心とした市場経済化の包括的な技術協力案件であった。従来の協力案件に比べると「石川プロジェクト」の協力は、「情報提供型」のように、先進国の視点から協力対象国の政府に一方的に金融知識を吸収させようとするのではなく、「情報共有」による二国間での相互作用と言う行動原理に従い³⁷⁹、レシピエント側（ベトナム）が持っている現場の知識をドナー側（JICA）が吸収すると言うものであった。同時に、ベトナム政府は、JICA 側の市場経済化に関連する知識を吸収した。以上の方針により、JICA は、「政府金融政策能力の強化」を上位目標と位置づけており、それに関わる政策志向の調査研究を手法に共同研究を行った。そのために、本協力プロジェクトの終了後、日本側による一方的な報告書の作成ではなく、「情報共有の相手」と言うベトナム側の政策決定機関と協力しながら、政策提言を取りまとめた³⁸⁰。

4-3 地域金融協力における JICA の事業活動

4-3-1 ASEAN+3 金融技術協力における JICA の協力実績

2003 年の独立化から 2012 年の年末まで、JICA の金融協力案件は、主に「技術協力」を中心に行われた。協力を地域別に考えると、JBIC や NEXI と同様に、ASEAN+3 を中心とした東アジア地域は、JICA の金融協力の主な協力対象国である。2000 年以降の 10 年

³⁷⁷ JICA 「課題別方針（金融）」（最終版）、2009 年（平成 21 年）12 月、9 頁。

³⁷⁸ JICA 経済開発部経済政策・金融チームの高橋によると、技術協力事業方針の展開は、1997 年のアジア通貨・金融危機と言う契機以外、もう 1 つ要因は、1980 年代末から 1990 年代初めにおける旧社会主義諸国の「市場経済化」への移行過程も考えられる。西側諸国が移行国支援を本格化させる中で、日本政府においても、経済政策・制度・組織の抜本的見直しを行う市場経済化支援は重点課題の 1 つに位置づけられる。1992 年に制定された「政府開発援助大綱」においては、援助実施時の原則として、市場指向型経済導入努力に注意を払う必要性に言及されており、また、1999 年度に制定された「政府開発援助に関する中期政策」においても、日本政府援助の重点課題に位置づけられた。高橋宏太郎「JICA における経済政策・金融分野への支援の本格化」、『金融資本市場ネットワーク』、2004 年 7 月、2 頁を参照。

³⁷⁹ 桂井太郎・小林誉明「ベトナムにおける石川プロジェクトを事例として」、『グローバリゼーション下のアジアと日本の役割』（JICA 報告書）、2006 年、189 頁。

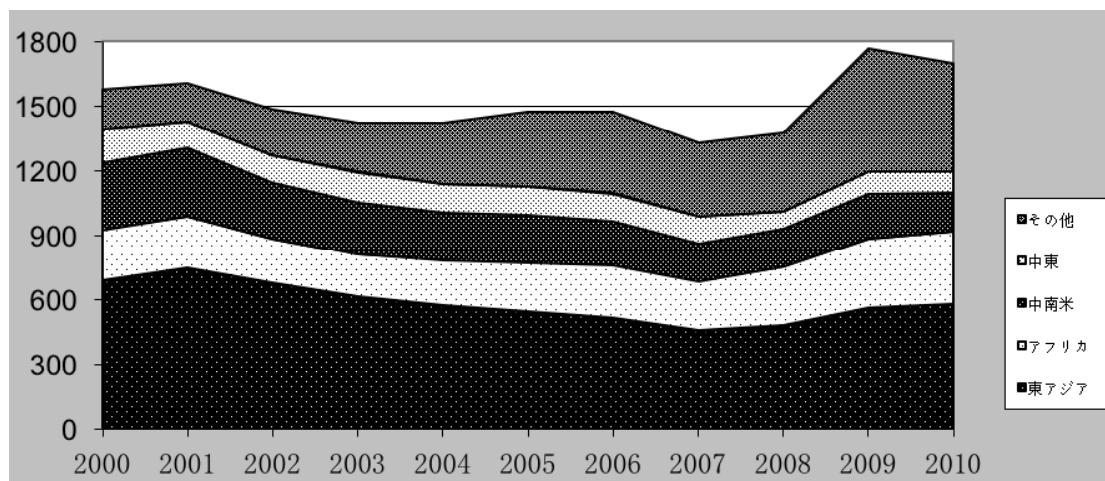
³⁸⁰ 同上、205 頁。

間に、JICA における協力対象地域を研究要素として分析すると、JICA による技術協力の援助対象地域は、一貫して ASEAN+3 を中心とした東アジア地域に重点化されていた。技術協力案件全体に占める同地域への協力実績の割合は、2000 年に入ると減少し続けた。2000 年末の JICA 技術案件で東アジアのシェアは、43.4%であったものの、2010 年末の数値が 34.1%にまで落ちてきた。一方、アフリカ、中南米に向けた協力案件は、2000-2010 年よりほぼ倍増した（図表 15）。

他方、金融分野の技術協力事業の場合、2003 年以降の案件数統計によれば、ASEAN+3 を中心とした東アジア地域の金融技術協力は、他の協力スキームの案件数が減少した趨勢と異なり年々上昇した（図表 15）。ASEAN+3 金融協力体制の深化により、2003 年から 2010 年にかけて、JICA における金融分野の技術協力プロジェクトは、合計 24 件（実施中も含む）が実施された。それらの内で、専門家派遣案件 74 件、研修コース案件 72 件、開発調査案件 5 件と言う実績が見られた。全案件において ASEAN+3 地域がどのくらい占めるか統計を出して見ると、ASEAN+3 地域に向けた技術協力プロジェクトは、合計 19 件である。技術協力プロジェクトで、ASEAN+3 地域に向けた専門家派遣 64 件、研修コース 62 件、開発調査 4 件と言う実績が見られた。要するに、ASEAN+3 地域が 85%以上の実績率のシェアを占めていることが分かった（図表 15）。

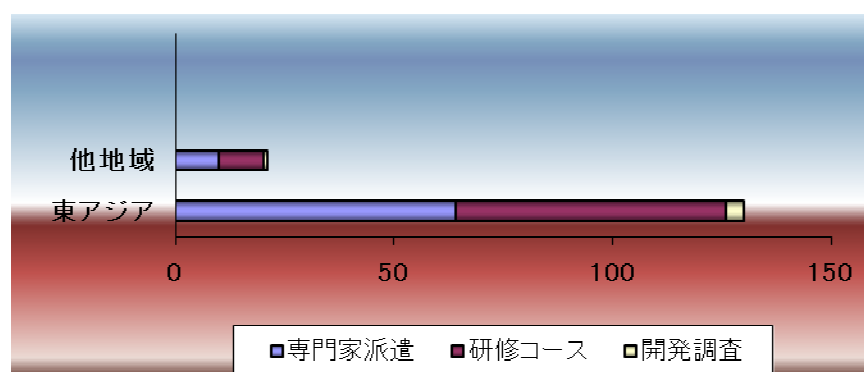
図表 15 :

2000-2010 年 JICA における地域別技術協力経費実績構成比（単位：億円）



図表 13 続く：

2003-2010 年 JICA における金融技術協力地域別案件数構成比（単位：件）



注：図表において、アジアは、ASEAN+3 を中心にモンゴルや東ティモールも含む。

出所：2001-2011 年の『JICA 年次報告書』、JICA ナレッジサイドのデータより筆者作成。

4-3-2 協力分野から見る JICA の協力実績

以下は、JICA 年次報告書のデータによって、2003-2013 年の JICA の金融技術協力プロジェクト案件を考察する。

①金融技術協力プロジェクトと協力分野

2003 年以降、JICA を通じて日本政府が 1997 年の危機諸国に提供した資金救済活動は、ほぼ終止符が打たれ、JICA の協力活動の中心は、①諸国国内の債務管理、②金融サーベイランスの整備、③資本市場育成等の金融制度改革へと移転した。全般的には、上記で触れたように、2003 年以降の ASEAN+3 諸国に向けた JICA の金融技術協力プロジェクトは、総計 24 件で、総額 26.5 億円の成果を達成した。

技術協力プロジェクトにおける協力手段は、専門家派遣、研修コース、開発調査の 3 つの内容により構成されている。JICA による金融面の技術協力プロジェクトにおける協力分野は、下記の図表 16 で示した内容のように、ABMI に関連する各国の資本市場育成分野では、金融政策向上に関する内容が 8 件、資本市場育成の案件が 9 件、銀行機能強化の案件が 6 件、対外債務管理改善の案件 1 件に分けられる。より注目すべき部分は、2003 年以降、専門家派遣と、研修コースのスキームにおいて、ASEAN+3 地域国別だけでなく、地域別（東アジア地域）の協力案件数が増加している。特に 2005 年に入ると、ABMI の実質的な推進の下で ASEAN+3 を巡り域内資本市場育成の案件が続々と実施されている。これは、近年の新しい動向であると特筆する。2000-2005 年に、両スキームでの「地域別」案件は、まだ存在していなかったものの、2005 年以降、特に 2008 年から 2012 年にかけて実績が 12 件に達し、総計 19 件の「地域別」案件が形成された。ASEAN+3 地域全体を対象として「地域別」における JICA の協力活動は、AFMM+3 の下で推進されている集団的協力体制の深化にも繋がっている。

図表 16 : 2003-2013 年 JICA による金融技術協力の案件

案件名	プログラム名	スキーム	対象国 (機関名)	活動内容・目標	開始時間	終了時間
証券取引所セミナー	研修コース	研修員受入 (5回:7人/年)	アジア地域 (ASEANを中心に)	講義、見学により、日本経済における証券市場の役割、証券市場における証券取引所の役割及び証券取引所、特に東京証券取引所の機能と運営についての理解を得て、自国証券市場の発展に資することを目標とする	2003.5.6	2007.6.14
金融制度強化セミナー	研修コース	研修員受入 (4回:10人/年)	ASEAN 諸国、中国	対象国の金融市場の発展と両立することで、規制・監督能力を同時に強めること	2005.2	2008.1
中国証券・先物取引市場監督管理者セミナー	研修コース	研修員受入 (2回:10人/回)	中国 (中国証券監督管理者)	金融派生商品の取引に係る問題・課題を中心に、 1.日本における証券市場、先物取引市場の現状についての講義・視察、及び討議。 2.帰国後 CSRC において改善案の修正を行い、必要に応じて日本側に提出する。 3.日本側で引き続き支援が必要なものについてフォローアップ協力を行う。	2006.1	2006.12
アジア地域証券取引所整備	研修コース	研修員受入 (年1回:20人以上)	インドネシア、フィリピン、ベトナム、モンゴル		2010.5	2013.8 (予定)
ASEAN 地域債券市場整備	研修コース	研修員受入 (合計3回:32人)	インドネシア、ラオス、ベトナム		2010.11	2012.12
東アジア地域金融システム安定化政策と発展戦略	研修コース	研修員受入 (年1回:7人/年)	インドネシア、タイ、カンボジア、中国、ミャンマー		2011.1	2012.2
インドネシア国経済政策支援調査		開発調査	インドネシア	金融セクター改革、民間投資拡大等7分野を対象を中心に財務大臣等の閣僚レベルとの個別協議を通じてインドネシア政府に政策提言を行い、ならびに、個別の分野において、政策提言に関連した共同調査等を展開すること	2003.4	2004.3
シンガポール金融健全化	研修コース	専門家派遣	シンガポール (南洋理工学院)		2003.11	2003.11
マクロ経済・金融部門及び中小企業金融政策		専門家派遣	タイ (財務省官房国際協力局及び財務省金融機関総局)		2003.6	2006.3
インドネシア資本市場育成		専門家派遣	インドネシア (財務省資本市場監督庁)		2004.3	2005.2
対外民間債務管理能力向上	経済政策・実施支援プログラム(金融政策実施能力向上支援/対外債務及び貿易金融管理/輸出銀行の ECA 業務実施体制整備)	1.短期専門家派遣 (2名×2ヶ月/年×2年+2名×0.5ヶ月/年×2年(双方とも同一専門家の複数回派遣)) 2.長期専門家派遣 (2名/24ヶ月)	インドネシア (中央銀行)	正確かつ迅速な対外債務残高を把握するため、中央銀行の対外債務データの処理能力を向上させ、民間部門で対外債務報告制度を設立する(民間部門での対外債務報告制度の定着、中銀における関連データ処理システム整備)	2004.3	2006.2
インフラ金融融資能力向上プロジェクト	マレーシアその他プログラム	1.短期専門家派遣 (7名×8回) 2.現地研修 (5名/年) 3.研修員受入 (37名) 4.現地調査 (ローカルコンサルタントを活用したケーススタディの実施)等	マレーシア (BPIMP)	BPIMP における融資機能、経営システム、危機管理等の改善	2004.6	2005.9
海外融資プロジェクト事後評価能力向上	タイその他プログラム	1.長期専門家派遣 (12名) 2.研修員受入 (24名)	タイ	公的債務及び海外融資事業のモニタリング政策及び事後評価の実施能力を強化する	2004.11	2005.11
マイクロファイナンス能力向上	インドネシアその他プログラム	国別研修	インドネシア	1.インドネシア銀行システム 2.マイクロファイナンス原論、財務管理、貯蓄流動、ローン管理 3.マイクロファイナンス運営: 利子率設定、運営リスク管理、カスタマ・ロイヤリティ構築、持続可能性と事業計画、運営情報システム等	2005.1	2006.9
資本市場育成アドバイザー	マクロ経済・財政・金融政策支援プログラム	専門家派遣	インドネシア	現地通貨債券市場育成等の政策能力の向上	2005.8	2007.6

アジアにおける銀行業務と金融開発	シンガポールその他プログラム	国別研修 (日本、シンガポール両側共々 研修実施経費＝ 3,286 千円)	カンボジア (シンガポール外務 省技術協力局)	南洋工科大学を委託先として、カンボジアの研修員（カンボジア中央銀行の中央と州の局長レベルと金融や銀行に関する副局長）に対し、研修座学を提供する	2006.4	2007.3
金融政策アドバイザー		市場調査 長期専門家派遣 (年 1 回；2 名/年)	ベトナム	ベトナム国家銀行に対して、能力向上を図るべく、マクロ経済指標の分析・予測を活用した金融政策策定、外貨準備に係る管理運営、CP・手形市場を通じた金融市場操作に関して、金融仲介機能の向上のための提言、助言を行う	2006.12	2008.12
金融政策向上	マクロ経済・財政・金融政策支援プログラム	1.長期専門家派遣 2.短期専門家派遣 3.国別研修 (10 名×3 年)	インドネシア	1997 年危機により銀行システムの脆弱性を解消し、中央銀行で策定／実施される金融政策の水準を向上させる	2007.2	2009.3
資本市場及び金融機関育成政策アドバイザー	マクロ経済・財政・金融政策支援プログラム	長期専門家派遣 (36 名/月)	インドネシア	1.インドネシアの資本市場及び金融機関の育成に関する助言・指導 2.資本市場・金融機関監督庁職員及び市場・金融機関等の関係者の能力向上のための研修、セミナー等の実施 3.資本市場育成プロジェクト等、関連プロジェクトの事業実施支援	2007.6	2010.6
経済財政金融政策アドバイザー	マクロ経済・財政・金融政策支援プログラム	長期専門家派遣 (24 名/月)	インドネシア (財務省財政政策庁国際協力センター)	金融仲介機能の向上のための提言、助言を行う	2008.6	2010.6
ベトナム開発銀行機能強化	金融セクター改善プログラム	長期専門家派遣 研修員受入	ベトナム (VDB)	1.開発銀行の政策枠組がその明確なミッションに基づき、強化される。 2.信用リスク管理能力が向上する。 3.資金調達と ALM（資産・負債総合管理）にかかる知見が強化される。 4.人材育成システムが強化される。	2008.9	2012.3
経済・金融対外政策強化	インドネシアその他プログラム	国別研修	インドネシア (財務省財政政策庁国際協力センター)	インドネシア財務省の国際金融における政策の企画立案能力と総合調整能力が向上する	2008.10.18	2008.10.26
経済財政金融対外政策・国際協力に係る能力強化（経済財政金融政策個別専門家 C/P 研修）	マクロ経済・財政・金融政策支援プログラム	研修受入 (5 名程度×2 週間～ 1 ヶ月×2 年間)	インドネシア	日本の国際金融に関する政策、日本の金融資本市場やマクロ経済情勢の動向、各種国際会議における調整事務にかかる研修の実施	2009.4	2011.3
中央銀行機能強化	経済制度整備・運用プログラム	長期専門家派遣 (中央銀行業務) 短期専門家派遣 (キャッシュセンター設計、調達計画等) 研修員受入 ワークショップ・セミナー	ベトナム (SBV)	ベトナム金融インフラの整備に向けて、SBV の実施体制が強化されることで、 1.SBV 職員の通貨実務（現金需要予測モデルを含む）に関する管理能力の強化を行う。 2.キャッシュセンター・銀行券印刷工場の建設に関して、基本設計、基本要件事項、生産管理モデルを作成する為の事前協議や準備作業を進める。 3.上記に係るプロジェクト監理に必要な経験とノウハウを共有すべくワークショップ等を開催する。 4. 専門家と SBV 幹部とのハイレベル会議を実施し、必要に応じて中央銀行の個別業務にかかる意見交換を行う。	2010.8	2011.8
銀行監督機能強化	金融セクター改善プログラム	長期専門家派遣 短期専門家派遣 研修員受入	ベトナム (SBV を中心に)	銀行監督分野における SBV の機能を強化するために、オフサイトモニタリング改善計画 (CAMEL に沿ったオフサイトモニタリングの法整備、早期警報、CAMEL を適用した格付) を推進する	2010.9	2013.6
合計 24 件	専門家人数：108 人	研修コース (現地、受入を含む)：607 人		総額：26.5 億円		

出所：JICA データ（ナレッジサイドマップ）より筆者作成。

②事例研究

1997 年の危機以降、地域各国政府が危機勃発の原因を探ろうとした際に、国内の金融・資本市場の未整備が認識された結果、諸国政府における金融政策の制定から実施に至るまでの政策能力向上が、重要な課題として各政府の政策検討に入れられた。国内資本市場育成と金融セクター改革プロセスの中で、金融当局政策の能力強化（インドネシア）、公的債務管理体制の強化（タイ）、政策金融改革（ベトナム）の金融課題を中心に、JICA により金融技術協力プロジェクトが続々と行なわれた。以下では、JICA に対する 3 つの事例

研究を通じて、JICA の金融技術協力活動が諸国の国内資本市場育成と、また ASEAN+3 地域市場の統合をいかに推進しているかを検討する。

1) 金融当局政策の能力強化（インドネシア）

「新中央銀行法」（1999 年）の実施により、インドネシア政府による、①金融仲介機能の強化、②金融市場関連の法制度整備等を初めとした金融政策の策定、実施の整備、③職員能力向上の 3 つの課題が浮上した。それに対して、2004 年 11 月に策定された「インドネシア国別援助計画」において、金融分野では、金融・経済危機対応中銀改革や、金融仲介機能の強化を初めとした資本市場の育成を巡り、インドネシア金融当局に向けた金融技術協力プロジェクトが JICA によって作成・実施された。インドネシアに向けた協力活動は、中央銀行と財務省財政政策局国際協力センター（CIC）の職員を対象とした人材育成案件、関係閣僚・実務担当者、ウンターパート・チームとの政策対話、金融セクター・市中銀行の経営状態の詳細調査の内容が含まれている。2010 年 2 月の「インドネシア国家中期開発計画」の改定に応じて、インドネシアに対する新たな協力方針の策定に向けた検討が開始された。成果として、2003 年以降、JICA は、インドネシア金融当局の政策能力の強化を目標として、「インドネシア経済政策支援調査」（2003.4-2004.3）、「金融政策向上」（2007.2-2009.3）、「経済財政金融政策アドバイザー」（2008.6-2010.6）、「経済財政金融対外政策に係る能力強化」（2009.4-2011.3）等の案件を行った（図表 13）。

2) 公的債務管理体制の強化（タイ）

タイでは、1990 年代後半以降、公的債務残高が急増した。そのため、多額の公的債務残高を抱えていることに伴うリスクを管理するための公的債務管理体制が必要不可欠であった。2005 年に、タイ「公的債務管理法」が議会で承認され、公的債務管理に関する法制度が整備された。

「公的債務管理法」に基づき、タイ財務省傘下の財政経済局（Fiscal Policy Office : FPO）と中央会計局（Comptroller-General's Department : CGD）に分散していた機能を、1999 年 9 月に設立された公的債務管理局（Public Debt Management Office : PDMO）に統合した。PDMO は、①公的債務の効率的な管理、②不良債権処理コストや国有企業の借入に対する政府保証等の偶発債務（contingent liabilities）や外貨建て負債に伴うロールオーバーリスクを含めた総合的な公的債務管理を実施した。以上の債務管理政策の実施によって、政府部門の資産・負債管理の実施効果は見られた。一方、PDMO には、公的債務がいかに効果的かつ効率的に利用するか等の海外融資の活用機能がまだ欠如していた。そのため、JICA は、PDMO を対象として「海外融資プロジェクト事後評価能力向上」プロジェクトを行った（図表 14）。

3) 政策金融改革（ベトナム）

ベトナムに向けた JICA 金融技術プロジェクトは、2003 年 12 月の「日越共同イニシア

タイプ」の締結を契機に実施された。ベトナム市場経済体制改革の下で、金融セクター改革に必要な課題として、2006年にベトナム政府は、開発支援基金から改組されたベトナム開発銀行（VDB）を政策金融の専門機関として明確に位置づけた。

以上のような政策に対して、1995–2001年にJICAは、「ベトナム国市場経済化支援開発調査（3のフェーズ）」（石川プロジェクト）を通じて、「共同研究」という形態で、ベトナム政策金融改革へ助言を提供した。財政金融政策の部会³⁸¹では、1995年4月19日に、当時日本を訪れていたド・ムオイ書記長に対して、「国別援助研究会」の座長を務めた石川滋が、「市場機能が低発達の国において経済開発の問題に対処するには政府による適切な介入が必要であり、それについては日本及び他の東アジア諸国等の経験から特に『財政金融政策』の各観点から検討を加えることが有効である」と説明し、「まずフェーズⅠとして次期5年計画に資することを目的とする『開発計画』にかかる調査を行い、その結果も踏まえ、フェーズⅡとして『政策金融』を対象とする調査を実施する」と提言した³⁸²。「石川プロジェクト」フェーズⅡの提言と共同研究成果に基づき、ベトナム政府の政策金融改革を推進するために、JICAは、2005年2月–2008年1月と2006年12月–2008年12月に、それぞれ「金融制度強化セミナー」と「金融政策アドバイザー」を実施した（図表13）。

おわりに

以上は、日本国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、日本貿易保険（NEXI）を研究対象として、日本の公的金融機関が従来の事業活動をいかに活用させ、金融協力機能を発揮したかと言う、ASEAN+3金融協力政策における公的金融機関の位置づけを考察した。上述の検討によって、日本の公的金融機関は、財務省を中心とした日本政府の協力推進策を具現化させるための専門機関と言う役割を与えられた。本章の考察によって、次のような結論を得た。

第1に、全般的な金融協力体制では、3つの公的金融機関と日本政府（財務省）の関係

³⁸¹ 「石川プロジェクト」には、JICAが実施した「ヴェトナム市場経済化支援開発政策調査」によりフェーズⅠ、ⅡとⅢを通して財政金融部会が設置され、日越双方による共同研究体制が作られた。日本側は、財政金融専門のアカデミック・メンバーと民間コンサルタントが、ヴェトナム側は計画投資省（MPI）の財政金融局を中心とする関連行政官が研究メンバーとなった。6年にわたる研究テーマは、ヴェトナム財政金融が抱える基本的課題であると共に、時々の経済状況を反映して変遷している。フェーズⅠでは「国内及び外国貯蓄動員」、フェーズⅡでは「中央地方間の財政配分」、「金融仲介機能」と「家計金融調査」、フェーズⅢでは「税制改革」、「金融改革シナリオ」、「不良債権問題」であった。また、フェーズⅡとⅢの間に実施されたアジア危機対応調査では、財政金融分野のテーマである「最適為替レート制度」と「対外債務問題」が取り上げられた。

³⁸² フェーズⅡでは、「公的金融制度の確立」の目標を中心に、①銀行融資の実態・審査、②中央銀行と（民間）銀行部門の関係、企業金融の実態調査、③為替管理政策の実態と問題点、④公的金融機関（財政投融资制度）の可能性の調査、⑤長期信用銀行制度設立の可能性の調査、⑥対外債務管理等の金融セクター改革の内容が当部会で発表された。日越共同研究日本側アカデミック・グループ（JICA）『日越共同研究の自己評価中間報告』、2002年、18頁。

が明らかになった。2000 年以降、財政負担の膨張によって日本政府による公的資金供給支援型は限界があると認識され、財務省を中心として日本政府は、行政改革を積極的に推進した。それによって、財務省は、公的金融機関の機能を一層発揮させようとした。行政改革の結果、以上の 3 つの公的金融機関が日本政府から独立・分離された。地域金融協力の分野から考えると、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の推進機能は、その一部が JBIC・NEXI・JICA に譲渡された。しかし、JBIC・NEXI・JICA は、主務大臣からの監督、国会による予算の検討、会計検査院・主務大臣による検査等の関与が必要となるため、日本政府による協力政策を実行する重要な存在であることが分かった。

第 2 に、金融協力政策における公的金融機関の位置づけと機能性が明確になった。要するに、日本の公的金融機関は、財務省が最も関心を寄せる ABMI 推進策を中心に、域内現地債券市場の育成策の実施において主導的な役割を担っている。従来の機能に基づく具体的な協力活動は、以下のように結論をつける。JBIC と NEXI は、地域債券市場育成を中心に ABMI おける日本政府の推進政策を実施した。JBIC の協力体制は、現地通貨建て債券市場の拡大と、またサムライ債市場（東京市場）の活性化を目標として、現地日系企業を中心とした東アジア地域の中小企業の資金調達に支援を提供した。NEXI の場合は、「アジア債券保険」推進策に基づき、海外事業資金貸付保険（海事險）の事業構造を中心に、JBIC 協力体制の補完として、現地通貨建て債券の発行に向けた地域債券保険体制の利用を通じて、現地債券市場の規模を拡大させた。一方、JICA による協力活動は、リサーチ・グループ（RG）の下での金融面の技術協力である。JICA の協力機能は、資本市場育成や金融セクター改革を中心的な課題として、地域各国の金融政策能力の向上に向けた「知的支援」と考えられる。

第 3 に、以上の事業活動と協力実績によれば、債券市場育成推進策における公的金融機関が担う役割、つまり「日本国益」の拡大と言う根本的な目標が明確に示された。

1. 現地通貨建て債券の発行・信用保証を中心とした JBIC と NEXI の協力活動により、現地日系企業を含め、東アジアの民間事業者の融資手段が多様化した。特に、現地債券市場の成長によって、長期的・安定的な現地日系企業の資金調達が確保された。一方で、現地の機関投資家等にとって、現地通貨建て債券を市場で自由に売却可能となったため、現地の資本市場の規模を拡大させることは望ましい。2. JBIC によるサムライ債発行の協力活動は、「円の国際化」と言う従来の財務省の推進政策と繋がり、円の利用拡大による東京市場の活性化をもたらす効果が期待される。また一方、地域各国政府と民間企業にとって、サムライ債が地域現地建て債券としての性格を有しているため、域内クロスボーダー取引を拡大させる効果が見られた。3. JICA による金融技術協力は、ABMI の下で ASEAN+3 域内資本市場育成と言う日本政府の政策に基づき、地域各国の資本市場育成を中心に、国内金融制度改革のための情報提供だけではなく、専門家派遣、研修コース、開発調査を通じ

て、それらの政策の立案と実施にも重要な役割を果たした。以上の考察によって、日本政府（財務省）と公的金融機関が推進策を通して、ASEAN+3金融協力を積極的に推進する理由が明らかになった。以下の第5章と第6章では、「円の国際化」再推進構想を主な研究対象として、地域金融協力における日本政府の政策意図を詳しく考察する。

第3部 「円の国際化」の再推進に基づく ASEAN+3 金融協力政策 の意図と効果

第5章 ASEAN+3 金融協力政策における「円の国際化」の位置づけ

はじめに

本論文では、財務省を中心とする日本政府のASEAN+3金融協力政策を対象として考察した上で（第3章）、更に公的金融機関におけるASEAN+3金融協力機能と協力活動を分析した（第4章）。それによって、1997年アジア危機以降の日本政府のASEAN+3金融協力体制の全体像を考察した。以下第5章と第6章では、「円の国際化」構想を巡って、地域金融協力政策とその推進体制における日本政府の政策意図を一層探求する。具体的には、まず「通貨の国際化」原理における国際的通貨の4つの機能を下に、「円の国際化」構想と地域金融秩序の変遷との関係を整理する。以下の文脈では、旧大蔵省と後の財務省を中心とした日本政府の「円の国際化」に対する姿勢転換を3段階に分割して検討する。第1段階は、1970年代の消極的な時期である。第2段階は、1980年代から1997年アジア通貨・金融危機にかけて受動的に「円の国際化」を推進する時期である。第3段階は、1997年の危機以降、「地域化」に基づき積極的に推進する時期である。その第3段階での新たな政策方向から見ると、1997年以降、「円の国際化」における日本政府の推進目標は、「円の直接的な国際化」から円の地域的利用拡大、いわゆる「円の地域化」へと大きく転換されたことが分かる。前の各章の考察を併せて考えると、その政策認識は、地域金融協力における日本政府（財務省）の政策選好と密接に関連している。更に、日本政府主導下でのASEAN+3金融協力体制の深化によって、従来の思考回路に基づく「貿易取引における円資金供給の拡大」と言う発想が少しずつ「金融・資本取引円建て化の拡大」へと変わったと言う政策傾向がはっきりと見える。

第1節 通貨の国際化について

1-1 「通貨国際化」の定義

「円の国際化」を検討するために、まず国際通貨とはどのような通貨であるのかを明確にする必要がある。通貨の国際化とは、「当該国のクロスボーダーの取引及び海外での取引における当該通貨の使用割合あるいは本邦以外の非居住者の資産保有における当該通貨建て比率が高まっていくことであり、具体的には、国際通貨制度における当該通貨の役割の上昇、及び経常取引、資本取引、外貨準備等における当該のウェイトの上昇」と定義

されている³⁸³。狭義では、「基軸通貨になること、即ち国際貿易・金融取引において支配的なシェアを持つ国際通貨となる」こと、また広義では、「基軸通貨の地位に向けて、クロスボーダー經常取引・資本取引における当該通貨の使用割合が高まること」と定義される³⁸⁴。

1-2 国際通貨に関する4つの機能

国際通貨の諸機能については、図表1を通じて把握できる。従来の国際通貨の機能を巡る検討では、以下の2つの資料が挙げられる。まず、島野卓爾・荒木信義は、ある通貨が国際通貨として果たす役割について、貨幣一般の機能に対応して、基軸通貨 (Key Currency)、媒介通貨 (Vehicle Currency)、金融通貨 (Finance Currency)、介入通貨 (Intervention Currency) と言う4つの機能に分類できると指摘する³⁸⁵。また、『新外為審答申』(以下は『新答申』と略す)の参考資料で、国際通貨の機能を説明するために、以下の図表1のような表を掲げている³⁸⁶。その貢献は、国際通貨の機能を巡る検討を下にして、各機能がいかに政府・通貨当局、また民間部門にそれぞれの影響を与えているかを明らかにすることである。しかし奥田は、『新答申』のような「機能区分」により国際通貨を把握するのが適切ではないと指摘した³⁸⁷。その内で特に「為替媒介通貨」機能の位置づけが依然として不鮮明であったことは最も注目されている³⁸⁸。

図表1：新外為審答申（1999）による国際通貨の把握

	民間部門	通貨当局
価値基準機能	表示通貨	基準通貨
支払手段機能	取引・決済通貨	介入通貨
価値保蔵機能	資産通貨	準備通貨

出所：奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審諸文書等の検討」、『立命館国際研究』、2001年12月、第5表より。

以上の2つの資料と奥田による指摘の点を参照した上で、筆者は、次のように、国際通貨では4つの機能が存在し、民間部門と通貨当局において、それぞれの形態で役割を果た

³⁸³ 財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化（本体）」1999年、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）。

³⁸⁴ 通貨の国際化に関する定義と歴史的変遷については、小川英治『国際通貨システムの安定性』（東洋経済新報社、1998年、21頁）、また奥田宏司『円とドルの国際金融：ドル体制下の日本を中心に』（ミネルヴァ書房、2007年）を参照。

³⁸⁵ 島野卓爾・荒木信義『円新時代：日本経済の将来を展望する』、有斐閣選書、1987年、39-42頁を参照。

³⁸⁶ 同上。

³⁸⁷ 奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審諸文書等の検討」、『立命館国際研究』、2001年12月、54-55頁。

³⁸⁸ 『新答申』を巡る参考資料の「国際通貨について」（参考・関連資料4頁）の箇所では、「取引通貨（国際的取引の手段としての機能）」と記述されているが、「為替介入通貨」のような表現が使われていないため、為替媒介通貨と言う機能の位置づけが依然として不鮮明である。同上、54頁を参照。

していると考える（図表2）。具体的には、以下の解説の通りである。

(1) 価値尺度と呼ばれる通貨機能である。これは通貨の価値尺度と言う本質的な役割を果たしている。具体的には、当通貨は国際間貿易取引を中心とした民間部門の取引で価値表示として通貨に備えるべき役割を果たしている。一方、各国の通貨当局にとっては、当通貨が為替相場の基準、いわゆる基軸通貨となる。

(2) 支払交換と言う通貨機能であり、通貨の交換手段と呼ばれる機能に対応するものである。民間部門から見ると、国際通貨は、他通貨より国際取引での利用率が高く、各国の通貨当局間でスワップ（交換）する機能も頻繁に発揮されている。

(3) 金融調達と呼ばれる機能である。これは、通貨の保蔵・調達手段として、民間部門では、国際的な資金の保蔵・運用・調達の手段としての役割を果たしている。また各国の金融当局にとっては、当通貨は外貨準備として重要な役割がある。

(4) 最後に、奥田が指摘した為替媒介・介入と言う機能について触れておこう。この機能は、通貨当局が為替相場の安定化のための市場介入に使用する通貨と言う意味で、通常通貨当局は当通貨を対価として自国通貨を売買することによって為替相場の安定を図っている。民間部門にとってこの機能は存在しない。

次は、以上で整理した国際通貨における4つの機能を基にして「円の国際化」を概説する。

図表2 国際通貨における4つの機能について

	民間部門	通貨当局
価値尺度機能	表示通貨	基軸通貨
支払交換機能	取引通貨	交換通貨
金融調達機能	資産通貨	準備通貨
為替介入機能	—	介入通貨

出所：外国為替等審議会「21世紀に向けた円の国際化」参考の関連資料2（資料4頁）に基づき筆者作成。

1-3 「円の国際化」の概説

円の国際化とは、外国為替等審議会答申の「21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応」によると、日本の海外での取引における円の使用割合や非居住者の資産保有における円建て比率が高まっていくことであり、具体的には、国際通貨体制における円の役割の向上、つまり経常取引、資本取引、外貨準備における円の「国際通貨」とする機能を向上させると言う過程である³⁸⁹。または、①日本企業の為替リスクの

³⁸⁹ 財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化（本体）」1999年、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）。

軽減、②邦銀の国際競争力の強化、③円のマザーマーケットである東京金融・資本市場の活性化の3点に資する日本の国家戦略としても考えられる³⁹⁰。そのために、「円の国際化」は、1970年代半ば以降、旧大蔵省と財務省を中心として日本政府が長年にわたって取り組んできた課題である。「円の国際化」構想の政策化は、当時の国際金融や経済環境に大きく関わる。本論文では、「円の国際化」は、主に3つの段階を経て発展してきたことを検証する。それは、①1970年代の消極的な段階、②1980年代から1997年アジア通貨・金融危機までの受動的に推進する段階、③1997年危機以降の積極的に推進する段階である。

以下においては、なぜ日本政府が「円の国際化」を促進しようとするかを巡って、国際通貨における4つの機能に基づく3つの要素により分析する³⁹¹。要素1は、支払交換機能・金融調達機能を中心に、対外取引における円使用の範囲・規模の増大を示すことによって、交換手段や決済手段としての円の役割の増大を促すことである。要素2は、価値尺度機能を中心に、対外取引の円建て化が進むと言う、ニューメレール（価値尺度財）としての円の役割を増大させることである。要素3は、金融調達機能を中心に、円・円資産（債券等）による調達水準を高め、金融調達としての円の役割を増大することである。それによって、「円の国際化」における日本にとってのメリットは、以下の通りである³⁹²。第1に、日本企業・金融機関の為替リスクや外貨流動性リスクの低減、第2に、円の使用割合の上昇による日本の企業・金融機関のビジネスチャンスの拡大、第3に、円取引の主要市場としての東京金融・資本市場の国際競争力の強化、第4に、米国の経済政策に対する牽制効果が掲げられる。しかし、「円の国際化」に関連する従来の政策資料（『旧答申』と『新答申』を中心に）の下で、整理した3つの要素と4つのメリットでは、図表2で最も強調した「為替介入機能」を巡る解釈はほとんどない。それは、1999年の『新答申』を含めて、従来の日本政府による「円の国際化」政策の重心が貿易取引における円の役割増大に置かれていたことを示している（以下詳述）。

第2節 1970年代後半から1997年までの「円の国際化」政策の形成・推進

2-1 1970年代後半以降「円の国際化」を巡る日本政府の動き

「円の国際化」と言う問題が日本国内や海外から認識されるようになったのは、1970年代の後半以降である。しかし1970年代に、大蔵省（財務省の前身）において円を国際化していくと言う発想は存在したものの、この段階では、大蔵省を中心とした金融当局は、

³⁹⁰ 経団連「円の国際化に向けて：貿易決済通貨としての円の国際化について」2000年3月、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/007/shiryo1.html>（閲覧日：2013/7/2）を参照。

³⁹¹ その内容は、財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化（本体）」1999年、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm 閲覧日：2013/7/4）を参照した上で筆者整理した。

³⁹² 具体的な内容は、財務省『円の国際化推進研究会座長とりまとめ（報告書）』（2003年（平成15年）1月）、また今松英悦「円の国際化を巡る諸問題」（上川孝夫・新岡智・増田正人編『通貨危機の政治経済学』、日本経済評論社、2000年、203頁）を参照。

意識的に円の国際化を促進する政策をとらず、また人為的な助成措置により円を国際化しようとしなかった。なぜならば、当時において円を国際化することは、通貨管理上も金融政策上も時期尚早と考えたからである。そのために、円の国際化政策では、前史と位置付けることができる³⁹³。

「円の国際化」政策が正式に日本政府の日程に組み込まれたのは1984年であったが、戦後日本経済の復興と高度成長によって、1970年代初めに世界第2位の経済大国になった後、円は国際取引で積極的に使われた³⁹⁴。特に1973年3月以降、変動相場制移行により金ドル本位制を基軸とするブレトンウッズ体制の崩壊が起き、石油危機後、資金フロー規模が世界中に拡大し、各国の激しいドル離れの動きがあり、国際通貨体制の動揺が見られた。それにより「円の国際化」と言う課題が非常に注目された。1970年代半ば、深刻なドル危機の際に短期資本の流入により日本政府の短期的な債務が急増し、その規模は、当時日本の外貨準備残高に匹敵した³⁹⁵。また、海外の円資産・円預金が株式・債券の形で増加し、外国人による資金の運用や調達手段として円の利用ニーズが拡大した³⁹⁶。特に米国の金・ドル交換停止発表後、為替市場での基調としてドル安が続くと予想される中で、輸出取引における為替差損を最小限に留めるために、国会でも、円の国際的地位向上を図るべきだと言う提言が盛り込まれた³⁹⁷。

以上の国内外の金融情勢に対して、大蔵省は、様々な金融規制緩和措置を取って居住者の円保有を加速させた。大蔵省の吉田財務官（当時）がアジア太平洋地域への金融調査団の団長として各国を訪問した際に、各地で円をもう少し使いたい、持ちたいと言う要望を出した³⁹⁸。「円の国際化」を通じて、短期的債務の増加による日本金融システムのリスク回避を主張した。この見解は、「円の国際化」への日本政府金融当局による最初の公式の反応である。一方、大蔵省金融局局長の藤岡真佐夫（当時）は、金融財政事情会で、「円を使いたいとか持ちたいと言うのは、日本の経済力が強くなった反映であり、国際的役割を期待されている証拠であるから、基本的には、これを歓迎してよいと思う。特別の人為的な助成手段で円の国際化を進めることは好ましくない」と述べ、政策上「円の国際化」

³⁹³ 今松英悦『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年、101頁。

³⁹⁴ 円の国際化は、早くも1960年7月には、1958年12月に西欧国家が一斉に非居住者経常勘定の交換性を回復した影響を受け、非居住者が自由に円勘定を開設できる、円為替取引制度を導入することによって、非居住者の保有する円に自由交換性を与えた。1964年、円を貿易取引に使うことを可能にする自由円勘定を導入したことを端緒にIMF8条国に移行し、経常取引の自由化を実行し始めた。また、1970年11月に、国際機関や外国企業が日本国内で発行する円建て外債（サムライ債）が認められていた。1972年9月に、非居住者に日本国内での外貨建て債の発行を許可した。中尾武彦（財務省国際局長）「国際通貨システム改革を巡る諸問題についての考え方」、国際通貨研究所シンポジウム、2010年3月18日、配布資料、6頁を参照。

³⁹⁵ 大蔵省「大蔵省国際金融局年報（第1回）」、1978年（昭和52年）版、66-67頁を参照。

³⁹⁶ 竹内一郎「円の国際化」、『円新時代：日本経済の将来を展望する』（島野卓爾・荒木信義編）、有斐閣選書、1987年、39頁。

³⁹⁷ 「第71回国会参議院本会議録第5号（第一国務大臣の報告に関する件：国際通貨情勢に関して）」、1973年2月15日、国務大臣（当時）田中角栄の発言部分を参照。

³⁹⁸ 藤岡真佐夫『新展開する国際金融』、金融財政事情研究会、1978年（昭和52年）12月、10頁。

を緊急の課題としなかった³⁹⁹。その要因は、「円の国際化は国内金融政策を擾乱しかねない」と言う当時の大蔵省の方針を分析すると、大蔵省は、国際社会からの円に対する過度の干渉が、中央銀行による「窓口指導」の役割を弱めることを懸念したからである⁴⁰⁰。この時期の「円の国際化」を巡る日本政府の姿勢には、以下のような特徴がある。すなわち、「決済通貨の機能と準備通貨の機能が厳格に分けられていたことである。決済通貨としての円の国際化が検討され、提唱されたのに対して、準備通貨としての円の国際化への論及は避けられていた」のである⁴⁰¹。

2-2 1980年代以降「円の国際化」の政策過程

日本政府において「円の国際化」を巡って本格的に論議が始まったのは、1980年代である⁴⁰²。1980年以降の大蔵省（2001年以降財務省）を中心に、「円の国際化」を巡る推進戦略が形成された。1980年代に入ると、変動相場制下の中で米ドルへの信認が低下する一方、日本における金融・資本市場の自由化の進展や好調な経済によって、円に対する国際的な信認が高まり、円の国際的使用も一時的に上昇した。大蔵省は、1980年12月に「外国為替及び外国貿易管理法」（以下は外為法）の全面的な改正を通じて、内外資本の流出入の自由化を目指した。国内の居住者による海外への貸付は許可になっており、また従来の「原則禁止」と言う対外取引原則は、「原則自由、有事規制」と改められた⁴⁰³。こうした自由化措置と並行して、「円の国際化」も同時に始まった。1980年の外為法の改正により、日本金融機関の外国為替取引の原則自由化が実現し、輸出入取引の中での円建ての割合が大幅に上昇した。実際面での円の国際利用の拡大は、その後の大蔵省を中心とした政策面での「円の国際化」の推進に有利に働いた。「円の国際化」は、徐々に当時の大蔵省の政策課題となった。1980年代の「円の国際化」における大蔵省の政策措置を検討するためには、以下のような4つの文書に注目する必要がある。①1984年5月に発表された日米円・ドル委員会の『日米円・ドル委員会報告書』、②同時期に出された大蔵省の『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』、③1985年3月の外国為替審議会答申、④1985年6月の「金融資本市場に係るアクションプログラム」である。

2-2-1 為替管理自由化から円の国際化へ

まず、1983年10月21日の「総合経済対策」では、「円の国際化」を促進し、日本の金融・

³⁹⁹ 藤岡真佐夫『週刊金融財政事情』、1975年8月18日号を参照。

⁴⁰⁰ 李維剛：《日元国际化：进程、动因、问题》，《日本学刊》2001年第2期，78頁。

⁴⁰¹ 上川孝夫・李曉『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、143頁。

⁴⁰² 「円の国際化」政策が掲げられる原点については通説になっていない。筆者を含めて多くの学者が1980年を「円の国際化」の始点として考えているが、それ以外の見解も存在している。例えば、内田勝敏は、本論文と違う観点で、「日本政府が円の国際化を重要な政策課題として最初に掲げたのは1978年であった」と主張している。出所：内田勝敏「アジアの通貨危機と円の国際化：アジア経済における円の役割」、『東海学園大学研究紀要』、1999年3月を参照。

⁴⁰³ しかし、主な運用に当たっては、「為銀主義」や当局の規制が広範に残っていたうえ、大蔵省の行政指導に任せられている部分が多く、自由度が高い取引にはほど遠かった。

資本市場を一層自由化し、円の潜在的な強さをより十分に引き出すために、「迅速かつ十分な措置を実施すること」と言う日本政府の意向が表明された⁴⁰⁴。それにより「円の国際化」は、政策課題として明確化された⁴⁰⁵。また、1983年11月のレーガン米大統領・中曽根康弘首相による日米首脳会談での合意で、「総合経済政策」に反映された円の国際化を一層前進させるために、日米蔵相間の共同新聞発表に基づき、1984年2月に「円・ドル委員会」（正式名称：日米共同円・ドルレート金融・資本市場問題特別会合（Joint Japan-U.S. Ad Hoc Group on Yen/Dollar Exchange Rate, Financial and Capital Market Issues）が設けられた⁴⁰⁶。この委員会の目的は、①合意された措置の進捗状況を見守ると共に、例えば日本からの輸出の円建て化の促進と言うような追加措置を検討し、かつ実施すること、②円・ドルレートの現状とその決定要因についての共通認識を確立することの2つである。これは、大蔵省による「円の国際化」の推進の開始と判明できる。

「円・ドル委員会」（フォローアップ会合を含む）は、全10回（1983年11月—1984年5月）にわたって開催された。1984年5月29日に、同委員会は、『日米円・ドル委員会報告書』（以下は『委員会報告書』）を両国大臣に提出し、30日に公表された。この報告書は、前述した1983年11月の両蔵相共同新聞発表の方針に沿い、新聞発表で合意した措置をフォローアップすると共に、円ドル相場問題についての相互理解・認識を深めた上で、日本の金融・資本市場の自由化、円の国際化、外国金融機関の日本への進出、直接投資交流の促進等の内容を含んでいる⁴⁰⁷。また、報告書の発表と同時に、大蔵省の『金融自由化及び円の

⁴⁰⁴ 大蔵省大臣官房総合政策課編「総合経済対策：経済対策閣僚会議」、『調査月報』、1983年9月、1—26頁。

⁴⁰⁵ 具体的には、以下の意思決定が表明された。①先物為替取引における実需原則を1984年4月1日から撤廃する。②外貨公債の海外市場での発行の途を開くための法案を次期通常国会に提出する。③円建てBA市場の創設について検討する。④居住者によるユーロ円債の発行についてのガイドラインを1984年1月1日から緩和する。⑤非居住者により保有されているユーロ円債の利子所得に対する源泉徴収税の問題については、源泉徴収制度を含め、適正な課税が害されないよう配慮しつつ、その検討を行う。小川英治「通貨政策（国際金融政策）の変化」、『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策（第3巻『国際環境の変化と日本経済』）』、内閣府経済社会総合研究所、2011年3月、172頁。

⁴⁰⁶ レーガン・中曽根康弘会談で、レーガン大統領は、「日本市場への参入、市場開放、円ドル、資本市場、円の国際化等の問題について緊密に協議、協力していきたい」と述べ、中曽根首相は協議の場を設けることに同意した。米国側の強引な要求で協議がもつれると、中曽根首相が政治判断し、大蔵省に合意を急ぐよう指示した。また、1983年11月10日に、竹下大蔵大臣（当時）とリーガン財務長官（当時）は、共同新聞発表により、両国政府間で「国際通貨制度が有効に機能するためには、開放されかつ自由な金融・資本市場と自由な資本移動とが重要である」ことに合意したことを示した。そのため両大臣を共同議長として、双方の次官レベルが議長となる作業部会を有する、円ドル問題協議のための日米財務当局者合同アド・ホック・グループの設置について合意した。作業部会は、大場財務官（当時）とスプリンケル財務次官（当時）の共同議長の下に、6回の会合を行った。一方、円・ドル委員会に先立って、外国為替取引審議会は為替取引の実需原則撤廃を答申し、これを受けて日本政府は第1回の円・ドル委員会が開かれる直前に撤廃を決定した。大蔵省「大蔵省国際金融局年報（第11回）」（1987年（昭和62年）版、260頁）、また「米国従属経済 金融①円ドル委員会が口火」（『しんぶん赤旗』日刊紙、2012年9月18日付）を参照。

⁴⁰⁷ 日・米円ドル委員会が1984年5月30日の報告書を発表した後、同報告書記載事項のフォローアップのため、日・米円ドル委員会フォローアップ会合が同年11月14—15日の第1回会合を初めとして1985年6月、12月、1986年9月、1987年5月、1988年6月の計6回開催された。その後、日・米円ドル委員会フォローアップ会合の名称を「日米金融・資本市場問題特別会合作業部会」に改称された後も4回にわたって会合が開かれた。この作業部会は、1991年に一連の合意に達した後、一旦中断したが、1993

国際化についての現状と展望』(以下は『大蔵省報告書』)が発表された。また、『委員会報告書』と『大蔵省報告書』を下にして、日本政府の政策案として、1985年3月に、「円の国際化について」の外為審答申(以下は「答申」)が公表された。以上で述べた3つの政策文書は、1980年代の「円の国際化」に対する大蔵省の基本的な見解を反映し、1980年代以降の大蔵省の方策と「円の国際化」の推進工程表を理解する上で重要な価値がある。2つの報告書を通じた大蔵省による「円の国際化」の具体的措置を、以下で整理する。

2-2-2 「円の国際化」を巡る大蔵省の検討

まず、『委員会報告書』の主要項目は、大きく4つの部分(全6章)に分類され、主な内容は、日米双方の関心事項であり、「円の国際化」や円ドルレート問題の解消である⁴⁰⁸。米側の関心事項として、①日本の金融・資本市場の自由化、②市場アクセスを中心とした外国金融機関による日本の金融・資本市場への参入等の改善、③ユーロ円市場の拡大、自由化措置の3つの柱を提示した。この中の「円の国際化」に関する事項は、先物為替取引の実需原則の撤廃、円転規制の撤廃、円建て対外貸付の自由化、円建てBA市場の創設、ユーロ円市場の拡大等の内容である⁴⁰⁹。一方で、日本側としては、ドル高の主因として、アメリカの高金利がアメリカの財政赤字に関係すると主張し、米側に財政赤字の削減を要求した。同報告書で、委員会は、「日本は金融・資本市場をより一層自由化し、外国金融機関の日本市場への参入を促進し、またユーロ円市場の自由化を梃子として円の国際化を実現すべき」と強調した⁴¹⁰。大蔵省は、「自由なユーロ円市場の拡大が、国内経済政策、為替レート、国内金融制度に与える悪影響を懸念し、ユーロ円市場が一国の通貨の国際化において主要な役割を果たすべきかどうかについての定説はない」と述べ、ユーロ円市場を「円の国際化」の推進の中で積極的に活用することには慎重な態度を表明した⁴¹¹。

『委員会報告書』が公表された同日に、『大蔵省報告書』を発表された。当報告書において大蔵省は、「円の国際化」についての今後の政策措置を発表した。経常取引面は、「円建てBA市場を創設し、円資金の運用・調達手段を拡充することにより貿易取引の円建て化の環境整備を図る」こととした。資本取引面では、ユーロ円債市場を中心に、4つの分野での自由化措置を実施することが決定された⁴¹²。しかし、同報告書の最後において大蔵

年に再開された。小川文雄「1980年代後半の国際経済の発展と国際会計の動向」(『名古屋学院大学論集 社会科学篇』、2009年3月、17頁)を参照。

⁴⁰⁸ 詳しい内容は、大蔵省「大蔵省国際金融局年報(第11回)」(昭和62年版)1987年、259-270頁。

⁴⁰⁹ 同上。

⁴¹⁰ 小川文雄「1980年代後半の国際経済の発展と国際会計の動向」、『名古屋学院大学論集 社会科学篇』、2009年3月、17頁。

⁴¹¹ 大蔵省「大蔵省国際金融局年報(第11回)」1987年(昭和62年版)、46頁。

⁴¹² 具体的には、①先物外国為替取引における実需原則の撤廃、②円建て対外貸付の自由化、③円建て外債の発行・運営ルールの弾力化、④居住者ユーロ円債のガイドラインの緩和、⑤円転規制の撤廃、⑥円建て外債の発行・運営ルールの一層の弾力化、指定会社制度の廃止、⑦ユーロ円貸付の自由化、⑧ユーロ円CD(短期)の規制緩和、⑨非居住者ユーロ円債の発行規制の緩和、⑩ユーロ円債の引受主幹事の外国業者への開放の内容が挙げられる。大蔵省『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』、1984年を参照。

省は、「為替相場、金融政策への影響や国内金融・資本市場へのインパクトによる国民経済的得失を十分考慮し」と述べ、ユーロ円市場の発展と国内市場との密接な関連性に留意しつつ、「主体的かつ漸進的に金融の自由化を推進する」という方針を強調した⁴¹³。

以上の2つの報告書に示された推進の方向性によって、大蔵省・外国為替審議会は、1985年3月に「円の国際化について」と題する「答申」を発表し、「円の国際化」の当面の、また中長期の措置の具体的な工程表と行動指針を示した。それによって、日本政府の「円の国際化」政策が公式に策定された。まず、「答申」では大蔵省が「円の国際化」を巡る実施手順を示した。それは、①金融の自由化、②ユーロ円取引の自由化、③東京市場の国際化と言う手順で「円の国際化」を漸進的に実施していこうと言うものである。また、以上の政策手順に基づき、円建て・対外貸付の自由化、円建てBA市場の創設、ユーロ円市場の拡充や円建てサムライ債発行の弾力化、銀行引受手形（BA）市場の創設と並んで、外貨の円転規制撤廃、預金金利自由化、外国金融機関の日本市場への参入、東京オフショア（JOM）市場、東京金融先物市場の創設の「円の国際化」のための具体的な方策と実施時期が発表された⁴¹⁴。「円の国際化」を巡る一連の施策として、1980年代後半から1990年代中頃にかけて、ユーロ円債発行に関わる各種規制の緩和・撤廃による自由化を初めとして、金融の自由化が行われると共に、東京オフショア市場の創設等の動きが挙げられる（図表3を参照）⁴¹⁵。一連の方策の中で最も注目すべきは、外為審答申で大蔵省が「円の国際化は円が広く国際通貨として使用されることである」と述べつつ、また「ユーロ円市場は最も活発な国際的取引の場であるので、そこでの円の使用又は保有をできるだけ容認していくことは円の国際化のための1つの重要なステップになるものと考え」と主張し、ユーロ円債市場の活発化を「円の国際化」の突破口にしようと言う政策推進の重点を示した点である⁴¹⁶。

図表3：円の国際化を巡る主な政策の実施と推移（1980－1996）

時期	政策の実施
1980.12	外為法の全面改正（原則自由の法体系に転換）と新為替法の実施
1983.11	日米円・ドル委員会設置
1984.4	実需原則（先物為替取引を輸出入等の実需に基づく場合のみ認める）の撤廃
1984.5	日米円・ドル委員会報告書、「金融の自由化、円の国際化についての現状と展望」
1984.6	円転規制（直物外国為替持高規制）の撤廃
1984.6	ユーロ円貸付の自由化（居住者向け、短期）
1984.12	ユーロ円債主幹事の外国業者への開放
1985.3	外国為替審議会議答申「円の国際化について」
1985.4	居住者ユーロ円債に対する源泉課税の廃止

⁴¹³ 同上。

⁴¹⁴ 外国為替審議会議「円の国際化について」（旧答申）、1985年、https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g398/398_a.pdf（閲覧日：2014/3/9）。

⁴¹⁵ 外国為替審議（財務省）「円の国際化の経緯（付：円の国際化を巡る主な動き）」（『21世紀に向けた円の国際化』）を参照。

⁴¹⁶ 外国為替審議会議「円の国際化について」（旧答申：1985年）（https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g398/398_a.pdf、閲覧日：2014/3/9）を参照。

1985.9	ブラザ合意
1986.4	非居住者ユーロ円債発行ガイドラインの緩和（適債基準を格付制度に全面的に移行）
1986.5	外為法の一部改正（オフショア市場の創設）
1987.2	ループル合意
1987.6	「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」を発表
1987.7	居住者ユーロ円債発行ガイドラインの緩和（適債基準に格付制度を導入）
1987.11	非居住者ユーロ円 C P 解禁
1989.4	東京金融先物取引所創設
1989.5	ユーロ円貸付自由化（居住者向け、中長期）
1989.6	非居住者ユーロ円債発行に係る適債基準の一層の緩和（格付けランクを問わない）を実施
1989.6	非居住者ユーロ円債（4年未満債）解禁
1989.7	居住者外貨建海外預金の自由化（個人について500万円相当額以下許可不要）
1990.7	居住者外貨建海外預金の自由化（ポートフォリオ・インベストメント用口座につき法人個人とも3000万円相当額以下許可不要）
1993.4	三局指導の撤廃（5年間の激変緩和措置あり）
1993.7	非居住者ユーロ円債適債基準を廃止
1994.1	居住者外債・サムライ債の適債基準緩和
1994.1	ユーロ円債の還流制限をサブリン物について撤廃
1994.7	円建て外債の適債基準の緩和
1995.4	非居住者ユーロ円債・非居住者
1995.4	国内債についての許可・届出手続きの弾力化
1995.8	非居住者ユーロ円債の還流制限の撤廃
1996.1	非居住者国内債の適債基準の撤廃
1996.4	居住者ユーロ円債の還流制限を90日から40日に短縮、ユーロ円 C P の発行ルール廃止（国内持ち込みルールの実質的撤廃）

出所：外国為替審議（財務省）「円の国際化の経緯（付：円の国際化を巡る主な動き）」、『21世紀に向けた円の国際化』より筆者作成。

2-3 「円の国際化」政策実施の効果

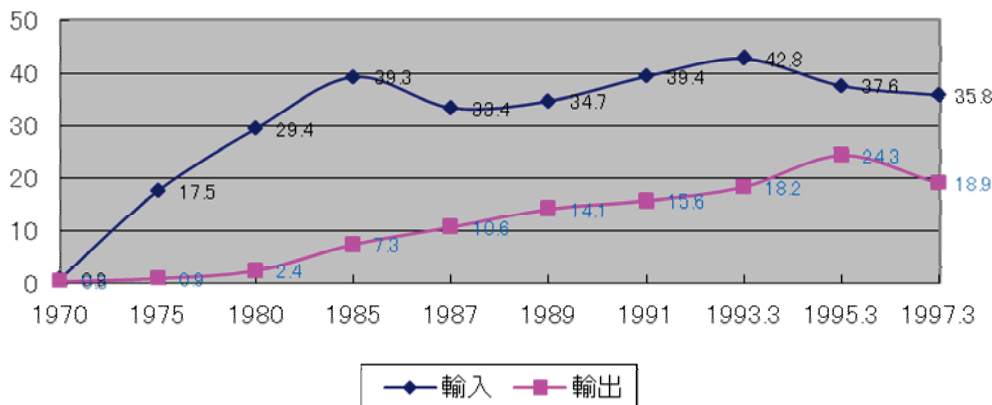
1985年の「答申」以降から1997年まで実施された一連の「円の国際化」推進政策に対して、いかに評価すべきかの質問に答えるために、関連のデータを通じて、1997年のアジア通貨・金融危機まで、円がどの程度使用されていたかを解明する必要がある。

以下、貿易と資本取引の2つの面から、円建て比率の変化を分析しながら、第1段階の「円の国際化」政策の効果を考察する。結論を先に述べれば、「円の国際化」における日本政府の政策公表と実施は、1980年代から15年以上を経て、上記に示したような一連の措置が行われたが、著しく進展しなかった。対外取引における円の利用は、一部後退さえも見られる。特に1990年代以降、バブル経済の崩壊の影響で、「円の国際化」のプロセスは、停滞の局面に陥った。

まず、貿易取引における円建て比率は大きな変化を示さず、対外取引における貿易決済機能として円の利用は進んでいなかった。1980年代末以降、外国為替市場での円高・ドル安の進展によって、家電製品、繊維化学品、自動車を初めとして、半導体関連のハイテク産業も海外へ生産拠点移転を進めた。結果として、日本の本社と現地の子会社間の貿易が拡大した。図表4に示すように、1980年代末から1990年代前半まで、日本の輸出入決済通貨に占める円建ての比率は上昇した。しかし、輸出は1993年3月の42.8%でピークに達したが、その後は全体的に低下しつつ、1996年から1999年まで円建て比率は、36%とほぼ横

ばい状態にあった。輸入では、外貨為替市場で持続的な円高によって、1985年以降、輸入における円建て比率は急速に上昇し、1995年3月に24.3%にまで上がったが、その後はやや落ちた。

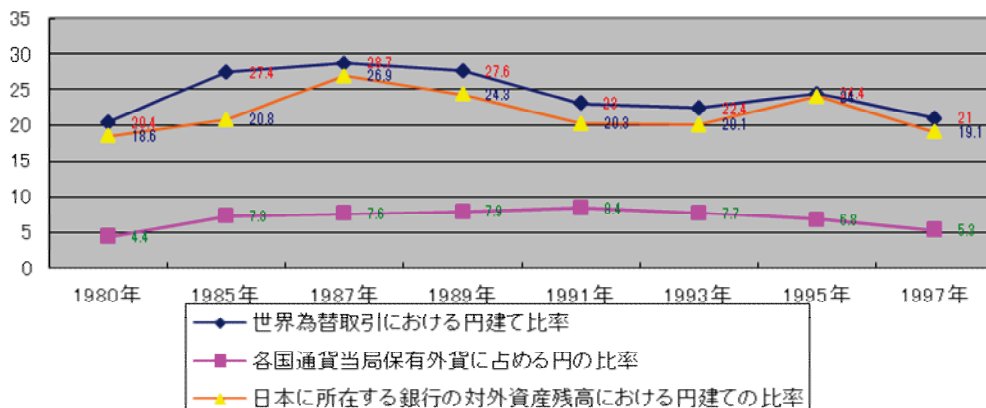
図表4：日本の対外貿易取引における円建て比率推移（単位：%）



出所：通産省「輸出入決済通貨建動向調査（平成7年3月分）」1996年より筆者作成。

次に、資本取引の状況を見て見よう。資本取引における円建て金融市場の活性化を検討するために、以下のような指標を分析する。具体的には、「円の国際化」に関わる一連の資本取引条件の緩和措置が行われて以降、3つの指標を通じて資本市場での円の利用状況を把握する。図表5に示しているように、為替取引に占める円建ての比率、各国通貨当局保有外貨に占める円の比率、日本に所在する銀行の対外資産残高における円建て比率の3つの推移を分析すると、資本取引における円の地位は上昇していないことが分かる。銀行の対外資産残高における円建て比率を初めとして、1985年以降、3つの指標はやや上昇したものの、1989年から下落し始め、1997年には1980年の水準に戻っている（図表5）。1980年から1997年まで対外資本取引における円建て比率の推移は、ほぼ同じ過程であった。

図表5：日本の対外資本取引における円建て比率の諸統計



出所：旧大蔵省の各種データより筆者作成。

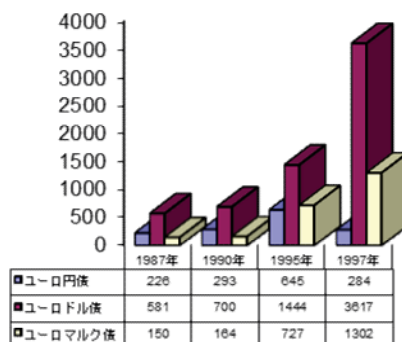
「日米・円ドル委員会」を経て、日本政府が重点的に推進したユーロ円市場の進展状況を見ても、推進策の効果は明らかに現れていない。図表5が示しているように、1985年「答申」と実施日程表が発表された後、ユーロ円債の新規発行規模は上昇しつつ、1980年代から1990年代初頭までユーロ市場で発行された日本企業の債券格付が高かったことが示されている。円建ての債券発行の増加によって、ユーロ円市場での円取引が拡大した。これが、資本市場での「円の国際化」を進めた要因と考えられる。しかし、1990年から1992年まで株価の下落に伴い、ユーロ円市場で日本企業の起債は急減した。1995年に入ってから下落の傾向に転じ、1997年のユーロ円債の発行規模は、1995年の4分の1でしかなかった（図表6a）。全ユーロ市場に占める円のシェアは、1990年代前半の急速な減少を通じて、1987年末の23.6%台から1997年末の5.4%台まで大きく低下した（図表a）。また、ユーロ円貸付の推移も類似なプロセスを経て、特に居住者向けのユーロ円貸付は、1987年から1990年代中頃まで急成長した後、1995年以降はほとんど進展しなかった（図表65b）。

最後に、東京金融市場における非居住者の資金調達を見ると、従来のサムライ市場（非居住者が発行する円建て外債）での発行額は、その割合が過半数を占め（1996年50.3%）、1997年のアジア危機以降に急減し（1999年15.2%）、同時期のユーロ債市場（1999年71.6%）規模の5分の1となった。1997年から2003年にかけて、日本債券市場における非居住者の保有割合は、1998年を除いて、持続的に低下し続いた（図表7）。2012年現在のサムライ債の発行市場の規模は、非居住者ユーロ円債の約6分の1である。

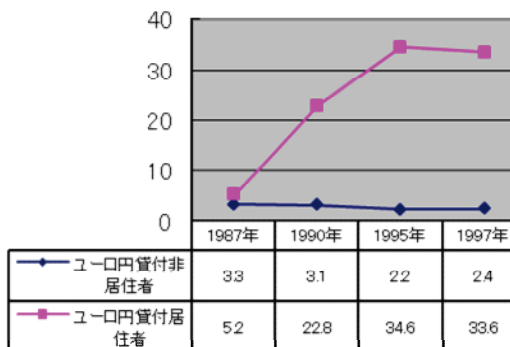
上記のデータ分析によって、日本金融市場の相対的な地位の低下は一目瞭然である。それゆえに、円資産の使用率を増加させることを目標として、非居住者の投資家が円建て債券へ投資しやすい環境を整備することは、東京金融市場の活性化と言う政府の戦略目標につながっていると言えよう。

図6：1987-1997年 ユーロ円貸付、ユーロ円債の推移

(a) ユーロ円債発行



(b) ユーロ円貸付

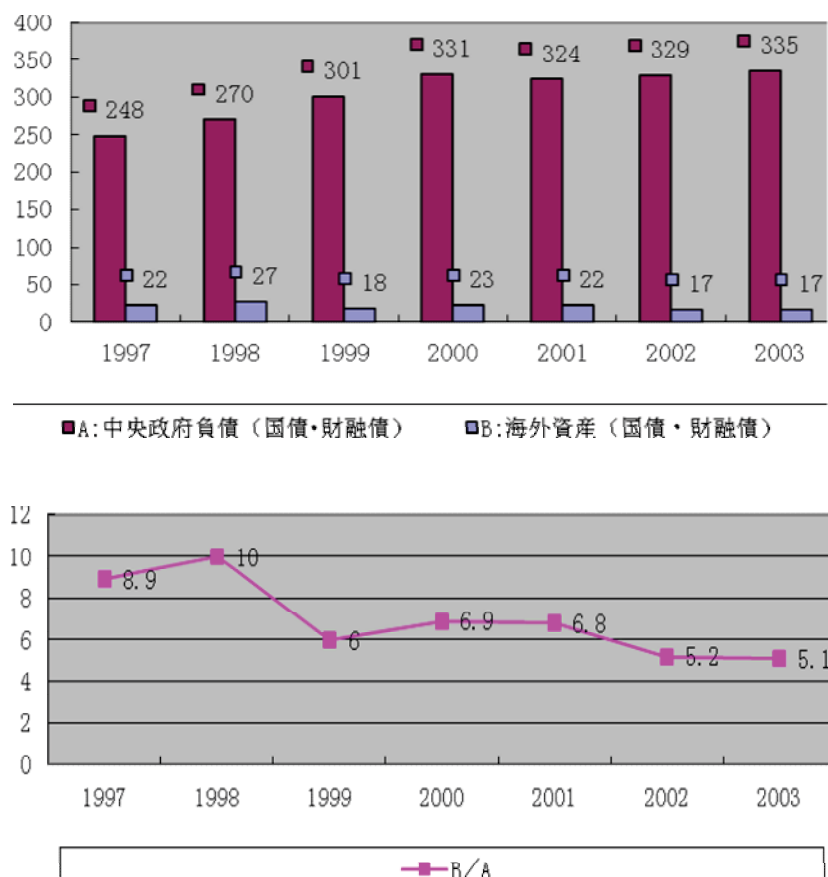


注：(a) 単位：億ドル (b) 単位：千億円

出所：奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審議文書等の検討」(第4表)50頁、日本銀行『金融経済統計月報』より筆者作成。

図表7：

東京金融市場における非居住者による国債(財融債を含む)の保有額の推移(単位:兆円、%)



出所：財務省「円の国際化推進研究会報告書(2001年6月27日)」(別添資料13)、日本銀行「資金循環統計」(1997-2003年)より筆者作成。

2-4 「円の国際化」政策の停滞と原因

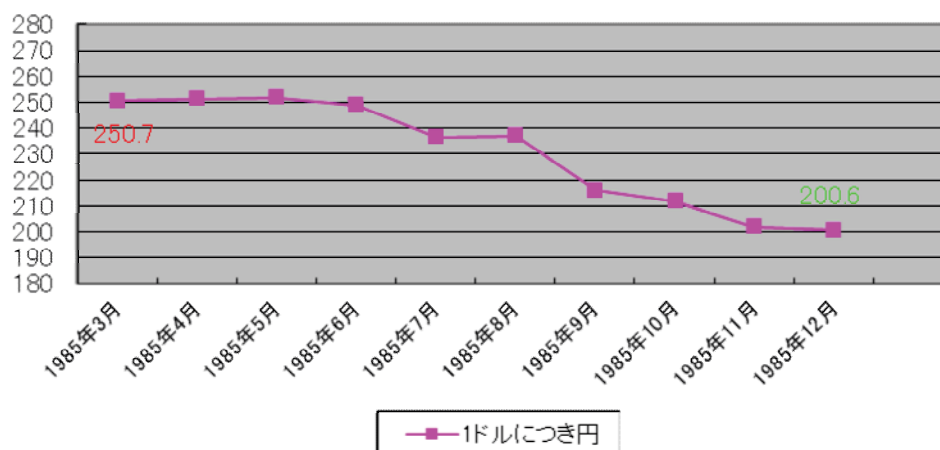
2-4-1 「円の国際化」の反対側：「円高抑制」と「低金利」政策の実施

1980年代半ば以降、大蔵省は、6兆円の内需拡大策に向けて財政面での政策協調に着手し、低金利政策を推進した。1984年5月以降、「円の国際化」政策の発表に伴い、大蔵省は、低金利政策と共に円高政策を実施し続けた。1985年3-12月に、日本銀行が金融政策目標として金利を引き上げて、円高誘導政策が行われた。この時期(1985年3-12月)の為替相場の変動を見ると、1ヵ月前の為替相場の変化の方向を維持する金融政策が行われ、着実に円高ドル安に向かって進んでいた(図表8)。また、1985年プラザ合意以降、日本金

融当局は、内需中心の成長を確実にするため、金融の更なる緩和に踏み切った。円高・ドル安の為替状態は、「円の国際化」の契機になりうるはずであったが、実現できなかった。1985年プラザ合意から3ヵ月もたたず、急速な円高ドル安を抑制するため、1986年に入ってから金利を再び引き下げて、日銀の金融政策目標は、為替相場安定化を図って円高抑制政策へと急転換した⁴¹⁷。更に、1987年2月に開催されたG7会議で、米ドル高是正の行過ぎ防止のためのルーブル合意がなされて以降、金融当局はこのような円高対策方針を一層強化にした。外為市場が円高方向に動けば、大蔵省（その後財務省）は、膨大な円売り・ドル買い介入で円高阻止出動することによって、円の価値増加を阻止しようとする為替介入政策を採った。同時に、1987年2月に公定歩合は、当時として史上最低の年2.5%に引き下げられた。以上のような「円高抑制」と「低金利」と言う2つの政策方針は、1990年代以降ほとんど変わっていない。

図表8：

円・ドル為替相場（東京インターバンク相場、ドル・円スポット17時時点/月末）の推移（1985年3月－12月）



出所：日本銀行「主要時系列統計データ（1985年度月次）」のデータより筆者作成。

2-4-2 1990年以降「円の国際化」政策の停滞

1990年代前半、資産バブルの崩壊後、金融機関の破綻を食い止めるための政策と施策が当時の大蔵省や日本銀行にとって最優先の関心事となった。そのため、景気対策や株価対策、不良債権問題の深刻化による資産価値の下落対策に集中せざるをえず、「円の国際化」は緊急な課題ではなくなり、預金金利自由化や銀行と証券の問題で段階的対応を講じたも

⁴¹⁷ プラザ合意前後の日本銀行の政策転換を分析するために、吉野・義村・小川は、1985年1月から1991年12月までの時期を分析期間として、日本銀行の金融政策反応関数を計測することにより実証研究を行った結果、以上のような結論を得た。実証の過程について詳しい内容は、小川英治「通貨政策（国際金融政策）の変化」、『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策（第3巻『国際環境の変化と日本経済』）、内閣府経済社会総合研究所平成、2011年3月、178頁の図表5-4を参照。

の、「円の国際化」を巡る検討は、1993年の金融改革法や1997年5月に成立した「外国為替及び外国貿易法」（外替法改正）でも言及されなかったように、先送りされた。

一方、国内金融政策では、非居住者は、株式市場や債券市場のデータから見られるように、円資産への投資を躊躇した。にもかかわらず、ゼロ金利政策とそれに続いた量的金融緩和政策、更に量的緩和政策解除後も継続していた超低金利政策によって、円は海外の投資家にとって世界で最も資金コストの低い通貨となった。そこで、円を借り、それをドル等他の外貨に転換して、利回りの高い金融商品に投資する円キャリートレードが広く行われた。このような取引の拡大は、円への投資に魅力がなくなり、円がドルやユーロに対して売られ、安くなることを意味している。結局、円が実際にドルやユーロに従属した通貨となったと考えられよう。

外国為替市場では、円高・ドル安が進む中で、1980年代後半から円高抑制と言う基本方針に沿いながら1994年以降、より高いレベルの円安誘導政策が行われた。以下の図表9が示している通り、1991年4月から2004年3月までの外国為替介入行動の推移を見ると、日本政府が23回のドル買い・円売りの平衡操作を実施し、総計で63.8兆円の規模に至った。特に2000年に入り、円高・ドル安を阻止するために、史上最大の円売り・ドル買い為替介入が1年間以上にわたり持続した。その中で、以下のような3つの段階が最も注目され、この3つの為替介入行動は、外為介入規模の全額の84%を占めていた。

(1) 1994年1月—1995年9月の段階である。円相場は1995年4月に、一時1ドル=79円台まで急伸した。それに対して日本政府は、緊急円高対策に基づき7回の連続ドル買い・円売りを通じて円の更なる価値増加を阻止しようとした。7.3兆円の為替介入によって、1998年半ばまで円安・ドル高が3年以上に続いた（図表9）。

(2) 1999年1月—2000年6月の段階である。危機後の円高傾向に対応するために、日本政府は1999年1月から2000年6月まで、総計10.8兆円のドル買い・円売り操作を実施した（図表9）。同時に、日本銀行は、金融政策面で円高を抑制し、当座預金残高を2001年3月の5兆円から2004年の30—35兆円まで連続して約7倍に膨張させ、円安のために多額の当座預金残高を維持した⁴¹⁸。

(3) 2003年1月から2004年3月の段階である。2003年に財務省は、2000年代に入ってから史上最大規模の円売り・ドル買い介入を約1年間わたり続けた。合計で35.3兆円以上と言う、史上最大規模の短期間の為替介入（日本の年間の税収総額の70%、経常収支黒字の2倍）を導入した（図表9）。

以上の各段階の措置の結果として、1980年代に大蔵省と「円・ドル委員会」の推進により一定の政策効果が見られたが、1990年に入ってバブル崩壊と1997年金融危機の連続的な発生に伴い顕著な進展が得られなかった。むしろ円は、国際通貨体制での地位の低下が見

⁴¹⁸ 日本銀行『統計月報（2005年）』、また『金融経済統計月報（2005年）』を参照。

られた。

図表9：
外国為替平衡操作の実施状況（1991年4月－2004年3月）（単位：億円）

年	月期	ドル売り・円買い	ドル買い・円売り
1991年	4－6月期	536	
	7－9月期	139（ドイツ・マルク買い）	
	10－12月期		
1992年	1－3月期	1346	
	4－6月期	5185	
	7－9月期	638	
	10－12月期		
1993年	1－3月期		
	4－6月期		17113
	7－9月期		8467 （その内48はドイツ・マルク買い）
	10－12月期		
1994年	1－3月期		5604
	4－6月期		8139
	7－9月期		3340
	10－12月期		3556
1995年	1－3月期		19754
	4－6月期		6050
	7－9月期		25584
	10－12月期		
1996年	1－3月期		16036
	4－6月期		
	7－9月期		
	10－12月期		
1997年	1－3月期		
	4－6月期		
	7－9月期		
	10－12月期	11282 （その内693はルビア買い）	
1998年	1－3月期		
	4－6月期	30470	
	7－9月期		
	10－12月期		
1999年	1－3月期		6563
	4－6月期		30392（5396はユーロ買い）
	7－9月期		23876
	10－12月期		15580（527はユーロ買い）
2000年	1－3月期		16443（720はユーロ買い）
	4－6月期		13854
	7－9月期		1435（ユーロ買い）
	10－12月期		
2001年	1－3月期		
	4－6月期		
	7－9月期		32107（652はユーロ買い）
	10－12月期		
2002年	1－3月期		
	4－6月期		40162（238はユーロ買い）
	7－9月期		
	10－12月期		
2003年	1－3月期		23867（870ユーロ買い）
	4－6月期		46116（829はユーロ買い）
	7－9月期		75512
	10－12月期		58755

2004年	1-3月期	148314
-------	-------	--------

出所：今松英悦「円国際化の回顧とアジアへ新座標軸」『世界金融危機日中の対話－円・人民元・アジア通貨金融協力』（上川孝夫、李曉編）、春風社、2010年4月、118－119頁（表4）。

2-4-3 政策上における「円の国際化」停滞の原因分析

(1) 伝統的な分析視角

従来、1990年代以降に「円の国際化」が停滞した原因を巡って、様々な検討が行われてきた。具体的には、第1に、ほとんどの研究では、日本の対外貿易構造の独自性が円の国際化を阻止する重要な原因であると述べられている⁴¹⁹。多くは、貿易決済の視点から、国際貿易において米ドル建ての決済や契約が支配的であると言う原因が度々指摘されている⁴²⁰。第2に、通貨機能の視点から、通貨選択における慣性の存在がある⁴²¹。第3に、バブル崩壊後の金融機関の不良債権問題や、日本経済の長期停滞に伴う円に対する信認低下の問題もある⁴²²。第4に、日本の資本・金融市場の遅れや取引慣行の規制等が挙げられる。第5に、円の利便性の向上と実体経済面の環境整備、特に民間金融機関や大型製造業のビジネス勘定に合わないと言う教訓が指摘されている⁴²³。第6に、一部の研究者は、日本の対外政策の限界が円の国際化を制約していると主張した⁴²⁴。以上のような要因の他に、「円の国際化」に日本政府が矛盾する政策を行っていると言う要素もある。既存の研究には、この真の原因についての考察が比較的少ない。以下は、「円の国際化」における日本政府の矛盾な政策方針を中心に、その政策上から「円の国際化」が停滞した原因を検討する。

「円の国際化」の推進を巡る以上の3つの政策文書は、1980年代以降、大蔵省を中心とした日本政府の取り組む政策や方針を明らかにしている。しかし、実際に日本政府が大蔵省主導で「円の国際化」政策を掲げる一方で、反面、特に1986年以降、輸出産業を守るために為替相場に介入し、円の価値を下落させて円高を阻止すると言う円高抑制政策を実施していた⁴²⁵。1980年代から1997年まで、この政策スタンスに基づき「円の国際化」におけ

⁴¹⁹ Paul Krugman, "Pricing To Market When The Exchange Rate Changes", *Nber Working Paper Series*, 1986/3, p.6.

⁴²⁰ 大野正智・福田慎一「貿易契約通貨の決定メカニズム：東アジアにおける「円の国際化」の視点から」、*ESRI Discussion Paper Series No.86*、2004年2月。

⁴²¹ 古屋力「通貨選択における慣性(inertia)と円の国際化」、『国際金融トピックス』（国際通貨研究所）、2004年7月、財務省「外国為替等審議会：第5回円の国際化専門部会議事要旨」、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/gaitame/gijiyosi/1a008e5.htm>（閲覧日：2013/7/3）を参照。

⁴²² 財務省「円の国際化推進研究会座長とりまとめ」（報告書）、2003年（平成15年）1月、3頁。

⁴²³ 片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」、『平成22年度外務省国際問題調査研究・提言事業報告書』、2011年3月、102頁。また財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化」、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

⁴²⁴ 上川孝夫・李曉『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、185頁。

⁴²⁵ 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバルCOEプログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」』、2010年10月、8頁。

る日本政府の方針に矛盾があったと言わざるを得ない。

(2) 受動的な「円の国際化」政策の構築

1980年代以降の大蔵省の「円の国際化」に対する基本姿勢は、「積極的、ステップ・バイ・ステップ、自主性」であったが、急速な「円の国際化」を退ける立場に立っていた⁴²⁶。1985年の「答申」以降の動向から見ると、1980年代以降、大蔵省によって推進された「円の国際化」は、国内の要請より、むしろ米国政府の圧力に従うと言う意味で「受動的な政策」と認識する必要がある⁴²⁷。特に1986年以降、大蔵省や日本銀行は、「円の国際化」の方向とは反対方向に、ドル安・円高ではなく円高抑制政策を実施した。

1) 「円の国際化」における米国の消極的な態度

米国側は、「円の国際化」を積極的に推進しようとしなかった。この時期の「円の国際化」政策は、1970年代以降の日米貿易不均衡の拡大に大きく影響されていた⁴²⁸。それは、米国政府が為替市場で円高・ドル安を達成しようとした金融外交の一環とも言える。「円の国際化」における米国政府の目標と意図は、2つある。第1に、ドル高・円安の為替相場問題の是正である。1970年代に入って、自動車を中心に日米貿易摩擦が激しくなり、米国内では、産業界が日本の円安政策が対米競争力を高めていると主張し、効果的な対日貿易赤字拡大対策を取らない米国政府への批判を高めていた。それに対して、最初は、米国政府は、日本の巨額の貿易黒字が市場の閉鎖性と円価値の過小評価にあるとした。措置として米国政府は、対日貿易不均衡是正を解決するために市場開放を求めたが、為替相場に関しては具体的な行動を起こさなかった。しかし、1983年8月に、米国政府はドル高が米国産業の競争力を低下させており、ドル高・円安の為替相場問題の是正が必要だと認識した。1985年の第1四半期に、米国は第1次世界大戦直後以来、初めて純債務国へと転落した。その後、世界各国でドルの暴落が懸念されるようになり、ドル高の是正が米国政府の緊急政策となった。第2に、米側が「円の国際化」を求めるためのもう1つの意図は、東京金融市場を開放させ、米国の金融機関が円滑に参入できるような条件を作ることであった⁴²⁹。以上の2つの意図により、米国政府が日本政府に「円の国際化」を推進させようと圧力をかけていたが、真の「円の国際化」を期待してはいなかった。

2) 「円の国際化」における日本政府内の異なる方針

一方、日本側の行動から見ると、米国政府から円切上げの圧力を受けながら、表向きは「円の国際化」政策を積極的に推進し始めたものと見えるものの、大蔵省が円の国際化を

⁴²⁶ 今松英悦『円の政治経済学: アジアと世界システム』、同文館、1997年2月、191頁。

⁴²⁷ 「受動的」という表現は、森川祐二の研究を引用した。森川祐二『東アジア地域形成の新たな政治学: リージョナリズムの空間論的分析』(国際書院 2012年5月、333頁)を参照。

⁴²⁸ 1985年9月に、対日貿易赤字は、米国貿易赤字総額の4割を占めるに至った。出所: 大蔵省「大蔵省国際金融局年報(第10回)」、1986年(昭和61年版)を参照。

⁴²⁹ 山上宏人「円の国際化とアジア通貨危機: 為替審答申『21世紀に向けた円の国際化』をめぐって」、『神戸外大論叢』、2001年9月、15頁。

全面的に推進したとは言えない。以下で分析するように、「円の国際化」の推進における部局間での国内金融政策への影響、また外国為替相場に与える影響を懸念する原因で、国際金融政策を担当した国際金融部局は、「円の国際化」を積極的に進めようとした。それに比べると、大蔵省の国内金融部局は、国内金融政策に与える影響を懸念し、「円の国際化」の促進に対して対照的に消極的であった。日本政府内では、「円の国際化」政策に対する推進姿勢が異なっていた。

「円の国際化」を目指すための政策工程表で示されていたように、いくつかの措置が取られたものの、「円の国際化」を実現するために、①外為法の修正、②非居住者に障害となる取引の見直し、③短期金融市場の整備が必要であった。しかし、上記の図表3に示したように、外為審答申（1985年）で、東京オフショア市場の創設のために、外為法の一部が改正されたが、円の貿易取引と資本取引の両面で、円の国際通貨としての機能を高めるための必要な法的・制度的面の整備は、ほとんど進んでいなかった⁴³⁰。これらの改革には国内金融業界、その意向を受けた大蔵省の国内金融部局、日本銀行の強い抵抗があったため、「円の国際化」を主張していた大蔵省国際金融局は、慎重な姿勢を示さざるを得ず、漸進的な金融自由化や規制緩和を実行できなかった⁴³¹。それには、以下のような2つの要因が挙げられる。

第1に、大蔵省の国内金融部局と日本銀行は、ユーロ円市場の拡大によってユーロ円市場を介する居住者間の金融取引が預金準備率の不安定を招く可能性が高くなるという警戒心を持っていた。具体的には、ユーロ円市場の導入によって、国内銀行と異なる貸出行動のユーロ銀行が出現する。ユーロ市場での預金は、日本国内の預金と異なる預金準備制度に服しているため、ユーロ円市場で活動している銀行は、ユーロ円預金金利をわずかに引き上げることによって国内預金からユーロ円預金へ資金をシフトできる⁴³²。海外からのユーロ円借入れの預金準備率が国内のより低いため、過剰準備が生じ、それが信用を拡張させると言う懸念があった。特に円預金が国内から海外へシフトすると、日本銀行の貸出供給額を変動させる。当時日本で行われていた預金準備率の賦課方法は、国内預金の保有者別に準備率を変える政策に基づいて変動性が非常に高かった。その内生変数は、居住者が円預金を日本国内とユーロ市場のどちらで行うかによって影響を受けるため、非常に不安定な要素となった⁴³³。

第2に、大蔵省の国内金融部局と日本銀行は、「円の国際化」に伴う円高による為替相場

⁴³⁰ 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム、「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点』、2010年10月、8頁。

⁴³¹ 今松英悦「円の国際化を巡る諸問題」上川孝夫・新岡智・増田正人編『通貨危機の政治経済学』、日本経済評論社、2000年。

⁴³² 堀内昭義「ユーロ円市場と国内金融市場：金融政策への影響は」、『経済セミナー』、1986年1月号、34頁。

⁴³³ 須田美矢子「円の国際化と金融政策の効果：ユーロ円市場の分析」、『専修経済学論集』、1986年2月、136頁。

への影響を恐れなので、「円の国際化」政策を積極的に推進していなかった。従来、日本政府は、為替相場が円高に動くことを望ましいとしなかった。高い経済成長を遂げていくためには、円高は阻害要因となるという固定概念が存在していた。特に、輸出産業の特質を見れば、円高によって企業の国際競争力の低下が景気に悪影響を及ぼすことを懸念した。

以上に述べた預金準備率の相違によって、為替レート政策への効果は大きくなる。ユーロ円市場の導入によって、国内銀行の預金供給が減少し、為替レートを円高にするよう働くので、円安政策の効果が小さくなる。更に、ユーロ円市場を中心とした「円の国際化」の発展が金融政策に与える影響は、国内で引き締め気味の金融政策が行われても、ユーロ円預金が流入すればその効果は減殺され、ユーロ市場で自国通貨と他国通貨の交換が激しく行われれば為替相場の不安定要因となった。

以上の分析によって、ユーロ円市場を中心とした「円の国際化」の規模が大きくなれば、国内の預金準備率に異常な変動を引き起こし、外国為替市場の調節が難しくなるため、国内金融政策と円安政策の実施にはマイナス効果を与えていくと思われた。そのため、日本銀行や国内金融部局は、「円の国際化」の実施に積極的な推進姿勢を示さなかった。

(3) 「円の国際化」戦略における方向性の不明確

金融政策上の矛盾以外に、「円の国際化」策定の最初の段階から方向性はあやふやであった。通貨の国際化の理論によれば、「円の国際化」は、以下のように、2つの段階を通じて進む方向が求められる。第1段階では、基軸通貨ドルの役割を補完する非対称的な（補足的な）円の使用の拡大による円の準基軸通貨化である⁴³⁴。第2段階は、円はドルとドイツ・マルクと並んで、対称的に基軸通貨の役割を担う「複数基軸通貨体制」の一部である。

「円の国際化」政策における日本政府の推進の方向性については、1985年の答申において、「ドルの基軸通貨としての地位は基本的にはあまり変わらないものと見られる」、「円は他の通貨と共にドルを補完して国際通貨としての役割を果たしていくことになる」と説明が加えられている⁴³⁵。当時の日本政府の政策目標は、前者であった。しかし、「基軸通貨ドルの補完」としての円の国際化が具体的にいかなるものであるかは、はっきりしていたわけではない。特に政策目標としての円は、①どのように「基軸通貨ドルの補完のための国際的役割分担」を果たすことになるか、②ある「地域的な基軸通貨としての役割を果たすことによってドルを補完するか、それとも部分的な国際金融通貨としての役割を果たすことによってドルを補完するか」について、推進の方向性は明らかにされていない⁴³⁶。それに加えて、日本政府がいかに「基軸通貨ドルの補完」（第1段階）を実施した上で、今後の更なる「円の国際化」、要するに「準基軸通貨化から基軸通貨化への進展によるドル依

⁴³⁴ 竹内一郎「円の国際化」、島野卓爾・荒木信義編『円新時代』、有斐閣、1987年、37頁。

⁴³⁵ 外国為替審議会「円の国際化について」（旧答申）1985年、https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g398/398_a.pdf（閲覧日：2014/3/9）

⁴³⁶ 内田勝敏「アジアの通貨危機と円の国際化：アジア経済における円の役割」、『東海学園大学研究紀要』、1999年3月、7頁。

存体制からの脱却」(第2段階)を追求するかと言う明確な戦略が欠如していた。1985年の為替審答申(「円の国際化について」)以降、「円の国際化」における日本政府の政策方針は、基本的にドル体制の下で、貿易取引と資本取引における円の国際的使用の拡大によってドル通貨体制を維持するための国際金融戦術でしかなかった。「円の国際化」における矛盾した方針と、また推進方向性の不明瞭は、1990年代以降「円の国際化」政策が停滞した重要な要因である。

以上、米国政府と日本政府を中心に「円の国際化」政策の停滞を検討した。上述のように、米国側の消極的な態度、日本政府の異なる推進姿勢と推進戦略の不明瞭と言う3つの深刻な原因があったため、1980年代以降から1997年まで日本政府の「円の国際化」推進策は極めて漸進的、更に矛盾的な形に留まっていた。まとめると、国内金融政策へのマイナスな影響を免れ、また円の為替相場を安定させるため、貿易の円建てを巡る経常取引面とユーロ円市場を中心とした資本取引面のどちらから見ても、急速な「円の国際化」は期待しえなかった。「円の国際化」の政策に比べると、プラザ合意以降、むしろ「円安・ドル高」政策や低金利政策を金融当局は重視していた。1990年に入り経済バブル崩壊が発生し、大蔵省や日本銀行は、マクロ経済景気対策や不良債権対策に集中せざるをえず、「円の国際化」政策は先送りを余儀なくされた。1990年代以降から1997年まで、日本政府の「円の国際化」政策は、ほとんど停滞状態に陥った。

第3節 1997年アジア危機以降の「円の国際化」政策の再構築

3-1 「円の国際化」再推進構想を促進した2つの出来事

「円の国際化」を巡る議論が再び日本政府内で活発になったのは、1997年のアジア通貨・金融危機の発生と1999年ユーロの誕生であった。この2つの事件は、日本政府のこれまでの「円の国際化」政策への反省から、停滞していた政策を再推進することになった。2つの契機によって、「ドルへの過度の依存からの脱却」と「通貨の地域化」が、「円の国際化」政策を新たな推進へと向かわせた。

3-1-1 米ドルペッグ制の弊害

1997年のアジア通貨・金融危機の重要な原因として、東アジア地域におけるドルペッグ制の欠陥は、金融危機の発生を契機として地域各国政府に意識された。日本政府は、再度「円の国際化」を推進することによって、既存のドルペッグ通貨制度からの脱却を模索しようとした。

1980年代以降、域内取引を含めた貿易の表示・契約通貨や決済通貨が米ドルに依存していた。また東アジア地域諸国の金融機関では、資金調達も自国通貨ではなく、米ドルを中心とする外貨での短期貸付に依存していた。従って、1990年代に入ってから各国政府は、ドル建て貿易や金融取引の規模が拡大する一方、各国通貨の対ドル相場の変動に翻弄され、

ドルペッグ制へ傾斜した。ドルへの過度の依存による1997年のアジア通貨・金融危機の勃発を契機に、ドルペッグ通貨制度の弊害が一举に顕在化した。既に述べたように、タイを初めとして危機に見舞われた東アジア諸国は、ドル一辺倒の仕組の危うさを感じ、ドルに連動した通貨制度から変動相場制に移行した。それは、各国通貨のドルへの過剰に依存する政策を見直す行動と言える。また、危機を教訓として、タイ・韓国・マレーシアの金融当局は、外貨準備に占めるドルの割合をやや引き下げ、ユーロや円の比率を高めた。

東アジア諸国の通貨はドルにリンクしていたため、円の対アジア通貨レートが不安定となり、東アジア地域の貿易や金融取引で円の使用は限られていた。数多くの先行研究に示されているように、域内通貨のドルペッグ制が「円の国際化」の更なる進展を妨げる大きな外的要因となった。このようにして、1997年の危機を契機に域内通貨のドルへのディリンクは、日本政府にとって、米ドルに支配された東アジア金融体制（ドルペッグ通貨制度）から、円により重要な役割をさせる新地域金融システムへと転換する好機となった。このような戦略的課題は、従来の「円の国際化」政策の再検討とも緊密に結ばれている。

3-1-2 地域内での通貨国際化

「円の国際化」政策の検討を活性化させたもう1つの契機は、1999年1月1日の欧州単一通貨ユーロの登場であった。それは、日本政府に大きな衝撃を与えた。ドルとユーロの二極通貨体制の形成によって、円の国際的地位はどうかと言う課題が浮上した。1980年代から「円の国際化」は、日本政府の政策課題として研究されていたにもかかわらず、大きな進展がなかった。ユーロの創設によって、大蔵省（財務省）を中心に日本政府は、一連の審議会・専門部会等での活動を通じ、従来の「円の国際化」政策の方針を再検討した上で、ドイツ・マルクの成功に見られる地域的な国際化のプロセスを重視し始めた。

「基軸通貨ドルの補完」と言う1980年代以降の「円の国際化」の政策方針に比べると、ドイツ・マルクは「地域通貨化」の道を歩み、「マルクの国際化」を実現していた。1960年代末からドイツ・マルクは、円と同様に、米ドルによる通貨切上げの圧力を受けた。しかし、日本政府の「円の国際化」の推進方向性と違い、1967年以降、西ドイツの金融当局（当時）は、一連の金融自由化政策を実施していたものの、ユーロ市場の貸付やユーロ債の発行によるドイツ・マルクの国際的利用の拡大に慎重な姿勢を取り続けた。「マルクの国際化」におけるドイツ政府の推進戦略は、1979年に創設された欧州通貨制度（EMS）によって、「為替媒介通貨マルクを用いる交換方式の定着によって、欧州の他の国がある程度ドイツ・マルクの切上げ圧力を分担する」ことであった⁴³⁷。結果として、ドイツ・マルクは、欧州域内での基軸通貨の役割を果たすようになった。以上の「通貨の地域化」に基づき、1993年には欧州共通通貨導入の法的根拠であるマーストリヒト条約が発効し、ド

⁴³⁷ 上川孝夫、李曉『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、181頁。

イツ・マルクがアンカー役としてユーロの中心的な役割を果たした。以上の「マルクの国際化」の発展プロセスは、「円の国際化」を巡る日本政府の従来の方針を転換させることになった。要するに、地域金融・通貨の連携を通じて投機行為からの衝撃を減少させるための方針と共に、従来の「通貨の国際化」より「通貨の地域化」が「円の国際化」を実現していく適当な選択ではないか、と言う新たな見解が現れるようになった。

3-2 「円の国際化」政策の再構築に関する諸動向

1997年のアジア通貨・金融危機の勃発とユーロと言う地域通貨の導入と言う2つの要素を契機に、大蔵省を中心に日本政府は、従来の「円の国際化」政策を再検討し、新たな推進の方向性を定めた。危機以降、「円の国際化」政策の再構築を巡る日本政府の一連の動向は、以下のように整理できる。

3-2-1 国際会議での声明

まず、1997年危機後、日本政府は、国際会議で「円の国際化」における政策の基本方針を頻繁に表明した。1998年5月に、カナダ（カナナスキス）で開催されたAPEC蔵相会議で、松永光蔵相（当時）は「円の国際化」をテーマに、東アジアにおいて「円の一層の活用」にむけて、多様なニーズを持つ内外投資家が円資産を運用しやすくするよう、東京市場の健全な環境整備に努めていく必要がある」と述べ、「円の国際化」の推進を表明した⁴³⁸。日本政府がこのような国際的公式の場で再び円の国際化の促進を言及したのは、ユーロ円市場を中心とした1984年の「日米円・ドル委員会」以来13年ぶりのことであった。「円の国際化」に関する日本政府の声明によると、1997年の危機を契機に、日本政府が東アジア地域において円のウェイトを再び広げようとしており、更に円を東アジアの通貨として使用を拡大させようと言う考えが浮上した。1998年10月のIMF・世銀年次総会の際に「円の国際化」に言及し、その後、1999年1月8日の日仏首脳会議も、ユーロ誕生によるドル・ユーロ二極通貨体制の構築に対して、小渕恵三首相（当時）は、「ドル、ユーロ、円による構成される国際通貨三極体制の確立で両国が協力すべき、日本は国際通貨体制の中で、一層大きな役割を果たすことを望んでいる」と宣言し、円の国際的地位の更なる低下を阻止すべく、円の役割を高める方針を打ち出した⁴³⁹。

3-2-2 円の国際化専門部会（1998.7-1999.4）と『新答申』

こうした基本方針の下で、「円の国際化」の再推進を加速させるために、1998年7月に外国為替等審議会令に基づき、大蔵省の諮問を受けて「円の国際化専門部会」が設置され、円の国際化について一連の調査・審議が開始された。全部で11回の審議を経て、成果としては、1998年11月と1999年4月にそれぞれ『中間論点整理』と「21世紀に向けた円の国際

⁴³⁸ APEC 蔵相会議（1998年5月23日—24日 於：カナダ・カナナスキス）松永大蔵大臣発言要旨（「円の国際化」に関して）を参照。

⁴³⁹ 小渕恵三「アジアの明るい未来の創造に向けて」（ベトナム国際関係学院における小渕総理大臣政策演説）、1998年12月16日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1216.html（閲覧日：2012/10/16）を参照。

化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応」答申（以下は「新答申」）が発表された⁴⁴⁰。

(1) 「新答申」（1999）に関する概要

「新答申」は、「円の国際化」の政策史と推進プロセスにおいて、極めて重要な価値があり、以下の2つの重要性が挙げられる。1つは、「旧答申」（1985）との相違点を示すことによって、従来の「円の国際化」政策の欠陥を反省することである。「新答申」によって、「旧答申」後の「円の国際化」について、大蔵省は、「ドルの負担軽減と言う観点を念頭に置いた受動的な対応との面も否めなかった」と、かつての推進の受動性を認める一方で、今後の対応がそうした受動的なものでないことを強調している⁴⁴¹。もう1つは、「円の国際化」政策の再構築における日本政府の推進目標と今後の政策課題を公表したことである。ドルに次いでユーロが登場する中で、1997年の危機後東アジアにおいて円を国際通貨に押し上げていくことは人為・政策的なものである⁴⁴²。「新答申」によれば、「円の国際化」における日本政府の推進方針と従来の「基軸通貨ドルの補完」から、「円の東アジア地域化」へと重心が転換された。この点は、両答申の相違点を分析すると明らかになった。

(2) 新答申（1999）と旧答申（1985）の相違点

「旧答申」に比べると、「新答申」における日本政府の推進方向と主な政策方針は、「ドルの補完」から「円の地域化」へと大きく転換された（図表10を参照）。以上に述べたように、「旧答申」の中心的な推進方針は、国際通貨体制における「基軸通貨ドルの補完」であった。「新答申」では、その内容が指摘されているが、中心テーマではなくなった⁴⁴³。その代わりに、「円の国際化」政策における東アジア地域の重要性が高まっている。「新答申」では、「円の国際化を進めていく場合、当面は、日本との関係が極めて深いアジアにおいて国際通貨として円の使用の一層の広がりを図ることが現実的である」⁴⁴⁴と強調され、従来の「円を一挙にドルと並ぶ基軸通貨にしようとする試みであり現実味がなかった」⁴⁴⁵と言う「新たな視点」が明示された。それは、貿易、直接投資、資本取引、経済支援を通じて、東アジア地域において円の地域的使用の拡大と域内通貨機能の拡大を推進するこ

⁴⁴⁰ 報告書の正式名称は、通産省『アジア通商金融研究会中間報告（「円の国際化」について）』（1998年10月26日）と、大蔵省・外為審『円の国際化について：中間論点整理』（1998年11月12日）。これらの中間報告書に対して、奥田は、詳しい評論を行った。奥田宏司「円の国際化と国際通貨化について：通産省と大蔵省の中間報告への論評と展望」（『立命館国際研究』、1999年3月、383—398頁）を参照。

⁴⁴¹ 大蔵省・外国為替審議会『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応（答申）』、1999年4月を参照。

⁴⁴² 奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審諸文書等の検討」、『立命館国際研究』、2001年、51頁。

⁴⁴³ 山上によると、新答申での「ドルの補完」という点は、旧答申での意味内容とは異なる。山上宏人「円の国際化とアジア通貨危機：為替審答申『21世紀に向けた円の国際化』をめぐって」（『神戸外大論叢』2001年9月、16—17頁）を参照。

⁴⁴⁴ 財務省（旧大蔵省）「外国為替審議会答申：21世紀に向けた円の国際化（本体）」1999年、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

⁴⁴⁵ 大久保誠人『「円の国際化」か「元の国際化」か：「アジア通貨協力」の国内政策立案過程比較』、早稲田大学グローバルCOEプログラム『アジア地域統合のための世界的人材育成拠点』、2010年、10頁。

とが、政府政策の重点に置かれたからである。このようにして、1997年の危機後、大蔵省を中心とした日本政府の考え方は、「円のグローバル化」から「円の地域化」へと変化した。

図表10：「円の国際化」における政策方針の変化

	外為審答申『円の国際化について』 (1985.3)	外為審答申『21世紀に向けた円の国際化』 (1999.4)
基本推進方向 主な政策方針	基軸通貨米ドルの補完 ①金融の自由化：外貨の円転規制撤廃、預金金利自由化 ②ユーロ円取引の自由化：ユーロ円市場の拡充 ③東京市場の国際化：東京オフショア（JOM）市場、東京金融先物市場の創設	東アジア地域化の拡大 ①東アジア地域を初めとした日本の民間金融機関の投融资活動の再活性化 ②円の価値の安定：ドル、ユーロ、円との間での為替相場の相対的安定 ③東アジア各国の為替制度における円の役割の見直し：通貨バスケット為替制度の導入 ④ アジアへの公的円資金支援の増加
それぞれの観点から見る意義	日本の観点： ①基軸通貨ドルの補完のための役割分担 ②米国政府の圧力下での受動的円高政策 米国の観点： ①ドル高・円安の為替相場問題の是正 ②東京金融市場を開放させ、米国の金融機関が円滑に参入できるような条件を作る	日本の観点：日系企業・金融機関の為替リスクや外貨流動性リスクの減少、為替変動の影響を受けにくい経済構造への転換、日本金融・資本市場の国際金融センターとしての活性化等 東アジアの観点：日本との結びつきの大きい東アジア域内経済の一層の安定、日本の貯蓄を東アジアの経済発展のために活用等 グローバルな観点：円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等

出所：筆者作成。

(3) 「新答申」（1999）の主な提言

「新答申」では、次のような5つの提言による「円の国際化」における推進策が発表された⁴⁴⁶（図表）。①日本経済の安定的成長と金融システムの再建：不良債権処理による金融システムの改革による内外の信認回復と向上、東アジア地域を初めとした海外における日本の民間金融機関の投融资活動の再活性化、②円の価値の安定：ドル、ユーロ、円との間での為替相場の相対的安定、③東アジア各国の為替制度における円の役割の見直し：ドル、円、ユーロを構成要素とする通貨バスケットとの関係が安定的になるような為替制度の導入、④円の国際化を進めるための環境整備の推進：円の資金運用・調達の実便性を高めるための金融・資本市場インフラの環境整備（国債に関わる税制の見直し、レポ市場の整備、5年利付債の導入、決済システムの改善等）、⑤円を積極的に活用していくための取り組み：貿易・資本取引における慣行の見直し（日本の円建て輸入の拡大、円建ての対外資金供給の活用、アジアへの公的円資金支援の増加、国際金融機関による円建て融資の拡大等）。以上の5つの提言の下で、「円の国際化」政策の再構築における1つの柱として、「円の地域化」が具体的にどのように東アジア地域金融協力の推進と共に展開されてきた

⁴⁴⁶ 同上。

かと言った質問を解答しなければ、ASEAN+3金融協力体制において、なぜ日本政府が主導的な役割を果たそうとしているか、と言う本論文の根本的な問題には答えられない。そのために、以下では、「円の国際化」政策の再構築と地域金融協力との関係を考察した上で、ASEAN+3金融協力に基づく「円の国際化」を積極的に推進すると言う、日本政府の金融外交戦略を考察する。

2000年代に入ってから、地域金融協力における日本政府の位置づけを巡る検討と共に、上述の「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会」（2002）、「アジアにおける債券市場研究会、我が国金融・資本市場の国際化のための研究会」（2003）、「アジア諸国との金融協力等に関する専門部会」（2013）、国際局に設けた「円の国際化推進研究会」（2003）では、地域金融協力における「円の国際化」の位置づけについての議論も行った。一部の報告書には、CMIの構築・深化と、また域内債券市場育成による「円の国際化」の再推進を加速させる等の内容が言及されている（詳細な内容は、以下で述べる）。

当時大蔵省は、懸案事項の解決を巡って1999年4月から2つの政策を実施した。1つは、非居住者の取得する国債利子に対する源泉徴収の免除措置である。もう1つは、日本政府の資金繰り債（FB、期間60日）を、公定歩合を下回る金利で発行することを放棄し、日本政府の短期国債（TB、期間3ヵ月と6ヵ月）なみに全額公募入札として、市場実勢を反映した金利で発行されることにした。

第4節 東アジア金融協力に基づく「円の国際化」の再構築

1990年代のバブル経済の崩壊に伴い、基軸通貨化と言う1980年代の「円の国際化」議論は徐々に無くなった。欧州通貨統合におけるアンカー役として主導的な役割を果たしたドイツ・マルクの経験は、「円の国際化」における従来の重心を転換させた⁴⁴⁷。1997年の危機以降に盛んだった東アジア金融協力体制に基づき、日本政府は「円の国際化」の重点を「地域における円の国際通貨機能の拡大」⁴⁴⁸である「円の地域化」へと位置づけ、再び「円の国際化」を推進し始めた。

4-1 「円の国際化」における東アジア地域の重要性

4-1-1 経済的相互依存関係の高まり

1990年代に入ると、日本と東アジア諸国の間に、貿易、直接投資、資本取引、ODAを中心とした経済開発援助等の経済相互関係が急速に緊密化した（図表11）。そのため、東アジアでの経済情勢における日本の位置付けを考えた場合、東アジア通貨と円との連動性の強化と、また地域における円の国際的使用の拡大は、日本政府にとって望ましいことと

⁴⁴⁷ 1993年に欧州共通通貨導入の法的根拠であるマーストリヒト条約が発効し、新しい共通通貨であるユーロではドイツ・マルクがアンカー役として主要な機能を果たした。

⁴⁴⁸ 関志雄：《亚洲货币一体化研究》（中国财政经济出版社、2003年）を参照。

なった。それについて、以下のような3つのメリットが挙げられる⁴⁴⁹。第1に、よく指摘されることだが、①貿易・資本取引における為替リスクの低減、②外貨流動性リスクの低減、③円の資金運用・調達の実便性の向上による日本の企業・金融機関のビジネスの拡大が掲げられる⁴⁵⁰。第2に、旺盛な成長力を有する東アジア諸国企業や現地日系企業に必要な資金を、豊富な余剰資金を有する日本から円資金によって安定的に調達することが可能になる。第3に、アジア通貨・金融危機のような事態が再び発生した場合、円資金を機動的に活用することで、外貨流動性危機を未然に防止することが可能となる。しかし、日本と東アジアの経済的結びつきの緊密性に比べて、東アジアにおける円の果たす役割は非常に限られている。東アジアでは、貿易取引や金融・資本取引の両方において、円建て率は、他の地域と比べれば多少活発ではあるが、米ドルには遠く及ばない。

図表11：2000年日本の対外経済活動における東アジア、アメリカ、EUの割合（単位：％）

	ASEAN4+NIEs+中国			米国	EU15		世界（100％） （10億ドル）
	ASEAN+NIEs		ASEAN 4		EU11		
貿易取引（2000年）	40	30	11	25	15	11	92593
対外直接投資（2000年度）	12	10	4	25	50	8	5386
日本の銀行対外中長期貸付残高（2000年末）	11	10	4	50	36	22	509

出所：財務省『円の国際化推進研究会報告書（2001年6月27日）』、図表9より

注：ASEAN4とは、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンを指す。NIEsとは、シンガポール、香港、台湾、韓国を指す。ユーロ11とは、EU加盟15カ国（EU15）の内、イギリス、デンマーク、スウェーデン、ギリシャを除く11カ国である。

4-1-2 東アジア地域における「ドルへの過度依存」

東アジア地域での「円の国際化」の進展について、「新答申」によれば、1990年代以降の円建て化の実態を踏まえると、円の国際化は依然として進んでいない状態であった⁴⁵¹。経常取引、資本取引、外貨準備における円建て比率は、近年ほぼ横這いで推移しており、

⁴⁴⁹ 以下の内容は経済同友会（国際金融委員会）「民間からみた円の国際化—日本とアジアの安定と成長のための考察」（提言）2000年5月、6-7頁より筆者整理。

⁴⁵⁰ 1999年11月1日-11月15日に、経済同友会が会員企業78社（回答率25.9%）を調査対象として、『「円の国際化」に関するアンケート調査』を実施した。その結果を見ると、円建て取引比率の引き上げの可能性（対世界）については、可能とする回答が、輸出では12%、輸入では18%にのぼった。対アジアでは、輸出で15%、輸入で23%で、対世界での可能性を上回っている。出所：経済同友会『「円の国際化」に関するアンケート調査』（2000年）を参照。

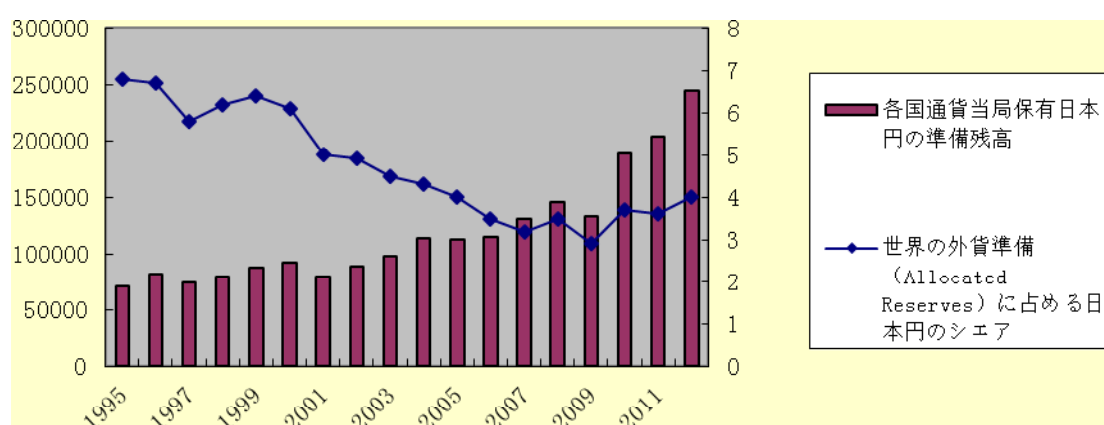
⁴⁵¹ 『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応（答申）』、1999年4月、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

一部に比率が低下したのものもある。図表12のデータを参照すると、1990年代半ば以降、各国の通貨当局の保有する日本円の総額は、持続的に増加している一方、世界の外貨準備に占める日本円のシェアは下落しつつある。1995年に、世界の外貨準備に占める日本円のシェアは7%であったが、その以降、日本円の各国通貨当局の保有外貨に占める割合は徐々に著しく減少し、2003年から現在にかけて、その数値は5%以下の水準に留まっている。

図表 12 :

各国通貨当局保有日本円の残高及び世界の外貨準備に占める日本円のシェアの推移

(単位：ドル；%)



出所：IMF, Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves 1995-2012(COFER)より筆者作成。

いかに「ドルへの過度依存」から脱却するかは、地域金融協力にもかかわらず、「円の国際化」の推進にとっても極めて重要な課題である。『中間論点整理』（「円の国際化専門部会」）によれば、「いわゆるアジア通貨危機の原因の1つとして、アジア各国が過度に米ドルに依存していたことが挙げられるが、アジア各国が実質的にドルにリンクした通貨制度から離脱し、新たな通貨制度を模索している時期に、円の国際化を進める意義は大きい」と言う日本政府の関心点が指摘されている⁴⁵²。

前節で分析したように、東アジアにおいては、貿易取引通貨としてのドルの地位が圧倒的に高く、円建て取引は、対日貿易で行われているに過ぎない。しかし、1997年のアジア通貨・金融危機の勃発直後、タイ政府が日本の銀行に対して米ドル建て融資の円建て転換を要請した一方、その為替政策は、米ドルへの連動から変動相場制へと移行した。その後、タイを初めとして東アジア地域では、事実上のドルへの過度の依存状況から脱却しようという傾向が見られた。『アジア経済・金融の再生のための専門部会報告書』でのドル、円、

⁴⁵² 財務省「円の国際化専門部会中間論点整理」（1998年12月、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/english/yen/ko001.htm>、閲覧日：2013/7/3）を参照。

ユーロとの回帰分析の結果によると、1998年後半以降、東アジア諸国の通貨とドルの関係が再び強まっているものの、ドルとの回帰係数が低下する局面もあり、またその関係が不安定であり、通貨危機以前と同じ水準に戻りつつあるとは言えない⁴⁵³。そして、東アジア通貨の対円レートと対ドルレートの変動（対前月比変化率の標準偏差）を見ても、危機前に比べて、1997年危機後では対円レートと対ドルレートの差が小さくなっており、対円レートは相対的に安定的になっている⁴⁵⁴。

4-2 地域金融協力における「円の国際化」の戦略転換

1997年危機を契機に、東アジア各国の間に過剰に米ドルに依存した通貨制度にあるとの認識が広がった。大蔵省を中心とした日本の金融当局は、従来の「円の国際化」戦略を大きく転換させる契機となった。

1990年代以降、ASEANやNIEsを初めとして、東アジア各国と日本の間に経済的相互依存関係の深化が起こり、東アジア地域は、日本政府が国際金融政策を作成・実施する際に検討しなければならない不可欠要素となった。しかし、同地域において、貿易・直接投資や金融市場が米ドルへ過度に依存する現状は、東アジア地域において円の更なる利用に歯止めをかけた。このようにして、1997年の危機を契機に、日本政府が改めて「円の国際化」を重要な政策課題として推進しようとした時に、東アジア地域は、日本政府の視野に入った。1997年危機の勃発は、従来の「円の国際化」推進策の誤りである、「日本経済と東アジア経済の関係の緊密化と言う地域的な特徴を考慮していなかった」ということを日本政府に認識させた⁴⁵⁵。危機後、地域金融協力の推進で日本政府の積極的な動向ははっきりした。注目すべきは、危機直後の日本政府は、数回の国際会議で、地域各国が外貨準備の一部を拠出して、1000億ドルの「アジア通貨基金」(AMF)を創設すると言う、東アジア金融協力枠組を初めて提案したことである。AMF創設に向けて日本政府の積極的な姿勢の背景には、東アジア地域における円の存在感を高めていくと言う思考があった。米国やIMF等の反対で、AMF構想が挫折したにもかかわらず、1998年に日本政府は、300億ドルの地域援助計画である「新宮澤構想」を提唱し、金融危機に見舞われた各国に公的資金支援を提供した。その上で、日本政府は、徐々に地域金融協力で主導的な役割を果たすことによって、円の地域利用を積極的に促進すると言う、「円の国際化」の新たな戦略を定めた。「円の地域化」を巡る具体的な戦略方針は、「円の国際化」に関する諸専門部会・研究会や諸文書の議論の中に見られる。

「新答申」による「円の国際化」再推進を巡る日本政府の方針が発表されて以降、外為

⁴⁵³ 外国為替等審議会（財務省）『アジア経済・金融の再生のための専門部会報告書（1999年4月）』、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a706/houkokuf.htm（閲覧日：2013/10/28）を参照。

⁴⁵⁴ 関連するデータは、財務省「円の国際化推進研究会中間論点整理」（2000年6月）を参照。

⁴⁵⁵ NIRA『東アジアにおける通貨政策の連携とその深化』、2001年3月、9頁。

審答申のフォローアップとして⁴⁵⁶、特に「円の地域化」政策を一層検討するために、財務省（元大蔵省）では、外為審の下に「円の国際化推進研究会」（1999.9－2001.6、2002.9－2003.1）（以下は研究会と略す）を設置した⁴⁵⁷。相次いで一連の調査や研究報告書が公表された。「新答申」においては、「円の国際化を進めていく場合、当面は日本との関係が極めて深いアジアにおいて国際通貨としての円の使用の一層の広がりを実現することが現実的である」と指摘している⁴⁵⁸。その後『「円の国際化推進研究会」座長とりまとめ』では、「アジアにおける域内金融・経済協力と円の役割」を1つのテーマとして、地域金融協力に基づく「円の国際化」の促進を巡る日本政府の方針が、重点的に述べられている⁴⁵⁹。

それにより、「円の国際化」と地域金融協力との戦略的な相補関係が明確となった。日本政府は、東アジア地域金融協力の促進を通じて円の影響力を拡大しようとした。「円の地域通貨としての役割強化によって、貿易決済・資本取引等における東アジア地域との結び付きを回復・拡充し、こうした取引等を通じて東アジア地域に円が供給され、国際取引において円が流通する基盤を作っていく」⁴⁶⁰。以上の大蔵省（当時）の政策文書に基づいて分析の結果によって、「円の国際化」政策の再構築と「円の地域化」に関する日本政府（旧大蔵省を中心に）の推進方針と政策の重点が明確となったであろう。

第5節 「円の国際化」再推進の焦点と日本政府の戦略目標

以上は、「新答申」以降、東アジア地域を中心として「円の国際化」をいかに再度促進するかを巡り日本政府の方針と関連する政策を検討した。「円の国際化」における日本政府の再推進策の焦点は、主に東アジア域内金融・資本市場の整備に集中されていると考えられる。従来の「円の国際化」を巡る研究では、東アジア地域において国際収支における

⁴⁵⁶ 外為審答申における提言のフォローアップについて、第1回「円の国際化推進研究会」（議事要旨）を参照。

⁴⁵⁷ 「円の国際化推進研究会」は、全部で2ラウンド、18回の研究会が開かれた。第1ラウンド（1999.9－2001.6）では、「円の果たすべき役割に見合った域内での円の国際的利用」と言うテーマを中心に、3つの分野（ワーキング・パーティ）：①貿易・資本取引関係、②通貨制度関係、③決済システム関係に分けて議論が展開された。『円の国際化推進研究会報告書』（2001年6月27日）では、①内需の拡大と円建輸入の増大、②円の利便性を高めるための金融・資本市場の環境整備、円とアジア諸通貨との直接交換市場創設のための条件整備、③従来の制度・慣行の見直し、④アジア諸国との通貨・金融上の協力の推進、⑤経済・金融システム構築のためのアジアの地域的な取り組み、と言う「円の国際化」推進のための5つの措置をまとめた。なお、以上の分野に基づき「円の国際化推進研究会」は、国際通貨研究所に3つのテーマを中心に委託調査を要求した。2001年2月、①『アジアの外為規制とアジア通貨/円の直接取引の可能性』、②『通貨バスケット制実施国の実態調査』、③『国内輸入関連業者に対する実地調査』と言う3つの報告書が発表された。その延長として、2002年9月－2003年1月に、第2ラウンドの「円の国際化推進研究会」が、7回開催された。成果として、2003年1月に、『円の国際化の推進「円の国際化推進研究会」座長とりまとめ』が作発表された。以上の様々な検討や考察は、1997年の危機後の円の国際化を理解するために、一層分析する必要がある。

⁴⁵⁸ 『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応（答申）』、1999年4月、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

⁴⁵⁹ 財務省『円の国際化推進研究会座長とりまとめ』、2003年（平成15年）1月、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku150123a1.htm（閲覧日2014/3/16）

⁴⁶⁰ 財務省『円の国際化推進研究会報告書（2001年6月27日）』、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku130627a.htm（閲覧日：2013/7/4）より。

円の比率のデータを通して、貿易・資本の2分野で円資金の国際的利用率が低下しているという見解がしばしば指摘されていた⁴⁶¹。しかし、円資金の国際的利用を巡って、円建て輸入（貿易の側面）の増大か円建て対外投資（資本側）の増大かのどちらがより進んでいるかについて、ほとんど検討されていない。次は、「円の国際化」を巡る関連文書に基づき、現在利用可能なデータに依拠しながら、貿易面で「円の国際化」における日本政府（財務省）の方針を明らかにする。それによって、「円の国際化」政策の再構築において、日本政府が金融・資本分野に集中した原因を究明する。

5-1 金融・資本取引と貿易取引の円建て化の比較

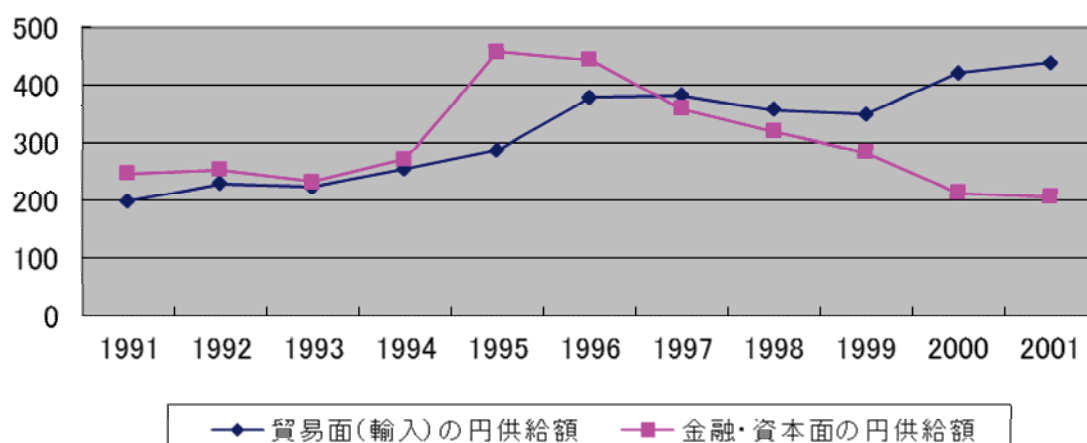
まず、日本の対東アジア円資金の供給における貿易面と金融・資本面の規模を比較して見よう。図表13に示したように、金融・資本面の円資金供給は、1991年から1996年まで貿易取引（輸入）での円資金供給規模を超過していたが、1996年以降は落し始め、1997年以降は輸入の円資金に逆転された。一方、輸入面の円資金は、1997年の危機に影響されて横ばいながら縮小したが、1999年以降は再び拡大した。資本・金融面の円資金が急減した原因については、1997年の通貨・金融危機を契機として円建て資金の回収と日本の金融危機による国際融資活動の縮小がよく指摘される⁴⁶²。

以上のデータから考えれば、「円の国際化」再推進を巡る日本政府の政策は、貿易（輸入）の面に焦点を置くべきであると考えられるであろう。しかし、「新答申」以降の実際の動向を見ると、上述したように財務省は、「円の国際化」再推進の目標を地域金融協力政策と連動させ、ASEAN+3金融協力を主導する上で「円の地域化」を促進しようとした。要するに、財務省は、「円の国際化」再推進の焦点を貿易の側面ではなく、資本・金融の側面に置くようになったということである。それによって、「新答申」を中心とした公式文書により反映された日本政府の政策は、図表13で示した統計データとの間に大きな差が明瞭に現れた。では、以上の現象をいかに認識すべきかという質問を巡って、次は、貿易面と資本・金融面による円資金供給構造をそれぞれ検討する。

⁴⁶¹ 非居住者は、2つのルートによって国際通貨を獲得することができる。まず、輸入による「経常支出」を通じることと、また、海外直接投資（FDI）、海外向け円借款、海外向け直接融資等による「資本支出」を通じることである。

⁴⁶² 具体的には、中條誠一著「アジアにおける円の国際化への再チャレンジ」、『アジアの通貨・金融協力と通貨統合』、文真堂 2011年3月、185頁を参照。

図表13：日本の対東アジア地域の円資金の供給規模の推移（単位：億円）



出所：1991－1996年、財務省『貿易統計輸出入額の推移（地域（国）別）』、日本銀行「BIS国際資金取引統計および国際与信統計の日本分集計結果」、また図表の結果より。

注：本図表での金融・資本面の円供給額は、①邦銀の東アジア地域向け債権残高、②日本の対東アジア円建て直接投資額（概算）、③ODA円借款額の3つによって構成されている。

5-2 地域貿易取引における円資金の供給

5-2-1 「新答申」等の政策方針の抜粋

まず、「新答申」を初めとして「円の国際化」に関連する大蔵省の政策文書を分析して見よう。「新答申」では、「円の国際化が進展するためには、非居住者の円保有が増大することが必要である。そのためには、日本の円建て輸出の増加も、輸出先に円保有のインセンティブを与えるとする観点から重要であるが、特に日本の円建て輸入の拡大が必要であろう」と、貿易面の推進方針が表明されている⁴⁶³。日本政府のこうした考え方は、後の『円の国際化推進研究会報告書』や『国内輸入関連業者に対する実地調査』の報告書で詳しく検討されている。それらの考察によると、「円建て資金調達が進まない要因として、日本の輸入の円建て比率が低く、円建てのキャッシュフローがないこと」と、円建て輸入の鈍感化と言う2点の理由が指摘されており、更に東アジア地域においては、「円の国際化が進展するためには（中略）内需の拡大を図り円建て輸入を増やすことが重要である」と、域内円建て輸入の拡大が必要だと主張されている⁴⁶⁴。以上のことによって、円建て輸入の拡大による「円の国際化」推進を巡る日本政府の方針は明らかである。しかし、その後の政策編成や実施の状況から見ると、円建て輸入の拡大に関する政府の推進策はほとんど見当

⁴⁶³ 財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化（本体）」、1999年、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）。

⁴⁶⁴ 国際通貨研究所（財務省委託調査）『国内輸入関連業者に対する実地調査』（2001年2月）と財務省『円の国際化推進研究会報告書（2001年6月27日）』（第3節1項）を参照。

たらない。このように、「新答申」一連の文書に言及はされているものの、決して日本政府（財務省）は政策上から、上記の方針に従い、円建て輸入を積極的に推進していく姿勢は見当たらない。

5-2-2 貿易取引（輸入）円建て化に対する日本企業の反応

日本政府のこのような転換と、日本企業の輸入円建て化に対する認識がどのような関係があるのかを、下記に示すアンケート調査の結果から見ると、明らかになったことがある。2001年に日本経済研究センターは、『グローバル化・自由貿易時代の日本企業戦略調査』と言う報告書を発表した。その内容によると、ASEAN各国を初めとして東アジア地域を主要な対象とした輸入業者の中で、円建て化への関心には、それほど積極的ではないということが分かった⁴⁶⁵。円建て化を避けようとする理由は、主に以下の2点である。第1に、75%以上の輸入業者は、取引先が円建ての取引を拡大するインセンティブがないと強調し、輸入業者の立場が弱く、円建て化にはコストがかかると回答した⁴⁶⁶。第2に、輸出金額が輸入金額を上回る企業では、「海外生産分を輸入して再輸出する時、為替リスクを避けるためドル／ドルでやりたい」⁴⁶⁷と主張し、無理に輸出を円建て化する代わりに活動コストのドル建て化の拡大に懸念している⁴⁶⁸。日本国内の貿易業者には、貿易面、特に輸入分野の円建て化への期待が非常に低迷していると言わざるを得ない。その原因については、上述したように、日本の貿易構造を通じて分析できる。以下で、日本の対東アジア貿易構造を中心に、重要な論点を抽出して見よう。

日本の対世界貿易の特徴と同じように、日本の対東アジア貿易は、輸出依存型の貿易構造を維持し、東アジア地域に対する依存度が高いものの、貿易面の円建て化がほとんど進んでいない。ドル基軸通貨体制の下で日本の対外貿易輸出では、経常支出における円建て取引の規模がかなり小さく、自国通貨による決済の割合が低い。日本と東アジアとの間で工程間分業ネットワークが形成され、日本の本社と現地企業の間で企業内分業が拡大すると共に、1990年代の初めにかけて輸出入双方で円建て比率の上昇が見られた。しかし、1993年以降、超円高の影響で円建て輸出比率が減少しつつ、1993年9月の52.5%から1995年9月には44.3%まで円建て輸出比率は低下した。また輸入においては、1993年まで円建て輸入比率は順調に上昇し続けたが、1994年以降、円建て比率はほぼ横ばいで、更にやや低くなる状態になった（図表14）。

⁴⁶⁵ 経済同友会『「円の国際化」に関するアンケート調査』、2001年を参照。

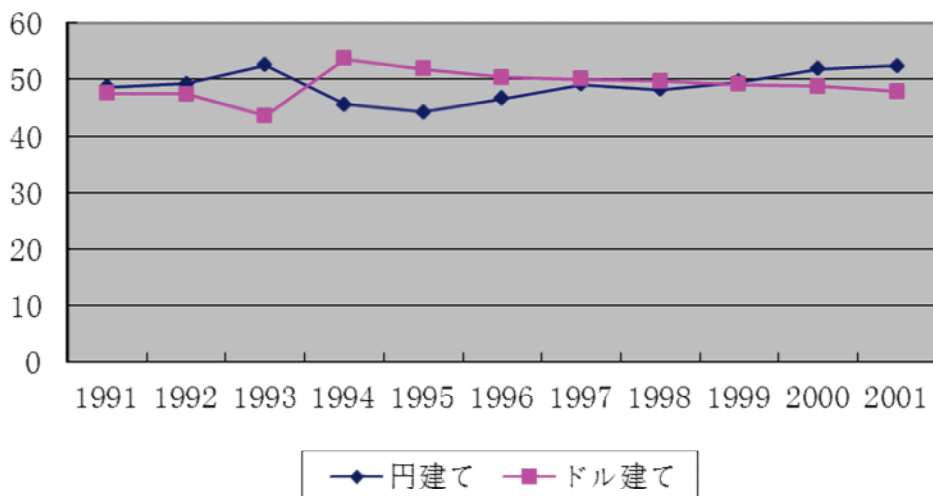
⁴⁶⁶ 同上、24頁。

⁴⁶⁷ 同上、23頁。

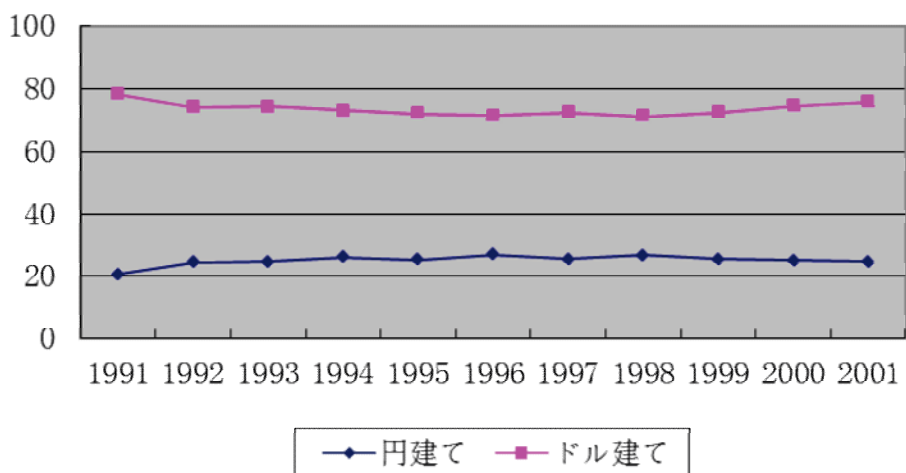
⁴⁶⁸ ドル化とは、ドルをドルに連動する構造にしようと言う円高への抵抗反応である。つまり、外貨ポジションを資金化させるために円建ての輸出を増やすよう営業担当者に働きかけている企業はあっても、輸入について円建て取引の推進を働きかけている企業が限られていると考えられる。国際通貨研究所（財務省委託調査）『国内輸入関連業者に対する実地調査』（2001年2月、9頁）を参照。

図表14：日本の対東アジア地域の貿易取引における通貨別比率の推移（単位：％）

対東アジア輸出：



対東アジア輸入：



出所：1991－1996年の、通産省『輸出入決済通貨建動向調査』、通産省『輸出入報告通貨建動向』、財務省『貿易取引通貨別比率』のデータより筆者作成。

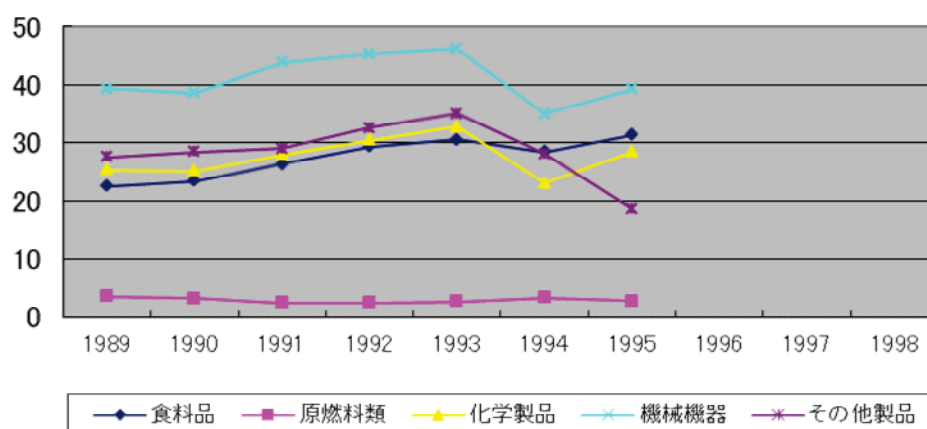
5-2-3 域内貿易構造から考える貿易取引円建て化の限界

域内貿易取引における円資金の使用は、日本政府の期待に反して伸びていない。重要な原因は、日本の対東アジア貿易構造における4つの点から認識できる。

第1に、輸出構造から見ると、日本は資本財の「中間財」が大部分を占めており、最終財である工業品を輸出すると言う構造であるため、米国のように「市場提供者」としての役割を果たすことは困難である。第2に、輸入構造では、品目別に見て見ると、8割以上の食料品や原燃料類（原料品と鉱物性燃料）はドル建て輸入取引に依存し、日本の商社や、輸出額が輸入額を上回っている業者は、為替リスクを発生させないようにするため、輸入のほとんどを米ドル中心とした外貨で決済している（図表15）。このように、ドル建ての

国際商品が大宗を占めているため、円建て化の余地は限られる。

図表15：対東アジア地域輸入の円建ての構成比率（単位：％）



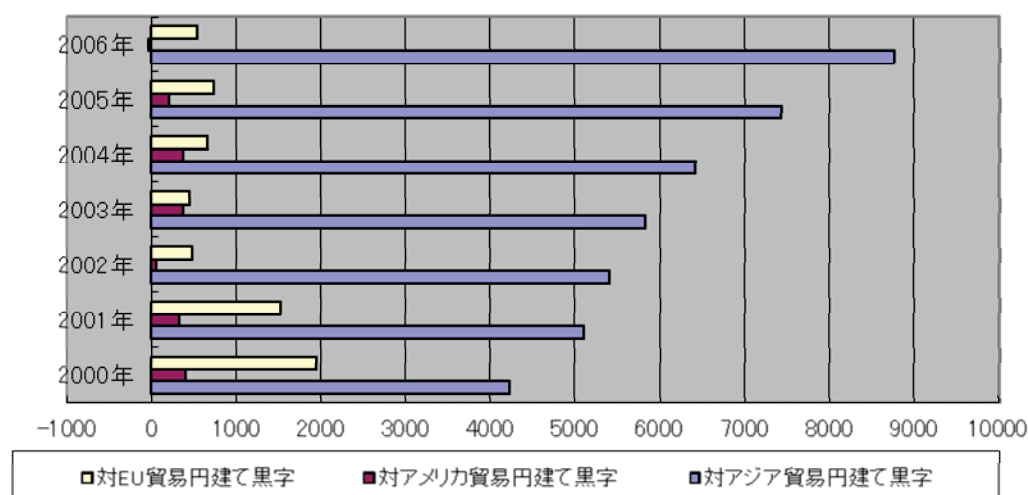
出所：1989－1995年の、通産省『輸入報告統計』、同『輸出入決済通貨建動向調査』データと、今松英悦・上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、41頁より。

第3に、以上の要因以外に、奥田は、円建て輸入比率の増加が望ましくない理由を掲示する。奥田によると、「日本の貿易収支黒字のほとんどは円建てで存在している。日本が貿易黒字の大部分を円建てで保有しているということは（中略）、日本全体の貿易レベルでは為替リスクを保有していないということの意味している」⁴⁶⁹。そのために、「日本の貿易黒字額が一定のままで円建て輸出比率の上昇なしに円建ての輸入比率を上昇させることは、円建て貿易黒字額の減少とドル等の外貨建貿易黒字額の増大に繋がり、貿易レベルでの為替リスクを大きくするからである」としている⁴⁷⁰。日本の各地域との円建て貿易収支から見ると、図表16が示しているように、日本の円建て貿易取引は、世界全地域で黒字となっているが、その内で対東アジア地域の黒字が最も大きい。更に、対東アジア円建て貿易取引黒字の規模が拡大しつつあるという趨勢が見られる。奥田の以上の主張によれば、円建て輸出の増大を伴わない円建て輸入比率だけを高めることは、「円の国際化」にとって好ましい政策とは言えなくなる。

⁴⁶⁹ 奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審議文書等の検討」、『立命館国際研究』、2001年12月、56－57頁。

⁴⁷⁰ 奥田宏司「円の国際通貨化とドル体制からの離脱の展望」、『立命館国際研究』、2000年7月、25頁。

図表16：日本の世界各国・地域との円建て貿易収支（単位：億ドル）



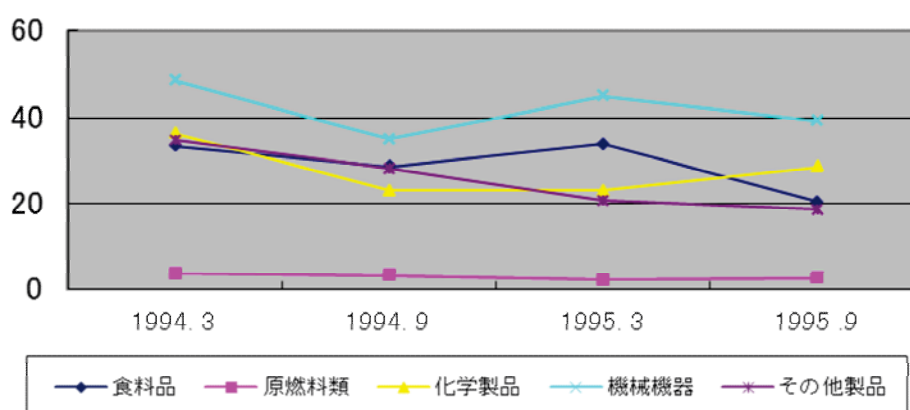
資料出所：財務省『貿易取引通貨別比率』（2000—2006年）、また同財務省『貿易統計輸出入額の推移（地域（国）別）』（2000—2006年）より筆者作成。

第4に、貿易取引面での円建て化の低迷は、持続的な円高にも影響されている。1990年代以降の円高の過程を見ると、1993年頃から円相場は大幅な上昇をみせ、1994年には1ドル＝100円を超えて円高が加速した。更に、1995年には一時期1ドル＝80円を突破するまでに円は急上昇した。1995年後半に円ドル・為替レートは逆戻りして、再び1ドル＝100円台の水準に戻った。以下の図表17の通り、急激な円高による為替リスクの影響を受けて、1994年3月から1995年9月にかけて、この1年間に、主な一次産品や製品類等の円建て率が上下に大きく変動した。そこで貿易業者の間で、円建て取引を回避しようとする動機が働いた⁴⁷¹。具体的な措置として、プラザ合意以降の急速な円高期（1985—1987年）に対応したように、円高に伴う為替変動リスクの増大に対して、日本の貿易取引業者は、輸出先での市場シェアを確保するために、円高局面による現地価格の上昇を避ける目的で円建て輸出比率を低下させると言う「市場別価格設定行動（PTM）」を行った⁴⁷²。

⁴⁷¹ 奥田宏司『ドル体制と国際通貨』ミネルヴァ書房、1996年、215—216頁。

⁴⁷² 今松英悦・上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、同文館、1997年2月、37頁。

図表17：1994.3－1995.9 東アジアにおける円建て輸入の動向（単位：％）



出所：通産省『輸入報告統計』、同『輸出入決済通貨建動向調査』と、今松英悦・上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、41頁を参照。

従って、「新答申」を初めとした一連の政策文書で主張しているように、日本政府は、貿易取引の円建て化によって域内の円資金フローを拡大させようを目指したが、日本の対東アジア貿易構造のために円建て化の余地は少なく、経常収支における円建て割合の拡大による東アジア地域での円の流動性を改善させることが極めて困難となった。このように、「新答申」と『円の国際化推進研究会報告書』を通じて、「域内貿易円建て化の促進」における日本政府の推進方針が続々と発表されたものの、実際には1997年以降、具体的な推進策がほとんど作成されなかった。

5-3 金融・資本面における円資金の供給

一方、「新答申」以降の動向から見れば、「新答申」の下で「円の国際化」政策の再構築を巡る日本政府（大蔵省）推進戦略の重心は、「円貯蓄の地域への還流」の推進に偏重した。特に、ASEAN+3金融協力体制の創設によって、このような方針は、地域金融協力における日本政府の推進目標とも一致している。次は、利用可能なデータに依拠しながら、1990年以降から1997年までの金融・資本分野の取引における円建て比率の推進を分析することによって、東アジアにおける金融・資本取引面での円建て取引の現状を明らかにする⁴⁷³。またその考察に基づき、「新答申」以降の「円の国際化」政策の再構築で、日本政府がなぜ推進戦略の重心を金融・資本分野取引に傾斜させたかについて理由を解明する。

5-3-1 『新答申』等の政策方針の抜粋

「円の国際化」にける金融・資本面の政策方針については、「新答申」と『円の国際化推進研究会座長とりまとめ（以下は『最終報告書』）』の公式文書を中心に、以下の通り検証すると、「地域化」を中心とした日本政府の具体的な施策の内容が明確化されている。

⁴⁷³ 統計制約のために、東アジア地域において円建て資本取引がどこまで進展しているかを明らかにすることが容易ではない。

まず、「円の国際化」再推進の全般的な方針については、『最終報告書』の中に、次のような記述がある。

「域内協力の枠組の下で、円の果たすべき役割に見合った円の国際的利用を実現すべく、（中略）加えて、日本の過剰な貯蓄をアジア域内における経済発展のための資金として活用すること等を通して、円の国際化はアジア全体にとってメリットとなる」⁴⁷⁴

ここに明らかに示されているように、財務省は「域内協力枠組」を下にして「円の国際化」を地域金融協力政策と結びついて、円建て資金・資本を東アジア地域で拡大させようという方針を固めた。その意味では、「円の国際化」を巡る政策方針は、地域金融協力に基づき、資本・金融側面での促進を重視したという印象を強く受けることができよう。

更に、以上のような政策像の下で、「新答申」を参照した上で、資本・金融側面における具体的な政策は、①「アジア通貨の円との連動性を強めていく」ために、通貨バスケット制の導入を求める、②「地域で円の使用の拡大」を目指すために、貿易金融分野での「東アジア企業向け貿易金融ファシリティの提供」、資本取引分野での「信用リスク補完を含む公的金融を通じた円資金の供給」と「長期サムライ債発行の推進」（JBICを中心に）における日本の金融仲介機能の向上を提唱する、③新宮澤構想等に基づく円借款を中心とした公的支援によるアジアへの円資金供給の規模を増加する、という3つの分野が最も注目に値する⁴⁷⁵。

5-3-2 1990年代以降金融・資本取引円建て化の推移

一方、金融・資本取引円建て化の推移を見れば、1986年の東京市場（円オフショア市場）の発足以降、日本と東アジア間の資金フローは急激に拡大したことが明らかである。1985年のプラザ合意後の円高推進によって、金融・資本面での円の海外への流出は、円の流動性を確保する主な経路となった。日本の対東アジア長期資本収支の資産を見ると、一貫してマイナス（流出超）を記録している。それによって東アジア諸国は、多額の対日円建て債務を抱えるようになった。日本の対東アジア長期資本収支の内訳は、円借款（ODAを含む）、円建て国際債（サムライ債、非居住者ユーロ債）、直接投資（FDI）を包括する。日本からの円資金供給は、直接投資と円借款と言う2つの項目が最大の割合を占めている。それ以外の資本・金融取引では、依然として米ドルを中心とした外貨建てが

⁴⁷⁴ 財務省『円の国際化推進研究会座長とりまとめ』、2003年（平成15年）1月、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku150123a1.htm（閲覧日 2014/3/16）

⁴⁷⁵ 詳しい内容は、財務省「円の国際化専門部会中間論点整理」、1998年12月、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/english/yen/ko001.htm>（閲覧日：2013/7/3）。また財務省（旧大蔵省）『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応（答申）』、1999年4月、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

選好されている。次は、対東アジア FDI と円借款（ODA を含む）を分けて、金融・資本面での円建て化の推移とその規模をそれぞれ詳しく検討する。

5-3-3 資本・金融側面による円資金供給の内訳

(1) 対東アジア直接投資（FDI）⁴⁷⁶

1985 年のプラザ合意後の円高を契機に、東アジアへの FDI が急増した。1990 年に入ってから、円高による現地 FDI は一層進んでいる。東アジア地域向け FDI と現地生産の拡大は、同地域の低廉かつ豊富な労働力の利用を目的としたものであり、日本からの FDI に伴い、同地域向け資本財輸出が拡大され、日本と東アジア地域との金融面での結びつきが一層強まった。現在まで、日本の対外投資の通貨区分を正確に捕捉することは極めて難しいが、把握できる限りの範囲では、FDI において円建て率を正確に示すデータがないものの、東アジア向け資本財輸出が円建てで行われる傾向が強いことを考えると、対東アジア直接投資の相当部分が円建てで投資されていると推断できる⁴⁷⁷。以下の図表 20 の一部は、日本の対東アジア円建て FDI の推移を示している。図表 20 によると、1991 年以降、その規模が緩やかに増加し続けた。1997 年のアジア危機直前から増加ベースが見られなくなり、1998 年まで残高が急激に縮小へと転じたが、その後また回復しつつあった。

(2) 対東アジア円建て借款

日本の対東アジア円借款を分析すると、円資金供給源は、主に 2 つの部分によって構成されている。1 つは、シンジケート・ローン（協調融資）の民間金融機関の中朝対東アジア貸付である。その内で、他の国際金融センターの銀行からのユーロ円の借入もあるが、その多くは邦銀の融資によると見られる⁴⁷⁸。その資金は、東アジア地域に対して供給される円建て資金において最大の割合を占めている。もう 1 つは、ODA 円借款に代表される日本政府の有償資金協力である。公的供給面から見ると、従来に、日本政府は、東アジアにとって最大の資金援助国であり、円借款が日本から東アジアへの主な円供給ルートの 1 つとして重要な役割を果たしている。外務省の統計によると、円借款供給額（交換公文締結ベース）に占める東アジアのシェアは、1991 年度で 75.6%、また 1999 年度には 85.7% となっている⁴⁷⁹。東アジア地域の円借款受入額が多いことは、同諸国の対外債務に占める円のシェアが大きいと結果として説明できる。世界銀行のデータによると、1990 年代の世界途上国全体では、円建て債務の割合は 14%であるが、東アジア地域では平均 30%強

⁴⁷⁶ 対外投資は、直接投資と間接投資に大別されるが、間接投資は証券投資を中心に、海外で発行される政府や民間の債券を買うことが多い。これに対して直接投資は、投資先の経営を支配した経営に参加することを目的とする投資のことである。直接投資の金額を計算する際には、海外で発行される株式等の取得だけでなく、海外の子会社や関係会社への貸付も同じように直接投資として計上される。そのような意味で、直接投資は、日本では普通海外企業進出と言われている。島田克美「円と海外投資」（島野卓爾・荒木信義編『円新時代』、有斐閣選書、1987 年、137 頁）を参照。

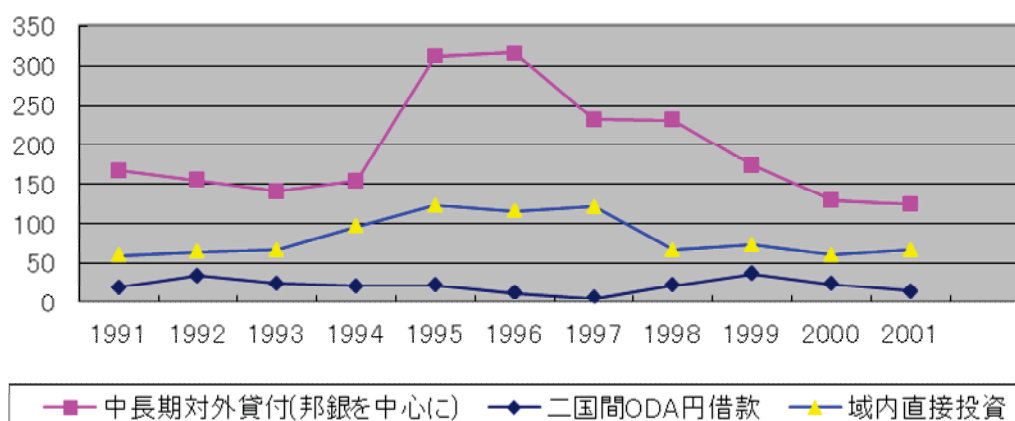
⁴⁷⁷ 今松英悦、上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、同文館、1997 年 2 月、70 頁。

⁴⁷⁸ 中條誠一著「アジアにおける円の国際化への再チャレンジ」、『アジアの通貨・金融協力と通貨統合』、文真堂、2011 年 3 月、184 頁。

⁴⁷⁹ 外務省『東アジア地域に対する我が国二国間 ODA の形態別・国別・年度別実績』、2002 年を参照。

を占めている⁴⁸⁰。円建て直接投資額の推移と同様に、以下の図表 18 で示されているように、日本の対東アジア ODA 円借款の残高は、1997 年の危機を契機に急下落し始め、1990 年代末にその規模は、1990 年初頭の半分以下となった。しかし、FDI の回復と共に、1997 年以降、「新宮澤構想」の実施により円借款の推移も順調に上昇した。

図表 18：東アジア地域における円資金供給の推移（単位：億ドル）



出所：日本銀行「BIS 国際資金取引統計および国際与信統計の日本分集計結果」、外務省「国別援助実績 1991 年－1998 年の実績 I 東アジア地域」、「国別実績データ 2002 年度版」、財務省「対外及び対内直接投資状況」、財務総合政策研究所「財政金融統計月報」等より。

注：本図表の計算について説明を加える。日本の海外直接投資において通貨区別に関するデータがないが、本図表での域内直接投資額は、今松英悦・上川孝夫の推測に基づき、日本の対東アジア直接投資の円建て比率を全部の 80% と設定した数値である。今松英悦、上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、同文館、1997 年 2 月、78 頁を参照。

(3) 円建て国際債

一方、円建て国際債（ユーロ円債とサムライ債）の発行規模は、円の国際化を図る重要な指標の 1 つである。しかし、上記で指摘したように、1990 年代に入って円建ての国際債市場の規模は縮小しつつあり、円建て国際債発行による資金流出は、円借款や直接投資と比較してもかなり低い水準である。円資金の流動性システムにおける円建て国際債市場の低迷が注目されるようになった。特に、本論文で最も注目する項目である円建て国際債の規模は、1990 年以降上昇なしに横ばいを続けていたが、現地直接投資（FDI）や円借款（ODA を含む）と比べると、その規模は極めて小さい。サムライ債やユーロ円債の発行や保証による地域諸国の日本からの円建て資本供給の割合を見れば、その役割はほとんど発揮されていないと判明できる。結論として、従来のような金融・資本分野では、日本の

⁴⁸⁰ World Bank, *World Debt Tables*, Vol.1, 1995-1996, 1997-1998, 1998-1999.

対東アジア地域の円資金の供給は、債券市場よりも依然として銀行を代表とした間接金融を選ぶことと説明したい。しかし、1997年のアジア危機の勃発と「新宮澤構想」の実施を契機に、域内円資金フローの規模を一層拡大させることを目標として、非居住者の投資家が円建て債券へ投資しやすい環境整備を初めとして、域内円建て債券市場の活性化と言う日本政府（財務省）の戦略目標が設定された。この目標は、「円の国際化」の再推進、いわゆる「円の地域化」と言う新たな国際金融政策のかなめとなった。1997年の危機以降、その目標の具現化は、日本政府の政策だけではなく、地域金融協力体制に基づいて推進すべきだと大蔵省によって意識されるようになった。それは、「円の国際化」の再推進である「円の地域化」を実現するための必要不可欠な先決条件とも考えられる。

5-4 「円の国際化」再推進における日本政府の戦略目標

以上の検討によって、結論として、日本政府は、東アジア地域へ円資金を供給し続けた上で、地域の「最後の貸手」と言う役割を果たすことによって、「円の地域化」を推進しようとした。1997年の危機を契機に、日本政府は、地域金融協力を積極的に関与し、新たな東アジア地域金融機関の設置によって、東京市場の円建て債券発行や域内諸国現地円建て債券市場の発行や保証の政策実施を中心に、日本政府・円の主導下の地域金融システムの構築を長期的な戦略とした。中條が指摘するように、地域金融協力体制と関連する地域協力機構は、「東アジア諸国に対する円資金供給の引立てとして、日本と東アジア諸国間の円資金フローのパイプとなる」⁴⁸¹ことで、地域金融協力における「円の国際化」の再推進を巡る日本政府の戦略の本質は明らかである。

おわりに

本章は、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の政策意図を巡って、財務省を中心とする日本政府がどのような理由の下に ASEAN+3 体制において主導的な役割を担おうとしているか、について検討した。以上の考察によって、日本政府の狙いである推進意図は明確になった。

本章の分析によって、「円の国際化」に対する旧大蔵省と後の財務省を中心とした日本政府の政策軌跡は、①1970年代の消極的な時期、②1980年代から1997年アジア危機までの受動的な推進時期、③1997年以降の「円の地域化」に基づく積極的な促進時期、と言う3つの時期を経た。1970年代に、決済通貨としての円の国際化が検討され、提唱されたのに対して、準備通貨としての円の国際化への論及は避けられた。1980年代に入ると、「外為法」（1980年）の全面的改正に伴う「円・ドル委員会」の開催によって、大蔵省（当時）を中心とした「円の国際化」における推進体制が形成された。しかし、1985年の「答申」以降の動向から見ると、1980年代以降、大蔵省によって推進された「円の国

⁴⁸¹ 中條誠一「アジアにおける円の国際化」、『経済学論集（中央大学）』、2001年9月、31-32頁を参照。

際化」は、国内の要請よりもむしろ米国政府の圧力を受けた上での受動的な政策であった。その中には、①米国の消極的な態度、②「円の国際化」の方向性における大蔵省と日本銀行の異なる目標、③「円の国際化」戦略における方向性の不明確と言う3つの要因が挙げられる。そのため、一連の措置が行われたが、「円の国際化」は著しく進展したとは言えず、対外取引における円の利用は一部後退さえも見られる。特に1990年代以降、バブル経済の崩壊の影響で、「円の国際化」のプロセスは停滞の局面に陥った。

1990年代後半の財務省では、①アジア危機の勃発を契機に「ドルへの過度の依存から脱却」という発想が浮上し、②ユーロ圏の形成におけるマルクの位置づけに触発されて、「通貨の地域化」と言う「通貨国際化」の新たなルートが注目された。以上の2つの要素を検討した上で、第3段階の方針が打ち出され、停滞していた「円の国際化」政策を再構築し始めた。「新答申」の発表と2000年以降の一連の政策文書によって、「円の国際化」の再推進を巡る日本政府の政策は、「ドルの負担軽減と言う観点で受動的な対応」と言う方針から、「地域的な円の利用を積極的に拡大させる」と言う新たな目標へと転換された。要するに、日本政府（財務省を中心に）は、長年の課題である「円の国際化」構想に主眼を置きながら、地域金融協力を深化させることによって、「円の国際化」における1つの重要な側面である「円の地域的利用の拡大」を推進しようとした。一方、上述の検討で解明したように、第3段階の「円の国際化」巡る新たな推進方向は、域内貿易決済での円利用拡大による「通貨の価値尺度機能」を発揮させることでなく、現地債券市場の整備に伴う円建て債券規模の拡大によって「通貨の金融調達機能」に焦点が定めた。具体的には、日本政府は、財務省主導下の地域金融協力体制の構築によって、「金融・資本取引の円建て化」を「円の国際化」政策の再構築における長期的な戦略とした。

しかし、日本政府による地域金融協力政策と「円の国際化」戦略の推進は、ASEAN+3体制の他メンバーがいかに関心を示したか、要するに日本政府の政策選好が周辺各国の関心と結ばれるかどうか、の疑問が浮上する。次章は、具体的な推進経路を踏まえて、「円の国際化」の第3段階の推進策の効果を検証し、「新答申」が発表された以降「円の地域化」がどの程度具現化されたかを考察する。その上で、「円の国際化」を巡る新たな政策検討と今後の針路について提言する。

第6章 ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」推進策の実施と効果分析

はじめに

前章で、1997年のアジア通貨・金融危機の勃発を発端とする東アジア金融協力において、日本政府が「円の国際化」構想を、ASEAN+3金融協力の延長線上の政策の下で、東アジア通貨秩序の再編成と円の地域的利用の拡大のための手段として位置づけたことが解明された。しかし、日本政府の主導下による ASEAN+3 金融協力体制の推進は、東アジア通貨秩序の再編成と、また円の地域的利用の拡大と言う政策目標にいかに関与しているか、つまりこうした ASEAN+金融協力に基づく「円の国際化」再推進策（推進の第2段階）を巡る分析はほとんどない。それは、4つの推進経路を分けて、以下の文脈で詳しく考察する。結論を先に述べると、ASEAN+3体制での一連の協力策の実施によって、域内資本市場での円や円建て金融商品の使用はやや広がっているが、全般的にはその推進政策は、十分な成果を上げたとは言えない。従来の研究によれば、「円の国際化」がほとんど進まない原因として、日本での金融市場や資本取引の自由化が遅れており、円の使い勝手が悪い国内金融市場の不整備が主に指摘されている。しかし、本章の考察では、日本政府と他のメンバー各国政府間の、ASEAN+3体制に対する政策選好の乖離構造が最も注目すべき要素であると強調したい。最後に、従来の ASEAN+3 金融協力に基づく「円の国際化」再推進策を再検討した上で、今後の針路として、単独の「円の国際化」の再推進だけでなく、中国政府による「人民元の国際化」を財務省の政策選好における決定要因として、ASEAN+3 金融協力策への新たな検討事項に追加すべきと提言する。

第1節 ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」再推進の4つの経路

1999年以降、「円の国際化」再推進戦略において、日本政府は、ASEAN+3金融協力体制の構築を中長期の視野に入れ、日本の公的準備や民間の金融資産の使用によって、東アジア地域における円の流動性の向上を目標とした。その目標達成を促進するための、「新答申」とその以降の一連の政策文書から考えると、次のような4つの推進経路に注目する必要がある。①ODA 円借款を中心とした円資金流通の拡大、②通貨スワップ取極体制の構築による域内通貨と円の直接為替市場の育成、③域内債券市場による地域への円資金の還流、④通貨バスケット制の導入による地域通貨と円との連動性の強化、である。

1-1 日本の公的円資金の供給

「新宮澤構想」（1998.10）の発表は、大蔵省・外国為替等審議会の下で、「円の国際化」が大蔵省内で調査・審議されていた時期（1998.7）と一致する。「新宮澤構想」は、ある程度「円の国際化」構想の影響を受けたと言える。上述したように、1997年のアジア危機に際して、日本政府は、金融危機に見舞われた東アジア各国に緊急融資を行った。その政策

措置と「円の国際化」の関係については、「新宮澤構想」が打ち出された時期であった1998年10月6日のIMF・世銀年次総会における宮澤大蔵大臣（当時）の演説（谷垣大蔵政務次官代読）の際に手短かに言及された。当時大蔵省国際局の小林調査課長によると、一連の危機支援政策の実施と、また「新宮澤構想」に基づく円借款や輸銀（現在JBIC）の円建て融資により、東アジア地域での円の流通拡大は可能となった⁴⁸²。

1-2 通貨スワップ取極体制の構築

直接通貨スワップ交換取極とは、円と東アジア通貨間の直接為替市場の育成によって、東アジアにおける円建ての比重を高めていくことである⁴⁸³。「新答申」は、東アジア地域の各国との貿易（特に輸入）において円建て比率が高くない1つの大きな理由として、「円と東アジア通貨間の為替市場が成熟しておらず、円の使い勝手が悪いこと」と、「円と東アジア諸通貨直接為替市場の不存在」と言う2つの問題点を指摘した⁴⁸⁴。「円の国際化推進研究会」の『中間論点整理』において、この点を巡り、「アジアとの貿易・資本取引における円建て化が進み、円の実需が増加しない限り、円とアジア通貨の直接市場の創設は困難であると言う意見が実務家サイドに多い」ことを付言している⁴⁸⁵。特に『円の国際化推進研究会報告書』では、円の実需（取引量）の増加を目標として、「直接取引開始の方策を探ることが必要である」と述べ、円と地域通貨の直接取引を行う為替市場の創設が提言されている⁴⁸⁶。

具体的な措置として、チェンマイ・イニシアティブ（CMI）の締結に基づき、日本政府は、「円・地域通貨とのスワップ化」を積極的に推進し始めた。『円の国際化推進研究会座長とりまとめ』では、2000年5月以降、「CMIに基づく通貨スワップ取極の中で、日中間のスワップ取極は円・元間のスワップ取極となっているが、他の国との間でも、今後、円を利用するスワップ取極等を視野に入れ、充実を図ることが必要である」と指摘し、通貨スワップ取極における日本政府の方針が表明された⁴⁸⁷。それは、CMIにおけるさらなる外延部分として、円と地域通貨の直接取引の実現にも大きな意味を与える。

1-3 域内債券市場の育成

「旧答申」以降、従来の「円の国際化」推進策は、ユーロ円市場の育成を中心に、「円の国際的利用」の規模を拡大させようとした。しかし、上述で分析したように、一連の推

⁴⁸² 金融制度委員会企画部会『経団連くりっぷ』NO.103、1999年6月。

⁴⁸³ 「円とアジア通貨間の直接市場」とは、アジア通貨と円との為替相場を両通貨の直接取引によって決定する市場を指すものである。通貨研究所『アジアの外為規制とアジア通貨/円の直接取引の可能性』（2001年2月）を参照。

⁴⁸⁴ 大蔵省・外国為替審議会『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応（答申）』、1999年4月を参照。

⁴⁸⁵ 財務省「円の国際化専門部会中間論点整理」、1998年12月、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/english/yen/ko001.htm>（閲覧日：2013/7/3）

⁴⁸⁶ 財務省「円の国際化推進研究会報告書」2001年6月27日、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku130627a.htm（閲覧日：2013/7/4）

⁴⁸⁷ 財務省『円の国際化推進研究会座長とりまとめ』、2003年（平成15年）1月、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku150123a2.htm（閲覧日：2013/07/15）、12頁。

進策に基づく「ユーロ円市場」の進展は、1990年代に入ってから停滞し、ユーロ市場に占める円の割合は、ドルやドイツ・マルク（またその後のユーロ）のユーロ円市場の拡大に比べると縮小していた。ユーロ円市場を巡る政策は、失敗に終わった。一方、1997年の危機以降、「円の国際化」における日本政府の戦略転換に伴い、「海外での円の使用拡大」と言う従来の課題は、「日本の豊富な貯蓄を東アジア地域へ円建てで還流させることによって、円をいかに域内で幅広く使わせるか」と言う目標へと変わった。東アジアにおける円建て債券市場の育成では、日本政府（財務省を中心に）が重要な役割を果たしていたことが理解できる。

「円の国際化」について、「新答申」では、「東アジア地域的金融安定メカニズムの構築、更に東アジア域内金融協力の、円がどのような役割を果たすべきなのか」と言う疑問があると指摘された⁴⁸⁸。それによって、日本政府は、「日本の貯蓄をアジア域内における経済発展のための資金として活用する」⁴⁸⁹と言う方針を打ち出し、「円の国際化」の推進と域内債券市場育成との関係を明確にした。円建て債券規模の拡大は、ASEAN+3金融協力における日本政府の推進策として定着した。ASEAN+3金融協力の発足・深化に伴い、政策面では、日本政府が「保証機能の活用・域内保証メカニズム」と、また「日本市場におけるサムライ債市場の活性化」を最優先課題として、「アジアにおける円建て債券市場の育成」を実践し始めた。

その2つの政策について、簡単に触れると、前者については、「円の国際化推進研究会」の検討を通じて、「公的金融機関等の保証機能の活用・貿易保険における信用補完制度の整備」と言う政策提言により、以下の措置が講じられた⁴⁹⁰。第1に、JBIC（日本国際協力銀行）とNEXI（日本貿易保険）の公的金融機関のリスク保証機能の活用を通じて、東アジア地域の中小企業（現地日系企業を含む）の現地通貨建て社債の発行や、社債担保証券（CBO）に向けた起債サポートの形で信用補完制度が創設された。第2に、海外事業資金貸付保険（NEXI）を通じて、域内との貿易取引を行う企業に向けた信用保証を供与すると言う推進策も実施された。日本政府は、公的金融機関における保証機能の活用に加えて、「将来的には、ASEAN+3地域保証機構の創設にも大きな役割を果たすことが期待される」と言う見解を示した⁴⁹¹。

後者は、地域サムライ債市場の育成に対応して、日本国内市場において非居住者による資金調達の円滑化を図ると言う観点に沿ったものである。政策として、日本金融市場（東

⁴⁸⁸ 財務省（旧大蔵省）「外国為替等審議会答申：21世紀に向けた円の国際化」、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）を参照。

⁴⁸⁹ 同上。

⁴⁹⁰ 財務省「円の国際化推進研究会座長とりまとめ」、2003年（平成15年）1月、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/yen_internationalization/report/koku150123a2.htm（閲覧日：2013/07/15）

⁴⁹¹ 財務省「我が国金融・資本市場の国際化のための研究会座長とりまとめ」、2003年（平成15年）7月、http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/kinyu_sihon/tosin/ks150707c.htm#04（閲覧日：2013/07/10）を参照。

京市場)は、東アジア諸国企業の資金調達を容易にする方向を図ると共に、域内債券市場の整備を通じて、域内現地通貨による融資の拡大も推進していくことも検討した。そうすることで、現地通貨建て債券の発行によるマネーフローの増大は、円建て金融・資本市場の国際化を加速させる。東アジア域内の企業(中小が中心)や投資家が資金の調達と運用を効率的かつ円滑に行い得る環境整備が必要とされ、円建て外債(サムライ債)による長期金融市場の活性化も政策検討課題に追加された。アジア諸国政府や中小企業によるサムライ債の起債に対し、日本政府は、以上のような政府関係機関を通じ、金融支援を提供することになった。

1-4 通貨バスケット制の導入の構想

通貨バスケット制導入の目的は、従来の為替制度を見直し、東アジア域内において地域通貨と円との連動性を強めることにある⁴⁹²。通貨バスケット制を巡って、様々な学術的研究が行われてきた。特に、「円の国際化」を再び推進するために、東アジア地域での通貨バスケット・ペッグ制度の重要性を強調した有識者は多い。「新答申」では、具体的なプロセスが、「ドルのみを選択するよりも、円、ドル、ユーロからなる通貨バスケットを選択する方が、実質実効為替レートが安定化する。同時に、将来の域内共通通貨化も視野に入れる」と表明されている⁴⁹³。このようにして、「円の国際化」における域内通貨バスケット制を巡る日本政府の構想は、「ドル、円、ユーロからなる通貨バスケット制」(第1段階)から「東アジア通貨バスケット制」(第2段階)と言う2つのプロセスに分けられる⁴⁹⁴。

1-4-1 ドル、円、ユーロ通貨バスケット制

1997年の危機後、東アジア地域におけるドルペッグ制度を見直すために、円単独での基軸通貨化は幻想に終わった。それを踏まえ、日本政府は、共通通貨バスケット制の導入に向けたロードマップを策定した。1998年12月の外国特派員協会において、宮澤喜一蔵相(当

⁴⁹² 通貨バスケット制とは、為替レートを、米ドルのような単一の通貨ではなく、複数の通貨からなるバスケットにペッグ(連動)させる制度である。具体的には、その国の通貨を、多くの他通貨に対する相場の加重平均から算出される実質為替相場に近い為替相場を維持する通貨制度である。関志雄『人民元切り上げ論争：中・日・米の利益と主張』東洋経済新報社、2004年10月、230頁。また国際通貨研究所『通貨バスケット制実施国の実態調査』、2001年2月、2頁等を参照。

⁴⁹³ 大蔵省・外国為替審議会『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応(答申)』、1999年4月を参照。

⁴⁹⁴ 域内通貨バスケット制度を含む地域通貨制度については、様々な議論が行われている。例えば、村瀬哲司は、東アジア通貨制度の創設を最終目標として、東アジア地域諸国がドル、円、ユーロからなる通貨バスケットにペッグする第1段階と第2段階は、アジア通貨を通貨バスケットの構成通貨に追加し、通貨バスケットにおけるドル、ユーロの割合を減らし、ACUを構築する。第3段階は、「地域通貨制度」の創設である。村瀬の見解の上で、2002年の日中研究者の共同研究(李暁・平山健二郎)では、東アジア地域通貨体制の創設と言う視点から、その手順を次のような3つの段階で進めるべきだと主張した。第1段階は、ドル、円、ユーロからなる通貨バスケット制を創設すると同時に、AMFを創設する。その主な目的は、通貨バスケットを維持するための必要な資金援助の提供、各国のマクロ経済政策の協調・サーベイランス、通貨・金融危機を有効に予防・コントロール、解消しうるメカニズムの構築である。第2段階は、東アジア地域の経済発展の水準と段階の多様性と言う特徴を生かし、可能な地域で「最適通貨圏」を形成することにより、通貨バスケットの中での地域通貨の割合の増加を図る。第3段階は、ACUを創設し、AMFを単一の通貨管理機能が発揮されるような中央銀行に転換する。上川孝夫・李暁『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、156頁。

時)は、ドル・円・ユーロからなる通貨バスケット建て債券の発行に言及し、東アジア諸国に対して、上述の主要通貨からなる通貨バスケットへのペッグと言う「管理された柔軟的な為替制度」を提案し、日本政府の方針を明らかにした⁴⁹⁵。その後、1999年4月27日に開かれたIMF暫定委員会と同年5月16日のAPEC蔵相会議において、日本政府は、ドルペッグ制が1997年のアジア通貨・金融危機を引き起こした重大な要因の1つのため、通貨危機の再発を防止するための重要な措置として、ドル・円・ユーロからなる通貨バスケット制の創設の構想を明確にした⁴⁹⁶。これが、日本政府として初めての通貨バスケット制度に対する正式の表明である。日本政府の構想は、「円の国際化」を巡る諸専門部会・研究会の成果とする文書にも反映されている。「新答申」は、「アジアの多くの国では(中略)貿易等の経済的なウェイト等を勘案した、ドル、円、ユーロ等を構成要素とする通貨バスケットとの関係に安定をもたらす為替制度も1つの選択肢であり、この中でアジア通貨が円との連動性を強めていくことは望ましい」と指摘している⁴⁹⁷。これは、東アジアにおける通貨バスケット制の下で、域内金融・資本市場への円の比重の高まりを求めるものである。

「円の国際化推進研究会」(1999.9-2001.6)の委託により、国際通貨研究所は、その課題をテーマとして研究を行い、2001年2月に報告書を発表した。これによって、東アジア地域において、ドル・円・ユーロ通貨バスケット制の実効性と実施の問題点が検討された⁴⁹⁸。

1-4-2 ACUによる域内通貨バスケット制

一方、ドル・円・ユーロ通貨からなるバスケット制の構想の下に、「域内のいくつかの国が協調してバスケット制を採用する」と言う長期的課題も、徐々に日本政府の視野に入ってきた⁴⁹⁹。最初、それについての検討は学界からであった。2000年以降、小川英治と伊藤隆敏のワーキング・ペーパーを初めとした多くの有識者は、地域通貨単位によるアジア通貨バスケット制の創設を巡る研究であるAMU構想に関心を持った⁵⁰⁰。2000年に、小川

⁴⁹⁵ 「宮沢蔵相、円・ドル・ユーロ、3通貨の為替管理制を：国際金融の改革案」、『日本経済新聞』、1998年12月16日、朝刊7頁。

⁴⁹⁶ 上川孝夫・李暁『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、156頁。

⁴⁹⁷ 大蔵省・外国為替審議会『21世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応(答申)』、1999年4月を参照。

⁴⁹⁸ 『通貨バスケット制実施国の実態調査』によると、地域諸国にとっては単一の通貨(ドル)にペッグさせる制度や完全フロート制よりも相対的に望ましい為替制度であるが、以下のような3つの問題点が挙げられる。①実際に通貨当局が設定している為替相場政策の目標は、GDP、経常収支の安定ではなく、為替相場そのものの安定化(ないしは、為替相場の安定を通じた貿易や対内直接投資の促進)であるかもしれないこと、②たとえ各国の通貨当局が最適な為替制度である通貨バスケット制に移行したいと意図していても、貿易上競争関係にある近隣諸国がドルペッグ制を維持するのではないかと懸念する場合には、通貨バスケット制を選択しない可能性があること、③通貨バスケット制は、単一の通貨ペッグ制と比較してより複雑であり、現実的に運営が困難ではないかと考えられること、である。国際通貨研究所『通貨バスケット制実施国の実態調査』、2001年2月。また財務省『円の国際化推進研究会報告書』、2001年6月を参照。

⁴⁹⁹ 財務省(旧大蔵省・外国為替審議会)『円の国際化推進研究会報告書(本文)』、2001年6月27日。

⁵⁰⁰ 地域通貨単位の研究を巡る学者の研究成果の詳細な整理は、李暁「円の国際化の歴史とその戦略調整」、上川孝夫・李暁『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、156-160頁を参照される。

と伊藤は、アジア通貨バスケット制の創設を巡る研究に関するワーキング・ペーパーを全米経済研究所（NBER）で発表した。彼らの研究は、ASEAN+3の13カ国で1つの通貨バスケットを作り、各国の実質GDPシェアと地域貿易シェアによって各国通貨の構成比の基準を決めた⁵⁰¹。これに基づき、2005年に、小川と清水は、ドルとユーロをアンカー通貨として、①貿易額、②名目GDP、③購買力平価（PPP）で測ったGDP、④外貨準備高（マイナス金）の4つの基準に基づいて、13カ国の通貨を加重平均したAMUを計算した⁵⁰²。これらの研究は、実際にはある程度政策色が付いており、「円の国際化」推進と地域金融協力の進展に対する日本政府の基本的立場を含んでいる⁵⁰³。日本政府には、通貨バスケット・ペッグによるアジア通貨の円との連動性の強化が、アジア地域における円の国際的役割の向上に繋がると言う思惑があった。そこで、2005年に日本政府は、AMUの学術的な貢献に基づき、ADBにアジア通貨指数（ACU）の創設を提案した。その後、地域通貨単位を巡る検討は、日本政府に主導され、ADBで行われるようになった。

第2節 地域金融協力による「円の国際化」再推進策への効果分析

以上では、「円の国際化」戦略の下に、円の地域的使用の拡大に関する進捗の方向性である4つの推進経路を検討した。その4つの経路は、金融面において、東アジア地域での「円の国際化」を強化する短期と中長期のそれぞれの目標と考えられる。短期の目標は、「新宮澤構想」を中心とした1997年の危機救済の方針に従い、域内諸国に対するODA円借款の規模を拡大することである。中期の目標は、域内現地通貨と日本円の直接スワップ体制の創設と円建て債券（サムライ債）発行・保証業務の拡大である。それに加えて長期では、日本政府（財務省）は東アジア地域において通貨バスケット制の構築を目標として「円の国際化」再推進戦略に取り組んでいる。以上の経路における中期目標は、チャンマイ・イニシアティブ（CMI）、アジア債券市場育成（ABMI）、ASEAN+3体制における日本政府の推進方針と一致する。また「円の国際化」再推進の長期目標である、域内通貨バスケット制を巡る一連の課題は、リサーチ・グループにおいて日本政府の注目点とも合致していると考えられる。次は、ASEAN+3金融協力の推進が「円の国際化」再推進戦略にどのような影響を与えるかを巡り、現時点で公開可能なデータを通じて、推進目標を追って、1999年以降対東アジア円借款の実施状況を含め、特にASEAN+3におけるCMI、ABMI、リサーチ・グループの役割を検証する。

⁵⁰¹ ジョン・ウィリアムソン「東アジアの通貨バスケット構想」、『東アジア通貨バスケットの経済分析』（伊藤隆敏・小川英治・清水順子編著）、東洋経済新報社、2007年8月、36-38頁。

⁵⁰² 詳しくは、小川英治・清水順子「東アジアにおける為替相場政策協調のためのAMUとAMU乖離指標」、『東アジア通貨バスケットの経済分析』（伊藤隆敏・小川英治・清水順子編著）、東洋経済新報社、2007年8月、53-67頁。

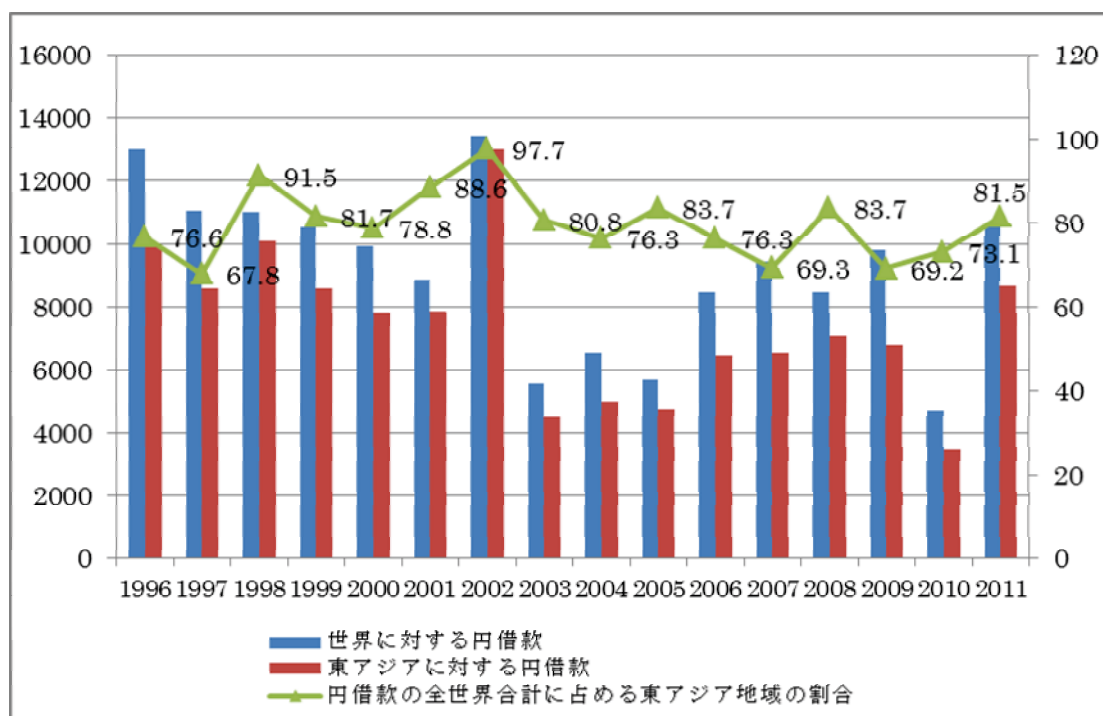
⁵⁰³ 上川孝夫・李曉『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年4月、159頁。

2-1 ODA 円借款による円資金供給の限界

第3章で言及したように、1980年以降、日本の対東アジア地域円資金供給の構造で、二国間 ODA 円借款は、域内直接投資（FDI）か、または中長期貸付が大きな割合を占めていた。対東アジア地域 ODA 円借款の金額合計と各国の海外債務（特に ASEAN 諸国）を見ると、ODA 円借款の比重が決して小さくない。ODA 円借款は、円資金流動性の拡大に大きく貢献した。しかし、対東アジア FDI を域内貸付と比べれば、ODA 円借款の規模は遥かに小さく、その残高は、1997年の危機を境に急落した。1990年代、ODA 円借款の推移は、終始横ばい状態であった（詳しい内容は、第3章を参照）。そのため、1997年の危機以降、日本政府が、「新宮澤構想」で危機に見舞われた各国に危機救済活動を行った際に、従来の二国間支援方針の下で、当時の ODA 円借款は、金融分野の支援だけではなく、危機後の社会保障・インフラ整備・輸出回復の分野でも重要な役割を果たした。他方、日本政府にとって、1999年の危機救済は、東アジア地域で低迷する円資金フローを拡大させる好ましい機会となった。図表1のように、アジア危機の勃発に影響されたため、1997年の日本政府の対世界、また対東アジア地域の ODA 円借款の規模はどちらも急激に縮小したが、1998年の数値は再び上昇のトレンドを示した。特に ODA 円借款の全世界合計に占める東アジア地域の割合は 91.5%に達し、前年より 20%強も増えた。対東アジア地域 ODA 円借款の増加分は、主に危機に見舞われた各国に提供された緊急 ODA 円借款と認識して良い。しかし、1998年後のデータから見ると、対東アジア地域の円借款の拡大は、1997年の危機救済を行うための一時的な措置であったと言わざるを得ない。2002年以降、日本政府が厳しい財政状況に陥ったために、対東アジア地域を含め、対世界 ODA 円借款は急速に縮小ベースとなっており、2011年には、かろうじて 1998年に近い水準に戻ったが、東アジア地域の割合は、1998年の数値より 10%低下した。総じて、東アジア地域向け円借款の拡大による円の国際化は望まれていないどころが、2002年以降、対東アジア ODA 円借款は全面的に縮小しつつあったことが明らかである。

図表 1：日本政府の対世界・対東アジア ODA 円借款及びその割合

(交換公文ベース、単位：億円、%)



出所：財務省 2008 年版 政府開発援助 (ODA) 参考資料集 (円借款実績)、2012 年版 政府開発援助 (ODA) 参考資料集 (円借款実績)、政府開発援助 (ODA) 白書 2001 年版 (資料編)、政府開発援助 (ODA) 白書 2004 年版 (資料編) より筆者作成。

2-2 チェンマイ・イニシアティブ (CMI) による直接取引の拡大

CMI を初めとした域内の通貨スワップ取極は、外貨準備支援の路線に沿いながら、自国通貨を相互に備蓄する特徴を持つ。特に、日本と他メンバー国の二国間に従っていれば、日本政府 (金融当局) は、地域通貨を日本の外貨準備に組み込み、他メンバー国政府 (金融当局) は円を自国の外貨準備に組み込むことになる。このように、東アジア地域で円使用拡大を推進するもう 1 つの側面として、大蔵省 (財務省) は、ASEAN+3 体制の下で、域内通貨スワップ取極と、また現地通貨間の直接取引の拡大を進めた。第 4 章で述べたように、2012 年末までに、ASEAN+3 通貨スワップ取極の規模 (CMI マルチ化: 以下は CMIM) は、総額 2400 億ドルに達した。その内で日本の貢献額は全体の 32% を占め、中国と共に総額 768 億ドルで、最大なスワップ資金 (外貨準備プール) を提供している。また、2012 年末までの円スワップ取極と CMIM への貢献額を併せると、日本政府は、総額 1368 億ドル相当規模の通貨スワップによる流動性支援を行った。その資金規模は、ASEAN+3 地域において最大である。その一方で、CMIM と、また二国間 BSA 取極において円建てのウェイトがどの程度であるかを解明しなければならない。CMI の推進がいかに関与しているかを明らかにする必要がある。

の国際化」に影響を与えているかが依然として不明確である。

2-2-1 円・現地通貨間スワップ規模の拡大

まず、2010年3月のマルチ化契約によると、CMIMでは各国が提供した資金は全てドル建てであるため、域内での円の流動性にほとんど影響がない。また、日本と他国間の二国間BSAの推移から考えれば、2001年以降、日中、日タイ、日韓の間で通貨スワップ取極が相次いで形成され、有事の際に外国為替資金特別会計から総額6兆円規模の円を融通するスワップ協定も結ばれており、米ドルを中心とした通貨スワップ体制から現地通貨間のスワップ体制へと進むと言う趨勢が見て取れる。このように、元来は域内危機救済体制として構築された通貨スワップは、域内現地通貨建ての直接取引の拡大を促した。基軸通貨の米ドルを介せず、円・地域通貨の直接取引の拡大は「地域的円の使用促進」と言う目標の実現にとっては非常に重要な意味を持っている。次は、日本円・人民元の直接交換を巡って、CMI締結以降、円・現地通貨の直接交換がいかに推移したかを考察する。

2-2-2 日本円・人民元直接交換取引の開始

ASEAN+3通貨スワップ体制の構築と進展を考えると、日本政府は、域内諸国通貨との直接取引制度の創設に積極的であった。近年の実績として、2012年6月1日の「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」と言う政府間合意に基づき、日本円と人民元の銀行間直接取引が開始された⁵⁰⁴。東京市場における直接取引と上海外国為替取引センター（以下は上海市場）において、人民元（「CNH」と呼ばれるオフショア人民元）と円のマーケットメーカー制度も発足した。日本円と人民元の直接交換の取引開始によって、東京市場が人民元オフショアの役割の一端を担うようになった。

(1) 人民元オフショア市場の創設

「円の国際化」の一環として、日本政府は、直接取引をテコに人民元の取引を増やし、最終的には、中国の本土以外で人民元や人民元建て債券発行等の金融商品が幅広く流通する「オフショア市場」を東京に開設する考えである。円・人民元取引の増加によって、日本政府は、東京市場での円建て・人民元建て金融商品サービスの拡大を目指している。更に、長期的には、東京市場の「域内通貨オフショア化」の方針の下に、人民元以外のアジア通貨建ての取引増加を推進し、東アジア地域において円のさらなる活性化を図る考えである。これまでの「ドル本位制」の支配では、人民元を含めて、日本円と東アジア各国通貨との交換は、ドルを仲立ちにした間接取引が主な方法であった。そのために、東京市場において、円対東アジア通貨の直接取引は存在しなかった。日本の金融機関（メガバンク）は、円と元の両替を依頼されると、預かった円を米ドルに替え、更にドルを元と交換して調達する方法であった。そのために、手数料が2度かかった。しかし、2012年6月1日

⁵⁰⁴ 財務省「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化ファクト・シート」、2011年（平成23年）12月25日、https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/dialogue/japan_china_financial_cooperation.htm（閲覧日：2014/3/9）を参照。

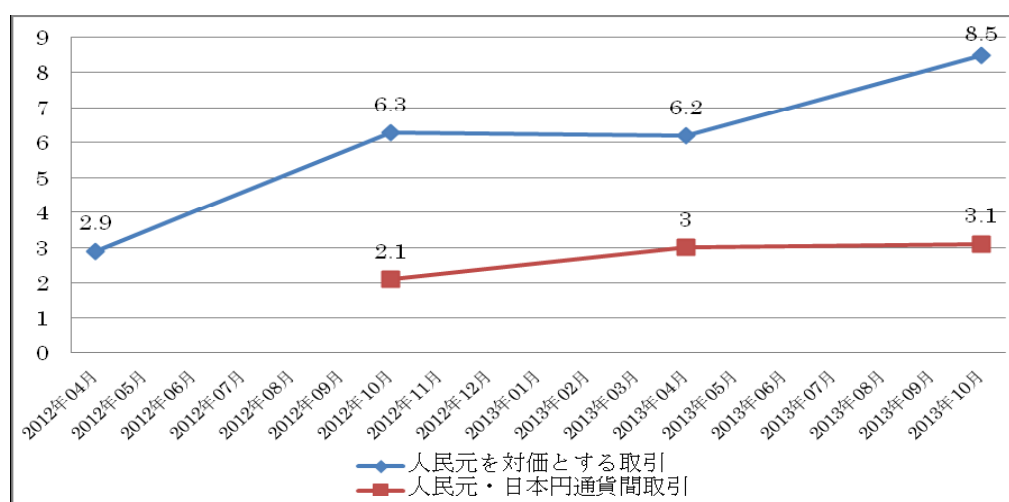
以降、直接取引の開始で二重の手続きと為替手数料が不要になり、金融機関や輸出入企業はコストも削減できるようになった。また、交換レートがドル相場の変動に左右されるリスクも低下した。

(2) 円・元取引量の拡大

円・元通貨直接取引の開始以降、両通貨間での取引の推移を見ながら、「域内における円の使用の拡大」への影響等はどう変化しただろうかを検証する。東京外国為替市場委員会の統計によると、円・元直接取引の開始から1ヵ月間、東京市場での円・元の取引量は、1日当たり約125億円程度であった。それが、同年10月には、1日平均約212億円となり、直接取引開始直後の約2倍程度にまで増えた(図表2)。その取引規模は、香港市場における米国ドル人民元の取引量の1割に過ぎないが、直接取引開始前の米ドルを介した従来の方式と比べて、東京市場の円・元取引量が大幅に伸びた⁵⁰⁵。また、東京市場における人民元を対価とする通貨取引(全ての為替種類)は、2013年10月の1日平均で8.5億ドルにとどまっているが、円・元直接取引開始の時点より2億ドル強に増えた(図表2)。一方、上海市場では、2012年7-9月の人民元・日本円の取引額は5兆6000億円に急増し、4-6月の取引額の4.5倍となった⁵⁰⁶。2013年6月まで、人民元と日本円の1日当たりの取引額総計は、上海市場で500-1000億円、東京市場で150億円となり、両市場の合計は2012年6月の3倍に膨らんだ⁵⁰⁷。通貨間直接交換の取引が開始されたことよって、円・元クロスボーダー取引の流動率は大きく伸長した。

図表2：

東京市場における人民元を対価とする取引高の推移(営業日平均取引高)(単位：億ドル)



⁵⁰⁵ 岡野進「日本円・中国元直接取引の開始」、『東洋経済統計月報』、2012年9月、3頁。

⁵⁰⁶ 村瀬哲司「急拡大する円・人民元直接為替取引と若干の問題点」、『国際通貨研究所 newsletter』、2012年12月24日。

⁵⁰⁷ 新華網(日本語版)「日本円・人民元直接取引開始から1年、1日当たりの取引額は1150億円」、2013年6月16日付、<http://www.xinhua.jp/socioeconomy/economy/349256/>(閲覧日：2014/5/12)を参照。

注：本サーベイの実施は、2012年からは年2回に、各年の4月と10月中の1日平均取引（全ての為替種類）を対象とする。

出所：東京外国為替市場委員会「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイの結果について（2012.7-2014.1年）」を参照。

2-3 域内債券市場育成（ABMI）からの視点

債券市場育成（ABMI）における日本政府の主たる推進目標は、東アジアの社債市場を中心としたサムライ債発行の拡大と、また現地通貨建て債券市場発行の拡大である。それは、円の地域的使用拡大のための最も重要な経路の1つでもある。域内債券市場から見れば、「円の国際化」の再推進策をどのように評価すべきかについて、サムライ債発行動向を巡る一連のデータによって分析する。

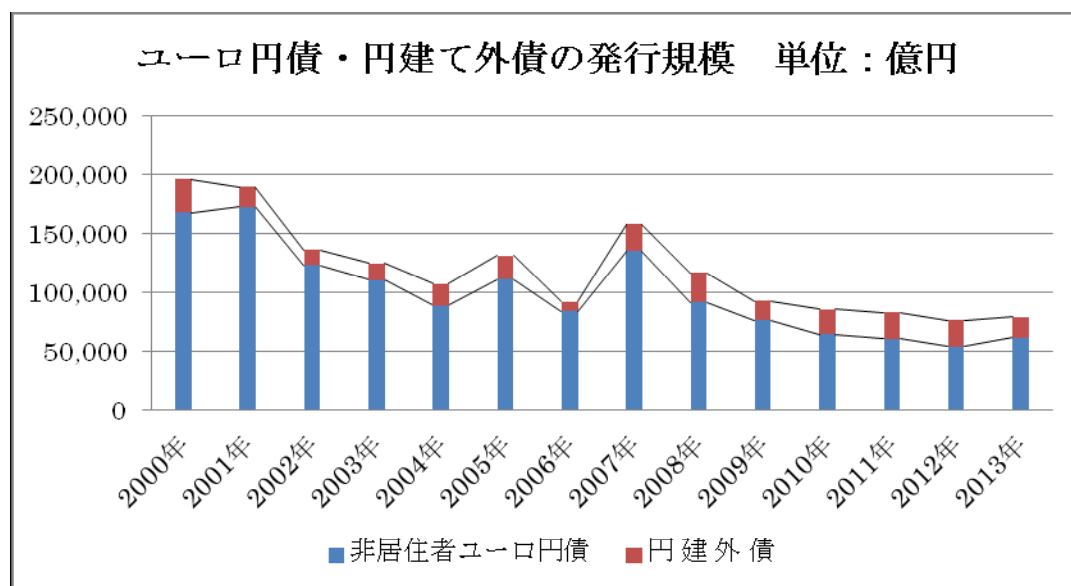
2-3-1 ABMIに基づくサムライ債発行を巡る政策効果分析

前章で述べたように、円建て国際債市場は、海外で発行される非居住者ユーロ債と、日本国内で発行される公募円建て外債（通称：サムライ債）により構成されている。その内の非居住者ユーロ債のほとんどは、欧州のオフショア市場で発行され、またユーロ債への投資は、主に欧米の機関投資家が中心になっている。それに加えて、ユーロ債の発行は、高格付けの発行体でなければ起債は困難であるため、東アジアでの運用が限られている。結果として、ユーロ債の東アジア地域で「円の国際化」の推進に果たす役割は限定的なものである。それに対して、サムライ債市場における東アジア発行体は、ユーロ債より大きな役割を果たしている。しかし、世界銀行の統計によると、2000-2011年の東アジア地域の割合は、平均全世界の30%しかを占めていない。また2007年以降、ユーロ債発行額（世界規模）の減少に伴い、ユーロ債と円建て外債（サムライ債）の発行額の差は依然として大きいものの、少しずつ縮小傾向にある（図表3）。

「円の国際化」推進策の効果を分析すれば、2000年以降、東アジア諸国のサムライ債の発行実績が少なく、発行規模の拡大はほとんど示されてない。図表4の通り、2000年の東アジア向けのサムライ債の発行額は8439億円であった。それに比べると、2011年の東アジア地域におけるサムライ債の発行額は、逆に1896億円減の6543億円となった。ABMIの創設以降、サムライ債の発行が一時的に急増している点は注目すべきである。同じく図表4に示しているように、2007年の発行額は、前年の約3倍の7103億円となった。また2008年は、前年同期より363億円増の7466億円と、2000年以降最も高い時期となったものの、2000年の規模には達していない。サムライ債の低迷に比べると、2002年以降、東アジア諸国の債券投資による資金調達は、域外への依存率が上昇し、その内でドル建て債券の規模は平均8割以上となった。以上のデータ分析を下に、域内債券市場育成メカニズムの面から検討すると、日本政府（財務省）の地域金融協力政策は、決して域内円

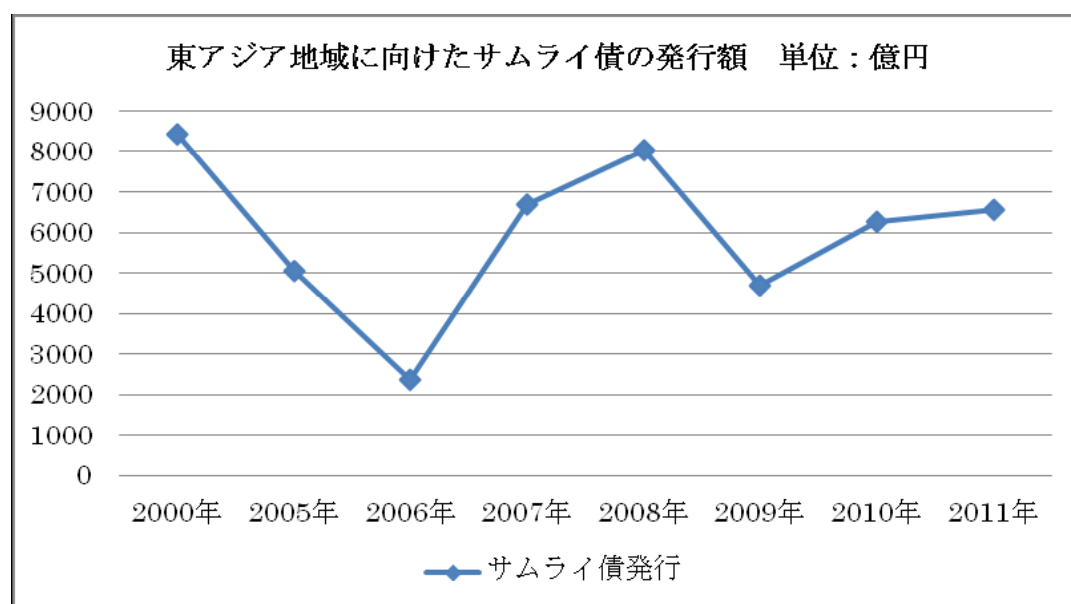
建て国債市場の規模（サムライ債発行を中心に）を拡大させたとは言えない。

図表 3 :



出所：World Bank, International Debt Statistics 2013及び財務省「対外及び対内証券売買契約等の状況」（2000—2013年まで）のデータより筆者作成。

図表 4 :



出所：World Bank, International Debt Statistics 2013及び財務省「対外及び対内証券売買契約等の状況」（2000—2013年まで）のデータより筆者作成。

2-3-2 サムライ債伸び悩みの原因

サムライ債推進策が不成功に終わった原因について、先行研究は多い⁵⁰⁸。「円建て債券

⁵⁰⁸ サムライ債と現在の問題点に関する検討は、清水聡「世界金融危機後のアジア債券市場整備の意義

市場」の機能性の問題点を中心に、域内でのサムライ債が伸び悩んでいる理由として、①弁護士費用や銀行手数料等のコストが高いことや煩雑な発行手続きがあること、②発行手続きにおいて英語の書類作成を求められないこと、③東アジア非居住者の機関投資家が限られることの3点が指摘されている⁵⁰⁹。紙幅の都合で、本論文ではその分析は省略するが、構造的な原因として、円と東アジア通貨間の為替変動の激しさということを挙げても妥当であろう。本研究は、次に、ABMI 構築以降の日本の為替政策の変動を考察する。

ABMI の構築を中心とした ASEAN+3 金融協力策の推進と共に、2003 年以降、日本政府は、1997 年の危機以降から行われた超低金利政策を中心とした経済再生政策と金融緩和方針を終え、日銀は次々と大規模な為替介入を行った⁵¹⁰。その背景としては、①2000 年末の米国 IT バブル崩壊、②2001 年 9 月 11 事件以降の対テロ戦争突入、③日本政府の金融緩和政策が急速に超金融緩和から「対米協調への重視」と言う円安誘導型の量的緩和政策へと転換されたことの3点がある。2001 年の小泉内閣の発足以降、対テロ戦争と、イラク戦争への対応で積極的な対米接近姿勢を示すと共に、為替政策では、米国を中心とする G7 諸国との政策協調として、日銀は量的緩和の拡大を強め、円安策へと誘導した。具体的には、2003 年 3 月 19 日・20 日の日銀金融政策決定会合の策定によって、量的緩和規模を 2001 年 3 月の政策導入期の 5 倍以上に相当する日銀当座預金残高 27-30 兆円へと拡大した⁵¹¹。一方、前章の図表 9 に示したように、財務省は外国為替市場平衡操作のため、2002 年 4 月から 2004 年 3 月まで、前後 5 回で、過去最大の 32.9 兆円と言う大規模のドル買い・円売り介入を繰り返し、日本政府の為替政策は大規模な為替介入期に突入した。以上のような日銀と財務省による円安誘導政策は、「デフレ解消のための金融対策と整合性を持つ政策として位置づけている」と考えられている⁵¹²。そこで、本論文の中心となる、日米協調を前提とした通貨・金融当局による為替市場への介入は、ASEAN+3 地域金融協力や「円の国際化」推進のプロセスにどう影響を及ぼすか、と言う問いが浮上する。

2-3-3 「新答申」(1999) 目標から離れた為替政策

以上のようなデータ分析を振り返ると、一連の為替介入政策は、「新答申」を初めとした 1997 年の危機以降、日本政府の協力策の目標と乖離したと言わざるを得ない。東アジ

と課題」、『環太平洋ビジネス情報 RIM 2010 (Vol.10 No.39)』、72-75頁、川崎健太郎「海外進出日本企業の現地資金調達能力と企業競争力」、『経営力創成研究』、42-50頁、また Choong Young Ahn, Takatoshi Ito, Masahiro Kawai, and Yung Chul Park eds., *Financial Development and Integration in East Asia*, Chapter 7, Korea Institute for International Economic Policy and Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan 2003 等の先行研究を詳しく参照。

⁵⁰⁹ 詳しい内容は、清水聡「東アジアの域内クロスボーダー債券取引を促進するための課題」、(『環太平洋ビジネス情報 Vol.7 No.25』、2007 年、100 頁)、また 梶山恵司「アジアにおける資金仲介機能の整備：円資金の有効利用に向けて」(『FRI Review』、2000 年 10 月、85-86 頁)等を参照。

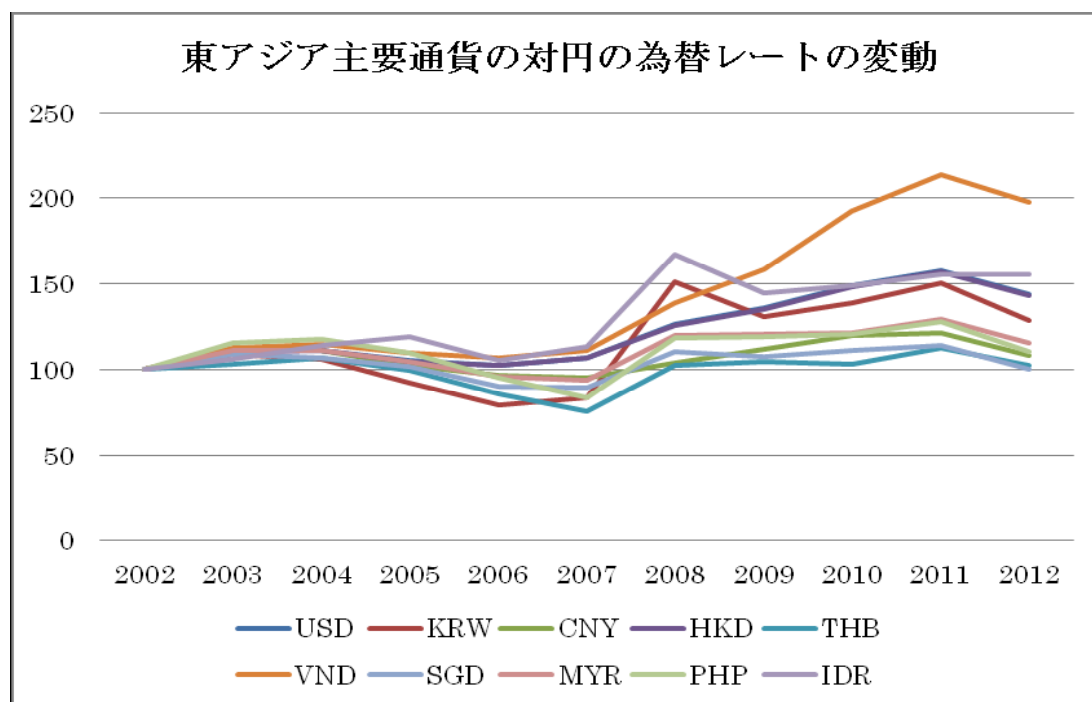
⁵¹⁰ 森川(2012 年)は、1997 年危機以降の日本金融政策・為替政策を、① I~II の超金融緩和期(1998 年 7 月~)、② II~III の量的緩和期(~2003 年 3 月)、③ III~ の大規模為替介入期(~2004 年 3 月)と言う 3 つの時期に区分している。本論文は、彼の研究成果を取り上げながら、以上のような政策区分期間を採用する。森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『早稲田大学リポジトリ』、352 頁。

⁵¹¹ 日本銀行「政策委員会・金融政策決定会合議事録」、2003 年 5 月 19-20 日、101-102 頁。

⁵¹² 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『早稲田大学リポジトリ』、346 頁。

ア諸国の視角から見れば、それは「円の国際化」に表明された「円の価値の安定」と言う目標とは逆の反響をもたらした⁵¹³。図表 5 の通り、2002 年のデータを 100 と設定すれば、2002－2004 年間の為替レートの変動は拡大し、2008 年以降の円対各通貨の変動幅は一層大きくなった。それによって、2002 年以降、円安誘導政策の下での大規模なドル買い・円売り介入の実施と、東アジア地域通貨の円に対する為替レート変動の拡大により、円と地域通貨間の為替リスクの負担も大きくなった。そのため、サムライ債の発行に伴う為替リスクは上昇し、サムライ債市場の機能性を発揮させることは困難となった。円・東アジア通貨間の為替相場の変動と言う近年の動きを考えれば、東アジア地域諸国がサムライ債による資金調達を本格的に活発化させたいのであれば、円と東アジア通貨との安定が最終的には最も望ましいことになる。このように、ABMI の下でサムライ債発行の拡大による「円の国際化」の推進方針には大きな限界があることが分かる。

図表 5



注：各年度末の数値を採用し、米ドルを基準とする。2002 年値＝100。

出所：財務省「貿易統計（外国為替相場）」（2002－2012 年まで）のデータより筆者作成。

2-4 地域通貨協力構想

円の地域的利用を巡る政策の実施を通じて、円・東アジア他国通貨間の激しい為替変動と言う、財務省を中心とした日本政府の ASEAN+3 推進策の限界が明らかとなった。更な

⁵¹³ 同上、348 頁。

る域内債券市場育成を推進するのであれば、域内通貨間の安定性は必要条件である。円・現地通貨間為替レートの不安定性を緩和させるために、日本政府（財務省）は、上述の政策経路を踏まえ、債券市場インフラ整備における金融技術の提供の下に、為替市場を初めとした地域通貨間協力も ASEAN+3 金融協力体制の検討に入れようとした。しかし、1997 年の危機以降、機能的金融協力にだけ焦点を置き、域内通貨間協力を先送りにするのは各国政府間の共通認識である。従って、アジア通貨指数の創設を初めとして、日本財務省に唱えられた「地域通貨協力」構想と政策方針は、ほとんど受容されなかった。地域通貨協力を巡って、日本と他メンバー国間の政策選好（方針）は乖離していた。

2-4-1 通貨協力を巡る日本と他メンバー国間の乖離

第 2 章で検討したように、1997 年以降の地域通貨協力を巡る研究は、主に ASEAN+3 リサーチ・グループによって行われた。その主流の動きは、最適通貨圏の条件と現状のアジア経済について統計的な分析を加え、2 段階の域内通貨バスケット制と言う長期の課題を検証する研究である。日本政府は、アジア通貨指数（ACU または AMU）の創設を提案したことによって、域内通貨協力研究プロセスにおいて主導的な役割を發揮しようとした。ASEAN+3 金融協力体制の深化に伴い、日本政府（財務省）の政策意図・選好は、円・域内通貨間の直接交換（通貨スワップ）と、域内債券市場育成の推進を射程に置きながら、政府間為替政策の調整、つまり通貨変動を一定範囲に納まる管理メカニズムを初めとした域内通貨間の連携を同時に推し進めようとした。長期的な政策目標は、東アジア通貨との連動性を強化した上で、「東アジア地域で現状唯一の国際通貨の機能を備える円に、東アジアと言う地域限定の基軸通貨としての役割を果たす」ことである⁵¹⁴。

以上のような政策目標を実現するために、「円の価値と東アジア通貨の価値を連動させるメカニズムが必須となり、円と東アジア通貨を連動させることによって、地域において円はドルと並ぶ基軸通貨の役割を担うと言う政策認識」が必要となる⁵¹⁵。その認識への各国政府間の政策意思の合致は当然必要不可欠である。では、他メンバーの政策選好を考察する際に、各国政府における「円の地域的利用拡大」を志向する政策意思をいかに認識すべきかについて分析して見よう。彼らが日本政府の「円の国際化」政策を認めるかどうかは、この目標の達成を左右する重要な要素の 1 つである。その要因に関しては、ASEAN+3 体制と言う「地域公共財」の供与では限界がある一方、上述のように既存の地域通貨秩序の下で米ドルが依然として優位に位置づけられていることが指摘できる。1997 年の危機以降、危機阻止・危機対応と言う共通の政策意思の中で、日本の主導により、CMI と ABMI を中心とした ASEAN+3 金融協力体制は、緩やかな「機能性」を備えていた。漸進的な「機

⁵¹⁴ 外国為替等審議会答申（財務省）『21 世紀に向けた円の国際化：世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応』の「Ⅲ、2.提言」、1999 年 4 月を参照。

⁵¹⁵ 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012 年 5 月、351 頁。

能的金融協力」に対する受容的な態度と比べて、2006年のAFMM+3で日本政府（財務省）により提唱されたアジア通貨単位（ACU また AMU）や通貨バスケット制の共同研究・検討への関係各国の反応は、あまりにも消極的であった。現在まで、域内通貨協力を巡る動きは、ほとんどリサーチ・グループに限定されている。東アジア地域の協力プロセスには、「地域公共財」の下に各国政府が資本市場インフラ整備の機能的強化を図る一方、EUモデルのような統一通貨か為替政策協調についての動きがほとんどない。以下で、「米ドルへの依存」構造の下での中国・韓国・ASEANのそれぞれの政策選好の考察によって、ASEAN+3体制が、なぜ「機能的協力」から「制度的協力」という新たな地域金融協力の段階にまで踏み込めないか、という原因を探る。

2-4-2 通貨協力を巡る政策選好間の乖離原因

要因1：東アジア為替市場の不安定性

1997年の危機以降、東アジア各国政府の根本的方針は、自国通貨の安定化を確保することが最優先であった。地域協力の下に、各国政府が自国通貨と円の連動性の向上に繋がると判断したのは、円・自国通貨間の為替市場の安定性に頼ると言うことである。しかし、2004年以降、日本政府が大規模な為替介入政策を実施して以来、図表5に示したように、円・東アジア地域通貨の為替相場市場は乱高下した。その展開は、域内為替相場の安定を追求する地域諸国には、「新答申」の「円の価値の安定」と逆の効果を与えた。円・自国通貨に対応するため、1997年以降、米ドルペッグ制から離脱した韓国・タイ・インドネシア・マレーシア等の政府は、再び米ドルとの相関性を重視し始めた。地域通貨秩序における国際公共財としての米ドルの役割は、再評価されている。為替相場の不安定は、ASEANを初めとした域内諸国政府の「円の域内利用拡大」や「円の国際化」政策への関心が薄まる直接な原因となった。そのため、現状での各国政府は、自国通貨の為替安定性を維持するために、基軸通貨の米ドルを中心とした構造に依存しながら、地域公共財（ASEAN+3）より国際公共財（IMFを中心に）の供与に傾斜するという政策を選んだ。

要因2：人民元国際化戦略による中国の政策選好

人民元の国際化に焦点を当て、ASEAN+3内の「円の国際化」に対する中国政府の通貨政策を考察する。少なくとも2000年半ばまで、「人民元の国際化」論題は、まだ頻繁に検討されていなかった。

近年中国の国際金融戦略は、人民元の国際化、地域通貨協力、国際通貨システムの3つに分けられる⁵¹⁶。東アジア地域でのASEAN+3金融協力体制の構築に対して中国政府は、日本、韓国、ASEANとの協調に肯定的な評価を下しながら、ASEAN+3地域の二国間通貨スワップ網を中心に積極的に関与してきた。他方、他の協力分野では、中国政府は、日

⁵¹⁶ 張明「世界的金融危機の中の中国の新しい国際金融戦略」、『季刊中国資本市場研究 2009 Summer』、40頁。

本のような役割を果たすことができず、強い関心も示していない。特に域内通貨協力では、主力となる「機能的金融協力」とは異なり、AMF 構想や「円の国際化」の再浮上に代表される日本主導の東アジア地域秩序の構築に対して、中国の対応姿勢は一貫して消極的かつ否定的であった⁵¹⁷。それに加えて、ASEAN や韓国の「米ドル基軸体制への依存」との違いは、中国は、基軸通貨の米ドル中心の国際公共財の供与構造に依存する一方で、周辺国との政策協調を初めとして、人民元を「地域基軸通貨化（以下は地域化と略す）」にするための独自の構想を実現させようとした。中国政府の通貨戦略は、東アジアと国際通貨秩序における将来の枢要な役割を想定しているものと解釈できる。続いて、2000 年以降、人民元の国際化の深化プロセスを簡略に整理して見よう。

人民元の国際化を巡る検討は、2001 年以降の人民元切り上げと人民元変動幅の拡大と言う、人民元改革に関する議論と共に話題となった。人民元の国際化プロセスは、「周辺化→地域化→国際化」という手順で進めるべきとの見解がある⁵¹⁸。第 1 段階は、人民元建て国境地域の貿易取引を初めとして、周辺諸国への人民元の流通量の拡大を促進すること。第 2 段階は、ASEAN+3 地域金融協りに積極的に参画し、東アジア地域において貿易・投資面での人民元の使用を拡大すること。第 3 段階は、人民元の完全自由兌換性の実現と資本取引の自由化を前提に、国際準備通貨の地位を高めると言うものである。「中国・ASEAN 自由貿易協定」の締結を契機に、中国政府はベトナムやラオス等の国境地域で、貿易面の人民元の流通を拡大し、二国間通貨建て決済を行いながら、国際化の第 1 段階として「周辺化」を推し進めている。その後、「地域金融協力の強化と通貨スワップの積極的な展開」

(2009 年 3 月) に示された中国人民銀行の方針に沿い、第 2 段階の目標として、ASEAN+3 地域通貨・人民元間の通貨スワップメカニズムも構築している⁵¹⁹。中国政府は、既存の地域金融協力体制・CMI の深化によって、地域内の二国間通貨スワップの拡大を推進し、人民元の地域での地位と影響力を段階的に高めようとしている。その発想の裏には、米ドル主導の域内通貨秩序の現状打破と言う戦略目標が存在する。

2-4-3 米ドル主導の不均衡構造における地域各国の思惑

以上の分析によって、ASEAN+3 金融協力に基づく「円の国際化」の再推進策を巡って、日本政府（財務省）と域内他国との政策選好が大きく乖離していることが明らかとなった。日本とメンバー諸国間で「協力の次元」を巡る認識が食い違うため、ASEAN+3 金融協力の推進による「円の国際化」構想は頓挫した。

日本政府の政策選好は、ASEAN+3 金融協力体制の主導権を担うと同時に、円の地域的

⁵¹⁷ 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012 年 5 月、361 頁。

⁵¹⁸ 呉曉求主筆・中国人民大学金融証券研究所「国際通貨体制改革：一極型の維持か多極型への移行か」、(東京国際研究クラブ『季刊中国資本市場研究』、2010 年冬号) を参照。

⁵¹⁹ 特に 2008 年リーマンショック以降、中国人民銀行は既に韓国、マレーシア、日本の通貨当局と二国間通貨スワップ協定を締結し、総規模は 2 元兆元に達した。

利用を促進した上で、東アジア通貨秩序の中心的な役割を追求する長期的・戦略的な構想であった。強調したい点は、「地域金融協力→円の地域化（地域通貨協力）→円の国際化」という図式に乗っ取り、「円の国際化」との政策は、地域金融協力政策の延長線に置かれており、両政策は実際に連動していると考えべきである。それに対して、中国・韓国・ASEAN の動きをまとめると、ASEAN+3 金融協力の推進の方向性は、「機能的協力」の範囲を越えない限り、各国政府は積極的な対応姿勢を示している。しかし、域内通貨間協力である「制度的協力」に対して、各国政府はほとんど関心を示さず、通貨統合の検討より、むしろ「為替リスクを最小化する」という安定メカニズムの構築、特に自国通貨の対ドル為替レートの方を重視する。そのため、日本政府以外のメンバー諸国の政策選好は、日本政府との間に大きな隔たりをもたらしている。ASEAN 諸国の政策選好は、米ドル主導下の既存の地域通貨秩序を維持しつつ、ASEAN+3 協力体制を米ドルの補完として取り扱い、日本主導の地域金融協力を機能性のみに限定している。また、中国も ASEAN と同様に、ASEAN+3 体制の役割を「機能的協力」に制限しようとしている。更に中国は、米ドルの位置づけを巡る ASEAN の方針と異なり、現在の米ドル主導下の地域通貨秩序を修正し、人民元の「周辺化」から米ドルに挑戦を挑もうとしている。中国政府の政策選好は、日本主導の通貨協力や「円の国際化」推進を抑制しながら「人民元の地域化」の展開を行うと同時に、米ドルに対して国際公共財の供与により自国通貨の地位を向上させようというものである。中国政府は、通貨協力ではなく、独自の工程表（3 段階）とそれに示された政策目標に従い、通貨の地域化を積極的に促している。以上のことによって、「円の国際化」を巡る日本政府の政策選好は、ASEAN が支持した「基軸通貨米ドル主導下の地域通貨秩序」への維持論、また「人民元の地域化」に示された中国独自の発想の両方とも乖離している。

第3節 「円の国際化」を巡る政策選好の転換と今後の推進針路

3-1 円と東アジア通貨間の強まる連関性

「円の国際化」を巡る日本（財務省）の政策選好は、1980 年末のような消極的で受動的なものから、1997 年以降の積極的なものへ転じた。しかし、いずれの政策も、決して成功ではないと考える。ASEAN+3 金融協力体制を通じて、金融・資本面での地域的円の利用拡大でさえ、2014 年現在では後退気味である。

図表 6 に示したように、1997 年の危機の勃発、特に ASEAN+3 金融協力体制の創設以降、円と東アジア通貨間の連関性（指標：相関係数）は、1997-2002 年の穏やかな上昇を経て、2002 年以降、その数値が 1 から離れており、円と各国通貨とは離れていたと言うことを示している。2001 年以降、地域金融協力を主導すると同時に日本政府は、日米同時デフレ懸念の中で、日本金融当局が大規模為替介入策を積極的に実施し、「円の地域

的利用拡大」の方針に基づく円・地域通貨間の協調により、円・米ドル間の為替協調を優先して金融政策の検討に入った。円との為替リスクの拡大も懸念しつつ、地域諸国政府は、円と距離を置きながら、再び国際公共財を受容し、基軸通貨である米ドルに接近した。一方、2007年から2012年にかけての為替相場の動きを検討に入れると、円・地域通貨間の相関係数は、2002－2006年の水準より1に接近しており、2007年以降の円と地域通貨間の連関性が高まっている（図表7）。その変化は、日本（財務省）において、「地域的な円使用」の新たな検討を生む契機となる可能性が見られる。

図表6：東アジア地域為替相場の相関係数（2002－2006年）

	JPY	CNY	HKD	IDR	KRW	MYR	PHP	SGD	THB	VND
JPY	1.000	0.030	0.425	-0.004	0.462	-0.060	-0.832	0.535	0.523	-0.683
CNY	0.030	1.000	0.898	-0.255	0.875	0.976	0.525	0.860	0.853	-0.748
HKD	0.425	0.898	1.000	-0.227	0.981	0.821	0.123	0.971	0.947	-0.933
IDR	-0.004	-0.255	-0.227	1.000	-0.393	-0.087	-0.105	-0.233	-0.090	0.253
KRW	0.462	0.875	0.981	-0.393	1.000	0.773	0.078	0.975	0.930	-0.953
MYR	-0.060	0.976	0.821	-0.087	0.773	1.000	0.601	0.794	0.819	-0.660
PHP	-0.832	0.525	0.123	-0.105	0.078	0.601	1.000	0.021	0.035	0.170
SGD	0.535	0.860	0.971	-0.233	0.975	0.794	0.021	1.000	0.987	-0.981
THB	0.523	0.853	0.947	-0.090	0.930	0.819	0.035	0.987	1.000	-0.958
VND	-0.683	-0.748	-0.933	0.253	-0.953	-0.660	0.170	-0.981	-0.958	1.000

図表7：東アジア地域為替相場の相関係数（2007－2012年）

	JPY	CNY	HKD	IDR	KRW	MYR	PHP	SGD	THB	VND
JPY	1.000	0.972	0.664	0.173	-0.594	0.756	0.565	0.910	0.859	-0.907
CNY	0.972	1.000	0.647	0.074	-0.595	0.745	0.644	0.922	0.826	-0.870
HKD	0.664	0.647	1.000	-0.527	-0.887	0.054	-0.087	0.349	0.207	-0.423
IDR	0.173	0.074	-0.527	1.000	0.613	0.701	0.578	0.433	0.619	-0.466
KRW	-0.594	-0.595	-0.887	0.613	1.000	0.050	0.196	-0.251	-0.138	0.224
MYR	0.756	0.745	0.054	0.701	0.050	1.000	0.913	0.942	0.977	-0.900
PHP	0.565	0.644	-0.087	0.578	0.196	0.913	1.000	0.851	0.827	-0.746
SGD	0.910	0.922	0.349	0.433	-0.251	0.942	0.851	1.000	0.963	-0.955
THB	0.859	0.826	0.207	0.619	-0.138	0.977	0.827	0.963	1.000	-0.928
VND	-0.907	-0.870	-0.423	-0.466	0.224	-0.900	-0.746	-0.955	-0.928	1.000

出所：World Bank, WBI (Official exchange rate)のデータより筆者作成。

3-2 今後の政策選好に関する5つのシナリオ

財務省が再推進した「円の国際化」は頓挫したとも言えるが、1997年のアジア通貨・金融危機を経験した東アジア諸国は、ドルペッグ制へ過剰に依存すれば、資本・金融市場が不安定になると言う認識も依然に強い。更に、2007年に表面化した米国発の米欧金融危機は、米ドル基軸通貨と言う国際公共財の供与の不安定性を露呈した。国際金融市場の不安定は、域内諸国が東アジア金融協力を強化する必要性を目覚めさせた。このような背景で、従来の政策選好を評価・再検討しながら、今後日本政府がいかに関与するかに「円の国際化」と言う長期的な課題を見直すべきであるか、という問いが現れる。それは、近い将来の東アジア地域金融秩序における日本政府の位置づけとも繋がり、また全般的な地域協力針路、更に日本政府の通貨政策の軸足とも関わる。今後東アジア地域での通貨秩序では、「ドル基軸通貨の存在」と「人民元アジア化の拡大」と言う2つの大きな要素が最も注目されよう。近藤によれば、米ドルが通貨面で指揮権を握りながら「米中による支配」と言う情勢に直面する際に、日本政府の取るべき行動（政策選好）は、以下の5つのシナリオが想定される⁵²⁰。

シナリオ1は、無作為の対応策を取りながら、このまま成り行きに任せることである。

「円の国際化」の再推進は挫折し、東アジア通貨秩序の変化に能動的な関与を促さなければ、東アジア地域における米ドル基軸通貨の維持と、また中国政府による人民元の地域戦略が急速に行われることによって、「米ドルの通貨圏と人民元の通貨圏と言う対抗しつつも並存する2つの通貨圏に事実上は分断されてしまい、2主要通貨間の為替レートが不安定だ」と言う状態になるだろう⁵²¹。それに対して円は、2大国との為替レートの波乱に影響され、最後に米ドル圏か、また人民元圏に巻き込まれた上で「円の人民元化」とドルと合体させる可能性があると言っても過言ではない。また日本政府の無策の結果は、それぞれシナリオ2とシナリオ3のケースにも合致する。

シナリオ2は、円を米ドル通貨の補完として更なる米ドル化を進めることである。

現在の国際通貨秩序は、米ドルだけが基軸通貨に位置づけられていて、なお「非対称的な性質」を現している⁵²²。米国政府の方針は、巨額の米経常収支赤字を過剰な国内消費で新興国を中心にファイナンスしており、また国際金融市場における米ドルへの需要を増やせながら独占性を強めていく。それによって、1970年以降、米国政府は、複数基軸通貨体制への移行等の既存秩序の改革に抵抗してきた。それに対して、日本政府が円・米ドル通貨の協調を優先的に考え、「円高・ドル安」を阻止するという方針に沿っていけば、円は米ドルの補完として脇役を果たし、極端な場合は「円をドルに合体させる」と言う政策

⁵²⁰ 以下は、近藤健彦『アジア共通通貨戦略：日本「再生」のための国際政治経済学』、彩流社、2003年、82-85頁の内容を基に筆者整理。

⁵²¹ 同上、83頁。

⁵²² 本山美彦『ドル化：米国金融覇権の道』、シュプリンガー・ジャパン、2001年、196頁。

の選択肢も考えられる⁵²³。もしそうなれば、円の国際的存在感が完全に失っており、ポール・クルーグマン（Paul Robin Kurugman）の「永遠の三角形：The Eternal Triangle」に示されているように、国内マクロ経済の調整能力も弱くなりかねない。その政策提案は、財界の一部の人間に支持されたが、財務省には強く反対された⁵²⁴。

シナリオ3は、「人民元のアジア化」の拡大に協力し、「人民元圏」の創設を進めることである。

この選択肢は、更なる米ドル化の促進とは正反対で、「過剰な米ドルへの依存から離脱」と言う戦略に基づき、日本と中国の二国間連携によって脱ドル化を実現すると言うことにある。しかし、このシナリオは、当然「反米主義」と疑われて、米国政府の反発は必至である。更に、シナリオ2の結果と同様に、円の地域的存在感がなくなるため、日本の国益を損い、日本政府にとって合理的な政策ではないと判断できる。

シナリオ4は、米ドルと人民元の双方を排除した上で、再び「円圏」の構築を推進することである。しかし、ASEAN+3 金融強力に基づく「円の国際化」推進の挫折から見れば、日本政府の政策選好は、他メンバー国との乖離が存在した以上、日本単独の「円の利用拡大」の目標は達成できないと考える。このように、「円圏」を巡る推進策は、非現実的なものになっている。

シナリオ5は、地域通貨協力を進めていき、人民元を初めとした地域通貨との連携を強めることである。「円の国際化」構想に示されている2つの意図から考えると、このシナリオは最も現実に則した政策方向である。簡単に言えば、「円の国際化」第1段階と違い、日本政府は、第2段階の「新答申」を通じて、過剰な米ドルへの依存から離脱を明確に打ち出した。その方針は、ASEAN+3 体制における日本政府の推進策・推進活動に貫かれている。また「円の国際化」の第1段階のような直接的な国際化ではなく、「新答申」に強調されるように、日本政府が東アジア地域を中心に円の地域的利用の拡大を「円の国際化」戦略の主軸とするものである。2つの意図の下で、1997年危機以降の金融協力政策と「円の国際化」推進策を再検討した上で、今後財務省を中心に日本政府が進むべき道はこれではないかと考える。つまり、日本政府は、従来の地域金融協力を引き続き推進しつつ、頓挫した通貨協力を再生させるべきなのである。ここで強調したいのは、日本政府の従来のような単独的な姿勢ではなく、中国金融当局と連携する形で「円の国際化」と「人民元の国際化」を共に地域通貨協力の軌道に乗せていく政策方針が必要となるということである。次は、当シナリオ5に基づき、「円の国際化」と「人民元の国際化」の政策連携を巡って分析する。

⁵²³ 近藤健彦『アジア共通通貨戦略：日本「再生」のための国際政治経済学』、彩流社、2003年、84頁。

⁵²⁴ 1973年2月に、米国から固定相場制維持を強く求められた大蔵省財務官（当時）の細見卓は、「円の自主性を捨てて、ドルと一体化になるということである。言い換えれば、円は完全にドル通貨圏に所属する傍系の通貨となる」ことを拒否した。詳しくは、細見卓『激動する国際通貨』、時事通信社、1982年を参照。

3-3 地域金融協力における円・元通貨国際化の連携論

1997 年のアジア危機以降、東アジア通貨秩序の特徴は、米ドルに依存される「準ドル圏」の現状維持と同時に、東アジア（ASEAN+3）域内の自己循環の深化も進んでいると言う重層的な通貨構造が構築されている。言い換えれば、グローバリズムに基づく国際公共財の供与が、地域主義に基づく地域公共財と併存しているのである。しかし、米ドルの支配的な位置づけに比べると、東アジア域内通貨の循環体制は依然として小さい。円・元通貨国際化の連携論は、日本にとっての地域通貨協力の下で円政策との連携のみならず、中国政府の「人民元のアジア化」の戦略にとっても重要不可欠な要素である。これは、今後の東アジア地域金融・通貨秩序を決める新たな金融地政学ともなる。

3-3-1 ASEAN+3 金融協力における「人民元の国際化」戦略の特徴

人民元の国際化の推進過程については、既に簡略に分析した。それを下に、「人民元の国際化」戦略の特徴に触れておこう。第 1 に、中国政府は、独自の路線によって「人民元の国際化」戦略を展開しようとしている。現段階では、中国政府は、周辺各国との通貨貿易決済や通貨スワップ等の二国間連携を中心に、人民元流通量の拡大と言う目標を達成している。一方、地域金融協力の下で、中国政府が積極的に参加すると提唱したものの、実際の動きはまだ起こっていない⁵²⁵。第 2 に、人民元通貨の地域的な役割には限界がある。なぜかと言うと、現在の米ドル中心の地域通貨秩序では、人民元が基軸通貨どころが「地域通貨のアンカー」にもなれないからである。また、地域協力のステージで人民元の機能は、CMI を中心とする通貨スワップに留まっている。人民元の「アジア化（地域化）」では「円の国際化」との関係が浮上してくる。ASEAN+3 体制を中心とした地域金融協力は、日本政府の主導で進んできたため、中国政府が人民元の国際化の第 2 段階、つまり人民元のアジア化（地域化）を推進しようとするれば、日本政府（財務省等）と連携しながら「円の国際化」の検討に入れなければならない。第 3 に、無論、人民元の国際化戦略には、「脱米ドル化」が根底にある。これは日本政府（財務省）も同様で、米ドル中心の非対称的な地域通貨秩序を改革した上で、地域での人民元の存在感を高めていくと言う発想である。「人民元の国際化」の特徴と限界については、いかに今後「円の国際化」推進策の再検討に影響を与えられるかと言う点を巡って以下の内容で論ずる。

3-3-2 「円の地域化」と「人民元アジア化」の協力条件

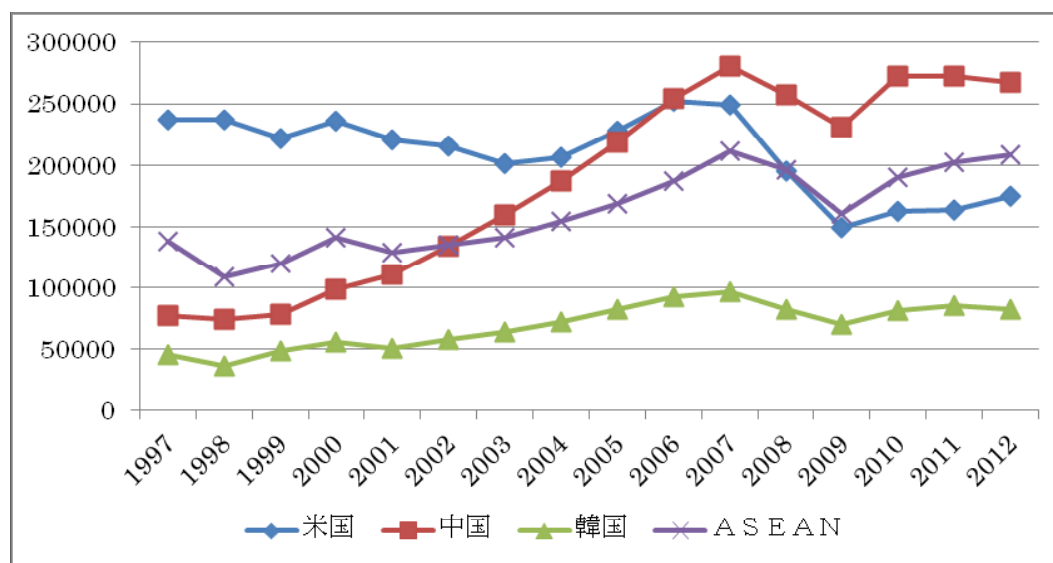
(1) 日中貿易の急成長

まず、拡大を続けた日中貿易の規模は、両国間の通貨協力の土台となっている。財務省の貿易統計によると、2005 年度まで、日本の貿易相手国（基準：輸出入総額）の中で最

⁵²⁵ 中国金融当局の関係者は、アジア地域では、貿易、投資、援助の面で、人民元が日本円と同じくらい流通している状況をイメージしているとの指摘もあった。また、香港の政府関係者の中には、「人民元の国際化は、日本の 30 年前のような円の国際化の始まりの段階にある」との指摘もあった。潤沢な外貨準備を基礎として、日本と共に主導的な役割を發揮しようとしている。財務省委嘱調査『中国の人民元国際化に向けた動きに関する調査』、野村資本市場研究所、2009 年（平成 21 年）12 月、86 頁。

も貿易総額が多かったのは米国であったが、2006 年度は米国を上回り、中国が日本にとって最大の貿易相手国となった（図表 8）。1997 年以降、日本の中国への貿易依存度は、大きく高まっているのが顕著である。具体的には、図表 9 に示しているように、2002 年以降、中国からの輸入額は米国を凌いでいる。2012 年の日本の対中国輸入額は、輸入総額の 21.3%を占め、第 2 位の米国の 8.5%をはるかに上回っている。また、日本の輸出相手国では、1997 年以降、ほとんど米国がトップであったが、2009 年から 2011 年にかけて米国を抜き、中国は、日本の最大の輸出相手国となった（図表 10）。2012 年の数値から見ると、日本の対中国輸出額は、日本の海外輸出総額の 17.7%を占めるまでになった。しかし、他の域内貿易の決済システムと同様に、日本円と人民元に比べて米ドルは、より広く使用されている。従って、米ドル為替市場の揺れは、日中貿易の動きに影響を及ぼすことになる。円と元の為替市場の安定化は、円・米ドル為替レートの乱高下を少し和らげるであろう。

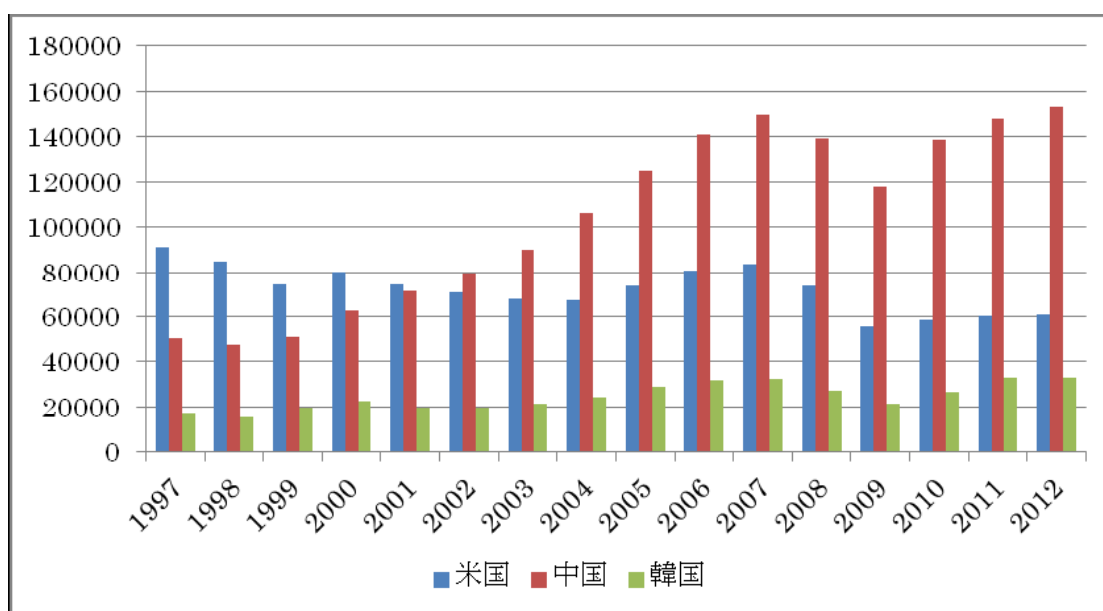
図表 8：日本の輸出入総額に占める各国（地域）の割合（年度ベース、単位：億円）



出所：財務省貿易統計データ（貿易相手先国上位 10 ヶ国の推移）より筆者作成。

注：中国の数値には香港台湾を含まない。

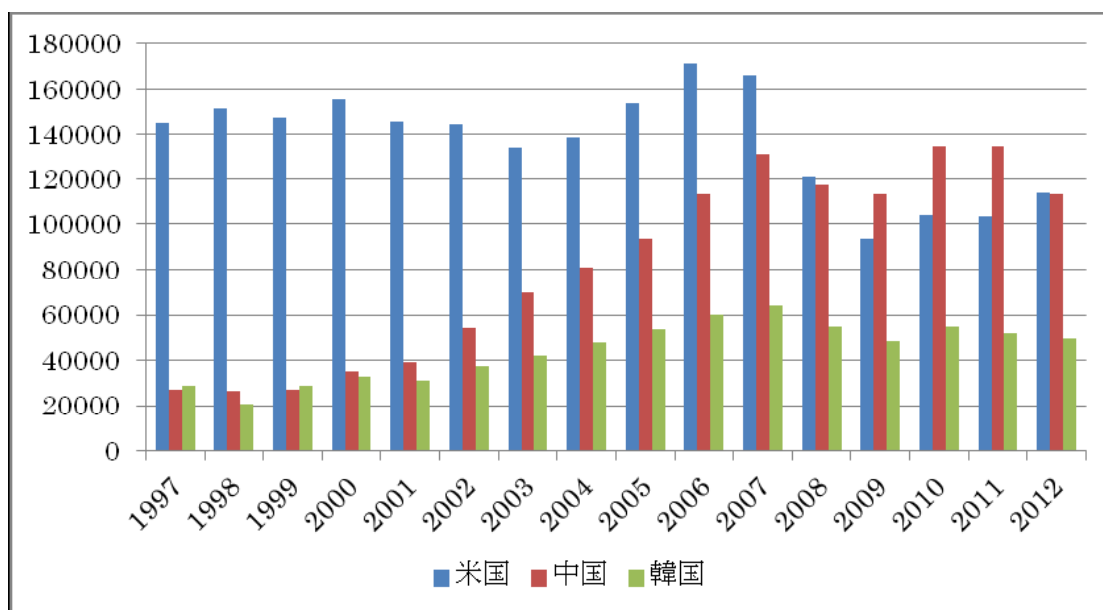
図表 9：日本の主な貿易相手国の輸入総額の推移（単位：億円）



出所：財務省貿易統計データ（貿易相手先国上位 10 カ国の推移）より筆者作成。

注：中国の数値には香港台湾を含まない。

図表 10：日本の主な貿易相手国の輸出総額の推移（単位：億円）



出所：財務省貿易統計データ（貿易相手先国上位 10 カ国の推移）より筆者作成。

注：中国の数値には香港台湾を含まない。

(2) 過剰な米ドル依存からの脱却と言う共通な目標

一方、為替市場における米ドルの不安定要素だけではなく、他の分野でも「過剰な米ドルからの脱却」は、日中政府の共通の目標となっている。現在、米ドル一極集中の国際通

貨秩序では、円と人民元は共に「外縁通貨」となっている。為替レートの混乱や流動性危機の発生を防止するため、他国は大規模な外貨準備を備えなければならないが、同時に外貨準備残高が急に減少するリスクも伴っている。基軸通貨の発行国である米国政府は、国内のインフレを抑制するため、東アジア地域を含めた国際市場でのニーズに応えず、また逆の場合は国内の需要を刺激して、国内資本収支赤字の圧力を下げるために米ドル通貨を無限に供給する。このような国際通貨秩序において、日本と中国等の外縁通貨国は、米国金融政策による影響を受け入れざるを得ず、いわゆる「ドルの罠」に陥りかねない⁵²⁶。1997年の危機を契機に、「米ドル通貨体制からの脱却」が各国政府の共通な認識となったものの、基軸通貨の慣性が働くため、危機以降、域内資本市場での米ドルへの信認は急速に回復した。域内通貨の循環は、日本政府（財務省）主導下で ABMI を中心にその規模が拡大されたが、通貨間協力がほとんどないため、米ドルにはかなわない。1997年危機の教訓では、米ドル支配は、長期的には各国や東アジア地域全体にとって決して有益なことではない。それに対して、ASEAN+3 金融協力で提唱される「現地通貨化」である域内通貨の循環は、日本と中国の利益に資する。2008年のリーマンショック以降、中国政府は米ドルの信認が揺らぐ中で、米ドルへの過剰な依存から脱却する方針を示した。2009年3月に、中国人民銀行の周小川総裁が発表した論文において、「米ドル本位制」下の米国が享受した「負債決済」に歯止めを掛けるために、人民元の「アジア化」を目指すべきだと指摘している⁵²⁷。それによって、対外取引における使用通貨を米ドル集中から多様化すべく、様々な場で、二国間貿易における人民元建て決済促進の構想を打ち出している。日本政府にとって、その方針は、ASEAN+3 金融協力体制に基づく「円の国際化」の進むべき方向性とまさしく合致する。

(3) 通貨地域化における補完的な要素の存在

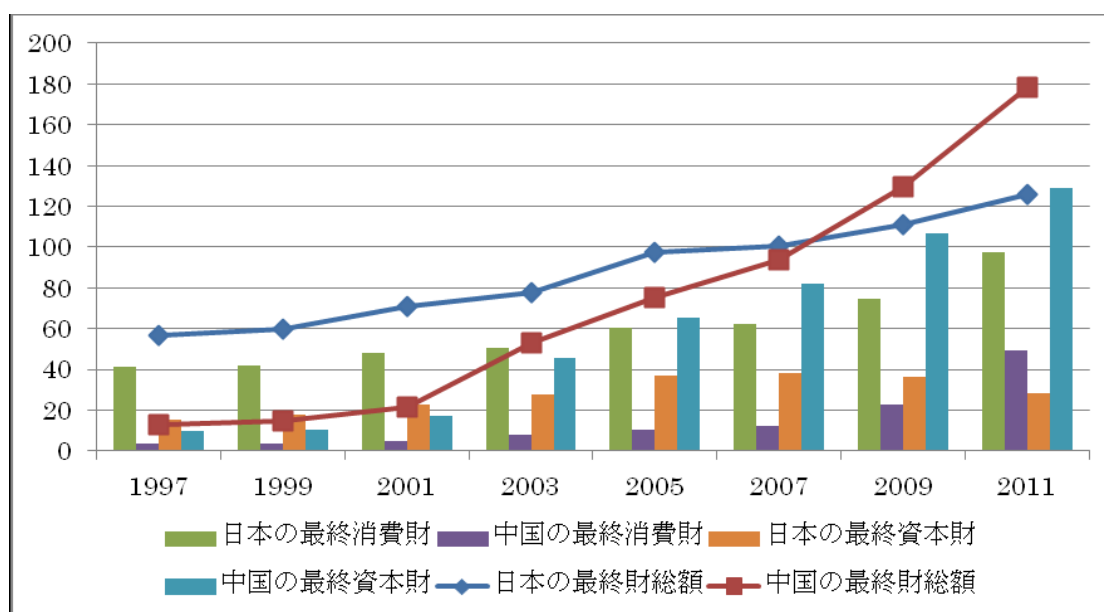
東アジア地域通貨秩序では、日本円と人民元の間は、各通貨対米ドルのような非対称的な関係ではなく、非競争的な関係が形成されている。具体的には、日中の両国政府や金融当局は、それぞれの通貨地域化を推進しようとしているが、推進方針の方向性は異なっている。前章で分析した通り、1997年危機以降の「円の国際化」再推進を巡って、日本政府が政策の重心を「域内貿易での決済分野」から「域内金融市場での円建て拡大」に転換させた。日本政府（財務省）は、地域金融・資本市場で円建て資産の規模を拡大することに集中している。それに対して、「人民元のアジア化」での中国政府の主眼は、辺境取引を初めとした域内貿易決済での人民元建て率の増加に置かれている。そのため、「通貨の地域化」における両通貨間の中に競争的な関係が存在していないと言える。雁行型経済形態では、日本と中国の生産・貿易構造には補完性があるということが常に指摘されている

⁵²⁶ Paul Krugman, "China's Dollar Trap"[N]. *New York Times*, 2009/4/3.

⁵²⁷ 周小川：《关于改革国际货币体系的思考》、中国人民銀行、2009年3月、http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-03/24/content_11060507.htm（閲覧日：2014/7/11）。

528。要素賦存から見ると、日中間の生産関係は垂直分業体制であり、中国は、労働集約的産業に比較優位を持っているが、日本の場合は、技術や資本集約型の産業において圧倒的な優位性を有している。近年、中国の経済成長モデルの転換と産業構造の調整への圧力は顕著に増大しているが、日中両国間の垂直分業生産・貿易分野の補完的な構造はまだまだ続いている。下記の図表 11 の通り、2007 年まで日本が東アジア地域での最終財提供者として位置づけられていたが、2009 年以降、日本の代わりに中国がその位置を占めるようになった。最終資本財と最終消費財に分けて考察すると、資本財の場合は、2001 年以降、中国は東アジア地域の最大の提供者となっており、2011 年にその規模は日本の 4.5 倍以上になった。しかし、消費財の場合は、2011 年のデータから見ると、中国は日本の半分程度にしか至っていない。以上の要素に加えて、日中間で産業・貿易構造の違いが大きいため、両国政府は通貨間の競争によって、それぞれの製品の輸出競争力を高める必要はほとんどない。以上のことによって、通貨間競争のところ、日本円と人民元の間には通貨地域化における補完的な要素が明らかに存在していると考えられる。

図表 11：東アジア地域における日本、中国による供与される最終財の規模
(単位：10 億ドル)



出所：RIETI TID (Trade Industry Database) 2012 のデータより筆者作成。

528 それについての研究は豊富である。詳しくは、①関志雄「補完し合う日中関係：米国の製品輸入による検証」(「アジアダイナミズム研究会」口頭発表)、2001年9月、②丸山智由「産業別生産工程別貿易マトリクス(RIETI-TID)の作成と活用事例の紹介」、『価値総研』、2009年6月、9頁、③広瀬哲樹・森藤拓「貿易、立地と「均衡」為替レートについて：日中経済の今後10年の政策課題」、④内閣府経済社会総合研究所、⑤ユベール・エスカット、猪俣哲史編著『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖 モノの貿易から「価値」の貿易へ』、2011年10月、第8章第6節等の研究を参照。

3-4 「円の地域的な使用拡大」と「元のアジア化」の協力政策の針路

以上で検討した3つの要素は、相手の国際化を重要なファクターとして、自国通貨の国際化の今後の検討にも加えるべきと説明できる。つまり、現在の非対称的な地域通貨秩序では、円と元は独自で東アジア地域通貨のアンカーとして一種の「地域公共財」の役割を果たすことは非現実的である。「ドルの罫」に対応する際に、円と元の通貨間の協力関係の構築は、両国通貨の地域化の推進と言うそれぞれの国益の向上に有利に働いており、また東アジア地域の地域益に資するものである。「円の国際化」推進に関する主な問題は、円建て資金輸出のパイプが極めて細いことである⁵²⁹。そのため、「新答申」を初めとして、「円の国際化」の政策観・方針は、貿易取引決済よりも域内金融・資本市場での円供給規模の拡大が選好されている。中国政府による「人民元のアジア化」推進の動向に対して、2011年12月25日に、野田首相（当時）が訪中した際の日中首脳会談で、日本政府と中国政府との間では、「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」に関する合意を取り交わした。それによって、日中間の金融・通貨分野での二国間協力枠組は決まった（図表12を参照）。1997年以降 ASEAN+3 に基づく「円の国際化」政策を再評価した上で、今後、「円の国際化」と「元のアジア化」協力経路は、短期と中長期を巡って次の3点に絞られる。

図表12：日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化（2011年12月25日）
（抜粋）

1. 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進
 - (1)円建て・人民元建ての貿易決済を促進し、両国の輸出入者の為替リスクや取引コストを低減
 - (2)日系現地法人向けを初めとする、日本から中国本土への人民元建て直接投資
2. 円・人民元間の直接交換市場の発展支援
3. 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援
 - (1)東京市場を初めとする海外市場での日本企業による人民元建て債券の発行；パイロットプログラムとしての、中国本土市場における国際協力銀行による人民元建て債券の発行
 - (2)日本当局による中国国債への投資に係る申請手続きを進める
4. 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展促進
5. 上記分野における相互協力を促進するため「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置

注：この他、日中両国首脳は、チェンマイ・イニシアティブにおける危機予防機能の導入と危機対応機能の更なる強化、ASEAN+3で進められている金融協力の強化に向けた取組みを加速することに合意した。

出所：財務省「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」（ファクト・シート）より。

⁵²⁹ 菊地悠二『円の国際史』、有斐閣、2000年6月、238頁。

3-4-1 東京金融・資本市場における円・元直接交換の拡大

第1の経路は、短期的な方針に従い、CMIM メカニズムにおける自国通貨スワップの強化することである。過去の成果として、2012年6月1日から銀行間の為替市場における円・人民元直接交換取引と言う新たなモデルが開始された。日本にとっても、円・人民元の直接取引の推進によって、上海におけるオンショア市場の発展と共に、東京の人民元オフショア市場を育成し、東京市場の活性化につなげることができる。東京市場の活性化を発揮すると言う視点から、為替取引が簡素化されることで、企業の貿易コストも軽減できる。東京市場の人民元取引量は、ドルを介した従来の取引に比べて大きく伸ばすことが可能となる。今後、日中金融当局の間で通貨スワップ協定を締結し、これに基づき金融当局が東京市場において民間の流動性を補完するスキームも検討する価値があるであろう。具体的には、それぞれの通貨が相手国の外貨準備に占める割合を増加させるべきである。更に、外貨準備プール協力の方針に基づいて、既存のCMIM メカニズムを一層制度化させ、米ドルを含め、円や元の準備資金を共同管理する形で、短期融資支援を中心とする危機救済メカニズムを強化させた上で、円や元の通貨安定化を図る。それは、それぞれの通貨建て国際債券市場の拡大や、また共同債券市場の形成にも密接に関わってくる。

3-4-2 東京金融・資本市場におけるサムライ債発行の促進

第2の経路は、中期的な方針である。域内債券市場育成（ABMI）の深化を目指し、東京市場におけるサムライ債発行を促進することである。「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化（抜粋）」が発表されて以降、債券市場を巡る日中金融・通貨協力の検討は、東京市場でオフショア人民元市場の育成（人民元建て債券）を中心に展開されていたが、逆に「円の国際化」に繋がる、発展の遅れているサムライ債の促進にはほとんど言及されていない（図表12）⁵³⁰。ASEAN+3 金融協力体制では、サムライ債券市場の拡大を主な推進目標として様々な協力活動が行われた。円・オフショア人民元取引の拡大に向け、今後東京市場でのサムライ債規模の拡大は、新たな機会を迎える見通しである。東京市場で中国の企業・金融機関の円建て債（サムライ債）発行を増加させることは、「地域的円の利用拡大」に貢献する重要な要素であろう。シャドーバンキングのリスクに直面している中国の民間企業にとって、発行コストが低いサムライ債によって円資金を調達し、東京市場で人民元に交換し、その後クロスボーダーを通じて中国に持ち込みか、円資金のまま上海市場の場で人民元に交換すると言う要素、サムライ債の利用によって、大きな利益を得ることが可能になる⁵³¹。

⁵³⁰ 東京市場での人民元建て債券発行の研究について、関根栄一「日中金融協力の解説と今後の展望」、『資本市場』、2012年6月、43-45頁）を参照。

⁵³¹ 植田賢司「拡大するオフショア人民元市場と東京市場の将来」、『国際通貨研究所newsletter』、2012

今後日本政府は、リーマンショック以降に実施された「サムライ債発行支援」機能を一層強化させ、政府や政府機関による国債発行だけではなく、中国企業、特に民間企業による東京市場でのサムライ債発行を支援していくべきと提言する。「サムライ債発行支援」を巡る従来の協力活動は、海外の中央政府を対象とする国債を中心に行われていたが、地域民間企業による私募債の発行はほとんど見受けられない。社債公募の分野は、主に日本企業（子会社）による現地通貨建て社債の発行が信用保証に制限されていた。東アジアでの円資金の利用は、実質上に日本企業の資金調達に留まっているため、東アジア諸国企業の資金調達にはほぼ影響を及ぼさず、結局海外市場の円資金は、最後に日本に還流するだけであった。日本政府の推進策は、公的金融機関による信用供与機能を活用しながら、東京市場での中国企業によるサムライ債発行を活性化させることに焦点を置く必要がある。またサムライ債発行の信用を向上させるため、MASF や GATE の協力枠組を基礎にして、中国企業によって発行されるサムライ債に対する信用保証の供与は必要不可欠である。更に、両通貨の地域化政策の連携深化によって、円・元バスケット国際債の発行は、円の地域の「最後の貸し手」としての役割を果たすことに寄与する。両通貨を含む共同債券市場が創設できれば、日中企業間の円利用率のみならず、東アジアのインフラ整備への債券投資率の向上に伴い、域内資本市場における円に対する需要の拡大も期待できる。しかし、現時点では、円・元バスケット債券市場の育成で、まだ様々な条件が欠如している。そこで、次のような制限要素が挙げられる。第1に、人民元建て金融資産は、越境的な流動がまだ限られているため、クロスボーダー取引がほぼ不可能である。第2は、地域的規模の債券格付け常設機構が創設されていないため、共同債券にどんな基準をつけるか明確ではなく、投資リスクを高めてしまう。第3に、最も重要なのは、域内為替協力メカニズムを欠いているため、両通貨で構成された債券に投資するには高い為替リスクが存在し、それぞれの債券市場を統合することは難しい。これらを克服するためには、通貨バスケットを中心とする通貨協力だけでなく、「円・元の地域化」を巡る政策的連携の構想を今後の両国政府による地域金融協力政策の視野に入れるべきであろう。

3-4-3 通貨バスケット制の構想に基づく円・元為替協調の実施

第3の経路は、円と元の実質的な対米ドルペッグ制からの離脱を長期的な目標として、両通貨間の為替協調を強めることによって、域内通貨バスケット（ACU か AMU）を推進することである。地域通貨協力を巡る日本政府と地域他メンバー政府間の政策ギャップは大きいということが明らかとなっている。日本政府は、円独自の基軸通貨化である「円圏」が失敗に終わったことを受けて、地域通貨単位の導入に向けた推進策を打ち出した。それに対して、中国政府は、日本政府（財務省）が提唱したアジア通貨単位（ACU）や通貨バスケット制の共同研究・検討に対して消極的な反応を取っている。

しかし、シミュレーションによる ACU の創設は、「円の地域的利用拡大」だけでなく、「人民元のアジア化」にとっても有益なことが指摘されている。中国学者の張斌・何帆によれば、人民元とドルペッグより人民元と ACU (AMU) ペッグの方が、人民元の為替レート安定の維持に有益であると言う⁵³²。また、「人民元は ACU (AMU) の中で大きな割合を占め、人民元と ACU (AMU) 相互に伸縮的な平価調整の原則が確立されることを前提として、人民元が ACU (AMU) に対して相対的に安定ならば、市場需給関係に基づく相場形成と通貨バスケットを参考とする人民元為替レートの形成メカニズムの管理に有益である」とする⁵³³。一方、為替安定のメリットだけではなく、債券市場育成の面から考えても、通貨バスケット債券の創設は、人民元建ての資金調達にも有利であることが明らかである。小川・清水の算出によると、東アジア複数国の現地通貨建て債券を組み合わせたバスケット債券への投資は、各国の債券を単体で購入することで、為替面におけるリスク分散効果が可能にあるため、価値変動リスクをも低下させる⁵³⁴。人民元建て債券を独自で発行することより、他通貨建て債券と連携する形態で共同債券を発行すると、投資家にとっては、為替リスク緩和と収益を享受することが期待できる。つまり、域内通貨バスケット制度が採用されれば、債券市場を初めとして、域内資本市場での人民元へのニーズを広げることになり、非常に有意義な地域通貨秩序の変革となる。今後日中政府は、通貨バスケット制度を巡る共同検討・研究の戦略的位置づけを共に認識しながら、両通貨間の為替協調を実施する必要がある。

おわりに

本章では、第 5 章の検討を踏まえて、ASEAN+3 金融協力に基づく「円の国際化」推進策の実施経路とそれを巡る効果分析を中心に考察を行った。また、それを下に、日本政府の主導下で ASEAN+3 金融協力体制の構築・深化が円の地域的利用の拡大にいかに関与しているか、について検証した。本章は、ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」再推進を目指すための、①日本の公的円資金の供給、②通貨スワップ取極体制の構築、③域内債券市場の育成、④通貨バスケット制の導入の構想と言う短期と中長期の 4 つの経路・目標を検討した。現時点で公開可能な関連するデータを通じて、1999 年以降の日本対東アジア円借款供給の推移を含め、ASEAN+3 における CMI、ABMI、リサーチ・グループの協力メカニズムを中心に、地域金融協力体制に基づく「円の国際化」の第 3 段階である「円の地域化」の政策効果を明らかにした。その結果、次の 4 つの分野の検証結果を

⁵³² 張斌・何帆：《亚洲货币单位对东亚货币合作和人民币汇率改革的影响》，《管理世界》，2006 年第 4 期，13 頁。

⁵³³ 上川孝夫・李曉「アジア通貨協力と中日の協調：中国の視点と構想」、『世界金融危機：日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010 年 4 月、341 頁。

⁵³⁴ 小川英治・清水順子「アジア債券ファンドのリスク特性」、『一橋大学リポジトリ』、2004 年 5 月 18 日、18 頁を参照。

得た。

(1) 「円資金供給」の側面から見ると、1997年以降の対東アジア地域での円借款の拡大は、危機救済のための一時的な措置であったことが分かった。2002年以降、対東アジア ODA 円借款が全面的に縮小しつつ、東アジア地域向け円借款の拡大による円の国際化は望まれていないことが判明された。

(2) 東アジア地域で円使用の拡大を推進するもう 1 つの側面として、「(CMI) による直接取引の拡大」では、ASEAN+3 体制の下で、大蔵省（財務省）が域内通貨スワップ取極を拡大させながら現地通貨間の直接取引の拡大を進めていると言うことに、最も注目する必要がある。日中、日タイ、日韓の間で通貨スワップ取極が相次いで形成されたことによって、米ドルを中心とした通貨スワップ体制から現地通貨間のスワップ体制へと進むと言う趨勢が見られる。また円・現地通貨間スワップ規模の拡大を契機に、日本円・人民元銀行間の直接取引が開始された。東京市場の円・元直接取引の成長を見ると、基軸通貨の米ドルを介せず、円・地域通貨直接取引の拡大が「地域的円の使用促進」と言う目標の実現にとって非常に重要な意味を持つと考える。

(3) 域内債券市場育成 (ABMI) の視点から考えると、円の地域的使用の拡大のための最も重要な経路の 1 つとして、日本政府の主たる推進目標は、東アジアの社債市場を中心としたサムライ債発行の拡大と、また現地通貨建て債券市場発行の拡大である。本章での検証によると、2000 年以降、全世界規模に占める割合が依然に小さく、また東アジア向けのサムライ債発行規模の拡大はほとんど示されていない。域内サムライ債市場の低迷から見ると、日本政府（財務省）の地域金融協力政策が決して域内円建て国債市場の規模を拡大させたとは言えない。構造的要因として、2002 年以降、円安誘導政策の下での大規模なドル買い・円売り介入の実施と、東アジア地域通貨の円に対する激しい為替レート変動の拡大により、円と地域通貨間の為替リスクの負担も大きくなったということが明らかとなった。そのため、サムライ債の発行に伴う為替リスクは上昇し、サムライ債市場の機能性を一層発揮させることは困難となった。

(4) 「地域通貨協力構想」の点では、日本政府（財務省）は、為替レート連携を初めとした地域通貨間協力も ASEAN+3 金融協力体制の検討に入れようとした。しかし 1997 年以降、地域金融協力を巡って、日本と他メンバー国間の政策選好が乖離しているため、日本財務省に唱えられた「地域通貨協力」構想と政策方針は、ほとんど受容されなかった。他方、円との為替リスクの拡大も懸念しつつ、地域の各国政府は、円と距離を置きながら、再び国際公共財を受容し、基軸通貨である米ドルに接近した。

以上の考察によって、既存の協力政策の下で、「円の国際化」の推進方針には大きな限界があることが明らかとなった。5 つの政策シナリオを分析した上で、現在の東アジア地域金融協力では、「ドル基軸通貨の存在」と「人民元のアジア化」の拡大と言う 2 つの要

素を無視できない。今後、日本政府の国際公共政策は、いかに「過剰な米ドル依存」に支配されている既存の地域金融秩序から離脱するか、に軸足を置きながら、日本政府の金融協力政策の位置づけを巡る再検討を進める必要があると主張したい。具体的な政策方針は、今後の日本政府の国際公共政策が、従来のような「国益主義」に基づく単独の「円の国際化」再発足ではなく、「地域主義」と「地域公共財」の供給原理に基づいて、中国政府による「人民元の国際化」の促進を新たな協力政策の検討項目に追加することを提言したい。

終章

本論文では、「地域研究」と「政策研究」と言う2つの分析視座により、日本政府の ASEAN+3 金融協力体制における財務省主導の協力政策とそれに基づく具体的な「政策観」・「政策過程」・「政策意図」と言う3つの政策構造を中心に、冷戦以降、特に1997年のアジア危機以降の地域金融協力政策の全体像を考察した。序章では、東アジア金融秩序の変遷を背景にした上で、従来の先行研究において日本政府における地域金融政策を巡る考察が欠如していたことを示し、本論文の焦点を明確にした。以下の文脈では、3つのサブ論題が挙げられる。本研究では、外交領域を含めて、国際公共政策の視点に立ち、①1997年の危機を契機として、日本政府が地域金融秩序の変遷を通して、いかに地域金融協力体制の構築・深化を認識してきたか、②日本政府は、財務省を中心とする金融協力組織の形成の下で、いかに協力政策の編成・実施等の政策過程を推進し、ASEAN+3金融協力体制において主導的な役割を果たしているか、③ASEAN+3金融協力を進める主な動機として、「円の国際化」と言う旧来の政策課題は、どのように日本政府の金融協力政策と結びついているかと言う系譜を検討した。終章となる本章は、3つの部分に分けられる。第1節では、第1章から第6章まで各章の要点を総括する。第2節は、上記の各章の考察に基づき、財務省を中心とした ASEAN+3 推進策と推進体制の限界を整理する。第3節では、序章に掲げた本論文の問題意識について、日本政府の金融協力政策の位置づけと残りの問題点を論結し、また協力政策に対する今後の展望を巡って、筆者の意見を述べ結論としたい。

第1節 総括

第1章 日本政府の東アジア金融協力に対する政策観の変遷：二国間主義から ASEAN+3 体制へ（1980 - 2012年）

第1章は、地域経済・金融協力における対応方針と戦略上の変遷を中心に、日本政府の地域金融協力に対する認識の変化を分析した内容である。本章での検討によれば、冷戦末期以降、貿易分野を初めとして、日本と東アジア諸国の越境的な経済活動は急速に頻繁になった。それに伴い、日本と東アジア地域との協力・連携も一層活発になった。

時系列に見ると、その変遷過程は、4つの段階に分ける。第1段階は、1980年から1997年にかけて、日本政府が開発金融モデルを中心に、二国間協力と言う経済外交を推進した時期である。日本政府は「開かれた地域主義」を標榜し、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカが含まれるアジア太平洋地域での協力構築を提唱する一方、中国や韓国との経済関係は、二国間協力で制限しようとした。第2段階は、1997年から1999年までのアジア危機における日本政府による一連の危機救済である。1997年のアジア危機の勃発を契機に、日本政府は、ASEAN や韓国の通貨が過剰に米ドルへ依存したことに懸念し、

東アジア地域における日本の国益と外交戦略が全て米国と同じではないことを強く意識し始めた。「新宮澤構想」の実施を代表として、日本政府の対東アジア地域金融政策は、開発金融を中心とした二国間協力への偏重から多国間協力を重視する姿勢へ転換し始めた。第3段階は、危機救済方針の延長線において、日本政府が「日本・ASEAN パートナシップ」の場で育てきた二国間協力関係を「ASEAN+3」協力体制へと拡大しようとした時期である。特に神戸リサーチ・プロジェクトの最終報告書によって、日本政府の推進目標は明らかになった。第4段階は、地域協力に対する日本政府の政策選好・方針が急速に変化した時期である。小泉政権以降、日本政府は ASEAN+3 枠外で「東アジア共同体 (EAS)」の構築を通じ、地域協力の主導権を握ろうとした。しかし、金融分野における日本政府の推進政策選好が依然として ASEAN+3 体制に集中していると言う特徴は注目する必要がある。つまり、小泉政権以降、地域金融協力を巡って、表の EAS における推進目標が裏の ASEAN+3 とする「二面性」の政策構造が形成されたということである。

第2章 ASEAN+3 金融協力体制・協力課題と協力仕組に関する検討

ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の金融協力政策過程がどのように機能しているか、について検討した。そのために、まず ASEAN+3 金融協力構造を分析することによって、第3章とそれ以降の考察するための道具として必要な情報を提供した。同章は、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議 (AFMM+3) での ASEAN+3 金融協力体制と、その体制に基づく具体的なメカニズムを分析しながら、日本政府 (財務省) が最も関心を示す協力領域を抽出した。具体的には、地域金融協力を実質的に推進する仕組としての、「チェンマイ・イニシアティブ (CMI)」、「経済レビュー・政策対話 (ERPD)」、「マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO)」、「アジア債券市場育成 (ABMI)」と言う4つの具体的なメカニズムを分析した。第2章の検討によって、ASEAN+3 金融協力において最も進んでいる領域は、日本政府が注目する推進分野と一致していると言う結論が得られた。これによると、ASEAN+3 体制における日本政府の政策過程は、以上の4つの協力メカニズムの中でも、特に CMI と ABMI を中心に展開された。

第3章 ASEAN+3 金融協力政策における日本政府の機能と協力活動

第3章は、財務省を対象として、組織構造と政策過程を巡る日本政府の金融協力体制・機能を検討した。具体的には、ASEAN+3 金融協力における日本政府の政策編成・実施機能と推進活動等を対象に、危機後の日本政府の救済活動を経験値として、①財務省を中心とした組織構造の構成、②地域金融協力に関する予算案の編成、③政策金融改革の推進を通じて、金融協力の機能をいかに強化したか、について分析した。また、CMI と ABMI を中心に金融協力政策における財務省の具体的な推進活動を分析した。

ASEAN+3 金融協力政策と協力体制を巡るいくつかの分析から、次のことが判明した。第1に、組織面では 1997 年危機救済体制形成を契機に、日本政府における専門的・統一的

な金融協力政策組織は財務省を中心として構築された。ASEAN+3 金融協力の政策過程の中では、財務省が高い独立性を持っている。第2に、ASEAN+3 金融協力における日本政府の予算編成は、全額が財務省により行われており、また予算案の提出とその成立後の実施も財務省によって実行されていた。このような予算案編成の仕組みは、金融協力における日本政府の重要な協力体制となっている。第3に、財政負担の膨張により、日本政府を中心とした地域金融協力の支援型の維持は困難になった。その限界を意識した上で、1999年以降日本政府は、政策金融改革を通じ、財務省の一部の協力機能を JBIC、NEXI、JICA の公的金融機関に譲渡した。これによって、日本政府における金融協力機能は継続可能となった。

基本的に、その協力体制は、1997年の危機後の日本政府による独自の支援策の延長線上にあるということである。つまり日本政府の推進政策は、1997年のアジア危機支援政策を継承した。危機救済に反映された地域金融協力の方針は、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の協力目標とも一致している。結論として、日本政府は財務省を中心に専門的・一体化的な組織体制の構築と、また独自の政策過程を通して ASEAN+3 金融協力体制の主導権を握ろうとしたと認識することができる。

第4章 ASEAN+3 金融協力における公的金融機関の機能と協力活動

第4章では、公的金融機関を研究対象として、日本国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、日本貿易保険（NEXI）の3つの公的金融機関の組織構造や協力の仕組みを巡って、公的金融機関が従来の事業活動を活用させた上でいかに地域金融協力機能を発揮したか、すなわち日本政府の協力政策過程における公的金融機関の位置づけを考察した。

1999年以降の一連の行政改革（政策金融改革）を経て、公的金融機関は、日本政府から独立・分離された。一方、JBIC・NEXI・JICAは、①主務大臣からの監督、②国会による予算の検討、③会計検査院と主務大臣による検査の関与が必要となるため、日本政府の政策を実行する重要な存在であることに変わりはない。それによって、上述したように、ASEAN+3 金融協力体制における日本政府の推進機能は、ABMIを中心とする一部の機能が、JBIC・NEXI・JICAに転移された。3つの公的金融機関による事業活動は、財務省が推進する地域債券市場の育成政策において極めて重要な役割を担い、ABMIの深化に非常に影響を与えた。第1に、現地通貨建て債券の発行・信用保証を中心とした JBIC と NEXI の協力活動により、現地日系企業を含めた東アジアの民間事業者の融資手段が多様化した。第2に、JBICによるサムライ債発行の協力活動は、「円の国際化」という従来の財務省の推進政策と繋がり、円の利用拡大による東京市場の活性化をもたらす効果が期待される。第3に、JICAによる金融技術協力は、ABMIの下で ASEAN+3 域内資本市場育成と言う日本政府の政策に基づき、地域各国の資本市場育成を中心に、国内金融制度改革に情報を提供するだけでなく、専門家派遣・修コース・開発調査を通じて、それらの政策の立案と

実施にも重要な役割を果たしている。

第5章 日本政府の ASEAN+3 金融協力政策における「円の国際化」の位置づけ

第5章では、「円の国際化」に焦点を当てて、地域金融協力における日本政府の目的について、金融協力推進の意図を巡る考察に主眼点を置く。本章の文脈は、「通貨の国際化」原理における国際的通貨の4つの機能の下に、旧大蔵省と後の財務省を中心とした日本政府の「円の国際化」に対する姿勢の変化を3段階に分けて分析した。第1段階は、1970年代の消極的な時期である。第2段階は、1980年代から1997年アジア通貨・金融危機にかけて、受動的に「円の国際化」を推進する時期である。第3段階は、1997年危機以降「地域化」に基づき、積極的推進の時期である。具体的には、次のように検証できる。

まず、1970年代以降、米国の金・ドル交換停止発表後、円の国際的な地位の向上を図ると言う提言が盛り込まれた。しかし、当時の日本の金融当局では、決済通貨の機能と準備通貨の機能が厳格に分けられていた。そこでは、決済通貨としての「円の国際化」が検討され提唱されたのに対して、準備通貨としての「円の国際化」への論及は避けられていた。また、1980年代に入ると、外為法（1980年）の全面的改正により、日本金融機関の外国為替取引の原則自由化が実現し、輸出入取引において円建ての割合が大幅に上昇した。円の国際利用の拡大は、その後の大蔵省を中心とした政策面での「円の国際化」の推進に有利に働いた。大蔵省を中心に「円の国際化」を巡る推進戦略は形成された。しかし、「円の国際化」における日本政府の政策公表と政策実施は、ユーロ円債を初め「円の国際化」を前進させたが、対外取引における円の利用は一部後退さえ見られた。1990年代以降、バブル経済の崩壊の影響を受けて、「円の国際化」は停滞の局面に陥った。その原因として、①米国の消極的な態度、②「円の国際化」における日本政府内の異なる意見と方針、③「円の国際化」戦略における方向性の不明確と言う3つの要素が指摘できる。第3段階については、1997年のアジア通貨・金融危機の発生と1999年のユーロの誕生を機に、1997年以降、財務省は、従来の「円の国際化」政策を再検討した上で、停滞した政策を再構築し始めた。「新答申」（1999）の発表によって、「円の国際化」再推進を巡る日本政府の政策選好は、「ドルの負担軽減と言う観点で受動的な対応」から「地域的な円の利用を積極的に拡大させる」と言う新たな目標へと転換された。一方、「円の国際化」再推進政策では、地域貿易決済における「通貨の価値尺度機能」を発揮させることでなく、主に域内貿易決済での円利用の拡大による現地債券市場の整備に伴う域内金融・資本市場の「通貨の金融調達機能」に焦点を当てた。日本政府は、東アジア地域へ円資金を供給することで、地域金融協りに積極的に関与し、日本政府の円の主導下での地域金融システムの構築を長期的な戦略と位置づけている。その推進方針は、地域金融協力における日本政府の政策選好にも合致すると言えよう。

第6章 ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」推進策の実施と効果分析

第6章では、第5章に続き ASEAN+3 金融協力に基づく「円の国際化」推進策の実施と効果分析を中心とした。具体的には、「円の国際化」再推進への効果を測るために、日本政府の主導下での ASEAN+3 金融協力体制の推進が、円の地域的利用の拡大と言う政策目標に、いかに影響を与えているか、について分析した。ASEAN+3 金融協力における「円の国際化」再推進の4つの経路を検討し、その上で、各々のルートによる「円の地域的使用」の拡大の可能性について、その効果を検証した。結論を述べると、ASEAN+3 体制に向けた一連の協力政策の実施によって、域内資本市場での円や円建て金融商品利用はやや広がっているが、全般的には「円の地域化」政策目標が達成されなかった。その要因については、日本政府と他のメンバー各国政府の間に、ASEAN+3 体制における政策選好の乖離的構造が最も注目すべき要素と指摘した。今後、日本政府の国際公共政策は、従来のような「国益主義」に基づく単独の「円の国際化」再推進ではなく、「開かれた国益」の原理に基づいて、中国政府による「人民元の国際化」の促進を、新たな協力政策の検討項目に追加すべきと提言した。

第2節 ASEAN+3 金融協力政策を巡る3層の乖離構造

本論文の考察を通して、冷戦後、特に1997年の危機から2013年まで、日本政府における地域金融協力を巡る政策観、政策過程、政策意図は、全般的に把握することができるのではないかと考える。1997年のアジア通貨・金融危機を契機に、日本政府における地域経済・金融協力における政策方針と政策観は、従来の二国間主義に基づく ODA 支援を中心とした開発金融から、集团的協力主義に基づく ASEAN+3 体制を積極的に推進することへと転換した。以上の認識の変遷に基づいて、1997年の危機救済を経験として、財務省を中心とした一元化的な協力政策組織と推進体制が確立された。しかし、金融協力政策に関する現在までの効果を検証すれば、日本政府が設定した政策目標はまだ達成せず、財務省を中心とした ASEAN+3 推進策と推進体制の限界は、明らかになった。その要因として、上記の各章の考察に基づき、以下のような3つの乖離構造が存在していることを検討したい。

2-1 ASEAN+3 金融協力政策と「円の国際化」の再推進の効果との乖離

乖離構造1は、ASEAN+3 金融協力の政策過程と「円の国際化」の再推進目標との乖離である。ASEAN+3 金融協力に向けた施策を見れば、財務省と公的金融機関による協力活動は、①CMI の下での一元的な域内通貨スワップ取極体制を構築したこと、②ABMI による民間資本の活用体制の整備を中心に、AFMM+3 における4つの具体的な協力メカニズムにおいて主導的な役割を果たしたこと、という成果を達成した。一方で、「円の国際化」再推進の目標では、財務省が日本主導下での ASEAN+3 金融協力体制の構築によって、「金融・資本取引の円建て化」を中心とした「通貨の金融調達機能」の向上に焦点を当ててい

る。具体的な推進分野は、①ODA 円借款による円資金供給（短期目標）、②CMI による直接取引の拡大（中期目標）、③ABMI に基づくサムライ債の発行（中期目標）、④地域通貨協力構想（長期目標）の4つの目標を中心に展開された。しかし、一連のデータから見ると、客観的には CMI と ABMI において果たされた主導的な役割は、円の地域的な利用の拡大を進めたわけではなかった。要するに、政策観と政策過程の側面では、財務省と公的金融機関は、ASEAN+3 金融協力体制で主導的な役割を果たした一方で、政策意図の側面では、「円の国際化」の再推進には顕著な影響を与えられなかった。

2-2 日本と他メンバー国における政策選好を巡る乖離

乖離構造 2 は、地域金融協力における政策選好を巡る日本と他メンバー国の乖離である。日本と他メンバー国の間で、「協力の次元」に対する認識に食い違いがあるため、ASEAN+3 金融協力の推進による「円の国際化」の再推進は頓挫した。1997 年の危機以降、東アジア各国の間で危機阻止・危機対応と言う共通な政策認識が生じ、日本の主導により CMI と ABMI を中心とした ASEAN+3 金融協力体制は、緩やかに「機能性」を備えてきた。一方で、円・域内通貨間の直接交換（通貨スワップ）と、域内債券市場育成の推進に伴い、日本政府（財務省）は、通貨変動の管理を初めとして、域内通貨協力という課題を金融政策に入れようとした。しかし、漸進的な「機能的金融協力」に対する受容的な態度と比べて、2006 年 AFMM+3 で日本政府（財務省）により提唱されたアジア通貨単位（ACU または AMU）や通貨バスケット制の共同研究・検討に対して、ASEAN・中国・韓国の対応は消極的であった。ASEAN+3 金融協力の推進の方向性が「機能的協力」の範囲を越えない限り、各国政府は、積極的な対応姿勢を示しているものの、域内通貨間協力である「制度的協力」に対してほとんど関心を示せず、つまり、通貨統合の検討よりは、むしろ「為替リスクを最小化する」と言う安定メカニズムの構築、特に自国通貨の対ドル為替レートの方を重視した。なぜかと言うと、東アジア為替市場が不安定しているため、既存の地域通貨秩序の下で、米ドルが依然として優位に位置づけられているからである。従って、ASEAN 諸国の政策選好は、米ドル主導下での既存の東アジア地域通貨秩序を維持しようとする一方、ASEAN+3 協力体制を「米ドル通貨体制の補完」として取り扱い、地域金融協力を「機能的協力」にだけ限定している。一方、中国政府の政策選好は、日本主導の通貨協力や「円の国際化」推進を抑制しながら、「人民元の地域化」の展開を行うのと同時に、米ドルによる国際公共財の供与から自国通貨の地位を向上させようというものである。そのため、日本政府以外のメンバー諸国の政策選好は、日本政府との間に構造的な隔りがある。

2-3 「地域主義」原理と日本政府における政策方向性の乖離

乖離構造 3 は、「地域主義」の原理と「地域公共財」における「国益主義」に基づく政策の方向性との乖離を指す。序章での先行研究の分析から見ると、地域主義の原理では、

「公共的利益」に国益を見出し、自らの国益を地域益化していく国際公共政策（対外政策）が必要とされる。それによって、地域構造の変動における主権国家が「国益と地域益の合致」に基づいて自国の利益をいかに求めていくかは、政府が協力方針や政策を推進する基本的な課題となった。一方、「公共財」原理を検討すると、地域公共財は、国際通貨制度を代表とする国際公共財と違い、財供給や享有のメンバーを限定して行われているため、財の提供者（主導国）が公共財の提供によって「自己利益の追求」と言う強い政治的性格を持たせる。以上の2つの原理には、根本的な矛盾が実存すると認識できる。それが、日本政府における ASEAN+3 金融協力政策と推進体制に大きな影響を与えた。

日本政府における地域金融協力の政策観と政策認識では、1997年の危機を契機として、二国間主義が域内集团的主義へと変遷されたものの、「国益と地域益の合致」に基づく「公共的利益」をいかに抽出するか、と言う視点は依然として欠落している。CMI と ABMI を整理すると、CMI では、日本政府は流動性不足の支援体制を積極的に推進し、集团的通貨スワップを構築する上で、円・域内通貨間の直接取引の拡大を間接的に加速させようとした。また、ABMI では、財務省は、①現地通貨建て債券の発行・信用保証を中心とした公的金融機関の協力活動により、現地日系企業を中心に地域民間事業者の融資手段を多様化させようとした。②サムライ債発行の協力活動は、「円の国際化」における従来の財務省の推進政策と繋がり、円の利用拡大による東京市場の活性化をもたらす効果は期待されていた。③金融技術協力によって、専門家派遣・研修コース・開発調査を通じて各国政府の金融政策の立案と実施に影響を与えようとした。しかし、政策効果を巡る検証を考察すると、上記のような「国益中心主義」に基づく構築された ASEAN+3 協力政策と推進体制は、逆に「円の国際化」と言う長期的な政策意図と言う「根本的な国益」の実現を促進させなかった。その根本的な要因として、財務省を中心に日本政府は、地域金融協力政策を編成・実施する際に、他メンバー国の政策選好を政策検討に入れなかったと指摘したい。以上のことによって、今後、日本政府の地域金融協力政策は、従来のような「国益主義」に基づく独自だけの「円の国際化」の再推進を求めるのではなく、「開かれた国益」の原理に基づいて、「人民元の国際化」の促進を初めとして、他メンバー国の政策選好を政策検討に追加する必要があると強調する。

第3節 結論：東アジア金融協力政策への展望

次に、ここまで日本政府による地域金融協力策の整理と考察を踏まえて、ASEAN+3を軸とした東アジア金融協力政策における今後の展望を示唆し、本研究の結論と今後の課題について筆者の考えを述べる。

3-1 東アジア地域における米ドル依存体制からの離脱

1980年代以降、米国政府は、ネオリベラル政策によって、国際金融秩序の中で「金融

覇権」を握っている。1970年代初頭のブレトンウッズ体制の崩壊以降、金米ドル交換性停止により米ドルが相対的な弱体化されても、米ドルが依然として国際通貨秩序において主導的な役割を果たし、米ドルは、国際金融秩序においてカリスマ的な存在である。これは、金融分野における「パックス・アメリカナ」と考えられる。これまでの国際通貨史の流れを振り返って見ても、19世紀の英ポンドや戦後初期の米ドルは、国際金融市場で最も信頼される「基軸通貨」と位置づけられており、その通貨の発行体は、当時世界最大の債権国であった。それに比べると、現在の国際通貨秩序では、世界最大の債務国アメリカの通貨である米ドルが圧倒的な優位性を有している。これは、国際公共財の供給原理に基づく国際通貨の仕組みで極めて奇妙な現象と言わねばならない。特に、金融グローバリズムの深化に伴い、米国は市場原理主義の下に、財とサービスの貿易だけでなく、金融規制緩和の促進により、資本自体の自由移動と言う「米ドル本位制」を維持できる原動力を保有してきた。このようにして、米ドルは、海外からの貿易商品・投資・資本商品の購入により支えられるものの、一方「双子の赤字」に伴う債務国の通貨であるため、国際市場に与えるリスクも同時に有している。従って、米ドル本位制による構造的欠陥は、国際金融秩序の変容を促さざるを得ない。

東アジア地域では、域内通貨は米ドルとの間に非対称的依存関係を持ちながら、多くの国の貿易構造は「米国依存」の特徴が明らかであり、米国によるドル通貨政策に影響を大きく受けている。一方、AMF構想の頓挫の経緯から見ると、米国政府は、基軸通貨の米ドルによって、東アジア金融秩序における支配的地位を維持しようとしている。日本を初めとして東アジアの「貿易国家」には、米ドルの貿易黒字が累積するが、自国通貨高を避けて輸出競争力を維持するために、ドル買い介入を推進し、外貨準備高を累増させ続けた。その大半はドル建て米国債投資の形を通じて、そのまま米国の金融市場に還流する⁵³⁵。こうした過剰流動性の形成は、米国市場を中心に外需に依存する域内各国の資本・金融市場だけではなく、東アジア諸国の実体経済、更に諸国の国内社会にも負の影響を及ぼしている。金融グローバル化が膨張する中で、米ドル体制へ依存する東アジア金融市場では、ヘッジファンドを初めとして、スーザン・ストレンジ (Susan Strange) の言った「カジノ資本主義」の衝撃を受けており、また金融証券化の肥大化による実体経済と金融経済の乖離が拡大している⁵³⁶。韓国経済を例にとると、1997年の深刻な危機により、韓国は、IMFからの救済を求めたため、コンディショナリティに従い金融規制緩和を余儀なくされた。結果として、危機対応能力が上昇したと言うより、米ドルを中心とする外国資本が続々と韓国の財閥に流入する状況を作り出した。また金融自由化の実施に伴い企業経営者は、労

⁵³⁵ 「貿易国家」についての概念と解説は、上川孝夫・李暁編『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』（春風社、2010年4月、173頁）を参照。

⁵³⁶ カジノ資本主義について、Susan Strange, *Mad Money: from the Author of Casino Capitalism*, Manchester University Press, 1998を参照。

働賃金を可能な限り低く抑えて、国内所得格差は一層広がり、深刻な社会問題を生み出した⁵³⁷。

佐々木は、2008年サブプライム危機のような直接的な衝撃ではなく「変動する他の通貨との関係で西半球地域とは異なるリスクを抱える」と指摘している⁵³⁸。そのため、1997年のアジア危機を併せて、2つの「21世紀型金融危機」を契機に、米ドルの信認が揺らぎ続けた。米国政府・米ドルによって推し進められる「金融自由化」と、「米ドルとの連動」を特徴とする深刻な金融不均衡構造は問われ直しており、東アジア金融秩序を再構築する課題は注目されるようになった。上述で繰り返し主張してきたように、新たな地域金融秩序における最も中心的な課題は、米ドル依存体制の構造的欠陥を明らかにし、いかに過剰な米ドル体制から離脱するかということである。しかし、危機の収束に伴い各国通貨は、米ドルとの連動性を再び強めた。2002年以降、大多数の各国政府は、実質的なドルペッグ政策に戻った。現時点では、東アジア地域の対米輸出貿易依存型の体質から脱出することは非現実である。「米ドル依存体制」から脱却するためには、地域資本・金融市場における「域内還流型資金循環体制」の構築を初めとして、地域金融統合を目指すための更なる推進策が欠かせないであろう。

3-2 地域金融協力における「開かれた国益」という視点の必要性⁵³⁹

序論に始まり、以上の結論によって米ドル本位制を中心とする「金融グローバリズム」の展開は、東アジア地域に外部から豊富な資本をもたらしてきたものの、世に知られる東アジアの経済的奇跡と言う表層現象の背後には、諸国の膨大な外貨準備高や貯蓄の名義の下に、実質的に「基軸通貨」である米ドルに支配されている。2つの流動性危機の勃発を契機に、米国が積極的に推進した金融グローバル化に大きな影が見えるようになった。そのため、こうした「米ドルのグローバル化」の波の中で、「地域金融協力」というイデオロギーは、「米ドル化」を阻止しながら、新たな金融地政学の体系化に基づいて東アジア地域の金融協力を一層促していくことである。その新しい視点の構築は、決して狭い一国の利益枠を巡ることではなく、地域益に代表される「集团的利益の保証」を中心に進めていくべきであろう。米ドルとの非対称的依存関係への対応は、東アジア地域諸国にとって、「集团的な地域益」となる。それに加えて、ASEAN+3メンバー国間の複合的な相互依存は、諸国間における金融協力政策の共通化に対して有利な経済構造となっている。

そのため、日本政府における ASEAN+3 金融協力政策がもう一度問われよう。日本政府の地域金融協力政策を検討する上で、本研究におけるもう1つの視点として、国際関係論から考えると、経済的相互依存の地域秩序において地域協力政策と地域益と、また国家政

⁵³⁷ 韓国の統計によって、現在韓国の失業率は、実質的に既に11%超（316万）の状態となった（『韓国聯合ニュース』、2014年7月28日）。

⁵³⁸ 佐々木隆生『国際公共財の政治経済学』、岩波書店、2010年3月、337頁。

⁵³⁹ 「開かれた国益」を提出したのは、小原である。詳しくは、小原雅博『国益と外交：世界システムと日本の戦略』（日本経済新聞出版社、2007年10月、372頁）を参照。

策と国益の相互関係をいかにとらえるべきであろうかということである。以上の6章にわたる考察を踏まえると、一国の国益に基づいて制定された戦略・政策は、地域の集合的利益にも一致しなければならないと結論することとなる。財務省を中心とした日本政府は、財務省を中心とした一体化的な地域金融協力政策過程を通して、片方で「円の国際化」政策の再推進、また他方で新たな地域金融秩序の構築も積極的に進めようとした。表面上は、日本政府が ASEAN+3 体制の下で一連の国際公共政策の編成と実施によって、地域公共財での政策過程を展開させた。しかし、第3章と第4章で示したように、実質的には公共政策過程における重要な政策反省（フィードバック）が欠落していた。つまり、日本政府は国益だけを追従し、ASEAN+3 体制（AFMM+3）の他メンバー諸国の反響とその原因を見落とした。本研究のもう1つの結論は、「過剰な米ドル依存体制」から脱出し、また新たな地域金融秩序を構築するために、今後の協力政策は、「国益と地域益の合致」を目指し、「一国主義」の次元を乗り越えて、「地域益」から「根本的な国益」である「開かれた国益」を掘り出していくと言う政策視座に置くべきであると強調したい。以上のような新たな金融地政学の下で、今後、日本政府は自己利益を追求するためにも、「集团的利益」の視点に立ちながら、域内インフラ建設の資金調達で、戦略上から域内需要依存型の更なる成長を高めることを金融協力政策検討の視点に入れる必要がある。

3-3 地域公共財構造の下で日本の金融協力政策における日中連携の可能性

地域金融秩序は変容しつつある。日本政府の従来の金融協力政策を考察した上で、既存の協力政策にどんな変容と転換を求めるのか、また今後の国際公共政策をどのように定置すべきなのであろうか、という2つの大きな疑問が注目された。疑いもなく、日本政府における従来の協力政策は、国際公共財の性格である「非競合性」と「リスク分散性」を尊重する一方で、地域協力財だけの持つ「排他的性格」という特徴を過剰に強調した。しかし、地域公共財の原理を繰り返すと、地域公共財における「排他性」とは、利己主義(egoism)に基づく自らの利益(一国利益)だけを実現することではなく、協力枠内のメンバー国全体の利益を目指すために、枠外の国の利益を除外するものであると修正・理解すべきであろう。地域公共財の代表として、ASEAN+3金融協力体制は、日本を含むワシントン・コンセンサス(米国流金融資本主義)と、また米ドル依存体制の機能不全等に苦しむ東アジア諸国にとって「排他的性格」を持っている。それは、既存の基軸通貨米ドルと、また米国主導の国際機関により、東アジア金融秩序に対する支配を転換させようとするものである。このような発想に基づいて、日本政府は「地域公共財」の構築に相応しい新しい協力政策を展開させると言う新たな政策観が欠かせない。つまり、日本政府は自国利益中心主義的な近代国家ナショナリズム構造を乗り越え、東アジア他国との政策間連携を強めるべきである。「根本的な国益」に基づく協力政策原理の移転がこれからは求められる。

米国のネオリアリズムと米ドルに支配されている金融グローバル化の下で、1980年代以

降、「円の国際化」を併せた日本政府の金融政策は、1985年のプラザ合意の衝撃を境にして、いわゆる「対米政策協調路線」の促進により、国内経済バブル化を一層深刻化させながら、最後に「失われた20年」と言う戦後最大最長の不況を引き起こした。米ドルの覇権的な優位性の存在は、日本政府の対米金融政策を、進藤の言った「第2の敗戦」にまで追い詰めた⁵⁴⁰。1997年以降の日本政府の協力政策は、公共財の供給体制の主導によって、「自己利益の追求」と言う強い政治的意図が見えるように隠れている。中国を初めとする他メンバー国は、「過剰的な米ドルへの依存」に対して日本政府と共通の認識を持っているが、日本政府の政策の狙いである「円の地域的な拡大」に大きな興味を示していない。それは、ASEAN+3体制の他メンバー国の反響（受容・排斥）を抜きに、協力政策の推進はできないことを示唆する。従来の教訓を反省した上で、既存の金融協力政策の捉え直しを求めていく。上述で強調した地域主義に基づく「開かれた国益」の下で、今後の政策方針は、既存の政策枠組内での「一国主義」と異なる次元から、地域金融協力政策の更なる「地域化」を促していく。第6章の最後で指摘したように、今後の協力政策の検討には、中国政府の金融戦略と「人民元の国際化」と言う要素も組み込まなければならない。

現存の地域通貨秩序では、米ドルが絶対的支配権をもち、円と元が共に単独で新たな地域通貨秩序を創設する機能は備えていないことは明らかである。高原の指摘によると、中国政府の外交政策の動きでは、対外政策研究と担当者の中に、2つの社会思潮が潜在的に対立し、日本の動向と交差し合いながら、微妙な交差状況が展開していると考えられる⁵⁴¹。つまり、日本政府では、東アジア重視姿勢や対中協力政策が強調されれば、中国内の東アジア重視派が優勢にある。逆に、日本側で反中的な方針や、また日米安保基軸論調が強まれば、中国内の東アジア重視派が後退し、大国重視志向派が大衆により多く支持される。以上の示唆により、「人民元の国際化」政策を考えると、中国内において大国重視志向派が優位に立つと、中国政府は他国との連携ではなく、単独主義に基づき、周辺国と人民元建ての通貨決済システムに傾く可能性が高い⁵⁴²。しかし、1980年代以降の「円の国際化」（第2段階）の政策を顧みると、他国との連携や地域通貨協力の支持なしに直接的通貨の国際化により米ドルに挑戦する試みは、現状では失敗する可能性が高い。一方、中国の国内において東アジア重視派が優位に立つと、日本を中心に地域各国と協力しながら、現存の地域金融協力体制の下で「人民元の国際化」を推進していく道を歩む。中国政府による第2選択は、東アジア地域における米ドル主導下の地域通貨体制の打破に密接に繋がる。そのため、両国政府にとって、金融当局の間で通貨協力分野における連携を展開するならば、両通貨の「地域化」を促進することによって共通な利益は生まれる。主導権を巡る競

⁵⁴⁰ 進藤は、1985年プラザ合意以降、日本の対米通貨戦争の失敗を「第2の敗戦」と強調した。進藤栄一『国際公共政策：「新しい社会」へ』、日本経済評論社、2010年4月、63頁を参照。

⁵⁴¹ 『信濃毎日新聞』、2009年10月26日。

⁵⁴² 同上。

争ではなく、基本的に同一協力方向に向けた政策過程の展開が求められる。しかし残念なことに、2012年の自民党が政権奪還を実現した後、日中関係は不安定化している。安倍政権は、新たな「日・ASEAN」金融協力枠組の構築に注目し、中韓を除いたASEANとの金融協力関係を強化しようとしている。「地域益」に基づく新たな協力政策のイデオロギーの創出を目指すどころか、「日・ASEAN」の創設は、日本政府における地域金融協力戦略の方向転換を表しているのではないかと懸念する。日本政府のASEAN+3金融協力政策を巡る今後の動向を注意深く観察する必要がある。

参考文献

[日本語文献]

1. 一次資料

①財務省関係資料（予算・政策等）

財務省「日本・ASEAN 金融技術支援基金」、『政府予算一般会計（平成 2002—2010 年度）』
外国為替審議会「円の国際化について（旧答申）1985 年」、https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g398/398_a.pdf（閲覧日：2014/3/9）

財務省「外国為替等審議会答申：21 世紀に向けた円の国際化（本体）1999 年」、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a704b.htm（閲覧日：2013/7/4）

財務省「政府開発援助（ODA）の概観」、http://www.mof.go.jp/international_policy/economic_assistance/oda/oda.html（閲覧日：2013/8/4）

財務省「平成 20 年度公的金融機関予算（第 169 回国会提出）」、http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2008/index.htm（閲覧日：2013/5/16）

財務省「国際協力銀行（JBIC）が実施する円借款の概要と実績（資料編）」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/01_hakusho/ODA2001/html/siryousr30200.htm（閲覧日：2012/5/9）

財務省「平成 10 年度一般会計決算の概要（1998 年）」、http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy1998/gai01.htm（閲覧日：2014/1/12）

財務省「アジアの成長と経済回復のためのイニシアティブ（1998 年 11 月）」、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/daijin/1e050.htm>（閲覧日：2012/5/9）

財務省「経済構造改革支援のための特別円借款の概要（1998 年 12 月）」、http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.dosite.jp/j/inter/aid_yen2.html（閲覧日：2012/5/9）

財務省「アジアの民間資金活用構想（新宮澤構想の第 2 ステージ）1998 年 10 月」、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/asian_currency_crisis/new_miyazawa_initiative/index.html（閲覧日：2013/09/17）

財務省「第 3 回 ASEM 財務大臣会議議長声明（仮訳）2001 年 1 月 13—14 日」、
http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asem/asem_kobe_2001/asem03j.htm（閲覧日：2013/07/24）

財務省「神戸リサーチプロジェクト」、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asem/kobe.htm（閲覧日：2013/07/24）

財務省「ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議」和文（ポイント）、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asean_plus_3/index.htm（閲覧日：2011/12/6）

財務省「CMI のマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額」、http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/asean_plus_3/index.htm

ernational_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/CMI_2104.pdf (閲覧日 : 2012/6/8)

財務省「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化ファクト・シート」、2011年
(平成23年)12月25日、https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/dialogue/japan_china_financial_cooperation.htm (閲覧日 : 2014/3/9)

財務省「日本とASEAN各国との二国間金融協力について(2013年5月)」、http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/bilateral_financial_cooperation/20130503_cover.htm (閲覧日 : 2012/11/12)

財務省情報公開資料「ASEAN+3 財務大臣会議リサーチ・グループ支援資金(一般会計経済協力費)」(2003-2009年)

②その他政府省庁関係資料(政策・演説)

外務省情報公開資料「G7 蔵相・中銀総裁会議：米紙報道振りと気付きの点」、2012-00710-0002

外務省外交記録(情報公開資料)「アジア通貨危機支援に関する宮沢新構想」、2012-00710-0003

外務省情報公開資料「新宮澤構想について」、2012-00710-0085

外務省外交記録(情報公開資料)「我が国のアジア支援」、2012-00710-0004

外務省「東アジアにおける協力に関する共同声明(1999年11月28日)」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_obuchi/arc_99/asean99/kyodo.html (閲覧日 : 2011/12/3)

外務省「麻生外務大臣演説：わたくしのアジア戦略」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/17/easo_1207.html (閲覧日 : 2013/07/29)

外務省「日本国政府作成の論点ペーパー(仮訳)」、www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/jpn_01.pdf (閲覧日 : 2013/07/20)

外務省「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言(仮訳)2005年12月」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean05/eas_y.html (閲覧日 : 2013/07/21)

外務省「アジアの明るい未来の創造に向けて：ベトナム国際関係学院における小淵総理大臣政策演説(1998年12月16日)」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1216.html (閲覧日 : 2012/10/16)

「平成十七年一月二十一日 衆議院会議録第一号(一)、小泉内閣総理大臣の施政方針に関する演説」、『官報(号外)』、2005年。

内閣府「緊急経済対策の進捗状況と今後の予定(表)」(平成11年4月)、<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/1999/19990423b-followup2.html> (閲覧日 : 2012/5/9)

首相官邸「小泉総理大臣のASEAN諸国訪問における政策演説(2002年1月14日)」、<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/01/14speech.html> (閲覧日 : 2013/07/15)

首相官邸「新成長戦略について（平成 22 年 6 月 18 日）」、www.kantei.go.jp/jp/sinseichouse/nryaku/sinseichou01.pdf（閲覧日：2013/08/04）

首相官邸「鳩山総理によるアジア政策講演：アジアへの新しいコミットメント：東アジア共同体構想の実現に向けて（2009 年 11 月 15 日）」、<http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200911/15singapore.html>（閲覧日：2013/5/9）

内閣府「総合経済対策（1998 年 4 月 24 日）」

内閣府「緊急経済対策（1998 年 11 月 16 日）」

内閣府「日本再生戦略について（平成 24 年 7 月 31 日）」

白川方明（日本銀行総裁）「政策講演：アジアにおける金融：バンキング・ビジネスと資本市場」、2012 年 2 月 9 日

③公的金融機関等の関係資料

JBIC『株式会社国際協力銀行年次報告書 2012』

JBIC『2004 年度の業務概況』、2005 年

JBIC「国際協力銀行経営責任者定例会見概要（2010 年 8 月）」、<https://www.jbic.go.jp/ja/about/pr-conf>（閲覧日：2013/8/10）

JICA「平成 20 年度 業務実績報告書」、2009 年 6 月

JICA「課題別方針（金融）」（最終版）、2009 年（平成 21 年）11 月

星文雄「アジアの債券市場育成に向けた国際協力銀行（JBIC）の取組み」、2006 年 10 月 3 日開催第 10 回山本委員会での講演

経団連「円の国際化に向けて－貿易決済通貨としての円の国際化について（2000 年 3 月）」（政策資料）、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/007/shiryoy1.html>（閲覧日：2013/7/2）

『輸出補償法関係法規（昭和 7 年）』、1930 年

『JBIC 銀行法』、1999 年 4 月 23 日

『株式会社国際協力銀行法（平成 23 年）』、2011 年 4 月 28 日

④会議配布資料、議事録等その他

多賀秀敏「社会現象の記述・分析・予測のパターン」、早稲田大学 21 世紀 COE シンポジウム配布資料、2007 年 2 月

財務省「東アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）について」（第 20 回アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会配布資料）、2005 年 5 月

財務省国際局「東アジアにおける地域金融協力」、「関税・外国為替等審議会外国為替等分科会（第 22 回アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会）配布資料」、2007 年 6 月 8

日

井戸清人（元財務省国際局次長）「アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会第 19 回議事録」、2003 年 3 月

財務省国際局「チェンマイ・イニシアティブ（CMI）の枠組における二国間通貨スワップ取極の現状（2009 年 4 月）」、『関税・外国為替等審議会外国為替等分科会アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会配布資料』（第 23 回）

財務省・近畿財務局「多極的な国際金融センターの育成に関するシンポジウム」（議事録）、平成 15 年 9 月 10 日

財務省「外国為替等審議会：第 5 回円の国際化専門部会議事要旨（1998 年 10 月）」、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/gaitame/gijiyosi/1a008e5.htm>（閲覧日：2013/7/3）

「第 174 回国会参議院財政金融委員会会議録第 4 号」、2010 年 3 月 19 日

日本銀行「政策委員会・金融政策決定会合議事録」、2003 年 5 月 19—20 日

2. 二次資料

① 政府関係資料（評価書・報告書、政府委託調査等）

大蔵省「大蔵省国際金融局年報（第 1 回）」、1978 年（昭和 52 年版）

大蔵省『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』、1984 年

大蔵省「大蔵省国際金融局年報（第 10 回）」、1986 年（昭和 61 年版）

大蔵省「大蔵省国際金融局年報（第 11 回）」、1987 年（昭和 62 年版）

通産省「輸出入決済通貨建動向調査（平成 7 年 3 月分）」、1996 年

財務省「財政投資レポート（平成 9 年度）」、1997 年

外国為替等審議会アジア金融・資本市場専門部会（平成 10 年 5 月 19 日）「アジア通貨危機に学ぶ：短期資金移動のリスクと 21 世紀型通貨危機」、『外国為替等審議会報告書』、1998 年

外務省経済協力局編『ODA 白書：わが国の政府開発援助（上巻）』、財団法人国際協力推進協会、1998 年

財務省経済協力局編「ODA 白書：わが国の政府開発援助（上巻）」、財団法人国際協力推進協会、1998 年

財務省「円の国際化専門部会中間論点整理」、1998 年 12 月

外務省『外交青書 1998』（第 1 部）、1999 年

国際協力事業団編『国際協力事業団 25 年史』、1999 年

経済企画庁「平成 10 年度年次経済報告」、1999 年

外務省『アジア経済再生ミッション』報告書（1999 年 11 月）』、

- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiakeizai/saisei/1-1.html#8> (閲覧日 : 2013/12/12)
- 外国為替等審議会 (財務省) 『アジア経済・金融の再生のための専門部会報告書 (1999 年 4 月)』、http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gaitame/report/1a706/houkokuf.htm (閲覧日 : 2013/10/28)
- 内閣府財団法人日本総合研究所「国際経済協力の実施にあたって:我が国の国益の考え方」、『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』、2000 年 3 月。
- 財務省「円の国際化推進研究会中間論点整理」、2000 年 6 月
- 日本国際問題研究所『ビジョン 2020 : 日・ASEAN 協議会 (賢人会議)』、2000 年 10 月。
- 経済同友会『「円の国際化」に関するアンケート調査』、2001 年
- 国際通貨研究所 (財務省委託調査) 『国内輸入関連業者に対する実地調査』、2001 年 2 月
- 総合研究開発機構 (NIRA) 『東アジアにおける通貨政策の連携とその深化』 (NIRA 研究報告書)、2001 年
- 財務省「我が国のアジア通貨危機支援の政策評価」 (外部評価)、『平成 14 年度総合評価書』、2002 年 6 月
- 日越共同研究日本側アカデミック・グループ (JICA) 『日越共同研究の自己評価中間報告』、2002 年。
- 株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル (外務省委託) 『アジア通貨危機支援評価最終報告書』、2002 年
- 財務省「円の国際化推進研究会座長とりまとめ」 (報告書)、2003 年 (平成 15 年)。
- 財務省『円の国際化推進研究会報告書』、2003 年 6 月
- 財務省「平成 14 年度政策評価書」、2003 年 (平成 15 年)
- 財務省『平成 15 年度政策評価書』、2004 年 (平成 16 年)
- 森純一『ベトナムの国債市場整備にかかわる技術協力』、国際通貨研究所 (財務省委託調査)、2004 年
- ADB 『日本特別基金年次報告書 2003 年』、2004 年
- 経済産業省『通商白書 2003』、2004 年
- 桂井太郎・小林誉明「ベトナムにおける石川プロジェクトを事例として」、『グローバリゼーション下のアジアと日本の役割』 (JICA 報告書)、2006 年
- 首相官邸『海外経済協力に関する検討会報告書』、2006 年
- 小浜裕久「アジア通貨危機と IMF」、『IMF と開発途上国調査研究報告書』、アジア経済研究所、2007 年
- 財務省委嘱調査『中国の人民元国際化に向けた動きに関する調査』、野村資本市場研究所、

2009 年

財務省『平成 20 年度政策評価書』、2009 年（平成 21 年）6 月

財務省『平成 21 年度政策評価書』、2010 年（平成 23 年）6 月

外務省「外務省政策評価書（平成 22 年度）」、2011 年

片田さおり「東アジア金融協力：二つの経済危機から学ぶアジアと日本のこれからの指針」、
『平成 22 年度外務省国際問題調査研究・提言事業報告書』、2011 年

柏原千英編『アジア域内金融協力再考：進展と課題（JETRO 調査研究報告書）』、アジア
経済研究所、2012 年

② 著書

藤岡真佐夫『新展開する国際金融』、金融財政事情研究会、1978 年（昭和 52 年）12 月

細見卓『激動する国際通貨』、時事通信社、1982 年

大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 伝記編』、大平正芳回想録刊行会 1982 年 6 月

大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 資料編』、大平正芳回想録刊行会 1982 年 6 月

中野実編著『日本型政策決定の変容』、東洋経済新報社、1986 年

猪口孝、岩井康信『「族議員」の研究』、日本経済新聞、1987 年

島野卓爾・荒木信義『円新時代：日本経済の将来を展望する』、有斐閣選書、1987 年

高柳先男『パワー・ポリティクス』、有信堂高文社 1991 年

佐野晋一、白石乗義・田谷禎三共訳『国際化時代の自由秩序：—モンペルラン・ソサエテ
エの提言』（ミルトン・フリードマン、ジェームズ・M・ブキャナン等著）、春秋社 1991
年

奥田宏司『ドル体制と国際通貨』ミネルヴァ書房、1996 年

今松英悦・上川孝夫『円の政治経済学：アジアと世界システム』、同文館、1997 年

石黒馨、小林誠訳『覇権後の国際政治経済学』、晃洋書房、1998 年

上川孝夫・新岡智・増田正人編『通貨危機の政治経済学』、日本経済評論社、2000 年

今井正幸『国際開発金融：途上国への公的融資の仕組みと実施機関』、亜紀書房、2001 年

本山美彦『ドル化：米国金融覇権の道』、シュプリンガー・ジャパン、2001 年

貝塚啓明、『財政学』、東京大学出版会、2003 年

近藤健彦『アジア共通通貨戦略：日本「再生」のための国際政治経済学』、彩流社、2003
年

神余隆博『国際危機と日本外交』、信山社、2005 年

橋本優子『アジア通貨危機を超えて：危機の背景と影響、協力体制への模索』、財団法人
三菱経済研究所、2006 年

谷口誠『東アジア共同体：経済統合のゆくえと日本』、岩波新書、2007 年

- 小原雅博『国益と外交：世界システムと日本の戦略』、日本経済新聞出版社、2007年
- 奥田宏司『円とドルの国際金融：ドル体制下の日本を中心に』、ミネルヴァ書房、2007年
- 伊藤隆敏、小川英治、清水順子編著『東アジア通貨バスケットの経済分析』、東洋経済新報社、2007年
- 清水聡『アジアの域内金融協力：金融「地産地消」モデルの模索』、東洋経済新聞社、2009年
- 進藤栄一『国際公共政策：「新しい社会」へ』、日本経済評論社、2010年
- 黄偉修「李登輝初代直接民選総統時代の大陸政策決定過程：政策過程ネットワークからの分析」、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文、2010年
- 飯田幸裕、大野裕之、寺崎克志著『国際公共経済学』、創成社、2010年
- 鳥谷一生『国際通貨体制と東アジア』、ミネルヴァ書房、2010年
- 今松英悦『世界金融危機日中の対話：円・人民元・アジア通貨金融協力』、春風社、2010年
- 中條誠一、塩見英治等編『東アジア地域協力と経済・通貨統合』、中央大学出版社 2011年
- 長谷川祐輔『日本信託基金の現状と日本のコンサルタント企業への示唆』、一般財団法人国際開発センター、2011年
- 井上寿一『NHK さかのぼり日本史外交篇「1」戦後：経済外交の軌跡』、NHK出版、2012年
- 福田耕治『国際行政学：国際公益と国際公共政策』、有斐閣ブックス、2012年
- 森川祐二『東アジア地域形成の新たな政治力学：リージョナリズムの空間論的分析』、国際書院、2012年

③ 論文

- 細谷船博「対三極外交をいかに進めるか：東アジア安全共同体の提唱」、『中央公論』、1973年6月、89-115頁
- 大蔵省大臣官房総合政策課編「総合経済対策：経済対策閣僚会議」、『調査月報』、1983年9月、1-26頁
- 堀内昭義「ユーロ円市場と国内金融市場：金融政策への影響は」、『経済セミナー』、1986年1月号、34頁
- 須田美矢子「円の国際化と金融政策の効果：ユーロ円市場の分析」、『専修経済学論集』、1986年2月、136頁
- 吉田和男「国際公共財試論：パックス＝アメリカーナから国際協調時代へ」、『ファイナンシャル・レビュー』、1989年12月、18頁
- 後藤一美「援助対応を中心とした日本の国際運営の課題」、『日本・アメリカ・ヨーロッパ

- の開發協力政策』、アジア経済研究所、1992年、63-65頁
- 井堀利宏「国際公共財の明確化と日本の役割」、『日本経済研究センター会報』、1993年5月
- 野口卓、佐々木宏夫「特殊法人等が発行する非政府保証債の『暗黙の政府保証』についての一考察」、『フィナンシャル・レビュー』第49号、1999年3月、172-173頁
- 内田勝敏「アジアの通貨危機と円の国際化：アジア経済における円の役割」、『東海学園大学研究紀要』、1999年3月
- 奥田宏司「円の国際化と国際通貨化について：通産省と大蔵省の中間報告への論評と展望」、『立命館国際研究』、1999年3月、383-398頁
- 篠原興「地域協力としてのアジア通貨機構：構想実現へ求められる日本のリーダーシップ」、『日本経済研究センター会報』、1999年12月、9頁
- 藤本茂「国際公共財としてのIMF・世界銀行」、『海外事情』2000年1月号、6頁
- 奥田宏司「円の国際通貨化とドル体制からの離脱の展望」、『立命館国際研究』、2000年7月、25頁
- 梶山恵司「アジアにおける資金仲介機能の整備：円資金の有効利用に向けて」、『FRI Review』、2000年10月、85-86頁
- 山上宏人「円の国際化とアジア通貨危機：為替審答申『21世紀に向けた円の国際化』をめぐって」、『神戸外大論叢』、2001年9月、15頁
- 中條誠一「アジアにおける円の国際化」、『経済学論集（中央大学）』、2001年9月、184頁
- 長尾悟「国際政治学における政策決定アプローチの現状と課題：日本の外交政策に関する一試案」、『公共政策研究1』、2001年10月、80頁
- 廣野良吉「わが国ODA政策の展開：半世紀の総合評価の一試論」、『都市問題研究』、2001年10月号
- 奥田宏司「円の国際通貨化に関する外為審諸文書等の検討」、『立命館国際研究』、2001年12月、54頁
- 福居信幸「東アジアにおける地域サーベイランス・メカニズムの現状と将来像」、『国際経済金融論考』、国際通貨研究所、2002年、1頁
- 日本労働党中央委員会「ペテン的な小泉政権のASEAN外交：米国追従脱し、アジアとの真の共生を」、『労働新聞』、2002年2月
- 福居信幸「神戸リサーチ・プロジェクト」、『国際金融トピックス（No.29）』、2002年6月
- JICA「第四章 国際情勢の激変、アジア通貨危機への対応（1991年度-1999年度）」、『海外経済協力基金史』、2003年3月、80頁
- 山影進編「通貨・金融協力とFTAに見る日本の東アジア地域形成戦略」、『東アジア地域

- 主義と日本外交』、日本国際問題研究所 2003 年 7 月、166 頁
- 山影進編「序：東アジア地域主義と日本・ASEAN パートナーシップ」、『東アジア地域主義と日本外交』、日本国際問題研究所、2003 年 7 月、3-6 頁
- 伊東和久「アジア通貨危機後の東アジアの国際金融協力」、『国際貿易と投資』(No.54)、2003 年冬、86 頁
- 大野正智、福田慎一「貿易契約通貨の決定メカニズムー東アジアにおける「円の国際化」の視点から」、*ESRI Discussion Paper Series No.86*、2004 年 2 月
- 小川英治・清水順子「アジア債券ファンドのリスク特性」、『一橋大学リポジトリ』、2004 年 5 月、18 頁
- 古屋力「通貨選択における慣性(inertia)と円の国際化」、『国際金融トピックス』(国際通貨研究所)、2004 年 7 月
- 高橋宏太郎「JICA における経済政策・金融分野への支援の本格化」、『金融資本市場ネットワーク』、2004 年 7 月、8 頁、www.devforum.jp/network/finance/doc/040720DC.pdf (閲覧日：2013/12/10)
- 福島清彦「東アジアの統合と復興」、『知的資産創造』、2004 年 9 月号、5 頁
- 外務省「外交戦略としての経済協力：日本の ODA は何を指しているか」、『外交フォーラム特集 ODA50 周年：外交戦略としての経済協力』、都市出版、2004 年 10 月、11 頁
- 大島英樹、文正仁「『テポドン問題』と三国間協調」、『日韓国際政治学の新天地：安全保障と国際協力』、慶応義塾大学出版会、2005 年、159-160 頁
- 坊野成寛「東アジアを巡る地域主義と国際地域統合理論の考察」、『政策科学 12-2』、2005 年 1 月、73 頁
- 井堀利宏「国際公共財の供給と各国の経済厚生」、『ファイナンシャル・レビュー』、2005 年 2 月、36 頁
- 河合正弘「序文」、『ファイナンシャル・レビュー (特集：国際公共財の財政学)』、2005 年 2 月、2 頁
- 浦出隆行「アジア債券市場育成を巡るこれまでの経緯及び近時の動向について」、『資本市場クォーターリー』、2005 年夏、124 頁
- 竹内淳「アジアの債券市場育成とアジアボンドファンド」、『日本銀行調査季報』10 月号、2005 年
- 廣野良吉「日本の外交政策と ODA：半世紀の経験と将来への展望」、『国際問題』、2005 年 11 月号
- 柏原千英「東アジア地域における金融協力フレームワークの進展と課題：ASEAN+3 における取組みを中心として」、『東アジアの挑戦ー経済統合・構造改革・制度構築』、アジア経済研究所、2006 年、427 頁

- 寺崎克志「国際公共財概念に関する一考察」、『総合科学研究（目白大学）』、2006年2月、33頁
- 陳虹「東アジア債券市場の育成について：日本の経験を中心として」、日本貿易振興機構アジア経済研究所 Series No.410、2006年3月、2頁
- 松井一彦「東アジア共同体と日本」、『立法と調査』（参議院）、2006年4月、3頁
- 松井新介「国際協力銀行改革と ODA 実施体制の見直し」、『立法と調査』、参議院事務局、2006年5月、66-72頁
- 佐藤考一「東アジア共同体構想と日本」、『アジア研究 VOL52』、2006年7月、6頁
- 参議院調査室「政府系金融機関の問題点の検証」、『経済のプリズム（第26号）』、2006年7月、15頁
- 藤木剛康、河崎信樹「東アジア共同体構想と小泉外交」、『研究年報（和歌山大学経済学会）』、2006年（第10号）、31頁
- 清水聡「東アジアの域内クロスボーダー債券取引を促進するための課題」、『環太平洋ビジネス情報 Vol.7 No.25』、2007年、100頁
- 清水聡「アジア諸国における社債発行促進の必要性と課題」、『環太平洋ビジネス情報 RIM』No24、2007年、112頁
- 石原洋介「東アジアにおける金融安定化への課題」、『地研年報』、2008年3月、34頁
- 吉岡孝昭「ASEAN+3における金融システムの安定性と金融協力体制」、『国際公共政策研究』第13巻第2号、2009年3月、36頁
- 小川文雄「1980年代後半の国際経済の発展と国際会計の動向」、『名古屋学院大学論集社会科学篇』、2009年3月、17頁
- 張明「世界的金融危機の中の中国の新しい国際金融戦略」、『季刊中国資本市場研究』、2009年夏、5頁
- 西川健士（大臣官房総合政策課課長補佐）「経済危機対策：危機克服と将来の成長力強化に向けて」、『ファイナンス』、2009年6月、7頁
- 西山香織（地域協力課企画係長）「アジアの地域金融協力」、『ファイナンス』、2009年6月、57頁
- 鳩山由紀夫「私の政治哲学」、『Voice』9月号、2009年8月、132頁
- 中達啓示「東アジア金融統合の国際政治」、『国際政治 158：東アジア新秩序への道程』、2009年12月、58-60頁
- 井堀利宏「安全保障の経済分析」、『ファイナンシャル・レビュー』、2009年12月、38頁
- 安達啓祐、大津健「アジア通貨基金（AMF）構想について」、ISFJ政策フォーラム発表論文、2009年12月、8頁
- 滝川好夫「公的金融の入口・出口改革論の再考：官による民への圧迫 VS 私による公への

- 貢献』、『平成 23 年度 貯蓄・金融・経済研究論文集』、2010 年 3 月
- 武井哲也「JBIC に求められる役割と機能強化の必要性：株式会社日本政策金融公庫法改正案」、『立法と調査』、2010 年 9 月
- 大久保誠人「円の国際化か、元の国際化か：アジア通貨協力の国内政策立案過程比較」、『早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点』』、2010 年 10 月、8 頁
- 清水聡「世界金融危機後のアジア債券市場整備の意義と課題」、『環太平洋ビジネス情報』2010 年 10 月
- 呉曉求主筆・中国人民大学金融証券研究所「国際通貨体制改革：一極型の維持か多極型への移行か」、東京国際研究クラブ『季刊中国資本市場研究』、2010 年冬号
- 栗原毅「ASEAN+3 地域金融協力：10 年の成果と今後の課題」、『国際金融』1228 号、2011 年、2 頁
- 高橋洋一「政策金融改革を潰し、天下り金融機関を復活させる菅政権の噴飯」、『現代ビジネス』、2011 年 2 月
- 小川英治「通貨政策（国際金融政策）の変化」、『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策（第 3 巻『国際環境の変化と日本経済』）』、内閣府経済社会総合研究所、2011 年 3 月、172 頁
- 岩田一政監修「世界経済・金融の安定に向けた日本の対応に関する提言」、『エグゼクティブ・サマリー』（日経・CSIS バーチャル・シンクタンク国際金融危機対応タスクフォース）、2012 年 5 月、13 頁
- 森川祐二「東アジア通貨協力と『通貨主権』」、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院、2012 年 5 月、352 頁
- 関根栄一「日中金融協力の解説と今後の展望」、『資本市場』、2012 年 6 月、43-45 頁
- 藤田昌三「貿易保険制度の変遷と改革の動き」、『立法と調査』、参議院事務局、2012 年 7 月、60-61 頁
- 日本総研（調査部）「日本再生戦略の評価と課題」、『政策観測』、2012 年 8 月
- 岡野進「日本円・中国元直接取引の開始」、『東洋経済統計月報』、2012 年 9 月、3 頁
- 清水聡「アジア金融統合の現在：金融の安定化と域内内需の促進」、『環太平洋ビジネス情報 RIM Vol.12』、2012 年 12 月、79-82 頁
- 植田賢司「拡大するオフショア人民元市場と東京市場の将来」、『国際通貨研究所 newsletter』、2012 年 12 月、3 頁
- 村瀬哲司「急拡大する円・人民元直接為替取引と若干の問題点」、『国際通貨研究所 newsletter』、2012 年 12 月 24 日
- 榊原英資「国際マネーの攻防 榊原英資前財務官の回想記」、<http://homepage2.nifty.com/sug>

jpn/sakakibarafile/money7.htm (閲覧日 : 2013/12/02)

④ 新聞紙

「貿易保険、外貨建て債券発行にも付与 経産省」、『日本経済新聞』、2012年5月10日付、朝刊

「日韓通貨スワップ縮小、日本は経済大国にあるまじき態度」、『中央日報(日本語)』、2012年10月10日付、朝刊

「米国従属経済 金融①円ドル委員会が口火」、『しんぶん赤旗』2012年9月18日付、日刊

「日本円・人民元直接取引開始から1年、1日当たりの取引額は1150億円」、『新華網(日本語版)』、2013年6月16日付、<http://www.xinhua.jp/socioeconomy/economy/349256/> (閲覧日 : 2014/5/12)

⑤ 統計データ関係

日本銀行「資金循環統計」(1997-2003年)

日本銀行「主要時系列統計データ(1985年度月次)」

通産省『輸出入決済通貨建動向調査』(1991-1996年)

通産省『輸出入報告通貨建動向』(1991-1996年)

財務省『貿易取引通貨別比率』(1991-1996年)

財務省『貿易統計輸出入額の推移(地域(国)別)』(2000-2006年)

日本銀行「BIS 国際資金取引統計および国際与信統計の日本分集計結果」(1991-2001年)

外務省「国別援助実績 1991年-1998年の実績 I 東アジア地域」、「国別実績データ 2002年度版」

財務省「対外及び対内直接投資状況」(1991-2001年)

外務省『東アジア地域に対する我が国二国間 ODA の形態別・国別・年度別実績』、2002年。

財務省 2008年版 政府開発援助(O DA) 参考資料集(円借款実績)

2012年版 政府開発援助(O DA) 参考資料集(円借款実績)

外務省『政府開発援助(O DA)白書 2001年版(資料編)』、2002年

外務省『政府開発援助(O DA)白書 2004年版(資料編)』、2005年

東京外国為替市場委員会「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の結果について(2012.7-2014.1年)

財務省「対外及び対内証券売買契約等の状況」(2000-2013年まで)

財務省「貿易統計（外国為替相場）」（2002—2012 年まで）

World Bank, *International Debt Statistics 2013*

World Bank, WBI (Official exchange rate) (2002—2012)

IMF, Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves 1995-2012(COFER)

World Bank, *World Debt Tables*, Vol.1, 1995-1996, 1997-1998, 1998-1999

[英語文献]

Richard C.Snyder, *The Most-Favored-Nation Clause*, King's Crown Press, Columbia University, 1948

Hans J. Morgenthau, *In Defense of the National Interest: A Critical Examination of American Foreign Policy*, Alfred A Knopf, 1st edition, 1951

K. W.Deutsch, S. A. Burrell, et al., *Political Community and the North Atlantic Area*, Princeton: Princeton U. P., 1957

Béca Balassa, *The Theory of Economic Integration*, Richaed D. Irwin, 1961

J. D. Singer, *The Level of Analysis Problem in International Relations, The International System*, Princeton: Princeton U. P. ,1961

E. B. Haas, *Beyond the Nation-State: Functionalism and International Organization*, Stanford: Stanford U. P. , 1964

Graham T. Allison, “Conceptual Models and the Cuban Missile Crisis”, *American PoliticalScience Review*, Vol. 63, No.3, 1969.9

James N. Rosenau, *The Scientific Study of Foreign Policy*, Free Press, 1971

Graham T. Allison, *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*, Little, Brown, 1971

Kindleberger, *The World in Depression: 1929–1939* , University of California Press, 1973

Sandler, Loehr, and Cauley, *The political economy of public goods and international cooperation* , University of Denver 1978

Kenneth Neal Waltz, *Theory of International Politics*, Addison-Wesley Pub. Co., 1979

R.O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton University Press, 1984

Kindleberger, “International Public Goods without International Government”, *American Economic Review*, M arch 1986

Paul Krugman, “Pricing To Market When The Exchange Rate Changes”, *Nber Working Paper Series*,1986/3

Mark.A. Boyer, *International Cooperation and Public Goods, Opportunities for the WesternAlliance*, Johns Hopkins University Press, Baltimore and London, 1993

Louse Fawcett and Andrew Hurrel, *Regionalims in World Politics: Regional Order*, Oxford,1995

Gamble, Andrew.,and Payne, Anthony., *Regionalism and World Order*, London: Macmillan,1996

Corens, R and T. Sandler, *The Theory of Externalities, Public Goods, and Club Goods 2nd*,

- Cambridge University Press, 1996
- James Harold, *International Monetary Cooperation Since Bretton Woods*, Washington D.C.: International Monetary Fund (IMF), 1996
- Mahathir Mohamad, *Higwaymen of the Global Economy*, Wall Street Journal, 9/23/1997
- Susan Strange, *Mad Money: from the Author of Casino Capitalism*, Manchester University Press, 1998
- Kaul, Grunberg and Stern, *Global public goods : international cooperation in the 21st century*, Oxford Univ Pr on Demand 1999
- Thomas Crampton, “East Asia Unites to Fight Speculators”, *International Herald Tribune*, 2000/5
- Shulz, Michael., Soderbaum, Fredrik., and Ojendal, Joakim., *Regionalizaion in a GlobalizingWorld: A Comparative Perspective on Forms, Actors and Processes*, London: Zed Books, 2001
- ASEAN Secretariat, *Agreement On The Establishment Of The ASEAN+3 Finance Cooperation on Fund (2002)*, <http://www.asean.org/news/item/agreement-on-the-establishment-of-the-asean3-finance-cooperation-fund> (閲覧日 : 2013/9/8)
- Asian Development Bank, *Post-Crisis Development Paradigms in Asia*, 2003
- Haruhiko Kuroda, “Emerging Asia in the Global Economy: Prospects and Challenges”, *Wall Street Journal*, 2006/2/17
- Anthony Rowley, “Chiang Mai Initiative Reform Expected Today: ADB President Welcome Move as It Makes Asia Safer in the Long Run”, *The Business Times Singapore*, 2007/5.
- Masahiro Kawai & Cindy Houser, *Evolving ASEAN +3 ERPD: Towards Peer Reviews or Due Diligence*, ADB Institute, 2007/9
- Christopher. M. Dent, *East Asian Regionalism*, Routledge, 2008/1/24
- Paul Krugman, China’s Dollar Trap[N]. *New York Times*, 2009/4/3
- Yukio Hatoyama, New Path for Japan, *The New York Times (on line)*, 2009/8/26
- Reinhart, Carmen M, and Kenneth S. Rogoff, *The Aftermath of Financial Crises*, American Economic Review, Vol. 99, 2009
- Jeffrey R. Bogen and Jessica M. Hanson, *Annual Revision of the U.S. International Transactions Accounts 2011*, Survey of Current Business (BEA), 2012/6

[中国語文献]

- 宋均营：《鸠山“东亚共同体”构想评析》，《全球视野理论月刊》2010年第6期
- 李维刚：《日元国际化：进程、动因、问题》，《日本学刊》2001年第2期
- 関志雄：《亚洲货币一体化研究》，中国财政经济出版社、2003年
- 徐奇渊、李婧：《国际分工体系视角的货币国际化》，《世界经济》，2008年第2期
- 张斌、何帆：《亚洲货币单位对东亚货币合作和人民币汇率改革的影响》，《管理世界》，2006

年第 4 期

周小川：《关于改革国际货币体系的思考》、中国人民銀行、2009 年 3 月、http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-03/24/content_11060507.htm（閲覧日：2014/7/11）

謝辞

本論文の作成に当たって、次の方々のご支援・ご指導を受けた。ここに記して、厚く感謝を申し上げる次第である。故林華生先生（早稲田大学アジア太平洋研究科教授）、山岡道男先生（早稲田大学アジア太平洋研究科教授）、谷口誠先生（桜美林大学北東アジア総合研究所特別顧問・評議委員）、篠原初枝先生（早稲田大学アジア太平洋研究科教授）、杜進先生（拓殖大学教授）、蔡建国先生（同济大学政治と国際関係学院教授・上海市政府政策顧問）、松本理可子さん（早稲田大学アジア太平洋研究科後期博士課程生）。

まず、ここをもちまして故林華生先生にここから敬意を表します。誠に残念で痛恨極まりませんが、今年4月、自分の論文がほとんど完成される処に、林華生先生が急に亡くなりました。入学以来の指導教員として、林華生先生は、論文テーマの決定、研究の考え方、まとめ方法等全てにおいて、長期にわたって厳しくも熱意のあるご指導、ご鞭撻していただいた、故林華生先生に厚く御礼申し上げます。

また、山岡道男先生と谷口誠先生にも感謝の気持ちを伝えたいです。林華生先生が亡くなった後、自分の指導教員となっていただきまして、特に論文の書き方において幼稚な私の論文を、最初から最後まで読んでいただき、指導していただきまして、大変ご苦勞をかけてしまいました、山岡道男先生に心よりお詫びを申し上げます。そして、論文を提出する前に、桜美林大学にある谷口誠先生の研究室にも度々お邪魔致しました。副指導教員の谷口誠先生には、本論文を完成させるにあたって、大変有意義かつ的確なご意見をいただき、心から深く御礼申し上げます。

更に、執筆に行き詰まった際には、篠原初枝先生、杜進先生、蔡建国先生の方々から多くの有益なアドバイスをいただき、深く感謝しております。

一方、論文の日本語の修正にご協力いただきました松本理可子さんにも心より感謝しております。

最後に、私を励まし続けてくれた家族と友人たちにも、重ねて感謝申し上げます。